木と生きる幸福

住友林業

For Sustainable Development Goals

住友林業グループ
サステナビリティレポート 2022

Contents

002 トップコミットメント

005 サステナビリティ活動ハイライト

005 重要課題1
006 重要課題2
007 重要課題3
008 重要課題4/重要課題5
009 重要課題6
010 重要課題7/重要課題8
011 重要課題9

012 住友林業グループの経営理念とサステナビリティ経営

013 経営理念とサステナビリティ経営
024 サステナビリティに関わる各種方針・考え方
025 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題
030 SDGsへの貢献と重要課題
住友林業グループ中期経営計画
036 サステナビリティ編2024
036 重要課題1 森林経営による「森」と「木」の価値向上
039 重要課題2 「森」と「木」を活かしたカーボンニュートラルの実現
044 重要課題3 「森」と「木」を活かしたサーキュラーバイオエコノミーの実現
048 重要課題4 広く社会に快適でぬくもりある空間の提供
050 重要課題5 事業を営む地域の人々の暮らしの向上
053 重要課題6 働く人が活き活きできる環境づくり
059 重要課題7 「森」と「木」の新たな市場の創出
061 重要課題8 DX・イノベーションによる市場の変革
063 重要課題9 強靭な事業体制の構築
065 住友林業グループ中期経営計画 サステナビリティ編2021の実績
083 ステークホルダーエンゲージメント

092 住友林業グループの事業とESGへの取り組み

093 事業の全体像
094 木材建材事業
098 住宅・建築事業
101 海外住宅・不動産事業
105 資源環境事業
109 生活サービス事業
111 研究開発

113 環境

114 環境マネジメント
125 気候変動への対応
170 持続可能な森林経営
198 持続可能な森林資源の活用
206 生物多様性の保全
221 資源保全及び廃棄物排出削減
238 汚染の防止
249 水資源の有効利用
252 環境関連データ

271 社会

272 人権
278 ダイバーシティ&インクルージョン
303 ワーク・ライフ・バランス
315 労働安全衛生
334 製品・サービスの安全及び品質管理
352 お客様とのコミュニケーション
362 地方創生に資する事業の取り組み
364 サプライチェーンマネジメント
390 社会貢献
416 社会性関連データ

425 ガバナンス

426 コーポレートガバナンス
440 リスクマネジメント
449 コンプライアンス
454 税務
456 事業継続マネジメント
459 情報セキュリティ/DX
462 知的財産管理
463 責任ある広告・宣伝
465 株主還元とIR活動

469 その他情報

470 社外からの評価
476 編集方針
478 新型コロナウイルス感染症に関する取り組み
479 SASB対照表
481 GRIスタンダード対照表／第三者保証報告書

報告範囲・発行日

報告対象組織：住友林業と連結子会社及び一部持分法適用会社を報告対象としています。なお、環境データは、特別な注記がない限り、国内外の関係会社を含めたグループ会社が集計の対象となります。対象組織範囲及び算定範囲は下記のとおりです。
※ 本文では、「住友林業」は住友林業株式会社を指し、「住友林業グループ」は国内・海外の連結子会社及び一部持分法適用会社を含む
▶ グループ会社一覧
▶ 環境データ集計の範囲と方法について（マテリアルバランス）

発行時期：2022年8月

報告対象期間：国内&海外：2021年1月～2021年12月
※ 国内外の報告の一部に、それ以前からの取り組み及び2021年12月以後の活動と将来の見通しを含む
なお、データ集計期間が上記と異なる場合はその旨注記している

お問い合わせ先：住友林業株式会社 サステナビリティ推進部　**TEL：**03-3214-3980　**URL：** https://sfc.jp

トップコミットメント

トップコミットメント

目指すべき姿を描いた長期ビジョンを策定

2050年の脱炭素社会実現を見据えて、住友林業グループは目指すべき姿を定めこの2月に発表しました。地球環境、人々の暮らしや社会、市場や経済活動に価値を提供することで、将来世代を含むあらゆる人々や生き物たちにとって地球が快適な住まいとして受け継がれていくことを目指します。「今すぐ」行動し成果を出すことが何より重要ですから、長期ビジョン「Mission TREEING 2030」は国連が定めたSDGs（持続可能な開発のための目標）と同じ2030年を目標年度としています。

長期ビジョン策定にあたったこの2年は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け世界が大きく変化した時期でした。人の移動と接触の制限は働き方を変え、当社グループが日本、米国、豪州で主力事業とする新築戸建住宅に対する需要は大きく伸長しました。一方で、サプライチェーン混乱等はあらゆるセクターの事業活動の基盤を揺るがしており、国内市場は木材不足と価格高騰、すなわち「ウッドショック」に見舞われました。さらに、ロシアによるウクライナ軍事侵攻は、エネルギー、食糧セキュリティの観点からも周辺国に留まらず多くの国や地域に甚大な影響を及ぼしています。グローバルに事業を展開するあらゆる企業もその影響を受け、先行きの見通しが非常に困難な状況です。

不確実な時代に、気候変動、生態系損失、不平等の拡大を止め、公益的価値を社会に提供していくためには、立ち止まって考えている余裕はありません。とるべき選択肢を誤らず目指すべき方向に進むために必要なもの、「Mission TREEING 2030」は、遠くで我々を導く灯台の役割を果たしてくれると考えています。

前中期経営計画の成果を基盤に、更なるチャレンジ

前中期経営計画は昨年最終年度を終え、非財務の目標を定めたサステナビリティ編は概ね目標を達成することできました。詳細は「サステナビリティレポート2022」でご確認いただきたいと思いますが、大きな成果としてサプライチェーンの取り組みがあります。「持続可能な森林からの木材・木材製品の調達100%」を目指す、初めて期限を定めた目標です。直輸入材を中心に調達基準を精査し直し、合法性はもとより環境や人権など持続可能性に課題が残る樹種や地域については、取引先と協力しより信頼性の高い認証材への切り替えなどを進め、それ以外は9月を最後に契約終了、現在は100%を達成しています。

新たな中期経営計画では、直輸入材や製造事業所の原材料調達に加え、国内流通資材についても、その持続可能性やライフサイクルにおけるGHG排出量の捕捉、削減取り組みを行う予定です。

昨年11月に開催されたCOP26では、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べ1.5°C以内に抑える努力を追求すること、石炭火力発電の段階的削減が合意されました。住友林業グループはこれに先立つ9月、SBTイニシアチブ（科学と整合した目標設定イニシアチブ）が国連グローバルコンパクトなどと主導する「Business Ambition for 1.5°C」に署名。2050年ネットゼロに向け、2030年のSBT目標を1.5°C目標と整合する2017年度比54.6%削減に引き上げました。全製造事業所への太陽光パネル設置などを通じRE100への移行を加速し、CO_2排出量は3年間で18.5%削減する計画です。

情報開示においては、TCFD対応として2018年に実施していた国内住宅事業と木材建材流通事業のシナリオ分析に加え、新たに海外住宅事業と資源環境事業の分析を実施しました。既出の2事業に合わせ、2030年の4°C、2°C（1.5°C）の2つのシナリオを検討。森林資源の持続的活用により脱炭素化が加速する社会像を描いた一方、ステークホルダーの嗜好によっては森林保護政策がより強化される想定もでき、森林、木質資源のもつ機能と効果を正しくステークホルダーに説明していくことの重要性も浮かび上がりました。WBCSD（持続可能な開発のための経済人会議）の森林セクター企業のForest Solutions Groupなどと協力し、グローバルな政策立案者など広くステークホルダーに積極的に働きかけていきます。

気候、自然、平等 ― 包括的な取り組みがカギに

一方、新型コロナウイルス感染症や気候変動の影響は、女性や子どもなど社会的に弱い立場にある人たちが最も強く受けており、COP26では生態系喪失や拡大する不平等への対応の必要性に注目が集まりました。住友林業グループは、人権デューディリジェンスに基づくリスクマップを活用して外国人技能実習生の労働環境などを確認してきましたが、今期はグリーバンスメカニズムの構築に引き続き取り組みます。また上述の長期ビジョンは、2021年3月に改めて特定した重要課題を中核に策定したものですが、「森と木の価値を最大限に活かした脱炭素化とサーキュラーバイオエコノミーの確立」を事業方針の一つに掲げ、脱炭素のみならず、生物多様性や水など自然資源についても視野に入れ、社会面、経済面と合わせ目標設定しています。

ご承知の通り、木は生長する過程で光合成により二酸化炭素を吸収し、伐採された後も大量の炭素を蓄えています。木材を住宅や家具などに利用することは、炭素を長期間固定することにつながります。CO_2排出削減に向けた様々な取り組みを経て、どうしても残るCO_2排出量についてはオフセットすることが必要で、ここに森林の果たす大きな意義と役割があります。

住友林業は1691年の創業以来、国内外で「木」を軸にした幅広い事業を行っています。この「木」を軸にしたバリューチェーンが、生物多様性保全や人権などに配慮した持続可能な森林経営からの木材でつながっていること、その「ウッドサイクル」を安定的・継続的にまわすことで、自社のみならず社会全体の脱炭素化、資源循環に貢献できると考えています。

住友林業だから実現できる貢献：ウッドサイクルによる脱炭素への取り組み

「Mission TREEING 2030」を策定過程で、SDGsなどの社会課題解決に向けた社内の機運も高まり、「森林」「木材」「建築」の分野において、脱炭素化への貢献と当社の更なる成長を両立させる事業イメージが共有されてきました。具体的には、持続可能な森林経営の管理面積を50万haへ拡大をはかるとともに森林ファンドを設立し、カーボンオフセットを必要とする企業の脱炭素達成に貢献します。また、ウッドショックで経験した国内の木材不足リスクを低減するためにも国産材の自給率向上を期し、木材コンビナートを設立、製造時の熱源にバイオマスを利用するなど環境価値の高い木材を安定供給する計画です。

建築の分野では、CO_2排出量の削減や見える化、脱炭素設計のスタンダード化に取り組みます。建築資材への環境ラベル導入、建築のライフサイクルアセスメント（LCA）算定が可能なソフトウェア「One Click LCA」の国内導入です。世界のCO_2排出量に占める建設部門の割合は4割近くありますが、その3分の2は居住時の冷暖房・照明などによる排出です。再生可能エネルギーの普及で削減可能なこの「オペレーショナル・カーボン」と異なり、残りの3分の1は建築資材の原材料調達から加工、輸送、建設、改修、廃棄時のCO_2排出である「エンボディド・カーボン」で、その削減には環境負荷の低い建築資材・構法がカギとなります。世界130か国で使用されているフィンランドのOne Click LCA社と日本総代理店契約を締結し、国内での普及を目指します。

変革のときこそ、レジリエントな組織で多様なステークホルダーと協調へ

住友林業グループはよりダイバーシティ豊かでレジリエントな組織に成長・脱皮するべく、様々な取り組みに着手しています。持続可能な成長に向けた経営のコミットメントとして、役員報酬をESG 経営指標に基づく業績連動型に制度改革し、具体的に長期CO_2排出削減目標であるSBT達成と紐づけました。また、多様な背景を持つ社員が安心して働くことができ個性を活かして力が発揮できるよう、目標達成と社員の成長を促す新しい業績評価制度を導入したほか、10月には「健康経営宣言」を行い、働き方改革を進めています。

多様なステークホルダーと協調していくためは、積極的に様々なアライアンスや団体に加盟し要請に耳を傾け、また自社の知見や技術、目指す方向性を共有することが重要です。これから本格化する生態系や水など「自然」に関しては、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）フォーラムに加盟しました。また一年前と比べ、エンボディド・カーボン削減や森林を活用した脱炭素に対する関心は確実に高まり、お取引先やこれまで接点のなかった企業の皆様と協業についてご相談する機会が増えています。多くのステークホルダーと協力して「Mission TREEING 2030」を推進していくことを楽しみにしています。

重要課題1

森林経営による「森」と「木」の価値向上

「森」を育てることで、「木」をはじめとする森林資源の価値を高め、引き出す

関連する目標

持続可能な森林資源の活用

国内の苗木供給本数

国内森林 **146**万本（2021年度実績） ▶ **253**万本（2024年度計画）

地方創生につながるコンテナ苗木生産

地方創生の一環として、有効活用しきれていない森林資源の整備や林業再生に取り組む自治体が増えています。また、戦後植林されたスギ、ヒノキやカラマツは収穫期を迎え、近年、皆伐が増加しています。それに伴う再造林面積の増加により、苗木の安定供給体制の整備が望まれます。生産者の減少などで苗木の供給不足が問題となっています。

そこで、住友林業グループは、いち早くコンテナ苗木生産の近代化に着手しました。独自に研究開発した生産技術を活用し、適切に環境管理された施設栽培型の生産施設の運営などを通じて、森林資源の持続性と積極的な資源生産に貢献しています。

2012年、宮崎県日向市に環境制御型苗木生産施設を開設したのを皮切りに、北海道紋別市、岐阜県下呂市、高知県本山町、群馬県みどり市、及び福島県南会津町に生産施設を開設し、全国で年間190万本の苗木を生産できる体制を整えました。施設内の温度や湿度などを管理することで、通年での生産が可能となり、従来の露地育苗と比べ、単位面積あたりの生産量が飛躍的に増加しています。

また、自社設備における生産だけでなく、生産を委託する方式を岐阜県内で広げ、2021年度には当社が技術提供を行う方式を鳥取県日南町でも展開しました。苗木生産にかかる人材の雇用や新たな技術の開発・普及などの分野でも地域の自治体と連携し、地方の活性化に寄与していきます。

■ 全国に広がる住友林業の苗木づくり

■ 国内森林の苗木供給本数（集計期間は各年1月～12月）

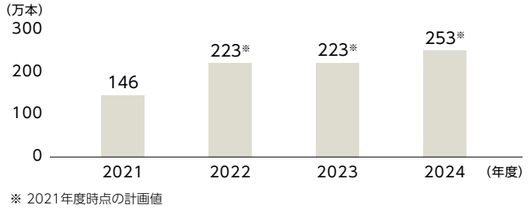

※ 2021年度時点の計画値

その他の関連する取り組みはこちら

https://sfc.jp/information/sustainability/environment/forest/domestic.html

関連する目標

持続可能な森林資源の活用

海外の苗木提供本数

海外製造※ **114**万本（2021年度実績） ▶ **257**万本（2024年度計画）

※ クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）、リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）、ヴィナ・エコ・ボード（VECO）3社の合計

植林による経済効果が地域社会にもたらされる「社会林業」の取り組み

インドネシアにおける生産拠点の一つであるクタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）社は、成長が早く短い伐期で収穫が可能なファルカタなどの早生樹の植林に1999年より着手しました。地域住民に無償で苗木を配布し、技術指導を行い、住民が持つ土地に植林して育ててもらいます。成木後に木材として市場価格で買い取り保証をするなど、「社会林業」により、環境・社会・経済の並立を目指してきました。KTI社の取り組みは、地域住民の収入の安定に貢献すると同時に、地域社会の環境保全にもつながっているとして、2015年にインドネシア環境林業省より大臣賞を受賞しました。2021年度はリンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）社やベトナムのヴィナ・エコ・ボード（VECO）社など、合わせて114万本の苗木を提供しました。

また、KTI社では、原材料に占める植林木の割合を高めていくため、現地植林協同組合と協力し、持続可能な植林地経営の仕組みづくりに取り組んでいます。2008年、KTI社が支援する植林協同組合コペラシ・セルバ・ウサハ・アラス・マンディリ KTI（KAM KTI）※は152haの植林地で最初のFSC®-FM認証を取得し、2015年には認証された森林面積を1,005haまで拡大しました。2017年には植林協同組合コペラシ・ブロモ・マンディリ KTI（KBM KTI）※が同じ認証を206haの植林地で取得し、2021年度には、1,330haまで拡大し、原木の供給をKTI社に行っています。両組合において認証林面積は合計で2,335haとなり、認証材の供給量も増加することから、今後KTI社は、環境価値の高い製品の製造・販売の拡大を行うとともに、地域社会への貢献にも注力します。

※ KAM KTI：FSC-C023796、KBM KTI：FSC-C133562

■ 社会林業による延べ植林面積※1（ha）

企業名	2021年度実績
クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）	5,816
コペラシ・セルバ・ウサハ・アラス・マンデリ KTI（KAM KTI）	1,005※2
コペラシ・ブロモ・マンディリ KTI（KBM KTI）	1,330※3
リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）	443
ヴィナ・エコ・ボード（VECO）	254
合計	8,848

※1 配布した苗木の実績本数と1ha当たりの植栽本数を用いて植林面積を算出（1ha当たりの植栽本数は樹種毎に毎年計画される）
※2【森林認証制度】FSC®【認証番号】SA-FM/COC-002083【認証機関】Soil Association
※3【森林認証制度】FSC®【認証番号】SA-FM/COC-005493【認証機関】Soil Association

植林地風景

その他の関連する取り組みやその他の目標はこちら

https://sfc.jp/information/sustainability/social/supply-chain/manufacture.html

https://sfc.jp/information/sustainability/environment/forest/social-forestry.html

https://sfc.jp/information/sustainability/management/materiality1.html

重要課題2

「森」と「木」を活かしたカーボンニュートラルの実現

自らの二酸化炭素の排出を削減するとともに、炭素を吸収・固定した「木」を届けること、
また低炭素・脱炭素商品・サービスを提供することによって、社会の脱炭素化に貢献する

関連する目標

森林吸収量算定方法の確立、精度向上の取り組み

CO_2

2024年度 実用開始

IHIとの協業で、宇宙から世界中の森林管理・保全が可能に

インドネシアやコンゴ盆地、アマゾンに分布している熱帯泥炭地※1の面積は全世界で82百万ha※2（日本の国土面積の約2倍）以上、貯蔵する炭素量は少なくとも890億トン※3（2017年の世界の炭素排出量の約10倍）と言われています。しかし、この熱帯泥炭地は、不適切な管理を行うと地下水位が下がり乾燥すると非常に燃えやすくなり、CO_2の排出源となります。脱炭素社会の実現に向けた各国政府・企業・投資家の動きが加速している中、森林は二酸化炭素吸収源として大きな注目が集まっており、経済的に低コストで容易かつ環境的にも持続的な熱帯泥炭地での森林管理手法を普及させることが期待されています。

住友林業グループは培ってきた森林管理技術とIHIグループの人工衛星・ドローンを活用したリモートセンシング技術や気象観測技術を組み合わせ、熱帯泥炭地の管理技術を世界中に広く普及させる手法を現在開発中で、2022年度中に森林管理コンサルティング事業として展開を開始することを目指します。また、森林の炭素蓄積量を正確に測定し、生物多様性の保全や地域社会への貢献などで注目が集まる自然資本※4としての森林の価値も適切に評価した「質の高い炭素クレジット」を創出することも目指していきます。

※1 熱帯泥炭地とは … 植物の遺骸が水中で分解されずに堆積して出来た土壌
※2 Xu et al., 2018
※3 Dargie et al., 2017
※4 自然資本とは … 例えば森林が、二酸化炭素を吸収し、水をきれいにするように、価値のあるサービスを生み出すストック（資本）としての自然

インドネシアの植林地

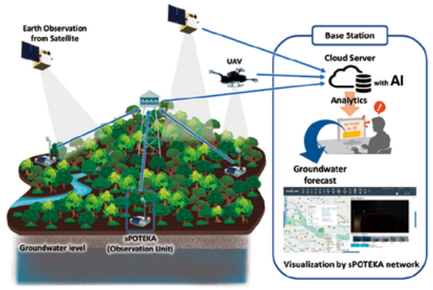

NeXT FOREST

人工衛星観測 × 無人ドローン観測 × 気象観測 × 森林経営

IHI　住友林業

IHIの衛星・気象観測技術と住友林業の森林管理の知見を掛け合わせ、世界の森林を管理・保全

その他の関連する取り組みはこちら

https://sfc.jp/information/sustainability/environment/forest/consultant.html

https://sfc.jp/information/news/2021/2021-06-18-01.html

関連する目標

再生可能エネルギー導入率※
［RE100導入達成に向けた取り組み］

2024年度 **35.1%**

スミリンでんき加入率
2024年度に卒FIT余剰電力買取 **45%**

※ バイオマス発電事業からの自家消費分及び国全体で2035年にRE100を目指すニュージーランドに所在する事業所は除く（2021年度実績2.6%）

国内使用電力に再生可能エネルギー「スミリンでんき」を活用

2018年10月に温暖化に関する最新の科学的知見を報告するIPCC（気候変動に関する政府間パネル）「1.5℃特別報告書」が公表され、今世紀後半に産業革命以前からの地球の平均気温の上昇を2℃に抑えるのと1.5℃に抑えるのでは、地球環境への影響に大きな差があることが明らかになりました。こうした状況から、住友林業グループは事業活動に伴う温室効果ガス排出量のさらなる削減に向け、2020年3月に、使用する電力の100%再生可能エネルギー化を目指した国際的なイニシアティブRE100※に加盟しました。

2040年までに自社グループの事業活動で使用する電力と発電事業における発電燃料を100%再生可能エネルギーにすることを目指す

中期経営計画サステナビリティ編2024では、2030年までに自社努力で達成可能な部分のRE100達成に向け、2024年度にグループの事業活動での使用電力における再生可能エネルギー導入率35.1%に到達させる目標を掲げています。この目標を達成するためのアプローチの一つとして、2019年11月より開始した「スミリンでんき」の活用が要となります。

「スミリンでんき」は、住友林業グループが、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）による買取期間が満了する「住友林業の家」のオーナー及び住友林業ホームテックで太陽光発電を設置した方を対象に、余剰電力買取と電力供給の代理販売を行うサービスです。購入した住宅用太陽光発電の余剰電力を当社の事務所や展示場等で活用することで、住友林業グループの国内電力使用全量に再生可能エネルギーを充当できるように取り組んでいます。2022年5月時点における契約件数は2,329件となり、近畿エリアの34展示場に再生可能エネルギーを供給しています。さらに、電力供給に関しては、2022年3月より、これから新しく家を建てるお客様に申込対象を拡大しました。RE100の達成に向けて2024年度の目標である卒FIT余剰電力買取の加入率45%を目指して取り組んでいきます。

※ 国際的な環境NGOである「The Climate Group」と「CDP」が連携して運営する国際イニシアティブ

■「スミリンでんき」の仕組み

その他の関連する取り組みやその他の目標はこちら

https://sfc.jp/information/sustainability/environment/climate-change/mitigation.html

https://sfc.jp/information/sustainability/management/materiality2.html

重要課題3

「森」と「木」を活かした サーキュラーバイオエコノミーの実現

自然のエコシステムで再生可能な「木」という「森林」由来の素材の強みを活かしながら、
あらゆる資源が循環する社会を実現する

関連する目標

資源循環（サプライチェーン管理）

サプライチェーンにおけるサステナビリティ調達調査実施率（住宅・建築事業本部）

2024年度計画 **97%**

国内のお取引先へのサステナビリティ調達調査回答率（売上比）（木材建材事業本部）

2024年度計画 **90%**

住宅・建築事業における サプライチェーンマネジメントの取り組み

サプライチェーン上の人権や環境の問題が明らかになるにつれ、企業活動におけるサプライチェーン全体での持続可能な社会の実現に向けた取り組みが求められています。

住友林業グループは、2005年に「木材調達基準」、2007年に「木材調達理念・方針」を定め、独自に導入した「木材調達デューディリジェンス」に基づき、木材建材事業本部において、直輸入木材及び木材製品のサステナビリティ調達調査を開始しました。2015年に「木材調達理念・方針」を「住友林業グループ調達方針」に改訂し、木材以外の金属及び窯業建材、樹脂製品などの建材を含むあらゆる調達物品に対象を広げました。2017年にサプライチェーンも対象とした「住友林業グループ倫理規範」を策定するなど、グループ全体でのサプライチェーンへの取り組み強化を図ってきました。

2002年に住宅・建築事業本部において、新規お取引先を対象とした「グリーン調達ガイドライン」に沿った「グリーン調達調査」に加え、2019年度より年1回、既存の建材・住宅設備のお取引先に対する「サステナビリティ調達調査」を開始しました。お取引先の社会面・環境面などへの取り組み状況と木質建材については、木材調達の持続可能性に関連する全53項目のアンケート調査を実施しています。初年度は42社（前年度の年間仕入れ額の86.0%）を対象に実施しました。

2021年度は86社（前年度の年間仕入れ額の98.5%）を対象に実施しました。実施前に任意参加によるサステナビリティ調達調査の説明会を開催しました。住友林業グループの責任ある調達に関する考え方を共有し、相互理解の促進を図り回答率は100%となりました。

調査を通じ、多くのお取引先が住友林業の責任ある調達の考え方へのご理解をいただいていることが確認できました。アンケートの結果を踏まえ、調査対象取引先にフィードバックを行い、継続的なフォローアップを実施、平均得点率の向上に取り組みます。2022年度は対象を木材建材事業の国内お取引先にも拡大し、サステナブルで強固なサプライチェーンの構築を目指していきます。

サステナビリティ調達調査の説明会

関連する目標

資源循環（サプライチェーン管理）

仕入れ先へのEPD※取得提案社数（木材建材事業本部） **2024年度目標 65社**

※ Environmental Product Declaration の略。欧米を中心に普及する資材の環境認証ラベルのこと

脱炭素設計手法の確立・スタンダード化による 脱炭素建築の推進

住友林業は2022年1月から建物を建てる時に排出されるCO_2を可視化するソフトウェア「One Click LCA」の日本単独代理店になりました。欧州を中心に130ヵ国以上で利用され、ISOやLEEDなどを含めた世界の50種類以上の環境認証に対応しています。ライフサイクル全体での環境負荷を評価するLCA※1を通じて、実際に建築現場で使用する個々の資材データを元に建設にかかる原材料調達から加工、輸送、施工、改修、廃棄時のCO_2排出量（エンボディド・カーボン※2）等を算出できます。全世界のCO_2排出量に占める建設部門の割合は約37%と言われている中、住友林業はOne Click LCA社と連携して、日本の建設業界で排出量の見える化や削減に取り組みます。

また、「One Click LCA」の本格普及にはEPDデータの蓄積が不可欠と考えるため、木材・建材メーカー等のEPD取得をサポートします。欧州を中心に普及が進むEPDは、定量的環境データを第三者機関が評価・認証した環境ラベルで、消費者や使用者が環境に配慮した製品を選ぶ際の指標となるものです。住友林業は木材建材業界のリーダーとして、国内のEPD認証取得を促し、サプライチェーン全体でのCO_2排出量の見える化を進めます。

※1 Life Cycle Assessmentの略
※2 建築分野が排出するCO_2のうち、調達・製造・建築・解体等の過程で排出されるもの

■「One Click LCA」のソフトウェアイメージ

資材と建物のCO_2排出量の関係

One Click LCAで全てを網羅

資材のCO_2排出量把握

- 建物に使用される各部材の種類、部材数を算出し、各部材の環境負荷(GHG排出量他)データと掛け合わせる。

（数値例）

構造材 ＝ 30 kg-CO_2e/m^2

コンクリート ＝ 100 kg-CO_2e/m^2

石膏ボード ＝ 100 kg-CO_2e/m^2

建物のCO_2排出量把握

- ビル、住宅等の建物全体の環境負荷を算出。
- 木造、鉄骨造、RC造それぞれの構造躯体の違いによる環境負荷の差異も見える化することが可能。

（数値例）
800 kg-CO_2e/m^2

※ 写真の建物と実際の計算結果は異なる

建物のCO_2排出量（エンボディド・カーボン）見える化イメージ

建物別のCO_2排出量の算定結果（数値例）

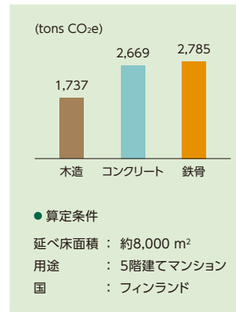

● 算定条件
延べ床面積 ： 約8,000 m^2
用途 ： 5階建てマンション
国 ： フィンランド

建物のライフサイクルステージごとのCO_2排出量（エンボディド・カーボン）の比率

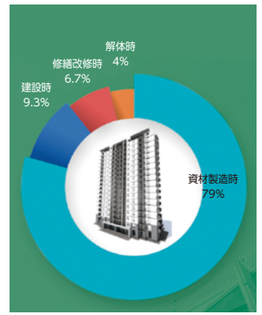

その他の関連する取り組みや その他の目標はこちら

https://sfc.jp/information/news/2022/2022-01-27-01.html

https://sfc.jp/information/sustainability/social/supply-chain/

https://sfc.jp/information/sustainability/management/materiality3.html

重要課題4

広く社会に快適でぬくもりある空間の提供

広く社会に対して、安心・安全で、快適さとぬくもりのある空間を提供する

関連する目標

【単体】入居時アンケート（NPS※値）

2024年度 53pt

※ 顧客ロイヤルティ（企業やブランドに対する「信頼」や「愛着」の度合い）を測る指標

お客様の生の声を“見える化”し、継続的な改善活動に活かす

社会に価値ある空間を提供していくためには、そこに暮らす人々の声に耳を傾けることが大切となります。住友林業では、ご新築いただいたお客様を対象に、入居時、2年目、10年目の3回にわたってアンケートを実施し、ご意見やご感想をいただいています。

アンケートでは、住まいや部材、各担当者の対応など詳細な項目を設けて満足度を回答いただくほか、ご意見などを自由にお書きいただけるスペースも設けています。

また、住宅業界では先駆けとなるNPS（ネット・プロモーター・スコア）を採用。「ご親戚や友人・知人に“住友林業の家”をすすめたいと思われますか」という質問を設け、11段階でご回答いただいています。住友林業では、このNPSをお客様の満足度を測る指標の一つとして活用しています。2021年度におけるNPSは50ptであり、2024年度に53ptまでに向上させることを目標に掲げています。

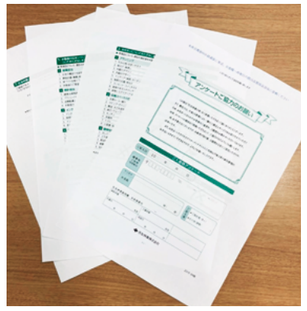

入居後実施するお客さまアンケート（サンプル）

NPSをはじめとするアンケートの結果については、住宅・建築事業本部内の横断的なワーキンググループを月に1度開催し、改善のための議論を重ねています。また、支店をはじめ関連部署にも詳細なアンケート結果を提供し、早急に改善すべき点などについてはその後の対応を報告する仕組みを設けるなど、PDCAによる継続的な活動を進めています。これら全社的な取り組みの結果、NPSについても、2017年の導入以来、着実に向上しています。

現在、改善活動をスピードアップするために、アンケート結果をタイムリーに“見える化”する管理ツールの導入を進めています。また、お客様にはWEBによるアンケート回答を実施いただくよう啓発し、デジタルデータの活用を推進していきます。今後もお客様の生の声を傾聴し、社会に快適でぬくもりのある空間づくりに取り組んでいきます。

住友林業が提供するぬくもりのある空間

その他の関連する取り組みやその他の目標はこちら

https://sfc.jp/information/sustainability/social/customer/

https://sfc.jp/information/sustainability/management/materiality4.html

重要課題5

事業を営む地域の人々の暮らしの向上

事業によって雇用を生み出すとともに、コミュニティの発展に貢献する

関連する目標

OBT社における基準年度比増加人数（名）
［増産に向けた地域人材の採用※］

2021年度より
2024年度 +57名

※ 2021年度末時点での現地従業員数は298名

森林資源とともに歩む、循環型のコミュニティづくり

住友林業グループは、パプアニューギニアの東ニューブリテン州において3万haを超える大規模な植林事業を展開しています。この事業を担っているのがオープン・ベイ・ティンバー（OBT）社です。事業に着手した1971年当時、社会インフラなどがほとんど整っていない地域であったため、OBT社では、事業と並行して道路や橋梁などを整備し、社員やその家族など、そこで暮らす人々へ向けたまちづくりに取り組みました。そして約50年が経過した現在、事業地であるオープンベイは周辺地域でも有数のコミュニティへと成長しています。

OBT社では、地域住民や社員が利用できる診療所やコミュニティマーケットプレイスなどの運営や、学校の建築に協力することで、さらなるコミュニティの活性化にも努めてきました。OBT社の看護師が近隣の村々を定期的に巡回しているほか、地域住民の要望に応じて診療所やコミュニティ施設への送迎なども行っています。

OBT社はコミュニティにおける雇用の創出にも貢献しています。約300名の社員が働いており、今後も事業の展開にあわせて増員を図っていく計画です。また、植林技術の伝承、幹部社員への登用など、人材の育成にも継続的に取り組んでいます。

OBT社では2011年より、適切な森林管理を認証する国際的な制度であるForest Stewardship Council®（FSC）を取得しています。FSC認証制度は森林管理及び林産物の生産・加工・流通過程の管理の両方で、環境保全の観点において適切で、社会的な利益にかない、経済的にも継続可能な森林管理を推進することに寄与していると認められたものです。この認証のもと、環境への配慮や地域社会への貢献と森林資源の活用を両立することで、社員をはじめ地域の皆様と持続可能な森林経営を実践していきます。

OBT社の森林風景

地域住民や社員が利用できる診療所

保険局によるワクチン接種説明の様子

その他の関連する取り組みやその他の目標はこちら

https://sfc.jp/information/sustainability/social/contribution/overseas.html

https://sfc.jp/information/sustainability/management/materiality5.html

重要課題6

働く人が活き活きできる環境づくり

サプライチェーンに関わるすべての人が、安全で健康に、そして活き活きと働ける場にする

関連する目標

ワーク・ライフ・バランス（働き方改革）

男性育児休業取得率

	2021年度	2024年度
単体	50.4%	100%
国内関係会社	28.0%	43.0%

関連する目標

ダイバーシティ

全社員に占める女性社員比率

	2021年度	2024年度
単体	22.6%	24.5%
国内関係会社	32.8%	34.7%

障害者雇用率※

	2021年度	2024年度
単体	2.38%	2.50%

※ 住友林業及び特例子会社スミリンウッドピースとグループ適用会社スミリンビジネスサービスの合算値

性別に関わらず、仕事と育児の両立ができる職場へ向けて

男女問わず仕事と育児を両立しさらにキャリアを描くためには、男性社員の育児参画が重要となってきます。住友林業では、次世代育成支援対策推進法 第8期行動計画に「男女問わず、仕事と育児が両立でき、将来のキャリアが描ける職場環境をつくる」を掲げ、男性社員の育児休業取得を対象者及びその上司、職場に対して強く推進していくことを宣言しています。また、中期経営計画2024サステナビリティ編では2024年度に男性社員の育児休業取得率100%を目標に掲げ、取り組みを進めています。

スムーズな育児休業の取得には、該当の社員だけでなく上司や同僚の理解と協力が必要です。そのため妊娠・出産（本人及び配偶者）について連絡があった社員の上司あてに、育児休業に関する制度や基本的な情報をまとめたハンドブックと必要書類一式をまとめたファイルを送り、上司から該当する社員にファイルを渡す際に、仕事と育児の両立について面談を実施しています。さらに、男性社員に対しては、子どもが生まれた社員に支給している「子育て支援一時金」の支給申請の際に、「育児休業 周知・意向確認書」の提出を必須としています。この確認書は、申請者の上司が、部下の育児関連制度の利用希望を聞き取り、制度活用のための指導や配慮についてのコメントを記入し、提出する仕組みです。これにより、男性社員の育児参加について、職場の理解が進むとともに、促進につながり、2021年度は62名が育児休業を取得しました（50.4%）。そのほかにも、育児休業を取得した男性社員にインタビューを実施し、その内容をイントラネットに紹介したことで、社員から多くのコメントがありました。今後も性別役割分担意識など固定観念に捉われず、多様な働き方ができる職場意識を醸成するため、アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）についての理解を広めるなどの取り組みを実施していきます。

■ 男性の育児休業取得率（%）※

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
単体	24.1	31.3	46.8	50.4
国内子会社	4.3	6.2	13.2	28.0

※ 育児休業取得率＝当該年度に育児休業を開始した人数／当該年度に子どもが生まれた人数

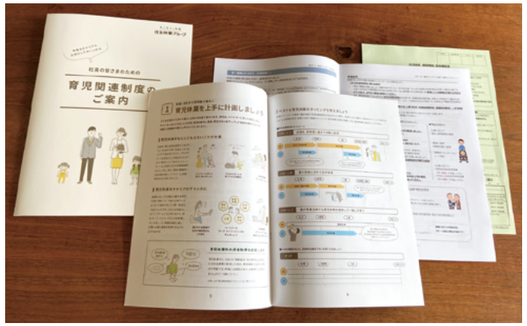

仕事と育児の両立支援Handbook

仕事と育児の両立について行われる上司と部下の面談

誰もが働きやすく活躍できる職場づくり

全ての人が、人種・宗教・民族・国籍・性別／ジェンダーなどの多様性を受け入れ、差別なく人権を尊重することが、公正な職場環境の礎となります。

住友林業グループではダイバーシティ推進の一環として、LGBT（性的マイノリティ）施策を包括的に進めています。LGBT施策は、他者理解と個々人の尊重というダイバーシティ＆インクルージョンの根底をなす重要な取り組みです。

LGBT研修の様子

日本のLGBT当事者の人口割合は約10%※1といわれ、社員のみならず、お客様や取引先への対応も重要です。2021年度には役員、管理系部門の経営総合職約80名を対象に、LGBTに関する基本的な知識や対応、当事者への理解を深めることを目的としたLGBT研修を実施しました。研修ではトークセッションなどを交え、当事者の方からご自身の生い立ちや生きづらさなどのお話を伺いました。受講者からは、「LGBTを受け入れていたつもりでいたが、今回受講して自分の理解が浅かったと感じた。社会の変化に柔軟に対応していきたいと改めて感じる研修だった」「LGBTに限らず、誰もが気持ちよく働ける環境を作る事の重要性を再認識した」などの声が聞かれました。ほかにもe-ラーニング講座の開設や社外相談窓口の設置なども進めました。

2022年1月には「パートナーシップ制度規程」を新設。この制度は「同性パートナー」及び「事実婚のパートナー」に配偶者（法律上の婚姻関係にある者）と同等の社内制度や福利厚生を適用するものです。法律では定められていないパートナーを認め社内制度を適用することで、社員が安心して働き、パートナーとの育児や介護などのライフイベントを迎えた時にも仕事と両立し、将来にわたり活躍できる環境を整えています。

また、障害者それぞれの個性と、職場・業務内容とのマッチングを最優先に考え、障害者雇用を推進しています。2024年度に障害者雇用率2.50%を目標としており、2021年度は2.38%でした。入社後の定着率向上のため、必要に応じて定期面談や電話でのヒアリング、キャリアアドバイスなどを実施しています。2018年度からはユニバーサルマナー検定※2取得を推進しています。休業者などを除く全社員を対象に毎年3級の受講を進め、2021年度に100%の受講率を達成※3、以降も新規採用者などの取得を推進する計画です。今後も社員一人ひとりの意識醸成と制度の整備を進めることで、誰もが働きやすく活躍できる職場環境づくりを推進していきます。

※1 LGBT総合研究所「LGBT意識行動調査2019（事前調査）
※2 高齢者や障害者、ベビーカー利用者、外国人など、多様な方々に向き合うためのマインドとアクションを身につけるための検定
※3 育児休業者、長期休業者、海外駐在などを除く5,430名が対象

ユニバーサルマナー検定のグループワークの様子

その他の関連する取り組みやその他の目標はこちら
https://sfc.jp/information/sustainability/social/employment/
https://sfc.jp/information/sustainability/social/work-life-balance/
https://sfc.jp/information/sustainability/management/materiality6.html

重要課題7

「森」と「木」の新たな市場の創出

「森」と「木」の活用の深化と拡大によって、新たな市場を創出し、経済を豊かにする

関連する目標

海外における中大規模木造建築事業の展開

豪州木造オフィスビル **2023**年度竣工　英国木造オフィスビル **2024**年度竣工

木造及び環境配慮型の集合住宅

2024年度　年間**5,000**戸着工

「街に森をつくる」、中大規模木造ビルプロジェクトを海外で展開

住友林業は、ネットゼロカーボンビル※1の実現を目指し、豪州で大規模木造オフィスビルの共同開発事業を進めています。メルボルン近郊で建設中のこのオフィスビルは、地上15階、地下2階のRC・木造混構造（6階超が木造）。非住宅の木造ビルとしてはメルボルンで最高層※2となる見込みであり、2023年8月の竣工を予定しています。また、英国ロンドンでも同様に6階建ての木造オフィスビルの開発を進めています。住友林業が住宅・不動産事業で欧州に進出するのはこのプロジェクトが初となります。

木造建築は、RC造などと比べた場合、建設時のCO_2排出量が少なく、さらに建設材料に使用される木材が大気中のCO_2を固定し続けることによってCO_2削減に寄与します。炭素固定という視点で考えると、木造建築を増やすことは、街に森をつくることともいえるのです。

一方、中大規模建築で木材を使用する際には、耐震性や耐火性が課題となります。住友林業では国内外の建設会社やディベロッパーと協働して、このような研究開発にも注力しています。2022年度には、米国カリフォルニア大学サンディエゴ校（UCSD）で実施する10階建木造ビルの振動台実験に参画します。木造ビルを用いたこの規模の振動台実験は世界で初めてとなります。試験体の建物には ポストテンション耐震技術※3を用い、中大規模木造建築の耐震性能と建築技術を検証します。

上記のような新たな工法による中大規模木造のオフィスビル建築に加えて、米国のクレセント社をはじめとした住友林業グループ会社においては、枠組壁工法による木造中大規模の集合住宅・商業施設を開発しています。今後は、米国・豪州・欧州の各地域で中大規模木造建築のプロジェクトを拡大させ、木造建築によってサステナブルな街づくりに貢献していきます。

※1 使用時に排出されるCO_2（オペレーショナル・カーボン）を実質ゼロにする建築物
※2 豪州政府系団体Wood Solutions調査（2021年6月時点）
※3 耐力部材に高強度の鋼棒やワイヤーロープに引張力を与えることで部材間の固定度を高める技術

メルボルン近郊で建設中の大規模木造オフィスビル（完成イメージ）

ロンドンで開発が予定されている6階建ての木造オフィスビル（完成イメージ）

Athertonプロジェクト：木造（枠組壁工法）による7階建ての集合住宅開発（米国ノースカロライナ州、2021年売却済）

その他の関連する取り組みやその他の目標はこちら

https://sfc.jp/information/news/2021/2021-10-06-01.html

https://sfc.jp/information/news/2022/2022-02-14-01.html

https://sfc.jp/information/sustainability/management/materiality7.html

重要課題8

DX・イノベーションによる市場の変革

DX・イノベーションをはじめとする市場の変革を通じて、経済の効率性と付加価値を高める

関連する目標

介護事業のセンサー機器導入済施設数

2024年度計画　**19**施設

ICTを活用した健康サポートサービスの提供

団塊の世代が全て後期高齢者に到達する2025年以降、要介護高齢者が急増することが予想されます。そのような中、高齢者のADL（日常生活動作）の維持や健康寿命の延伸に向けた様々な取り組みが注目されています。

グループ会社のスミリンフィルケア社では、2016年度以降、ICTなどの最新技術を活用した先進システムの導入を積極的に進めることで、ご入居者様の健康と生活の質の維持・向上に向け、充実した介護サービスを提供しています。

ICTを活用した入居者見守りシステムの導入を進め、これによりご入居者様の状況をリアルタイムに把握し、データ化できるようになりました。

これら「見える化」された入居者データは、転倒防止やご入居者様の状況把握に役立ち、効果的にご入居者様一人ひとりに合わせ、健康状態の維持・改善につなげることが可能になりました。さらに、介護記録システムやナースコールと組み合わせて機能させることにより、ご入居者様からの情報を職員間で状況共有・連携でき、ご入居者様の変化に対して迅速に対応できるになったほか、職員の負担軽減にもつながっています。

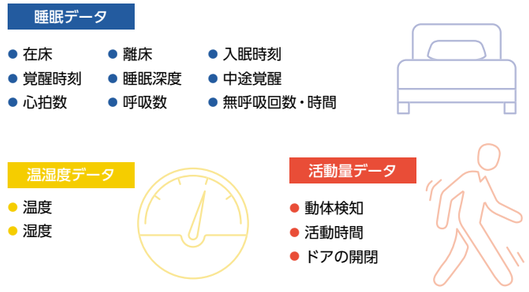

その他の関連する取り組みやその他の目標はこちら

https://sfc.jp/information/sustainability/social/customer/life-service.html

https://sfc.jp/information/sustainability/management/materiality8.html

重要課題9

強靭な事業体制の構築

不測の事態にも強い体制を築き、価値を提供し続けることで、経済の安定に寄与する

関連する目標 **気候変動**

TCFDシナリオ分析の実施及び開示 **2024年度**

住友林業グループにおける対応策について、次期中期経営計画の事業部門別戦略への反映を検討

気候変動への戦略的対応

住友林業グループでは、気候変動に伴うリスクと機会を認識し、金融安定理事会が設置したTCFD※（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言への賛同を2018年7月に表明しました。同年に木材建材事業と住宅・建築事業を対象にTCFDの提言に基づき、気候変動問題が社会と企業に与えるリスクと機会やその戦略のレジリエンスを評価した初回のシナリオ分析を実施、翌年2019年度からはTCFDが提言する枠組みを参照した情報開示を始めました。さらに2021年度には、資源環境事業と海外住宅・不動産事業のシナリオ分析を実施し、住友林業グループのシナリオ分析とその開示のレベルアップを図りました。

※ Task Force on Climate-related Financial Disclosuresの略。FSB（金融安定理事会）の指示により2015年4月に設置された気候関連財務情報開示タスクフォース。金融の安定性という文脈で、気候変動に関連して自然災害や座礁資産等が発生し、金融資産が損なわれるリスクが高まっている状況下において、気候変動に関する情報開示を企業・機関に求めるイニシアチブ。2022年5月31日現在では、世界全体では金融機関をはじめとする3,395の企業・機関が賛同を示し、日本では878の企業・機関が賛同の意を示している

TCFD TASK FORCE ON CLIMATE-RELATED FINANCIAL DISCLOSURES

■ TCFDで開示が求められる4つの項目

開示項目	住友林業グループの取り組み
ガバナンス 気候関連のリスク・機会に係る組織のガバナンス	● 気候変動関連を含む中長期的なESG課題に対するリスク・機会の分析や取り組みの立案・推進・中期経営計画サステナビリティ編の進捗管理などは、ESG推進委員会で実施。 ● 執行役員社長が委員長を務めるESG推進委員会は、年4回開催し、議事内容は全て取締役会へ報告され、事業とESGへの取り組みの一体化を推進。 ● 2022年2月に役員報酬制度を一部改訂し、中長期的な業績・企業価値向上と連動性を高めるとともに、サステナビリティ指標達成率連動報酬を導入。具体的にはSBTに基づく温室効果ガス排出目標の達成率に連動。
戦略 気候関連のリスク・機会が組織の事業・戦略・財務計画への実際の及び潜在的な影響（2℃以下シナリオ等に基づく戦略のレジリエンス）	● 森林によるCO_2吸収・炭素固定の機能や木材製品・木造建築による炭素固定・CO_2排出量削減、林地未利用材のバイオマス発電用燃料活用などへの社会の期待大。 ● 2022年2月公表の長期ビジョンで「森と木の価値を最大限に活かした脱炭素化とサーキュラーバイオエコノミーの推進」を事業方針の一つに設定し、機会を追求。 ● 本社関連部門と各事業本部が連携してリスクと機会を洗い出し、2018年には木材建材事業と住宅・建築事業、2021年には資源環境事業と海外住宅・不動産事業を対象にシナリオ分析を実施。 ● シナリオ分析結果を、ESG推進委員会及び取締役会に報告し、中期経営計画サステナビリティ編において、今後さらなる取り組みとして目標として定め、進捗管理を行う。
リスク管理 気候関連のリスクの選別・管理・評価方法	● 取締役会及び社長の諮問機関である経営会議で、審議する全ての案件について、温室効果ガス排出量、生物多様性、水など気候変動に関連する項目のリスク評価。 ● 中期経営計画サステナビリティ編に組み込まれた指標は、四半期ごとに進捗を確認し、年2回ESG推進委員会で報告・確認。 ● 日常業務で短期的に発生し得るリスクについては、各部署で具体的な対応策や評価指標を取り決めて、進捗を四半期ごとに「リスク管理委員会」に報告。
指標と目標 気候関連のリスク・機会を評価・管理する際の指標と目標	● SBTとRE100を含む「中期経営計画サステナビリティ編」に基づき、グループ内の各社・各部門で年度ごとの目標を設定。

リスクと機会の特定と評価

2018年度に実施した初回のシナリオ分析は、木材建材事業と住宅・建築事業を対象に地球の平均気温上昇が産業革命前と比べて、2℃未満及び4℃になる2つのシナリオを元に、気候変動がもたらす事業のリスクと機会を分析し、2019年度に関連情報の開示を行いました。

2021年度は、資源環境事業と海外住宅・不動産事業を対象にシナリオ分析を実施しました。気候変動の対策が進まない「4℃シナリオ」と脱炭素に向けた変革や規制強化が進展する「1.5℃/2℃シナリオ」に基づき、2030年の状況を考察しました。

本社関連部署と各事業本部が連携してリスクと機会を洗い出し、気候変動に起因する財務面のインパクト評価を行い、影響度の大きいリスク及び機会と認識された項目について対応策を協議しました。

2018年度、2021年度にシナリオ分析した対象事業は、住友林業グループ売上高の約98%（2021年度時点）を占めています。シナリオ分析の結果は、ESG推進委員会及び取締役会に報告し、中期経営計画サステナビリティ編において、今後さらなる取り組みを目標として定めています。

■ 事業ごとのリスクと機会

	移行リスク	物理的リスク	機会
木材建材事業	● 各国の森林保護政策・伐採規制など規制強化に伴う木材調達コストの増加 ● エネルギーミックスの変化によるバイオマス発電の需要増加に伴う燃料（木材チップ）コストの増加	● 平均気温の上昇に伴い、森林火災・樹木の病害虫などが発生することによる木材調達コストの増加 ● 異常気象の激甚化による工場の操業停止による売上減少	● 化石燃料への規制強化によるバイオマス発電事業や燃料チップの需要拡大 ● 製造や加工に要するエネルギーが少なく、温室効果ガス排出量の抑制が可能な木材の需要増加
住宅・建築事業	● 各国の森林保護政策・伐採規制など規制強化に伴う木材調達コストの増加 ● 建築物省エネ法などの政策に対応コストの増加	● 大規模な自然災害が発生した場合、工期の遅れ・保有設備の復旧活動等により、建築コストが増加 ● 猛暑日が増加し、屋外作業効率が低下。工期の遅れや作業員の健康管理維持増強によるコスト増	● 脱炭素に向けた法規制の強化や脱炭素商品に対する市場ニーズの高まりによるZEHなど環境配慮型住宅の需要拡大
海外住宅・不動産事業	● 炭素税導入による対応コスト増加 ● 建築基準強化による建設費増加	● 異常気象の激甚化による用地取得や建設費、開発費などのコスト増加。より災害の少ないエリアへの需要の変化 ● 工期の延長による建設費増加	● 脱炭素規制などの強化による環境配慮型住宅や中高層木造建築需要の拡大
資源環境事業	● 炭素税、環境規制などの導入や伐採規制の強化によるオペレーションコストの増加 ● 資源利用及び生産の効率化、低炭素技術の開発、導入に関するコストの増加	● 異常気象の激甚化による虫害や獣害の増加による森林の損害に起因する販売機会損失のリスク増加 ● 気温の上昇による森林火災リスクの増加	● 製造や加工に要するエネルギーが少なく、温室効果ガス排出量の抑制が可能な木材の需要増加 ● 木質バイオマス発電への需要拡大と森林クレジット取引の活発化によるクレジット収入の拡大

※ 詳細はサステナビリティレポート2022WEB版をご覧ください。

その他の関連する取り組みやその他の目標はこちら

https://sfc.jp/information/sustainability/environment/climate-change/

https://sfc.jp/information/sustainability/management/materiality9.html

住友林業グループのサステナビリティ経営

013 経営理念とサステナビリティ経営
024 サステナビリティに関わる各種方針・考え方
025 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題
030 SDGsへの貢献と重要課題
036 住友林業グループ中期経営計画サステナビリティ編2024
036 重要課題1 森林経営による「森」と「木」の価値向上
039 重要課題2 「森」と「木」を活かしたカーボンニュートラルの実現
044 重要課題3 「森」と「木」を活かしたサーキュラーバイオエコノミーの実現
048 重要課題4 広く社会に快適でぬくもりある空間の提供
050 重要課題5 事業を営む地域の人々の暮らしの向上
053 重要課題6 働く人が活き活きできる環境づくり
059 重要課題7 「森」と「木」の新たな市場の創出
061 重要課題8 DX・イノベーションによる市場の変革
063 重要課題9 強靭な事業体制の構築
065 住友林業グループ中期経営計画サステナビリティ編2021の実績
083 ステークホルダーエンゲージメント

住友林業グループのサステナビリティ経営

経営理念とサステナビリティ経営

住友林業グループの経営理念とサステナビリティ経営

「住友林業グループは、公正、信用を重視し社会を利するという『住友の事業精神』に基づき、人と地球環境にやさしい『木』を活かし、人々の生活に関するあらゆるサービスを通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献します。」という経営理念を定め、サステナブルな経営を行ってきました。また、創業以来受け継がれてきた住友の事業精神に倣い、かつ国際規範や国際イニシアティブなどのグローバルな社会的要請に準拠するため、「住友林業グループ倫理規範」を定めています。グローバルスタンダードの規範として、住友林業グループをはじめ調達先や協力会社などのパートナーに加え、サプライチェーン全体を含め、浸透・運用を図っています。この「住友林業グループ倫理規範」を浸透させるために、解説などを示した「住友林業グループ倫理規範ガイドブック」を、国内グループ会社へは社員一人ひとりに配布、英語をはじめとする各言語に翻訳し、海外関係会社においても展開し、eラーニングも行っています。取引先をはじめとするステークホルダーに対しては、WEB上で同内容を公開しています。なお、年4回開催するESG推進委員会において、経営理念・行動指針・倫理規範などの運用状況と有効性をモニタリングしています。

また、経営理念及び行動指針、倫理規範に基づき、「環境方針」や「調達方針」、「労働安全衛生方針」などの方針、各種ガイドラインを制定しています。これらの具体的な実践として、中期経営計画の中でESGに関する目標をサステナビリティ編として運用しています。2022年2月、住友林業グループとしてのあるべき姿を長期的な事業構想に落とし込んだ長期ビジョン「Mission TREEING 2030」を策定。特定した9つの重要課題に取り組み、地球環境、人々の暮らしや社会、市場や経済活動などに対する価値を提供することで持続可能な社会の実現を目指しています。

住友林業グループのサステナビリティ経営

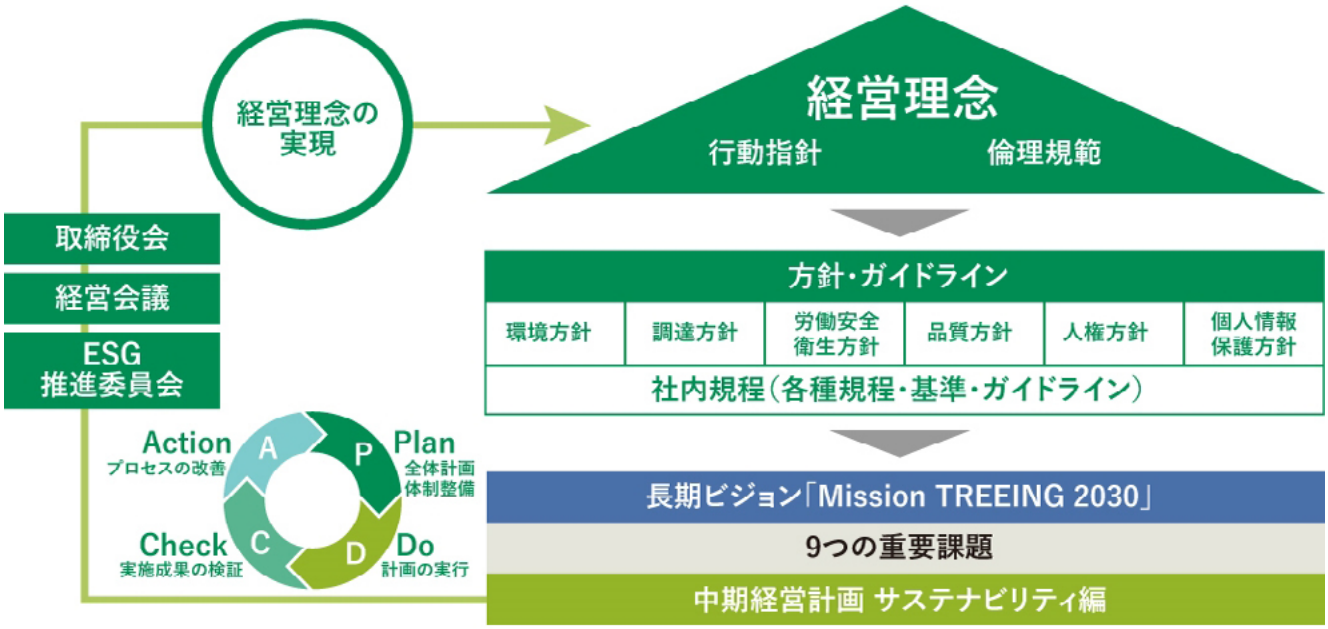

9つの重要課題と関連するSDGs

テーマ		9つの重要課題	関連するSDGs
地球環境への価値	1	森林経営による「森」と「木」の価値向上	
	2	「森」と「木」を活かしたカーボンニュートラルの実現	
	3	「森」と「木」を活かしたサーキュラーバイオエコノミーの実現	
人と社会への価値	4	広く社会に快適でぬくもりある空間の提供	
	5	事業を営む地域の人々の暮らしの向上	
	6	働く人が活き活きできる環境づくり	
市場経済への価値	7	「森」と「木」の新たな市場の創出	
	8	DX・イノベーションによる市場の変革	
	9	強靭な事業体制の構築	

経営理念

住友林業グループは、公正、信用を重視し社会を利するという「住友の事業精神」に基づき、人と地球環境にやさしい「木」を活かし、人々の生活に関するあらゆるサービスを通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献します。

行動指針

お客様の感動を生む、高品質の商品・サービスを提供します。
新たな視点で、次代の幸福に繋がる仕事を創造します。
多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくります。
日々研鑽を積み、自ら高い目標に挑戦します。
正々堂々と行動し、社会に信頼される仕事をします。

住友林業グループ倫理規範

目的ならびに適用範囲

住友林業グループは、経営理念ならびに行動指針に基づき、サプライチェーンも含め、本倫理規範に則った企業運営を行います。

公正かつ透明性のある企業活動

1. **法令・規則の遵守**
   国内外の法令ならびに社内規則を遵守し、国際行動規範を尊重します。
2. **腐敗防止**
   贈収賄、横領、マネーロンダリングを含む腐敗行為には一切関与しません。
3. **公正な取引**
   カルテルや談合などの疑いのある行為は一切関わらず、公正な取引を行います。
4. **公正な会計処理**
   正確な記録に基づく公正な会計処理及び税務処理を行います。
5. **ステークホルダーとのコミュニケーション**
   株主をはじめとするステークホルダーの関心に配慮し、必要な情報を適時かつ公正に開示し、対話を行います。
6. **機密保持**
   自社ならびに第三者の機密情報の保護を確実なものとします。
7. **情報セキュリティ**
   情報の漏えいなどを防止するため、適切な情報セキュリティの確保を行います。
8. **取引先との関係**
   優越的な地位の乱用などの不適切な行為は行わず、取引先との建設的な関係を構築・維持します。
9. **知的財産の保護**
   自社の知的財産を保全するとともに、他者の権利の侵害は行いません。
10. **個人情報の保護**
    個人情報は適切に管理し、目的外の使用は行わず、漏えいを防止します。
11. **責任ある広告宣伝**
    誤解や不快感を起こさない、正確で節度ある広告宣伝を行います。

12. **健全な政治との関係**
    法令に基づき、健全で透明性のある政治との関係を維持します。
13. **反社会的勢力の遮断**
    反社会的勢力には、一切関与しません。
14. **通報窓口の設置**
    法令や本倫理規範の違反が疑われる場合に利用可能な通報窓口を設置します。通報は匿名の受付も可能とし、通報者に対する制裁は固く禁止するなど、積極的な利用を促します。

良識ある行動

15. **利益相反の回避**
    公私の区別を明確にし、会社との利害が対立するような行為は行いません。
16. **会社資産の流用禁止**
    個人的な目的で、会社の経費や資産を使用しません。
17. **インサイダー取引の禁止**
    インサイダー取引には、他者への加担を含めて一切関与しません。
18. **節度ある贈答、接待**
    社会通念上妥当でない贈答・接待の授受は行いません。
19. **政治・宗教活動の禁止**
    就業時間内に、個人の信条に基づく、他人への勧誘などの政治・宗教活動は行いません。

人間尊重と健全な職場の実現

20. **人権の尊重**
    人権に関する国際規範に基づき、女性、子ども、先住民、マイノリティ、社会的弱者を含む、あらゆる人々の人権を尊重します。
21. **差別の禁止と多様性の確保**
    人種、民族、国籍、性別、宗教、信条、障害の有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティなどによる差別は一切しません。また、多様性（ダイバーシティ）の確保・推進に努めます。
22. **強制労働、児童労働の禁止**
    強制労働、児童労働は、一切容認しません。
23. **結社の自由と団体交渉権**
    労働者の権利として、法令に基づき、結社の自由と団体交渉権を確保します。
24. **適切な労働時間と賃金**
    法令に基づく適切な労働時間と賃金を確保します。
25. **ワークライフバランスの確保**
    育児や介護などの個人的な事情と業務との適切なバランスを確保します。
26. **労働安全衛生**
    安全で健康的な職場環境の維持に努めます。また、災害、事故等に備えた教育・訓練を定期的に実施します。
27. **人財の育成**
    能力、技能の向上を目指し、研修などの機会を提供し、人財の育成に努めます。
28. **ハラスメントの禁止**
    セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、非人道的な懲罰などの行為は、決して行わず、見過ごしませ

ん。

29. **プライバシーの保護**
個人のプライバシーを尊重し、保護します。

社会や環境に配慮した事業活動

30. **顧客満足と安全**
お客様の安全・安心の確保を確実にするとともに、お客様の声に真摯に対応し、品質の向上と顧客満足を追求します。

31. **環境共生**
商品とサービスのライフサイクルにわたる環境負荷の低減を目指し、地球温暖化の防止、資源循環、汚染の防止、生物多様性の保全に取り組みます。

32. **地域社会への貢献**
地域の文化や慣習を尊重し、対話を通じて地域社会の持続的な発展に貢献します。

2017年7月1日制定

関連情報はこちら

住友林業グループ倫理規範ガイドブック

イニシアティブへの参加・賛同

国連グローバル・コンパクト

住友林業は、国連が提唱するグローバル・コンパクトを支持し、2008年12月から参加しています。「国連グローバル・コンパクト」の10原則は、「世界人権宣言」、国際労働機関（ILO）の「就業の基本原則と権利に関する宣言」など、世界的に確立された合意に基づいており、人権擁護の支持・尊重、強制労働の排除、児童労働の廃止などが盛り込まれています。

「国連グローバル・コンパクト」の10原則

人権　企業は、
原則1：国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、
原則2：自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである。

労働基準　企業は、
原則3：結社の自由と団体交渉の実効的な承認を支持し、
原則4：あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持し、
原則5：児童労働の実効的な廃止を支持し、
原則6：雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである。

環境　企業は、
原則7：環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、
原則8：環境に関するより大きな責任を率先して引き受け、
原則9：環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである。

腐敗防止　企業は、
原則10：強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである。

WBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）

The World Business Council for Sustainable Developmentの略。持続可能な開発を目指す企業約200社を超えるCEO連合体で、企業が持続可能な社会への移行に貢献するために協働しています。

住友林業は、2019年1月よりWBCSDの内部イニシアティブであるForest Solutions Group（FSG）へ参加し、2020年1月に加盟しています。

持続可能な社会を実現するために、SDGsへの貢献をはじめ、事業を通じた社会課題解決に向けた取り組みを進めています。

TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）

Task Force on Climate-related Financial Disclosures の略。FSB（金融安定理事会）の指示 により2015年4月に設置された気候関連財務情報開示タスクフォースであり、企業が任意で行う気 候関連のリスク・機会に関する情報開示のフレームワークが示されています。

住友林業グループでは、気候変動に伴うリスクを事業上の重要なリスクと認識しています。2018年7月にはTCFDへの賛同を表明。TCFD の提言に基づき、同年にシナリオ分析を開始しました。

また、企業の効果的な情報開示や、開示された気候変動対策関連情報を金融機関等の適切な投資判断に繋げるための取り組みを議論するTCFDコンソーシアムにも参加しています。

関連情報はこちら

› TCFDへの対応

SBT（Science Based Targets）

SBTイニシアティブは2015年に、国連グローバル・コンパクト、CDP、WRI（世界資源研究所）、WWF（世界自然保護基金）の4団体が、産業革命前からの気温上昇を抑えるための科学的根拠に基づいた温室効果ガスの排出削減目標を推進するために設立されたイニシアティブです。

住友林業グループは2017年6月、SBTイニシアティブに対し、SBTを策定することを宣言し、グループ全体での新たな温室効果ガス長期削減目標を策定しました。2018年7月には、以下の2°C目標がSBTとして認定されました。

また、グループとしての取組みを加速させるため、2030年を目標年としたスコープ1・2温室効果削減目標値を21%削減から54.6%削減に引き上げ、2021年9月にSBT事務局へ1.5°C目標の申請を行いました。

2°C目標（SBT認定済）

- スコープ1・2※1：2030年温室効果ガス排出量を2017年（基準年）比21%減とする
- スコープ3※1：カテゴリー1及び11※2合計の2030年温室効果ガス排出量を2017年（基準年）比16%減とする

1.5°C目標（SBT申請済）

- スコープ1・2：2030年温室効果ガス排出量を2017年（基準年）比54.6%減とする
- スコープ3：カテゴリー1及び11合計の2030年温室効果ガス排出量を2017年（基準年）比16%減とする

※1 スコープ1：自社での燃料使用等による温室効果ガスの直接排出　例）社有車のガソリン使用に伴うCO_2排出量
スコープ2：購入した電力・熱による温室効果ガスの間接排出（CH_4、N_2Oを含む）　例）オフィスの電力使用に伴うCO_2排出量
スコープ3：サプライチェーンの温室効果ガス排出量　例）販売した製品の使用時の CO_2排出量
※2 カテゴリー1：スコープ3のうち、購入または取得した物品・サービスの採取・製造・輸送時における 温室効果ガス排出量
カテゴリー11：スコープ3のうち、販売した物品・サービスの使用時における温室効果ガス排出量

関連情報はこちら

› 気候変動の緩和

RE100

RE100は国際的な環境NGO団体である「The Climate Group」と「CDP」が連携して運営する国際イニシアティブです。

住友林業は2020年3月、事業で使用する電力の再生可能エネルギー100%化を目指す「RE100」に加盟しました。2040年までに自社グループの事業活動で使用する電力と発電事業における発電燃料を100%再生可能エネルギーにすることを目指します。

関連情報はこちら

› 再エネ利用100%を目指し、RE100へ加盟

その他のイニシアチブへの参加・賛同

主な参加イニシアティブ・取り組み推進団体

団体名
WWFジャパン
CDPジャパンクラブ
TCFDコンソーシアム
脱炭素経営促進ネットワーク（環境省）
COOL CHOICE　キャンペーン（環境省）
気候変動イニシアティブ（JCI）
経団連自然保護協議会
企業と生物多様性イニシアチブ（JBIB）
TNFDフォーラム
30 by 30 アライアンス（環境省）

主な署名・宣言

宣言等名称	賛同・署名時期
経団連生物多様性宣言	2009年12月および2019年12月
にじゅうまる宣言（にじゅうまるプロジェクト）	2016年5月
気候変動アクション日本サミット宣言（JCI）	2018年10月
気候変動対策強化を求めるJCIメッセ―ジ（JCI）	2020年2月
JCI パリ協定を実現する2030年目標を求めるメッセージ（JCI）	2021年4月
Call to Action（Business for Nature）	2020年9月
企業からG20首脳へのオープンレター（We Mean Business Coalition）	2021年9月
Race to Zero（Business Ambition for 1.5°C）	2021年9月

住友林業グループのサステナビリティ経営

サステナビリティに関わる各種方針・考え方

住友林業グループのサステナビリティに関わる各種方針・考え方

住友林業グループは、サステナビリティ経営に関わる各課題に対して個別に方針を策定し、それらの方針に基づき取り組みを実施しています。

環境関連の方針・考え方

関連情報はこちら

- 住友林業グループ環境方針
- 国内社有林における「生物多様性保全に関する基本方針」（抜粋）

社会性関連の方針・考え方

関連情報はこちら

- 住友林業グループ調達方針
- グリーン調達ガイドライン（抜粋）
- 住友林業グループ労働安全衛生方針
- 住友林業グループ品質方針
- 住友林業グループ人権方針
- 住友林業グループ女性活躍推進宣言
- 住友林業グループ健康経営宣言
- 社会貢献活動に関する基本的な考え方

ガバナンス関連の方針・考え方

関連情報はこちら

- コーポレートガバナンス基本方針
- 住友林業グループ倫理規範
- 贈収賄の防止
- 公正な競争及び適正な下請取引の推進
- 情報セキュリティ方針
- 知的財産管理方針
- 責任ある広告・宣伝

住友林業グループのサステナビリティ経営

中期経営計画サステナビリティ編と重要課題

Mission TREEING 2030

住友林業グループでは2022年2月、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、SDGsの目標年でもある2030年を見据え、住友林業グループとしてのあるべき姿を長期的な事業構想に落とし込んだ長期ビジョン「Mission TREEING 2030」および中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 1」（2022 年～2024 年）を策定しました。「Mission TREEING 2030」では、事業方針として1.森と木の価値を最大限に活かした脱炭素化とサーキュラーバイオエコノミーの確立、2.グローバル展開の進化、3.変革と新たな価値創造への挑戦、4.成長に向けた事業基盤の改革を掲げています。この長期ビジョンを達成するために、「地球環境への価値」、「人と社会への価値」、「市場経済への価値」、いずれの価値も損なうことなく、また、それぞれの価値を高めることにより、３つの価値を同時に満たすことを目指していきます。

中期経営計画サステナビリティ編

住友林業グループでは、長期ビジョン「Mission TREEING 2030」の第一段階として、将来の成長と脱炭素化への貢献に向けた基盤を作る3年の中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 1」（2022 年～2024 年）を公表しました。5つの基本方針の一つに「事業と ESG の更なる一体化」を掲げ、この中にサステナビリティ戦略及び重要課題を組み入れた「中期経営計画サステナビリティ編2024」を定めています。

（1）木材資源の活用による脱炭素化への挑戦

- 森林のCO_2吸収源としての価値を訴求した国内外での新たな事業の展開
- 国産材の競争力強化に向けた施策の推進
- 中大規模木造建築事業の拡大

（2）収益基盤の強靭化の推進

- 住宅・建築事業及び木材建材事業の収益力の回復、並びに将来の市場変化を見据えた変革の推進
- 資産効率の向上

（3）グローバル展開の加速

- 米国及び豪州における住宅・不動産事業の拡大、アジアにおける収益基盤の確立

（4）持続的成長に向けた経営基盤の強化

- デジタル化の推進
- 人財の確保及び育成の強化、社員のエンゲージメントの向上
- リスクマネジメントの強化

（5）事業とESGの更なる一体化

- RE100/SBT(Science Based Targets)の達成に向けた施策の着実な実行

「中期経営計画サステナビリティ編2024」は、2019年度より運用してきた中期経営計画におけるESGに関する具体的な目標を、今回の新たな中期経営計画の方針に沿って、より事業とESG戦略の連動を高めるために見直したものです。長期ビジョン「Mission TREEING 2030」では、グループの生み出す価値を「地球環境への価値」、「人と社会への価値」、「市場経済への価値」の視点から整理、新たに9つの重要課題を特定しました。この9つの重要課題を実現するための2024年までの具体的な数値目標を事業本部ごとにより細かく設定しています。

SDGsをはじめとする社会の期待に応えるだけでなく、経済面からだけでは判断できない企業価値の向上にもつながると考えています。

9つの重要課題と関連するSDGs

テーマ		9つの重要課題	関連するSDGs
地球環境への価値	1	森林経営による「森」と「木」の価値向上	
	2	「森」と「木」を活かしたカーボンニュートラルの実現	
	3	「森」と「木」を活かしたサーキュラーバイオエコノミーの実現	
人と社会への価値	4	広く社会に快適でぬくもりある空間の提供	
	5	事業を営む地域の人々の暮らしの向上	
	6	働く人が活き活きできる環境づくり	
市場経済への価値	7	「森」と「木」の新たな市場の創出	
	8	DX・イノベーションによる市場の変革	
	9	強靭な事業体制の構築	

重要課題の特定

住友林業グループでは、2008年に続き2015年3月にCSR重要課題の特定を行いました。その後、SDGs（持続可能な開発目標）の採択、世界ではパリ協定の締結・発効と大きな変化があり、国内でも、GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）によるPRI（国連責任投資原則）への署名を受け、ESG投資への流れが一挙に加速しました。これらの潮流をふまえ、住友林業グループでは、2022年2月、長期ビジョン「Mission TREEING 2030」の策定とともに、新たに9つの重要課題を特定しました。地政学的変化、デジタル化など技術革新、社員やお客様といったステークホルダーの嗜好変化などを分析するとともに、M&Aや資本業務提携などを通じ大きく成長した住友林業グループの持つ強みを生かし、住友林業グループならではの貢献領域を、サステナビリティだけではなく住友林業グループの事業全体の重要課題として、改めて整理しました。

策定にあたっては、お客様や取引先、株主・投資家、社外の有識者、社員などあらゆるステークホルダーを対象にアンケート調査を実施し、約6,000名から回答を得ました。アンケートは、外発的変化（メガトレンド）をもとに、住友林業グループに影響を及ぼすであろう項目を抽出し、「環境課題（気候変動）」「環境課題（資源と生物多様性）」「社会課題」「ガバナンス」「経済課題」の5つのカテゴリー別に35項目の課題を設定し、重要と思うものを選択してもらいました。また、若手やマネジメント層の社員へ個別ヒアリングも実施しました。

これらアンケートやヒアリング結果に基づき、住友林業グループにおける重要課題を絞りこみました。さらに、経営層による議論を重ね、経営からの視点を織り込み、リスクと機会を考慮して重要性判断を行いました。最終的には、「地球環境」「人と社会」「市場経済」の3つの視点から、9つの重要課題を特定しました。

中期経営計画サステナビリティ編のマネジメント

中期経営計画サステナビリティ編では、SDGsへの貢献と9つの重要課題に基づいた、事業と直接結びつく2024年度をターゲットとした数値目標を定めました。

グループ内の各社・各部門では、年度ごとの数値目標「サステナビリティ予算」を策定し、目標達成に向けた取り組みを進めています。

各目標の進捗や達成状況については、ESG推進委員会で半期毎に確認し、取締役会に報告することで、PDCAサイクルを着実に回しています

- 重要課題1：森林経営による「森」と「木」の価値向上
- 重要課題2：「森」と「木」を活かしたカーボンニュートラルの実現
- 重要課題3：「森」と「木」を活かしたサーキュラーバイオエコノミーの実現
- 重要課題4：広く社会に快適でぬくもりある空間の提供
- 重要課題5：事業を営む地域の人々の暮らしの向上
- 重要課題6：働く人が活き活きできる環境づくり
- 重要課題7：「森」と「木」の新たな市場の創出
- 重要課題8：DX・イノベーションによる市場の変革
- 重要課題9：強靭な事業体制の構築

> 2022年～2024年 中期経営計画サステナビリティ編

関連情報はこちら

> SDGsへの貢献と重要課題

住友林業グループのサステナビリティ経営

SDGsへの貢献と重要課題

基本的な考え方

2015年に国連総会において採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）」は、貧困や不平等、教育、環境などに関連して、2030年までにあらゆる国と地域が達成するべき17の目標です。地球上の様々な課題解決を図り、誰一人取り残さないより良い国際社会の実現を理念として掲げています。SDGsで示される社会課題の解決に向けて取り組むことは、住友林業グループの新たな事業機会の創出や事業成長へつながります。一方で、取り組みが十分に行われない場合、法規制対応への遅れやレピュテーションの低下などのリスクへつながる可能性があります。

中期経営計画サステナビリティ編2024とSDGs

住友林業グループでは2022年2月、SDGsの目標年でもある2030年を見据え、脱炭素社会の実現に向けて、住友林業グループとしてのあるべき姿を事業構想に落とし込んだ長期ビジョン「Mission TREEING 2030」及び中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 1」（2022 年～2024 年）を新たに策定しました。5つの基本方針の一つには「事業と ESG の更なる一体化」を掲げており、これに基づきサステナビリティ戦略及び重要課題を組み入れた「中期経営計画サステナビリティ編2024」を定めています。「中期経営計画サステナビリティ編2024」では、住友林業グループが定めた9つの重要課題へ取り組む2024年度までの具体的な数値目標を、SDGsの視点を織り込み事業本部ごとに、より細かく設定しています。これら指標の達成を目指すことで、持続可能で豊かな社会の実現に貢献していきます。

重要課題とSDGs（目標及びターゲット）

住友林業グループでは、特定した重要課題とSDGsへの取り組みを一体化するために、SDGs（目標及びターゲット）との関係性を以下のように整理しています。活動においては、中期経営計画サステナビリティ編に基づき、2024年度をターゲットとした評価指標（数値目標）を用い、各事業本部がPDCAサイクルをまわし継続的に推進することとし、SDGs達成へ向けた体制を整えています。

9つの重要課題	重要課題　詳細	関連するSDGs（目標及びターゲット）		
①森林経営による「森」と「木」の価値向上	「森」を育てることで、「木」をはじめとする森林資源の価値を高め、引き出す	13.1	15.1 15.2 15.3 15.4	
②「森」と「木」を活かしたカーボンニュートラルの実現	自らの二酸化炭素の排出を削減するとともに、炭素を吸収・固定した「木」を届けること、また低炭素・脱炭素商品・サービスを提供することによって、社会の脱炭素化に貢献する	7.2	13.1 13.2	
③「森」と「木」を活かしたサーキュラーバイオエコノミーの実現	自然のエコシステムで再生可能な「木」という「森林」由来の素材の強みを活かしながら、あらゆる資源が循環する社会を実現する	7.2 11.6	12.2 12.5	15.1 15.2 15.4
④広く社会に快適でぬくもりある空間の提供	広く社会に対して、安心・安全で、快適さとぬくもりのある空間を提供する	3.9	9.4	11.6
⑤事業を営む地域の人々の暮らしの向上	事業によって雇用を生み出すとともに、コミュニティの発展に貢献する	3.9	8.3	11.3
⑥働く人が活き活きできる環境づくり	サプライチェーンに関わるすべての人が、安全で健康に、そして活き活きと働ける場にする	3.9	5.5	8.5 8.8
⑦「森」と「木」の新たな市場の創出	「森」と「木」の活用の深化と拡大によって、新たな市場を創出し、経済を豊かにする	9.4	11.3	

9つの重要課題	重要課題　詳細	関連するSDGs（目標及びターゲット）		
⑧DX・イノベーションによる市場の変革	DX・イノベーションをはじめとする市場の変革を通じて、経済の効率性と付加価値を高める	9.4		
⑨強靭な事業体制の構築	不測の事態にも強い体制を築き、価値を提供し続けることで、経済の安定に寄与する	16.5 16.7		

SDGsの浸透

住友林業グループでは、事業を通じてSDGsに貢献するうえで、浸透・理解が肝要であると考えています。社員をはじめとするあらゆるステークホルダーの意識向上へ向けた様々な取り組みを行っています（以下は一例）。

SDGs浸透のためのワークショップ、研修、認知度調査を実施

住友林業グループでは、外部講師を招き、SDGsと事業との結びつきを学ぶワークショップや研修を社員へ向けて実施しています。

レゴブロックを用いたワークショップ

ワークショップの一例としては、「経済」「社会」「環境」の世界状況を表すバロメーターを意識しながら「富を得ること」「悠々自適な暮らし」「環境保護」など、2030年までの人生のゴール目標の達成を目指すカードゲームを行います。そこで得た結果から「誰一人取り残さない」世界を実現するためにレゴブロックを用いて住友林業として何ができるのかをグループに分かれて話し合います。

2020年度は国内グループ社員に対し住友林業グループのSDGsへの取り組みの認知度調査を行い、SDGsの認知度は87%という結果となりました。また、2021年1月より、社内報において、事業とSDGsとのつながりを学べる「SDGs研究室」の連載を開始しています。

住友林業グループでは、ワークショップの展開をはじめとして、社内外へ向けてSDGsの理解と目標達成に向けた活動のさらなる浸透を図っていきます。

NIKKEI脱炭素プロジェクトに協賛

住友林業では、2050年のカーボンゼロ達成を宣言した政府のロードマップの実現性を高め、議論を行うために日本経済新聞社が立ち上げた「NIKKEI脱炭素プロジェクト」に2021年度より協賛しています。

「新居浜市SDGs推進企業」に登録

SDGsのターゲット達成に向けて意欲的に取り組む企業を支援する「新居浜市SDGs推進企業登録制度」に2021年2月、総務部新居浜事業所が選出されました。

住友林業の事業発祥の地である新居浜市において、障がい者雇用の促進、持続可能性や生物多様性に配慮した木材・資材の調達、社有林管理を通じた森林の公益的価値の創造等のSDGs目標達成に資する活動をこれからも推進していきます。

「新居浜市ESD（持続可能な開発のための教育）主任研修会」を開催

2021年11月、新居浜市教育委員会からの依頼を受け、市内各小・中学校のESD主任教師（26名）に対する研修会を、住友林業の森林情報発信施設であるフォレスターハウスにて開催しました。

研修会では、住友林業グループの事業紹介及び森のエコシステムの説明などの座学と周辺散策や実験林（固定標準木）の見学といったフィールドワークを実施し、住友林業の歴史や取り組み、理念などを学んでもらいました。

今後は、学校への出前授業の開催など、新居浜市のSDGs達成へ向けた取り組みに協力していきます。

「かながわSDGsパートナー」への登録

神奈川県が、県と連携した取り組みを促進させることを目的とし、県内のSDGsに取り組んでいる企業団体等を登録する、「かながわSDGsパートナー」に2020年4月より住友林業として登録しています。温室効果ガスの削減のためZEHを広く普及させることで気候変動問題への貢献、経済の活性化、環境意識の浸透を目指しています。また、関係拠点に在籍する社員の意識向上を目指し、神奈川エリアにおけるZEHの普及状況を四半期毎に社内にアナウンスしています。これら活動等を受け、受注時のZEH比率は2020年の46.6%から、2021年には67.7%と上昇しました。

かながわSDGsパートナーロゴ

「静岡市SDGs宣言」へ賛同

住宅・建築事業本部静岡支店では2019年11月より、静岡市内の事業所や団体等によるSDGs活動を促進し、優良事例の発掘と横展開を図る「静岡市SDGs宣言」に賛同し、取り組み目標としてZEH普及を80%以上にすることなどを掲げました。

また、2022年2月に静岡県立浜松北高校よりSDGsに関するオンライン取材をうけ、国際科1年生10名へこれら取り組みについて説明しました。

関連情報はこちら

› ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の推進

小中学生向け学習Webサイト「EduTown SDGs」への事例掲載

東京書籍によるSDGsに関する教育サイト「EduTown SDGs-わたしたちが創る未来-」では、小学生から中学生へ向け、SDGsの各目標を通してグローバルな視点で地球の未来を考え、自分たちにできることを考える教材を提供しています。同サイトにおいて、2020年度より住友林業の取り組んでいる“木を育て、使うことで、森林の循環をつくる”活動がSDGsの目標15の事例として掲載されています。

関連情報はこちら

› EduTown SDGs-わたしたちが創る未来

› 住友林業15番取り組み事例

「住友林業の家」のオーナーへ向けたSDGs の啓発

2021年4月発刊の「住友林業の家」のオーナー向け情報誌の冒頭特集で、「住友林業×SDGs」と題し、持続可能で豊かな社会を実現するための住友林業での取り組みをご紹介しました。その結果、オーナーの皆様よりSDGsの概念を知ることができ、木の価値や可能性についても興味をもつことができたなどの感想をいただきました。

すてきな家族99号

また、オーナーサイトクラブフォレスト内にて「我が家、家族でできるSDGsの取り組み」を募集し、サイト内で発表しました。

オーナーの皆様の取り組みを共有することができ、日常生活におけるSDGsを身近に感じていただけました。

オーナーサイトクラブフォレストでSDGsを紹介

住友林業グループ中期経営計画 サステナビリティ編2024

重要課題1　森林経営による「森」と「木」の価値向上

重要課題1

重要課題1　森林経営による「森」と「木」の価値向上

「森」を育てることで、「木」をはじめとする森林資源の価値を高め、引き出す

関連するSDGs

基本的な考え方

気候変動や資源の枯渇、生物多様性の損失など、地球環境問題が深刻化する中、それらを解決するため木材や自然資源、生物資源を生み出す森林への期待が高まっています。また森林は、CO_2の吸収・固定や、生物多様性保全、木質建材や燃料材などを生産する機能だけでなく、水源涵養、土壌保全、土砂災害防止など、様々な公益的機能を有しています。

住友林業グループは、木を軸に森林事業から木材建材流通・製造事業、住宅・建築事業、再生可能エネルギー事業など、様々な事業を展開してきました。『住友林業グループは、公正、信用を重視し社会を利するという「住友の事業精神」に基づき、人と地球環境にやさしい「木」を活かし、人々の生活に関するあらゆるサービスを通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献します。』という経営理念の実現に向けて、事業とESGの更なる一体化を推進し、持続可能な森林経営や木材の利用を行うことで、森林資源の価値を高めていきたいと考えています。

社会・環境へのインパクト

重要課題1	インパクト（影響）
森林経営による「森」と「木」の価値向上 「森」を育てることで、「木」をはじめとする森林資源の価値を高め、引き出す	CO_2固定による温暖化対策への貢献
	希少種の保護等、生物多様性保全への貢献
	森林の持続可能性の高まりによる林業及び地方活性化への貢献
	再造林用の苗木を確保し、伐採から再造林による森林資源の循環利用を促進
	国内のバイオマス発電量（再生可能エネルギー供給）の増加に貢献
	国産材の活用による林業及び地域の活性化への貢献
	持続可能な木材や商品、認証材の普及、認知や付加価値向上

重要課題1のマネジメント

中期経営計画サステナビリティ編2024において、重要課題1は9つの評価指標に分け、管理部署の年度活動方針や施策に落とし込みマネジメントを行っています。また、重要課題が社会・環境に及ぼすインパクトについても検証を行っています。

各目標のマネジメント

課題・戦略に基づく具体策	評価指標（数値目標）	管理部署	2021年度実績	2022年度計画	2023年度計画	2024年度計画
持続可能な森林資源の活用	国内外の森林認証面積（ha）	資源環境事業本部	221,971	242,493	242,493	242,493
	自社生産苗木の植林面積 国内山林（ha）		487	892	892	1,012
	苗木供給本数 国内山林（万本）		146	223	223	253
	燃料用チップ・ペレット等取扱量（t）※1	資源環境事業本部 木材建材事業本部	1,863,870	1,832,890	2,073,948	2,482,964
	主要構造材における持続可能木材使用率（%）	住宅・建築事業本部	100	100	100	100
	SGEC認証面積の維持（%）※2	資源環境事業本部	-	100	100	100

※1ジャパンバイオエナジー、オホーツクバイオエナジー、みちのくバイオエナジー、フォレストサービス、住友林業木材建材事業を対象
※2 河之北開発への賃借地及びその周辺の山林は除く

課題・戦略に基づく具体策	評価指標（数値目標）	管理部署	2021年度実績	2022年度計画	2023年度計画	2024年度計画
生物多様性保全	自生種の販売本数（本）	住宅・建築事業本部	465,000	470,000	480,000	500,000
	社有林における環境林割合の確保（%）	資源環境事業本部	-	30以上	30以上	30以上
	生物多様性保全に関する評価手法の確立		-	情報収集	評価基準検討	評価手法の確立

住友林業グループ中期経営計画 サステナビリティ編2024

重要課題2　「森」と「木」を活かしたカーボンニュートラルの実現

重要課題2

重要課題2　「森」と「木」を活かしたカーボンニュートラルの実現

自らの二酸化炭素の排出を削減するとともに、炭素を吸収・固定した「木」を届けること、また低炭素・脱炭素商品・サービスを提供することによって、社会の脱炭素化に貢献する

関連するSDGs

基本的な考え方

木は成長の過程でCO_2を吸収・固定し、生産におけるCO_2排出が少ないことから、脱炭素社会への移行に向け、木を積極的に利用することが重要になっています。

住友林業グループは創業以来、木を軸に事業を展開しており、「森林」「木材」「建築」の分野で、今後さらに木の利活用を提案していきます。森林においては、二酸化炭素を吸収する保護林を拡大し、炭素固定を促す経済林の伐採・再植林を加速させるゾーニング森林経営を推進。カーボンオフセットで他社と社会の脱炭素化にも貢献し、持続可能なビジネスを実現します。木材においては、木材が持つ長期的な炭素固定の価値を訴求しながら、国産材の競争力を高めつつ、建築の木造化・木質化を推進していきます。建築においては、国内外でLCCM住宅やネットゼロカーボンビルを推進するなど、脱炭素設計手法の確立・スタンダード化による脱炭素建築の推進により、社会全体の脱炭素化に貢献します。

こうした、木の価値を提供する住友林業グループの社内やサプライチェーンにおいては、RE100の達成を含め、SBTに基づく温室効果ガス排出削減目標に着実に取り組んでいきます。

社会・環境へのインパクト

重要課題2	インパクト（影響）
「森」と「木」を活かしたカーボンニュートラルの実現 自らの二酸化炭素の排出を削減するとともに、炭素を吸収・固定した「木」を届けること、また低炭素・脱炭素商品・サービスを提供することによって、社会の脱炭素化に貢献する	生活の中で特にエネルギー消費量／時間が多い、「居住」に関するエネルギー量削減による、社会全体のエネルギー消費量（温室効果ガス排出量）削減
	生活者（居住者）の環境意識の向上
	SBTやRE100達成による環境負荷低減、気候変動問題解決への貢献
	持続可能な建築物提供を通じた持続可能な社会の実現
	新たな森林価値創造ビジネスの構築

重要課題2のマネジメント

中期経営計画サステナビリティ編2024において、重要課題2は19の評価指標に分け、管理部署の年度活動方針や施策に落とし込みマネジメントを行っています。また、重要課題が社会・環境に及ぼすインパクトについても検証を行っています。

各目標のマネジメント

課題・戦略に基づく具体策	評価指標（数値目標）	管理部署	2021年度実績	2022年度計画	2023年度計画	2024年度計画
脱炭素化推進	国内社有林のCO_2固定量(t-CO_2)	資源環境事業本部	13,476千	13,547千	13,617千	13,758千
	海外植林会社の生産林による炭素固定量(t-CO_2)		10,133千	10,133千	10,133千	10,133千

課題・戦略に基づく具体策	評価指標（数値目標）		管理部署	2021年度実績	2022年度計画	2023年度計画	2024年度計画
脱炭素化推進（スコープ1,2）	温室効果ガス排出量(t-CO_2e) 2017年度比増減率（%）		全社	370,772 +0.3	354,368 ▲4.2	340,020 ▲8.0	301,290 ▲18.5
	スミリンでんき加入率（%）	卒FIT売電	住宅・建築事業本部	-	40.0	45.0	45.0
		新築オーナー買電		-	-	37.0	50.0
	再エネ導入率[RE100達成に向けた取り組み]（%）※		全社	-	3.7	7.2	35.1

※ バイオマス発電事業からの自家消費分及び国全体で2030年以降に再エネ100%が見込まれるニュージーランドに所在する事業所は除く

課題・戦略に基づく具体策	評価指標（数値目標）	管理部署	2021年度実績	2022年度計画	2023年度計画	2024年度計画
脱炭素化推進（スコープ3）	ZEH受注比率（%）	住宅・建築事業本部	67.4	75.0	75.0	80.0
	環境配慮型リフォーム受注率／カスタマーズ（%）		-	70.0	72.0	75.0
	環境配慮商品※1受注率（%）		58.9	60.0	61.0	62.0
	【戸建】BELS取得率※2（%）		-	98.5	98.5	98.5
	【分譲】環境機器(PV/FC)搭載率(グリーンスマート率)（%）		-	15.0	20.0	30.0
	環境配慮型リフォーム受注率／オーナーズ（%）		-	65.0	67.0	70.0
	環境配慮型リフォーム受注率／カスタマー+オーナー（%）		-	67.3	69.3	72.2
	【木化】基本計画からの提案件数（件）		-	24	26	28
	再生可能エネルギー事業における電力供給量※3（MWh）	資源環境事業本部	-	751,110	764,701	856,022
	新たな森林価値創造ビジネスによる損益・収益割合の拡大		-	数値目標検討	数値目標策定	数値目標達成
	環境認証Edge対象プロジェクト数（アジア）（件）	海外住宅・不動産事業本部	-	1	1	1
	Energy Tax Credit※4 対象戸数（米国）（戸）		-	9,061	13,703	15,574

※1 ①地域性種苗②浸透舗装材③壁面緑化④屋上緑化⑤ビオトープ⑥再生材利用
※2 本体着工時
※3 出資比率
※4 基準を満たした住宅に対する税控除（1棟2,000ドル）。冷暖房のエネルギー量を2006年の50%以下とするもの

課題・戦略に基づく具体策	評価指標（数値目標）	管理部署	2021年度実績	2022年度計画	2023年度計画	2024年度計画
持続可能な森林資源の活用	きこりんプライウッド販売数量（月）（m^3）	木材建材事業本部	-	32,000	35,000	35,000

住友林業グループ中期経営計画 サステナビリティ編2024

重要課題3　「森」と「木」を活かしたサーキュラーバイオエコノミーの実現

重要課題3

重要課題3　「森」と「木」を活かしたサーキュラーバイオエコノミーの実現

自然のエコシステムで再生可能な「木」という「森林」由来の素材の強みを活かしながら、あらゆる資源が循環する社会を実現する

関連するSDGs

基本的な考え方

資源の枯渇、生物多様性の損失、有害物質や海洋プラスチックなどによる環境汚染への懸念を背景に、徹底した資源循環と資源の有効利用を行うサーキュラーエコノミー構築の必要性が叫ばれています。サーキュラーエコノミーは、廃棄や汚染など環境負荷を抑える製品・サービスの設計を行い、その原材料や製品を高度に循環させ続けることを目指す経済モデルです。

住友林業グループは、再生可能で持続可能な自然資源である木を、「森林」「木材」「建築」、さらにバイオマス発電などエネルギーの分野でカスケード利用するウッドサイクルを回し、木材資源の価値を向上させることで、国内においては、木を中心としたサーキュラーバイオエコノミーを実現していきます。木以外の資源に関しても、廃棄物の発生抑制・再利用・リサイクルに努めていきます。また、資源の持続可能な利用のため、サプライチェーンの持続可能性も継続的に調査していきます。

社会・環境へのインパクト

重要課題3	インパクト（影響）
「森」と「木」を活かしたサーキュラーバイオエコノミーの実現 自然のエコシステムで再生可能な「木」という「森林」由来の素材の強みを活かしながら、あらゆる資源が循環する社会を実現する	リサイクルやゼロエミッションの促進による資源保護などの環境負荷低減
	水問題の解決
	サプライチェーンの環境意識の改善

重要課題3のマネジメント

中期経営計画サステナビリティ編2024において、重要課題3は18の評価指標に分け、管理部署の年度活動方針や施策に落とし込みマネジメントを行っています。また、重要課題が社会・環境に及ぼすインパクトについても検証を行っています。

各目標のマネジメント

課題・戦略に基づく具体策	評価指標（数値目標）	管理部署	2021年度実績	2022年度計画	2023年度計画	2024年度計画
資源循環（産廃）	産業廃棄物最終処分量（t） 2021年度比削減率（%）※1	サステナビリティ推進部	21,050	20,489 ▲2.7	20,181 ▲4.1	19,905 ▲5.4
	新築現場における リサイクル率※2（%）	住宅・建築事業本部	95.1	96.0	97.0	98.0
	住宅解体現場における リサイクル率※3（%）		94.6	100	100	100
	リフォーム現場における リサイクル率※4（%）		79.7	84.5	85.0	85.5
	発電事業における リサイクル率（%）	資源環境事業本部	99.3	98.0	98.0	98.0
	海外製造工場における リサイクル率（%）	木材建材事業本部	98.5	99.0	99.0	99.0
	国内製造工場における リサイクル率（%）		99.1	99.0	99.0	99.0
	その他リサイクル率（%）	木材建材事業本部 生活サービス本部 筑波研究所	80.6	84.0	85.0	86.0
	持続可能な木材使用比率 （製造全体）（%）	木材建材事業本部	99.0	100	100	100
	全支店産業廃棄物総排出量 (kg/棟)※5	住宅・建築事業本部	2,835	2,709	2,573	2,511
	新築系産業廃棄物排出量 (kg/m^2)		-	20.8	20.1	19.8

※1 コーナン建設を除く
※2 住宅・建築事業本部、住友林業緑化、住友林業ホームエンジニアリングにおける新築現場を対象
※3 21年度実績は全ての廃棄物を対象、22年度以降の計画では、建設リサイクル法による特定建設資材（コンクリート、アスコン、木くず）を対象
※4 住友林業ホームテックのリフォーム現場を対象とし、リサイクルが困難ながれき・アスベストは除く
※5 建築事業部除く

課題・戦略に基づく具体策	評価指標（数値目標）	管理部署	2021年度実績	2022年度計画	2023年度計画	2024年度計画
資源循環（水）	水使用量（m^3）	全社	2,858,316	2,739,067	2,757,494	2,777,269

課題・戦略に基づく具体策	評価指標（数値目標）	管理部署	2021年度実績	2022年度計画	2023年度計画	2024年度計画
資源循環（サプライチェーン管理）	サプライチェーンにおけるサステナビリティ調達調査実施率（%）	住宅・建築事業本部	98.5	97.0	97.0	97.0
	入荷するPKSの認証取得率（%）	資源環境事業本部	-	-	100	100
	ESG調査の「サプライヤー（自社）」平均得点率	住宅・建築事業本部	-	前年より改善	前年より改善	前年より改善
	仕入先へのEPD取得提案数（社） 比率（%）	木材建材事業本部	-	10 52	30 66	65 71
	仕入先へのサステナビリティ調査回答率（売上比）（%）		-	80	85	90

課題・戦略に基づく具体策	評価指標（数値目標）	管理部署	2021年度実績	2022年度計画	2023年度計画	2024年度計画
持続可能な森林資源の活用	未利用資源（バイオマス用途）取扱量（m^3）	資源環境事業本部	-	18,272	18,452	19,202

住友林業グループ中期経営計画 サステナビリティ編2024

重要課題4　広く社会に快適でぬくもりある空間の提供

重要課題4

重要課題4　広く社会に快適でぬくもりある空間の提供

広く社会に対して、安心・安全で、快適さとぬくもりのある空間を提供する

関連するSDGs

基本的な考え方

差別や貧困などの人権問題、災害の激甚化、新型コロナウイルスの感染拡大など様々な社会課題が顕在化する中、ウェルビーイング（幸福）への志向が高まり、住まいを中心に人の生活空間には、安心、安全、快適性やぬくもりが求められています。

住友林業グループは、行動指針に「お客様の感動を生む、高品質の商品・サービスを提供します」を掲げ、新築戸建やリフォームを中心とした多くのお客様それぞれに対して、安心、安全、快適性やぬくもりを感じられる品質の高い商品を提供することに注力することで、お客様満足度の向上に努めていきます。

社会・環境へのインパクト

重要課題4	インパクト（影響）
広く社会に快適でぬくもりある空間の提供 広く社会に対して、安心・安全で、快適さとぬくもりのある空間を提供する	クレーム削減によるお客様満足度の向上
	品質向上による社会的信頼性の確保

重要課題4のマネジメント

中期経営計画サステナビリティ編2024において、重要課題4は5つの評価指標に分け、管理部署の年度活動方針や施策に落とし込みマネジメントを行っています。また、重要課題が社会・環境に及ぼすインパクトについても検証を行っています。

各目標のマネジメント

課題・戦略に基づく具体策	評価指標（数値目標）	管理部署	2021年度実績	2022年度計画	2023年度計画	2024年度計画
お客様満足	設計性能評価実施率（%）	住宅・建築事業本部	-	99.0	99.0	99.0
	建設性能評価実施率（%）		-	99.0	99.0	99.0
	長期優良住宅認定取得率※1（%）		-	95.0	95.0	95.0
	入居時アンケート（単体NPS値※2）（%）		-	51.0	52.0	53.0
	工事担当のお客様アンケートの点数向上※3（点）		-	75	78	80

※1 専用住宅かつ該当床面積以上に制限
※2 NPS（ネットプロモータースコア）。顧客ロイヤルティー（企業やブランドに対する「信頼」や「価値」の度合い）を測る新しい指標
※3 住友林業ホームテックのみの評価指標

住友林業グループ中期経営計画 サステナビリティ編2024

重要課題5　事業を営む地域の人々の暮らしの向上

重要課題5

重要課題5　事業を営む地域の人々の暮らしの向上

事業によって雇用を生み出すとともに、コミュニティの発展に貢献する

関連するSDGs

基本的な考え方

森林事業を営む地域は、国内外とも、大都市圏から離れており、それぞれの国の中でも経済的、文化的な格差が見られることが多いという現実があります。特に、発展途上国においては、道路、病院、学校や市場などのインフラすら整っていないこともあります。また、日本国内においては、都市部においても、超高齢化が進展し、世帯規模の縮小や空地・空家の増加に起因する街全体の不活性化とともに、高齢者の生活の質の低下が懸念されます。

住友林業グループは、特に発展途上国における森林事業では、地域の人材採用を進め雇用を増大させるほか、それぞれの地域で求められる社会インフラの整備にも積極的に貢献していきます。日本国内においては、まず、都市部において、社会的弱者でもある高齢者に対して、木のぬくもりを感じられる高品質な老人ホームや介護施設の提供を拡大します。地方においては、地域のステークホルダーの皆さまとの対話を重視しながら地方創生に寄与する事業を展開していきます。

社会・環境へのインパクト

重要課題5	インパクト（影響）
事業を営む地域の人々の暮らしの向上 事業によって雇用を生み出すとともに、コミュニティの発展に貢献する	地方創生による経済格差の是正
	地域住民との対話による地域コミュニティの課題に対する共通認識の育成
	介護施設の提供による福祉の充実

重要課題5のマネジメント

中期経営計画サステナビリティ編2024において、重要課題5は6つの評価指標に分け、管理部署の年度活動方針や施策に落とし込みマネジメントを行っています。また、重要課題が社会・環境に及ぼすインパクトについても検証を行っています。

各目標のマネジメント

課題・戦略に基づく具体策	評価指標（数値目標）	管理部署	2021年度実績	2022年度計画	2023年度計画	2024年度計画
少子高齢化への対応	有料老人ホーム居室数（室）	生活サービス本部	1,764	1,764	1,842	1,842

課題・戦略に基づく具体策	評価指標（数値目標）	管理部署	2021年度実績	2022年度計画	2023年度計画	2024年度計画
地域社会とのコミュニケーション	SGEC認証維持に関連するステークホルダーとの対話（回）	資源環境事業本部	-	1以上	1以上	1以上
	新規発電所計画時における地域住民への説明・コミュニケーション（回）		-	1以上	1以上	1以上
	OBT社における前年比増加人数（名）［増産に向けた地域人材の採用※］		-	+12	+17	+28
	TPF社における枝打ち・除草面積（ha）［火災リスクの低減と景観の改善を実現（枝打ち・除草面積）］		-	15	30	30

※ 2021年度末時点での現地従業員数は298名

課題・戦略に基づく具体策	評価指標（数値目標）	管理部署	2021年度実績	2022年度計画	2023年度計画	2024年度計画
人権	グリーバンスメカニズム※に関する取り組み	サステナビリティ推進部	-	仕組み構築	範囲拡大	継続運用

※ ステークホルダーの人権に関する苦情処理窓口

住友林業グループ中期経営計画 サステナビリティ編2024

重要課題6　働く人が活き活きできる環境づくり

重要課題6

重要課題6　働く人が活き活きできる環境づくり

サプライチェーンに関わるすべての人が、安全で健康に、そして活き活きと働ける場にする

関連するSDGs

基本的な考え方

事業を持続的に成長させていくためには、関わる人々が活き活きできる環境づくりが重要です。サプライチェーンにおける全ての人が、人種・宗教・民族・国籍・ジェンダーなどの多様性を受け入れ、差別なく人権を尊重することが、公正な職場環境の礎となります。また、個人個人のライフスタイルを重視したワーク・ライフ・バランスも尊重しなければなりません。さらに森林事業や住宅建築事業では重大な労働災害が発生する可能性があり、充分な対策が必須です。

住友林業グループは、行動指針の一つとして「多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくります」を掲げ、また、健康に活き活きと働けるよう、すべての従業員とその家族の心と体の健康保持、増進に努める健康経営宣言もしています。今後は、社員満足度の継続的な向上を最重視したうえで、多様性の実現やハラスメントの防止、労働災害撲滅、社員の定着率や資格取得数の向上など多面的かつ具体的な目標に取り組んでいきます。

社会・環境へのインパクト

重要課題6	インパクト（影響）
働く人が活き活きできる環境づくり サプライチェーンに関わるすべての人が、安全で健康に、そして活き活きと働ける場にする	男女格差の是正
	よりよい人財の確保
	労働生産性の改善に伴う企業価値の向上
	多様性のある社会の実現
	安全安心な労働環境に伴う、従業員の健康確保（満足度の向上）
	労災撲滅による社員及び下請け業者の安全確保

重要課題6のマネジメント

中期経営計画サステナビリティ編2024において、重要課題6は18の評価指標に分け、管理部署の年度活動方針や施策に落とし込みマネジメントを行っています。また、重要課題が社会・環境に及ぼすインパクトについても検証を行っています。

各目標のマネジメント

課題・戦略に基づく具体策	評価指標（数値目標）		管理部署	2021年度実績	2022年度計画	2023年度計画	2024年度計画
ワーク・ライフ・バランス（働き方改革）	社員満足度（%）	単体	人事部	78.2	80.0	81.0	82.0
		国内関係会社		60.7	67.0	68.9	71.0
	社員有給休暇取得率（%）	単体		64.1	70.0	70.0	70.0
		国内関係会社		59.6	61.6	62.6	63.8
	2017年度比残業時間削減率（%）	単体（2017年度：45.5H）		▲15.8	▲16.0	▲19.0	▲23.0
		国内関係会社（2017年度：31.1H）		▲8.0	▲10.0	▲13.0	▲15.0
	新卒社員の定着率（入社3年目）（%）	単体		83.3	83.0	84.0	85.0
		国内関係会社		74.8	75.8	78.8	84.5
	ハラスメントを許さない風土※（%）	単体		-	76.0	78.0	80.0
		国内関係会社		-	76.2	77.7	79.0
	心理的安全性の確保※（%）	単体		-	71.0	73.0	75.0
		国内関係会社		-	64.0	65.5	67.1
	男性育児休業取得率（%）	単体		-	80.0	90.0	100
		国内関係会社		-	33.0	39.0	43.0

※ 社員意識調査において「まったくその通り・どちらかといえばその通り」と回答した社員の割合

課題・戦略に基づく具体策	評価指標（数値目標）		管理部署	2021年度実績	2022年度計画	2023年度計画	2024年度計画
ダイバーシティ	60歳以降の雇用継続率（定年延長・再雇用等）（%）	単体	人事部	93.3	95.0	95.0	95.0
		国内関係会社		87.7	87.5	99.1	98.2
	全社員に占める女性社員比率（%）	単体		-	23.2	23.9	24.5
		国内関係会社		-	34.3	34.5	34.7
	女性役員比率（%）	単体		-	13.8	16.7	19.4
	女性上級管理職比率（%）	単体		-	3.0	3.3	3.6
		国内関係会社		-	6.5	7.3	7.9
	新規採用者に占める女性比率（%）	単体		-	32.6	35.0	35.0
		国内関係会社		-	34.6	35.5	35.6
	障がい者雇用率（%）	単体		-	2.20	2.25	2.30
		グループ認定		-	2.40	2.45	2.50
		国内関係会社		-	2.30	2.40	2.40

課題・戦略に基づく具体策	評価指標（数値目標）		管理部署	2021年度実績	2022年度計画	2023年度計画	2024年度計画
人財育成	社員一人当たり研修費用（千円）	単体	人事部	77	125	125	150
		国内関係会社		29	57	57	56
	社員一人当たり研修時間（時間）	単体		13	16.0	18.0	18.0
		国内関係会社		-	12.5	12.8	13.1
	eco検定取得率（林業単体）（%）		サステナビリティ推進部	34.4※	50.0	60.0	70.0

※ 2022年4月1日時点の数値

課題・戦略に基づく具体策	評価指標（数値目標）		管理部署	2021年度実績	2022年度計画	2023年度計画	2024年度計画
労働安全衛生	①重大労災発生件数（休業4日以上）（件）	国内新築現場（請負）	住宅・建築事業本部	24	0	0	0
		リフォーム現場（請負）		4	0	0	0
		海外住宅現場（請負）	海外住宅・不動産事業本部	9	0	0	0
		国内グループ会社：製造（従業員）	木材建材事業本部	0	0	0	0
		海外グループ会社：製造（従業員・委託）※		8	0	0	0
		国内山林現場（請負）	資源環境事業本部	2	0	0	0
		海外植林現場（請負）		15	0	0	0
		介護現場	生活サービス本部	9	0	0	0
	②労働災害件数（休業1日以上4日未満）（件）	国内新築現場（請負）	住宅・建築事業本部	13	18	16	14
		リフォーム現場（請負）		3	0	0	0
		海外住宅現場（請負）	海外住宅・不動産事業本部	4	0	0	0
		国内グループ会社：製造（従業員）	木材建材事業本部	0	0	0	0

課題・戦略に基づく具体策	評価指標（数値目標）		管理部署	2021年度実績	2022年度計画	2023年度計画	2024年度計画
		海外グループ会社：製造（従業員・委託）※		12	0	0	0
		国内山林現場（請負）	資源環境事業本部	0	0	0	0
		海外植林現場（請負）		17	0	0	0
		介護現場	生活サービス本部	1	0	0	0
	③総労働災害件数（休業1日以上：①＋②）（件）	国内新築現場（請負）	住宅・建築事業本部	37	18	16	14
		リフォーム現場（請負）		7	0	0	0
		海外住宅現場（請負）	海外住宅・不動産事業本部	13	0	0	0
		国内グループ会社：製造（従業員）	木材建材事業本部	0	0	0	0
		海外グループ会社：製造（従業員・委託）※		20	0	0	0
		国内山林現場（請負）	資源環境事業本部	2	0	0	0
		海外植林現場（請負）		32	0	0	0
		介護現場	生活サービス本部	10	0	0	0

※ ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）、クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）、アスト・インドネシア（ASTI）、シナール・リンバ・パシフィック（SRP）、キャニオン・クリーク・キャビネット（CCC）、ヴィナ・エコ・ボード（VECO）の6社（連結対象会社）の合計

住友林業グループ中期経営計画 サステナビリティ編2024

重要課題7　「森」と「木」の新たな市場の創出

重要課題7

重要課題7　「森」と「木」の新たな市場の創出

「森」と「木」の活用の深化と拡大によって、新たな市場を創出し、経済を豊かにする

関連するSDGs

基本的な考え方

脱炭素社会とサーキュラーエコノミーの実現、生物多様性の保全、人権の尊重など、様々な環境・社会課題を解決しながら経済を豊かにするために、森と木の活用が重視されています。木の活用を深化、拡大し、森の機能を活性化するためには、それらを活かした新たな市場の創出もカギとなります。

住友林業グループは、構造や耐火、生産、環境などの建築に関わる技術、法的規制、コストといった多くの課題に挑戦しながら、中大規模木造建築事業をグローバルに展開していきます。また、「木」や「森」を活かした様々な新技術、新商品、新市場を開発するため、自社の技術に囚われない外部との協働を重視した研究開発も推進していきます。

社会・環境へのインパクト

重要課題7	インパクト（影響）
「森」と「木」の新たな市場の創出 「森」と「木」の活用の深化と拡大によって、新たな市場を創出し、経済を豊かにする	新たな価値創出による豊かな社会の実現

重要課題7のマネジメント

中期経営計画サステナビリティ編2024において、重要課題7は2つの評価指標に分け、管理部署の年度活動方針や施策に落とし込みマネジメントを行っています。また、重要課題が社会・環境に及ぼすインパクトについても検証を行っています。

各目標のマネジメント

課題・戦略に基づく具体策	評価指標（数値目標）	管理部署	2021年度実績	2022年度計画	2023年度計画	2024年度計画
新規市場開発	中大規模木造建築事業の展開（米国・豪州・欧州）	海外住宅・不動産事業本部	-	検討/事業化	事業化	事業化

課題・戦略に基づく具体策	評価指標（数値目標）	管理部署	2021年度実績	2022年度計画	2023年度計画	2024年度計画
研究開発	共同研究先の契約数（件） 全テーマ中の割合（%）	筑波研究所	-	35 50	36 51	38 54

住友林業グループ中期経営計画 サステナビリティ編2024

重要課題8　DX・イノベーションによる市場の変革

重要課題8

重要課題8　DX・イノベーションによる市場の変革

DX・イノベーションをはじめとする市場の変革を通じて、経済の効率性と付加価値を高める

関連するSDGs

基本的な考え方

伝統や経験が重視されてきた林業や木造建築の分野においては、担い手の減少や高齢化、技術の高度化やグローバル化、今後の需要拡大などの状況を見据えた場合、DXやイノベーションをはじめとする市場の変革により経済の効率性を高め、その付加価値を向上させていかなければなりません。

住友林業グループは、DX・イノベーションを通じて営業活動やサプライチェーンの効率化を進めることで、質・量を確保し、付加価値を高めた木質資源の提供を目指します。また、同様の課題が存在する介護事業分野でも、イノベーションを導入し、利用者の安心・安全といった付加価値と業務の効率化を図っていきます。

社会・環境へのインパクト

重要課題8	インパクト（影響）
DX・イノベーションによる市場の変革 DX・イノベーションをはじめとする市場の変革を通じて、経済の効率化と付加価値を高める	業務効率化による働きやすさの向上
	データの有効活用による生産性の向上

重要課題8のマネジメント

中期経営計画サステナビリティ編2024において、重要課題8は3つの評価指標に分け、管理部署の年度活動方針や施策に落とし込みマネジメントを行っています。また、重要課題が社会・環境に及ぼすインパクトについても検証を行っています。

各目標のマネジメント

課題・戦略に基づく具体策	評価指標（数値目標）	管理部署	2021年度実績	2022年度計画	2023年度計画	2024年度計画
DX関連	販売先とのデータ連携（社）導入率（%）	木材建材事業本部（ITソリューション部）	-	720 60	770 64	820 68
	RPA・OCR導入率（%）		-	80	90	100
	介護事業のセンサー機器導入済施設数	生活サービス本部	-	18	19	19

住友林業グループ中期経営計画 サステナビリティ編2024

重要課題9　強靭な事業体制の構築

重要課題9

重要課題9　強靭な事業体制の構築

不測の事態にも強い体制を築き、価値を提供し続けることで、経済の安定に寄与する

関連するSDGs

基本的な考え方

自然災害の激甚化や新型コロナウイルス等未知の感染症の拡大、金融や地政学的なリスク等、経済に大きな影響を与える危機が世界的に続く中、強靭な事業体制を構築することは、企業が持続可能な事業を行ううえで、重要です。また、不測の事態の中でも事業を継続していくことは、産業・市場全体の安定性にも寄与します。

住友林業グループは、不測の事態においても安定した価値を提供するためのBCM（Business Continuity Management ：事業継続マネジメント）体制の構築はもちろんのこと、平時から取締役会で監督機能の強化を図るとともに、拡大する海外関係会社のガバナンスや情報セキュリティの強化を進めています。気候変動や自然災害に対しては、TCFDの提言に基づくシナリオ分析を継続的に行い、強靭な事業の構築を図っていきます。

社会・環境へのインパクト

重要課題9	インパクト（影響）
強靭な事業体制の構築 不測の事態にも強い体制を築き、価値を提供し続けることで、経済の安定に寄与する	情報セキュリティ体制の強化による業務基盤の構築
	教育基盤の確立による社員意識の向上
	ガバナンス体制強化による社会からの信頼性向上

重要課題9のマネジメント

中期経営計画サステナビリティ編2024において、重要課題9は4つの評価指標に分け、管理部署の年度活動方針や施策に落とし込みマネジメントを行っています。また、重要課題が社会・環境に及ぼすインパクトについても検証を行っています。

各目標のマネジメント

課題・戦略に基づく具体策	評価指標（数値目標）	管理部署	2021年度実績	2022年度計画	2023年度計画	2024年度計画
ガバナンス／コンプライアンス	業務プロセス統制（内部統制）の新規導入	海外住宅・不動産事業本部	-	本格導入（2社）	継続	継続
	海外関係会社情報セキュリティレベル強化※（%）	ITソリューション部	-	20	50	100
	取締役会の実効性の外部評価実施	総務部	-	検討	検討	完了

※ 住友林業グループ独自のセキュリティベースレベル達成率

課題・戦略に基づく具体策	評価指標（数値目標）	管理部署	2021年度実績	2022年度計画	2023年度計画	2024年度計画
気候変動	TCFDシナリオ分析の実施及び開示	サステナビリティ推進部	国内住宅事業・木建事業の2部門で実証済み	資源環境事業・海外住宅事業の2部門で新規実施	木材建材事業本部及び住宅・建築事業本部の2部門で再度実施を通じ、グループ全体の影響を検討	グループにおける対応策の、次期中計の事業部門別戦略への反映を検討

住友林業グループのサステナビリティ経営

住友林業グループ中期経営計画サステナビリティ編2021の実績

重要課題1：持続可能性と生物多様性に配慮した木材・資材調達の継続

関連するSDGs

住友林業が海外より直輸入する木材及び木材製品については、全調達先に対し、持続可能であるかどうか、定期的に審査・確認を行っています。2021年度はサプライヤーの見直しを進め、12月末までに持続可能な木材及び木材製品への切り替えが完了しました。ただし通期の「持続可能な木材及び木材製品の取扱比率」の算定には、切り替え前の取扱量が含まれることから、計画100%に対し97.8%の結果となりました。

また、2019年度より、国内戸建住宅部門にて新たに目標として設定した「国内住宅部門のサプライチェーンにおけるサステナビリティ調査実施率」については、資材仕入額の98%の仕入先に対し調査を実施しました。今後も持続可能なサプライチェーン構築に向け、仕入先に対するフィードバックを実施するとともに、対話を通じて改善を図ります。

社会・環境へのインパクト

重要課題1に関わる目標	インパクト（影響）
1. 地球温暖化対策や生物多様性保全と両立する山林経営	• CO_2固定による温暖化対策への貢献 • 希少種の保護等、生物多様性保全への貢献 • 山林の持続可能性の高まりによる林業及び地方活性化への貢献
2. 持続可能な森林資源の活用拡大	• 再造林用の苗木を確保し、伐採から再造林による森林資源の循環利用を促進 • 国内のバイオマス発電量（再生可能エネルギー供給）の増加に貢献 • 地域のレジリエンスを高める • 国産材の活用による林業及び地域の活性化への貢献 • 持続可能な木材や商品、認証材の普及、認知や付加価値向上
3. 持続可能なサプライチェーンの構築	• 海外から調達する輸入木材製品及び国内住宅資材の持続可能性の向上（環境課題や人権課題、コミュニティとの共存・共栄へ）

地球温暖化対策や生物多様性保全と両立する山林経営

以下表組における達成度評価について
目標達成：○　目標未達前期比改善：△　目標未達前期比悪化：×

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	21年度 計画	21年度 実績	21年度 評価	22年度 計画
森林認証面積の保持、拡大	国内外の森林認証面積（ha）	資源環境事業本部	221,467	221,971	○	242,493

関連情報はこちら

› 持続可能な森林経営

持続可能な森林資源の活用拡大

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	21年度 計画	21年度 実績	21年度 評価	22年度 計画
国内外の苗木植林面積の拡大	自社生産苗木の植林面積（ha）	資源環境事業本部	7,920	5,850	△	-
	苗木供給本数（万本）	資源環境事業本部 木材建材事業本部	726	390	△	-

関連情報はこちら

› 国内森林資源の保全

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	21年度 計画	21年度 実績	21年度 評価	22年度 計画
燃料用チップ・ペレット等取扱量の拡大	燃料用チップ・ペレット等取扱量（t）※1	資源環境事業本部 木材建材事業本部	1,363,930	1,863,870	○	1,461,890

※1 ジャパンバイオエナジー、オホーツクバイオエナジー、みちのくバイオエナジー、フォレストサービス、住友林業木材建材事業を対象

関連情報はこちら

› 再生可能エネルギーのニーズ拡大　› （第三者保証マーク）について

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	21年度 計画	21年度 実績	21年度 評価	22年度 計画
持続可能な木材及び木材製品の取扱量、使用量の拡大	持続可能な木材及び木材製品の取扱比率（%）	木材建材事業本部	100	97.8	△	-
	主要構造材における持続可能木材使用率（%）	住宅・建築事業本部	100	100	○	100

関連情報はこちら

> 流通事業における取り組み
> 製造事業における取り組み
> 住宅・建築事業における取り組み
> （第三者保証マーク）について

持続可能なサプライチェーンの構築

以下表組における達成度評価について
目標達成：○　目標未達前期比改善：△　目標未達前期比悪化：×

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	21年度 計画	21年度 実績	21年度 評価	22年度 計画
サステナビリティ調達調査表の見直し及び調査計画の策定	国内住宅部門のサプライチェーンにおけるサステナビリティ調達調査実施率※1（%）	住宅・建築事業本部	80	98	○	97
	輸入木材製品仕入先におけるサステナビリティ調達調査実施率※2（%）	木材建材事業本部	100	100	○	100

※1 調査は前年度に取引のあったサプライヤーを対象とし、実施率は対象企業の前年度の仕入金額に占める割合として算出
※2 木材調達委員会における当年度の木材調達デューデリジェンス対象サプライヤー数におけるサステナビリティ調査実施サプライヤー数の占める割合

関連情報はこちら

> 流通事業における取り組み
> 人権尊重の取り組み
> （第三者保証マーク）について

重要課題2：安心・安全で環境と社会に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進

関連するSDGs

新築戸建注文住宅におけるZEH受注比率は、2018年度38%に対し、2021年度67.4%と伸びましたが、計画の80.0%には及びませんでした。2021年度は、目標には届かなかったものの、同指標を社員の業績評価に織り込んだことや会議において情報共有を行うなど、社員の意識向上を図った結果、前期と比べ15.3%増える結果となりました。中期経営計画サステナビリティ編2024最終年度にあたる2024年12月期80.0%を目標に引き続きZEH普及率促進に取り組みます。

「再生可能エネルギー事業における電力供給量※」については、紋別バイオマス発電が安定稼働したことや、苅田バイオマス発電が2021年6月より稼働したことにより、計画（2021年12月期373,826世帯分の電力供給）には及びませんでしたが335,310世帯分（1,046,167MWh）の電力を供給することができました。中期経営計画（2022-2024）では世帯換算値から電力供給量（MWh）に単位を見直し、2024年度856,022MWhの電力供給を目指します。

※ 持分法適用会社の電力会社については、2022年度より持分比率に準じた供給量に算定方法を変更

社会・環境へのインパクト

重要課題2に関わる目標	インパクト（影響）
1. 環境配慮型商品・サービスの拡大 ※ 脱炭素社会に向けた温室効果ガス排出量削減（SBT：スコープ3）を含む	• 生活の中で特にエネルギー消費量／時間が多い、「居住」に関するエネルギー量削減による、社会全体のエネルギー消費量（温室効果ガス排出量）削減 • 生活者（居住者）の環境意識の向上
2. 生物多様性に配慮した環境づくり	• 地域に根差した生物多様性の保全、拡大 • 生物多様性の確保
3. 社会課題の解決に貢献するビジネスの拡大	• ビジネスの拡大に伴う社会課題の解決
4. 持続可能で革新的な技術開発の推進	• 持続可能な建築物提供を通じた持続可能な社会の実現 • 木造建築物の可能性を広げ、持続可能な資源である木材のさらなる活用を促す。それがひいては、持続可能な森林利用の推進につながる

環境配慮型商品・サービスの拡大

以下表組における達成度評価について
目標達成：○　目標未達前期比改善：△　目標未達前期比悪化：×

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	21年度 計画	21年度 実績	21年度 評価	22年度 計画
住宅の創エネ、省エネ仕様の推進	新築戸建注文住宅におけるZEH受注比率（%）	住宅・建築事業本部	80.0	67.4	△	75
	環境配慮型リフォーム受注率（%）	住宅・建築事業本部	60	58.9	×	70
	建材事業におけるサッシ／グラスウール／太陽光発電システム売上高（百万円）	木材建材事業本部	24,040	22,987	△	-

関連情報はこちら

› ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の推進
› リフォームによる性能向上
› （第三者保証マーク）について

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	21年度 計画	21年度 実績	21年度 評価	22年度 計画
木材使用における炭素固定の付加価値拡大	国内木造建築における炭素固定量（t-CO_2）	住宅・建築事業本部	199,509	192,194	△	-

関連情報はこちら

› 住宅・建築事業におけるカーボンストック

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	21年度 計画	21年度 実績	21年度 評価	22年度 計画
地域性種苗や自然の循環を活かした商材の提案	環境緑化事業における環境配慮商品※1受注率（%）	住宅・建築事業本部	63.0	58.9	△	60

※1 環境配慮商品:①地域性種苗、②浸透舗装材、③壁面緑化、④屋上緑化、⑤ビオトープ、⑥再生材利用

関連情報はこちら

› 緑化による環境都市への貢献
› （第三者保証マーク）について

生物多様性に配慮した環境づくり

以下表組における達成度評価について
目標達成：◯　目標未達前期比改善：△　目標未達前期比悪化：×

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	21年度 計画	21年度 実績	21年度 評価	22年度 計画
自生種の販売拡大	自生種の販売本数（本）	住宅・建築事業本部	500,000	465,000	△	450,000

関連情報はこちら

› 緑化による環境都市への貢献

社会課題の解決に貢献するビジネスの拡大

以下表組における達成度評価について
目標達成：◯　目標未達前期比改善：△　目標未達前期比悪化：×

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	21年度 計画	21年度 実績	21年度 評価	22年度 計画
新規施設開設による居室数の増加	有料老人ホーム居室数（室）	生活サービス本部	2,014	1,764	×	1,764

関連情報はこちら

› 生活サービス事業におけるお客さまとのコミュニケーション

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	21年度 計画	21年度 実績	21年度 評価	22年度※3 計画
再生可能エネルギー事業の拡大	再生可能エネルギー事業における電力供給量（世帯数換算値）※1 ※2	資源環境事業本部	373,826	335,310	△	240,740

※1 再生可能エネルギー事業の集計対象発電所は紋別バイオマス発電、八戸バイオマス発電、川崎バイオマス発電、苫小牧バイオマス発電、苅田バイオマスエナジー、鹿島太陽光発電所
※2 再生可能エネルギー事業における年間送電量を1世帯あたり3,120kWh/年として世帯数に換算
※3 22年度計画数値は、出資比率に応じた電力供給量を世帯数に換算

関連情報はこちら

› 再エネ利用100%を目指し、RE100へ加盟

› （第三者保証マーク）について

持続可能で革新的な技術開発の推進

以下表組における達成度評価について
目標達成：◯　目標未達前期比改善：△　目標未達前期比悪化：×

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	21年度 計画	21年度 実績	21年度 評価	22年度 計画
W350計画実現に向けた技術課題の解決	W350計画開発進捗状況	筑波研究所	W70の実現に向けた材料開発、基本設計の実施	基本計画における追加検討事項への対応完了	△	-

関連情報はこちら

未来に向けて～W350計画「環境木化都市」を目指して～

重要課題3：事業活動における環境負荷低減の推進

関連するSDGs

温室効果ガス排出量については、2021年度370,772t-CO_2eと、計画402,768t-CO_2eに対し、排出量を抑えることができました。紋別バイオマス発電所において石炭の混焼比率を低減させたことや、新型コロナウイルスの影響により、一部の海外製造工場で稼働を停止していたことが主な要因です。中期経営計画（2022-2024）では、紋別バイオマス発電所の石炭混焼比率を更に低減させることや、RE100達成にむけ、消費電力の再エネ化を進めることにより、最終年度にあたる2024年12月期301,290t-CO_2e（2018年3月期比▲18.5%減）を目指します。

新築現場における産業廃棄物のリサイクル率については、95.1%と計画の98.0%には届きませんでした。きづれパネル、スレートのプレカット化を図り、産業廃棄物排出量の削減、リサイクル率の改善に取り組みましたが、目標数値には届きませんでした。中期経営計画（2022-2024）では、現場ごとの分別徹底に伴う混廃率の低減を図ることで、最終年度にあたる2024年12月期98.0%を目指します。

社会・環境へのインパクト

重要課題3に関わる目標	インパクト（影響）
1. 脱炭素社会に向けた温室効果ガス排出量削減（SBT：スコープ1・2）	• SBTやRE100達成による環境負荷低減、気候変動問題解決への貢献
2. 資源保護および廃棄物排出削減とゼロエミッションの達成	• リサイクルやゼロエミッションの促進による資源保護などの環境負荷低減
3. 水資源の節減・有効利用	• 水問題の解決 • 生活者の環境意識の改善

脱炭素社会に向けた温室効果ガス排出量削減（SBT：スコープ1・2）

以下表組における達成度評価について
目標達成：○　目標未達前期比改善：△　目標未達前期比悪化：×

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	21年度 計画	21年度 実績	21年度 評価	22年度 計画
温室効果ガス排出量の削減	温室効果ガス排出量（t-CO_2e）※	各部署	402,768	370,772	○	354,368
	2017年度比増減率		+8.9%	+0.3%	○	▲4.2%
	炭素効率（t-CO_2e/売上高（百万円））	サステナビリティ推進部	0.318	0.268	○	-

関連情報はこちら

› 事業活動に伴う温室効果ガス排出
› 温室効果ガス排出量集計の範囲と方法について
› （第三者保証マーク）について

資源保護及び廃棄物排出削減とゼロエミッションの達成

以下表組における達成度評価について
目標達成：○　目標未達前期比改善：△　目標未達前期比悪化：×

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	21年度 計画	21年度 実績	21年度 評価	22年度 計画
産業廃棄物の分別推進	新築現場におけるリサイクル率（%）※1	住宅・建築事業本部	98.0	95.1	×	96.0
	住宅解体現場におけるリサイクル率（%）※2（本体着工ベース）		98.0	94.6	-	100.0
	リフォーム事業※3におけるリサイクル率（%）		84.0	79.7	△	84.5
	発電事業におけるリサイクル率（%）	資源環境事業本部	56.5	99.3	○	98.0
	海外製造工場におけるリサイクル率（%）	木材建材事業本部	98.0	98.5	○	99.0
	国内製造工場におけるリサイクル率（%）	木材建材事業本部 住宅・建築事業本部 資源環境事業本部	99.5	99.1	×	99.0
	生活サービス事業など※4におけるリサイクル率（%）	生活サービス本部など	98.0	80.6	×	84.0

※1 住宅・建築事業本部、住友林業緑化、住友林業ホームエンジニアリングにおける新築現場を対象
※2 21年度計画では、建設リサイクル法による特定建設資材（コンクリート、アスコン、木くず）を対象としていたが、21年度実績は全ての廃棄物を対象として数値を算出
※3 住友林業ホームテックのリフォーム現場を対象とし、リサイクルが困難ながれき・アスベストは除く
※4 生活サービス事業、住宅関連資材販売などの排出事業所を対象

関連情報はこちら

> 資源保全及び廃棄物排出削減　　> （第三者保証マーク）について

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	21年度 計画	21年度 実績	21年度 評価	22年度 計画
廃棄物の削減、ゼロエミッションの推進	産業廃棄物最終処分量（t）（2017年度比増減率）	サステナビリティ推進部	54,087 (▲15.0%)	21,050 (▲66.9%)	○	36,493 (▲42.6%)
	産業廃棄物総排出量（戸建住宅1棟あたり排出量）（kg/棟）	住宅・建築事業本部	2,730	2,835	△	2,709

関連情報はこちら

› ゼロエミッション達成のための取り組み

水資源の節減・有効利用

以下表組における達成度評価について

目標達成：○　目標未達前期比改善：△　目標未達前期比悪化：×

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	21年度 計画	21年度 実績	21年度 評価	22年度 計画
水資源の適正管理	水使用量（千m^3）	サステナビリティ推進部	3,011 以内	2,858	○	2,739 以内

関連情報はこちら

› 水資源の有効利用

重要課題4：多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進

関連するSDGs

2021年度においては、新型コロナウイルス感染症への対応のなか、国、自治体からの外出自粛要請もあり、住友林業の社員の平均有給休暇取得日数は、12.3日と前年度（11.6日）微増の結果となりました。関係会社においても同様の結果となっています。

時間外労働については、住友林業は2013年度比で▲33.3%と計画▲32.0%より削減することができました。関係会社においても同様に削減が進みました。引き続き、テレワークの導入や、フレックスタイム制を活用した柔軟で効率的な働きかたを進めることで、有給休暇取得日数の改善、及び時間外労働の削減を進めます。

労働災害発生件数については、発生件数0件を目標に掲げていますが、2021年度には各事業分野においてそれぞれ発生しています。特に国内新築施工現場においては、熱中症や墜転落事故が増加し、4日以上の重大労災が24件発生しました。また、海外製造工場においては、フォークリフトなどの事故など含め、9件発生しました。

2020年4月より新設された品質・安全マネジメント室が主催したISO45001内部監査員講習会について計37名、ISO9001内部監査員講習会について計51名の受講があり、受講者全員内部監査員の資格を取得しました。今後も引き続き、住友林業グループ全体の労働災害ゼロに向け、グループ全体の労災事案の管理、ならびに各部門・関係会社への安全教育の強化や支援の水平展開など、取り組みを強化します。

社会・環境へのインパクト

重要課題4に関わる目標	インパクト（影響）
1. 多様な発想と働きがいで活力を生む職場づくり	• 先進国でも最低レベルと言われる日本の男女格差の是正 • 多様な発想から生まれたイノベーションによる企業と社会の持続可能性向上
2. 若年層育成と高齢者活用による人財の確保	• 社会全体が少子高齢化し労働人口が減少する中で、よりよい人財の確保 • 労働生産性の改善に伴う企業価値の向上 • 多様性のある社会の実現
3. 働きかた改革による長時間労働の削減	• 社会全体が少子高齢化し労働人口が減少する中で、よりよい人財の確保 • 労働生産性の改善に伴う企業価値の向上 • 多様性のある社会の実現
4. 労働災害事故の撲滅	• 安全安心な労働環境に伴う、従業員の健康確保（満足度の向上）

多様な発想と働きがいで活力を生む職場づくり

以下表組における達成度評価について
目標達成：○　目標未達前期比改善：△　目標未達前期比悪化：×

課題・戦略に基づく具体策	評価指標			21年度 計画	21年度 実績	21年度 評価	22年度 計画
女性活躍推進	女性管理職比率（%）	住友林業	人事部	5.5	5.6※1	○	-
		国内関係会社	人事部	7.3	8.4	○	-
社員満足度の向上	社員満足度（%）	住友林業	人事部	85.0	78.2	×	80.0
	社員満足度基準年度増減率（%）※2	国内関係会社	人事部	2019年度比110	2019年度比104	×	67.0

※1 12月31日在籍人員により算出
※2 22年度計画は、社員満足度（%）

関連情報はこちら

› ダイバーシティ&インクルージョン
› 社員とのコミュニケーション

若年層育成と高齢者活用による人財の確保

以下表組における達成度評価について
目標達成：〇　目標未達前期比改善：△　目標未達前期比悪化：×

課題・戦略に基づく具体策	評価指標		管理部署	21年度 計画	21年度 実績	21年度 評価	22年度 計画
評価制度の見直し（2019年4月）と考課者研修の実施による、中長期的な視点での人財育成	新卒3年離職率（%）	住友林業	人事部	15.0	16.7	△	17.0
		国内関係会社	人事部	12.9	25.2	×	24.2

関連情報はこちら
› 人財育成

課題・戦略に基づく具体策	評価指標		管理部署	21年度 計画	21年度 実績	21年度 評価	22年度 計画
研修プログラムの充実化	社員一人当たり研修費用（千円）	住友林業	人事部	132	77	×	125
		国内関係会社	人事部	66	29	△	57
	研修延べ受講者数（人）	住友林業	人事部	13,000	12,694	△	14,600
		国内関係会社	人事部	16,176	28,596	〇	26,890
	社員一人当たり研修時間（時間）	住友林業	人事部	15.5	13	×	16.0

関連情報はこちら
› 人財育成

課題・戦略に基づく具体策	評価指標		管理部署	21年度 計画	21年度 実績	21年度 評価	22年度 計画
期初定年退職直前面談会の実施	60歳以上の雇用率（再雇用含む）（%）	住友林業	人事部	87.0	93.3	○	95.0
		国内関係会社	人事部	78.0	87.7	○	87.5

関連情報はこちら

› ダイバーシティ＆インクルージョン

働きかた改革による長時間労働の削減

以下表組における達成度評価について
目標達成：○　目標未達前期比改善：△　目標未達前期比悪化：×

課題・戦略に基づく具体策	評価指標		管理部署	21年度 計画	21年度 実績	21年度 評価	22年度 計画
有給休暇の低取得率部署に対する改善指導	社員平均有給休暇取得日数（日）※	住友林業	人事部	14.0	12.3	△	70.0%
		国内関係会社	人事部	11.3	11.2	△	61.6%

※ 22年度計画は、社員有給休暇取得率（%）

関連情報はこちら

› ワーク・ライフ・バランス

課題・戦略に基づく具体策	評価指標		管理部署	21年度 計画	21年度 実績	21年度 評価	22年度 計画
フレックスタイム適用部門及び社内模擬臨検の対象拡大	2013年度比平均所定外労働時間削減率（%）※	住友林業	人事部	▲32.0	▲33.3	○	▲16.0
	2017年度比平均所定外労働時間削減率（%）	国内関係会社	人事部	▲11.3	▲18.8	○	▲10.0

※　22年度計画は、2017年度比残業時間削減率（%）

関連情報はこちら

› ワーク・ライフ・バランス

労働災害事故の撲滅

以下表組における達成度評価について
目標達成：○　目標未達前期比改善：△　目標未達前期比悪化：×

課題・戦略に基づく具体策	評価指標		管理部署	21年度 計画	21年度 実績	21年度 評価	22年度 計画
相互安全監査、製造部門の安全監査の実施 事例共有とリスクアセスメントの実施	重大労災発生件数（件）（休業4日以上）	製造現場（国内・海外従業員／委託）※1	木材建材事業本部	0	8	△	0
		山林現場（国内・海外請負）	資源環境事業本部	0	17	×	0
		新築施工現場※2（国内請負）	住宅・建築事業本部	0	24	×	0
		新築施工現場（海外請負）	海外住宅・不動産事業本部	0	9	×	0
	労働災害件数（件）（休業1～3日）	新築施工現場（国内請負）	住宅・建築事業本部	0	13	△	18

※1 海外製造現場はネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）、クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）、アスト・インドネシア（ASTI）、シナール・リンバ・パシフィック（SRP）、キャニオン・クリーク・キャビネット（CCC）、ヴィナ・エコ・ボード（VECO）の6社（連結対象会社）の合計
※2 件数に“一人親方”を含む

関連情報はこちら

› 労働安全衛生マネジメント
› 森林事業における労働安全衛生
› 製造事業における労働安全衛生
› 建築現場における労働安全衛生
› （第三者保証マーク）について

重要課題5：企業倫理・ガバナンス体制の強化

関連するSDGs

住友林業単体で、2021年7月にレジリエンス認証を取得しました。

TCFDシナリオ分析については、これまでに住宅･建築事業、木材建材事業で実施し、2021年度は海外住宅・不動産事業、資源環境事業で実施しました。

社会・環境へのインパクト

重要課題5に関わる目標	インパクト（影響）
リスク管理・コンプライアンス体制の強化	• （特に株主にとっての）企業価値の向上 • 非常時における早期の事業回復による商品の継続的供給、取引先への事業支援

リスク管理・コンプライアンス体制の強化

以下表組における達成度評価について
目標達成：〇　目標未達前期比改善：△　目標未達前期比悪化：×

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	21年度 計画	21年度 実績	21年度 評価	22年度 計画
リスク管理委員会による重点管理リスク項目の進捗確認と顕在化リスク項目の共有化	重点リスク管理の進捗管理（リスク管理委員会の四半期ごとの開催）（%）	総務部	100	100	〇	100

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	21年度 計画	21年度 実績	21年度 評価	22年度 計画
コンプライアンス浸透度の把握と不正・コンプライアンス違反の通報ルートの拡充	「コンプライアンス意識調査」の定期実施・段階的展開	総務部	隔年実施のため計画なし	-	-	住友林業および一部国内グループ会社

関連情報はこちら

› リスクマネジメント

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	21年度 計画	21年度 実績	21年度 評価	22年度 計画
BCM（事業継続マネジメント）に関する外部からの認定の取得	レジリエンス認証の取得	総務部	主要国内グループ会社	住友林業単体	△	-

関連情報はこちら

› コンプライアンス

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	21年度 計画	21年度 実績	21年度 評価	22年度 計画
気候関連リスクが組織に影響を与える（可能性のある）財務的影響の分析、開示	TCFDシナリオ分析の実施及び開示	サステナビリティ推進部	全事業部門の分析結果の再検証完了、次期中期経営計画への織り込み	住宅・建築事業、木材建材事業の2部門で実施済。次期中期経営計画へ織り込み済	○	海外住宅・不動産事業、資源環境事業で実施完了

関連情報はこちら

› TCFDへの対応

住友林業グループのサステナビリティ経営

ステークホルダーエンゲージメント

基本的な考え方

住友林業グループは、再生可能な自然資源である「木」を軸として川上から川下まで幅広い領域でグローバルに事業活動を行っているため、様々なステークホルダーと関わりがあります。直接的・間接的に影響しあう関係性を考慮しながら事業活動を行うことはもとより、常にコミュニケーションを重視し、その期待や要請に誠実に応えていくことが基本的な考え方です。

住友林業グループのステークホルダー

主な責任とコミュニケーション方法

お客様

近年、大規模災害の頻発や地球温暖化に伴うエネルギー問題、国内における人口減少、高齢化、都市への一極集中や過疎化、健康志向の高まりなど、お客様を取り巻く社会・環境の変化は激しく、同時にお客様のニーズも多様化しています。

このような状況を踏まえ、住友林業グループでは、安全性や品質問題に関わる取り組みを徹底しリスク低減を図るのみならず、社会・環境変化へ対応することで新たな事業機会の創出につなげ、さらなるお客様満足の向上につなげていきます。

主な責任	コミュニケーション方法
• 安全で高品質な製品・サービスの提供 • 適時・適切な情報開示と説明責任 • コミュニケーション等を通じたご要望やニーズの把握と満足度の向上	• 住友林業コールセンター • お客様満足度調査 • ホームページやメディア、情報発信誌等 • 展示会や各種イベント等

関連する実績

戸建注文住宅における設計性能評価実施率 2021年度実績 **99.5%**	戸建注文住宅における建設性能評価実施率 2021年度実績 **99.3%**	戸建注文住宅における長期優良住宅認定取得率 2021年度実績 **94.9%**
コールセンター受付件数 2021年度実績 **123,705件**	お客様満足度割合（入居時アンケート） 2021年度実績 **97.4%**	

関連情報はこちら

› 製品・サービスの安全及び品質マネジメントシステム

› 住宅・建築事業における取り組み

社員・その家族

雇用や労働に関する社会課題をめぐっては、人権尊重や差別のない公正な職場環境の形成、現場における安全性の確保、ワーク・ライフ・バランスへの配慮や長時間労働の削減など、様々なテーマがあげられます。

これらの課題解決に取り組むことは社員に関わるリスクを取り除くとともに、人財確保や社員のモチベーション向上等のプラスの影響ももたらし、企業価値向上や事業推進の原動力につながると考えます。

主な責任	コミュニケーション方法
• 人権尊重や差別のない公正な職場環境の形成 • 従業員とその家族の心と体の健康が保たれ、多様な背景、事情を抱える社員が、能力を活かして活躍できる職場の提供、整備 • 公平・公正な人事評価 • 能力を発揮・向上できる教育体制の整備 • ワーク・ライフ・バランスを充実させるための諸施策・制度等の整備上	• 定期的な面談・業績レビューの実施 • 社員意識調査の実施 • ストレスチェックの実施 • コンプライアンス・カウンターの設置 • 制度改定時の説明会実施・問い合わせ方法の充実（AIチャットボット活用など） • EAP（従業員支援プログラム）サービス • 社長と社員の対話（カジュアルフリーディスカッション）の実施 • 家族の職場参観日 • 労使双方の委員で構成する「経営懇談会」の設置 • 社内報の発行、社内WEBの整備

関連する実績

女性管理職比率 2021年度実績（単体） 5.6%	女性管理職比率 2021年度目標（単体） 5.5%以上	所定外労働時間 2021年度実績（2013年度比）（単体） 33.3%減	所定外労働時間 2021年度目標（2013年度比）（単体） 32%減
一人あたり年間社内研修延べ時間 2021年度実績（単体） 13.0時間	一人あたり年間社内研修延べ時間 2021年度目標（単体） 15.5時間	一人あたり教育費 2021年度実績（単体） 7.7万円	一人あたり教育費 2021年度目標（単体） 13.2万円

関連情報はこちら

- ダイバーシティ&インクルージョン
- 人財育成
- 社員とのコミュニケーション
- ワーク・ライフ・バランス
- 労働安全衛生マネジメント

株主・投資家

近年、長期投資を行う機関投資家による企業評価のあり方が見直されています。その中で重視されているのが、エンゲージメント（目的を持った対話）です。企業価値向上に向けた戦略や取り組みについて、企業と株主・投資家との対話機会が増えています。日本国内でも、日本版スチュワードシップ・コードの制定以降、より幅広くエンゲージメントを推進する動きが広がっています。

住友林業グループも、企業価値への適切な評価や市場からの信頼獲得という観点から、エンゲージメントを重要視しています。非財務面も含めた幅広い情報を迅速かつ透明性をもって開示することで、経営方針や事業計画への理解を得ながら、重要なステークホルダーである投資家の意見や要望を経営陣に適時フィードバックし、持続的成長への施策につなげていきます。

主な責任	コミュニケーション方法
• 適時・適切な情報開示 • 情報の透明性や説明責任の追求 • 適切な株主還元	• 株主総会、決算説明会、投資家説明会、現場説明会等の実施 • ホームページや、統合報告書、株主通信、説明会資料、関連資料等の情報発信 • ESG等に関連する評価・調査機関からのアンケート対応

関連する実績

自己資本利益率（ROE）2021年12月末時点	アナリスト・投資家を対象とする個別ミーティングの実施（国内・海外含め）2021年実績	株式総数 2021年12月末時点	通期1株あたり配当 2021年12月期
20.2%	117社	201,200,936株	80円

関連情報はこちら

› 株主還元とIR活動

› 株主・投資家の皆様へ（IR情報）

政府・監督官庁

「木」を軸とした様々な事業活動に取り組む住友林業グループは、事業を行う国、地域の関係法令の情報を常にアップデートし、法令を遵守する必要があります。

例えば、住宅建築には建築基準法をはじめとする様々な関連法令があります。また、森林経営に関しては国土に関わる事業として、政府や監督官庁への届け出など、多くのコミュニケーションが必要です。

そのため、各種の法令遵守を徹底し、事業を展開する国の政府や監督官庁と適切にコミュニケーションを図ることで、信頼の向上に努めています。

主な責任	コミュニケーション方法
• 各種関連法令の遵守及び報告・届け出	• 専門・関係部署を通じた対応

業界・同業他社

住友林業グループは、自社が事業活動を行う業界全体が持続可能な成長を遂げるためには、公正で自由な競争環境が肝要であると考えています。

また、関連するルールづくりには、業界団体などによるとりまとめが不可欠です。住友林業は、業界団体等に参画し、フロントランナーとして主導的な役割を担うことで、業界の発展や振興に貢献しています。

主な責任	コミュニケーション方法
• 適切な市場や競争環境の構築 • 業界の発展・振興に向けた協力	• 業界団体等への参画

関連情報はこちら

› 公共政策への提言

取引先

「木」を軸に事業を展開している住友林業グループにとって、持続可能な森林経営と持続可能な森林からの木材調達を推進することは、事業の継続と発展において非常に重要な取り組みです。また、違法伐採に関する各国法令や各種規制をはじめとするリスク要素への対応としても、これらの取り組みが必須だと考えます。

取引先と共に森林資源の保全・育成や植林、森林認証材の積極的な活用など限りある地球資源の有効な活用を推進することで、事業基盤の強化につなげていきます。

主な責任	コミュニケーション方法
• 公正で公平な取引関係の構築 • 安全衛生環境の向上 • 各種関連法令の遵守	• 購買・調達活動 • 安全大会・安全パトロール、工務店会議の開催 • 研究会や情報交換会の開催 • サプライヤー評価（アンケートや訪問）等の実施

関連する実績

燃料用チップ・ペレット等の取扱量 2021年度実績	燃料用チップ・ペレット等の取扱量 2021年度目標	持続可能な木材及び木材製品の取扱比率 2021年度実績	持続可能な木材及び木材製品の取扱比率 2021年度目標
1,863,870トン	1,363,930トン	97.8%	100%

関連情報はこちら

› サプライチェーンマネジメント

学生

住友林業グループでは、次世代を担う学生の皆さまへ向け、理念や現在の事業状況、働き方改革をはじめとする様々な取り組みや、中長期的な展望について情報発信を行っています。

住友林業への理解を深めていただくことはもちろん、著しい環境変化の中で、オンラインを活用し双方向かつ積極的な情報発信やコミュニケーションに努めています。

主な責任	コミュニケーション方法
• 公平・公正な採用活動 • 積極的な情報発信	• インターンシップの実施 • オンラインを活用した説明会や社員との交流イベントの実施 • 採用ホームページでの情報発信

関連情報はこちら

› 採用情報

NPO／NGO

住友林業グループは、生物多様性や地域振興などの社会課題への取り組みに際して、専門的知識や事業を行う地域の状況を理解しているNPO／NGOの皆さまと協働しています。市民社会と協働することで、住友林業だけでなく多くの人がその役割を果たし、地域に根ざした社会課題の解決へ向けたより大きな成果が出ることを期待しています。

主な責任	コミュニケーション方法
• 社会課題解決に向けた協働 • 事業ノウハウの提供	• 社員のボランティア参加 • 社会貢献活動を通じた協働 • ステークホルダーダイアログ

関連情報はこちら

NGO等外部ステークホルダーとのエンゲージメント強化

地球環境

住友林業グループは、自社の事業活動が直接的・間接的に影響を与える対象として地球環境に重きを置いています。1994年12月に「環境理念」を、2000年10月にはグループ統一の「環境方針」をそれぞれ策定しました。

また、2009年度には初めての中期的な環境目標である「環境経営中期計画」（2010～2014年度）、2014年度には環境目標を含む「CSR中期計画」（2015～2020年度）を策定しました。さらに、「住友林業グループ 中期経営計画2024」のサステナビリティ編として、これら計画の数値目標をさらに増やし、各組織でPDCAサイクルを回すことで、環境へ配慮した活動を着実にレベルアップさせています。

主な責任	コミュニケーション方法
• 自然環境や生物多様性の保全 • 事業活動における環境負荷の低減 • 環境負荷の少ない製品・サービスの開発・提供	• 事業における環境配慮 • 環境配慮住宅の供給・普及 • 植林など森林づくりボランティア • NPO／NGOとの対話 • NPO／NGOと連携した環境・社会貢献活動

関連する実績

新築現場におけるリサイクル率 2021年度実績	新築現場におけるリサイクル率 2021年度目標	新築戸建注文住宅におけるZEH受注比率 2021年度実績	新築戸建注文住宅におけるZEH受注比率 2021年度目標
95.1%	98.0%	67.4%	80.0%

関連情報はこちら

- 気候変動の緩和
- 持続可能な森林経営
- 生物多様性保全に関する方針と目標
- 廃棄物削減とリサイクルのマネジメント

国際社会・地域社会

住友林業グループは事業の開始・拡大にあたって、例えば、その地域の森林資源を守ることと同じように、共生する地域社会の発展にも貢献することが重要だと認識しています。

そのため、地域における社会貢献活動や、海外事業推進にあたっての地域コミュニティーとの対話・協働などを重視した活動を行い、各国各地域での円滑な操業と事業発展の基盤を築くことができるよう努めています。

主な責任	コミュニケーション方法
• 地球規模または地域の社会課題解決への貢献	• 社員のボランティア参加 • 社会貢献活動を通じたコミュニティー形成支援 • 地域のインフラ整備

関連する実績

社会貢献活動費 2021年度	社会貢献にかかわる寄付金額 2021年度	「まなびの森」への訪問者数 2021年度	「まなびの森」環境教育プログラム参加児童数 2021年度
約58百万円	約315百万円	1,449名	1,101名

関連情報はこちら

- 社会貢献活動の推進

相談窓口

住友林業グループでは、お客様や住宅建築中の近隣住民の方に向けた相談窓口であるお客様相談室、取引先や社員に向けたコンプライアンス・カウンターやハラスメント相談窓口のほか、その他の苦情などの相談は、ホームページ（日本語、英語、中国語）で受け付けています。ホームページにいただいた相談内容は、受付窓口であるコーポレート・コミュニケーション部から、内容に応じて、本社の専門部署や各対応部署に送られ、適切に対応します。

2019年10月より、海外グループ会社に対して共通の内部通報窓口を設置しました。受付窓口には多言語対応が可能な外部業者を利用しており、英語・中国語・インドネシア語・ベトナム語・タイ語での通報が可能となっています。

海外の植林事業では、利害関係者とのコミュニケーションがとても重要です。例えば、パプアニューギニアのオープン・ベイ・ティンバー社（OBT）において、社内外を含む地域の誰もが投函（とうかん）できる目安箱を設置しています。このように周辺住民等からの相談事などを受け付け、必要に応じて社内で共有し、対応する仕組みを整備しています。

さらに、インドネシアにおける植林事業地では、2018年より「苦情処理メカニズム（Grievance mechanism）」を運用しています。書面や定期的な訪問により地域住民の意見を受け付け、原則として、7営業日以内に回答をしています。

また、ニュージーランドのタスマン・パイン・フォレスト（TPF）社では、近隣住民や協力業者等のステークホルダーと重要なやりとりがあった場合は、ステークホルダーレジスターに登録しています。過去の経緯を把握した上でコミュニケーションをとることで、円滑な関係性の構築の一助としています。

関連情報はこちら

› コンプライアンス・カウンター
› 海外植林における人権の尊重

住友林業グループの事業とESGへの取り組み

093 事業の全体像

094 木材建材事業

098 住宅・建築事業

101 海外住宅・不動産事業

105 資源環境事業

109 生活サービス事業

111 研究開発

住友林業グループの事業とESGへの取り組み

事業の全体像

事業の全体像

私たち住友林業グループは、「木」を軸とした様々な事業活動に取り組んでいます。

創業以来330余年にわたって蓄積してきた木に関する技術やノウハウに加え、お客様とのつながりや国内外のネットワーク、培ってきたブランド力といった住友林業グループ独自の強みを持っています。これらの強みに基づき、人と地球環境にやさしい「木」を活かし、人々の生活に関するあらゆるサービスを通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献します。

バリューチェーン					
資源環境事業		木材建材事業		住宅・建築事業 海外住宅・ 不動産事業	生活サービス 事業
森林経営	再生可能エネルギー	流通	製造	住宅・建築	地域活性・福祉
• 苗木栽培 • 地拵 • 植栽 • 育林 • 伐採 • 搬出	• 調達 • 燃料生産 • 発電 • 販売	• 合法性／持続可能性確認 • 調達 • 出荷／販売 • 納品	• 商品開発 • 原材料調達 • 製造 • 納品	• 営業／商品開発 • 設計 • 資材調達 • 施工 • アフターサポート	• 介護事業 • 保険・リース事業 • ゴルフ場経営 • 地域活性化事業（宿泊など）

住友林業グループの事業とESGへの取り組み

木材建材事業

事業概要

木材建材事業では、調達から製造、流通まで、取扱高国内No.1の木材・建材商社として、幅広い事業を展開しています。

流通事業では、国内外での長年にわたる事業展開により構築したグローバルネットワークのもとで、適正に管理された森林から良質な木材を安定的に調達しています。

製造事業では、国内では建具や木質内装建材、階段部材などを製造しており、海外では東南アジア、オセアニア、北米の各拠点で合板及びMDF（中密度繊維板）やパーティクルボードなどの木質ボード製品と、床材や家具、キッチンキャビネットなど各種建材類を生産し、日本をはじめ世界各地へ供給しています。

事業の主な数字（2021年度実績）

持続可能な木材及び木材製品の取扱量
1,283千m³

製造工場でのリサイクル率
国内 99.1%
海外 98.5%

輸入木材製品仕入れ先における
サステナビリティ調達調査実施率
100%

海外製造子会社での製品生産合計
（ボード及び建材製品の合計）
1,107.9千m³

流通事業のバリューチェーン

合法性・
持続可能性確認

「住友林業グループ調達方針」に基づき調達先及び木材調達に関するデューディリジェンスを行っています。合法性の確認ならびに人権や労働、生物多様性保全、地域社会への配慮などの確認を行い、持続可能な調達を実践しています。

調達

持続可能性・合法性が確認された木材及び木材製品に関して人権、労働及び生物多様性保全、地域社会に配慮した調達活動を進めています。これらの取り組みの進捗状況は木材を調達している各調達部門の管理責任者で構構成する「木材調達委員会」に報告し、サプライチェーンにおける継続的改善を促しています。
また、地域産業であるという事業特性を踏まえて、各地域で木材・建材の調達先・販売先と緊密なコミュニケーションを図っています。

製品化・出荷

調達された木材は、原木のみならず、工場で合板、製材品、建材などに製品化し、出荷されます。

販売・納品

森林認証材の販売を促進し、トレーサビリティに配慮した表示を行うことで、説明責任を果たしています。
また国内外の木材需要に対応して、国産材の輸出を増大することで、国内林業の活性化にもつなげています。

製造事業のバリューチェーン

商品開発・
原材料調達

お客様のニーズにお応えするため、素板・ボード事業と建材・木工事業ではそれぞれデザインだけでなく、原材料の特性を活かした商品開発を進めるとともに、原材料は持続可能性に配慮したものを調達しています。

製造

国際的な品質マネジメントシステムであるISO9001の運用やJIS・JASの要求品質以上の規格で管理することにより、高品質な製品を製造するとともに、より安全性の高い製品づくりにも取り組んでいます。さらに製造工程における省エネ・省資源化・リサイクルにも力を入れています。
また、各製造工場で働く社員の労働安全衛生環境を整えることは、当社グループの責務であり、常に災害ゼロを目標としています。

出荷

加工・生産された製品は、日本だけでなく世界各国に出荷・販売されています。製品梱包の見直しによるごみの削減、配送方法の見直しによるお客様の受け取りやすさ、温室効果ガスの削減など、継続的に改善を進めています。

木材建材事業における「ESGへの取り組み一体化推進」

木材建材事業では木を軸とした幅広い事業を展開しており、調達から流通、製造まで各工程で様々な社会課題と関連しています。

流通事業では、取り扱う木材及び木材製品に関して、法令・社会規範遵守のみならず人権尊重や労働安全衛生の確保、生物多様性保全、地域社会への配慮が重要な社会課題であることを認識しています。持続可能な木材及び木材製品の取扱比率に関する目標を定めるとともに、仕入先へのサステナビリティの取り組み確認を事業フローに組み込むことで、事業とESGの一体化を推進しています。

製造事業では、安心・安全に働ける環境の整備と環境負荷低減を重要な課題と認識し、安全対策の充実や労働環境の改善、温室効果ガスの排出量削減やリサイクル率の向上に取り組んでいます。

木材建材事業のESGへの取り組み

関連情報はこちら

- 持続可能な森林資源の活用
- 資源保全及び廃棄物排出削減
- 製造事業における労働安全衛生
- 製造事業における製品の安全・品質管理
- サプライチェーンマネジメント＞流通事業における取り組み
- サプライチェーンマネジメント＞製造事業における取り組み
- ゼロエミッション達成のための取り組み

住友林業グループの事業とESGへの取り組み

住宅・建築事業

事業概要

住宅・建築事業では、1975年に戸建注文住宅事業に参入して以来、長寿命で高品質な住宅を普及させることで良好な住環境を提供してきました。現在では、戸建注文住宅事業で培った設計力・技術力を活かし、リフォーム事業、賃貸住宅事業、不動産の管理・仲介、戸建分譲住宅事業や緑化事業、木化事業など、住生活に関する幅広い事業を展開しています。

事業の主な数字（2021年度実績）

国内販売引渡棟数　戸建注文住宅・賃貸住宅・戸建分譲住宅　合計 **9,711棟**

新築戸建注文住宅におけるZEH受注比率 **67.4%**

炭素固定量 **192,809t-CO_2**

住宅・建築事業のバリューチェーン

営業・商品開発

住友林業の戸建注文住宅は、お客様のご希望を伺い、ご要望に合わせ設計し、最適な暮らしの提供を行っています。
商品開発にあたっては耐震・耐火・断熱性能、ユニバーサルデザインなど、様々な面から住宅の性能向上を追求しています。

設計

住宅設計段階で安全性や耐久性、環境負荷などを十分に検討し、長寿命で高品質な住宅を提供しています。これまでにZEHの推進やBF構法などの開発を通じて、高い長期優良住宅認定取得率を維持しています。

資材調達

木材やコンクリートから、キッチン・トイレなどの住宅設備まで幅広い資材の調達を行います。公正かつ責任ある調達行動を進めることが住友林業グループの社会的責任であると考えています。

施工

日々作業の安全を確保した上で、お客様に期日通り完成した建物の引き渡しができるよう丁寧かつ効率的に作業を行っております。
そのために、協力施工業者・職方への安全研修や環境教育を実施し、住友林業グループの方針・施策を現場で確実に実行できる体制づくりを進めています。

アフターサポート

アフターサポートに力を入れることで、長く住み続けられる住宅を提供していくことを目指しています。そのために顧客満足度調査の実施、コールセンターの設置を行っています。また住宅の引渡後30年間は無料定期点検、30年目以降は維持保全計画に基づく有料メンテナンス工事を実施し、10年ごとに建物保証を延長することで無料の定期点検を60年目まで行っています。

住宅・建築事業における「ESGへの取り組み一体化推進」

住宅・建築事業では、お客様が長く安心・安全な暮らしを送れる住宅やサービスを提供するとともに、開発・設計から施工にわたる各工程における地球環境への配慮や、持続可能な木材や建築資材の使用、安全な労働環境下での施工の実施が重要な課題と認識しています。

環境負荷低減にもっとも貢献できる分野の一つが、住宅居住時に排出される温室効果ガスの削減です。住友林業はZEH受注比率をはじめとした環境配慮商品の目標値を設定しています。お客様のニーズに合わせながら省エネ、創エネ、レジリエンス機能を付加するZEH仕様の住宅を推奨することで各家庭のエネルギー消費量の削減を図ります。

家づくりから、非住宅木造建築の普及やまちづくり再開発まで持続可能で豊かな社会の実現に貢献していきます。

住宅・建築事業のESGへの取り組み

関連情報はこちら

- 気候変動の緩和
- 気候変動への適応
- 持続可能な森林資源の活用
- 緑化による環境都市への貢献
- 住宅・建築事業における製品の安全・品質
- ゼロエミッション達成のための取り組み
- 建築現場における労働安全衛生
- 木化事業における製品の安全・品質管理
- お客様とのコミュニケーション＞住宅・建築事業における取り組み
- サプライチェーンマネジメント＞住宅・建築事業における取り組み
- 地方創生に資する事業の取り組み

住友林業グループの事業とESGへの取り組み

海外住宅・不動産事業

事業概要

住友林業グループは、2003年に米国での住宅事業を開始して以来、有望な成長マーケットへの新規参入を積極的に進めています。現在は豪州・アジア地域でも住宅・不動産事業を展開しています。各地の気候風土やマーケットのニーズに合った住宅の販売をはじめ、従業員や地域の住民・企業・社会といったステークホルダーを尊重し、事業活動を通じて共に価値を創出する取り組みを推進しています。

事業の主な数字（2021年度実績）

米国・豪州販売引渡戸数 **14,339戸**

海外住宅・不動産事業展開地域

米国 戸建事業エリア

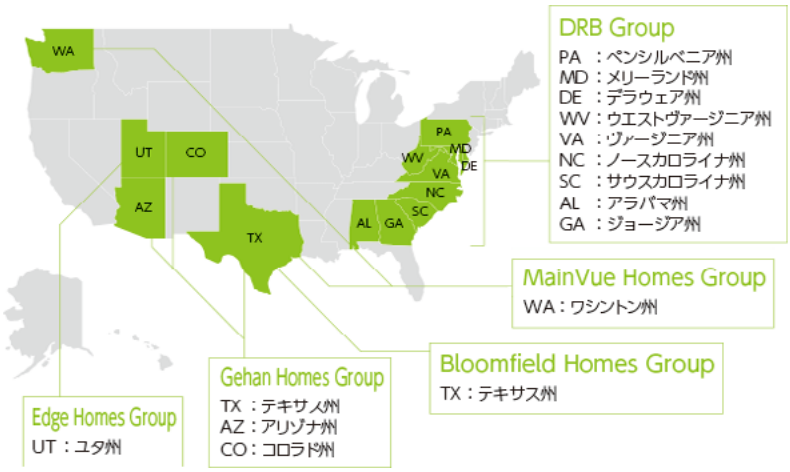

米国 宅地開発・集合住宅・商業複合開発事業エリア

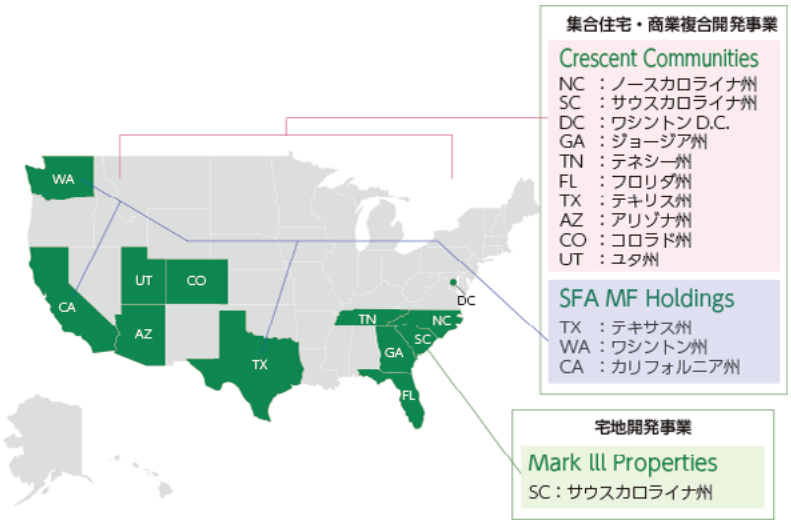

豪州 戸建事業エリア

アジア 事業エリア

海外住宅・不動産事業における「ESGへの取り組み一体化推進」

海外の住宅・不動産事業では各地の文化や風土に合った建築を大切にしています。現地事業会社の経営方針を尊重し、その地域に最も適した商品・サービスを提供する体制としています。例えば米国では、開発の規模に応じて、緑道や遊歩道などの共用部分の充実や、プール・公園・カフェなどを併設したインフォメーションセンターの設置などを行い、コミュニティ価値の向上と生活環境の満足度向上を図っています。

また、豪州では環境配慮型住宅を積極的に販売し、ゼロ・エミッション・ハウスの開発実現など、環境負荷低減の側面から付加価値向上を図っています。

一方で、住宅・不動産の開発におけるリスク評価や、現場の労働安全衛生確保などの重要事項については、住友林業本社とのコミュニケーションを図りながら迅速かつ確実な対応を行える体制を築いています。

海外住宅・不動産事業のESGへの取り組み

関連情報はこちら

› 海外における環境配慮型住宅の販売

› 人権尊重の取り組み

› リスクマネジメント＞事業等のリスク

住友林業グループの事業とESGへの取り組み

資源環境事業

事業概要

木を植え、育て、伐って活用し、そして再び木を植えるという「保続林業」の考え方に基づき、国内では約4.8万ha（国土面積の約800分の1）の社有林において、SGECの森林認証を取得するなど計画的な森林経営を展開しています。

海外では、インドネシア、パプアニューギニアおよびニュージーランドにおいて、FSC®などの第三者による森林認証を取得した森林を含む約22.9万haの植林地を保有・管理し、生物多様性の保全や地域社会の発展に貢献しています。

その他、木質資源などを有効活用する再生可能エネルギー事業では、国内において主に木質バイオマス発電事業を展開しています。

事業の主な数字（2021年度実績）

山林管理・保有等面積

国内　約**4.8**万ha

海外　約**22.9**万ha

国内外の認証林面積

国内　約**4.8**万ha

海外　約**17.4**万ha

発電規模（案件確定ベース）

約**252**MW

森林経営におけるバリューチェーン

苗木栽培・植栽

独自に研究開発したコンテナ苗の生産技術を活用し、適切に環境管理された、施設栽培型の生産施設の運営等を通じて、森林資源の持続性と積極的な資源生産に寄与していきます。
また、植林地の土壌条件、方位、地形などを考慮した「適地適木」の考え方のもと、植栽を行っています。

育林

国内で総面積約4.8万haの社有林を、海外で管理・保有面積約23万haの植林地を管理・保有しています。
これらの森林で下刈り、枝打ち、間伐など、育林のための適正な管理を実施することで森林の公益的機能の維持・向上に努めています。

伐採・搬出

所有または管理する森林について長期的な伐採計画のもと、伐採を行っています。伐採された木材は、取引先や工場へ搬出されます。

地ごしらえ

伐採が終わった人工林では、再び植栽できるよう環境を整えるための作業（地ごしらえ）を行います。

再生可能エネルギー事業におけるバリューチェーン

木質バイオマス発電所の燃料として、住宅の建築・改築に伴い発生する廃材や、森林における林地未利用木材の活用を進め、エネルギーを製造・生産し、事業を推進するとともに、森林価値の向上も目指しています。

林地未利用木材、木材の製材過程で発生する端材、建築現場で出た木くず、住宅の解体現場から出た廃木材などをチップ化し、バイオマス発電所などの燃料として供給するチップ事業を通じて、木質資源のリサイクルにも取り組んでいます。

将来的に発電規模300MW体制の構築を目指し、その中心となる木質バイオマス発電事業5ヵ所で地域の特性や条件を活かしたエネルギー事業を展開しています。

資源環境事業における「ESGへの取り組み一体化推進」

水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物供給など多面的な機能を有する森林の経営には、木を植え、育て、伐って活用し、そして再び木を植えるという数十年、数百年のサイクルを管理するための持続可能性の視点が欠かせません。

現在国内では、戦後に植えられた人工林が成長し収穫期を迎えており、木材の利用促進による林業の成長産業化に向けた改革が進んでいます。国産材の利用促進とともに皆伐が進むことが見込まれることから、再造林用苗木の安定供給が課題となっています。国内森林事業では、先進的な林業機械の導入により生産性の向上を図るとともに、苗木生産体制の整備・強化を進めるなどの取り組みを進めています。

また、海外植林事業では世界的な森林減少や天然林の伐採制限強化により、天然木の供給量が一段と減少すると想定されます。その様な状況下で、大規模な植林事業の展開や、出材した原木を製造事業の原材料として活用するなど、地域社会・環境と調和した持続可能な森林経営と産業用資材の生産を実践しています。

再生可能エネルギー事業では、持続可能なエネルギーサービスの供給不足という課題に対して、建築廃材や林地未利用木材などをチップ化して燃料に利用する木質バイオマス発電を主に推進しています。再生可能エネルギーの供給のみならず、森林資源の有効活用、地域の森林環境整備など林業の振興にも寄与します。

資源環境事業のESGへの取り組み

関連情報はこちら

› 気候変動の緩和

› 持続可能な森林経営

住友林業グループの事業とESGへの取り組み

生活サービス事業

事業概要

生活サービス事業では、人びとの暮らしをサポートする川下分野の事業を担い、介護事業を中心に幅広い生活関連サービスを展開しています。長年、住宅事業を通じて培った快適な住空間を創造するノウハウを活かし、高齢者に向けた安心・安全な住環境の提供を中心に様々なサービスを展開しています。

介護事業以外では新規事業として、三重県多気町で2021年7月にオープンした「VISON（ヴィソン）」の宿泊事業に参画。食、自然、健康をキーワードに、地域の資源を活かして産業振興と雇用創出を目指す産官学一体のプロジェクトです。

他にも保険事業やゴルフ場運営など、一人ひとりがいきいきと健康的に暮らせる社会の実現を目指しています。

事業の主な数字（2021年度実績）

スミリンフィルケア

有料老人ホーム運営施設数 **16施設**

デイサービス運営拠点数 **3拠点**

スミリンケアライフ

有料老人ホーム運営施設数 **4施設**

在宅介護サービス拠点数 **7拠点**

スミリンエンタープライズ

保険事業売上 **1,298百万円**

保険事業拠点数 **13拠点**

取扱保険会社数 **13社**

スミリンフィルケア

“人と木のぬくもり”と“時代の変化にふさわしい介護サービス”の提供をテーマとする16施設の有料老人ホームなどを首都圏中心に運営しています。ICTを活用した先進システムの導入によりサービスの質向上と効率化を図るなど、介護現場での最新技術活用を積極的に進めています。

スミリンケアライフ

多様なレクリエーションや医療機関との連携により、ご入居者個人のライフステージに合わせた生活支援サービスを提供。また、手厚い人員配置により充実のサポート体制を実現しています。2020年5月に開設した「エレガーノ西宮」を含め、現在4ヵ所の大型有料老人ホーム及び在宅介護サービスを提供するステーション7拠点を運営しています。

生活サービス事業における「ESGへの取り組み一体化推進」

日本の高齢化率は2010年に超高齢社会に突入した後も上昇を続け、2020年10月には28.8%※に達し、2025年には30%を超えると推測されています。この急速に進む超高齢社会への対応は、日本における最重要の社会課題の一つです。

この社会課題に対し、生活サービス事業では、新規施設開設による居室数の増加を推進することで社会課題の解決へ貢献するビジネスの拡大に取り組んでいます。中期経営計画サステナビリティ編2024では、有料老人ホーム居室数を1,842室まで増やすことを目標に掲げています。

※ 2021年版「高齢社会白書」より

生活サービス事業のESGへの取り組み

関連情報はこちら

› 生活サービス事業における取り組み

› 地方創生に資する事業の取り組み

住友林業グループの事業とESGへの取り組み

研究開発

概要

木は、地球環境の持続可能性と私たちが営む社会・経済の発展の両立にとって大きな可能性を秘めています。木の可能性を引き出し、その価値を高めるためには、継続的な技術開発が不可欠です。その牽引役である筑波研究所は、1991年の設立以来、木に関する先進的な研究と技術開発力で、住友林業グループの礎を支えています。

主な数字（2021年度実績）

研究開発費 **2,488百万円**

研究開発体制及び分野

筑波研究所では、未来の技術を生み出す長期の「コーポレート研究開発」と短中期で収益向上を目指す「事業部連携研究開発」の2つを軸に、7グループ体制で研究開発を行っています。目まぐるしく社会や生活環境が変化する中では既存の概念にとらわれず、中長期的視点に立つことが重要だと考えています。これまでにない木の活用方法を生み出しその付加価値を高めることで、社会や人々の暮らしに役立ち、豊かな地球環境に貢献することを目的に、新しい研究開発テーマに一丸となって挑戦しています。

筑波研究所の研究開発体制及び分野

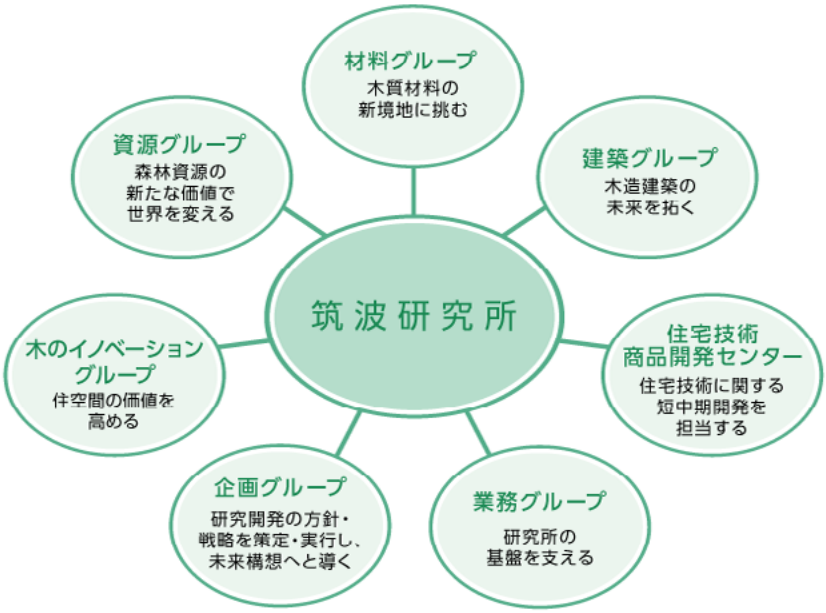

関連情報はこちら

› 筑波研究所ホームページ

研究成果を人と社会へ還元

住友林業グループは2018年に「W350計画」を発表しました。創業350年となる2041年を目標に、木造超高層建築物を象徴とした、街を森にかえる「環境木化都市」の実現を目指す研究技術開発構想です。木材の利活用や森林経営のサステナブルな循環の促進を目指したイノベーションを起こし、人の暮らしと地球環境の持続可能性を考え、「環境木化都市」の実現を目指します。筑波研究所で得られた様々な研究結果を、事業の中で人と社会に還元することで、木材需要の拡大による林業再生や、CO_2固定量拡大等を通じた気候変動対策につなげ、地域活性化及び地球環境との共生に貢献します。

関連情報はこちら

› CO_2見える化に係る研究開発

› 未来に向けて～W350計画「環境木化都市」を目指して～

› 気候変動への適応に対応する実証実験

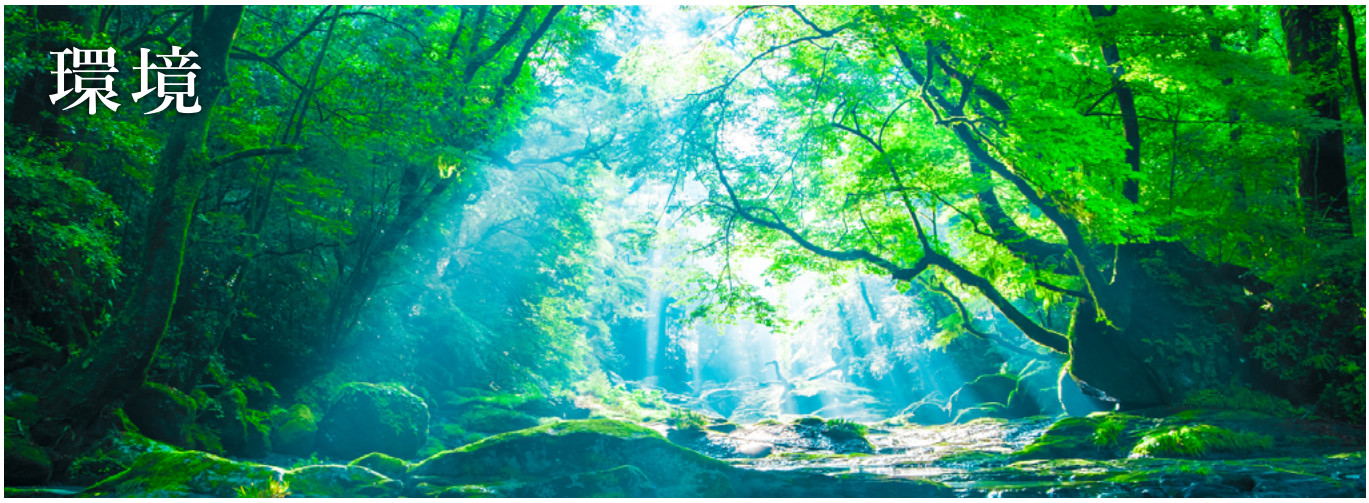

114 環境マネジメント
125 気候変動への対応
170 持続可能な森林経営
198 持続可能な森林資源の活用
206 生物多様性の保全
221 資源保全及び廃棄物排出削減
238 汚染の防止
249 水資源の有効利用
252 環境関連データ

環境マネジメント

住友林業グループの環境経営

住友林業グループの環境経営

住友林業グループは、経営理念において「持続可能で豊かな社会の実現に貢献」することをうたっています。1994年に「環境理念」を、2000年にはグループ統一の「環境方針」をそれぞれ策定しました。

さらに2015年、「環境理念」「環境方針」「住友林業グループ生物多様性宣言」「住友林業グループ生物多様性行動指針」を統合し、「住友林業グループ環境方針」の運用を開始しました。この「環境方針」は、住友林業グループの全事業における商品・サービスの開発、設計・生産、資材調達・物流、廃棄物管理、サプライヤーや取引先の選定、新規事業立ち上げや合弁・買収時など、商品ライフサイクルや事業の全過程を対象としており、持続可能な社会の実現に貢献する事業を推進しています。

サプライヤーの選択及び評価については、環境方針に基づき「サステナビリティ調達」調査を実施し、新規事業立ち上げや合弁・買収の際には、各事業本部にて環境・社会の両面からもリスクチェックを行っています。

「環境方針」は、社員手帳やホームページ、ポスターなどに掲載・掲示し、新入社員研修やISO14001内部環境監査員養成講習会、各部署でのミーティングなどで読み合わせの機会を設けるなど、グループの社員一人ひとりへの周知・浸透を図っています。また会議室に掲示し、取引先にも住友林業グループの環境に対する姿勢を共有してきました。

また、「住友林業グループ倫理規範」は、グループ企業だけでなくサプライチェーンも適用範囲としています。この中で「環境共生」をうたっており、取引先や協力会社なども含めて環境への取り組みを進める姿勢を明確にしています。

環境目標としては、2009年度に初めて具体的数値目標を含めた「環境経営中期計画」（2010～2014年度）を策定、2014年度には環境目標を含む「CSR中期計画」（2015～2020年度）を策定しました。これを年度単位の数値目標として「CSR予算」に織り込み、各組織でPDCAサイクルを回すことで、環境活動を着実にレベルアップさせてきました。

2019年5月に発表した、住友林業グループ「中期経営計画2021」（2019～2021年度）では、4つの基本方針の一つとして「事業とESGへの取り組みの一体化推進」を掲げ、この中で、「CSR中期計画」（2015～2020年度）を改訂し、非財務目標「中期経営計画 サステナビリティ編」を設定しました。

さらに2022年には、SDGsの目標年でもある2030年を見据え、脱炭素社会の実現に向け、住友林業グループのあるべき姿を長期的な事業構造に落とし込んだ長期ビジョン「Mission TREEING 2030」を策定しました。そして将来の成長と脱炭素化への貢献に向けた基盤を作る3年の中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase1」（2022年～2024年）を公表しました。5つの

基本方針の一つに「事業と ESG の更なる一体化」を掲げ、この中にサステナビリティ戦略及び新たに特定した9つの重要課題を組み入れた「中期経営計画サステナビリティ編2024」を定めています。この目標を基に、環境経営を高めていきます。

関連情報はこちら

- 住友林業グループの経営理念とサステナビリティ経営
- 重要課題3　「森」と「木」を活かしたサーキュラーバイオエコノミーの実現
- 新規事業計画時のリスクチェック

住友林業グループ環境方針

住友林業グループは、創業以来、森を育てる実体験を通じて、木の素晴らしさと自然の恵みの大切さを学んできました。自然を愛する企業として環境と経済を両立させ、持続可能な社会の実現に貢献する事業活動を行います。

1. **木や森を軸とした事業展開**
   豊かな生態系を支え、森林機能を維持・向上させる森を育成し、生物多様性の保全や木の積極的活用を図るとともに、新たな価値の創造に取り組みます。
2. **環境に配慮した商品・サービスの開発と提供**
   商品のライフサイクルを考慮し、環境に配慮した商品・サービスの開発と提供を進めます。
3. **環境への負荷低減と改善**
   環境への影響を考慮し、環境汚染の予防や気候変動対策、環境に配慮した調達、資源の有効活用を推進し、環境への負荷低減と改善を図ります。
4. **コンプライアンス**
   環境関連法規、規則、国際基準、自主基準、ステークホルダーとの合意事項等を遵守します。
5. **環境マネジメントシステム**
   事業活動における環境関連リスクと機会を適切に把握し、中長期的視点に立って年度毎に環境目標等を設定し、その達成に取り組みます。また、環境マネジメントシステムを定期的に見直し、継続的な改善を進めます。
6. **環境教育**
   当社グループの事業活動に関わる全ての人たちに環境教育を実施し、自主的な環境行動を推進します。
7. **コミュニケーション**
   環境方針や環境への取組みを、積極的に公開するとともに、木や森の素晴らしさ、自然の大切さを伝える活動にも力を注ぎます。

代表取締役 社長 光吉 敏郎

環境マネジメント

環境マネジメント体制

環境マネジメント体制

住友林業グループは、持続可能な社会の構築を目指す「住友林業グループ環境方針」に沿った経営を実践していくために、住友林業の代表取締役社長を環境経営の責任者とする環境マネジメント体制を構築しています。

代表取締役社長の下では、サステナビリティ推進部長が環境管理統括責任者として、住友林業グループの各部門が進める環境活動の年度単位の数値目標「サステナビリティ予算」をとりまとめ、ESG推進委員会で定期的に確認することで、環境活動の実効性を高めています。

環境マネジメント体制図

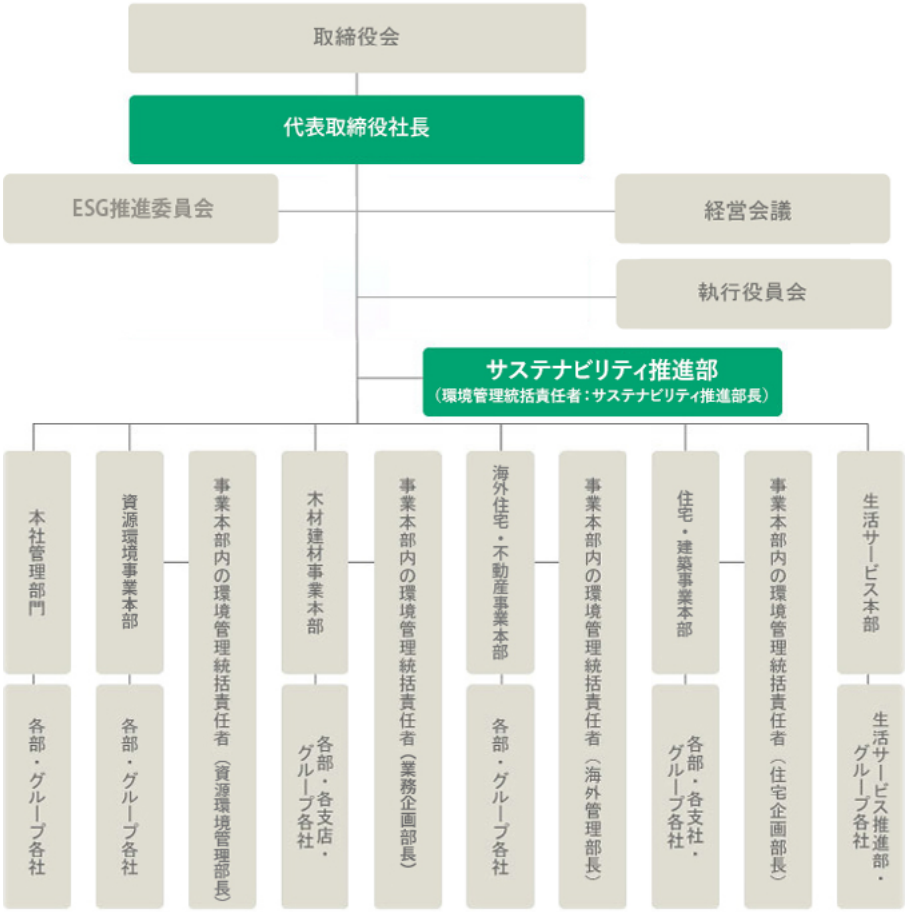

関連情報はこちら

中期経営計画サステナビリティ編と重要課題

環境マネジメントを担う各責任者の役割

- グループ全社の環境経営責任者…代表取締役社長
- グループ全社の環境管理統括責任者…サステナビリティ推進部長
- 事業本部内の環境管理統括責任者…業務企画部長（木材建材事業本部）、住宅企画部長（住宅・建築事業本部）、海外管理部長（海外住宅・不動産事業本部）、資源環境管理部長（資源環境事業本部）
- 各部署の環境管理責任者…部室長・支店長・グループ各社社長など
- 環境活動の実務担当者…環境推進担当者

ISO14001認証取得状況

住友林業は、1995年度に環境マネジメントシステムを導入し、1997年度に住宅業界でもっとも早くISO14001認証を取得しました。その後、他の部門でも認証取得を進め、2002年度には住友林業国内の全部門で認証を取得しました。

また、環境影響の大きい事業を中心にグループ会社にも適用範囲を拡大しており、国内グループ会社4社を住友林業の登録範囲とし、認証取得しています。一方、海外グループ会社も製造会社を中心に認証取得を進めており、6社が取得しています。

なお、連結子会社のうち製造業を中心とした環境影響の大きい事業を認証取得対象としており、2021年度における対象組織の認証取得割合は94.7%（売上高ベース）です。

ISO14001
認証取得割合
（売上高ベース）

94.7%

住友林業グループのISO14001認証取得状況

会社名		取得年月	更新年月（有効期限3年）
国内グループマルチサイト認証	住友林業株式会社（海外を除く）	2002年8月※1	2019年8月※1
	住友林業緑化株式会社	2002年11月※2	
	住友林業クレスト株式会社	2003年9月※2	
	住友林業ホームテック株式会社	2013年3月※2	
	ジャパンバイオエナジー株式会社	2014年8月※2	
コーナン建設株式会社※3		2011年3月	2020年3月
クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）		2001年8月	2020年2月
ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）		2003年7月	2019年10月
リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）		2005年10月	2020年12月
アスト・インドネシア（ASTI）	第一工場	2007年1月	2022年1月
	第二工場	2022年1月	2022年1月
ヴィナ・エコ・ボード（VECO）		2014年3月	2020年3月
パン・アジア・パッキング（PAP）		2017年4月	2020年4月

※1 1997年より、各部門で順次認証を取得し、全社で統合認証を取得
※2 住友林業の登録範囲として拡大認証取得
※3 2021年1月に住友林業グループ会社化

外部認証機関による審査

国内ISO14001のマルチサイト認証の登録範囲の各社では、認証機関である日本検査キューエイ株式会社による年1回の定期審査を受けています。2021年度は、5社39部署がISO14001:2015（JISQ14001:2015）のサーベイランス審査兼変更審査を受審しました。

審査の結果、不適合0件・改善アドバイス46件の観察事項が検出されました。審査会社にて審議がなされた後、2021年8月5日に登録継続が承認されました。

観察事項に対しては、それぞれ改善方法を検討して個別に対応するとともに、グループ各社共通の課題については、サステナビリティ推進部から共有し、内部環境監査で改善実施状況等を確認しました。特に「環境影響評価表」の作成に際して、業務プロセスごとに環境側面が抽出され影響評価が実施されているか（ライフサイクルが考慮されているか）、目標未達事項含めた改善事案に対する原因究明、是正処置（再発防止策）などに留意するよう指摘があったため、その点に注意して監査を実施しました。

海外製造会社においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の会社で審査時期が遅れましたが、無事に更新されました。

内部環境監査

ISO14001マルチサイト認証範囲の各社では、外部認証機関による審査とは別に、内部環境監査を定期的に実施しています。内部環境監査は、JATA（審査員研修機関連絡協議会）公認の内部環境監査員養成講習会を修了し、試験に合格した社員（内部環境監査員）が行っています。

2015年9月の国際標準規格改正を受け、特に登録範囲内の全主管者に本講習会の受講と試験合格を必須とすることで、規格改正の理解とリーダーシップ強化を図っています。その結果、ISO14001内部環境監査員認定者数は、累計1,490名（2021年度末時点）となりました。

内部環境監査は、2020年度の内部環境監査にて指摘件数の多かった部署を中心に、108部署にて実施しました。検出された不適合や改善提案については、被監査部署にて是正処置を講じた上で是正報告書を監査部署へ提出し、監査結果をサステナビリティ推進部が取り纏め、経営層に対しレビューを実施しました。

海外製造会社では、各社個別に認証を取得しており、それぞれの会社で内部環境監査を実施しています。内部環境監査の結果、重大な問題や不適合が発生した場合は、各社経営陣を通じ、住友林業に報告があがる仕組みとなっています。

環境関連法令の遵守・違反状況

過去5年間において、住友林業グループにおける環境関連法規の重大な違反事例※はありません。

※ 100万円以上の罰金・罰則を伴う違反

過去5年間の
重大な違反事例

0件

環境マネジメント

環境リスクマネジメント

環境リスクの把握と対応

住友林業グループは、気候変動や生物多様性など環境の変化が事業活動に影響を与えるリスクについて認識し、関連する情報を収集、必要に応じてこれらの情報を分析し、事業リスク評価を行っています。

リスクの度合いに応じ、日常業務で発生しうるリスクについては、各部署で具体的な対応策や評価指標を取り決めて進捗を四半期ごとに「リスク管理委員会」に報告し、中長期的に発生しうるリスクについては「ESG推進委員会」で対策の立案を行っています。これらのリスクのうち事業への影響度が大きいものについては、取締役会に報告し、対応策を協議しています。

関連情報はこちら

› リスク管理体制

気候変動、生物多様性などに関連するリスクとその戦略

自然災害への対応

大規模な地震や風水害などの自然災害が発生した場合には、保有設備の復旧活動や引渡し済みの住宅に対する安全確認及び建築請負物件などの完工引渡しの遅延などにより多額の費用が発生し、住友林業グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

住友林業ではこの対策として、耐震性の高いBF構法の住宅販売や、ライフラインが遮断されても一定期間生活を続けられる機能を備えたレジリエンス住宅の販売を推進しています。また災害時の被災状況をIoT技術によって遠隔で即時に把握し、迅速な支援を目指すサービスの構築を進めています。

関連情報はこちら

› 気候変動への適応

木材生育の変化や調達規制への対応

住友林業グループは、木材を主要な資材や商材としているため、気候変動や生物多様性の損失によって木材資源の枯渇や生育地の変化、それらに伴う規制が設けられた場合は、調達先を変更しなければならないリスクやコスト増のリスクがあります。

住友林業グループでは、木材生育状況の変化及び木材調達規制のリスク分散として、木材を20ヵ国以上から輸入するとともに主要国に駐在員を置き情報収集に努め、本社社員を派遣するなどして合法性の確認を行っています。また2017年5月に施行された「クリーンウッド法」においては国内登録第1号となるなど、グループ全体で合法的な木材の調達に努めています。

関連情報はこちら

> 流通事業における取り組み

排出量削減義務化などカーボンプライシングの設定

国際的に温室効果ガス排出削減が進められる中、住友林業グループが拠点を置く国で企業に削減義務が課される可能性があります。グループ会社が削減義務を果たせなかった場合は、排出権を購入する必要が生じるなどして、事業コスト増加のリスクがあります。

また日本においても、2012年10月の地球温暖化対策のための税の施行によりカーボンプライシングが導入されました。パリ協定の目標達成に向けて今後、税率上昇や新たな炭素税の導入などがあれば、事業活動やコストに影響が及ぶ可能性があります。
この対策として、グループ内の各社・各部門で温室効果ガス削減目標を設定し、年度ごとに策定する数値目標に従って削減を進めています。

関連情報はこちら

> 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題

エネルギー供給不足への対応

水力発電由来の電力を利用しているニュージーランドなどでは、降水量の変化により、ダムの水位が低下し水力発電所からの送電が途絶することで、当該国を拠点とする住友林業グループの工場の操業が停止するリスクがあります。

この対策として、グループ内の各社・各部門で温室効果ガス削減目標を設定し、年度ごとに策定する数値目標に従って削減を進めながら電力使用量の削減も推進しています。

企業イメージの低下

気候変動対応や生物多様性保全など、各種リスクへの対応を誤った場合は、企業イメージを損ね、売上高などの業績に直接的なダメージを受けることがあります。

「リスク管理委員会」「ESG推進委員会」を通じて、環境・社会・ガバナンス面のリスクについて、短期から中長期的なものまで包括的に分析・対応しています。また、ステークホルダーとのダイアログを適宜開催し、住友林業グループへの意見を伺うなどの活動を行っています。

関連情報はこちら

› リスクマネジメント

環境法令への対応

住友林業グループは、産業廃棄物処理や、有害物質による土壌・水質汚染、騒音・振動など、法令に関わるリスクに対応して、その影響の低減・顕在化の防止に努めています。

2021年度は環境関連法規の重大な違反事例や重大な環境事故はありませんでした。

産業廃棄物処理

日本においては、不法投棄される産業廃棄物でもっとも高い割合を占めるのが建設系廃棄物です。住友林業グループでは、産業廃棄物処理を環境リスクの中でも社会や事業に与える影響がもっとも大きいリスクの一つと捉え、適切な処理に努めています。

具体的には、廃棄物処理法及び関係法令などを遵守し、生産活動に必要な基準と手続きを定めた「生産規程」や産業廃棄物の適正処理、発生抑制、再資源化、再利用について定めた「産業廃棄物管理規程」を設けています。この規程に基づき、産業廃棄物を排出する国内の住友林業グループの各事業所では、マニフェストや処理委託の契約内容に関する自主監査を年2回実施しています。是正項目があった場合は、各事業所で適切な対応を実施したうえで、報告書を上位組織に提出し、グループ会社の適正処理を確認しています。

また、各事業所で委託先の処理場現地確認を年1回以上実施。2021年度は、住宅・建築事業本部の担当者が処理委託先363社の537ヵ所の処理場に対して、482回の現地確認を行いました。併せて、住宅・建築事業本部以外の各事業本部やグループ会社の事業所に対して、同本部で現地確認を終えた処理場を利用するよう指導しています。

さらに、産業廃棄物が適切に処理されていることを把握するため、処理委託業者に電子マニフェストの利用を要請しています。住宅・建築事業本部の支店及び新築住宅に関わる産業廃棄物の処理委託業者は全て導入を完了しており、住宅の解体廃棄物も含めた2021年度の導入率は100%となりました。

これらとともに、産業廃棄物の処理業務を担当する社員などを対象に産業廃棄物担当者研修を実施しています。2021年度は、オンラインを利用して、国内グループ各社の新任産業廃棄物処理業務担当者・産業廃棄物管理責任者など合計約100名が研修を受講しました。なお、2020年4月より、住友林業グループの社員が、産業廃棄物をはじめとした知識を習得できるように「廃棄物管理の基礎」と題したe-ラーニングを作成し社内イントラネットで受講できるシステムを構築しました。

関連情報はこちら

› 廃棄物削減とリサイクルのマネジメント

土壌汚染

土壌汚染は、目に見えない地下で汚染物質が蓄積・拡散するなどの理由から、発見が困難です。住友林業グループでは、社有地や管理地の土壌汚染対策をはじめ、分譲住宅事業においては新規土地購入検討時に土壌汚染の自主調査を行っています。対象の土地については「土壌汚染対策法」に基づき適切に対応しています。

水質汚染

水質汚染は、汚染物質により、飲料水などを通じて人間の健康に直接被害を与えたり、河川や湖沼、海洋などに住む生物の生育環境に影響を与えたりするリスクがあります。改正水質汚濁防止法の特定事業場に該当する住友林業クレスト伊万里工場では、工場内の排水処理施設から出る排水について、外部測定機関による委託検査を2ヵ月に1回、 COD自動測定装置による社内水質検査を日次で行い、検査結果は、半年ごとに地方自治体に報告しています。
さらに県による採水・検査を年1回、市による採水・検査を年3回受けており、これらの対策によりいずれの検査においても、排水基準値を満たした状態であることを確認しています。

また、筑波研究所も改正水質汚濁防止法の特定事業場に該当するため、同法に関わる実験設備の一部更新や新規設置等に関する届け出をしました。また外部測定機関に委託して月1回の水質検査を実施し、その結果を監視するとともに半年ごとにつくば市に報告しています。

関連情報はこちら

› 汚染の防止

有害化学物質による汚染

有害化学物質は、人間の健康や環境に大きな影響を与えるほか、災害発生のリスクがあります。住友林業グループは、VOC（揮発性有機化合物）を含む有害化学物質の使用量と排出量を把握して適切に管理するとともに、使用量の削減に取り組んでいます。

日本国内では、大気汚染防止法に適切に対応しています。同法に基づき、住友林業クレストでボイラーを設置している新居浜工場では、NOx、SOx、ばいじんの排出量と濃度を、焼却炉を設置している鹿島・静岡の各工場では、ダイオキシンの排出量と濃度を定期的に測定し、基準値未満であることを確認しています。

関連情報はこちら

› 汚染の防止

騒音・振動

住友林業グループは、住宅の建築工事における騒音・振動の防止に努めています。騒音・振動に関する苦情が寄せられた際には、その状況などを記録するとともに、グループ全体で情報を共有し、類似事例の再発防止につなげています。

また、住友林業クレストでは、各工場の敷地境界線における騒音が基準値未満であることを確認するため、定期的に測定を行っています。

2021年度は、環境に重大な影響を及ぼすような騒音・振動による近隣の方々からの苦情はありませんでした。

地球温暖化（フロン排出抑制法）

温室効果が高いフロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全般にわたる抜本的な対策を推進するため、2015年4月より、「フロン排出抑制法」が施行されました。

2020年4月より同法による規制がさらに強化されたことにより、その内容について周知を図り対応を行いました。

住友林業グループはビルにテナントとしてオフィスを置いている場合が多く、所有（管理）している業務用冷凍空調機器（エアコンや冷蔵庫など）の台数は多くはありません。しかし、同法の施行を受け、冷媒としてフロン類が使用されている同機器の定期的な簡易点検の実施や、圧縮機の定格出力7.5kW以上の機器を対象とした法的な定期点検の実施を行っています。 また、機器の入れ替え、新規購入時においては、グリーン購入法に基づいたノンフロン製品への切り替えを推進しています。

気候変動への対応

TCFDへの対応

TCFD提言への賛同表明

住友林業グループでは、気候変動に伴うリスクと機会を認識し、金融安定理事会が設置したTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言への賛同を2018年7月に表明しました。同年に木材建材事業と住宅・建築事業を対象にTCFDの提言に基づき、気候変動問題が社会と企業に与えるリスクと機会やその戦略のレジリエンスを評価した初回のシナリオ分析を実施、翌年2019年からはTCFDが提言する枠組みを参照した情報開示を始めました。さらに2021年には、資源環境事業と海外住宅・不動産事業のシナリオ分析を実施し、住友林業グループのシナリオ分析の開示のレベルアップを図りました。

住友林業グループにおけるTCFDシナリオ分析開示

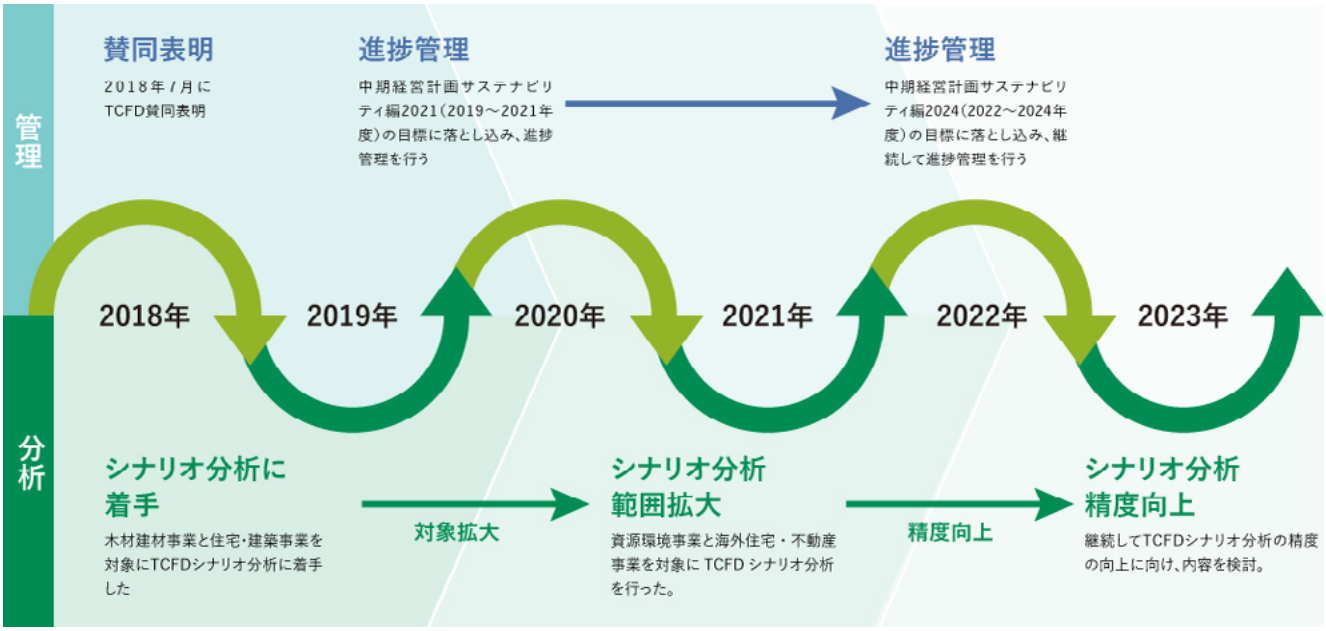

関連情報はこちら

重要課題9　強靭な事業体制の構築

ガバナンス

気候変動問題への対応は、他のESG課題と同様にESG推進委員会を中心に推進を図ります。ESG推進委員会は、執行役員社長を委員長として、執行役員兼務取締役及び各本部長から構成され、住友林業グループの持続可能性に関わる中長期的なESG課題に対するリスク・機会の分析や取り組みの立案・推進、SDGs達成に貢献する事業戦略を織り込んだ中期経営計画サステナビリティ編の進捗管理、行動指針・倫理規範などの運用状況と有効性のモニタリングを行うとともに、委員会での全ての議事内容を取締役会に報告しています。

2022年2月に、さらなるESG と一体化した経営を推進するため、役員報酬制度の一部内容を改定しました。役員報酬の算定の中に、サステナビリティ指標達成率連動報酬を導入しています。住友林業が SBT（Science Based Targets）に基づいた長期温室効果ガス排出削減目標が達成できなかった場合は、標準株式報酬額から目標達成状況に応じて支給される報酬額が減額されます。

関連情報はこちら

› ESG推進委員会

› 役員報酬

戦略

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書は、人間活動が気候変動へ及ぼす影響は疑う余地がないことを明言し、その結果、極端な気象を引き起こして発生の頻度も増すこと、温室効果ガスの排出が氷床、海面水位の変化に強く関係していることなどを指摘しています。そのような背景を元に、森林によるCO_2吸収・炭素固定の機能や木材製品・木造建築による炭素固定・CO_2排出量削減、林地未利用木材のバイオマス発電用燃料の活用などに社会からの期待はますます高まっています。住友林業グループは、川上の森林経営から川中の木材・建材の製造・流通、川下の木造建築や再生可能エネルギー事業を通じて再生可能な自然資本である森林資源を有効に活用し、「公益的価値」を提供することにより脱炭素社会の実現に貢献します。

2022年2月に、脱炭素化へ向けた長期ビジョン「Mission TREEING 2030」を公表しました。「Mission TREEING 2030」における事業方針の一つとして、「森と木の価値を最大限に活かした脱炭素化とサーキュラーバイオエコノミーの推進」を掲げ、国内外のあらゆる領域において、森林や木材資源の持つCO_2の吸収・固定や削減の効果を訴求し、事業を通じて社会の脱炭素化に貢献します。長期ビジョン「Mission TREEING 2030」の第一段階として、将来の成長と脱炭素化への貢献に向けた基盤を作る3年間の中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 1」（2022 年～2024 年）を公表しました。5つの基本方針の一つに「事業と ESG の更なる一体化」を掲げ、取り組みを推進しています。

リスク管理

住友林業グループでは、執行役員社長をリスク管理最高責任者として、その他全ての執行役員で構成される「リスク管理委員会」、及び執行役員社長を委員長として、全ての取締役兼務執行役員と全ての事業本部長で構成される「ESG推進委員会」を設置しています。それぞれ年4回開催され、日常業務で短期的に発生しうるリスクについては、各部署で具体的な対応策や評価指標を取り決めて、進捗を四半期ごとに「リスク管理委員会」に報告しています。「ESG推進委員会」では、気候変動などを含めた社会・環境・ガバナンスの中長期リスクをバリューチェーン全体について包括的に協議しています。

関連情報はこちら

> リスク管理体制

指標と目標

住友林業グループでは、気候変動に関連した長期目標を策定した上で、年度計画に落とし込みながら取り組みを推進しています。2017年にSBTを策定することを宣言し、グループ全体での新たな温室効果ガス排出量削減目標を策定、2018年7月に、SBTとして認定されています。2021年9月には、取り組みを加速させるために、2030年を目標年としたスコープ1、2の温室効果ガス排出量削減目標を従来の21%削減から54.6%削減に引き上げ、SBT事務局へ申請を行いました。さらに、2020年3月、使用する電力の100%再生可能エネルギー化を目指した国際的なイニシアティブ RE100に加盟、2040年までに自社グループの事業活動で使用する電力と発電事業における発電燃料を100%再生可能エネルギーにすることを目指して、再生可能エネルギーの活用及び温室効果ガス削減の取り組みを加速させています。2022年2月に公表した中期経営計画サステナビリティ編2024では、事業本部ごとに再エネ調達比率の目標を設定し、設備投資など必要な予算措置を講じ、着実にRE100達成に向け、取り組みを推進していきます。

関連情報はこちら

> SBT認定目標の進捗状況

> RE100目標に対する進捗状況

> 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題

TCFDシナリオ分析

リスクと機会の特定と評価

2018年に実施した初回のシナリオ分析は、木材建材事業と住宅・建築事業を対象に地球の平均気温上昇が産業革命前と比べて、2℃未満及び4℃になる2つのシナリオを元に、気候変動がもたらす事業のリスクと機会を分析し、関連情報の開示を行いました。2021年は、資源環境事業と海外住宅・不動産事業を対象にシナリオ分析を実施しました。開示のレベルアップを図るため気候変動の対策が進まない「4℃シナリオ」と、脱炭素に向けた変革が進展する「1.5/2℃シナリオ」に基づき、2030年の状況を考察しました。本社関連部門と各事業本部が連携してリスクと機会を洗い出し、主に財務面のインパクト評価を行い、その中で重要なリスク及び機会と認識された項目について対応策を協議しました。2018年、2021年にシナリオ分析を実施した対象事業は、住友林業グループ売上高の約98%（2021年度時点）を占めています。シナリオ分析結果は、ESG推進委員会及び取締役会に報告し、中期経営計画サステナビリティ編において、今後のさらなる取り組みを目標として定めています。

今後、シナリオ分析の精度を高めるとともに、中期経営計画などの事業計画への反映を協議しながら、不確実なあらゆる未来にも対応できるレジリエンス（強靭）な企業戦略の構築を進めます。

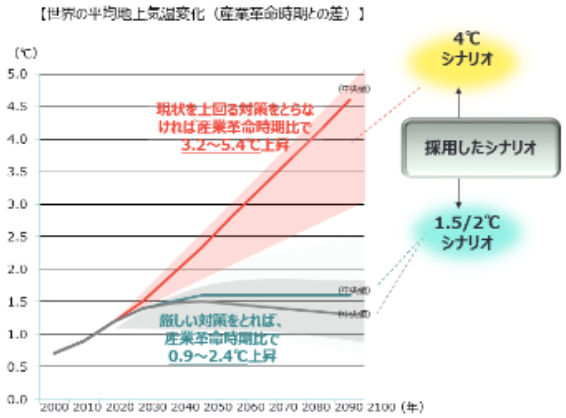

出所：IPCC SR1.5等

木材建材事業

木材を主要な資材や商材としている木材建材事業では、移行リスクとして各国の森林保護政策・伐採規制など規制強化に伴う木材調達コストの増加が大きな事業リスクとなります。物理リスクとしては、平均気温の上昇に伴い、森林火災・樹木の病害虫等の発生により木材調達コストが増加します。一方で、化石燃料への規制が進めば、住友林業が進めるバイオマス発電事業や、その燃料としてのチップ需要に追い風（機会）となります。

木材建材事業におけるリスク重要度の評価

リスク項目		事業への影響	リスク評価	対策着手済
移行リスク	各国の炭素排出目標／政策	• 森林吸収源対策に関する政策により木材調達コストが増加	大	○
	森林保護に関する政策	• 伐採税・伐採手数料など木材調達コストが増加	大	○
	再エネ等補助金政策	• 木質バイオマス事業推進により売上増加 • 一方、補助金制度がなくなった場合、売上減少	大	○
	エネルギーミックスの変化	• 各国の持続可能基準にバイオマスが組み込まれた場合、売上が増加 • 一方、需要拡大によりバイオマス事業の燃料（木材チップ）コストも増加	大	○
	温暖化規制による経済活動の停滞	• 建設自体が抑制された場合、木材建材の需給が低迷し、売上が減少	大	○
	重要製品／製品価格の増減		小～中	
	次世代技術の進展		小～中	
	再エネ・省エネ技術の普及		小～中	
	投資家の評判変化		小～中	
物理的リスク	平均気温の上昇	• 森林火災・樹木の病害虫等の発生により木材調達コストが増加 • 一方、気温上昇、降水量増加で成長期が長期化。生産性が向上し、木材調達コスト減少の可能性	大	○
	降水・気象パターンの変化	• 植生・木材調達地域が変化し、木材調達コストが増加	大	○
	異常気象の激甚化	• 工場の操業停止による売上減少、森林資源の減少による木材調達コストの増加	大	○

住宅・建築事業

住宅・建築事業では、移行リスクとして、各国の森林保護政策・伐採規制など規制強化に伴う木材調達コストの増加が挙げられます。物理リスクとしては、自然災害の激甚化や異常気象の影響による気温上昇に伴う住宅建設の効率低下や工期の遅れに伴うコスト増などが見込まれます。一方、脱炭素に向けた法規制の強化及び脱炭素商品に対する市場ニーズの高まりにより、ZEH 住宅等の環境配慮型住宅の需要拡大が予想されます。

住宅・建築事業におけるリスク重要度の評価

リスク項目		事業への影響	リスク評価	対策着手済
移行リスク	各国の炭素排出目標／政策	• 森林吸収源対策に関する政策により、木材調達コストが増加	大	○
	森林保護に関する政策	• 伐採税・伐採手数料など木材調達コストが増加	大	○
	建築物に関する政策	• 政策に対応するための追加投資や改築コストが発生 • 補助金制度が継続した場合、金銭的インセンティブが発生。政策の内容によっては市場競争力へ影響し、売上が変化	大	○
	顧客の評判変化	• 顧客の気候変動への関心が高まった場合、消費者嗜好が森林認証材使用に傾き、調達コストが増加	大	○
	再エネ等補助金政策		小〜中	
	化石燃料補助金制度		小〜中	
	エネルギーミックスの変化		小〜中	
	投資家の評判変化		小〜中	
物理的リスク	異常気象の激甚化	• 大規模な自然災害が発生した場合、工期の遅れ・保有設備の復旧活動等により、建築コストが増加 • 猛暑日が増加し、屋外作業効率が低下。工期の遅れや作業員の健康管理維持増強によるコスト増	大	○

海外住宅・不動産事業

海外住宅・不動産事業では、移行リスクとして、炭素税の導入や環境規制の強化による対応コストの増加が挙げられます。物理リスクとして自然災害の激甚化により用地取得や建設費、開発費などのコストが増加するリスクが上昇し、またより災害の少ないエリアへの需要の変化が見込まれます。一方、脱炭素規制等の強化が想定される中、木造建築需要の拡大が期待できます。

海外住宅・不動産事業におけるリスク重要度の評価

リスク項目		事業への影響	リスク評価	対策着手済
移行リスク	各国の炭素排出目標／政策	• 炭素税導入による運営コスト増加	大	○
		• 建築基準強化による建築コスト増加	大	○
	市場の変化	• 建築中の建物の損害に対する保険・補修費用見積額の増加	大	
物理的リスク	異常気象の激甚化	• 暴風雨や洪水の激甚化に伴う保証料金の増加	大	
		• 工期の延長による資金コストの増加／仕入値の高騰による資材調達コストの増加	大	○
		• 自然災害による用地の価格高騰	大	○
	平均気温の上昇	• 既存事業展開エリアでの売上減少	大	○

資源環境事業

資源環境事業では、移行リスクとして炭素税、環境規制等の導入や伐採規制の強化によるオペレーションコストが増加することに加え、木材収穫量も減少します。物理リスクとして台風や洪水 、森林火災等の頻発により森林が被災するリスクが上昇。また、病虫害や獣害の発生頻度も増加し、販売機会の損失や再造林コストの増加につながる恐れがあります。一方、木材は、鉄、コンクリートなどの資材に比べて、製造や加工に要するエネルギーが少なく、温室効果ガスの排出量が抑制されることに寄与し、木材需要増による売価の上昇が期待できます。また、木質バイオマス発電への需要も拡大します。さらに森林クレジット取引の活発化によりクレジット収入の拡大も期待できます。

資源環境事業におけるリスク重要度の評価

リスク項目		事業への影響	リスク評価	対策着手済
移行リスク	政策・法規制	• CO_2や温室効果ガスに関する規制や課税各種規定による負担およびコストの増加	大	○
	森林保護に関する政策	• 資源保全の規制強化による機会の損失	大	○
	エネルギーミックスの変化	• 燃料価格の高騰によるオペレーションコストの増	大	○
	温暖化規制による経済活動の停滞	• 労働環境の悪化	大	○
	再エネ・省エネ技術の普及	• 資源利用および生産の効率化、低炭素技術の開発、導入に関するコストの増加	中	○
物理的リスク	異常気象の激甚化	• 暴風や暴風雨の頻発による森林の損害	大	○
		• 暴風や暴風雨の頻発による事業停止リスクの増大	大	○
	降水・気象パターンの変化	• 降水量の減少による森林の損害	大	○
	平均気温の上昇	• 平均気温の上昇による森林の損害	大	○
		• 気温上昇や降雨量の変化による生育条件の変化	大	○
	異常気象の激甚化	• 虫害や獣害の増加による森林の損害	中	○
		• 降水量の増加による供給網の乱れ	中	○

気候変動に関連する機会とその戦略

政府のZEH推進に呼応した住宅販売の拡大

日本政府は、2021年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」や「第6次エネルギー基本計画」等において、「2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、整合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引き上げや、省エネルギー基準の段階的な水準引き上げを遅くとも2030年度までに実施する」や「2050年に住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネルギーが確保されていることを目指す」政策目標を打ち出しました。

ZEH受注
比率目標（%）※
（2024年度）

80%

※ Nearly ZEH、狭小ZEH Oriented、多雪ZEH Orientedを含む

住友林業ではこの政策に呼応し、中期経営計画サステナビリティ編においてZEH受注比率を目標化してZEH住宅の販売を推進するとともに、住友林業のZEHの特徴である、太陽光発電パネルと家庭用燃料電池「エネファーム」によるW発電をアピールすることで、競合優位性を生み出し、ZEH比率を伸ばしています。さらに、注文戸建住宅（耐火仕様を除く）の断熱性能を強化した「360° TRIPLE（トリプル）断熱」を標準採用。高性能な「断熱材」に加え、断熱性の高い「構造材」と「窓」で建物全体を包み360°しっかり断熱します。夏は涼しく、冬は暖かく、省エネルギー性能を高めた住まいとなっています。

2030年におけるシナリオ分析では、4°Cシナリオの場合、政府が求めるZEH比率が一層高まることにより、また、2°Cシナリオの場合、エネルギー効率がさらに高いZEHが基準化されることにより、いずれの場合も、住友林業の技術開発力により住宅の市場競争力が増すことを予想しています。

関連情報はこちら

› ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の推進

› 重要課題2 「森」と「木」を活かしたカーボンニュートラルの実現

再生可能エネルギーのニーズ拡大

気候変動対策として、バイオマス発電や太陽光発電などの再生可能エネルギーへのニーズが高まっており、バイオマス発電向けの燃料用チップ供給を拡大することで収益拡大が見込めます。

燃料用チップ・ペレット等取扱量目標（t）（2024年度）

1,640,964t

木質バイオマス発電は、住友林業グループにおいても、2019年3月までに国内4ヵ所で事業を展開。2021年6月に福岡県の苅田バイオマス発電所が運転を開始し、2023年11月には宮城県の杜の都バイオマス発電所が運転開始予定です。この2つの発電所が稼働すると、住友林業グループでの発電規模は合計で約251.6MWとなり、持分比率に準じた発電量に換算し、約274,366世帯分の電力を供給することとなります。

シナリオ分析では、資源エネルギー庁の『2030年エネルギーミックス実現へ向けた対応について～全体整理～』をベースに、日本の電源構成において現在1.7%を占めるバイオマス発電が、2030年には、4℃シナリオの場合3.7%に、2℃シナリオの場合4.6%に拡大すると予測。住友林業グループにおける燃料チップ供給事業もそれに伴い、売上が拡大すると予測しました。

関連情報はこちら

- 重要課題1　森林経営による「森」と「木」の価値向上
- 重要課題2　「森」と「木」を活かしたカーボンニュートラルの実現
- 重要課題3　「森」と「木」を活かしたサーキュラーバイオエコノミーの実現

海外中大規模木造建築物開発の推進

住友林業は脱炭素社会の実現に向けて、ネットゼロカーボンの実現を目指す海外中大規模木造建築物開発に取り組んでいます。中期経営計画サステナビリティ編2024では、中大規模木造建築事業の展開（米国・豪州・欧州）の目標を掲げ、2024年度の事業化を目指しています2021年10月に豪州メルボルンで15階建て木造オフィス開発事業への参画を発表し、続いて2022年2月にはロンドンでの木造6階建て環境配慮型オフィス開発事業に参画を発表しました。今後、豪州や欧州で先進的な環境対応や中規模木造の知見を深め、「ネットゼロカーボン建築」をグローバルに展開していきます。

関連情報はこちら

- 重要課題7　「森」と「木」の新たな市場の創出

森林炭素クレジットへの関心の拡大

脱炭素社会の実現に向けて日本政府が2050年のカーボンニュートラル実現を宣言するなど、パリ協定に則って2050年に向けた各国政府・企業・投資家の動きが加速しています。さらに、日本政府は2030年までの温室効果ガスの削減目標を2013年比26%から46%減に引き上げることを表明しています。森林は他の炭素削減手法と異なり、自ら二酸化炭素を吸収して固定できます。カーボンニュートラルの実現に向けて、森林はより一層重要な役割を果たします。シナリオ分析でも、脱炭素化に向け、カーボンクレジット市場の拡大に伴い、森林クレジットへの関心が高まり、カーボンオフセット商品の需要増などで、森林炭素クレジットは、森林ビジネスの新たな収益源となり得ます。

住友林業は、長期ビジョン「Mission TREEING 2030」にCO_2クレジットをはじめ新たな価値を含む森林資産の確保を目的とした森林ファンドの設立、森林経営・資産管理などによる事業拡大を図ると同時に社会全体のカーボンオフセットに貢献する目標を掲げています。その取り組みの一つとして、住友林業は国内外で培ってきた森林管理技術と、IHI社が持つ人工衛星を活用した観測技術を組み合わせ精度の高い水位管理を行い、泥炭火災を防ぐ先進的な森林経営を行います。この知見を活かし、森林減少や泥炭地破壊の抑制を試みる国や地域の政府機関やカーボンオフセットのために森林の所有を検討される企業様のコンサルティング事業の展開を計画しています。また、中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 1」（2022 年～2024 年）に「森林吸収量算定方法の確立、精度向上の取り組み」、「新たな森林価値創造ビジネスによる損益・収益割合の拡大」などの目標項目を設定、取り組みを推進していきます。

気候変動への対応

気候変動の緩和

SBT（Science Based Targets）の策定

気候変動による影響が世界で深刻化する中、企業には地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出削減が求められています。住友林業グループは、SBTイニシアティブに対し、2017年6月にSBTを策定することを宣言し、グループ全体での新たな温室効果ガス削減目標を策定しました。2018年7月には、SBTとして認定されました。また、2018年10月に温暖化に関する最新の科学的知見を報告するIPCC（気候変動に関する政府間パネル）「1.5°C特別報告書」が公表され、今世紀後半に産業革命以前からの地球の平均気温の上昇を2°Cに抑えるのと1.5°Cに抑えるのでは、地球環境への影響に大きな差があることが明らかになりました。SBTイニシアティブは、「1.5°C特別報告書」などの流れを受け、2019年4月にSBT認定基準を、産業革命以前と比べ世界の平均気温上昇を2°Cより十分低い1.5°Cのレベルに向けた2種類の温室効果ガス排出量の削減目標に変更しました（2019年10月から適用）。住友林業グループは取り組みを加速させるために、2030年を目標年としたスコープ1・2温室効果ガス削減目標値を従来の21%削減から54.6%削減に引き上げ、2021年9月にSBT事務局へ1.5°C目標の申請を行いました。住友林業グループのSBTは、次のとおりです。

SCIENCE BASED TARGETS
DRIVING AMBITIOUS CORPORATE CLIMATE ACTION

2°C目標（SBT認定済）

- スコープ1・2：2030年温室効果ガス排出量を2017年（基準年）比21%減とする
- スコープ3：カテゴリー1及び11合計の2030年温室効果ガス排出量を2017年（基準年）比16%減とする

1.5°C目標（SBT申請済）

- スコープ1・2：2030年温室効果ガス排出量を2017年（基準年）比54.6%減とする
- スコープ3：カテゴリー1及び11合計の2030年温室効果ガス排出量を2017年（基準年）比16%減とする

住友林業グループは、SBTに基づき、徹底した省エネ活動、再生可能エネルギー活用の推進など、温室効果ガス排出削減、気候変動緩和対策に向け積極的に活動しています。

SBT認定目標の進捗状況

2021年度、スコープ1・2排出量は2020年度に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により停止していた工場が稼働を開始したこと、ベトナム国内の平均電力排出係数が大幅に増加したことなどにより、2020年度より0.1%増となりました。スコープ3排出量は、海外住宅・不動産事業における販売引渡し戸数の増加、コーナン建設が住友林業グループに加わったことなどによって、2020年度より3%増となりました。

SBT進捗推移：スコープ1・2

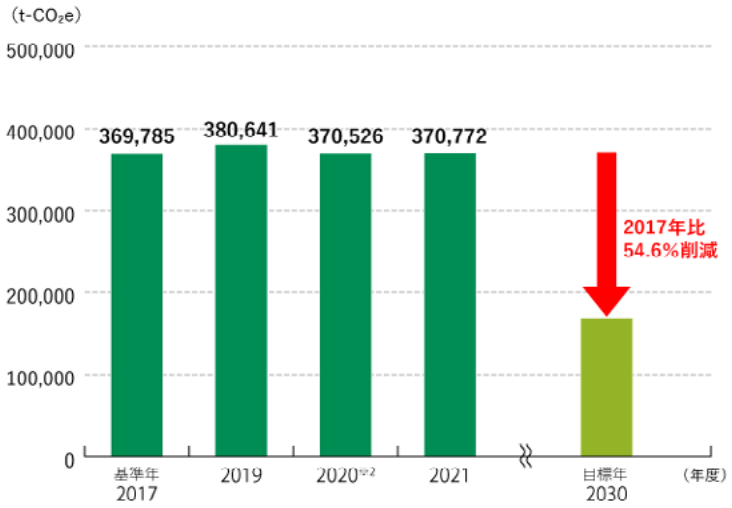

SBT進捗推移：スコープ3（カテゴリー1＋11）

カテゴリー1及び11合計の2030年温室効果ガス排出量を2017年比16%減とする

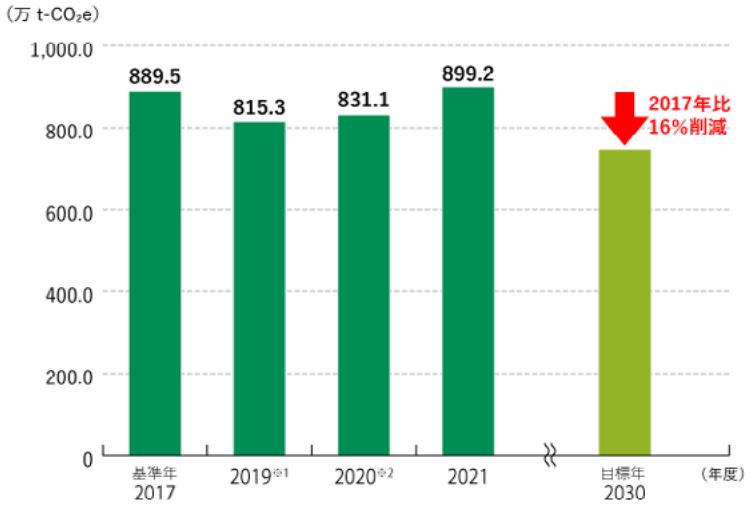

※1 2019年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）を適用したため、スコープ3のカテゴリー1の算定方法を見直し
※2 2020年度以降の総排出量の集計期間は各年1月～12月、2019年度以前の排出量の集計期間は各年4月から翌年3月

関連情報はこちら

住友林業グループ中期経営計画
サステナビリティ編2021の実績

再エネ利用100%を目指し、RE100へ加盟

住友林業グループでは「事業活動における環境負荷低減の推進」を重要課題の一つに位置付け、省エネ活動、再生可能エネルギー（以下、再エネ）の活用に取り組んでいます。その取り組みの一環として、2020年3月、使用する電力の100%再エネ化を目指した国際的なイニシアティブRE100※に加盟し、温室効果ガス削減の取り組みを加速しています。

2040年までに自社グループの事業活動で使用する電力と発電事業における発電燃料を100%再生可能エネルギーにすることを目指す

※ 国際的な環境NGOである「The Climate Group」と「CDP」が連携して運営する国際イニシアティブ。加盟企業数は2022年1月時点、世界290社、そのうち日本企業は50社

RE100目標に対する進捗状況

2021年度、住友林業グループの事業活動で使用する電力における再生可能エネルギー導入量は、住宅展示場に搭載した太陽光発電パネルやバイオマス発電所の発電電力の自家使用分（隣接する燃料用木質チップ製造工場含む）などで、グループ全体の使用電力量の17.2%です。また、発電事業の燃料使用量に占めるバイオマス由来燃料の割合は88.5%です（発熱量換算）。

グループ全体の使用電力における再生可能エネルギー導入率（2021年度）

17.2%

2022年2月に発表した中期経営計画サステナビリティ編2024では、2030年までに自社努力で達成可能な部分のRE100達成に向け、2024年度にグループの事業活動での使用電力における再生可能エネルギー導入率35.1%※に到達させる目標を掲げています。

※ バイオマス発電事業からの自家消費分及び2035年に国全体でRE100を目指すニュージーランドに所在する事業所は除く（2021年度実績 2.6%）

関連情報はこちら

> （第三者保証マーク）について

再エネ100%の利用に向けたアプローチ

住友林業グループは、事業活動において使用する電力を100%再生可能エネルギーにするために、2019年より開始した「スミリンでんき」の活用や国内外の工場で太陽光発電システム導入などを検討しています。また、将来的には各国の制度を活用した多様な調達方法を検討しながら、再エネ100%を目指します。

国内使用電力に太陽光発電「スミリンでんき」を活用

住友林業は、2019年11月から住友林業及び住友林業グループの住友林業ホームテックの住宅のオーナーを対象に、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）による買取期間が満了する住宅用太陽光発電の余剰電力買取と電力供給の代理販売サービスを行う「スミリンでんき」のサービスを開始しました。

この「スミリンでんき」を住友林業グループの国内電力使用全量に充当できるように取り組んでいます。「スミリンでんき」によりオーナーから購入した太陽光発電余剰電力を当社の事務所や展示場等で活用することで、RE100の取り組みを進めています。2021年12月時点における契約件数は1,539件となり、近畿エリアの34展示場にオーナーから購入した電力の供給を開始しました。今後、オーナーへの普及を加速させ、2022年中にすべてのエリアにおいて再生可能エネルギーの供給を目指します。

製造工場で太陽光発電などの再エネの利用を拡大

住友林業グループでは、製造工場から排出された温室効果ガスがグループ全体の排出量の約30%を占めています。 RE100達成に向けて、製造工場における省エネ活動の徹底、再生可能エネルギーの利用拡大が不可欠です。

鹿島工場外観

住宅の内装部材の製造を行う住友林業クレスト鹿島工場は、2020年9月にPPA（Power Purchase Agreement）モデル※で太陽光発電を導入しました。また、2021年4月より再エネメニューの電力を調達し、全ての電力を再生可能エネルギーに替え、RE100を達成しています。これに続き、同静岡工場においても、2021年4月より再エネメニュー電力を調達し、RE50を達成する見込みです。2024年までの中期経営計画サステナビリティ編2024にて、静岡工場および伊万里工場において、再エネメニュー電力の調達を拡大しRE100の達成を計画しています。住友林業グループの海外工場においても、太陽光発電の導入を推進し、2024年までに、国内・海外工場を合わせ、約20%の再生可能エネルギーを調達することを計画し、2017年度比で約26,000tCO_2の温室効果ガスの削減を目指します。

これからも、国内外の住友林業グループ製造工場で太陽光発電パネルの導入・拡大などを検討し、再生可能エネルギー比率を高めていきます。

※ PPAモデルは、太陽光発電パネルの設置場所として、工場棟の屋根を発電事業者に貸し、発電した電力を買い取り自社消費するモデル

海外拠点におけるRE100達成に向けたアプローチ

住友林業グループで最も電力使用量が多い会社はニュージーランドのMDF（中密度繊維板）・単板・LVL（単板積層材）の製造・販売を行うネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）社です。ニュージーランドは水力発電や地熱発電など再生可能エネルギーが大きな電源構成を占めており、2016年では約8割になっています。2035年に再生可能エネルギー100%にすると政府が公表しており、その時点でRE100達成を見込んでいます。

その他の製造工場があるインドネシアやベトナムでは、東南アジア諸国で再生可能エネルギーの導入の機運が高まってきている他、 自社工場に太陽光発電設備の導入を検討しています。住宅事業を中心に展開する米国、豪州では、低コストで再生可能エネルギーの調達が可能になっていることに加え、十分な量の再エネ電力証書等が発行されているため、順次電力の切り替えなどを行っていく予定です。

再生可能エネルギー事業の推進

住友林業グループでは、建築廃材、林地未利用木材などをチップ化して燃料に利用するバイオマス発電、太陽光発電といった、再生可能エネルギー発電事業を進めています。2021年の発電実績は、合計491,432 MWhです。

2021年度
発電量による
CO_2排出抑制効果※

52,784$t\text{-}CO_2e$

※ 電力会社から電力を購入した場合と比較したCO_2排出抑制量。また、主に北海道電力、東北電力のCO_2排出係数を用いて計算

再生可能エネルギーによる発電量推移

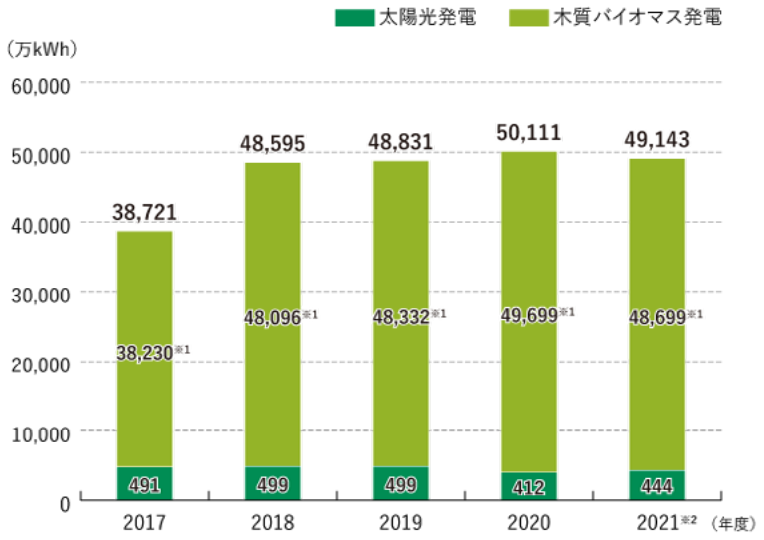

※1 木質バイオマス発電による発電量は住友林業連結子会社のみを対象とし、スムーズな運転とメンテナンスのため補助燃料として用いている石炭による発電量を含む
※2 2020年度以降の集計期間は各年1月から12月、2019年度以前の排出量の集計期間は各年4月から翌年3月

関連情報はこちら

› 住友林業グループ中期経営計画
サステナビリティ編2021の実績

木質バイオマス発電事業

住友林業グループは、主に建築廃材に含まれる木材を原料とするリサイクルチップや、製材に適さない材、森林に放置されてきた間伐材などの林地未利用木材を燃料用木質チップとして利用する木質バイオマス発電事業を展開しています。

木材を燃焼することで放出されるCO_2は、木の成長過程で光合成により吸収された大気中のCO_2であるため、木のライフサイクルの中では大気中のCO_2を増加させません（カーボンニュートラルという考え方）。このため住友林業グループでは、木材の有効活用とCO_2の増加抑制、さらには地域の森林環境整備など林業の振興に大きく貢献する事業として木質バイオマス発電事業に取り組んでいます。

住友林業グループは、2011年2月に建築廃材等を主燃料とした都市型の川崎バイオマス発電所（発電規模33MW）を稼働させ、この分野に参入しました。また、2016年12月には国内の林地未利用木材を主燃料とした発電規模50MWの紋別バイオマス発電所、2017年4月には6.2MWの苫小牧バイオマス発電所、2018年4月には12.4MWの八戸バイオマス発電所、2021年6月には75MWの苅田バイオマス発電所の営業運転を開始しました。

2023年11月には75MWの杜の都バイオマスエナジー発電所が稼働すれば、住友林業グループでの発電規模は合計で約251.6MWとなり、約555千世帯分の電力を供給することになります。

今後は、これまでの木質バイオマス発電事業の経験を活かし、地域の特性や条件に適した再生可能エネルギー事業の展開を図ります。

紋別バイオマス発電所

八戸バイオマス発電所

住友林業グループの木質バイオマス発電事業

事業名	事業地	発電規模	営業運転開始時期	主な特徴
川崎バイオマス発電事業（住友共同電力株式会社、フルハシEPO株式会社との共同出資）	神奈川県川崎市	33MW	2011年2月	• 建築廃材を主燃料とするバイオマス発電設備としては国内最大規模 • 首都圏近郊の建築廃材や廃パレットなどから生産されるリサイクルチップ、剪定枝などを利用 • 都市型バイオマス発電所として、排煙脱硫装置、排煙脱硝装置、バグフィルターなどの環境設備を備え、川崎市の厳しい環境基準をクリア
紋別バイオマス発電事業※（住友共同電力株式会社との共同出資）	北海道紋別市	50MW	2016年12月	• 主に発電所の半径75km圏内から調達する林地未利用木材などを隣接する工場等でチップ化し、燃料として利用 • 一部にパームヤシ殻や補助燃料として石炭を利用
苫小牧バイオマス発電事業（三井物産株式会社、株式会社イワクラ、北海道ガス株式会社との共同出資）	北海道苫小牧市	6.2MW	2017年4月	• 燃料は全量北海道の林地未利用木材をチップ化し利用
八戸バイオマス発電事業※（住友大阪セメント株式会社、東日本旅客鉄道株式会社との共同出資）	青森県八戸市	12.4MW	2018年4月	• 主に青森県三八・上北・下北地域の林地未利用木材、製材端材、周辺鉄道沿線の鉄道林の間伐材などをチップ化し、燃料として利用 • 一部にパームヤシ殻も利用
苅田バイオマス発電事業株式会社レノバ、九電みらいエナジー株式会社、三原グループ株式会社との共同出資	福岡県京都郡	75MW	2021年6月	• 燃料は北米産のペレットとインドネシア産のパームヤシ殻を使用する他、九州北部の間伐材や林地未利用木材を利用
杜の都バイオマスエナジー発電事業株式会社レノバ、ユナイテッド計画株式会社、みずほリース株式会社、RenoDaパートナーズ合同会社による共同出資	宮城県仙台市	75MW	2023年11月	• 燃料は北米産を中心としたペレットとインドネシア産、マレーシア産のパームヤシ殻

※ 住友林業の連結子会社

太陽光発電事業

住友林業は、茨城県鹿嶋市に発電規模3.4MWの太陽光発電施設を保有しています。

一部の太陽光パネル架台には、主に国産のスギ材を用いたオリジナル木製架台を採用し、発電施設の環境負荷低減と木材の利用用途拡大に配慮しています。

2021年度の発電実績は、4,440MWhです。

太陽光パネルと環境にも配慮した木製架台

再生可能エネルギー事業の発電所所在地

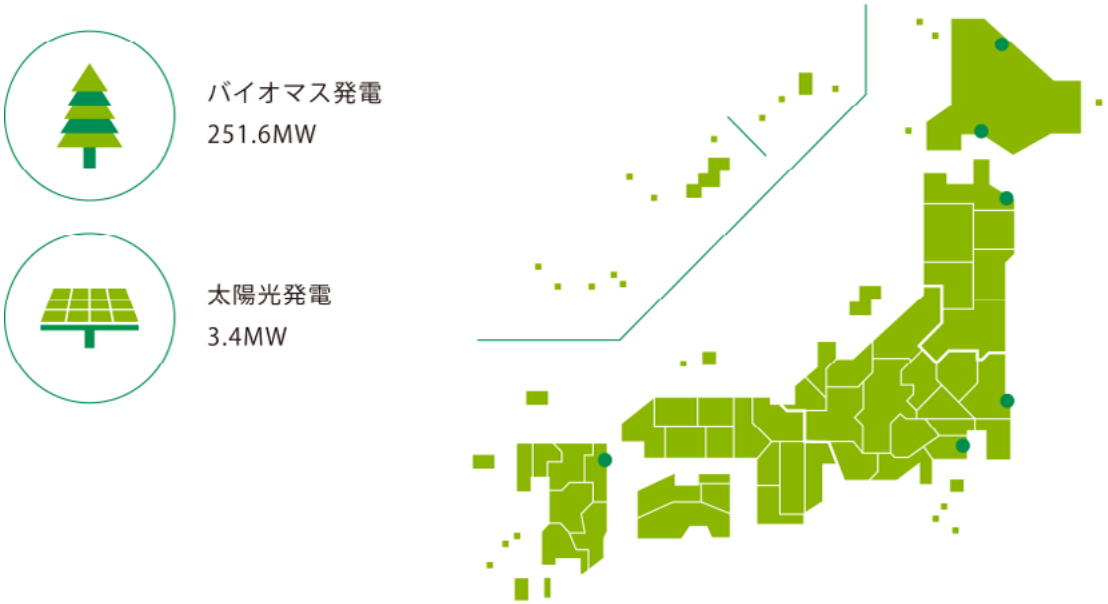

九州地方		関東・中越・中部地方		北海道・東北地方	
苅田	75.0MW	鹿島	3.4MW	紋別	50.0MW
		川崎	33.0MW	苫小牧	6.2MW
				八戸	12.4MW

林地未利用木材の活用推進

林地未利用木材は、森林における立木の伐採または、間伐により発生する未利用の木質バイオマスです。FIT制度（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）の導入に伴い、各地で木質バイオマス発電所が稼働しており、木質バイオマスの需要が増加しています。林地未利用木材を活用することで、再生可能エネルギーを推進するとともに、森林の価値を高める効果も期待できます。2021年は、371千トンの林地未利用木材を活用しました。引き続き、林地未利用木材の効率的かつ安定的な集荷システムの構築に努めていきます。

国産材における
林地未利用木材の
利用量
（2021年）

371千トン

林地未利用木材

高性能林業機械の導入

林地未利用木材の効率的な搬出

紋別山林事業所では、2015年に小回りの利く北欧製のハーベスタ、フォワーダを導入し、これまで伐採･搬出が困難であった切捨間伐材（林地未利用木材）を紋別バイオマス発電所向けの燃料材として納入する取り組みを開始しました。

また、狭い林内における走行性能が高い林業機械を選定することにより、オペレーターは伐採・搬出作業を全て機械に乗ったまま可能となり、安全性の向上、林業労働災害の撲滅にも役立つ取り組みであると考えています。

北欧製ハーベスタ※1

北欧製フォワーダ※2

※1 従来チェーンソーで行っていた立木の伐倒、枝払い、測尺玉切り※3の各作業を一貫して行う自走式の高性能林業機械
※2 玉切りされた木材を荷台に積んで運搬する自走式の高性能林業機械
※3 原木を一定の長さにカットすること

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の推進

日本における家庭部門のCO_2排出量は増加傾向に歯止めはかかったものの、依然高い水準にあります。国は、2021年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」や「第6次エネルギー基本計画」等において、「2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保※1を目指し、整合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げや、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する」や「2050年に住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す」政策目標を打ち出しました。

新築戸建注文住宅における
ZEH受注比率実績※3
（2021年度）

67.4%

ZEHとは、高い断熱性能、省エネ設備機器、そして太陽光発電システム等の「創エネルギー」設備を組み合わせることで、年間の一次エネルギー消費量が正味（ネット）でゼロ以下となる住宅です。

「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」や目標13「気候変動に具体的な対策を」だけでなく、目標3「すべての人に健康と福祉を」や目標12「つくる責任 つかう責任」等にも対応しており、ZEH普及は持続可能な社会の実現に貢献するものです。

住友林業は以前より、再生可能な自然資源であり、成長の過程でCO_2を吸収・固定する「木」を主要構造材に使用するとともに、風や太陽など自然の恵みを活かす独自の設計手法「涼温房（りょうおんぼう）」を取り入れ、一年を通して快適に暮らせる住まいを提供してきました。こうした「木の特性・自然の恵み」を活かすノウハウと、断熱性能の向上や省エネ設備の導入など「エネルギー消費を減らす」技術、創エネ・蓄エネ機器やHEMS※2など「エネルギーを賢く活かす」技術を融合し、家庭内のエネルギー効率を高めることで、居住時のCO_2排出量の削減を図っています。

中期経営計画サステナビリティ編では、新築戸建注文住宅におけるZEH受注比率の目標を掲げており、2021年度は67.4%となりました。
新築住宅において、建物や開口部のさらなる断熱性能の強化、太陽光発電システムの搭載を基本仕様とし、ZEHの普及を推進します。

※1 強化外皮基準への適合及び再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネルギー基準値から20%削減。
※2 Home Energy Management Systemの略。発電量や電気使用量を“見える化”する家庭用エネルギー管理システム
※3 Nearly ZEH、狭小ZEH Oriented、多雪ZEH Orientedを含む

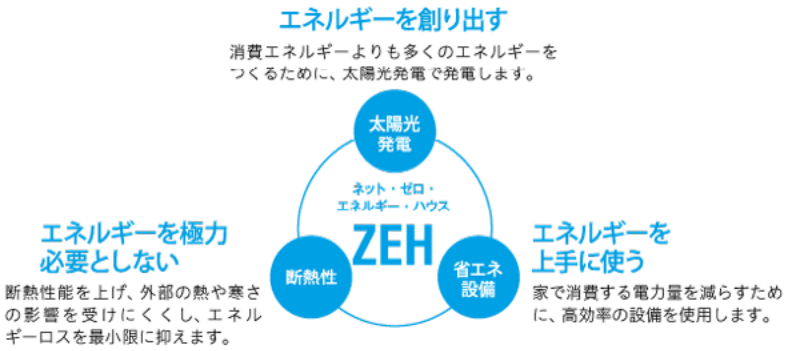

関連情報はこちら

「涼温房」の設計手法

住友林業グループ中期経営計画 サステナビリティ編2021の実績

断熱性に優れた木の家

木の熱伝導率を「1」とすると、コンクリートは約13倍、鉄は約440倍もあります。木は熱を伝えにくい断熱性に優れた素材です。さらに、住友林業では独自の基準による、高い性能の断熱材「グラスウール（高性能品）24K」を使用しています。

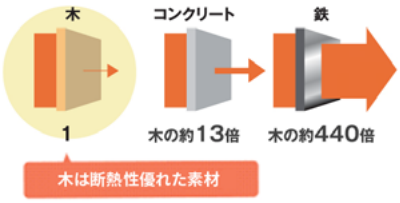

素材の熱伝導率比較

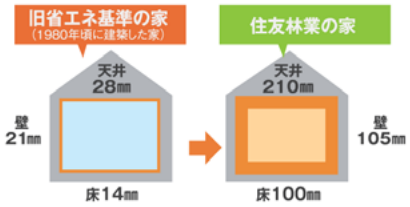

住友林業独自基準の断熱材

「360° TRIPLE(トリプル)断熱」の標準採用

住友林業では、戸建注文住宅（耐火仕様を除く）の断熱性能を強化した「360° TRIPLE断熱」を標準採用しています。高性能な「断熱材」に加え、断熱性の高い「構造材」と「窓」で建物全体を包み360° しっかり断熱し、経済的で快適な暮らしを実現します。

「360° TRIPLE断熱」は夏涼しく、冬暖かく、省エネルギー性能を高めた住まいです。国が進めるBELS（建築物省エネルギー性能表示制度）※の最高ランクである5つ星に標準で対応しています。

住友林業では戸建注文住宅についてBELSを全棟で申請しています。BELSは新築・既存の建築物の省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度で、建物の省エネ性能、資産価値を示す指標となります。BELSの全棟申請は大手ハウスメーカーでは初めての取り組みです。2021年度において、BELS認証率（本体着工時）は99.5%となりました。断熱性能を強化した住友林業の住宅は、BELSの評価書に裏付けされた確かな安心と快適さをお届けします。

※ 国土交通省が定めた「建築物の省エネ性能表示ガイドライン（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針）」に基づく第三者認証制度の一つ。制度運営主体は一般社団法人 住宅性能評価・表示協会。省エネルギー性能を客観的に評価し、5段階の星マークで表示する。「Building-Housing Energy-efficiency Labeling System」の略称

断熱性の高いガラスで、エネルギーロスを抑制

住まいの中で、一番熱損失が大きいのは窓です。夏は窓から入る熱を遮断し、冬は室内の暖気が窓から逃げないよう断熱することが大切です。住友林業では、もっとも熱のロスが大きい窓には、「アルゴンガス入りLow-E複層ガラス」を採用しています。これは複層ガラスの間に、空気より熱を伝えにくい「アルゴンガス」を封入し、さらに特殊金属膜をガラスにコーティングしたものです。優れた断熱・遮熱性で、夏は窓から入る熱を遮断し、冬は室内の暖気が窓から逃げないようにしています。

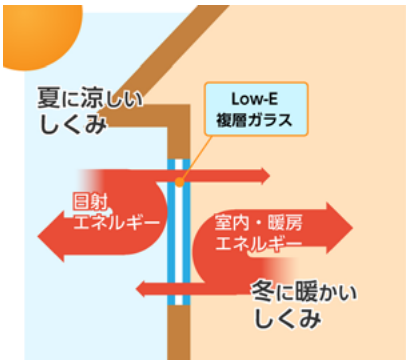

Low-Eガラスによる断熱イメージ

関連情報はこちら

> 住友林業の家の断熱性

W発電

住友林業では、太陽光発電システムとともに、家庭用燃料電池「エネファーム」の設置も推奨しています。このW発電により、毎日の生活に必要な電気を自宅でつくることができます。さらにHEMSで住まいのエネルギー消費量を上手に管理することで、ゼロ・エネルギーの家（ZEH仕様）を実現します。

エネファーム ＋ 太陽光発電システム

発電もする給湯器

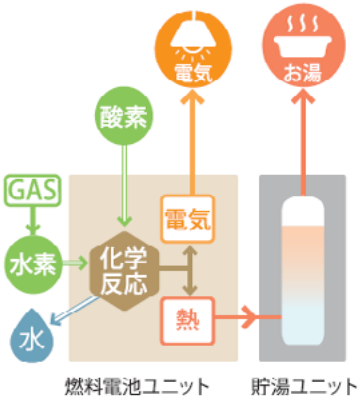

発電の際に発生する熱と水。その熱を無駄なく回収して給湯や床暖房に利用できるので一次エネルギーの利用効率が大幅にアップします。

太陽光発電システムとエネファームを組み合わせることで、それぞれ単体よりも光熱費やCO_2排出量を削減。電気の使用量が比較的少ない日中はエネファームでつくった電気を使い、太陽光発電システムで発電して余った電気を売電すれば、さらに経済的です。

環境配慮機器の搭載率推移（受注棟数ベース）※1 ※2

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
太陽光発電システム	51%	56%	57%	68.9%
エネファーム	35%	36%	27%	25.5%
エコワン※3	16%	17%	15%	19.4%
環境配慮機器搭載率	72%	75%	70%	78.2%

※1 2020年度の集計期間は2020年4月から2020年12月
※2 2019年度以前の集計期間は各年4月から翌年3月
※3 電気・ガスのハイブリッド給湯・暖房システム

リフォームによる性能向上

住友林業ホームテックでは、省エネリフォームを推進しています。断熱性能の向上と合わせて、省エネ効率の高い設備機器の設置を提案し、暮らしの中で消費するエネルギーを減らし、環境負荷低減を実現するとともに、生涯光熱費を減らす新しい暮らし方を提案しています。

断熱改修を行うことで、ヒートショックによる健康面でのリスクを低減させることもできます。

また「耐震改修」提案も引き続き注力しております。特に新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワーク環境の整備をはじめ「我が家時間」を充実させるための快適で安全な住まいづくりのニーズが高まる中、昨今、断続的に発生する地震への対応を踏まえた耐震・構造補強工事を積極的に進めております。

「断熱」「省エネ」「耐震」各性能を向上させることで、「既存住宅の長期優良住宅化」や「長期優良増改築認定基準」適合に積極的に取り組んでいます。

住友林業ホームテックでは、2021年度を目標年度とした中期経営計画サステナビリティ編2021において、「環境配慮型リフォーム受注率向上」を目標に掲げました。

2021年度は、一般物件（住友林業の家のオーナー以外）における耐震工事・構造補強工事・断熱改修工事・スマート商材設置工事の4つの合計受注割合60%を目標とし、実績は58.9%となりました。

蓄電池においては、太陽光発電システムを搭載されている「住友林業の家」のオーナーを対象として、「太陽光＋蓄電池（iedenchi-NX）」のレジリエンスリフォームのメリットをお伝えするセミナーやキャンペーンを展開しています。キャンペーンは非対面見積可能、セミナーはオンラインも実施するなど、新型コロナウイルス感染拡大防止策も充実させています。

環境配慮型リフォームは、自然災害時の備えにもなり、今後ますますニーズが高まると考えています。

住宅・建築事業におけるカーボンストック

木は製品となってもCO$_2$を炭素として保持し続けるため、木造住宅を建てることは、都市に森をつくることだと言われています。2021年度の住宅建設や木化事業に使用された木材によるカーボンストック※1は国内で19.3万t-CO$_2$になりました。住友林業グループは、山林や都市のカーボンストックを増やし、脱炭素社会に貢献しています。

※1 新築戸建住宅・賃貸住宅・木化事業で使用した実際の木材使用量を樹種別に分け、各々の比重を基に炭素含有量を算出し、CO$_2$固定量を計算

2021年度の国内の住宅建設や木化事業に使用された木材によるカーボンストック

海外における環境配慮型住宅の販売

豪州のヘンリー社は、省エネ性能基準のエナジー・レイティング※1の5スターを他社に先駆けて自社標準仕様とするなど、同国住宅業界の省エネ性能向上の取り組みをけん引してきました。住友林業グループに加わった後は環境への取り組みをさらに加速させ、同国における大手ビルダーとして初の一般顧客向けゼロ・エミッション・ハウス※2の開発を実現させるなど、環境負荷低減のための様々な取り組みを行っています。

また、豪州ではコスト等の理由から、日本の住宅では一般的な複層ガラスの普及が進んでおらず、新築住宅でも8割以上は単板ガラスが用いられています。このような中、同社は2018年以降、ビクトリア州の住宅ビルダーとして初めて複層ガラスを標準仕様としており、住宅のエネルギー効率性能を高めています※3。

さらに、気密性能向上の取り組みにおいても業界をリードしてきました。2019年に実施した検査では、同社が建築した住宅は豪州の住宅の平均よりも約3倍の高い気密性能を持つという結果が得られました※4。これは、平均的な住宅の冷暖房に必要となるエネルギー量の約25%分を節約することができる水準です。

ヘンリー社は環境性能の向上だけでなく、居住者の健康に配慮した住宅の開発においても先進的な取り組みを行っています。同社は住宅内部の空気質改善のために、建設コストや光熱費を抑えつつ換気を行うシステムを開発。さらに、オーストラリア国立喘息評議会の助言のもと主な建材や仕上げ材の見直しを行い、超低VOC※5の内装塗料を採用。コストの上昇を抑え高い品質を保ちつつ、住む人の健康を守る住宅の提供を実現しています。

換気システム開発の様子

VOC含有率の低い塗料

※1 豪州における建物内の冷暖房に対するエネルギー負荷を評価する指標で、断熱材や窓、建物の種類や大きさ、向き、立地する気候帯が評価項目。現在は6スターが標準仕様
※2 従来の住宅より70%以上の省エネ効果が期待できる環境配慮型住宅
※3 複層ガラスは単板ガラスと比較して熱還流率が35%程度低く、住宅の断熱性能を向上させる効果がある
※4 ヘンリー社の住宅の平均値が5.9ACHであるのに対し、豪州の住宅の平均は15.4ACH（ACHは内外気圧差が50Paのときの1時間あたりの漏気量を表す指標で、数値が低いほど気密性が高いことを表す）
※5 VOC（揮発性有機化合物）は常温常圧で大気中に揮発する有機化学物質。多くの建築塗料や接着剤にも含まれており、飛散量が多い場合はシックハウス症候群等、人への健康被害をもたらす恐れがある

CO_2見える化に係る研究開発

住友林業は、木造建築や木質材料のもたらす「公益的価値」を明らかにし、その木の価値を高めて脱炭素社会の実現に寄与していくため、原材料の調達から加工、輸送、建築、解体、廃棄に至るCO_2排出量（エンボディード・カーボン）、建物運用時のCO_2排出量（オペレーショナル・カーボン）、そしてその両者を合わせたライフサイクルCO_2（$LCCO_2$）の見える化や計算方法、またCO_2固定量の評価方法などの研究を推進しています。

CO_2の見える化については、建築計画の段階において簡便に評価することができ、構造種別のCO_2排出量の比較検討や木材の炭素固定量の評価もできるよう、データの整備・計算手法の確立に向けて研究開発に取り組んでいます。

また、2019年に竣工した「筑波研究所　新研究棟」において、屋上の太陽光パネルによる創エネと再生可能エネルギー燃料である木質ペレットを利用した空調システム、昼光利用・自然換気などの自然エネルギー利用により、運用時のCO_2排出量の削減を実現しており、効果検証を引き続き実施することでさらなる削減を目指します。今後、研究所内での様々な取り組みを通じ、さらなるCO_2排出量の削減を目指します。

気候変動への対応

気候変動への適応

基本的な考え方

近年、地震や津波、台風による大規模自然災害が増加し、経済へ甚大な被害をもたらすとともに、それにより、社会及び私たちの生活を脅かす事態も発生しています。

住友林業は、安心・安全な住宅の提供を通じて、多くの人々の命や暮らしを守ることに貢献したいと考えています。

気候変動に適応した社内体制づくり

防災対策室の取り組み

震災や気候変動に伴い増加する風水害に備え、住宅・建築事業本部では「災害対策要綱」を整備し、住宅を引き渡したお客様などへの対策と行動指針を定め、迅速かつ的確な災害対策を講じるようにしています。その一つとして、防災対策室にて平時より有事に備えた防災対策の実施を各支店・各社に対して指示しており、有事が起った際は当該部門・関係会社を指揮し、災害による被害を最小限に抑えるべく、取り組んでいます。

2021年の活動として、2月に発生した最大震度6強の福島県沖地震においては被災支店と協力し、お客様への安否連絡と被害を被ったお客様の住宅の点検を実施し速やかな復旧着手を支援しました。また西日本を中心に発生した8月大雨においては被災支店への対応指示と災害対応備蓄品を投入し、応急対応をサポートしました。

IoT活用による災害復旧支援サービスの開発

「状況把握に時間がかかる」という災害時の課題

日本は地震が多い国ですが、近年では気候変動による自然災害の激甚化に伴い集中豪雨や台風などによる被害も多発しています。日本における自然災害による被害額は1991年から2018年の合計で4,466.3億ドルに達しています※。

大きな災害ほど復旧に時間がかかるのはもちろん、被災状況の把握も長期化する傾向にあります。2016年4月に発生した熊本地震では、二次災害を防ぐために行政が行う建物の応急危険度判定だけでも、完了までに約1.5ヵ月を要しました。「対応のために必要な情報が得られない、時間がかかる」など被災者の不安の声は強く、復旧を急ぐ上でも大きな課題となっています。

※ ルーバン・カトリック大学疫学研究所災害データベース(EM-DAT)より中小企業庁作成

センシング技術により被災住宅のデータを迅速に収集

住友林業ではこのような課題に対して、被災後の速やかな復旧を促すサービスの開発を進めています。2017年より、住友林業の解析技術を活かしたIoTサービス、具体的にはセンサーで建物の状況を計測・収集・分析する実証実験に取り組んできました。複数のセンサーを住宅に取り付け、地震の揺れの大きさや浸水状況などをデータとして取得、ネットワークを介して収集し、分析するものです。筑波研究所の膨大な木造住宅耐震実験データ等と組み合わせることで高い精度での分析が可能となります。

住宅の内壁に取り付けられたセンサー

関東圏で始まったこの実証実験は、2021年12月までに全国93ヵ所に展開しました。2022年度はサービス提供に向け判定精度をさらに高めていく他、大量のデータを確実に収集・処理できるよう、インフラの整備に取り組み、災害時にお客様の安心・安全を守るための新たなサービスとして、早期の実用化を目指しています。

データ収集のしくみ

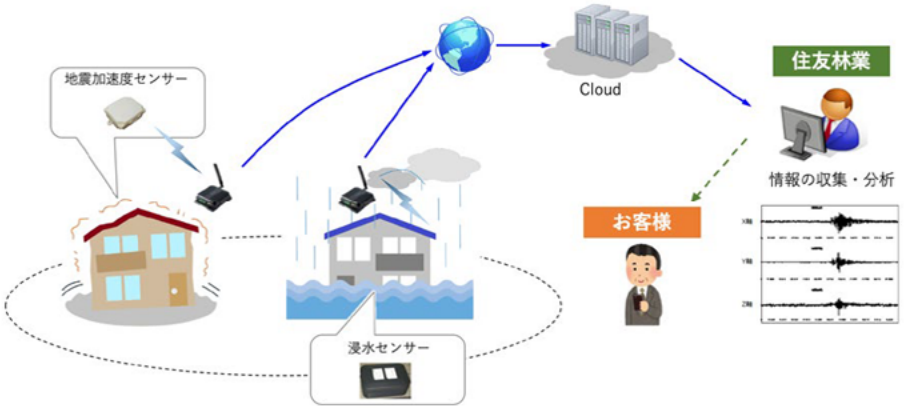

被災したお客様と地域の速やかな復旧をサポート

センサー設置により住宅の被害状況を遠隔で確認できれば、被害状況の迅速な把握・報告や復旧工事の手配などお客様に必要な支援が速やかに取れます。これまで担当者が一軒一軒目視で確認していた「時間がかかりすぎる」課題や、大きな災害では「そもそも現地に近づけない」といった課題もクリアされます。

また収集したデータを二次活用することで、多くの人びとの安心につながる新たなサービスを開発することも可能です。例えば、損害保険会社と連携し、保険金の支払いに必要な損害鑑定を迅速化することで、より早い生活再建をサポートできます。

また、お客様や自治体へデータを提供して応急危険度判定などの二次災害の防止に役立ててもらう、さらにはデータの分析結果を基に、耐震性や耐久性を高める技術開発も促進されます。

収集したデータの活用例

気候変動に適応した住宅の販売

地震・台風・火災にも強い「住友林業の家」

住友林業の木造住宅は、独自の「BF構法」が特長です。これは、一般的な柱の約5倍の太さの主要構造材を強力な金属で固定する構法で、高い耐震性・耐風性を備えています。3階建て住宅の実物大モデルを使用した耐震実験では、東日本大震災クラスの地震や、繰り返し襲ってくる余震にも耐えられることを確認しています。また、2019年に首都圏に大きな被害をもたらした台風15号（最大瞬間風速57.5m/秒）をはるかに上回る、最大瞬間風速88m/秒にも耐えられる高い耐風性能も備えています。さらに、防火性においても、「省令準耐火構造の住宅」に標準仕様で対応。火災保険料の水準は鉄筋コンクリート造（RC造）や鉄骨造と同等となっています。

抜群の建物強度を誇る独自の「BF構法」で居住者の安全を確保し、太陽光発電システム・雨水タンク等の設備や充実した備蓄スペースで、万一ライフラインが遮断されても復旧までの一定期間生活を続けられる機能を備えています。加えてネットワークカメラ付きテレビドアホンを選択すれば、ワイヤレスカメラで室内を確認することができ、災害時に外出先からも自宅の状況が確認できます。また、備蓄スペースの確保では日常生活で所有物の整理にも役立ち、オリジナル造り付け家具は震災時の転倒防止で安全を確保するとともに室内を調和の取れたすっきりとした空間にすることができます。

災害に強く、日常の快適性も高めた「BF構法の住まい」

「自宅での避難生活」という考え方

大規模な災害では、災害発生時には無事だった一方、避難所生活によるストレスで体調を崩してしまうようなケースが少なくありません。また、電気や水などの生活ライフラインの復旧にも時間がかかります。

そこで重要なのが、自宅を避難場所とする「自宅での避難生活」という考え方です。

災害発生の後も自宅での生活が可能となるよう、住友林業では耐震性の高いBF構法の住まいに、ZEH性能を基本に様々な備えを施します。ZEH仕様の高い断熱性能により外気温の影響を抑えた省エネルギーな生活を可能にしながら、太陽光発電システムをはじめ、家庭用燃料電池、蓄電池システム等による電力確保を実現します。さらに強風対応のスレート屋根や、漏電による火災発生を防ぐ漏電火災報知器、停電時に懐中電灯としても使用できるホーム保安灯、断水時に生活用水として利用できる雨水貯蓄タンク等様々なレジリエンス対応仕様で「自宅での避難生活」に対応しています。

こうしたZEHの特性は、災害時だけに役立つものではなく普段の生活においても、断熱性の高い建物と省エネ性能の高い設備機器により、快適な暮らしを送りながらも、使用エネルギー量を削減してくれます。また、木を使った高断熱な住友林業のZEH は、冬場のヒートショックや起床時の血圧の上昇を抑える効果がある等、住む人の健康も守る住まいです。

レジリエンスの強化

住友林業の家はこれまでも木の特性を活かす技術や、数々の実験に裏付けられた性能により、想定外ともいわれる自然災害に力を発揮してきました。災害発生後も自宅での避難生活が、よりスムーズにできるよう、レジリエンス部材を推奨設定としています。

レジリエンス強化の3つのポイント

- 「地震に強い」BF構法
- 「火災に強い」省令準耐火構造（外部からのもらい火はもちろん、耐火性の高い壁・天井材やファイヤーストップ構造で室内からの延焼を防止）
- 「雨や風に強い」万が一の災害に備え、強風対策仕様の屋根施工と災害用基礎水抜きスリーブを設定

2020年にはレジリエンス性能向上のために以下の仕様を推奨設定としました。

- 雨水タンク
- スレート屋根の強風時仕様
- 災害用基礎水抜きスリーブ（床下浸水、床上浸水時、基礎に溜まった水を排水するためのスリーブを設けることで水害時初期のリカバリーが可能に）
- ホーム保安灯（普段はナイトライトとして、停電時は保安灯として利用。非常時は取り外して携帯電灯として使用）
- 漏電火災警報器（万が一漏電が発生した場合、警報音にて異常を知る音が可能）

今後もお客様が安心していただける安全な「住友林業の家」を提供していきます。

気候変動への適応に対応する実証実験

「グリーンインフラの高度化に関する実証実験」を開始

地球温暖化による気候変動で都市部でのヒートアイランド現象や、ゲリラ豪雨による浸水被害が社会課題となっています。自然が有する機能を活用するグリーンインフラの整備が解決策の一つとして期待されていますが、臨海エリアでは強風が海水を巻き上げることによる植物への塩害や倒木被害も多発しています。これらの課題に対応するため、屋上緑化分野の開発で利用した貯水槽付き植栽トレイを用い、「耐潮性及び耐風性がある植物の選定」と「雨水や灌水の余剰水を効率的に利用するための植物育成法」を検証する実証実験を2021年10月より開始しました。本実証実験は、公益社団法人2025 年日本国際博覧会協会と大阪商工会議所が公募した「2025年大阪・関西万博の会場である夢洲での実証実験」で採択されました。

今回の検証結果を活かし都市部や臨海エリアでの自然共生を可能にするだけでなく、高度化したグリーンインフラ技術を通じ社会課題の解決に取り組んでいきます。将来的には木造建築物と豊かな緑による環境木化都市を実現させ、脱炭素社会の実現に貢献していきます。

気候変動への対応

事業活動に伴うエネルギー使用&再エネ導入

事業活動に伴うエネルギー使用＆再エネ導入

住友林業グループにおける2021年度のエネルギー消費量は2,878,334MWh※となり、前年並みの消費量となりました。発電事業以外の事業のエネルギー消費量については、様々な省エネ活動によりエネルギー消費量の減少に努めています。また、2021年度の再生可能エネルギーの導入率は74.5%です。

※ マテリアルバランスにおけるエネルギー投入量は環境省「環境報告ガイドライン」に基づきTJの単位で算出。いずれも同じエネルギー使用量から算出

過去4年間のエネルギー消費量及び再生可能エネルギーの導入推移

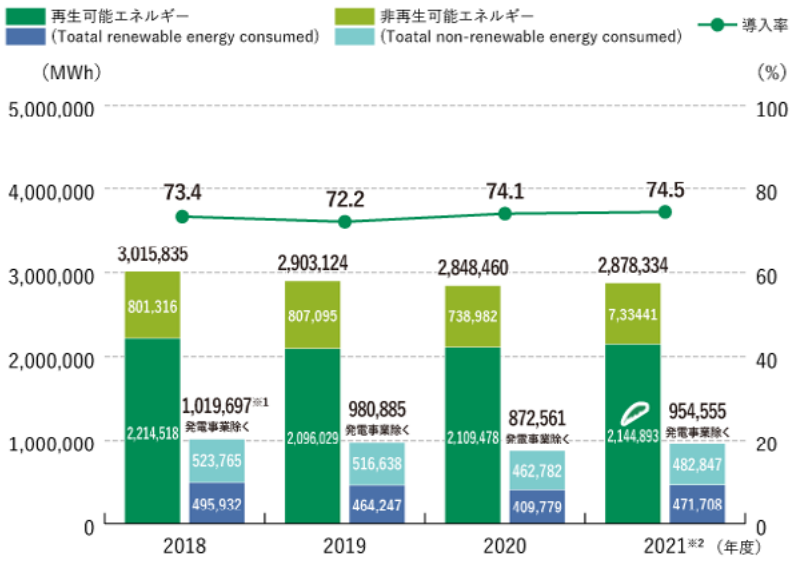

※ 2020年度以降の集計期間は各年1月から12月、2019年度以前の排出量の集計期間は各年4月から翌年3月

関連情報はこちら

› 再エネ利用100%を目指し、RE100へ加盟

› （第三者保証マーク）について

気候変動への対応

事業活動に伴う温室効果ガス排出

GHGプロトコルに基づくスコープ別温室効果ガス排出量

住友林業グループは、2012年度より、国際的に広く用いられている温室効果ガス算定基準「GHGプロトコル」に準拠したスコープ別※の数値を把握しています。住友林業グループでは、近年の再生可能エネルギー需要増加に鑑み、2011年にバイオマス発電事業に参入しました。連結子会社である紋別バイオマス発電所は、スムーズな運転とメンテナンスのために補助燃料として石炭を利用しているため、営業運転開始2016年度から当社グループのスコープ1・2排出量は大幅に増加しました。2021年度のスコープ1・2排出量は、2020年度並みの実績となっています。事業別でみると、国内工場・発電事業が56.7%、海外工場が30.8%を占めています。

また、スコープ3については、2013年度に算定を始め、2015年度と2017年度に算定対象を大きく広げました。その中でも特にカテゴリー11「販売した戸建住宅の居住時の排出」の与えるインパクトが大きいことを認識しており、住宅・建築事業ではZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）普及に努め、居住時のCO_2排出量の削減を図っています。

今後も、SBTによる目標達成に向け、一層の温室効果ガスの削減に努めていきます。

※ GHGプロトコルでは、以下の分類で温室効果ガス排出量を開示することを求める
スコープ1：自社での燃料使用などによる温室効果ガスの直接排出。 例）社有車のガソリン使用に伴う排出量
スコープ2：購入した電力・熱による温室効果ガスの間接排出。 例）オフィスの電力使用に伴う排出量
スコープ3：サプライチェーンの温室効果ガス排出量。 例）販売した製品の使用時の排出量

関連情報はこちら

SBT（Science Based Targets）の策定

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の推進

スコープ1・2排出量の推移※1

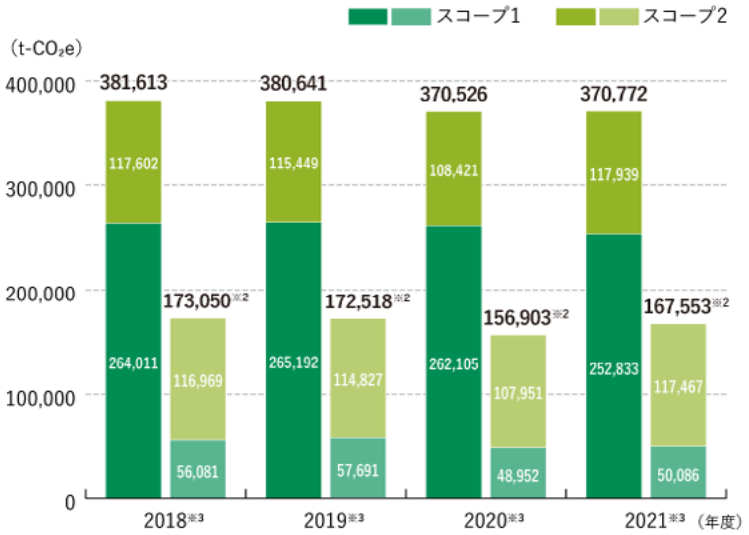

※1 保証対象は発電事業を含むスコープ1及びスコープ2排出量
※2 発電事業（紋別バイオマス発電所、八戸バイオマス発電所）の数値を除く
※3 2020年度以降の総排出量の集計期間は各年1月～12月、2019年度以前の排出量の集計期間は各年4月から翌年3月

関連情報はこちら

› （第三者保証マーク）について

スコープ1・2の事業別内訳（2021年度）

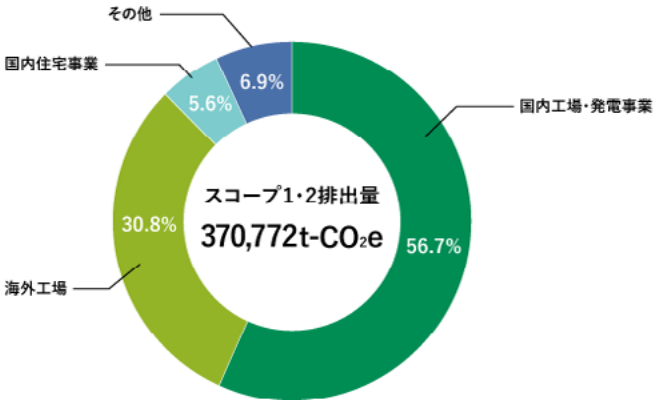

スコープ3のカテゴリー別排出量

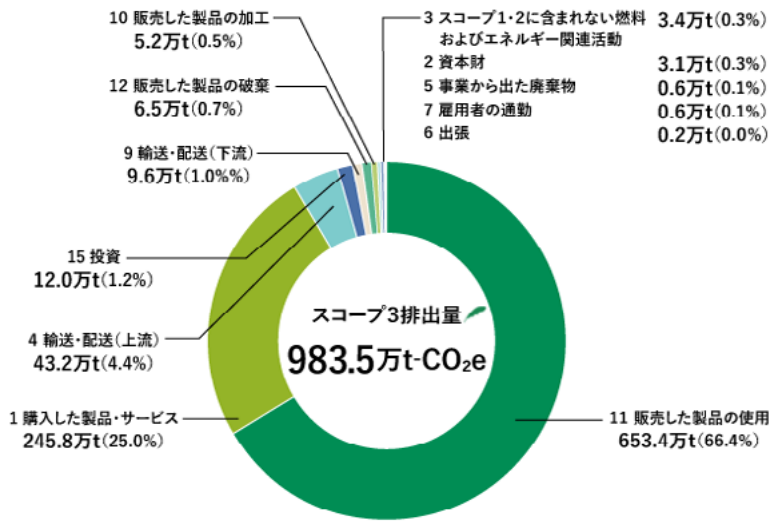

関連情報はこちら

> （第三者保証マーク）について

スコープ3のカテゴリー別排出量（3ヵ年）

（万t-CO_2e）

カテゴリー	当社算定対象	2019年度※2	2020年度※2	2021年度※2
1 購入した製品・サービス※1	自社が購入した製品・サービスの上流の排出	213.0	216.0	245.8
2 資本財	購入した設備等の上流の排出	3.5	4.0	3.1
3 スコープ1・2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動	購入した燃料・電力・熱・水の上流の排出	2.9	3.3	3.4
4 輸送、配送（上流）	① 購入した製品・サービスのサプライヤーから自社への物流に伴う排出及び、自社が費用負担している①以外の物流サービスに伴う排出	44.5	41.0	43.2
5 事業から出る廃棄物	廃棄物の処理とその輸送時の排出	0.7	0.6	0.6
6 出張	従業員の出張（交通機関での移動・宿泊）に伴う排出	0.3	0.3	0.2※3

カテゴリー	当社算定対象	2019年度※2	2020年度※2	2021年度※2
7 雇用者の通勤	従業員の通勤に伴う排出	0.5	0.6	0.6※4
8 リース資産（上流）	（上流のリース資産（オフィスビル、重機、車両、設備等）の使用時の排出はスコープ1及び2に計上）	-	-	-
9 輸送、配送（下流）	販売した製品の輸送時の排出	10.3	9.9	9.6
10 販売した製品の加工	販売した原木の合板への加工時及び販売した製材品のプレカット加工時の排出	4.3	4.1	5.2
11 販売した製品の使用	販売した戸建住宅の居住時の排出	643.7	658.0	653.4
12 販売した製品の廃棄	販売した戸建住宅の解体・廃棄時の排出	5.0	5.5	6.5
13 リース資産（下流）	（リース先は住友林業グループ内のみであり、当社グループのスコープ1及び2に計上）	-	-	-
14 フランチャイズ	（対象外）	-	-	-
15 投資	投資先の排出（当社持株比率分）	11.4	11.5	12.0

※1 2019年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）を適用。2021年度は「収益認識に関する会計基準」の適用範囲を見直し、スコープ3カテゴリー1の算定方法を再度修正（2019年度、2020年度の値については遡及修正）
※2 2020年度以降の総排出量の集計期間は各年1月～12月、2019年度以前の排出量の集計期間は各年4月から翌年3月
※3 2021年度は算定に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に伴う影響を反映するため、出張費用の減少率を適用
※4 2021年度は算定に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に伴う影響を反映するため、出社の減少率を適用

2021年度企業活動に伴う温室効果ガスの排出

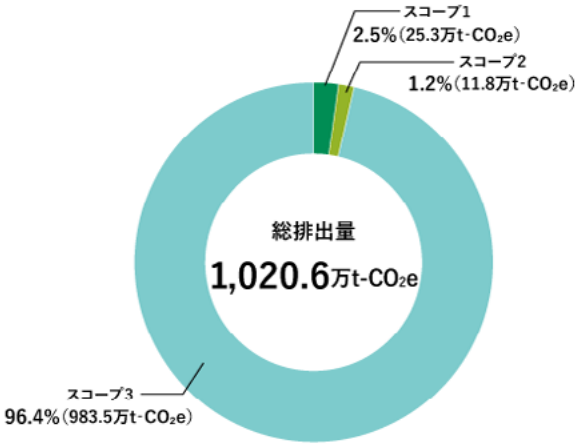

※ 2021年度の総排出量の集計期間は2021年1月～12月

関連情報はこちら

温室効果ガス排出量集計の範囲と方法について

（第三者保証マーク）について

温室効果ガス排出量の削減

各事業所での低燃費車の導入を推進

国内グループ会社の全事業所では、2019年度よりガソリン車の標準設定を廃止し、低燃費車の導入を進めています。2021年に導入した社有車383台のうち、362台を低燃費車としました（低燃費車の導入比率94.5%）。併せて、業務上車両を運転する社員を対象にJAF（一般社団法人 日本自動車連盟）が主催するエコトレーニングへの参加を促しています。

また、電力使用量の削減にも取り組んでいます。住宅・建築事業本部では、オフィスをフリーアドレス化して効率的に利用することで、電力使用量を削減しているほか、展示場などへの太陽光発電システムやLED照明の導入を進めています。

今後も、長時間労働の削減などを実施して社員の意識向上を図るなど、温室効果ガス排出量の削減を進めていきます。

輸送に伴う温室効果ガス排出量の削減

改正省エネ法では貨物の輸送に関して、荷主※1は「エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減する」ことが求められています。住友林業と住友林業クレスト、住友林業フォレストサービスは国への報告が義務付けられている「特定荷主（年間の貨物輸送量が3,000万トンキロ※2以上）」に該当しています。そのため、住友林業は輸送に伴うエネルギー消費原単位※3を前年度比1%以上削減するように年度単位で目標設定しています。また、住友林業クレスト、住友林業フォレストサービスでも前年度比でエネルギー消費原単位を減らすように目標設定しています。

2020年度の住友林業のエネルギー消費原単位は前年度比で110.4%、住友林業クレストは110.1%でした。住友林業フォレストサービスは109.5%でした。

今後はさらに、積載効率向上やトラックから鉄道や船舶輸送へのモーダルシフト、建築資材の配送の帰り便を利用した廃棄物輸送など、輸送業者と協力してCO_2排出量削減に取り組んでいきます。

※1 省エネ法上の「荷主」とは、自らの事業に伴う貨物を継続して輸送業者に輸送させる者のこと
※2 貨物輸送量（トンキロ）＝貨物重量（トン）×輸送距離（km）
※3 住友林業、住友林業フォレストサービスは取扱量、住友林業クレストは売上高による原単位で実績を管理

輸送に伴うエネルギー使用量・排出量・エネルギー消費原単位（2020年度実績）

	エネルギー使用量（原油換算）	CO_2排出量	エネルギー消費原単位
住友林業	1,581kL	4,208t-CO_2	0.00192kL/m^3 （前年度比110.4%）
住友林業クレスト	1,854kL	4,926t-CO_2	0.000063kL/千円 （前年度比110.1%）
住友林業フォレストサービス	1,751kL	4,697t-CO_2	0.00067kL/m^3 （前年度比109.5%）

効率的な配送システムの構築

住友林業は、複数メーカーから集める「住友林業の家」の資材を、全国約30ヵ所にある中継センターに集め、混載して配送するシステムにより、輸送過程で排出されるCO_2排出量の削減を図っています。

物流事業のホームエコ・ロジスティクスでは、住友林業グループの住宅事業を中心に物流業務を受託し、資材メーカーや住宅メーカー、ビルダー、建材流通店に対しても積極的に効率的な物流業務の提案を行っており、2021年12月現在、住友林業グループを除く物流業務の受託先は約70社を数えます。また、倉庫内作業の効率化・在庫管理の合理化提案を主眼としたコンサルティング業務も実施しており、2021年度はコロナ禍で新規受託はありませんでしたが、前年からの継続案件として1社の建材納材店について業務を実施しました。

今後は住宅着工棟数減少による荷量不足が予想されるため、複数の企業による共同配送にも積極的に取り組んでいきます。

気候変動への対応

温室効果ガス排出量集計の範囲と方法について

2021年度の集計期間は2021年1月～12月です。

温室効果ガス排出量に関わるバウンダリー（対象組織範囲）

当レポートで掲載する温室効果ガス排出量は、特別な注記が無い限り、国内外の連結子会社及び実質的な経営の意思決定への影響力のある関係会社が集計の対象となっています。なお、スコープ別の対象組織範囲及び算定範囲は下記のとおりです。

- スコープ1・2・3
- 国内外の連結子会社及び実質的な経営の意思決定への影響力のある関係会社

※ スコープ3については、2017年度から、算定範囲を従来の日本国内から住友林業グループに拡大

関連情報はこちら

› 対象会社一覧

集計対象となる温室効果ガスの種類

当レポートで集計している温室効果ガスの種類は、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素です。なお、ハイドロフルオロカーボン類は排出量が微量（1%未満）であるため、集計対象外としています。

スコープ1排出量

国内及び海外における温室効果ガス排出量は、地球温暖化対策推進法に規定された熱量換算係数及び炭素排出係数、バイオマス発電所で測定した熱量換算係数を用いて算出しています。

製造工場でエネルギー利用している廃棄物（木くず、廃プラスチック）、木質ペレットについても熱量換算し、地球温暖化対策推進法に規定されたCH_4、N_2O排出係数を用いて温室効果ガス排出量（CO_2e）を算出しています。

スコープ2排出量

国内における購入電力の使用に伴う温室効果ガス排出量は、地球温暖化対策推進法に規定された電気事業者ごとの排出係数を用いて算出しています。なお、2021年1月～12月実績は、「2022年提出用電気事業者の排出係数」を用いて計算しています。

購入熱の使用に伴う温室効果ガス排出量は、地球温暖化対策推進法に規定された排出係数を用いて算出しています。

海外における購入電力の使用に伴う2021年度の温室効果ガス排出量は、International Energy Agency（IEA）が発行する「IEA Emission factors 2021」における国ごとの最新（2019年）の排出係数を用いて算出しています。ただし、米国のキャニオン クリーク社についてはマーケットベースの排出係数を使用しています。

関連情報はこちら

環境省温室効果ガスの算定・報告

スコープ3排出量

カテゴリ1　購入した製品・サービス

■木造戸建住宅の施工時　外部委託分

Σ（住宅1棟あたりの現場施工時エネルギー使用量×エネルギー源別排出係数）×当年度完工棟数のうち外部委託分

■自社が購入した製品

Σ（販売製品の調達量または売上高×物量・金額あたり排出原単位）

海外における住宅販売会社について：国内住宅における売上高原単位を算出し、海外各社の売上高に乗じて算出

木材・建材を扱う国内外関係会社について：木材建材事業本部における木材・建材それぞれの売上高原単位を算出し、関係会社の売上高に乗じて算出

なお、収益認識に関する会計基準の早期適用に伴い、木建事業本部の売上高のうち他の当事者によって提供される財またはサービスを手配する場合の手数料金額のみを売上高として認識するものについては、2019年度から排出量算定の対象外としています。

カテゴリ2 資本財

Σ（全グループの会社別資本財調達金額×産業部門別排出原単位）

カテゴリ3 スコープ1、2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動

■調達

Σ（エネルギー・水使用量×エネルギー源別排出原単位）

■小売店からの輸送

※ 工場などの事業場での使用分が対象

Σ（エネルギー使用量（重量換算）×推定輸送距離×トンキロ法燃料使用原単位×排出係数）

※ 輸送シナリオに基づき算出

カテゴリ4 輸送、配送（上流）

■国内輸送

Σ（各工場の調達量×推定輸送距離×トンキロ法燃料使用原単位×排出係数）＝
荷主分の輸送に係る排出量（省エネ法報告値。ただし廃棄物輸送分を除く）

※ 廃棄物の輸送はカテゴリ5に含む

■海上輸送

Σ（輸入製品の調達量×調達国からの海上輸送距離×船舶輸送の排出原単位）

カテゴリ5 事業から出る廃棄物

Σ（廃棄物種類別排出量×廃棄物種類別・処理方法別排出原単位）

カテゴリ6 出張

全グループの従業員人数×出張時の排出原単位

カテゴリ7 雇用者の通勤

■交通手段：電車・バス

全グループの従業員人数×通勤時の排出原単位

※ 通勤時の排出原単位：国内グループの通勤時排出量から算出

■交通手段：自動車

全グループの従業員人数×自動車通勤時の排出原単位

※ 通勤時の排出原単位：住友林業単体の自動車による通勤費用を当年度平均ガソリン単価で除算。さらにガソリン燃焼時の排出係数を乗じて算出
※ 持ち込み車両による通勤時の排出はスコープ1に含む

カテゴリ9 輸送、配送（下流）

■販売した合板・繊維板等の置き場渡し

Σ（販売数量×推定輸送距離×トンキロ法燃料使用原単位×排出係数）

※ 輸送シナリオに基づき算出

カテゴリ10 販売した製品の加工

■合板加工・プレカット加工

Σ（原木・製材の販売数量×加工時の排出原単位）

※ 当社が過去に実施したLCA調査に基づく原単位

カテゴリ11 販売した製品の使用

■居住時の排出量

Σ（住宅1棟あたりの年間エネルギー使用量×エネルギー源別排出係数）×居住年数×当年度構法別・地域別完工棟数

※ リフォームを事業とする関係会社（住友林業ホームテック株式会社）のスコープ1及び2の排出量と一部ダブルカウントになる可能性があるため、「改修」に関わる排出量を除く
※ 住宅1棟あたりのエネルギー使用量（電力・都市ガス）：
国内：国立研究開発法人建築研究所「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」を用いて算出
海外：政府公表の州ごとの燃料・電力エネルギー消費量を世帯数で割った平均値

カテゴリ12 販売した製品の廃棄

■解体時の排出量

Σ（住宅1棟あたりの解体時燃料使用量×燃料種別排出係数）×当年度完工棟数

※ 住宅1棟あたりの解体時燃料使用量（軽油・ガソリン）：
当社モデルハウス解体時の燃料使用量について2006年に当社で行ったサンプリング調査をもとに推計

■廃棄時（輸送含む）の排出量

Σ（住宅1棟あたりの解体時廃棄物量×廃棄物別減量化率・最終処分率・再生利用率×廃棄物種類別・処理方法別排出原単位）×当年度完工棟数

※ 住宅1棟あたりの解体時廃棄物量：
2006年度の当社年間解体時発生廃棄物量を、2010年度当社標準プラン（床面積147m^2）の建物重量相当に換算して算出

カテゴリ15 投資

Σ（投資先企業のスコープ1、2排出量×当社の株式所有比率）

※ スコープ1、2排出量は投資先各社公表値または温対法公表値

持続可能な森林経営

持続可能な森林経営

基本的な考え方

森林には、木材を生産する供給機能の他、水源かん養、土砂災害の防止、地球温暖化の対策となるCO_2吸収・固定、生物多様性の保全、レクリエーションなど多様な公益的機能があります。

住友林業グループは、このような森林の公益的機能を保ちながら木材資源を永続的に利用するために、適正な管理のもと、持続可能な森林経営を国内外で進めています。また、川上の森林経営、川中の木材流通・製造、川下の木造建築の各事業において、国内外で、FSC森林管理認証、PEFC森林管理認証と相互認証できるSGEC森林管理認証の取得を推進しています。

国内森林事業において、社有林での木材生産により、収益性を追求するとともに、合法性を担保し、生物多様性や地域固有の文化等にも配慮した持続可能な森林経営を実践し、認証対象森林で100%※森林認証を取得、維持します。

※ 河之北開発への賃貸地及びその周辺の森林を除く

海外森林事業における新規森林取得については、下記の考え方のもと、実行しています。

1. 周辺の村落や地域社会と良好な関係が築かれていること
2. HCVA※1、HCSA※2、FPIC※3の実施を大前提とし、環境リスクが撲滅可能であり、過去に環境問題が認められない案件であること
3. FSC®-FM認証を取得していること（FSC-CW認証、PEFC認証も好ましい）
（FSC-C113957）

※1 High Conservation Value Assessment：希少動植物の生息場所など保護価値の高いエリアを特定するためや保全策を講じるための調査及び評価
※2 High Carbon Stock Assessment：森林の転換利用に際し、森林が固定している炭素量が著しく低下しないよう炭素蓄積量の高いエリアを特定し、開発を規制するための調査及び評価
※3 Free Prior Informed Consent：ある事業が先住民族などの土地・領域・資源などに影響を及ぼすおそれがある場合に、事前に先住民などと事業実施に関する情報共有を行い、合意形成を図ること

関連情報はこちら

› 住友林業グループ人権方針

森林管理と木材利用

2021年度森林管理・認証・施業面積

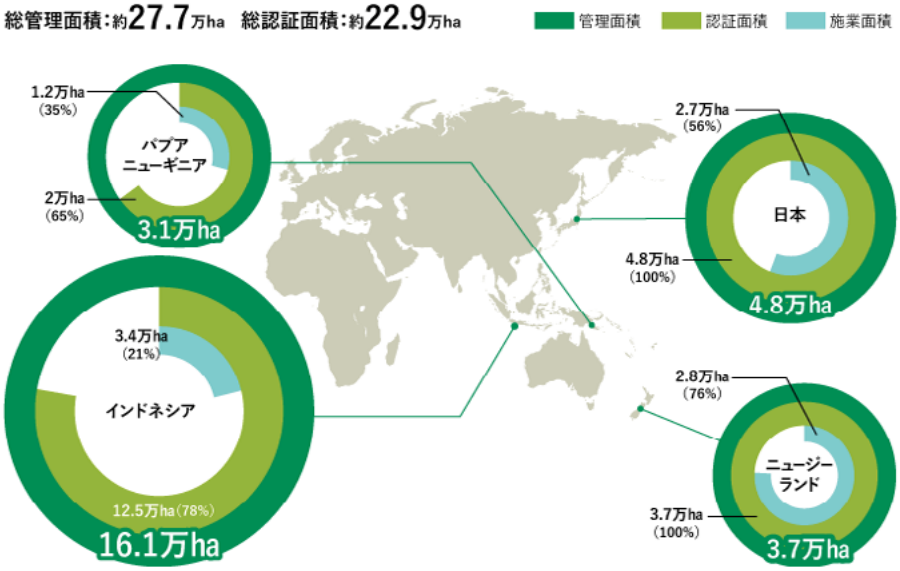

四国社有林

ニュージーランド植林地

パプアニューギニア植林地

インドネシア植林地

住友林業グループにおける森林管理・保有など面積

2021年12月末時点

国別状況	管理面積（ha）	認証面積（ha）	施業面積（ha）	森林認証制度※1	認証番号	認証機関	社会林業による延べ植林面積※3（ha）
日本	**47,965**	**47,736**	**27,161**	-	-	-	**0**
住友林業	47,965	47,736	27,161	JAFTA-010	SGEC	日本森林技術協会（JAFTA）	0
インドネシア	**161,068**	**124,890**	**34,057**	-	-	-	**8,594**
マヤンカラ・タナマン・インダストリ（MTI）	104,664	74,870	10,534	PHPL※2	015.4/EQC-PHPL/IX/2018	PT Equality Indonesia	0
ワナ・スブル・レスタリ（WSL）	40,750	40,750	11,451	PHPL※2	10-PHPL-006	PT Almasentra Sertifikasi	0
クブ・ムリア・フォレストリ（KMF）	9,270	9,270	5,688	PHPL※2	IMS-SPHPL-009	PT Inti Multima Sertifikasi	0
クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）	6,384	0	6,384	-	-	-	5,816
コペラシ・セルバ・ウサハ・アラス・マンデリ KTI（KAM KTI）	0	0	0	-	-	-	1,005※4

国別状況	管理面積（ha）	認証面積（ha）	施業面積（ha）	森林認証制度※1	認証番号	認証機関	社会林業による延べ植林面積※3（ha）
コペラシ・ブロモ・マンディリ KTI（KBM KTI）	0	0	0	-	-	-	1,330※5
リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）	0	0	0	-	-	-	443
ベトナム	**0**	**0**	**0**	-	-	-	**254**
ヴィナ・エコ・ボード（VECO）	0	0	0	-	-	-	254
パプアニューギニア	**31,260**	**19,920**	**11,618**	-	-	-	**0**
オープン・ベイ・ティンバー（OBT）	31,260	12,854	11,618	FSC®	NC-FM/COC-005600	Preferred by Nature	0
		7,066		FSC®	NC-CW/FM-003093	Prefferd by Nature	
ニュージーランド	**36,599**	**36,599**	**27,922**	-	-	-	**0**
タスマン・パイン・フォレスト（TPF）	36,599	36,599	27,922	FSC®	SGS-FM/COC-010806	SGS South Africa (Pty) Ltd	0
合計	276,892	229,145	100,758	-	-	-	8,848

※1 森林認証では、①法律や制度枠組の遵守、②森林生態系・生物多様性の維持・保全、③先住民・地域住民の権利の尊重、④森林の生産力の維持・向上などの項目を客観的な指標に基づき第三者が審査することで持続可能な森林経営が行われていることを認証

※2 PHPL（Pengelolaan Hutan Produksi Lestari）インドネシアの持続可能な生産林管理認証

※3 配布した苗木の実績本数と１ha当たりの植栽本数を用いて植林面積を算出。（1ha当たりの植栽本数は樹種毎に毎年計画される）

※4 【森林認証制度】FSC®【認証番号】SA-FM/COC-002083【認証機関】Soil Association

※5 【森林認証制度】FSC®【認証番号】SA-FM/COC-005493【認証機関】Soil Association

苗木生産・植栽：持続可能な森林経営の第一歩

持続可能な森林経営の第一歩として、優良苗木の確保を図ることが重要です。安定した優良苗木の生産が森林の適正な整備の推進につながります。住友林業では、いち早くコンテナ苗木生産の近代化に着手。適切に環境管理された施設栽培型の生産施設の運営等を通じて、森林資源の持続性と積極的な資源生産に寄与しています。国内では、2019年度、全国で6ヵ所目となる生産施設を福島県南会津町に開設し、年間190万本の苗木を生産できる体制を整え、自社社有林のほか、全国の国有林、民有林へ苗木を供給しています。海外では、インドネシアやパプアニューギニアで、植栽する苗木は自社で生産しています。また、ニュージーランドを含めたいずれの事業地においても、植栽、育林、伐採、そして再植林を行うことで、持続的な森林経営を行っています。

育林：適正な管理で森林の公益的機能を保持

住友林業グループは、国内で総面積約4.8万haの社有林を、海外で管理保有面積約22.9万haの植林地を管理しています。これらの森林で植林、下刈り、枝打ち、間伐など、育林のための適正な管理を実施することで森林の公益的機能の維持・向上に努めています。

2021年度末における住友林業グループの国内社有林のカーボンストック※は、1,361万t-CO_2（前年度比+13万t-CO_2）、海外植林地のカーボンストックは5,240万t-CO_2（前年度比＋28万t-CO_2）となっています。

※ カーボンストックの計算式
森林1ha 当たりの幹材積×バイオマス拡大係数×(1＋地上部に対する地下部の比率)×容積密度×炭素含有率×CO_2換算係数
幹材積や拡大係数などのパラメータは、国内山林、WSL、MTIは自社プロットデータに基づいており、OBT、TPFは各国の標準値等を参照している。なお、海外森林の保護林のうち、川、湖、道路等の非森林や蓄積が少ないエリア、WSL、MTIの劣化林等については、炭素固定量をゼロとしている

国内外の森林におけるカーボンストック

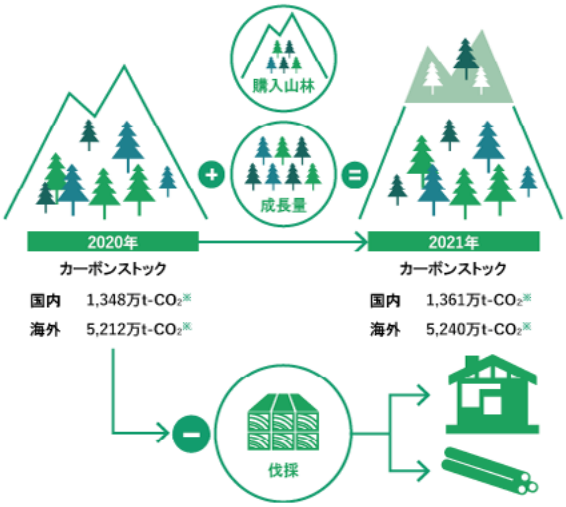

※ 当該年度末におけるカーボンストック

伐採・搬出：計画的な伐採により、木材製品の原材料を供給

住友林業グループが所有または管理する森林では長期的な伐採計画のもと、2021年度は、国内で約6万m^3、海外で約90万m^3の木を伐採しました。伐採された木は、製材・加工され、住宅や家具など様々な製品として供給されます。そして、例えば住宅の構造材であれば、数十年間使い続けられます。木造建築物や木材製品は、解体されるなど製品として役目を終えた後も、繊維板などの木質建材や製紙原料として再利用することができ、その間は吸収したCO_2を炭素として固定し続けます。また、最終的に木質燃料などとして燃やされた場合に放出されるCO_2は、木が成長する過程で大気中から吸収したものであり、木のライフサイクルの中では大気中のCO_2を増加させません。

関連情報はこちら

› 住宅・建築事業におけるカーボンストック

地拵・植栽：次の循環に向けて

育てた木を伐採して使うだけでは、木材製品となる森林資源は減少していきます。住友林業グループは、伐採後に必ず植林することで、持続可能な森林経営を推進しています。

2021年度は国内で160ha、海外で6,979haの植林を実施しました。 新たに植林された木々は、成長する過程でCO_2を吸収し、炭素を固定していきます。

持続可能な森林経営

国内森林資源の保全

基本的な考え方

日本では近年、全国各地でスギ・ヒノキなどの人工林の荒廃により、水源涵養などの森林の持つ公益的機能が損なわれることが懸念されています。木材価格の低迷から林業の採算性が悪化し、間伐などの適切な手入れができなくなっていることなどがその要因と言われています。林業を活性化させて森林の荒廃を防ぐため、日本政府は2025年までに木材自給率をおおむね50%まで高めることを目標にしています。住友林業としては、経営山林面積の拡大、スマート林業の導入、早生樹の増殖や植林・育林技術の開発、コンテナ苗木事業の拡大、ICTを活用したソリューションビジネスを推進しながら、日本政府の目標に貢献していきます。

住友林業社有林内訳

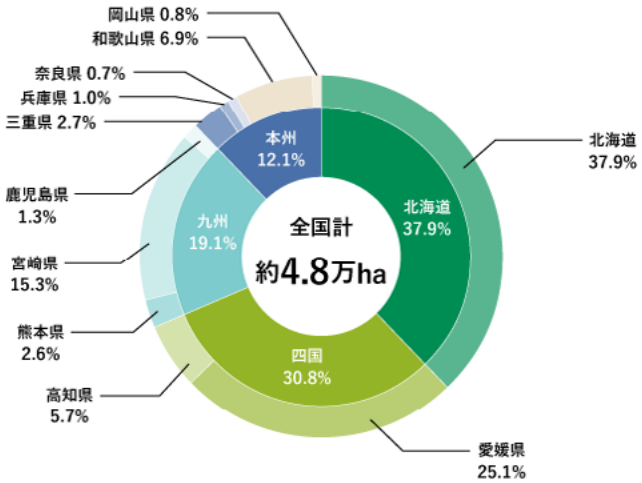

社有林管理を通じた森林資源の維持・拡大

住友林業は、国内に総面積約4.8万ha（国土面積の約800分の1）の社有林を保有しています。社有林は、木材生産を重視する「経済林」と環境保全を重視する「環境林」に区分しています。

住友林業では2006年に、日本独自の森林認証制度であるSGEC※1の森林認証を全社有林※2で取得し生物多様性の保全などを含め、社有林が適正に管理されていることを第三者から評価されています。森林認証の取得後に新たに購入した森林についても順次認証審査を受け、認証率は100%となっています。

施業においては、森林資源の維持・拡大を図るために、生態系など周辺の環境に配慮しつつ適正に間伐を実施しています。また、「適地・適木・適施業」を旨とした施業計画のもと、生産性の高い社有林経営を目指しています。

※1 「緑の循環認証会議」。持続可能な森林経営が行われていることを第三者機関が証明する日本独自の森林認証制度。生物多様性の保全や、土壌及び水資源の保全と維持など7つの基準に基づいて審査。2016年6月に国際的な認証制度であるPEFC※3森林認証制度との相互認証が認められたため、国際的な認知度が高まっている

※2 住友林業社有林のうち、グループ会社でゴルフ場を経営している河之北開発株式会社への賃貸地及びその周辺の山林は除く。新規に購入した山林は、翌年度に拡大審査を受けるため除く

※3 Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes。各国・地域で作成された認証基準を国際的に共通のものとして相互承認する国際的NGO。55ヵ国の森林認証制度がPEFCに加盟し、うち47ヵ国の森林認証制度が相互認証されている（2021年9月末現在）

社有林の分布・面積（2021年12月末現在）

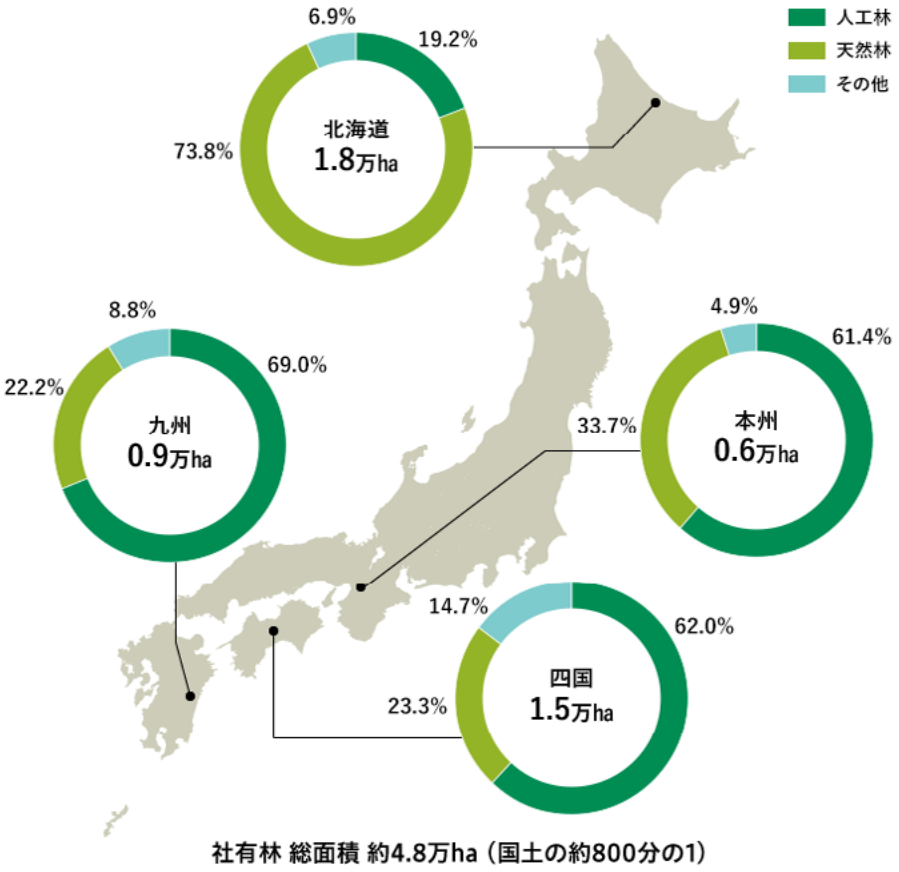

社有林 総面積 約4.8万ha（国土の約800分の1）

林業活性化に向けた取り組み

地方創生につながるコンテナ苗木生産

地方創生の一環として、有効活用しきれていない森林資源の整備や林業再生に取り組む自治体が増えています。また、戦後植林されたスギ、ヒノキやカラマツは収穫期を迎え、近年、皆伐面積が増加しています。皆伐後の再造林面積の増加に伴い、苗木の安定供給体制の整備が望まれますが、生産者の減少などにより今後、供給不足になることが予想されています。

住友林業では、いち早くコンテナ苗木生産の近代化に着手。独自に研究開発した生産技術を活用し、適切に環境管理された施設栽培型の生産施設の運営等を通じて、森林資源の持続性と積極的な資源生産に寄与していきます。

具体的には、2012年に宮崎県日向市に環境制御型苗木生産施設を開設したのを皮切りに、北海道紋別市でも施設を整備しました。施設内の温度や湿度などを管理することで、通年での生産が可能となり、従来の露地育苗と比べ、単位面積あたりの生産量が飛躍的に増加しています。2016年度に岐阜県下呂市、2017年度には高知県本山町、2018年度には群馬県みどり市、2019年度には福島県南会津町に生産施設を開設しました。全国で年間190万本の苗木を生産できる体制を整えました。

また、自社設備における生産だけでなく、2020年度には生産を委託する方式を岐阜県内で展開し、2021年度には住友林業が技術提供を行う方式を鳥取県日南町で展開しました。苗木生産にかかる人材の雇用や新たな技術の開発・普及などの分野でも地域の自治体と連携し、地方の活性化に寄与していきます。

全国に広がる住友林業の苗木づくり

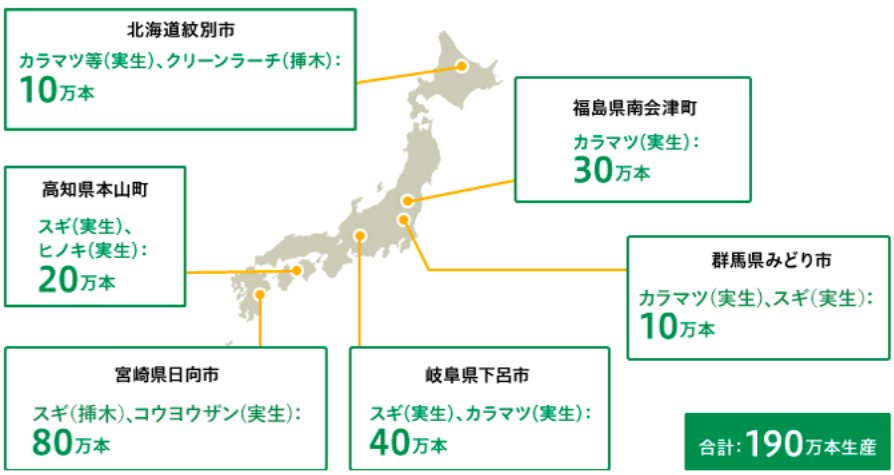

早生樹林業の取り組み

住友林業では、近年注目が高まっている早生樹林業への取り組みを始めました。早生樹とは、スギ、ヒノキと比較して成長が早く短い伐期で収穫が可能な樹木のことで、コウヨウザン、センダン、ヤナギなどがあります。

日向山林事業所では、熊本県内や宮崎県内の社有林において、コウヨウザンの試験植栽を実施しています。成長量の調査などを通じて、下刈回数の低減やスギとの成長比較をモニタリングし、新たな植栽樹種としての可能性を検討しています。

その他、燃料材に適した成長の早い広葉樹の試験植栽などについて、山林部と筑波研究所が協力し試験に取り組んでいます。

コウヨウザン

植栽作業の労働負荷軽減に向けた林業用運搬ドローンの開発

スギやヒノキなどの植栽作業では、作業者が約10kgもの苗木を背負い運んでいます。特に日本では傾斜地が多く、作業者への労働負荷が大きく、労働力の確保が困難な状況になっています。

そこで住友林業では、農業分野で実績のあるドローン製造・販売会社と共同で苗木を運搬するドローンの開発を進めてきました。複雑な地形や厳しい気象状況において、安全にドローンを飛行させ、また、苗木を確実に荷下ろしする実証試験を住友林業社有林で繰り返し実施しました。試験を踏まえて、様々な改良を加え、2020年度に林業用苗木運搬ドローン「森飛（morito）」として、全国に販売を開始しました。

販売活動を進めていく中で、苗木だけではなく、近年増加が見られる獣害対策に使用する資材など、重量物の運搬についても、現場ニーズの高まりがあることが分かってきました。そこで林業用資材の運搬を見据えた改良を進めるなど、林業界全般における労働環境の改善に取り組んでいます。

林業用運搬ドローン「森飛（morito）」

林業用路網設計支援ソフト「FRD」の発売

国内林業においては、林道や森林作業道の整備が不十分である場合が多く、そのような場所では、森林の管理や伐採した木材の運搬をスムーズに行うことができません。現在、森林に林道や森林作業道を整備する際には、紙の地形図上に手書きで線形案を作成した上で現地へ向かい、線形案の通りに路網開設が可能かを繰り返し検証するのが一般的です。この線形案の作成と現地での確認・検証作業は、個人の勘や経験に頼る部分が大きく、多大な時間と労力が掛かっているのが実情です。

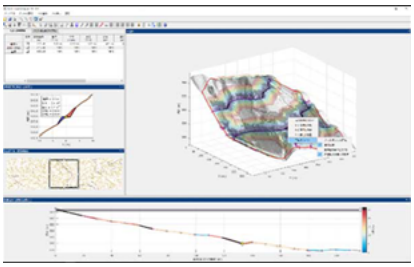

自動設計画面（イメージ）

本ソフトは、航空レーザー計測等で得られた精密な地形データを活かして林道や森林作業道などの林業用路網を設計するために用います。最大の特徴は、操作画面上で出発地と目的地を入力することで、線形を自動的に設計できる「自動設計」の機能を備えていることです。この機能では、事前に設定した縦断勾配や曲線半径などの条件、幅員・作業コストなどのパラメータに基づき、線形案を作成できます。また、ソフト上で危険地形を意識できるようにしており、計画の時点で崩壊のおそれのある箇所など回避したい箇所がある場合は、回避箇所を設定することでそれを反映した安全な線形の設計が可能であるなど、実務上必要な機能を多く備えています。ソフト上で設計した路網の線形案を基に現地の踏査を行うことで、効率的な現地確認作業が可能となります。

ウインチアシスト型林業作業機械 「テザー」の普及展開

住友林業は、日本キャタピラー合同会社、株式会社サナースと共同で開発したウインチアシスト型作業機械テザーについて、2022年度は林野庁の助成を活用し、機械の改良と日本各地の林業事業体での実証を行う予定です。

テザーを用いた作業風景

引き続き、機械を活用し、傾斜地での林業の安全性向上や環境に配慮した林業の実現に取り組んでいきます。

リモート式下草刈り機械の林業向け改良と普及展開

全国森林組合連合会および農林中央金庫と共同で、林業用リモート式下草刈り機械の実証実験を行っています。

リモート式草刈り機械の作業風景

従来の手持ち式の下草刈り機から、植栽時の地拵えや下草刈り作業の労働負荷を軽減するとともに、リモート式にすることにより、労働安全性を高めています。再造林促進と担い手確保につなげることが目的で、海外製の下草刈り機械の改良や施業方法の工夫を含めた実験を繰り返し、2022年度での実用化と普及を目指しています。

持続可能な森林経営

海外における森林管理

基本的な考え方

SDGsなど持続可能な取り組みへの関心が高まる中、住友林業グループは、地域社会や環境に配慮した森林事業を展開しています。木材を生産するための植林地である「経済林」の管理、生態系の保全やCO_2の吸収・固定を担う「保護林」の保全、それらをとりまく「地域社会」との共生を通じて、広域の環境を維持したうえで、木材の安定供給と地域の経済発展に貢献します。

2021年度の海外管理森林面積等（面積単位：ha）

国	植林事業名	管理面積	施業面積	2021年植林面積	2021年伐採面積
インドネシア	マヤンカラ・タナマン・インダストリ（MTI）	104,664	10,534	2,238	2,815
	ワナ・スブル・レスタリ（WSL）	40,750	11,451	1,820	2,311
	クブ・ムリア・フォレストリ（KMF）	9,270	5,688	0※	0※
	クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）	6,384	6,384	1,295	235
	小計	161,068	34,057	5,353	5,361
パプアニューギニア	オープン・ベイ・ティンバー（OBT）	31,260	11,618	370	250
ニュージーランド	タスマン・パイン・フォレスト（TPF）	36,599	27,922	840	753
合計		228,927	73,597	6,563	6,364

※ 2022年上期より伐採と植林を開始

海外における森林管理

住友林業グループは、「産業植林」「環境植林」「社会林業」の3つのアプローチで植林事業を展開しています。木材を生産し、植林木の原材料供給を増やすことを目的とした「産業植林」では、管理する土地を適切にゾーニング（区分）することで、貴重な生態系の保全と植林事業による地域社会の発展を両立する事業を目指しています。

さらに、環境保全を目的とした「環境植林」も実施しています。そのままでは森林の成立が難しい土地で積極的に植林することで、森林面積の拡大や森林が持つ生態系サービスの機能発揮による環境保全への貢献を目指しています。また、周辺地域住民の協力を得ながら、地域社会にも植林による経済効果がもたらされる「社会林業」にも取り組んでいます。

海外植林地の分布・面積（2021年12月末）

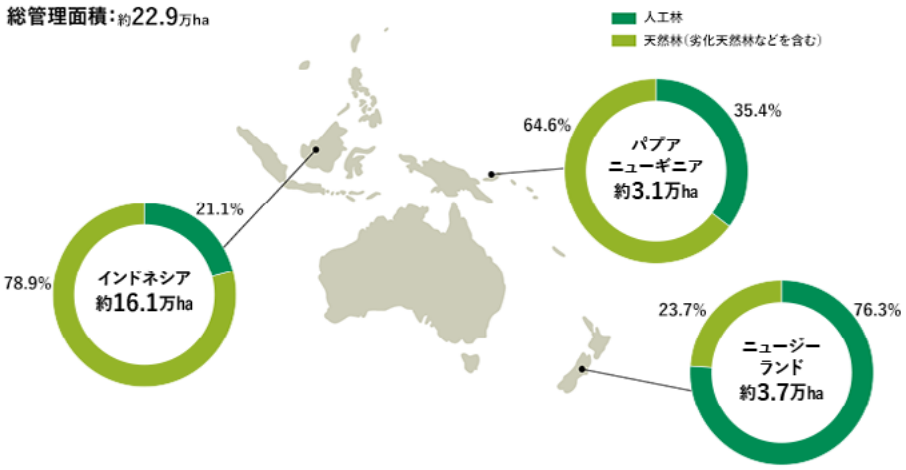

森林認証制度を活用した持続可能な植林事業

オープン・ベイ・ティンバー（OBT）社が管理する約30,000haのうち、3分の2を占める約20,000haにおいてFSC®森林認証を取得しています※。年間400haの植林を目標とし、地域社会・環境と調和した持続可能な森林経営を実践していきます。2021年度の植林実績は370haでした。

また、タスマン・パイン・フォレスト（TPF）社が管理する全エリア約37,000haにおいてFSC®-FM認証を取得しています。2021年度は約840haの植林を実施し、地域社会・環境と調和した持続可能な森林経営を実践していきます。

※ OBT：CW認証FSC-C019117、FM認証FSC-C103694、TPF：FM認証でFSC-C132002

インドネシア西カリマンタン州における植林事業（産業植林）

住友林業は、インドネシア環境林業省から「産業植林木材林産物利用事業許可※1」の発行を受けて、マヤンカラ・タナマン・インダストリ（MTI）社及びワナ・スブル・ レスタリ（WSL）社にて2010年から大規模な植林事業を展開しています。

背景

本事業の植林対象地は、1960年代から1990年代前半まで商業伐採が行われ、さらに違法な森林伐採や焼き畑が繰り返され、森林の荒廃化が進んでしまったエリアです。

このような土地で、経済的にサステナブルな植林事業を行うこと、一方で保護価値の高い森林は責任を持って保全すること、さらに事業を通じて地域住民に経済的な基盤を提供することは、ESGの観点において大変意義のある事業と考えています。

また本事業地は、地球規模の炭素循環、水循環に極めて重大な役割を果たしている熱帯泥炭地に存在しています。

持続可能な森林経営の推進

本事業を開始するにあたり、5年もの歳月をかけ、綿密な地形測量、また泥炭の分布や深さを把握するためのボーリング調査を実施しました。また、2012年に世界銀行のグループ機関であるIFC（International Finance Corporation：国際金融公社）とアドバイザリー契約を締結し、「保護価値の高い森林（High Conservation Value Forests：HCVF）※2」の考え方に沿って、IFCと共同で事業地内にて、土地利用計画の実施及び生物多様性や地域住民の生活への配慮などについて調査を行いました。調査報告書は第三者機関による査読も受けており、これらのステークホルダーからの貴重なコメントは事業計画に反映されました。さらに、2013年に、ステークホルダー（地域住民、周辺の企業、学識者、NGO、政府関係者）を招き、調査の内容と結果を共有するための公聴会を開催しました。インドネシア林業省が定めた持続可能な森林管理証である、PHPL認証（Sertifikat Pengelolaan Hutan Produksi Lestari）を取得しました。

事業を開始して以来、従業員が一丸となって地道な努力を継続してきた結果、1年間を通して地下水位を安定させる、独自の泥炭管理モデルを構築することができました。その結果、温室効果ガス排出や森林火災を抑制し、さらに水循環を適切に保つことで、地球規模の気候変動対策に大きく寄与することにつながります。本泥炭管理モデルは、成功事例として国内外で高く評価されています。

さらに、当エリア及び周辺には希少動植物が生息する生態系が島状に取り残されています。動植物を孤立させないよう、住友林業だけでなく隣接する事業体とも協力しながら生態系を一体的に保全することにも取り組んでいます。

2020年度には、WSL社とMTI社に隣接する植林地を取得し、住友林業100%子会社であるクブ・ムリア・フォレストリ（KMF）社を設立し、WSL社及びMTI社と一体的な事業運営や環境保全の取り組みを進めています。

住友林業グループは、熱帯泥炭地やそこに広がる泥炭生態系を貴重な自然資本の一つと捉えています。今後も産業植林と環境保全を両立した事業を行うことで、自然資本としての価値を高めていき、グローバルな課題の解決に貢献していきます。

※1 インドネシア政府から発行される、同国において産業植林を行うための事業許可

※2 森林の価値を考える際に、温室効果ガスの吸収源としての価値にとどまらず、絶滅のおそれがある希少な動植物の生息地であることや、水源の確保、土壌浸食抑制など自然の基本的なサービスを提供していること、地域住民の生活や文化に関係の深い土地であることなど、森林の持つ多面的な価値を一つひとつ客観的に抽出する方法

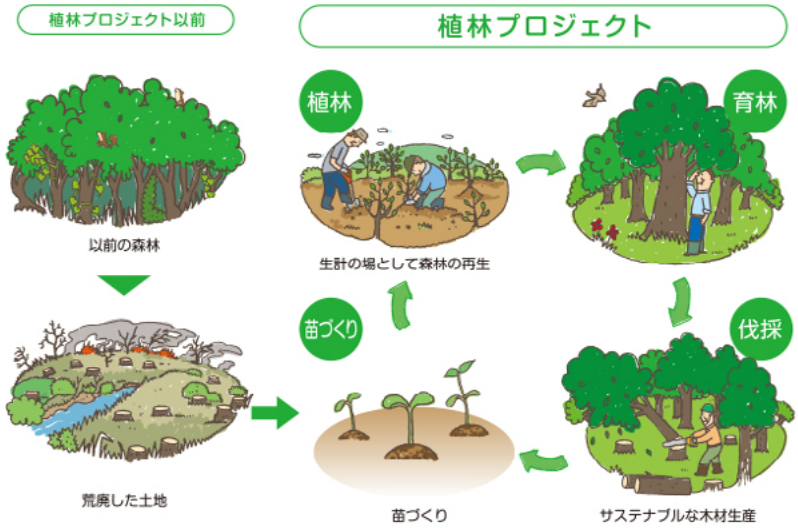

関連情報はこちら

海外植林地における生物多様性保全

「自然資本の価値向上」の歩み

2017年	• 泥炭地を持続的に管理する独自の水位管理技術を検証し、インドネシアにおける泥炭地管理モデルを確立することを目的として、パイロット・プロジェクトのMOU（基本合意書）をインドネシア環境林業省（森林研究開発庁）と締結した。期間は5年間。プロジェクトは環境林業省及び泥炭復興庁と協力して実施する。 • 先端的な優良泥炭管理事例として、インドネシア政府の要請を受けて2017年11月、ドイツ・ボンで開催された気候変動枠組条約締約国会議COP23において本事業の泥炭管理技術を紹介した。
2018年	• 2018年にはIFCの協力を得て、「苦情処理メカニズム（Grievance mechanism）」を策定した。 また、インドネシア大学と共に、事業地及び周辺を対象とした3年計画の社会調査を開始した。 • 2018年12月にポーランドで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議COP24において、泥炭管理技術を発表した。
2019年	• 8月に横浜で開催された第7回アフリカ開発会議にて、当社がWSL社泥炭管理や植林事業の取り組みについて発表を行った。「熱帯泥炭林は地球の肺だけでなく、地球全体に水を送り込む心臓でもある」と紹介した。 • 9月にニューヨークで開催された国連気候行動サミットのサイドイベントで、火災を予防する泥炭管理システムについて発表した。 • 12月にマドリードで開催された国連気候変動枠組条約第25回締約国会議（COP25）において、水位管理技術や希少生物の保全について発表を行った。
2020年	• 国連環境計画（UNEP）主催のGlobal Landscape Forumにおいて、泥炭管理は炭素排出の問題だけでなく、森林・農業・食糧問題として捉えるべきという当社の意見が、メインテーマとして取り上げられた。 • これまで培ってきた泥炭管理のノウハウについて論文の執筆を行い、また、国際泥炭学会編の泥炭管理専門書（2021年4月出版）の分筆を担当した。 • 国際機関であるIDH（The sustainable trade initiative）と共に、自然資本の評価手法や付加価値化についての協議を開始した。
2021年	• 11月にグラスゴーで開催された国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議（COP26）において、ジャパンパビリオン、インドネシアパビリオン、泥炭パビリオンの3つで発表を行い、熱帯泥炭地の管理技術、及び熱帯泥炭地が持つ自然資本価値とその評価・モニタリング技術を紹介した。

各施業地の森林火災対策について

インドネシア

従来、泥炭地※での植林は排水型の水位管理によって行われており、多くの排水路をつくり、土壌中の水を川へ排水することで、土地を乾燥させた上で植林を行っていました。しかし、土地を乾燥させると、泥炭土壌中の有機物が分解され、温室効果ガスが放出されることで地球温暖化を促進します。また、乾いた泥炭は一度燃えると、火は地下にまで及び、消火が難しく、大規模な泥炭火災にもつながってきました。

一方、WSL社とMTI社は貯水型の水位管理を行っています。まずゾーニングやインフラ整備計画に必要な精緻な測量や泥炭調査を行い、その結果にもとづいて、（1）希少価値が高く貯水機能も併せ持つ保護林や水辺林（2）植林ゾーンの影響を保護林に与えないようにする緩衝帯、（3）植林ゾーンを決定しています。

これまでの取り組みの結果から、泥炭の厚みのリアルタイムでの計測開始以降、日、週、月ごとといった短期間では収縮を繰り返しつつも、長期的には泥炭の厚みが減少していないことが明らかになっています。つまり、泥炭からの温室効果ガス排出を抑制し、火災対策にも貢献しています。

また、泥炭地の管理に必要なインフラ技術の開発も事業開始より継続しています。「シンプル・低コスト・容易なメンテナンス」をコンセプトとしており、インドネシアを含む世界の熱帯泥炭地で広く普及できる管理技術の確立を目指しています。さらに、住友林業の事業開始時のような膨大な量の調査に代わる手法として、ドローンやAIを活用してデータを収集・解析する技術の開発にも取り組んでいます。

アマゾン、コンゴ盆地、インドネシアといった主要な泥炭地の存在する地域は、世界で最も雨の多い地域です。泥炭地の土壌は8〜9割を水で占めており、熱帯林と泥炭地は、雨季に降る大量の雨水を地中にため込み、そして蒸発散を通して、大気中に水を送り込む役割を担っています。熱帯林と泥炭地による膨大な蒸発散がローカルにも、大陸スケールにも、全球スケールにも重要な水循環の機能を果たしている可能性があります。地球の水循環が崩れれば、異常気象を引き起こし、農業活動にも影響を及ぼし、さらには食糧問題にもなり得ます。泥炭地での事業を通じてこの事実をいち早く確認した住友林業は、2019年8月に横浜で開催された第7回アフリカ開発会議において発表を行い、地球全体に水を送り込む「地球の心臓」とも言える熱帯林と泥炭地を適切に管理する重要性を唱えました。

※ 泥炭地の定義：泥炭湿地を特徴づける泥炭土壌は、不適切な開発が行われると、大気中に温室効果ガス（二酸化炭素やメタンなど）を大量に放出することが知られている。当事業では、日本やインドネシアの学術機関との共同研究によって、開発による泥炭の分解とそれに伴う温室効果ガスの放出を最小限に抑える配慮を行っている

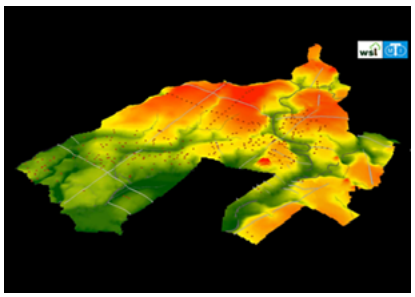

綿密なデータに基づく植林事業地のランドスケープマネジメント

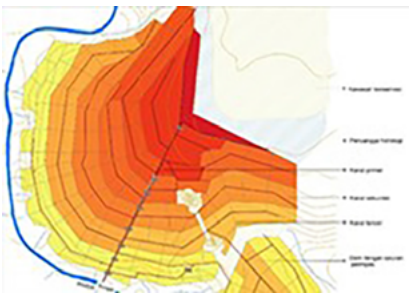

泥炭地水位のモニタリング

パプアニューギニア

オープン・ベイ・ティンバー（OBT）社では、防火帯の整備や林地残材の整理による植林地の失火延焼対策のほか、毎日の気温、雨量及び湿度の計測により火災発生危険度をモニタリングしています。危険度が高まった場合には、通常1日1回実施している施業地の巡視を、2回の実施に強化し、火災の予兆確認の徹底を図っています。これらの取り組みにより、2021年の火災発生件数は0件を達成しています。

ニュージーランド

タスマン・パイン・フォレスト（TPF）社では、ニュージーランドの消防庁であるFire and Emergency New Zealand（FENZ）、自治体、近隣の林業会社など各関係機関と連携し、近隣住民への啓発活動を継続的に実施するなどの防火対策を積極的に行っています。具体的には、火災発生のリスク度合いを示すFire Indexの掲示板の設置、地域住民向けの注意喚起リーフレットの配布、火災リスクが高まった際の消火用ヘリコプターの常時待機の仕組みづくり、消火剤の常備、Water Pond（貯水池）の適正配置・管理や、延焼防止のための林縁部の重点的な枝打ち、消火装置購入と訓練、パトロールの実施、林道の整備などを実施しています。また、火災リスクが著しく高い日は、伐採作業の時間制限・レクリエーション目的の入山の規制などの各種規制も実施しています。

持続可能な森林経営

コンサルタント事業

国内事例

森林ICTプラットフォームの自治体導入支援

国内林業では、先進的な地域においては、航空測量による森林資源量解析や、森林資源データ・システムの整備が進められている一方、多くの地域では森林資源情報の整備が十分でありません。そのような状況の中、住友林業はASロカス株式会社と共同で森林林業クラウドシステム「森林ICTプラットフォーム」を構築しました。「森林ICTプラットフォーム」は、高度な森林資源情報や、森林・林業に関わる様々な機能を搭載できる総合的なシステムであり、2013年度から全国の市町村・林業事業体を対象に提供しています。地域の特性に応じた森林・林業に関わる多様なデータや機能を搭載し、導入地域ごとに最適なカスタマイズを行って提供していることが大きな特徴です。2021年末までに16の自治体の導入を支援しました。

森林ICTプラットフォーム

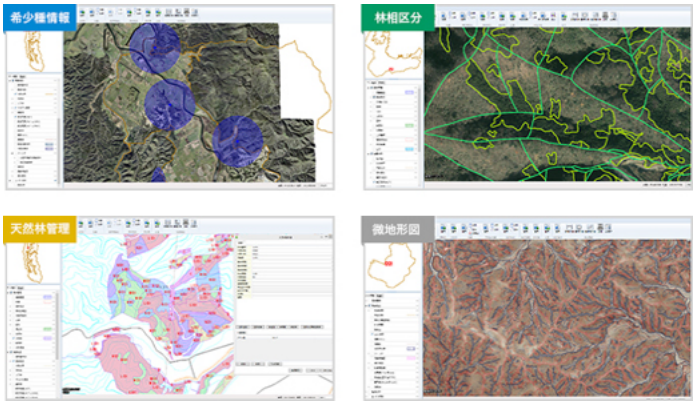

福岡県糸島市における「森林・林業マスタープラン」の作成支援

住友林業は、長年にわたる社有林経営で培った森林管理に関する豊富な知見を活かし、地方自治体などが行う森林整備や林業振興の計画作成にかかるコンサルティングを行っています。その一環として、2016年1月より、地域の森林資源活用に取り組む福岡県糸島市における「森林・林業マスタープラン」の作成支援を行いました。

同プランは、糸島市における適正な森林整備と市産材の有効活用に関する施策の根幹となるものであり、同市が推進する「ICTを活用した木材の市内活用型サプライチェーンの構築事業」の基本計画として位置づけられています。

マスタープランの作成方法としては、まず航空レーザー測量により市域の森林資源量を把握した後、森林が有する成長力や利便性、環境保全機能等に着目したゾーニングを実施。ゾーニングごとに森林の取り扱い方針を定め、伐採計画や産出された木材を運び出すための最適な路網計画を策定しました。さらにマスタープランに沿った施策を実行するための体制づくりを併せて検討しました。

現在は、林野庁の「林業成長産業化地域創出モデル事業」を活用して、計画の実行体制構築を支援しており、このマスタープランが地域の林業振興に貢献できるよう支援を継続していきます。

山口県長門市と林業成長産業化で包括連携協定締結

住友林業は山口県長門市と、同市における林業･木材産業の成長を促進し、地域経済を活性化させることを目的とした「林業成長産業化に関する包括連携協定」を2019年9月に締結しました。

長門市は2017年4月、林野庁から「林業成長産業化地域」に選定され林業の成長産業化を図ってきました。長門市林業・木材産業成長産業化推進協議会を立ち上げ、その下に各種部会を設置し林業活性化に向けて、地元の関係者や有識者による検討を重ねてきました。その結果、2020年7月には、長門市や地域の関係団体が中心となり、地域の森林管理を担う一般社団法人「リフォレながと」が設立されました。

住友林業と長門市が協定を結ぶことで、地域の原木生産量の増加、林業労働者の確保・育成、木材需要の拡大を目指します。また、長門市の山林を集約させることで効率的な森林整備を実施し、さらなる林業の成長産業化のため持続可能な森林経営を推進していきます。

2021年は、市産材の域内サプライチェーン構築の支援として、素材生産量の拡大、木材需要の確保について、現地実証・調査や提案を実施しました。

協定の概要

- 主伐・再造林の推進に関すること
- コンテナ苗の安定的な生産・利用に関すること
- コンテナ苗生産技術の開発・普及及び事業者育成に関すること
- 森林管理の中核となる組織の設立及び運営に関すること
- 森林資源量の把握及び森林所有者の意向把握に関すること
- 林業・木材産業におけるICTの導入・有効活用に関すること
- 森林施業における林業機械の導入・有効活用に関すること
- 森林所有者・林業事業体の意欲向上に資する経営手法に関すること
- 林業・木材産業の人材確保・定着支援に関すること
- 市内の製材所等と連携したサプライチェーンの構築に関すること
- 都市部も含めた市産材の需要拡大に関すること

岡山県西粟倉村・三井住友信託銀行と包括的連携協定の締結

住友林業は、岡山県西粟倉村・三井住友信託銀行と、林業を中心とする地域振興策の推進に向けた包括的連携協定を2020年8月に締結しました。

本協定での3者の役割は、森林信託契約を通じて、森林所有者から委託を受けた三井住友信託銀行に対し、住友林業は林業の専門家として森林管理手法や森林管理専門会社が行う施業の効率化、木材の販売促進等について経営サポートを行います。西粟倉村は行政の立場から支援や路網、森林情報等のインフラ整備の検討等を行います。

現在、日本の林業は森林資源が充実し、利用期を迎えている一方、木材価格はピーク時の4分の1まで下がり、森林所有者の意欲が減退し、森林管理・森林施業の担い手も不足している課題を抱えています。解決策として森林管理を地方自治体や意欲のある林業経営体に委託する動きが始まっています。森林信託はその方策の１つであり、今回締結する3者の得意分野を活かし、森林信託の取り組みを村内外へ展開していきます。さらには林業をベースとした地域活性化の推進に貢献します。

2021年は、西粟倉村、並びに森林管理専門会社である株式会社百森に対して、施業生産性の向上や流通コストダウンに関する調査・分析・改善提案を行いました。

協定の具体的な連携事項

1. 西粟倉村が進める林業及び林業を中心とした地域振興に関する事項
   （1）森林情報の利活用による森林管理の効率化と森林所有者への情報提供
   （2）環境に配慮した循環型林業の推進と村産材の供給力向上・需要拡大
   （3）森林を活用した新たなサービス産業の創出（特用林産含む）
2. 西粟倉村内の林業関連事業体の事業面、経営面に関する事項
   （1）林業関連事業体の森林所有者への各種サービス向上
   （2）林業関連事業体の森林管理・森林施業のコストダウンや素材の有利販売
   （3）林業関連事業体の経営体質強化
3. 森林信託導入及び普及に関する事項
   （1）森林信託普及に向けた課題抽出と解決策の検討
   （2）森林信託を活用した森林管理・森林経営手法の標準化
   （3）森林信託対象森林から産出される木材の有効活用
   （4）他地域への森林信託普及促進

本協定のスキーム

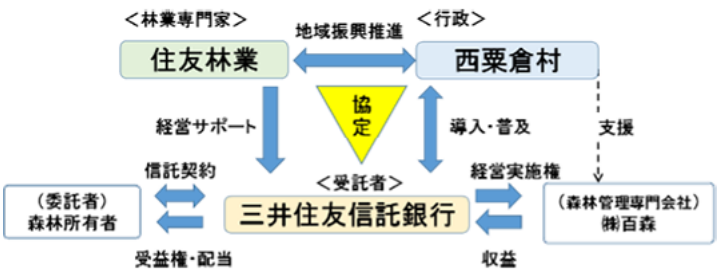

海外事例

森づくりに対する企業のニーズは多様化しています。近年は、事業を展開する海外の国や地域の森林への影響を緩和するために、また企業の社会的責任を果たすために、途上国での森林保全活動や植林活動を実施する企業も少なくありません。

住友林業は、国内外の森林経営で培ったノウハウを活かし、熱帯地域における荒廃地の修復、生物多様性の回復、地域社会との共生に配慮した植林・森林保全など、企業や団体へのコンサルタント事業を行っています。

三井住友海上火災保険株式会社のパリヤン野生動物保護林修復再生事業（環境植林・社会林業）

三井住友海上火災保険株式会社は2005年から、インドネシアのパリヤン野生動物保護林（ジョグジャカルタ特別州グヌンキドゥル県）において荒廃した森林の修復に取り組んでおり、住友林業はこのコンサルティングを行っています。

社会林業で配布する苗木を育成する地元の農業組合メンバー

第1期の活動として2011年3月までに350haの土地に約30万本の植林を完了しました。第2期の活動として2011年4月からは、「豊かな森林を地元住民が自主的に保護していく仕組みづくり」を目標に、地域住民の生計向上のための農業組合の組織化と農業指導プログラムや、地元関係者と共に保護林の管理方法を検討する組織の設置、地元の学校と連携した環境教育プログラムなどを支援してきました。第3期の活動として2016年4月からは「保護林内の木の少ない場所での追加植林」と「保護林周辺での地域住民による社会林業」の支援に加え、社会林業で配布する苗づくりを行っています。これらの活動が評価され、2020年9月、インドネシアの自然保護の日の関連行事において、三井住友海上火災保険株式会社は環境林業大臣から感謝状を授与されました。

また、この事業では、植林地や研修センターなどの関連施設を開放し、森林修復のノウハウや経験を積極的に公開しており、地元の小中学生や、森林、環境、教育分野などの研究をしているインドネシア国内外の学生や専門家、多くの政府関係者が訪問しています。

「熱帯泥炭地コンサルティング」と「質の高い炭素クレジット」の事業化に向けて

住友林業と株式会社 IHIは、「森林管理コンサルティング事業」と「自然資本の価値を最大化する持続可能なビジネスの開発」に向けた業務提携契約を締結しました。熱帯泥炭地を適切に管理するコンサルティング事業の実現に向けて協業を開始します。また、森林や土壌における炭素蓄積量など自然資本の価値を適切に評価することによる質の高い炭素クレジット※1の創出や販売に向けても連携していきます。

住友林業は国内外で培ってきた森林の管理技術やインドネシアでの熱帯泥炭地の管理技術、及び地上測定データの蓄積が大きな強みです。IHIグループは長年の宇宙開発で培った人工衛星データの利用技術や、気象観測・予測技術が強みです。両社の強みを合わせ、熱帯泥炭地の管理技術を世界中に広く普及させる手法を開発し、2022年にコンサルティング事業として展開を開始することを目指します。また、広大な森林が吸収する二酸化炭素量を高精度で評価しモニタリングする手法を開発します。気候変動対策としての炭素吸収の価値だけでなく、生物多様性や水循環の保全、地域社会への貢献といった「自然資本※2」としての付加価値を加えることで「質の高い炭素クレジット」を創出することも目指していきます。

※1 取引可能な温室効果ガスの排出削減量証明。排出量を企業間や国際間で流通するときに、クレジットとして取り扱われ、その取引単位は、1t-CO_2

※2 例えば森林が、二酸化炭素を吸収し、水をきれいにするように、価値のあるサービスを生み出すストック（資本）としての自然

持続可能な森林経営

社会貢献型植林活動

社会貢献型植林活動

苗木無償配布と丸太買い取り保証

KTI社とVECO社は、成長後の丸太を原材料として市況価格での買い取りを保証した上で地域住民に苗木を無償配布しています。KTI社は2015年11月に、地域住民の収入の安定に貢献すると同時に、地域社会の環境保全にもつながっているとして、インドネシア環境林業省より大臣賞を受賞しました。

大臣賞受賞を喜ぶKTI社現地スタッフ

苗木の提供本数

企業名	2021年度実績
KTI	55万本
VECO	33万本

地域住民との森林認証取得推進

KTI社は、地域住民と植林協同組合であるコペラシ・セルバ・ウサハ・アラス・マンディリ KTI（KAM KTI）※を組織。2008年に152haの植林地で最初のFSC®-FM認証を取得し、2015年には1,005haまで拡大。2017年1月には2件目となる認証を同じく植林共同組合であるコペラシ・ブロモ・マンディリ KTI（KBM KTI）※の206haにおいて取得し、2021年には、1,330haまで拡大し、原木の供給をKTI社に行っています。認証林面積は合計で2,335haとなり、認証材の供給量も増加することから、環境価値の高い製品の製造・販売をさらに強化していきます。

植林地風景

※ KAM KTI：FSC-C023796、KBM KTI：FSC-C133562

政府との協働による森林再生への貢献

住友林業は2013年より国際協力機構(以下、JICA)と協定を結び、ベトナム社会主義共和国（以下、ベトナム）ディエンビエン省で、森林の保全や荒廃地への植林等による森林管理活動に加え、森林への過度な依存を減らす生計向上支援を総合的に実施しています。同省は、ベトナムでもっとも貧しい地域の一つで、住民による農地の拡大や野焼きなどにより森林荒廃が深刻化していました。しかし、発電用ダムが点在するなどベトナム全域における重要な水源地であることを考慮し、同省に対してJICAが実施する森林を守る組織づくりと保全活動、植林、果樹や野菜の栽培支援、魚や家畜の飼育サポートなどの支援の一部を行っています。住友林業が約7年間の支援活動を行ってきた本プロジェクトは2020年度をもって終了し、現地住民に累計で約4.5万本の苗木を無償提供するなど、同地域で森林再生・保全に取り組み、6ヵ所で、約29haの森林再生を行いました。

家畜の放し飼いの習慣がある同省では、植林した苗木が家畜の食害を受け、十分に活着・成長しないことが課題となっていました。そこで、住友林業は保護柵を導入した植林モデルを推進。従来の植林モデルより苗木の生存率が高くなり、保護柵付きの植林モデルの有効性を実証しました。これらの成果が同省農業農村開発局に認められ、2018年10月に同省より表彰されました。

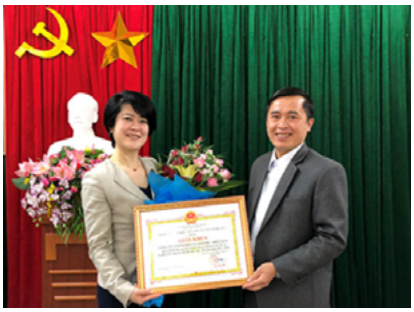

表彰式風景

持続可能な森林資源の活用

持続可能な森林資源の活用

木材・建材事業の取り組み

環境配慮型合板「きこりんプライウッド」の販売促進

住友林業グループでは、合板など、木質ボードの輸入商品の調達のうち、森林認証材・植林木を使用した製品の割合を目標設定し、その拡販に努めてきました。中でも FSC認証またはPEFC認証を受けた森林の木材や、持続生産可能な植林木を製品の50%以上使用しているJAS合板は、「きこりんプライウッド」として販売し、その売上の一部は、インドネシアで実施している植林事業に投入してきました。森林認証材の採用、また植林木を50%以上使用した環境配慮型商品である点が評価され、2018年9月12日に第1回エコプロアワード※奨励賞を受賞しました。2020年度（4月～12月）の販売実績は42,051m³となっています。2021年度からは「きこりんプライウッド」の定義を住友林業グループの木材調達基準に合わせ「持続可能性が確認された木材を100%利用した合板」とし、さらなる拡販に取り組んでいきます。新定義での2021年度（1月～12月）の販売実績は313,280m³です。

きこりんプライウッド

※ 一般社団法人産業環境管理協会が主催。エコプロダクツに関する情報を需要者サイドに広く伝えるとともに、それらの供給者である企業等の取り組みを支援することで、日本のエコプロダクツのさらなる開発・普及を図ることを目的に2004年度創設。2018年度にこれまでの「エコプロダクツ大賞」をリニューアルし、新たに「エコプロアワード」となる

国産材の輸出

中国をはじめとする新興国での経済発展や人口増加により、海外における木材需要は増加が見込まれています。そうした中で、日本からの木材輸出も近年増加傾向にあり、2025年度の国産材原木の輸出量を300千m³と目標設定し、国産材の海外における市場開拓を進めています。

2021年度は、下半期に新型コロナウイルス感染症を原因とした中国港の滞船や中国国内の電力不足、恒大集団経営危機問題を起因とした不動産開発景気下落の影響を大きく受けましたが、上半期は2020年度の中国市場における感染症の早期収束による市況回復を受ける事ができた結果、国産材の輸出量は前期比で15.7%増となる142千m³となりました。

2022年度も依然として滞船問題やコンテナ運賃高騰などの問題が顕在するものの、米国マーケットを最大のターゲットとした中国の貿易状況であり、冬季北京五輪以後に水際の検疫体制の改善が実現すれば、2021年度より輸出量は増加する見込みです。

国産材の輸出実績※

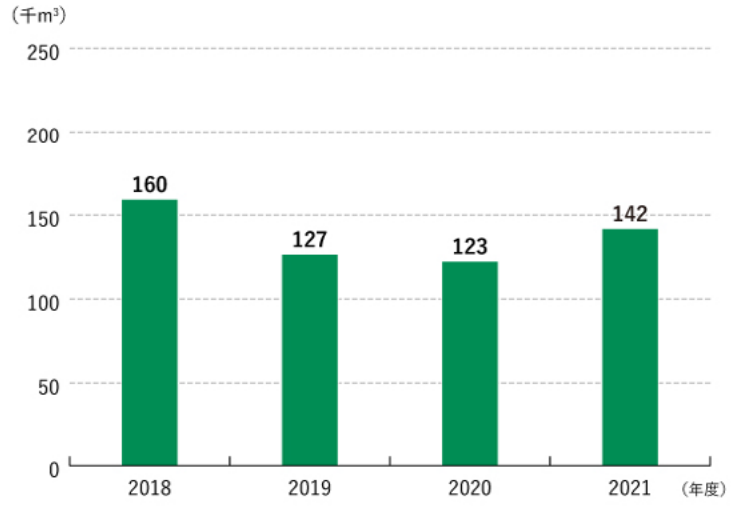

※ 2021年度の集計期間は2021年1月～12月、2020年度の集計期間は2020年4月～12月、2019年度以前の集計期間は各年4月～翌年3月

森林認証材の普及促進

森林認証材を販売する上でもっとも重要なことは、調達した森林認証材を他の木材等とは分別して管理することです。CoC認証では第三者による審査を受けることで、確実に森林認証を取得している森林から生産された木材等であることを保証してお客様に販売することができます。

住友林業グループは、持続可能な木材及び木材製品の取扱い比率を2021年末に100%とするために森林認証材の取扱い数量拡大に努めています。2021年度の販売実績は284,494m³で、月平均販売数量で2020年度より31%増となりました。

チップ化による木質資源のリサイクル

住友林業グループでは、木材の製材過程で発生する端材や、新築・解体現場で出る木くずをチップ化することで、製紙やパーティクルボードなどの原料として、また発電ボイラーなどの燃料として供給するチップ事業を通じて資源の循環利用に貢献しています。

今後は、需要が高まるバイオマス発電向け燃料の供給を通じて、燃料用途の取扱量のさらなる拡大を目指します。

木材チップ取扱量※

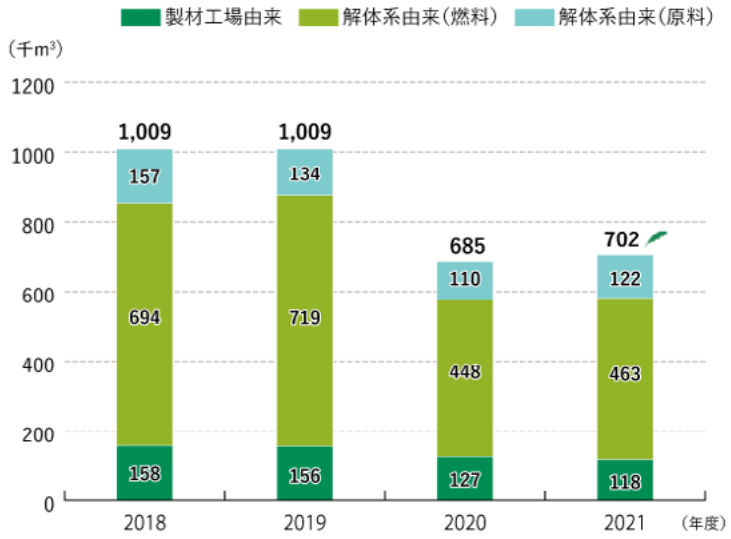

※ 2020年度以降の集計期間は各年1月から12月、2019年度以前の集計期間は各年4月から翌年3月

関連情報はこちら

› （第三者保証マーク）について

木化事業の取り組み

住友林業は、330年を超える歳月で森づくりを行っています。そして、世界の様々な木の特性を熟知し、木が活きる住空間をつくっています。その多様な経験・知識・技術を大きく発展させることで、住宅以外の中大規模建築での木造化・木質化を提案する「木化事業」を推進しています。近年では、2017年に土木・建築の事業分野において国内外で数多くの施工実績を持つ熊谷組との業務資本提携、そして2020年には鉄骨造／鉄筋コンクリート造建築の受注や施工管理ノウハウを持つコーナン建設をグループ化しました。住友林業が持つ木造建築や内外装の木質化技術等と組み合わせ、中大規模木造建築などの非住宅分野を拡大させます。木化事業を通して、木の文化の伝承や林業活性化、環境、経済が調和した持続可能な社会の実現への貢献を進めていきます。

中大規模木造建築ブランド「with TREE」

2021年に住友林業と熊谷組は中大規模木造建築ブランド「with TREE」を立ち上げました。コンセプトは「環境と健康をともにかなえる建築」。都市の建築に「木」が生む新しい価値を提供し、中大規模建築の木造化・木質化を推進します。住友林業が持つ森林や木材にまつわる知見と、鉄骨・RCや大規模建築にまつわる熊谷組の知見を融合し、協業体制の強化を図ります。2017年の業務・資本提携以来、協業の主軸である中大規模木造建築分野の取り組みとして、本ブランドを立ち上げ、資材の調達から建築、コンサルティングまで「環境価値」と「健康価値」を高める提案をします。

取り組み事例

生木と生湯の、おもてなしの共演　ホテル葛城　琴の庭

国の重要文化財である道後温泉本館の隣接地で、道後の歴史と文化を継承し、自然の恵みである木と温泉にこだわりました。建築コンセプトは「生木（なまき）」。全10室を露天風呂付き客室とし、本物の手触りと香りを感じてほしいという思いと、源泉掛け流しの「生湯（なまゆ）」との共演を目指しました。

愛媛県で育った良質な桧と杉の国産木をふんだんに使い、地産地消の文化も大切に継承しています。

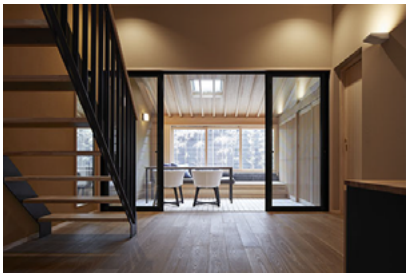

道後温泉本館は、初代町長が百年先でも真似の出来ないものをつくるという信念で、明治23年改築に取り組みました。その木の持つ経年美化という考えのもと、私たちは『樸美色（ときみいろ）』の風合いと呼んでいます。この施設が百年後に樸美色となり、道後の風格の一部として同化していくことを願っています。

ファストフード店舗の木造化・木質化

住友林業は、2021年度、17棟のファストフード店舗の木造化を行いました。

住友林業の提案により、構造躯体の柱には国産木材を活用したスギ集成材を採用。梁にはニュージーランドのネルソン・パイン・インダストリーズ社（NPIL）で製造したLVL（単板積層材）を活用するなど、構造設計と木造躯体施工を担当しました。また、外装に設置した木ルーバーには住友林業オリジナル塗料S-100（シリコン系強撥水型塗料）とAZN乾式木材保存処理を活用することにより、耐候性と耐久性を向上させました。2021年12月時点で、このような提案を行い、木造化した店舗物件は累計316棟となっています。

木は製品となってもCO_2を炭素として固定し続けます。また、柱や梁に鉄骨や鉄筋コンクリートを使用した場合と比べ、資材調達から建設、改修、解体、廃棄までのライフサイクル全体で店舗が排出するCO_2を削減することにつながります。

住友林業は、材の調達から供給、建築まで一貫して提供することで木材利用の拡大を一層推進していきます。

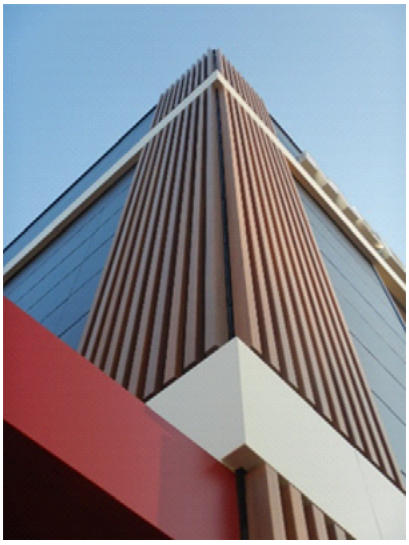

S-100防腐木格子

ファストフード店舗施工の様子

ファストフード木造店舗の外観

豪州メルボルンにて最高層の15階建木造オフィス開発事業に参画

住友林業はNTT都市開発株式会社と共に、グローバルに展開する大手ディベロッパー Hines社を通して、ネットゼロカーボンビル※1の実現を目指す取り組みを開始しました。
この足がかりとなるプロジェクトが豪州メルボルン市近郊コリンウッドで建設する大規模木造オフィスです。地上15階、地下2階のRC・木造混構造（6階超が木造）で、木造オフィスでは豪州メルボルンにおいて最高層※2となる見込みです。2023年の竣工を予定しています。

本プロジェクトでは豪州の環境認証Green Starの最高位6 starに加え、豪州基準の「Carbon Neutral Standard for Building」に基づくネットゼロカーボン認定の取得を目指しています。また、構造躯体で約4,000m^3の木材を使用し約3,000トン（CO_2ベース）の炭素を固定すると試算しています。この固定量を含めると、建物の建築時（建材の原材料調達・製造・建築・解体などの過程）に排出されるCO_2(エンボディード・カーボン)は、全構造をRC（鉄筋コンクリート）造とする場合と比較して約4割削減したことと同等の効果があります。

本プロジェクトは炭素固定機能がある木材の有効活用と建物の省エネや創エネ、再エネ利用を組み合わせ、WGBC※3が掲げる、2030年までに全ての新築の建物でオペレーショナルカーボンをゼロにする目標を7年前倒して実現する先進的な開発です。

※1建物を省エネや創エネ仕様にし、再生可能エネルギー利用と炭素クレジットによるオフセットも組み合わせ、建築物の使用時に排出されるCO_2（オペレーショナル・カーボン）を実質ゼロにするもの
※2 豪州政府系団体Wood Solutions調査（2021年6月時点）
※3 WGBC： World Green Building Council 国連グローバル・コンパクトのメンバーで、世界各地の約70のグリーンビルディング協議会からなるグローバルアクションネットワーク

未来に向けて～W350計画「環境木化都市」を目指して～

住友林業グループは2018年に「W350計画」を発表しました。創業350年となる2041年を目標に、木造超高層建築物を象徴とした、街を森にかえる「環境木化都市」の実現を目指す研究・技術開発構想です。人と社会、地球環境に貢献するため、建築構法、環境配慮技術、使用部材や資源となる樹木の開発など未来技術を実現していく計画です。

2019年に完成した木造3階建の筑波研究所の新研究棟を研究開発拠点として計画を推進していきます。

「環境木化都市」の実現に向けて

研究・技術開発構想「W350計画」は、住友林業の研究開発機関である筑波研究所を中心にまとめ、建築構法、環境配慮技術、使用部材や資源となる樹木の開発など未来技術開発へのロードマップとし、木造建築物はもとより自然資源である木の可能性を広げていきます。

環境木化都市の実現を目指す本計画を通じ、木材需要の拡大による林業再生や、CO_2固定量拡大等を通じた気候変動対策につなげ、地域活性化及び地球環境との共生に貢献します。

「環境木化都市」イメージ図（筑波研究所作成）

W350計画の成果の一部を社会実装

住友林業の筑波研究所新研究棟に採用されている木構造に関する新技術の一つであるポストテンション耐震技術※が、住友林業が設計・施工を請け負った「上智大学15号館」に採用されました。

上智大学15号館は、このポストテンション耐震技術を導入した耐力壁を採用し、壁長を元の計画の1／4にすることで、開放的な空間実現とコスト削減に貢献しました。また、耐力壁は鉛直荷重を負担しないため、躯体の木をあらわにすることができ、木質内装による利用者の快適性・生産性向上に寄与します。国産材を使用した木造3階建ての耐火構造で、原材料の調達、その輸送、材料の加工など、建築等の過程で出るCO_2の排出を削減します。当施設の建設は「街を森にかえる」ことにつながり、SDGsの達成、脱炭素社会の実現に貢献します。

今後の展開として、2022年に米国で実施される、ポストテンション耐震技術を用いた10階建て木造ビルの実大振動台実験に参画し、知見を広げていきます。

※ 耐力部材に通した高強度の鋼棒やワイヤーロープに引張力を与えることで部材間の固定度を高める技術

上智大学　四谷キャンパス15号館概要

- 建築地：東京都千代田区麹町六丁目16番、17番、18番の各一部
- 建築面積：163.05m²（49.32坪）
- 延床面積：478.35m²（144.69坪）1F：154.43m² 2F：163.05m² 3F：160.87m²
- 構造：木造3階建　耐火構造　＊ポストテンション耐震技術、木ぐるみFRを採用
- 用途：学校、飲食店舗
- 設計：住友林業株式会社 建築市場開発部（現　建築事業部）
- 施工：住友林業株式会社 建築市場開発部（現　建築事業部）
- 工期：着工 2021年5月 竣工 2022年4月

住宅・建築事業の住宅商品における国産材の利用

住友林業の家は、主にBF（ビッグフレーム）構法、及びMB（マルチバランス）構法による住宅です。2021年度、この2つの構法における一棟あたりの構造材及び羽柄材の国産材比率は、BF構法では50%、MB構法では71%（モデルプランにて計算）となりました。

生物多様性の保全

生物多様性保全に関する方針と目標

生物多様性宣言と生物多様性行動指針

住友林業は、2006年度に国内社有林における「生物多様性保全に関する基本方針」、2007年度に「木材調達理念・方針」を定めました。また、2007年度に「環境方針※」を改訂し、生物多様性への配慮を加えました。さらに、2012年3月には、住友林業グループの生物多様性への認識や姿勢を示す「生物多様性宣言」、社内的な指針を取り決めた「生物多様性行動指針」、具体的な行動目標を定めた「生物多様性長期目標」を制定しました。

2015年7月には、「環境理念※」「環境方針」「住友林業グループ生物多様性宣言」「住友林業グループ生物多様性行動指針」を統合しました。これにより、生物多様性への取り組みも「住友林業グループ環境方針」で統一された方針のもと、運用しています。

※ 住友林業グループでは1994年に「環境理念」を、2000年に「環境方針」を策定

関連情報はこちら

› 住友林業グループ環境方針

生物多様性保全への社内体制

住友林業グループにおける生物多様性保全に向けた取り組みは、環境マネジメント体制にのっとり、住友林業の代表取締役社長を責任者に、サステナビリティ推進担当執行役員及びサステナビリティ推進部長が、住友林業グループ各社の活動を統括しています。

保護地域などに関するコミットメント

住友林業グループは、木材資源を生産、確保するため、国内外で多くの森林を所有・管理しています。これらの森林は、世界自然遺産エリアに指定された地域ではありません。また、世界自然遺産に指定されたエリアでの施業は今後も行いません。国土が狭い日本の国立公園は、土地の所有に関わらず指定を行う「地域制自然公園制度」を採用しており、国立公園内にも多くの私有地が含まれています。住友林業の社有林も、一部、国立公園に含まれるエリアがありますが、その他の保安林等に指定されている地域とともに、法令を遵守した施業を行っています。

また、リスクアセスメントの上で、その他生物多様性の観点から重要と判断された地域においては、法令遵守にとどまらず、活動の見直し、最小化、回復、及びオフセットなど、影響の緩和に努めています。

住友林業グループでは、国内に約4.8万haの社有林を、海外では約23万haの森林を管理しています。これらの管理森林を「保護林」「経済林」などに区分し、国内外とも、「保護林」においては原則的に施業を行わない自然保護エリアとしています。

一方、行政によって決められた事業地の境界は、生態系の境界と一致するとは限りません。インドネシアの関係会社ワナ・スブル・レスタリ（WSL）社 、 マヤンカラ・タナマン・インダストリ（MTI）社 及 び クブ・ムリア・フォレストリ（KMF）社では、政府管理下の隣接する保全林を含めた徹底した動植物調査の上、保護すべきエリアと活用すべきエリアを設定しています。オランウータンやテングザルといった希少な動物の生息地が島状に取り残されないよう、隣接する企業とも相談し、グリーンコリドーを網の目状に設定するコンサベーションネットワークを構築しています。これらの保全エリアは事業地の20%を超え 、生物多様性条約の愛知目標が目指す陸域の17%を保護地域とする目標よりも大きな割合となっています。

WSL/MTI/KMFの管理エリア

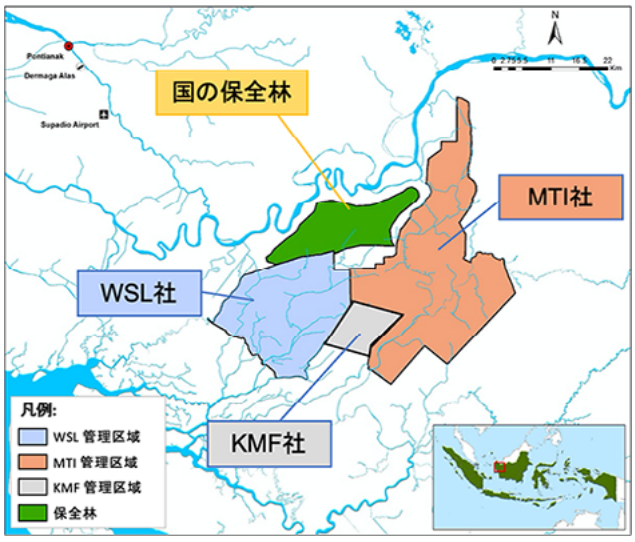

コンサベーションネットワーク

ステークホルダーによる取り組みの評価

WSL社・MTI社が提唱したコンサベーションネットワークの概念と具体的な取り組みは、世界的にも稀有な取り組みとして国内外で注目されており、2019年にスペイン・マドリードで開催された第25回気候変動枠組条約締約国会議（COP25）では、インドネシアパビリオンにて民間企業代表として発表し、国際機関代表、研究者、NGOから高く評価されました。

また、都市の緑化事業においては、発注いただいたお客様に「一般社団法人いきもの共生事業推進協議会（ABINC）」が推進する「いきもの共生事業所®」や公益財団法人都市緑化機構が推進する「SEGES緑の認証」への認証登録を積極的に働きかけ、第三者による評価をいただいています。

関連イニシアティブの支持や団体との協働

住友林業は、生物多様性保全に積極的に取り組む団体等に多数参加しています。一般社団法人日本経済団体連合会加盟企業から構成される「経団連自然保護協議会」では、住友林業の会長が副会長を務めるほか、事務局員として社員を出向させ※、さらに運営を担う企画部会に委員を派遣しています。2020年6月には、「経団連生物多様性宣言イニシアチブ」において提言された「経団連生物多様性宣言・行動指針（改訂版）」への賛同を行いました。また、生物多様性への取り組みに熱心な企業が参加する「一般社団法人 企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）」にも参加し、分科会等で企業の生物多様性への取り組みのあり方を共同研究しています。

愛知目標を達成するための国内プロジェクト「にじゅうまるプロジェクト」には、「住友林業グループ生物多様性長期目標」「生物多様性に配慮した住友林業社有林施業」「住友林業富士山『まなびの森』プロジェクト」の3つのプロジェクトを2016年6月に登録しています。この3つのプロジェクトは、多様な主体との連携を図っていること、取り組み自体が企業の特徴を活かした影響力が大きい内容であること、愛知目標との関係性を整理しており関連業界への波及効果が期待できることなどが評価されて、2017年3月に「国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）」の連携事業（第10弾）として一括して認定されました。

さらに、住友林業緑化では、環境緑化事業で手がけた物件について、「一般社団法人いきもの共生事業推進協議会（ABINC）」が推進する「いきもの共生事業所®」や公益財団法人都市緑化機構が推進する「SEGES緑の認証」への認証登録を積極的に行っています。なお、この公益財団法人都市緑化機構の会長を住友林業の最高顧問が務めています。

※ 2019年度まで派遣

関連情報はこちら

- 住友林業グループの生物多様性保全活動 「国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）」の連携事業に認定
- 一般社団法人 企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）

「生物多様性民間参画ガイドライン」策定への参画

環境省は、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていく上で、企業活動が重要な役割を担っているという認識の下、事業者向けに「生物多様性民間参画ガイドライン（第１版）」を2009年に策定しました。住友林業は検討会の委員として同ガイドラインの策定に携わりました。

同ガイドラインは、生物多様性の問題に取り組んでいない事業者にもわかりやすく、またより効果的に取り組みを進めたい事業者にも役立ててもらえるように、生物多様性保全や損失削減に必要な基礎情報や考え方をまとめたものです。

また2017年12月には、SDGs等の影響による生物多様性への関心・期待の高まりを受け、第2版が公表されました。その中で住友林業の持続可能な木材調達が優良取り組み事例として紹介されました。

関連情報はこちら

- 生物多様性民間参画ガイドライン（第2版）

Business for Nature「Call to Action（行動喚起）」への賛同・署名

世界に多数あるビジネスと生物多様性に関するイニシアティブの声を一つにまとめて政策決定者に伝えようとする目的で、2019年7月に、Business for Natureが結成されました。2020年5月には、ポスト2020生物多様性グローバルフレームワークを策定する中、「これからの10年間で自然の損失を逆転させる」ための政策を採用するよう働きかけようという行動喚起がなされました。この行動喚起に対して、住友林業は、2020年9月に賛同、署名しました。

関連情報はこちら

- Business for Nature “Full list of Call to Action signatories”

生物多様性の保全

国内社有林・海外植林地の生物多様性保全

国内社有林における生物多様性保全

国内社有林においては「生物多様性保全に関する基本方針」として、保護地域の適正管理や森林の連続性配慮による「生態系の多様性」、希少動植物の保護による「種の多様性」、個体数の維持による「遺伝的多様性」の3つを掲げています。これらの方針のもと、樹木の成長量などの一定基準に沿って森林を適切に区分・管理しています。また、絶滅危惧種リストや水辺林管理マニュアルの整備、皆伐や作業道開設時の希少種のチェックにも取り組んでいます。

国内社有林における「生物多様性保全に関する基本方針」（抜粋）（2006年6月）

1. **生態系の多様性**
   自然公園法などに指定された厳格な保護地域は法律に則り適正に管理する。それ以外の区域は、特に皆伐作業を行う場合にその面積を限定することにより森林の連続性に配慮する。
2. **種の多様性**
   天然林について、拡大造林などの樹種転換を伴う生態系に大きな影響を及ぼす極端な施業を行わないことにより、森林に存在する種数の減少を防ぐ。希少動植物の保全については、あらゆる作業において、レッドデータブックを活用し、その保護に留意する。
3. **遺伝的多様性**
   遺伝子レベルの変異とそれを維持するための個体数の維持が問題となるが、この分析は容易ではなく、行政や公的機関が実施しているモニタリング調査の結果が存在すれば、それを注視するなどを、今後の取り組み課題としたい。

「住友林業レッドデータブック」「水辺林管理マニュアル」の作成

住友林業では、社有林内に生息する可能性がある絶滅が危惧される動植物のリスト「住友林業レッドデータブック」を作成し、山林管理に従事する社員及び請負事業者に配布しています。施業時にデータブック記載の動植物を確認した場合には、専門家の意見を参考に適切に対処しています。現在の最新版ブックを用いながら、生物多様性を重視した施業を引き続き進めていきます。

また、多様な生物が生息する水辺では、「水辺林管理マニュアル」を作成して、適切な管理と保全に努めています。

住友林業レッドデータブック

鳥獣類のモニタリング調査

住友林業では、社有林における鳥獣類の生息状況をモニタリングしました。生物多様性に関連する基礎資料作成、及び森林施業が周辺の環境に及ぼす影響を長期的に把握するため、紋別（北海道）、新居浜（四国）、日向（九州）、兵庫・三重など（本州）の4地域において調査し、各地域のデータを蓄積しました。

これまでの9回にわたるモニタリング調査によって、皆伐施業地が徐々に森林に遷移する段階で、様々な生息環境が発生し、哺乳類や鳥類の成育数にも変化を生じさせ、生物の多様性を維持していることが判明しました。

また、皆伐施業地は一時的に生息種数を減少させることがある一方で、クマタカ等のアンブレラ種※の営巣適地と狩場適地をモザイク状に分布させることに寄与し、上記種等の成育に良好な環境が実現されていることが確認できました。

今後も、これまでのモニタリング状況を踏まえ、社有林が有する環境保全、生物多様性の維持などの機能を適切に維持できるような施業に取り組みます。

※ その地域における生態ピラミッド構造、食物連鎖の頂点の消費者

これまでの調査で確認された哺乳類と鳥類の種

	管理		確認された鳥獣類（単位：種）								
	面積（ha）		2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
四国社有林	14,782	哺乳類	14				11				10
		鳥類	31				34				24
九州社有林	9,182	哺乳類		11				12			
		鳥類		33				29			
北海道社有林	18,199	哺乳類			10				9		
		鳥類			38				40		
本州社有林 ※2013年 岡山、兵庫、三重 取得 ※2015年 和歌山追加取得	5,804	哺乳類				12				（和） 10 （兵）6	
		鳥類				25				（和） 29 （兵） 21	
合計	47,967										

※ 2015年は和歌山、兵庫の2地区にて実施

2016年度新居浜（四国）山林で確認されたニホンジカ

2016年度新居浜（四国）山林で確認されたニホンザル

シカ生息数の適切な管理

近年、日本全体で野生のシカが増加することにより、若葉や樹皮が食害を受けるといった林業被害の増加や、林床の草本が食べられてしまい植生が単純化することによる生物多様性の損失、土壌の流出が懸念されるようになっています。

住友林業グループでは、森林を適切に管理するために、シカを捕獲・駆除したり、植栽木を保護するツリーシェルターや防護ネットを設置したりすることで食害を抑制し、健全な森林の成長を促しています。

シカの頭数を適切に管理することで、持続的な森林の成長による次世代の森づくりと、多様な林床植生の維持による生物多様性の保全、土壌流出防止による地域の災害防止に貢献しています。

海外植林地における生物多様性保全

ワナ・スブル・レスタリ（WSL）社及び マヤンカラ・タナマン・インダストリ（MTI）社の取り組み

熱帯林には全世界の生物種の半数以上が生息しているとされ、生き物の宝庫といえます。一方でその面積は、無秩序な開発や違法伐採、森林火災などにより現在でも減少の一途をたどっています。住友林業グループの関係会社であるワナ・スブル・レスタリ（WSL）社及びマヤンカラ・タナマン・インダストリ（MTI）社は、インドネシアの西カリマンタン州において、産業植林と環境保全を両立した事業を行っています。

当事業を開始するにあたっては、精緻な測量や調査を行い、保護エリア、緩衝帯、植林エリアを決定しています。保護林においては、定期的に動植物の調査を行い、希少動物であるオランウータンやテングザルについては、個体数のモニタリングだけでなく、食べ物となる実をつける樹木が十分にあるかどうかといった調査まで行っています。

また、動物の活動時間は早朝もしくは夜間が多いため、暗い中での観察となり、熟練したスキルが必要とされます。そこで、カメラトラップによる自動撮影や、ドローンに熱センサーを搭載させて、早朝、夜間にテングザルやオランウータンを直接観察することに成功しています。

保護エリアに設置したカメラトラップにより、合計40種・1,016個体（撮影期間:2019年8月上旬～2021年12月上旬）の動物が撮影されています。

2019年度はオランウータンの親子が初めて撮影され、また、2020年度に、近隣よりも個体数の密度が多いことが確認されました。これらの結果は、オランウータンの個体数が増えている証しといえます。

調査で発見された水棲生物の一覧

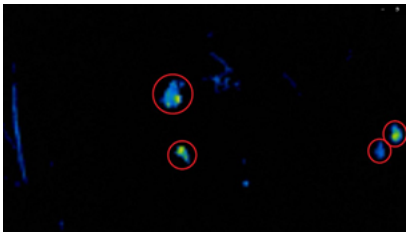

熱センサーによる動物の直接観測

泥炭地は膨大な水を蓄えており、事業実施に伴う河川への影響が懸念されるため、陸上の生態系だけでなく、水棲生物の調査も行っています。WSL社の管理エリアの下流域では、絶滅危惧種であるカワゴンドウの生息が確認されています。熱帯泥炭地における水棲生物のモニタリング調査は事例が少なく、世界的にも先駆的な取り組みです。

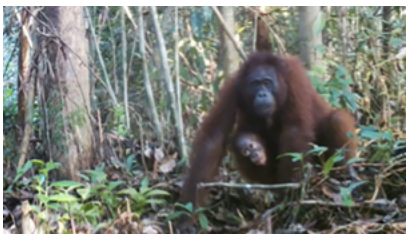

オランウータンの親子（2019年10月撮影）

タスマン・パイン・フォレスト（TPF）社の取り組み

ニュージーランド南島固有のオウムであるKea （ミヤマオウム）を保護する取り組みを行っています。Keaは世界で唯一の山岳地帯に生息するオウムであり、世界で最も賢い鳥の一つとも言われています。絶滅危惧種として（ニュージーランド全体で約5千羽）保護されており、国民の間で親しみ愛されている鳥です。TPF社の森林内の排水用の土管の中に営巣している様子が確認されています。Kea Conservation Trustと協力し、周辺にトラップやフェンスを設置し卵を天敵から守る取り組みを行いました。結果、1羽の雛が無事に孵化したことが確認されています。今後も巣立つことができるよう、取り組みを続けていきます。

Kea（ミヤマオウム）

関連情報はこちら

ニュージーランド自然保護局ホームページ

生物多様性の保全

緑化による環境都市への貢献

基本的な考え方

自然共生を目指す社会的な動きの中で、都市再開発やまちづくりなどにおいても地域に根ざした植物をできるだけ活用していこうとする動きが広がってきています。

このような動きの中、これまで住友林業緑化では、自然再生を目指す緑化計画においては郷土種、在来種の採用が好ましいとの考え方のもと緑化対象地に応じた樹種選定の指針を「ハーモニックプランツ®」として定義し、その普及に努めてきました。

樹木には、日本に古くから自生している植物（自生植物）と、外国から入ってきた植物（移入植物）があります。移入植物の中には、その特質により自生植物の生息する場所を奪い、地域の生物多様性を脅かすような種（侵略植物※）もあります。

植栽計画においては、保全レベルを考慮した4つのエリア（保護エリア、保全エリア、里山エリア、街区エリア）に分け、これに応じて植物種を選択します。例えば、住宅の庭づくりを行う「街区エリア」では、「園芸品種を含む自生植物」を主体に「侵略性のない移入植物」からも緑化植物をバランスよく選択することで「彩り」を演出しています。さらに地域の生態系への悪影響が明らかな侵略植物を使用しない方針を立て、同社の技術統括部署において、その使用の有無をチェックしています。

※ 外来生物法に規定されている特定外来生物及び生態系被害防止外来種

植栽エリアについての考え方

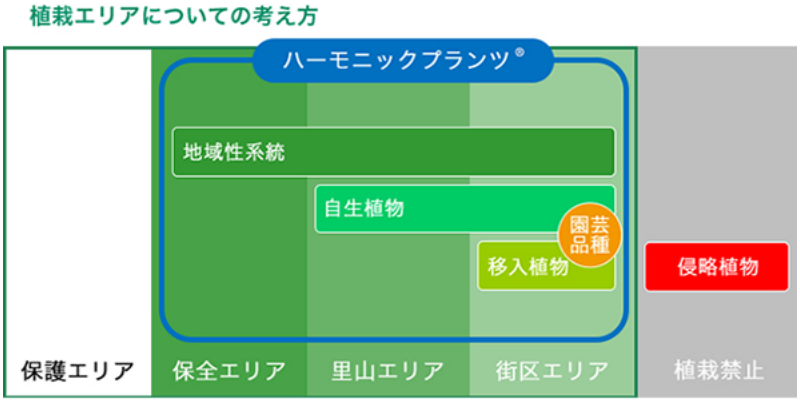

まちづくりへの貢献

戸建住宅団地で第1号となるABINC認証の「フォレストガーデン秦野」

住友林業のまちづくり事業では、注文住宅事業や緑化事業で蓄積した技術ノウハウを基に、良質な戸建分譲住宅を年間約300棟規模で提供しています。「持続可能で豊かな社会の実現」を目指し、自然を活かした長く住み続けられるまちづくりを行っています。

「フォレストガーデン秦野」の街並み

神奈川県秦野市の戸建住宅団地「フォレストガーデン秦野」が2018年、戸建住宅団地・街区版部門での認証第1号となる、いきもの共生事業所認証（ABINC認証）を取得しました。ABINC認証制度は自然と人との共生を企業に促すため、生物多様性保全の取り組み成果を認証する制度です。2014年からオフィスビルと商業施設を対象に認証を開始。その後、集合住宅や工場へと対象を拡充しています。

「フォレストガーデン秦野」の街並みのコンセプトは「生きものと共生できる緑のまちづくり」です。自生種をはじめ「ハーモニックプランツ®」の手法により質の高い緑を実現しています。湧き水を活かした持続可能な水循環への配慮などが認証の決め手となりました。

自然と和の美しさを感じる高層階の日本庭園

2020年、東京都八重洲・八丁堀地区に「ホテル八重の翠（みどり）東京」が開業しました。「日本の美しさを重ねる」をコンセプトに、都心のビジネス街にいながら非日常感と日本らしい上質な安らぎをお客様に味わっていただけるよう、最上階に日本庭園を設置、鹿威しや水盤等をしつらえた水景を中心に、四季の移り変わりを感じられる木々に囲まれ、自然と日本文化の美しさを五感で感じられる空間づくりを目指しました。

この空間の実現にあたっては、樹木を地上と地中の二重の支柱で固定するなど、高層階ならではの荷重制限を考慮した綿密な設計・施工の工夫に加え、自生種の植栽にこだわるなど、随所に住友林業緑化の経験と技術が活かされています。

高層階の日本庭園

UR都市機構　常盤平団地　住空間の緑として社会・環境貢献緑地評価システムSEGES(シージェス)「そだてる緑」で初認定

UR都市機構「常盤平団地」の緑地が「SEGES（社会・環境貢献緑地評価システム）」（主催：公益財団法人都市緑化機構）の社会、環境に貢献する緑地を評価する「そだてる緑」部門Excellent Stage 2の認定を取得しました。住空間の緑としては第一号の認定です。

独立行政法人都市再生機構（「UR都市機構」）と住友林業は、2020年8月5日に「環境認証制度を用いた居住系屋外空間の有効活用に関する研究協定」を締結し、団地の屋外空間の有効活用について研究を進めています。2021年4月、常盤平団地の緑地がSEGES「そだてる緑」部門Excellent Stage 2の認定を取得するにいたりました。

UR都市機構と住友林業はSEGESの評価を活用し、長い年月を経て育まれ、地域の自然資産となっている豊かな緑地の利活用方法について研究しています。

研究成果を活用し、団地居住者等の地域の活動やコミュニケーションを促すことで、多様な世代が活き活きと安心して暮らし続けられる、自然と共生するまちづくりの実現を目指します。

常盤平団地の緑

関連するSDGs

住まいのまちなみコンクールで施工物件が「国土交通大臣賞」を受賞

2020年に開催された第16回「住まいのまちなみコンクール」で、住友林業緑化で施工した、「フォレストガーデン秦野」と「クイーンフォレスト流山 おおたかの森」が「国土交通大臣賞」と「住まいのまちなみ賞」をそれぞれ受賞しました。

「住まいのまちなみコンクール」は、一般財団法人住宅生産振興財団が主催している、居住者を含めた地域の方々の維持管理の努力によって良好なまちなみが形成されている地区・団体を支援することを目的としたコンクールです。今回のコンクールでは、多数の応募の中から、国土交通大臣賞1点と、住まいのまちなみ賞4点が受賞をし、内2点を住友林業緑化施工物件が受賞しました。

住友林業緑化の地域の特性を活かした魅力的なまちづくりが寄与した結果と言えます。引き続き、「街の総合プロデュース」を達成すべく、事業領域の拡大に取り組んでいきます。

※ いずれも自治会及び管理組合が応募したものであり、住友林業緑化が直接受賞したわけではありません。

生物多様性保全の啓発

「生物多様性読本VOL2地域性植物編」を刊行

生物多様性に配慮した緑化に求められる地域性植物とはそもそもどういうものなのか、地域に根ざした植物の生産・流通・消費について現状はどうなっているのか、地域に根ざした植栽計画とはいかなるものか、今後どのように進んでいくのかなど、多くの疑問が寄せられるようになってきました。

住友林業緑化ではこれらの声に対応する形で「生物多様性読本VOL2 地域性植物編」を2018年に制作しました。

ここでは主に以下の内容について、地域性植物を活用した最先端の事例を交えて解説しています。

1. 地域性植物による東日本大震災復興事業
2. 大規模テストコース開発における地域性植物活用
3. 地域性植物を用いた海浜植生再生事業
4. “江戸” 由来の地域性植物による都市再開発
5. 大規模人工地盤上の地域性植物による雑木林再生

「住まいの樹木図鑑 改訂Ⅱ版」を刊行

環境省及び農林水産省による「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」の制定を受け、生態系に係るさらなる影響も勘案し、住友林業緑化独自の外来種に対する基準を再構築し、刊行済みの「住まいの樹木図鑑」掲載の樹種を一部入れ替え、2017年3月に改訂版を刊行しました。さらに今回、種苗法改正及びオリジナル品種の追加を受け一部内容を改訂した改訂Ⅱ版を2021年3月に発刊しました。掲載樹種はオリジナル品種6種含んだ508種であり、主な改訂箇所は以下の通りです。

① 種苗法改正を受けた記載事項の見直し

種苗法の改正に伴い、登録品種の表示義務が発生することから、図鑑に掲載しているオリジナル販売樹木及び品種登録樹木に「品種登録番号」等を追加しました。

② SDGs（持続可能な開発目標）対する取り組みを追記

住友林業緑化では持続可能性に配慮した「ハーモニックプランツ」の考え方を通じて、生物多様性の豊かさを守ること、「緑の力」を活かした家づくり・まちづくりを行い、心地よさ、楽しさ、美しさを社会に創出することなど、緑の事業を通じたSDGsに適う取り組みを実施しています。今回の改訂でこれらの取り組みを追記しました。

海外緑化事業

豪州のメルボルン市北部で住友林業とNTT都市開発株式会社が共同で宅地開発を行うAnnadale分譲地（総販売区画数1,087区画）にて、住友林業グループのノウハウを活かし、現地ランドスケープ設計会社Tract社と設計協業を行いました。

自然石を使ったNature Play（自然遊び）道具（Annadale分譲地1期公園）

2017年から始まった設計協業において、住友林業グループはTract社作成の基本設計案に対し「Growing Wellness Life&The Five Sense（健康的な暮らしと五感の育み）」というコンセプトを提案しました。Tract社より、「豪州では通常設計企画にストーリー性を持たせることは少ないため、非常に参考になる」と高い評価を受け、子どもの運動機能を発達させる自然石や丸太を使った遊具、植栽計画が実施設計に採用されました。引き続き実施された2期の公園計画においても住友林業グループから基本コンセプトを提案し、その案を基に基本設計が行われ、2020年11月に完成いたしました。また、2021年にはシドニーの地方自治体の公共公園計画においてコンセプト提案や作図業務の協業などにも取り組みました。

豪州や北米において緑地は、宅地開発の価値を高めるためになくてはならないものであり、緑あふれる魅力的なオープンスペースの創造が求められています。住友林業グループの海外緑化事業の取り組みはまだ始まったばかりですが、海外のお客様や住民に愛される美しく快適な空間創造を目指し、これからも事業化を進めます。

（左）Annadale分譲地2期公園コンセプト提案

（右）完成写真

資源保全及び廃棄物排出削減

廃棄物削減とリサイクルのマネジメント

基本的な考え方

住友林業グループは、持続可能な循環型社会の構築のために、「住友林業グループ環境方針」に基づき、各事業のプロセスにおいて産業廃棄物の発生抑制・再利用・リサイクルによるゼロエミッションを推進しています。2019年5月に公表した住友林業グループ中期経営計画サステナビリティ編において、2021年度までの重点目標を「資源保護および廃棄物排出削減とゼロエミッションの達成」と定めて取り組みを推進してきました。住友林業グループでは、この重点目標の達成を目指し、各事業本部においても重点施策を定め、その達成状況を年度ごとに確認し、最終年度である2021年度の住友林業グループ全体の最終処分量は計画数値の54,087tに対して21,050tとなり、目標が達成できました。主な達成要因としては、紋別バイオマス発電での焼却灰の有効活用推進や解体工事における算定方法の見直し※などがあります。

2024年度までの新たな中期経営計画サステナビリティ編においても引き続き、廃棄物の排出抑制とゼロエミッションの達成を目指して資源の有効活用に努めます。

※ 住宅解体現場における最終処分量について、2021年度実績より電子マニフェストに基づいた集計方法に変更しました。なお、集計方法の変更による影響は、-19,415tと認識しています

関連情報はこちら

- 重要課題3　事業活動における環境負荷低減の推進
- 重要課題3　「森」と「木」を活かしたサーキュラーバイオエコノミーの実現

過去4年廃棄物発生量及びリサイクル率推移※1 ※2

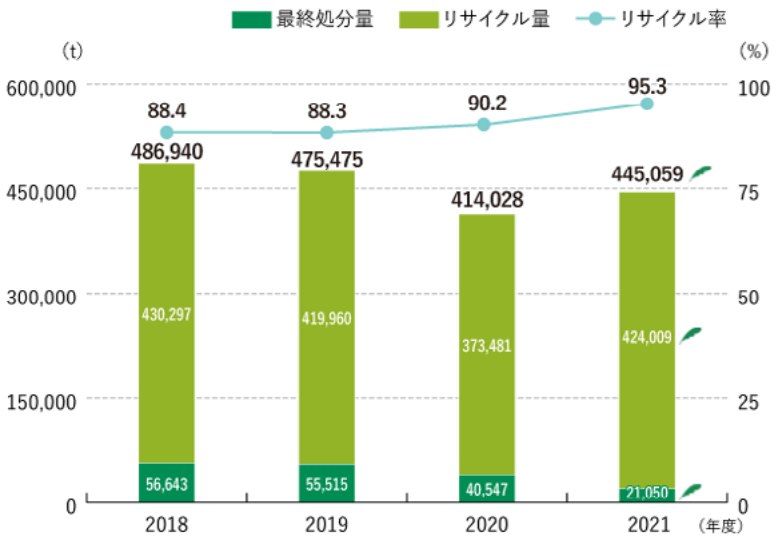

※1 2021年1月に住友林業グループ入りしたコーナン建設の数値（同社基準による総排出量66,044t、最終処分量1,779t、リサイクル率97.3%）は含んでいない
※2 2020年度以降の排出量の集計期間は各年1月から12月、2019年度以前の排出量の集計期間は各年4月から翌年3月

関連情報はこちら

〉（第三者保証マーク）について

国内製造工場での取り組み

住友林業グループでは、各製造工場で産業廃棄物の分別を強化して有価売却するなど、継続して廃棄物排出量の削減に取り組んだ結果、2021年度は、リサイクル率97.3%の計画に対して99.1%となりましたが、住友林業クレスト、住友林業緑化　農産事業本部でゼロエミッション（リサイクル率98%以上）を達成しました。

国内製造工場でのリサイクル率推移※
（住友林業クレスト、住友林業緑化 農産事業本部、ジャパンバイオエナジー、オホーツクバイオエナジー、みちのくバイオエナジー）

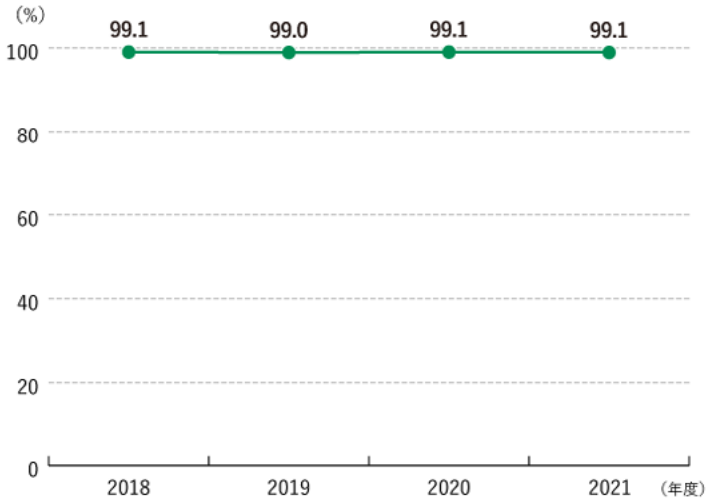

※ 2020年度以降の排出量の集計期間は各年1月から12月、2019年度以前の排出量の集計期間は各年4月から翌年3月

国内製造工場からの廃棄物等排出量の内訳（2021年度）

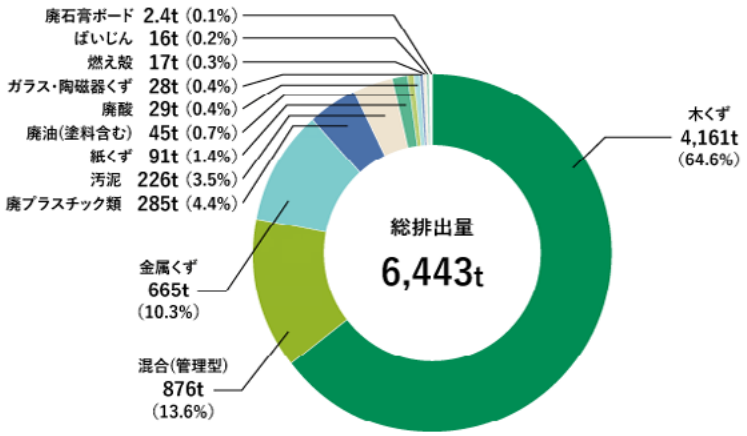

関連情報はこちら

> （第三者保証マーク）について

海外製造工場での取り組み

海外主要製造会社5社※に加えて2019年度からは、新たに、インドネシアのシナール・リンバ・パシフィック社（SRP）とアメリカのキャニオン・クリーク社（CCC）を対象に含めてゼロエミッションを推進しています。例えば、インドネシアのクタイ・ティンバー・インドネシア社では合板・建材の製造過程で発生する木くずを、パーティクルボードの原料やボイラー燃料などとして再利用しています。

2021年度は、総排出量は253,540t、最終処分量は3,816t、リサイクル率は計画98.0%に対して98.5%でした。2024年度までの中期経営計画サステナビリティ編では2021年度リサイクル率99%を目標に掲げています。

※ インドネシア：クタイ・ティンバー・インドネシア、リンバ・パーティクル・インドネシア、アスト・インドネシア
ニュージーランド：ネルソン・パイン・インダストリーズ
ベトナム：ヴィナ・エコ・ボード

海外製造工場からの廃棄物排出量の内訳（2021年度）

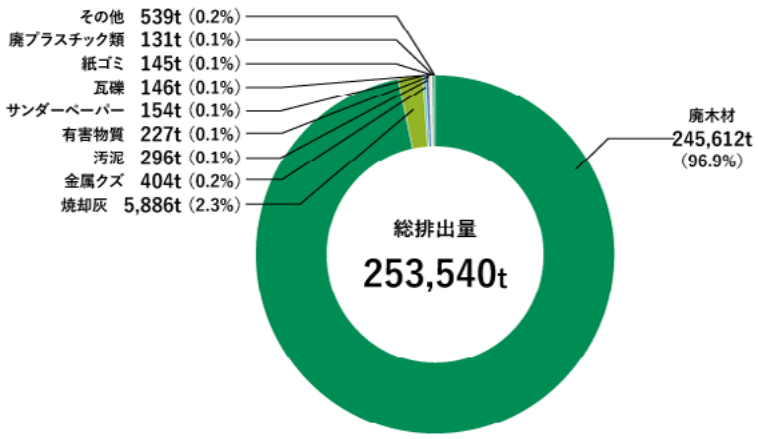

関連情報はこちら

> 製造事業での取り組み

新築現場での取り組み

住友林業の新築現場では、発生する廃棄物削減へ取り組んでいます。毎月開催する「廃棄物削減ワーキング」にて、各部署の担当者は問題点を抽出し、共有するとともに、目標に対しての進捗状況の管理を行っています。これまでに、必要最低限の梱包材の採用や床養生材のリユース製品の採用などにより、廃棄物の削減を図ってきました。また、首都圏エリアでは、広域認定制度取得を機に「首都圏資源化センター」を設置し、廃棄物の高度な分別の実施に取り組んでいます。2018年度からは新築現場における廃棄物処理は広域認定の運営エリアの拡大などを実施し、リサイクル率の改善を推進しています。2021年度までの中期経営計画サステナビリティ編の目標であるリサイクル率98%に対して、2021年度は95.1%となりました。今後は、廃棄物の削減効果が大きい、屋根スレートや外壁サイディングのプレカット化の拡大やリサイクル可能な処理場の新規採用やメーカー回収ルートの推進を図り、リサイクル率の向上に取り組んでいきます。

新築現場のリサイクル率推移※
（住宅・建築事業本部、住友林業緑化、住友林業ホームエンジニアリング）

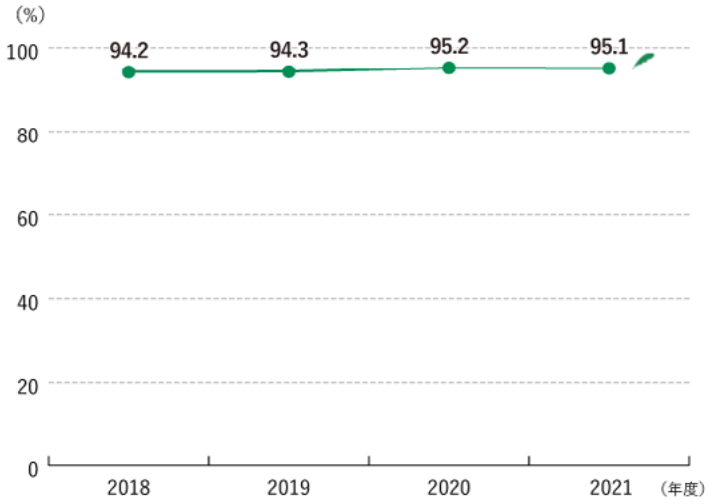

※ 2020年度以降の排出量の集計期間は各年1月から12月、2019年度以前の排出量の集計期間は各年4月から翌年3月

新築現場の廃棄物等の処理状況別内訳（2021年度）

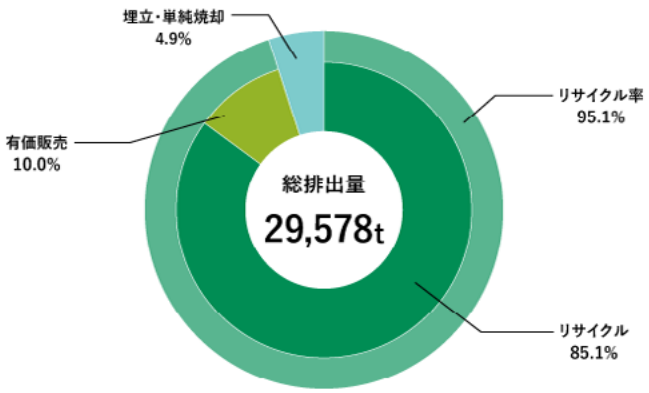

新築現場の廃棄物等排出量の内訳（2021年度）

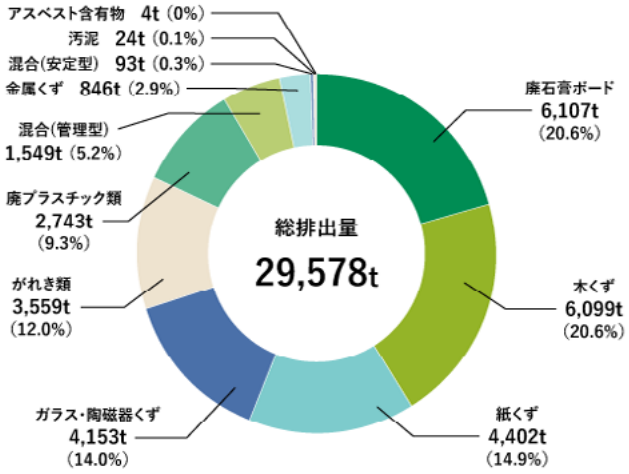

関連情報はこちら

> （第三者保証マーク）について

リフォーム事業での取り組み

リフォーム現場においては、養生材のリースを使用することなどにより、発生量の削減に取り組んでいます。住友林業ホームテックは、自社のリフォーム現場で発生する木くずのマテリアルリサイクルを実施しています。マテリアルリサイクルされる木くずは、パーティクルボードの原料として使われ、資源の有効活用に努めています。2021年度のリサイクル率は84.0%の計画に対して79.7%でした。

排出量の多い3大都市圏では、エリア全体を統括する工事部を設置し、リサイクル率の向上の指導・教育を行い、「ガラス・陶磁器くず」については、リサイクル能力の高い処理場への委託を推進していきます。

リフォーム事業の廃棄物等排出量の内訳（2021年度）（住友林業ホームテック）

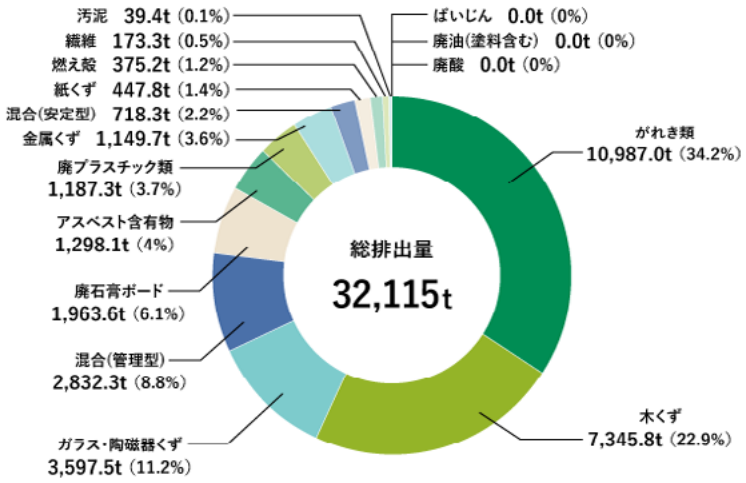

関連情報はこちら

> 住宅・建築事業での取り組み

解体現場での取り組み

住友林業は、2002年の建設リサイクル法の施行以前から、住宅の新築に伴う解体に際して、分別解体の徹底や廃棄物の分別排出による資源リサイクルを推進しています。2002年の施行以降は、同法で義務付けられた品目（木くず、コンクリートなど）について、発生現場で分別した上で、リサイクルを実施しています。

2021年度実績は、コンクリートについては前年度に引き続き、リサイクル率がほぼ100%となりました。木くずについても付着物の除去撤去などにより、高いリサイクル率を維持しています。2022年度からの中期経営計画サステナビリティ編においても、建設リサイクル法に基づき、建設リサイクル法の対象工事範囲外（延べ床面積80m²以下）も含め、リサイクル率100%を目標に掲げています。

解体廃棄物の排出量と内訳（2021年度）

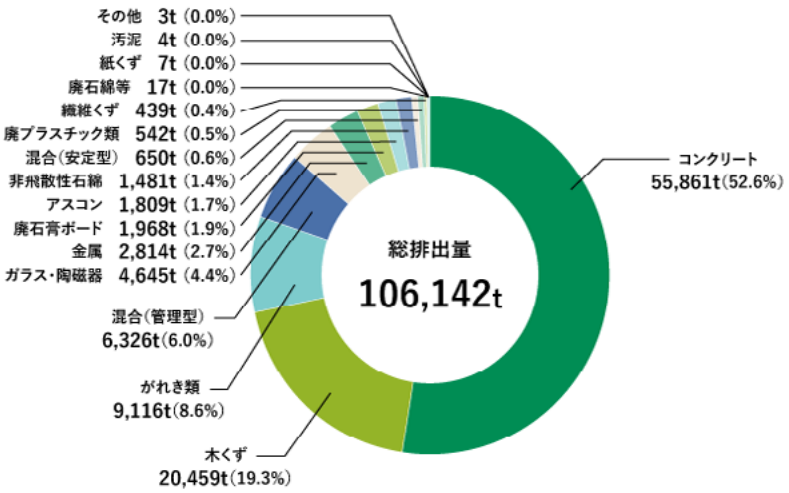

関連情報はこちら

> 住宅・建築事業での取り組み

発電事業での取り組み

発電事業では、バイオマスボイラーから排出されるばいじん（焼却灰）は、生石灰と混合し、主に林道の路盤材として再利用しています。2018年度は、「ロバンダー」という製品名で、北海道認定リサイクル製品として認定されました。2021年度はリサイクル率56.5%の計画でしたが焼却灰の有効活用により実績は99.3%と大幅に目標を達成しました。また、発電事業で初めてゼロエミッション（リサイクル率98%以上）を達成しました。

発電事業の廃棄物等排出量の内訳（2021年度）
（紋別バイオマス発電、八戸バイオマス発電）

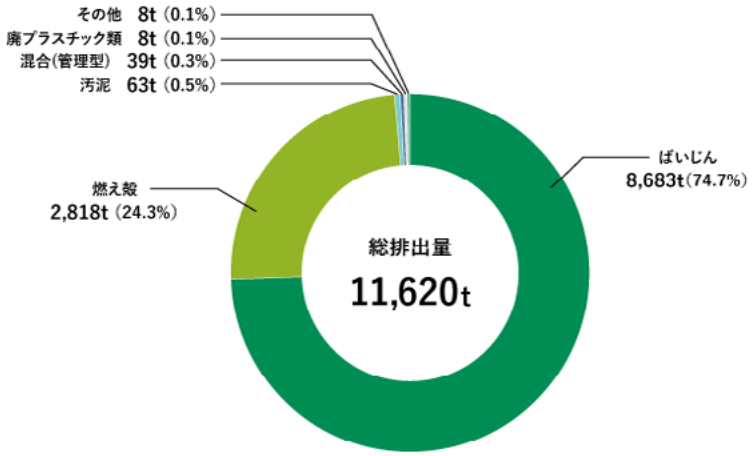

関連情報はこちら

› バイオマス発電事業での取り組み

生活サービス事業、住宅関連資材販売※1などでの取り組み

生活サービス事業や住宅関連資材販売などの各排出事業所においても 、無駄な廃棄物の発生をなくすため、部署ごとに取り組みを実施しています。

生活サービス事業、住宅関連資材販売などでの廃棄物等排出量の内訳※2（2021年度）

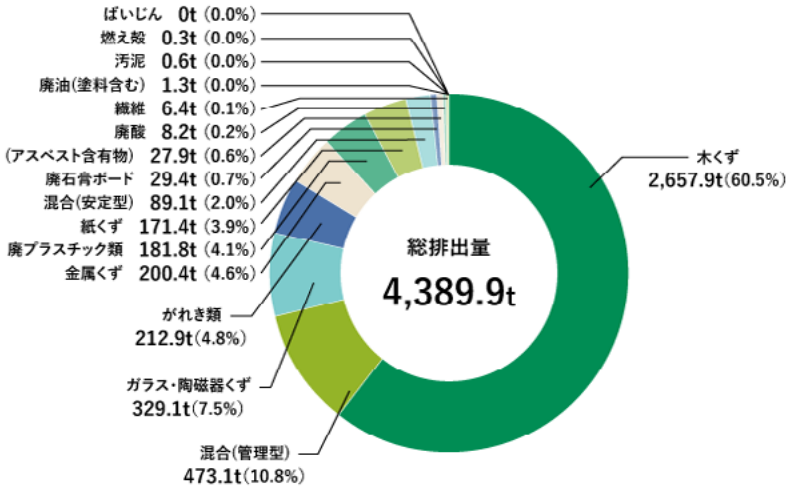

※1 住宅関連資材販売とは、流通事業、リノベーション事業、筑波研究所など
※2 2021年1月に住友林業グループ入りしたコーナン建設の数値（同社基準による総排出量66,044t）は含んでいない

プラスチックへの対応基準を策定

プラスチックは短期間で社会に浸透し、われわれの生活に利便性と恩恵をもたらした一方、他素材に比べてリユース・マテリアルリサイクルされる割合は世界全体でもいまだ低く、海洋に流出したプラスチックによる汚染問題などが、世界的な課題となっています。住友林業グループは2019年8月に「プラスチックに関する対応」を定め、関連部署への啓発・周知を行いました。ノベルティ類、文房具類は、包装も含めて、プラスチック製品はできる限り代替を検討。社内の自動販売機・飲料保管等において、防災など特別な理由がない限り、ペットボトルを缶に切り替え、会議時におけるペットボトル飲料の配布を行わないなどの取り組みを実施しました。また、プラスチックへの対応内容を「住友林業グループグリーン購入ガイドライン」に反映し、改訂を行いました。

資源保全及び廃棄物排出削減

ゼロエミッション達成のための取り組み

ゼロエミッションの考え方

住友林業グループは、各事業所※から発生する全ての産業廃棄物について、単純焼却・埋立処分を行わない、「リサイクル率98%以上」をゼロエミッション達成と定義しています。この定義に従い、国内製造工場では2009年度に、新築現場でも2012年度に首都圏エリアにおけるゼロエミッションを達成しました。また、海外製造工場では、2020年度にゼロエミッションを達成しました。

2019年度から2021年度を目標年度とした中期経営計画サステナビリティ編においては、さらなる事業活動における環境負荷低減の推進に向け、住友林業グループ全体の最終処分量を2017年度比15%削減する目標を加えて取り組みました。その結果、最終処分量は66.9%削減することができました。また、ゼロエミッションについては、事業活動状況や発生する廃棄物状況などを考慮し、「新築現場」「国内製造工場」「発電事業」「リフォーム事業」「生活サービス事業など」「海外製造工場」「解体工事現場」の7区分に分けて、従来の中期計画より細かい管理を通じて、達成を目指しました。結果として、「国内製造工場」「海外製造工場」に加えて「発電事業所」でもゼロエミッションを達成しました。
2022年度から新たに2024年度を目標年度とした中期経営計画サステナビリティ編においても、引き続き、産業廃棄物最終処分量やリサイクル率などの目標を掲げ、環境負荷低減を進めていきます。

※「新築現場」「国内製造工場」「発電事業所」「リフォーム事業」「生活サービス事業など」「海外製造工場」「解体工事現場」を指す

製造事業での取り組み

国内製造工場での取り組み

住友林業グループでは、各製造工場で産業廃棄物の分別を強化して、単純焼却を行うことなく、資源としての有効利用（熱利用）や有価売却するなど、継続して廃棄物排出量の削減に取り組んだ結果、2021年度※のリサイクル率は、99.5%の計画に対して99.1%となりましたが、住友林業クレスト、住友林業緑化　農産事業本部でゼロエミッション（リサイクル率98%以上）を達成しました。

海外製造工場での取り組み

海外主要製造会社5社※に加えて2019年度からは、新たに、インドネシアのシナール・リンバ・パシフィック社（SRP）とアメリカのキャニオン・クリーク社（CCC）を対象に含めてゼロエミッションを推進しています。例えば、インドネシアのクタイ・ティンバー・インドネシア社では合板・建材の製造過程で発生する木くずを、パーティクルボードの原料やボイラー燃料などとして再利用、製材過程で出た端材はノベルティグッズに活用するなど、ゼロエミッション活動を推進しています。

2021年度のリサイクル率は、98.0%の計画に対して、98.5%となり、ゼロエミッションを達成しました。

※ インドネシア：クタイ・ティンバー・インドネシア、リンバ・パーティクル・インドネシア、アスト・インドネシア
ニュージーランド：ネルソン・パイン・インダストリーズ
ベトナム：ヴィナ・エコ・ボード

ゴミ分別による再資源化

製造時に発生する端材をノベルティ原材料に再利用

住宅・建築事業での取り組み

新築現場での取り組み

新築現場における廃棄物削減への取り組み

新築現場から発生する産業廃棄物の削減

住友林業は2014年より新築現場の廃棄物削減のため、商品開発、資材調達、生産管理、環境部門の担当者による「廃棄物削減ワーキング」を発足させ、多くの施策を立案し、実行に移してきました。
2012年から運用を開始した広域認定産廃管理システムから得られた廃棄物発生状況に関する詳細データから、「木くず」「石膏ボード」「ダンボール類」の3品目が、全体の2/3を占めることが明らかになり、この3品目の削減に重点的に取り組んでいます。
住友林業グループ中期経営計画サステナビリティ編では、2021年度までに新築現場から発生する1棟あたりの産業廃棄物の量を2017年度比18%削減することを目標に掲げてきました。2020年度には、新築住宅1棟あたりの産業廃棄物排出量が2017年度比で10%削減と停滞しましたが、運用を開始した、きずれパネル、屋根スレートのプレカット化が順調に進み、産業廃棄物排出量削減に大きく効果が表れ始めました。

この取り組みは、2021年度から全国の支社・支店で運用を開始しました。屋根スレート材は、1棟当たり170kgの削減効果が期待されます。サイディングのプレカット化についても一部で開始し、徐々にエリアを広げています。サイディングは1棟当たり550kgと重量が大きいため、今後の運用拡大により、産業廃棄物排出量の削減効果がさらに期待できます。

また、建築する場所や地域、仕様等により産業廃棄物の排出量の差が生じるため、2021年度は、支店毎に適正な産業廃棄物排出量を算出し、支店毎の適正産業廃棄物排出量の目標を作成しました。この産業廃棄物の適正排出量を目標にすることで、建築現場の意識改革、啓発活動に取り組み、産業廃棄物の排出量の分析、及び改善対策を計画、実行し、排出量削減に取り組んでいきます。

新築現場から発生する産業廃棄物の削減（1棟あたり）

	総排出量（kg）	削減率
2017年度（基準年度）	3,325	-
2019年度実績	3,002	▲10%
2020年度実績	2,977	▲10%
2021年度実績	2,736	▲18%

新築現場における廃棄物のリサイクルへの取り組み

住友林業は、新築現場より発生する廃棄物の分別を徹底しています。住友林業が定めた11分類に分別しやすくするため、具体的な廃棄物を記載したポスターを掲示するなど啓発を図っています。また、プレカット構造材等資材の運搬の際に使用されたリンギやパッキン材を現場で使い捨てせず再利用する取り組みも行ってきました。

2021年度は処理費用の高騰や新型コロナウイルス感染症拡大による人手不足等の影響で処理場のリサイクル率が低下したのが要因で、リサイクル率目標98%に対して、95.1%と停滞しました。

中期経営計画サステナビリティ編では、年度までに新築現場における廃棄物のリサイクル率を98.0%にすることを目標に掲げています。

2022年度は、リサイクル可能な処理場の新規採用とメーカー回収ルートの推進を拡大し、リサイクル率の向上に取り組みます。

産業廃棄物分別ポスター

新築現場における廃棄物のリサイクル率

	リサイクル率
2017年度（基準年度）	92.5%
2019年度実績	94.3%
2020年度実績	95.2%
2021年度実績	95.1%

環境省広域認定制度の認定取得

住友林業は、環境省より広域認定制度の認定を取得しています。この認定によって産業廃棄物の運搬が産廃業者以外でも可能となり、独自の産廃回収システムを構築しています。

住友林業の新築工事の産廃管理システムは、資材の現場搬入車両の帰り便等を廃棄物の回収に利用し、運送を合理化しただけでなく、廃棄物にバーコードを取り付け管理することでトレーサビリティの確保、正確な重量等発生状況データの収集を行っています。

首都圏資源化センターの稼働

住友林業は、広域認定制度の認定取得を機に、高度な分別とデータ収集のため「首都圏資源化センター」を埼玉県加須市に設置しています。

首都圏資源化センター

首都圏資源化センターは、関東地方一都五県（東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県）の新築現場から発生する廃棄物を集積し処理を行っています。

首都圏資源化センターでは、仕様、施工店、地域ごとに詳細な廃棄物発生状況、傾向のデータが収集し、データを商品開発、資材調達、生産管理部門へフィードバック、廃棄物削減の取り組みに活かしています。

また、首都圏以外の地域でも広域認定制度の運用を拡大しました。現在、鹿児島県エリア・山陰エリアを除く支店で運用を開始しています。首都圏資源化センターと同様、全国の廃棄物発生状況データを収集することが可能になり、地域ごとに、建物の仕様や建築条件で排出量や排出品目の傾向があるため、それぞれ分析を行うことで、廃棄物削減につなげます。

広域認定を利用した産業廃棄物回収フロー

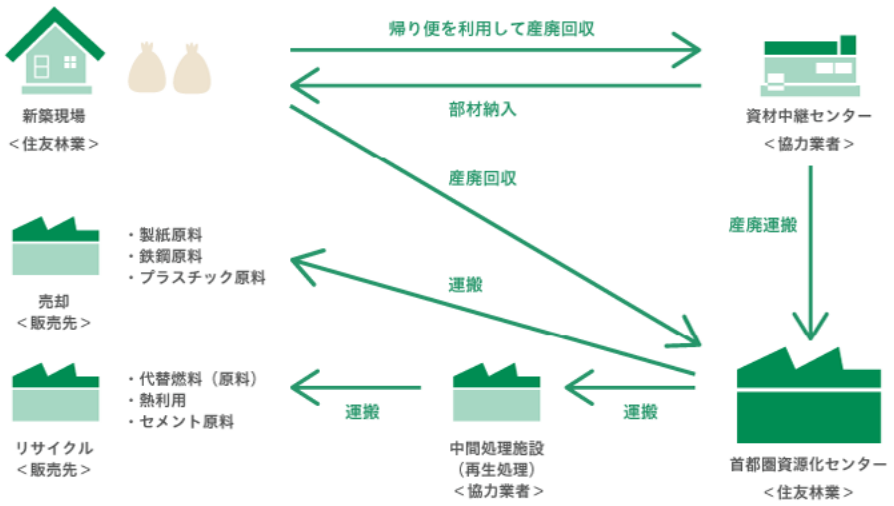

解体現場での取り組み

住友林業は、2002年の建設リサイクル法の施行以前から、住宅の新築に伴う解体に際して、分別解体の徹底や廃棄物の分別排出による資源リサイクルを推進しています。2002年の施行以降は、同法で義務付けられた品目（木くず、コンクリートなど）について、発生現場で分別した上で、リサイクルを実施しています。近年は、石綿含有建材を使用した住宅の解体工事が増加しており、2020年には石綿関連の改正法が施行されています。これを踏まえ、住友林業では、特に石綿含有建材の除去方法や処理の指導や管理の徹底に努めています。

解体工事における廃棄物管理

携帯電話やスマートフォンを使って解体工事現場から搬出する廃棄物の品目、数量、荷姿を確認できるシステムを構築し、協力解体工事店へ導入し、管理を強化しています。

産業廃棄物事務センター開設

2021年度より、産業廃棄物事務センターを全国3拠点に開設しました。産業廃棄物の管理業務に特化した担当者が、精度の高い管理に統一することで全国の産廃リスクの撲滅に取り組みます。

全国で排出される産業廃棄物の電子マニフェスト登録を行い、排出事業者の責務である最終処分終了までの適正処理の確認や期限管理を始め、電子マニフェストの登録内容と委託契約書の記載内容の照合、及び委託契約書内容の更新管理等の法令を厳守した管理を行います。

リフォーム事業での取り組み

リフォーム現場では、養生材を繰り返し使用できるリユース養生材にすることで、発生量の削減に取り組んでいます。

首都圏エリアの木くずについては、2014年度よりパーティクルボードの原料とするマテリアルリサイクルルートを運用するなど、資源の有効活用にも努めています。

排出量の多い3大都市圏では、エリア全体を統括する工事部を設置し、産業廃棄物の管理全般、リサイクル率の向上の指導・教育を行っています。

新たに「ガラス・陶磁器くず」についてリサイクル能力の高い処理委託先への持ち込みを開始したことで、2021年度のリサイクル率は79.7%となりました。

施工業者と共に

住友林業では、安全や環境についての情報やトピックスを掲載した「安全･環境･検査室情報」を毎月発行し、支店や施工業者に対して繰り返し周知することにより、産業廃棄物関連のリスク回避ができるようにしています。

新築施工店及び解体業者への教育

新築施工店に対して、産廃教育と確認テストを実施しています。解体業者は産業廃棄物について、解体着工前から解体完了まで、マニュアルに沿って施工管理記録書を各支社、支店に報告しています。また、各支社、支店ではその施工管理記録書のチェックを行い、不備があれば是正するように指導をしています。

バイオマス発電事業での取り組み

焼却灰を利用したロバンダーによる林道等の整備

紋別バイオマス発電株式会社では、バイオマスボイラーから排出されるばいじん（焼却灰）を利用し、林道用の路盤材（商品名「ロバンダー」）を製造しています。これにより廃棄物の発生を抑制、環境負荷低減へ配慮するとともに、山林資源を活用した発電で発生した副産物を山林の整備に利用するという、循環型事業の構築を目指しています。

また、「ロバンダー」は環境安全性の基準を満たしていることが認められ、北海道認定リサイクル製品としての認定を受けています。

原木置き場のロバンダー材敷設した道路

北海道認定リサイクル製品

北海道認定リサイクル製品マーク

ジャパンバイオエナジー株式会社における優良産廃処理業者登録の継続

木質燃料チップの製造・販売を行うジャパンバイオエナジー株式会社が、2016年5月より川崎市の優良産廃処理業者に認定されています。

優良産廃処理業者認定制度は、都道府県や政令市が優良な産廃処理業者を審査して認定する制度です。認定を受けるためには、遵法性、事業の透明性、環境配慮の取り組み、財務体質の健全性などの基準に全て適合していることが必要となります。本制度の認定を受けることにより、産廃処理業許可の有効期限が5年から7年に延長となります。

また、公益社団法人神奈川県資源循環協会から、令和2年度の優良事業所として表彰を受けました。優良事業所は各エリアのから推薦にて選定されますが、5年以上の堅実な事業活動を評価していただきました。

汚染の防止

汚染の防止

化学物質の管理

国内工場の化学物質管理

住友林業グループでは、国内は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR法）に従って、対象となる住友林業クレストの3工場（鹿島工場・新居浜工場・伊万里工場）それぞれについて、有害化学物質を管理しています。

国内工場の化学物質管理表（2021年度）

対象会社	対象部署	物質番号	化学物質の名称	取扱量（kg/年）	排出量（kg/年）				移動量（kg/年）		製品への転換（kg）
					大気	水域	土壌	埋立処分	下水道	当該事業所外	
住友林業クレスト	鹿島工場	186	塩化メチレン（ジクロロメタン）	6,498	4,693	0	0	0	0	1,804	1
		448	メチレンビス（4,1-フェニレン）＝ジイソシアネート	1,304	0	0	0	0	0	29	0
	小計			7,802	4,693	0	0	0	0	1,833	1
	新居浜工場	186	塩化メチレン（ジクロロメタン）	3,835	2,747	0	0	0	0	1,087	0
	小計			3,835	2,747	0	0	0	0	1,087	0
	伊万里工場	4	アクリル酸及び水溶性塩	13,430	0	0	0	0	0	0	13,430

対象会社	対象部署	物質番号	化学物質の名称	取扱量（kg/年）	排出量（kg/年）				移動量（kg/年）		製品への転換（kg）
					大気	水域	土壌	埋立処分	下水道	当該事業所外	
		7	アクリル酸ノルマル-ブチル	8,048	0	0	0	0	0	21	8,027
		84	グリオキサール	2,500	0	0	0	0	0	5	2,495
		134	酢酸ビニル	2,171,377	2,361	96	0	0	0	53	2,168,828
		349	フェノール	55,800	0	0	0	0	0	15	55,785
		395	ペルオキソ二硫酸の水溶性塩	3,407	0	0	0	0	0	9	3,398
		407	ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が12から15までの及び混合物に限る）	4,212	0	24	0	0	0	12	4,176
		411	ホルムアルデヒド	146,472	43	0	0	0	0	220	146,209
		448	メチレンビス（4,1－フェニレン）＝ジイソシアネート	10,080	0	0	0	0	0	56	10,024
	小計			2,415,326	2,404	120	0	0	0	390	2,412,372
合計				2,426,963	9,844	120	0	0	0	3,311	2,412,373

※ 2021年1月～12月の実績

関連情報はこちら

> （第三者保証マーク）について

海外工場の化学物質管理

海外の工場においては、各国の化学物質管理規制に従って、下表の通り、接着剤や塗料などに含まれる化学物質を管理しています。

海外工場の化学物質管理表（2021年度）

対象会社	国	化学物質の名称等	取扱量（t/年）	排出量（t/年）		移動量（t/年）
				大気	水域その他	廃棄物処分
KTI	インドネシア	MA、UA他接着剤等	20,059	-	-	50
ASTI	インドネシア	スチレン、キシレン、溶剤	325	-	15	62
RPI	インドネシア	イソシアネート、ホルムアルデヒド	512	-	-	0
NPIL	ニュージーランド	ホルムアルデヒド	339	-	-	0
VECO	ベトナム	イソシアネート、ホルムアルデヒド他	390	-	-	0
CCC	アメリカ合衆国	MEK、アルコール類他	273	263	-	12
合計			21,898	263	15	124

大気汚染物質の管理

国内工場の大気汚染物質管理

大気については「大気汚染防止法」及び地域条例にのっとり、対象となる住友林業クレストの各工場（鹿島工場・静岡工場・新居浜工場）、住友林業緑化の新城工場、紋別バイオマス発電所それぞれについて、ダイオキシン、NOx、SOx、ばいじんの大気中への排出濃度検査を定期的に実施しています。2021年度は、排出濃度検査の結果は全て基準値以内でした。

国内工場の大気汚染物質管理表（2021年度）

対象会社	対象部署	測定物質	単位	（基準値）	測定濃度	大気への排出量（mg-TEQ）
住友林業クレスト	鹿島工場	ダイオキシン	ng-TEQ/m^3	5	0.011	0.5
	静岡工場	ダイオキシン	ng-TEQ/m^3	5	1.1	3

対象会社	対象部署	測定物質	排出量（kg/年）	単位	（基準値）	測定濃度	乾きガス流量（Nm³/h）
住友林業クレスト	新居浜工場（木くずボイラー）	SOx（硫黄酸化物）	244	ppm	0.47	0.05	8,500
		NOx（窒素酸化物）	1,388	ppm	350	150	8,500
		ばいじん	26	g/Nm³	0.3	0.002	8,500
	新居浜工場（重油ボイラー）	SOx（硫黄酸化物）	1	ppm	0.1	0.029	460
		NOx（窒素酸化物）	1	ppm	180	76	460
		ばいじん	0	g/Nm³	0.3	0.034	460
	伊万里工場	SOx（硫黄酸化物）	766	ppm	-	- ※ 小型貫流ボイラーの為,測定頻度の規定なし	-
住友林業緑化農産事業部	新城工場	SOx（硫黄酸化物）	27	ppm	0.49	1.2未満	8,470
		NOx（窒素酸化物）	896	ppm	200	56	8,470
		ばいじん	382	g/Nm³	0.2	0.049	8,470
紋別バイオマス発電所		SOx（硫黄酸化物）	86,804	ppm	373	4.6	189,000
		NOx（窒素酸化物）	270,818	ppm	250	89.2	189,000
		ばいじん	4,796	g/Nm³	0.1	0.0078	189,000
八戸バイオマス発電所		SOx（硫黄酸化物）	540	ppm	32.3	0.02	58,000
		NOx（窒素酸化物）	77,332	ppm	250	66.4	58,000
		ばいじん	309	g/Nm³	0.3	0.05	58,000

※ 2021年1月～12月の実績

関連情報はこちら

> （第三者保証マーク）について

海外工場の大気汚染物質管理

海外の工場においては、各国及び地域の規制に従って、インドネシアとベトナムではNOx、SOx、ばいじんの排出濃度測定を、アメリカ合衆国では、VOCの排出量の測定を実施しています。2021年度は、排出濃度検査の結果は全て基準値以内でした。

海外工場の大気汚染物質管理表（2021年度）

対象会社	国	測定物質	単位	（基準値）	測定濃度
KTI	インドネシア	CO（一酸化炭素）	μg/Nm^3	10,000	4,537
		SOx（硫黄酸化物）	μg/Nm^3	150	41
		NOx（窒素酸化物）	μg/Nm^3	200	33
		Pb（鉛）	μg/Nm^3	2	0.2
		HC（炭化水素）	ppm	160	17
		O_3（オゾン）	ppm	150	28
		ばいじん	mg/Nm^3	230	26
RPI	インドネシア	SOx（硫黄酸化物）	mg/Nm^3	800	34
		NOx（窒素酸化物）	mg/Nm^3	1,000	119
		ばいじん	mg/Nm^3	350	※
ASTI	インドネシア	CO（一酸化炭素）	μg/Nm^3	10,000	1,716
		SO_2（二酸化硫黄）	μg/Nm^3	150	＜LoD
		NO_2（二酸化窒素）	μg/Nm^3	200	61.6
		H_2S（硫化水素）	μg/Nm^3	0.02	＜LoD
		NH_3（アンモニア）	ppm	2	0.07
		TSP (Debu Total)	μg/Nm^3	230	138.6
		総浮遊粒子状物質			
VECO	ベトナム	SOx（硫黄酸化物）	mg/Nm^3	500	0
		NOx（窒素酸化物）	mg/Nm^3	850	100.85
		ばいじん	mg/Nm^3	200	49.2
CCC	アメリカ合衆国	VOC（揮発性有機化合物）	1bs	200,000	163,816

※ ドライヤーの状況の確認及び調整実施中。調整後2021年4月に測定

水質汚染物質の管理

国内の水質汚染物質管理

水質については「水質汚濁防止法」にのっとり、対象となる筑波研究所及び住友林業クレスト全工場（鹿島工場・静岡工場・新居浜工場・伊万里工場）、紋別バイオマス発電所、八戸バイオマス発電所それぞれについて、定期的に排水の水質濃度検査を実施しています。2021年度は、鹿島工場の測定濃度は所在地の土壌の影響で基準値を超えていましたが、その他工場の測定濃度は全て基準値以内でした。

国内工場の水質物質管理表（2021年度）

対象会社	対象部署	検査項目	単位	（基準値）	測定濃度
住友林業	筑波研究所	pH	-	5～9	7.4
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	＜600	9
		COD	mg/L	-	-
		SS（浮遊物質量）	mg/L	＜600	10
		ノルマルヘキサン抽出物（鉱油類）	mg/L	≦5	＜1
		ノルマルヘキサン抽出物（動植物類）	mg/L	≦30	＜2
		ヨウ素消費量	mg/L	≦220	＜5
		フェノール類含有物	mg/L	≦5	＜0.025
		シアン化合物	mg/L	≦1	＜0.1
		銅含有物	mg/L	≦3	＜0.02
		亜鉛含有物	mg/L	≦2	0.03
		溶解性鉄含有物	mg/L	≦10	0.08
		溶解性マンガン含有量	mg/L	≦10	＜0.02
		ベンゼン	mg/L	≦0.1	＜0.001
		ほう素及びその化合物	mg/L	≦10	0.12
		ふっ素及びその化合物	mg/L	≦8	＜0.17
住友林業クレスト	鹿島工場	pH	-	5.8～8.6	12.4
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	-	1.4
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	5	3.4

対象会社	対象部署	検査項目	単位	（基準値）	測定濃度
		SS（浮遊物質量）	mg/L	5	＜1
		ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	1	＜0.5
	静岡工場	pH	-	5.8～8.6	6.8
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	≦ 160	68
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	-	-
		SS（浮遊物質量）	mg/L	≦ 200	9.8
	新居浜工場	pH	-	5.8～8.6	6.8
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	-	-
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	160	9.8
		SS（浮遊物質量）	mg/L	200	80
	伊万里工場	pH	-	5.8～8.6	7.7
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	-	-
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	70	13
		SS（浮遊物質量）	mg/L	70	8
紋別バイオマス発電所		pH	-	5～9	7.8
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	5日間に1,000mg/L未満	2.8
		SS（浮遊物質量）	mg/L	1000	2
八戸バイオマス発電所		pH	-	5.8～8.6	7.8
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	30mg/L以下（日間平均20mg/L以下）	0.8
		SS（浮遊物質量）	mg/L	40mg/L以下（日間平均30mg/L以下）	7.5
		ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	≦ 5	＜1

海外の水質汚染物質管理

海外の工場においては、各国の排水水質規制に従って、水質汚染物質の濃度検査を実施しています。2021年度は、排出濃度検査の結果は全て基準値以内でした。

海外工場の水質物質管理表（2021年度）

対象会社	対象部署	検査項目	単位	（基準値）	測定濃度
KTI	インドネシア	pH	-	6～9	7.87
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	75	4
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	125	22
		TSS（浮遊物質量）	mg/L	50	2
		NH_3-N（アンモニア濃度）	mg/L	4	0.1
		Fenol（フェノール濃度）	mg/L	0.25	0.002
RPI	インドネシア	pH	-	6～9	7.8
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	75	＜7
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	125	＜12.4
		TSS（浮遊物質量）	mg/L	50	＜8
		NH_3-N（アンモニア濃度）	mg/L	4	＜0.09
		Fenol（フェノール濃度）	mg/L	0.25	＜0.1
ASTI	インドネシア	pH	-	6～9	7.88
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	500	31
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	1,600	93
		溶解性鉄含有量	mg/L	5	0.23
		溶解性マンガン含有量	mg/L	2	0.02
		銅含有量	mg/L	2	0.05
		亜鉛含有量	mg/L	5	0.35
		六価クロム化合物	mg/L	0.1	＜0.005
		クロム化合物	mg/L	0.5	＜0.108

対象会社	対象部署	検査項目	単位	（基準値）	測定濃度
		カドミウム化合物	mg/L	0.05	0.0041
		鉛化合物	mg/L	0.1	0.038
		硫化水素化合物	mg/L	0.05	0.0005
		硝酸塩化合物	mg/L	20	0.015
		亜硝酸塩化合物	mg/L	1	0.035
		水銀	mg/L	0.002	0.0005
		Fenol（フェノール濃度）	mg/L	0.5	＜0.005
VECO	ベトナム	ログヤードの雨水処理			
		pH	-	5～9	7.97
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	200	35.4
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	300	116
		SS（浮遊物質量）	mg/L	200	30.7
		窒素化合物	mg/L	60	4.74
		リン酸塩化合物	mg/L	10	3.29
		排水処理プラント			
		pH	-	5～9	7.28
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	200	59.6
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	300	147
		SS（浮遊物質量）	mg/L	200	13
		窒素化合物	mg/L	60	40.75
		リン酸塩化合物	mg/L	10	3.44
NPIL	ニュージーランド	pH	-	6～9	準拠
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	2,350	1,901
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	6,400	4,678
		SS（浮遊物質量）	mg/L	650	360

アスベスト（石綿）含有建材の適正処理

住友林業グループは、石綿の適正な処理ルートを確保しています。住友林業では、「解体工事適正対応ガイド」を策定し、住宅の解体工事における石綿の飛散防止に努めています。

一方、各事業所の建築物においても、法律に基づき適正に処理しています。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管・適正処理

使用済みの高圧コンデンサーなどに含まれるポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物については、「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」にのっとり適切に管理し、処理を進めています。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理状況※1

対象会社	対象施設	2019年度 処理量（kg）※1	2020年度 処理量（kg）※1	2021年度 処理量（kg）※1
住友林業クレスト	（旧）名古屋工場※2	0	0	0
ASTI	ASTI工場	0	0	0
小計		0	0	0

※1 上記処理量（kg）は、処分届の数量で、保管容器込みの重量を記載
※2 （旧）名古屋工場は、2015年6月末に閉鎖

ポリ塩化ビフェニル（PCB）の管理状況※※1

対象会社	対象施設	2021年度以降 処理予定（台数）	管理状況
住友林業クレスト	（旧）名古屋工場※2	513台	安定器保管中
ASTI	ASTI工場	17kg	電子基盤

※1 上記記載の機器は、現在使用中もしくは保管中の機器であり、処理検討中のもの
※2 （旧）名古屋工場は、2015年6月末に閉鎖

フロン排出量の管理

筑波研究所などの試験設備や関係会社の空調・保冷庫などの冷媒として使用されているフロン類ガスについては、2015年4月に施行された「フロン排出抑制法」にのっとり、フロン排出量を定期検査時のフロン充填量で管理しています。2020年度、フロン類の漏洩量はゼロでした。

植物の力を活用した土壌浄化技術・環境修復事業

現在、日本国内では工場などの跡地の利用において、土壌汚染に伴う環境負荷とその対策コストの負担が課題となっています。例えば、ガソリンスタンドは、埋設から40年以上たった地下タンクの改修が、改正消防法で義務化されたことに伴い、年間で約1,000～2,000ヵ所が閉鎖される見込みです。

ガソリンスタンド跡地に施工されたシバ

こうした土壌汚染対策・環境修復の需要に応えるべく、住友林業グループは、植物の作用を活用した汚染土壌の浄化（ファイトレメディエーション）に取り組んでいます。その一環として、2012年度、独自に品種登録した日本シバ「バーニングフィールド」による油汚染土壌浄化工法を、ENEOS株式会社（当時：JX日鉱日石エネルギー株式会社）と共同開発しました。

この工法で使用する日本シバは、根から出る栄養分が油分を低減する微生物の働きを活性化させる作用を持ち、環境負荷を抑え低コストで汚染土壌を浄化することが可能です。2021年度まで、ガソリンスタンドや油槽所跡地の浄化に9件導入され、そのうち5件で浄化が完了しました。

なお、2013年「環境対策に係る模範的取組表彰（大臣表彰）」を受賞するとともに、環境省が2013年度、2014年度に実施した「低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術検討調査」において、油分分解微生物の活性化傾向が認められた他、高濃度の油汚染地で適用することができる可能性があるとの評価を得ました。2018年10月、公益財団法人日本デザイン振興会が主催のグッドデザイン賞を受賞しました。2020年3月に、日本シバ改良品種「バーニングフィールド®」が、国土交通省の新技術情報提供システム（NETIS）へ登録されました。NETISは、国土交通省が新技術活用のため情報の共有及び提供を目的とした新技術情報提供システムです。NETIS登録技術の活用により、入札段階における総合評価方式や活用段階における工事成績評定で加点対象になるため、公共工事に携わる事業者等への新技術の認知度向上や普及が期待できます。

今後も、この工法による浄化実績を積み重ね、全国の油汚染問題の解決に貢献していきます。

水資源の有効利用

水資源の有効利用

事業活動における節水

世界では今、水不足に対する危機感が増しています。今後、人口増加や途上国の経済成長によって水需要が高まることにより、この問題はますます深刻化することが予想されます。

住友林業グループの主要事業は、木材建材流通事業、住宅・建築事業などであり、水の使用量は少ないビジネスモデルです。しかしながら、水を重要な資源とする事業も展開しており、そうした事業を中心に、水使用量を削減し、リスクアセスメントの実施や問題が発生した場合の対応策の検討を行う方針としています。

住友林業グループでは、国内外の製造会社に加え、2012年度からは当社グループが所有する建物など、水使用量の実数測定が可能な拠点で水の使用量や水源を把握しています。そして、2016年度のグループ会社全体の水使用量を分析し、連結売上高の7.2%にあたる8社のグループ会社で水使用量の91.8%を占めていることがわかりました。そこで、この8社を水の重点管理会社と位置付け、まず、国内の5社で水使用に関するリスクアセスメントと水不足になった場合の具体的な対応策をまとめました。また、海外3社に関しても、水使用の実態把握を開始しました。

なお、2016年度から2018年度にかけて紋別バイオマス発電所、八戸バイオマス発電所の稼働により水の使用量が大幅に増加しました。バイオマス発電では、木材などのバイオマス燃料を燃焼させて水を沸騰、その水蒸気でタービンを回して発電するため、水使用量の増加につながっています。

中期経営計画サステナビリティ編では「水資源の節減・有効利用」を掲げ、当社グループ全体の水使用量を目標化し、進捗管理を行っています。2021年度、グループ全体の水使用量は2,858千m^3で、目標数値3,011千m^3以内に対して目標を達成しました。住友林業クレストの伊万里工場における工業用水の循環利用の節水策の徹底及び廃液処理装置の更新により、安定した水消費量の削減につながりました。また、紋別バイオマス発電所においては、生産活動における水資源使用量の削減を活動目標に設定し、水使用量の把握・管理を強化しました。2021年度実績では、2020年度比3.3%（35千m^3）削減となりました。

また、住友林業では、サプライチェーンにおける水使用量を把握するため、2015年度に住宅施工現場で協力会社が使用する水使用量のサンプリング調査を実施し、施工時の水使用量は床面積1m^2あたり約0.0887m^3であることを把握しています。

関連情報はこちら

住友林業グループ中期経営計画
サステナビリティ編2021の実績

過去4年間水使用量の推移※

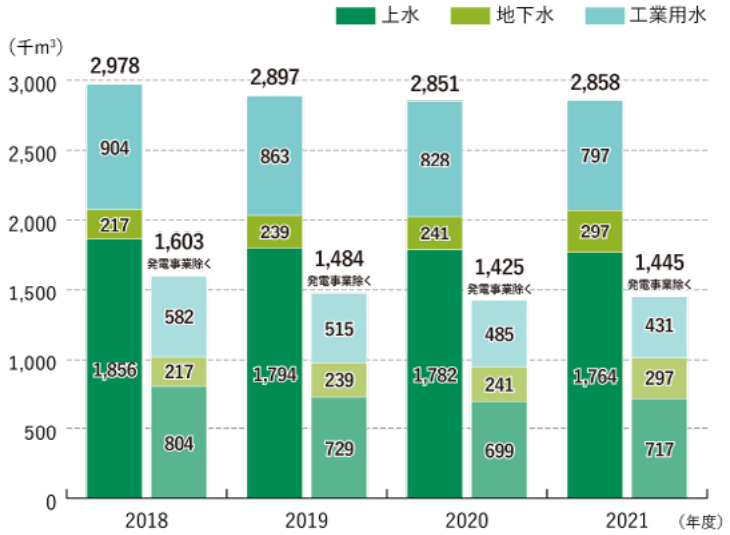

関連情報はこちら

> （第三者保証マーク）について

部門別水使用量推移※

	オフィス部門他（単位：千m³）			国内工場・発電事業部門他（単位：千m³）			海外工場（単位：千m³）			合計（単位：千m³）
	2019年度	2020年度	2021年度	2019年度	2020年度	2021年度	2019年度	2020年度	2021年度	2021年度
上水	78	81	87	1,324	1,359	1,337	392	342	340	1,764
地下水	37	42	52	12	10	8	190	189	238	297
工業用水	114	120	113	432	419	431	318	288	253	797
合計	230	243	252	1,768	1,788	1,776	900	820	831	2,858

※ 対象は当社グループが所有する建物など、水使用量の把握が可能な拠点

※ 2019年度の水使用量の集計期間は2019年4月から2020年3月、2020年度以降は各年1月から12月

住友林業クレストの取り組み

合成樹脂接着剤などを製造している住友林業クレストの伊万里工場では、工業用水を製造設備の冷却に使用したあと、工場排水の希釈に再利用するなどの節水施策に取り組んでいます。加えて、2018年度からは、廃水（凝縮沈殿処理済み水）をさらに生物処理することで、工場排水の水質管理に必要な希釈水を抑制するなど、新たな節水施策を開始しました。これら節水施策により、2021年度の工業用水使用量は65,600m³となり、2018年度比で56%削減できました。

生物処理設備（曝気ブロワー）

生物処理設備（曝気槽）

排水のCOD測定

住友林業クレスト伊万里工場の節水施策

廃水（凝縮沈殿処理済み水）をさらに生物処理※1することで、水質管理に必要な希釈水を抑制（約350 m³/日）する。
COD※2自動測定装置による水質管理を実施し、必要最低限の希釈水で排水処理を行う。
製造設備の冷却に使用したあとの水を工場排水の希釈に利用する。
雨水回収用ポンプの増強などで雨水の利用率を向上させる。

※1 好気性微生物に空気（酸素）を供給し、有機物を吸収・分解させることで、COD値を下げる
※2 化学的酸素要求量のこと。水中の被酸化性物質を酸化するために必要とする酸素量を示したもので、代表的な水質の指標の一つ

関連イニシアティブへの参画

2017年度より、住友林業グループは、「CDPウォーターセキュリティ」の質問書に回答し、より詳しい水関連リスクへの取り組み内容等を開示しています。

環境関連データ

マテリアルバランス

マテリアルバランス

住友林業グループでは、事業活動における環境への影響を正しく把握した上で、適切に評価・管理することで環境経営を実践しています。そのため、各工場や事業ごとに、エネルギーや原材料の投入から製造・廃棄にいたるまでの各段階の環境負荷データを集計し、低減に向けた取り組みに活かしています。

2021年度 住友林業グループのマテリアルバランス※

INPUT

エネルギー投入量(TJ)	**12,035**	**原材料(千t)**	**2,599**
購入電力（千MWh）	264	木材等	1,863
石油類（千KL）	14	金属	29
ガス類（千m^3）	4,498	プラスチック類	18
石炭（千t）	35	紙類	1
木くず（千t）	473	接着剤・塗料・薬剤	92
PKS（パーム椰子殻）など（千t）	27	コンクリート	371
産業用以外の蒸気（TJ）	4	その他	225
水使用量(千m^3)	**2,858**	苗（千本）	1,456

事業活動

製品

建材、住宅部材（千t）	66	キッチンキャビネット（千台）	117
チップ（千t）	247	木工・その他（千t）	38
MDF（千m^3）	300	社有林材の伐採数量（千m^3）	43
PB（千m^3）	440	苗生産本数（千本）	1,959
LVL・合板（千m^3）	70	未利用材（千m^3）	16
製材・集成材（千m^3）	39		

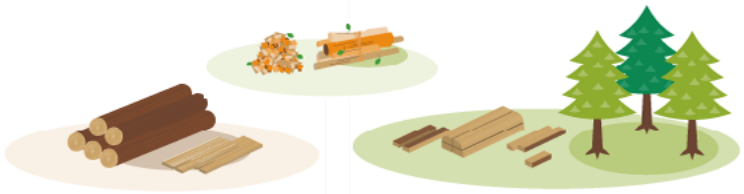

発電量（千MWh）	487

国内販売引渡棟数	8,347
海外販売引渡戸数	14,399

OUTPUT

廃棄物等（千t）	
総排出量	445
最終処分量	21
温室効果ガス（千t-CO_2e）（スコープ1，2）	371

化学物質排出量（t）	15
排水量（千m^3）	970
温室効果ガス（千t-CO_2e）（スコープ3）	9,835

※ 2021年度の集計期間は、2021年1月1日から12月31日

関連情報はこちら

> （第三者保証マーク）について

研究開発※

INPUT			
エネルギー投入量(TJ)	27	水使用量（千m^3）	10
購入電力（千MWh）	2		
石油類（千KL）	0.02		
ガス類（千m^3）	81		
木くず（千t）	0.0213		

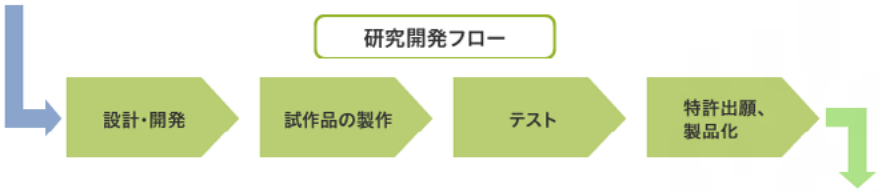

OUTPUT			
発電量（千MWh）	0.086	化学物質排出量（t）	0.025
廃棄物等（千t）		温室効果ガス(千t-CO_2e)	1
総排出量	0.15	排水量（千m^3）	11
最終処分量	0.004		

※ 対象：筑波研究所

森林経営※

INPUT

エネルギー投入量(TJ)	7
購入電力（千MWh）	0.2
石油類（千KL）	0.1
木質ペレット（千t）	0.03

原材料	
国内森林の原材料（苗の出荷本数（千本））	1,456
水使用量（千m^3）	63

OUTPUT

製品	
社有林材の伐採数量(千m^3)	43
苗生産本数（千本）	1,959
未利用材（千m^3）	16

温室効果ガス(千t-CO_2e)	0.4

※ 対象：山林事業所（日向、新居浜、大阪、紋別）、育苗センター（東郷、本山、岐阜、わたらせ、紋別）

製造事業※

INPUT

エネルギー投入量(TJ)	4,216
購入電力（千MWh）	218
石油類（千KL）	4
ガス類（千m^3）	2,750
木くず（千t）	85
廃プラ類（千t）	0.0015
水使用量（千m^3）	**923**

原材料(千t)	1,868
木材等	1,748
金属	4
プラスチック類	5
紙類	1
接着剤・塗料・薬剤	87
浄水土他	19
その他	4

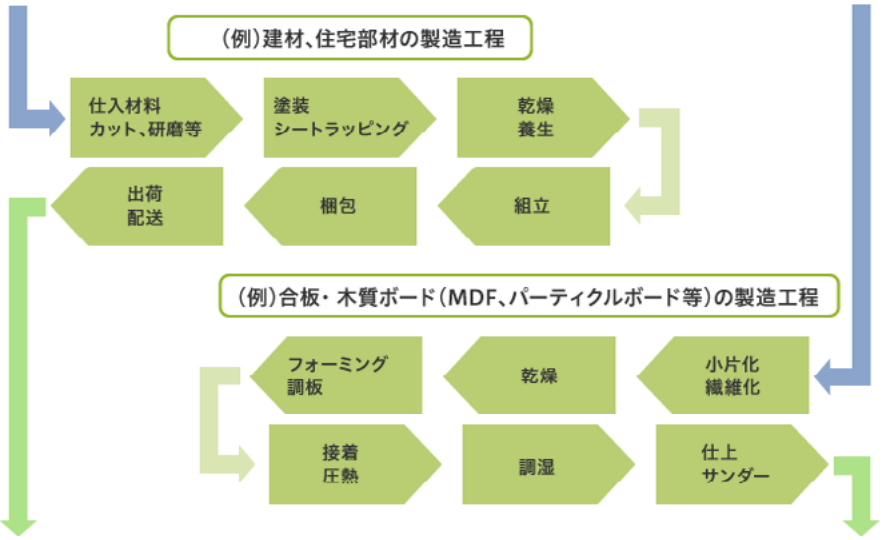

OUTPUT

製品	
建材、住宅部材（千t）	66
チップ（千t）	247
MDF（千m^3）	300
PB（千m^3）	440
LVL・合板（千m^3）	70
製材・集成材（千m^3）	39
キッチンキャビネット（千台）	117
木工・その他（千t）	38

化学物質排出量（t）	13
廃棄物等（千t）	
総排出量	260
最終処分量	4
温室効果ガス（千t-CO_2e）	**120**
排水量（千m^3）	**450**

※ 対象：住友林業クレスト（鹿島工場、静岡工場、新居浜工場、伊万里工場）、住友林業緑化（農産事業部 飛島工場、新城工場）、クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI、インドネシア）、リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI、インドネシア）、シナール・リンバ・パシフィック（SRP、インドネシア）、アスト・インドネシア（ASTI、インドネシア）、ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL、ニュージーランド）、ヴィナ・エコ・ボード（VECO、ベトナム）、キャニオンクリークキャビネット（CCC、アメリカ）、ジャパンバイオエナジー、オホーツクバイオエナジー、みちのくバイオエナジー

住宅事業（国内）※

INPUT

エネルギー投入量(TJ)	358
購入電力（千MWh）	16
石油類（千KL）	5
ガス類（千m^3）	159
産業用以外の蒸気（TJ）	1
水使用量（千m^3）	50

原材料(千t)	727
木材等	115
金属	26
プラスチック類	13
コンクリート	371
その他	202

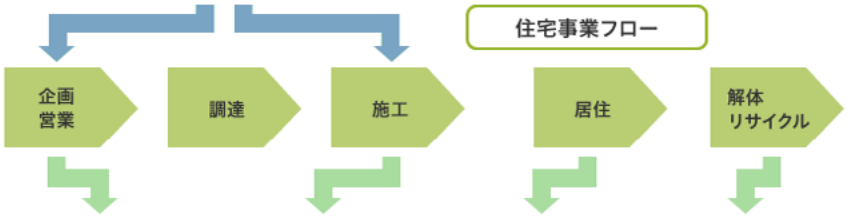

OUTPUT

温室効果ガス（千t-CO_2e）（スコープ1，2）	20
発電量(千MWh)	0.17

2021年度完工棟数	8,347
平均延床面積（m^2）	122.34

廃棄物等(千t)	
総排出量	27
最終処分量	1

温室効果ガス（千t-CO_2e）（スコープ3）	1,701

解体系廃棄物等（千t）	
総排出量	106
最終処分量	6

※ 対象：住友林業 住宅・建築事業本部、住友林業ホームエンジニアリング

再生可能エネルギー事業※

INPUT

エネルギー投入量(TJ)	6,932
購入電力（千MWh）	1
石油類（千KL）	0.3
ガス類（千m^3）	0.0
木くず（千t）	388
PKS（パーム椰子殻）など（千t）	27
石炭（千t）	35

原材料(千t)	
接着剤・塗料・薬剤	4
水使用量(千m^3)	1,413

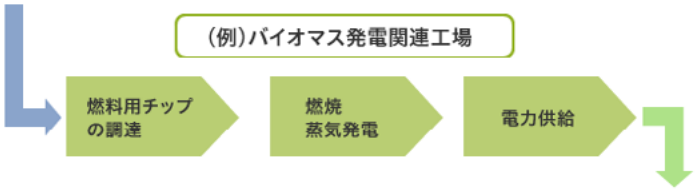

OUTPUT

発電量(千MWh)	487
化学物質排出量(t)	2
温室効果ガス(千t-CO_2e)	203
排水量(千m^3)	510

廃棄物等（千t）	
総排出量	12
最終処分量	0.08

※ 対象：紋別バイオマス発電、八戸バイオマス発電

関連情報はこちら

› データ集計の範囲と方法について

環境関連データ

データ集計の範囲と方法について（マテリアルバランス）

※ 2021年度マテリアルバランスの集計期間は2021年1月1日から12月31日

バウンダリー（対象組織範囲）について

開示区分	バウンダリー
事業活動全体	住友林業グループ全社
研究開発	筑波研究所
資源環境事業（森林経営）	山林事業所（日向、新居浜、大阪、紋別）、 育苗センター（日向市、本山町、下呂市、みどり市、紋別市、南会津町） ジャパンバイオエナジー、オホーツクバイオエナジー、みちのくバイオエナジー
木材建材事業（製造事業）	住友林業クレスト（鹿島工場、静岡工場、新居浜工場、伊万里工場）、 リンバ・パーティクル・インドネシア、アスト・インドネシア、 クタイ・ティンバー・インドネシア、ネルソン・パイン・ インダストリーズ、ヴィナ・エコ・ボード、シナール・リンバ・ パシフィック、キャニオン・クリーク・キャビネット・カンパニー
資源環境事業 （再生可能エネルギー事業）	紋別バイオマス発電、八戸バイオマス発電
住宅・建築事業（国内）	住友林業（住宅・建築事業本部）、住友林業ホームテック、 住友林業ホームエンジニアリング、住友林業緑化、 住友林業アーキテクノ、住友林業緑化（新城工場、飛島工場）
オフィス・その他	上記以外の住友林業及びグループ各社

関連情報はこちら

› 住友林業グループ全社

前提条件

開示区分	前提条件	
研究開発	エネルギー・温室効果ガス	研究所のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量
	原材料	研究開発時に使用した原材料
	水	研究開発時に使用した水使用量
	廃棄物	研究開発時に発生した廃棄物量
資源環境事業（森林経営）	エネルギー・温室効果ガス	社有林の伐採及び苗木生産時のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量
	原材料	社有林の伐採及び苗木生産時に使用した原材料
	水	社有林の伐採及び苗木生産時に使用した水使用量
	廃棄物	社有林の伐採及び苗木生産時に発生した廃棄物量
木材建材事業（製造事業）	エネルギー・温室効果ガス	各工場のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量
	原材料	木材製品・建材などの生産時に使用した原材料
	水	木材製品・建材などの生産時に使用した水使用量
	廃棄物	木材製品・建材などの生産時に発生した廃棄物量
資源環境事業（再生可能エネルギー事業）	エネルギー・温室効果ガス	発電所のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量
	原材料	発電時に使用した原材料
	水	発電時に使用した水使用量
	廃棄物	発電時に発生した廃棄物量
住宅・建築事業（国内）	エネルギー・温室効果ガス	住宅事業に関わる事業所（展示場含む）のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量
	原材料	住宅施工に投入した資材
	水	住宅事業に関わる事業所の水使用量
	廃棄物	住宅施工（リフォーム含む）・解体で排出した廃棄物量
オフィス・その他	エネルギー・温室効果ガス	国内・海外製造、住宅設計・施工・販売以外の住友林業及びグループ各社の事業所のエネルギー使用量及び温室効果ガスの排出量
	水	国内・海外製造、住宅設計・施工・販売以外の住友林業及びグループ各社の事業所の水使用量
	廃棄物	国内・海外製造、住宅設計・施工・販売以外の住友林業及びグループ各社の事業所で排出された廃棄物量

集計方法

温室効果ガス：下記ページ参照

関連情報はこちら

温室効果ガス排出量集計の範囲と方法について

廃棄物：マニフェストの回収データより排出量を算出

環境関連データ

環境関連データ

国内グループ会社の環境データ

環境影響度の大きい国内製造会社及び発電事業所について、会社別、工場別の環境負荷情報を報告しています。

住友林業クレスト

項目（単位）	鹿島工場	静岡工場	新居浜工場	伊万里工場	小計
エネルギー投入量（GJ）	37,237	29,490	28,957	16,257	111,940
原材料投入量（t）	8,316	24,650	3,673	16,050	52,689
水資源使用量（m^3）					
上水	6,655	5,795	5,942	131	18,523
主な水源地	湖沼-霞ヶ浦北浦（保護地域：一部、水郷筑波国定公園）	湖沼-地下水-大井川流域	-	貯水池	-
工業用水	-	-	-	65,600	65,600
主な水源地	-	-	地下水（新居浜市水道局）	河川-有田川流域（一部、黒髪山鳥獣保護区）	-
温室効果ガス排出量（t-CO_2）					
二酸化炭素（CO_2）	274	951	1,644	917	3,786
メタン（CH_4）※	28	5	13	-	45
一酸化二窒素（N_2O）※	4	0	1	-	6
廃棄物排出量（t）	2,364	1,950	907	365	5,586

項目（単位）	鹿島工場	静岡工場	新居浜工場	伊万里工場	小計
排水量（m^3）					
下水道	5,310	-	4,754	-	10,064
海域	-	-	-	59,240	59,240
河川	-	4,636	-	-	4,636
湖沼	-	-	-	-	-
大気への排出量（kg）					
硫黄酸化物（SOx）	-	-	245	766	1,011
窒素酸化物（NOx）	-	-	1,389	-	1,389
ばいじん	-	-	26.4	-	26.4

※ メタンと一酸化二窒素は二酸化炭素に換算して算出

関連情報はこちら

〉（第三者保証マーク）について

住友林業緑化 農産事業部

項目（単位）	飛島工場	新城工場	小計
エネルギー投入量（GJ）	2,416	5,860	8,276
原材料投入量（t）	12,405	6,683	19,088
水資源使用量（m^3）			
上水	666	504	1,170
主な水源地	河川-木曽川流域（保護地域該当なし）	河川-豊川系統の県水	-
工業用水	-	-	-
主な水源地	-	井戸水	-
温室効果ガス排出量（t-CO_2）			
二酸化炭素（CO_2）	125	356	481
メタン（CH_4）※	-	-	-
一酸化二窒素（N_2O）※	-	-	-
廃棄物排出量（t）	50	36	86
排水量（m^3）			
下水道	-	-	-
海域	-	-	-
河川	666	504	1,170
湖沼	-	-	-
大気への排出量（kg）			
硫黄酸化物（SOx）	-	27	27
窒素酸化物（NOx）	-	896	896
ばいじん	-	382	382

※ メタンと一酸化二窒素は二酸化炭素に換算して算出

関連情報はこちら

〉（第三者保証マーク）について

発電事業所

項目（単位）	紋別バイオマス発電	八戸バイオマス発電	オホーツクバイオエナジー	ジャパンバイオエナジー	みちのくバイオエナジー	小計
エネルギー投入量（GJ）	5,227,441	1,704,473	15,427	10,755	9,444	7,156,384
原材料投入量（t）	3,643	806	69,678	55,401	117,602	247,130
水資源使用量（m^3）						
上水	1,038,358	9,155	555	6,502	217	1,054,787
主な水源地	渚滑川水系	白山水系白山配水池	渚滑川水系	相模湖、相模川水系、宮ヶ瀬ダム	白山水系白山配水池	-
工業用水	-	365,683	-	-	-	365,683
主な水源地	-	馬渕川	-	-	-	-
温室効果ガス排出量（t-CO_2）						
二酸化炭素（CO_2）	87,198	1,493	966	246	637	90,539
メタン（CH_4）※	7,333	3,005	-	-	-	10,338
一酸化二窒素（N_2O）※	78,056	26,135	-	-	-	104,191
廃棄物排出量（t）	9,567	2,058	1	567	-	12,193
排水量（m^3）						
下水道	409,184	-	555	-	217	409,956
海域	-	100,576	-	-	-	100,576
河川	-	-	-	-	-	-
湖沼	-	-	-	-	-	-
大気への排出量（kg）						
硫黄酸化物（SOx）	86,804	540	-	-	-	87,344
窒素酸化物（NOx）	270,818	77,332	-	-	-	348,150
ばいじん	4,796	309	-	-	-	5,105

※ メタンと一酸化二窒素は二酸化炭素に換算して算出

関連情報はこちら

〉（第三者保証マーク）について

国内全工場合計

項目（単位）		合計
エネルギー投入量（GJ）		7,276,600
原材料投入量（t）		318,907
水資源使用量（m^3）		
	上水	1,074,480
	主な水源地	上記表記とおり
	工業用水	431,283
	主な水源地	上記表記とおり
温室効果ガス排出量（t-CO_2）		
	二酸化炭素（CO_2）	94,806
	メタン（CH_4）※	10,383
	一酸化二窒素（N_2O）※	104,197
廃棄物排出量（t）		17,865
排水量（m^3）		
	下水道	420,020
	海域	159,816
	河川	5,806
	湖沼	-
大気への排出量（kg）		
	硫黄酸化物（SOx）	88,381
	窒素酸化物（NOx）	350,435
	ばいじん	5,513

※ メタンと一酸化二窒素は二酸化炭素に換算して算出

関連情報はこちら

〉（第三者保証マーク）について

海外グループ会社の環境データ

環境影響度の大きい海外製造会社について、会社別の環境負荷情報を報告しています。

海外製造会社（1/2）

項目（単位）	リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）	アスト・インドネシア（ASTI）	クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）	シナール・リンバ・パシフィック（SRP）
エネルギー投入量（GJ）	505,134	94,063	1,303,926	30,232
原材料投入量（t）	100,512	24,782	520,468	5,556
水資源使用量（m^3）				
上水	-	803	-	-
工業用水	-	41,527	211,611	-
地下水	58,585	-	176,804	-
温室効果ガス排出量（t-CO_2）				
二酸化炭素（CO_2）	20,194	7,161	47,454	2,301
メタン（CH_4）※	39	-	113	-
一酸化二窒素（N_2O）※	420	-	1,212	-
廃棄物排出量（t）	23,306	4,491	86,767	1,055
排水量（m^3）				
下水道	-	8,065	-	-
海域	-	-	21,966	-
河川	57,925	-	-	-

※ メタンと一酸化二窒素は二酸化炭素に換算して算出

海外製造会社（2/2）

項目（単位）	ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）	ヴィナ・エコ・ボード（VECO）	キャニオン・クリーク（CCC）	合計
エネルギー投入量（GJ）	1,693,439	370,720	56,214	4,053,728
原材料投入量（t）	732,094	169,520	7,991	1,560,923
水資源使用量（m^3）				
上水	284,736	49,897	4,255	339,691
工業用水	-	-	-	253,138
地下水	-	-	2,429	237,818
温室効果ガス排出量（t-CO_2）				
二酸化炭素（CO_2）	13,726	18,570	1,254	110,659
メタン（CH_4）※	241	15	-	408
一酸化二窒素（N_2O）※	1,275	159	-	3,066
廃棄物排出量（t）	115,355	20,571	2,026	253,571
排水量（m^3）				
下水道	264,571	17,464	4,256	294,356
海域	-	-	-	21,966
河川	-	-	-	57,925

※ メタンと一酸化二窒素は二酸化炭素に換算して算出

環境会計2021年度の集計結果

住友林業では、環境経営を推進していくために、環境保全コストならびに環境保全効果、経済効果を集計し公表しています。

※ 集計範囲は住友林業単体と一部グループ会社を含む

環境保全コスト

コストの分類		主な取り組みの内容	費用額（百万円）
事業エリア内コスト	地球環境保全コスト※1	持続可能な森林の育成	623
		環境ビジネス（海外コンサルティング、REDD+関連事業など）	46
	資源循環コスト※2	産業廃棄物の適正処理・削減・リサイクル推進	7,098
		廃木材チップの流通事業運営	197
		浄水場沈殿土のリサイクル培養土事業	296
上・下流コスト※3		グリーン購入	23
管理活動コスト※4		環境管理活動の運営・推進（ISO14001運用、環境教育、LCA調査など）	178
		環境負荷の監視	1
		環境情報の開示及び運用（サステナビリティレポート、環境関連広告、環境関連展示など）	30
研究開発コスト※5		研究開発活動のうち環境保全に関する要件	1,068
社会活動コスト※6		「まなびの森」管理・運営	16
		「フォレスターハウス」管理・運営	9
		その他社会貢献活動	3
		経団連自然保護基金への寄付	2
合計			9,588

※1 地球環境保全コスト：持続可能な森林育成のための社有林保全管理にかかる経費、環境ビジネスにかかる国内外の経費を算出
※2 資源循環コスト：廃木材流通事業の運営、建設廃棄物の分別・リサイクル・適正処理・収集運搬・管理、リサイクル培養土事業にかかる経費を算出
※3 上・下流コスト：グリーン購入にかかる経費を算出
※4 管理活動コスト：ISO14001認証維持に関する事務局経費及び審査費用、環境関連広告、環境関連展示、サステナビリティレポートなど環境情報の開示にかかる費用、環境教育、LCA調査、環境負荷の監視などに関わる費用を算出
※5 研究開発コスト：筑波研究所で実施している環境関連テーマの研究にかかる経費を算出
※6 社会活動コスト：富士山「まなびの森」自然林復元活動運営、「フォレスターハウス」の維持管理・運営、その他社会貢献活動にかかる経費及び経団連自然保護基金への寄付金を算出。経団連自然保護協議会が委託する経団連自然保護基金への資金支援を実施

関連情報はこちら

› 経団連自然保護協議会

環境保全効果

効果の分類	効果の内容	効果
事業エリア内コストに対する効果	流通事業による廃木材リサイクル量（チップ換算）	702千m^3
	浄水場沈殿土のリサイクル培養土の販売量	14千トン
上・下流コストに対する効果	グリーン購入率	66.9%
管理活動コストに対する効果	内部環境監査員取得者	103名
管理活動コストに対する効果	組織培養増殖に成功した盆梅の培養物・苗を展示 「長浜盆梅展」でお披露目	-
	木質感と音響効果あふれるCLT構造材初採用の桐朋学園宗次ホール竣工	-
	木質部材「木ぐるみ CT」が3時間耐火構造の大臣認定 15階以上の中大規模木造建築が可能に	-
	木造耐火構造の「上智大学15号館」着工 住友林業の最新技術で脱炭素社会に寄与	-
	神戸大学と高温耐性樹種を共同研究 国内樹木の都市温暖化への耐性・順応性研究が国際科学雑誌「TREES」に掲載	-
	住友林業が組織培養により苗木増殖した醍醐寺「太閤しだれ桜」を山種美術館に寄贈	-
	木質ハイブリッド集成材有孔梁が1時間耐火構造の大臣認定取得 設計の自由度・意匠性が向上、建築費全体でコストダウン	-
社会活動コストに対する効果	富士山「まなびの森」でのボランティア活動参加人数	79名
	富士山「まなびの森」環境学習支援プロジェクト参加児童人数	1,101名
	「フォレスターハウス」来場者数	2,603名
	住友林業グループサステナビリティレポート2021	-

社会

272 人権
278 ダイバーシティ&インクルージョン
303 ワーク・ライフ・バランス
315 労働安全衛生
334 製品・サービスの安全及び品質管理
352 お客様とのコミュニケーション
362 地方創生に資する事業の取り組み
364 サプライチェーンマネジメント
390 社会貢献
416 社会性関連データ

人権

人権尊重の取り組み

基本的な考え方

住友林業グループでは、2019年7月より住友林業グループ人権方針を定めるとともに、国連グローバル・コンパクトやWBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）等へ参加し、国際人権章典（世界人権宣言と国際人権規約）、国際労働機関（ILO）中核的労働基準、国連グローバル・コンパクトの10原則、及び国連のビジネスと人権に関する指導原則を尊重しています。また、これら国際規範をもとにした「住友林業グループ倫理規範」において人間尊重と健全な職場の実現を掲げています。女性、子ども、先住民、マイノリティー、社会的弱者を含む、あらゆる人びとの人権を尊重するとともに人種、民族、国籍、性別、宗教、信条、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティーなどによる差別を一切しない旨を定め、強制労働、児童労働についても一切容認していません。

また、ビジネスパートナーに対しても同内容を含む方針の浸透を図り、適宜調査を実施しています。さらに、人権デューディリジェンスの実施及び人権リスクへの対応を通じ、人権リスクの把握と低減に努めています。

住友林業グループ人権方針

住友林業グループは、公正、信用を重視し社会を利するという「住友の事業精神」に基づき、人権の尊重をすべての活動の基本原則と考え、当社グループの事業に関わるあらゆる人々の人権を尊重します。

住友林業グループ人権方針（以下、本方針）は、当社グループの経営理念、行動指針、倫理規範、調達方針等を人権尊重の観点から補完し、当社グループの人権尊重への考え方をより明確なものとするために制定しました。

1. **人権尊重のコミットメント**
   住友林業グループは、国連ビジネスと人権に関する指導原則に基づき、世界人権宣言、国際人権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約及び経済、社会、文化的権利に関する国際規約）、国際労働機関（ILO）「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言」などの国際規範で定義される人権を尊重し、事業を展開する各国の関連法令の順守を徹底します。
   法令と国際規範に乖離がある国や地域においては、可能な限り国際規範を尊重し優先とする取り組みを目指します。
2. **適用範囲**
   本方針は、住友林業株式会社及び連結子会社を範囲として適用するものです。
   また、当社グループの事業に関連するビジネスパートナーやその他の関係者が人権に対する負の影響に関連している際には、当社グループとして本方針に基づき、これらのパートナーや関係者に対し、人権を尊重し、侵害しないよう求めます。

3. **人権尊重への取り組み**

●人権デュー・ディリジェンス

住友林業グループは、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、これを事業に必要なプロセスとして組み込み、継続的に実施していきます。

人権デュー・ディリジェンスとは、潜在的または実際の人権リスクを評価・特定し、そのリスクを防止または軽減するための措置を講じるものであり、この仕組みを構築し実施していきます。

●救済

住友林業グループの事業が、人権に対する負の影響を直接的に引き起こしたり、あるいはこれに関与したことが明確である場合、社内外のしかるべき手続きを踏まえ、その救済に取り組みます。

また、そのために必要な苦情処理等の手続きを構築し、維持するとともに、是正措置や救済措置の実効性を継続的に評価していきます。

●教育

住友林業グループは、本方針が住友林業株式会社及び連結子会社すべての事業活動に組み込まれるようにするため、役職員、従業員等に対し、定期的かつ適切な教育を行います。

●ステークホルダーとの対話

住友林業グループは、人権に対する潜在的リスク、及び実際の影響に対する措置等について、関連するステークホルダーとの対話や協議を行っていきます。

●情報開示

本方針に基づく取り組み、潜在的及び実際の人権への影響に対する当社グループの対応についての説明責任を果たすため、適切に情報開示、報告を行います。

代表取締役 社長 光吉 敏郎

（別表）

住友林業グループにおける人権対応重点課題

国際規範で定義される人権における当社グループにおける重点課題は下記のとおりです。なお、この重点課題は、当社グループの事業や社会情勢の変化に基づき、適宜適切に見直すものとします。

＜差別の禁止＞

- 性別、年齢、国籍、民族、人種、出身地、宗教、信条、障害の有無、性的指向、性自認等を根拠としたあらゆる差別の禁止

＜労働者の権利＞

- 児童労働、強制労働の禁止（外国人・移民労働者を含む）
- 結社の自由と団体交渉権の尊重
- 低賃金労働（最低賃金、生活賃金を下回る労働）の防止
- 長時間労働の防止
- パワーハラスメント、セクシャル・ハラスメントの禁止

- 労働安全の確保
- 労働者の健康（メンタルヘルスを含む）の確保

＜事業に関連する脆弱な人々への権利尊重＞
- 事業を行う地域に関連する地域住民、先住民族の権利尊重
- 女性、子ども、マイノリティ、高齢者等の人々の権利尊重
- 将来世代が保有する環境権への配慮（持続可能な森林管理等）

＜プライバシー＞
- 顧客、従業員を含めた個人情報の保護を含むプライバシーの尊重

関連情報はこちら

> 経営理念
> 行動指針
> 住友林業グループ倫理規範
> 住友林業グループ調達方針
> グリーン調達ガイドライン（抜粋）
> イニシアティブへの参加・賛同

デューディリジェンスの実施及び重要リスクへの対応

住友林業グループは、人権デューディリジェンスのしくみを通じて、人権への負の影響を特定し、その防止、または軽減を図るよう努めています。

住友林業グループにおけるサステナビリティ実態調査

2012年度からグループ各社のサステナビリティの取り組みについてサステナビリティ実態調査を毎年実施し、人権についても各社の状況を把握、その結果はESG推進委員会を通じて取締役会に報告するとともに改善を行っています。2021年度は、主な国内外グループ会社59社（国内29社、海外30社）の状況について、人権研修の実施や救済窓口の設置状況の調査を行いました。結果として、人権研修の実施が50社、救済窓口の設置が47社、リスク緩和の措置が56社で行われていることを確認しました。 また各社調達先に対しては、アンケート調査とヒアリングを通じ、人権侵害の未然防止に努めています。

この調査による2021年度の当社倫理規範に関する人権に対する違反件数は0件でした。

サステナビリティ調達による人権の尊重

住友林業グループは、人権や労働者の基本的権利の擁護や腐敗防止を調達先に求める「住友林業グループ調達方針」に基づき、公正で責任ある調達活動を行っています。とりわけリスクの高い輸入材の調達については、2年間で200を超える全ての仕入先に対して、供給品やその原材料の調達地域に労働者及び地域住民の権利侵害が存在しないかどうか、また存在する場合、労働者及び地域住民の権利に配慮した伐採が行われていることを確認しているかどうかを含むサステナビリティに関するアンケート調査を行い確認しています。さらに、リスク区分によりリスク緩和措置が必要と認められる対象サプライヤーに対しては、現地踏査やヒアリングを実施するなどして確認しています。

関連情報はこちら

> 住友林業グループ調達方針
> 流通事業における取り組み

重要な人権リスクの特定と対応

人権デューディリジェンスの取り組みを強化すべく、事業本部ごとにバリューチェーン上のステークホルダーにおけるリスクのマッピングを行い、おのおのの重要な人権リスクの洗い出しを行っています。

資源環境事業では「先住民やコミュニティが有する土地の権利侵害及び関連法令への対応」「山林での労働安全衛生管理（危険作業など）」、木材建材事業では「先住民が有する土地の権利侵害」「工場での労働安全衛生管理（火災や粉じん爆発など）」「木材伐採地での児童労働（危険作業含む）」、住宅・建築及び海外住宅･不動産事業では「移民労働者の労働条件（強制労働など）」を重要リスクとして特定しています。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響をあらたなリスク要素とし、2020年度にはマッピングの見直しを行いました。

特定されたリスクについてはそれぞれの事業ごとにリスクの低減・是正のための対応を行っています。2020年度は、例えば、特定された重要リスクのうち、特に重要度が高く国内で大きな社会的注目を集めるテーマである「外国人技能実習生の人権尊重」について、協力工務店及び技能実習生の監理団体に対し第三者機関によるヒアリング及び書類確認、外国人技能実習生へのインタビューを行いました。結果として、人権侵害等につながる大きな問題は確認されませんでした。2021年度は、「先住民族・コミュニティの権利尊重」に関して、一層のリスク低減を図り、事業展開地域のステークホルダーとの更なる良好な関係を築くため、海外の資源環境事業におけるグリーバンスメカニズムの運用状況について取り組みの確認・是正点の洗い出しを行いました。第三者機関によるオンラインを通じたヒアリングの結果、インドネシア、パプアニューギニア、ニュージーランドの3つの海外植林の現場において適切なグリーバンスメカニズムの運用により、行政機関・コミュニティとの継続的なコンサルテーションが行われていることが確認されました。一方で、対外的な情報開示の拡充、ライツホルダーとの対話による仕組みへの反映等について取り組みの改善が必要であることがわかりました。

今後はさらに予防、回避、軽減、是正するための対応策、実施計画をステークホルダーごとに定め、PDCAを回し、取り組みの向上を図っていきます。

住友林業グループ 人権インパクト分析マップ

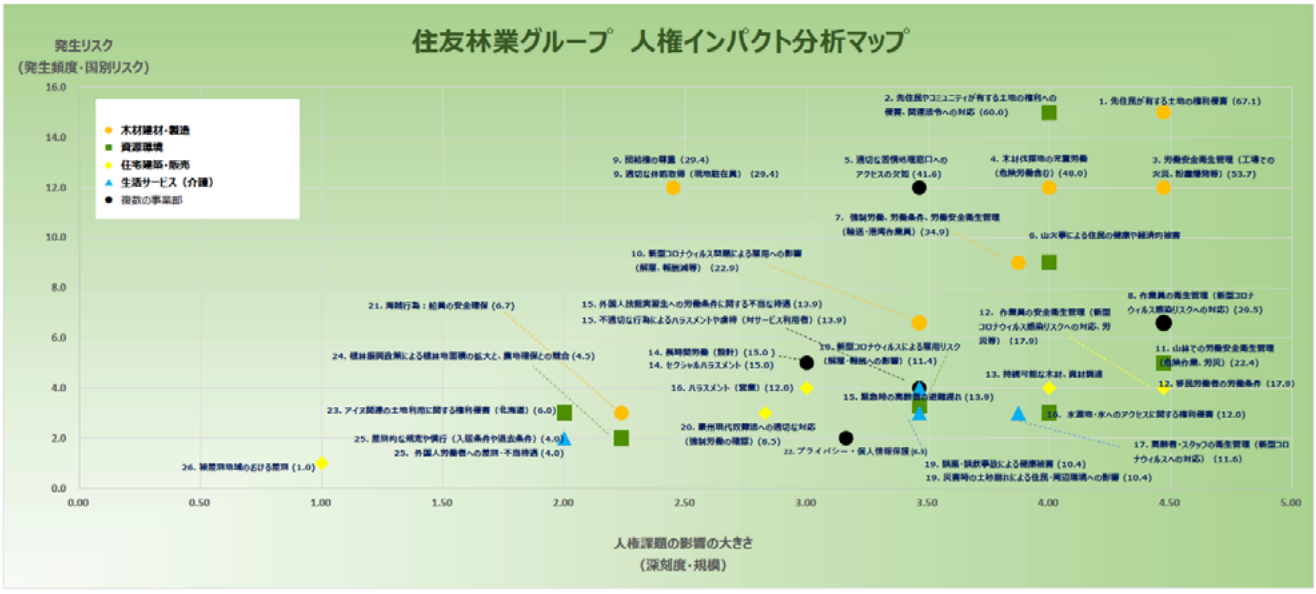

海外植林における人権の尊重

インドネシアの西カリマンタン州における植林事業では、2012年に世界銀行のグループ機関であるIFC（International Finance Corporation：国際金融公社）とアドバイザリー契約を締結しました。近年重要視されている「保護価値の高い森林（High Conservation Value Forests: HCVF）」の指標である先住民の権利や文化遺産の保護の考え方に沿って、事業地の土地利用計画が適切に実施されているか、また地域住民の生活への配慮が十分であるかなどについて、IFCと共同で事業地内の調査を実施しました。

2013年には調査の内容と結果を共有するため、そして2015年には植林木の伐採に先立って事業内容、環境への配慮についての理解を深めるために、ステークホルダー（地域住民、周辺の企業、学識者、NGO、政府関係者）を招いて公聴会を開催するなど、人権に配慮した植林事業を進めています。

2018年にはIFCの協力を得て、「苦情処理メカニズム（Grievance mechanism）」をワナ・スブル・レスタリ社（WSL）／マヤンカラ・タナマン・インダストリ社（MTI）にて構築しました。このメカニズムには2通りの苦情処理経路があり、一つはWSL社／MTI社に地域住民が意見を書面で伝える方法、もう一つはWSL社／MTI社が地域住民を訪問し、意見を収集する方法です。両経路とも7営業日以内に地域住民に対してWSL社／MTI社経営陣承認に基づく回答を行っています。2022年よりオペレーションを開始するクブ・ムリア・フォレストリ社（KMF）においても同様の取り組みを開始します。

また、パプアニューギニアのオープン・ベイ・ティンバー（OBT）社においても、社内外を問わず地域の誰もが投函できる目安箱を設置しています。2020年に投稿された意見として、例えば賃金に対する要望が数件ありましたが、内容を精査し対応が必要な場合には適切に対応しています。従業員だけでなく、周辺住民等からの相談なども受け付けているため、自分の意見を会社に伝える手段があることで会社に対する信頼の向上にも役立っています。

さらに、ニュージーランドのタスマン・パイン・フォレスト（TPF）社では、近隣住民や協力業者等のステークホルダーと重要なやりとりがあった場合は、ステークホルダーレジスターに登録しています。過去の経緯を把握した上でコミュニケーションをとることで、円滑な関係性の構築の一助としています。

関連情報はこちら

> 相談窓口

人権研修

住友林業グループでは、国内の新入社員研修で人権に関する講義を行っています。また、住友林業では、新任主管者研修においても人権の講習を取り入れています。さらに一人ひとりが人権を尊重し、差別のない職場づくりに向けて取り組めるよう、社内WEBサイトが利用できるグループ全社員にe-ラーニング「仕事＋人権」講座の受講（テスト80点以上で修了）を毎年義務付けています。この講座は、障がい者や外国人の他LGBTなどに対する理解も促す内容で、2021年度は11,760名（単体5,229名、グループ6,531名）が受講しました。今後も、e-ラーニングを活用して社員の人権意識をより高めていきます。

米国での取り組み

米国では、連邦法や州法によって人種、性別、宗教、出自、健康状態等を理由とした雇用上の差別が禁止されています。当社グループの米国各社においても、従業員ハンドブックへの記載などを通じて機会均等・差別禁止に関する会社の姿勢・理念の共有に努めています。

ハラスメントの防止

住友林業では、就業規則の中で、役職員が守るべき規則の一項目（服務規律）としてセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントやマタニティハラスメントを禁止する規程や懲戒基準を定め、会社としての方針を明確にしています。また、「住友林業グループ倫理規範」においても、各種ハラスメント行為を禁止し、社内WEBサイトや社員手帳・リーフレットで周知している他、人権・倫理研修における、事例を交えた情報提供、定期的な啓発通知の実施など社内啓発に努めています。さらに、半年ごとに人事部長名で全社員宛てにハラスメントの撲滅を訴える注意喚起のメールを配信しています。

2000年度から、人事部に設置した「ハラスメント相談窓口」 や社内外に設置した相談窓口「コンプライアンス・カウンター」で、相談や苦情に適切に対処できる体制を整えています。また、関係者全員のプライバシーの保護、相談者・協力者への不利益な取り扱いの禁止などを徹底しています。2021年度は「ハラスメント相談窓口」に相談のあった4件をレビューしました。

国内外のグループ会社においても、各社ごとに職場でのハラスメント・差別行為に関する相談窓口設置などの対策を実施しています。

住友林業では、新任主管者研修でハラスメントの講習を取り入れています。また、グループ会社も利用できるe-ラーニングを活用し、ハラスメントの基礎知識と防止策の講座を通じて社員の意識向上に取り組んでいます。

関連情報はこちら

› 住友林業グループ倫理規範
› メンタルヘルスケア

ダイバーシティ&インクルージョン

住友林業グループのダイバーシティ&インクルージョン

基本的な考え方

住友林業グループでは、行動指針の一つとして「多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくります」を掲げ、社員の雇用・処遇機会均等や多様性の尊重はもちろん、人権に関する国際規範に基づき、女性、子ども、先住民、マイノリティー、社会的弱者を含む、あらゆる人びとの人権を尊重することを「住友林業グループ倫理規範」に定めています。

また、「働く人が活き活きできる環境づくり」をサステナビリティに関する重要課題の一つとして定め、その具体的な戦略・目標である中期経営計画サステナビリティ編において、管理部署の年度活動方針や施策に落とし込みマネジメントを行っています。

さらに、採用活動においても応募者の志向や意欲を重視し、学歴や性別などで選考方法を分けることはありません。海外グループ会社では、人種や性別にかかわらず、現地採用を積極的に推進し、優秀な人財の雇用、管理職への登用を行っています。

なお、社員の懲戒、解雇については、コンプライアンス違反などがあった場合には、就業規則にのっとり適切に対処し、不当な解雇ができない仕組みを構築しています。

近年、日本国内では少子高齢化などを背景に人財の確保が経営における大きな課題の一つとなっています。住友林業では、こうした考え方を採用活動においてしっかりと発信するとともに、多様な働き方や女性社員の活躍を支援する制度を拡充することで、次代を担う優秀な人財の確保に努めています。

関連情報はこちら

› 住友林業グループ倫理規範

推進体制

人事部内の独立組織として、「働きかた支援室」では各部署と協力して、女性社員や定年再雇用者、障害のある社員など、多様な社員の活躍を支援し、ダイバーシティを推進しています。

執行役員兼務取締役及び各本部長で構成され、執行役員社長が委員長を務める、ESG推進委員会において、中期経営計画サステナビリティ編の中で進捗管理などを行っています。

また、2名の社外取締役が、住友林業のダイバーシティ及び女性活躍の推進役を担っており、社内の意見交換会における女性社員との対話や、取締役会出席メンバーによるミーティングなどにおいて、女性の活躍推進のみでなく、住友林業のダイバーシティ推進について、活発に議論されています。

女性の活躍推進

住友林業グループでは、性別・年齢・国籍・人種・宗教・障害の有無にかかわらず、意欲を持った社員が活躍できる職場環境を目指しています。中でも女性社員の活躍に向けて、育児制度・教育研修制度などの充実を図ると同時に、それらの活用推進に積極的に取り組んでいます。

女性管理職比率
2021年度目標
（単体）

5.5%以上

女性管理職比率
2021年12月31日現在
（単体）

5.6%

2013年度は、「仕事・キャリア」「女性活躍推進」「出産・育児」に対する意識、ニーズを調査し、女性社員の活躍推進、及び育児中の働き方支援の参考とするため、住友林業の全女性社員を対象とした「女性社員意識アンケート」を実施しました。また、改めて住友林業グループとして女性活躍推進の意義を三つに集約し、「住友林業グループ女性活躍推進宣言」を社長名でグループ全体に発信。それ以降は、この宣言に掲げた方針のもとに取り組みを進めています。

2014年度には、女性社員のさらなる活躍を推進するため、住友林業では女性管理職登用に関する数値目標を策定。2020年までに女性管理職比率5%以上を目指すことを社内外に発表し、取り組みを進めてきました。2016年度からは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、第1期行動計画（2016年4月1日～2019年3月31日）を策定。2019年度からは第2期行動計画（2019年4月1日～2022年3月31日）を策定し、女性管理職比率の目標数値達成時期を新たに2021年度までとし、「2021年度までに5.5%以上」と掲げて取り組みを進めました。2021年末時点では5.6%となりました。
さらに2022年より、第3期行動計画（2022年4月1日～2024年12月31日）において「管理職に占める女性社員の割合を2024年 12月31日までに 8.1%以上」とする目標を掲げています。

また、女性社員が管理職として活躍するための成長促進を目的とした「メンター制度」を実施しています。「メンター制度」とは、メンター（先輩社員）がメンティ（後輩社員）と定期的に面談し、メンティの成長を支援するものです。女性の管理職ならびに管理職候補の社員をメンティ、部長クラスの管理職をメンターとし、これまでにのべ27名のメンティがさらなる活躍と自己変革を目指して参加しました。2020年度からは社外のメンタープログラムに参加しており、2020年度は2名、2021年度は3名の社員が参加しました。

住友林業グループ女性活躍推進宣言

住友林業グループは「多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくる」という行動指針のもと、多様な人財の活用および多様な発想による事業戦略が重要だと考えています。ダイバーシティ経営の一環として女性活躍を積極的に推進することは、社会の要請にも応えることになると共に企業価値を高めます。

ここに女性の活躍機会を拡大し、女性ならではの発想力を活かし、多様な価値観の融合による新たなイノベーションを創出することを宣言します。

1. **女性が働きやすい環境を創出する**
   国内において、少子高齢化が進み労働人口の減少が見込まれる中、価値観、年齢、性別、国籍にとらわれない多様な人財を活用し、女性社員が個々の生活を大切にしながらも、働きやすく意欲的に仕事に取り組むことができる職場風土醸成や環境整備を進めていきます。
2. **女性ならではの発想力を活かす**
   各企業において、女性目線での発想を活かした新しい商品やサービスが生まれるなど、事業上での女性の活躍が顕著になっています。当社のあらゆる事業領域において、新たな価値の創造に繋がる女性ならではの発想が自然と活かされる風土づくりや仕組みづくりを進めます。
3. **女性の活躍で、新たなイノベーションを創り出す**
   価値観、年齢、性別、国籍など、ダイバーシティ（多様性）に富んだ社員が活発に交流することは、新しい発想につながります。特に女性社員の活躍の場を拡げることを通じて、営業手法や商品開発、事業戦略、業務効率改善などのあらゆる領域においてイノベーションを創り出していきます。

代表取締役 社長 光吉 敏郎

関連情報はこちら

> 育児中の働き方支援

> 住友林業株式会社 女性活躍推進法第3期行動計画

女性採用・雇用の状況（単体）

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
女性従業員比率※1（%）	21.0	21.6	22.0	22.6
女性管理職比率※1（%）	3.7	4.2	4.8	5.6
女性上級管理職比率（%）	2.1	2.7	2.7	2.7
女性一般管理職比率（%）	3.2	5.1	6.3	7.1
女性新卒採用比率※2（%）	24.8	26.9	30.2	26.9

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
事業部門の女性管理職比率※1 ※3（%）	-	-	3.2	3.9
研究開発・技術職に占める女性比率※1（%）	-	-	9.5	11.7

※1 女性従業員比率と女性管理職比率は、2018年度から2019年度は各年度の3月31日在籍人員により算出。2020年度以降は決算期の変更により12月31日在籍人員により算出。関係会社への出向者を含み、役員・受入出向・交流派遣は含まず
※2 女性新卒採用比率は各年度4月1日入社人数により算出
※3 比率には人事やIT、法務等のサポート機能を担う部門は含まない

女性目線の開発・営業

住宅展示場勤務の女性ホームアドバイザーを対象として「女性目線接客ブラッシュアップ研修」を継続的に実施しています。この研修は家の中での悩みや不便さ、こういう家にしたいという夢を女性ならではの目線で会話をして、奥さまなど特に女性のお客様と共感しあうことでセールスプロセスの基本段階である「信頼関係」を築くための具体的なスキルを学ぶことを目的としています。未受講者の在籍数により、2〜3年に一度のペースで実施しており、これまでに累計462名が受講しました。

女性社員のモチベーションアップに向けた主な取り組み

住友林業では、女性社員を対象とした様々な研修を行っています。

各々の目標を掲げる「Women's Conference 2020」の参加者たち

女性営業として働き続けることに対する意欲の源を見つけることを目的に女性営業職研修を実施しています。女性営業の中で活躍している社員が、女性という枠にとらわれない「一人の営業として」存在意義を見つける秘訣などを共有しています。女性営業は、ライフイベントによる離職も多いため多様な働き方が可能となる環境整備が重要ですが、同時に個人の意識を高めていくことも重要であり、営業スキル向上と共に意欲向上のセルフマネジメントができるよう取り組んでいます。2020年度以降は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により実施を見合わせていますが、今後オンラインなどを活用し再開する予定です。

また、住友林業グループ女性現場技術者研修では、社外の女性施工技術者の活躍事例を知り、技術及びモチベーションの向上につなげることを目的として、同業他社や工務店との情報交換及び女性現場管理者の建築現場見学を行っています。

2020年1月には、20〜30代の若手女性社員向けのイベント「Women's Conference 2020」を実施しました。ロールモデルとなる女性役員や女性管理職の話を聞き、参加者同士がディスカッションすることで、女性社員が長期的に自身のキャリアを考え、切り開いていくための気付きを得ることを目的としています。

また、女性社員のみでなく管理職の意識改革を目的に、「女性部下を持つ管理職研修」を開催し、女性社員のみならず全ての社員が、アンコンシャス・バイアスも含めた性別役割分担意識を払拭し、ダイバーシティ推進への理解を広げる機会としました。

2020年11月～2021年2月には、「Women's Conference 2020」の参加者の中から、今後のさらなるキャリアアップに対する意識醸成を目的に、社外のメンタープログラムへ2名の社員が参加しました。

2021年度は、キャリアの幅を広げるための職群転換を行った社員3名が同じくメンタープログラムに参加しました。

女性社員のモチベーションアップに向けた主な取り組み

対象者	内容
営業職	女性営業職定期研修
	住宅メーカー合同の「女性住宅営業職交流会」
生産職	女性現場技術者定期研修
管理職・管理職候補	メンター制度
事務企画職	キャリアアップ研修
業務企画職	社外メンタープログラム

多様なキャリア形成のための制度

社員が自分自身のキャリアを考え、自ら形成することができるよう、FA制度や公募制度、職群転換制度を設けています。一定の条件を満たす社員に対し、担当業務変更の希望をかなえることで、能力発揮のチャンスとし、働きがいの向上と組織の活性化を図っています。

また、30歳対象の「キャリアデザイン研修30」（希望者）、40歳対象の「キャリアデザイン研修40」（全員対象）と、節目の年にそれぞれのフェーズに合ったキャリアデザイン研修を実施し、キャリア形成を支援しています。

LGBTへの取り組み

住友林業では、LGBT施策を他者理解と個々人の尊重というダイバーシティ&インクルージョンの根底をなす重要な取り組みと捉え、研修及び制度や仕組みの整備を進めています。

社員のみならず、お客様や取引先様への対応も重要であり、正しい知識と理解を得るため、2021年には、役員層及び人事・総務部門への研修を実施し、全社員が受講できるe-ラーニング講座を開設しました。

また、匿名で専門の相談員に相談できる「社外相談窓口」を設置し、体制を整えました。

今後も誰もが働きやすく、活躍できる環境づくりに取り組んでいきます。

LGBT研修の様子

パートナーシップ制度規程

住友林業は、2022年1月、「パートナーシップ制度規程」を新設しました。この規程は、「同性パートナー」及び「事実婚のパートナー」（以下、パートナー）について、配偶者と同様に社内制度や福利厚生を適用するものです。これにより登録したパートナー及びその子どもや親に対しても、特別休暇や育児・介護関連制度、慶弔見舞金規程等が適用されます。

本規程は、同性パートナーシップの関係を会社として認め、社内制度を適用することで安心して働き、パートナーとの育児や介護などのライフイベントを迎えた時にも仕事と両立できる制度を整え、将来にわたり活躍できるようにするためのものです。加えて、法律婚にとらわれない、新しい家族の在り方が広がっていることから、事実婚のパートナーについても対象に加え、将来にわたり働きやすく活躍できる環境を整えています。

障害者雇用の推進

住友林業では、障害者それぞれの個性と、職場・業務内容とのマッチングを最優先に考え、障害者雇用を推進しています。2021年12月末日時点の障害者雇用率は2.38%でした。また、入社後の定着率向上のため、必要に応じて定期面談や電話でのヒアリング、キャリアアドバイスなどを実施しています。

さらに、2018年度からユニバーサルマナー検定※1取得を推進しています。休業者等を除く全社員を対象に毎年3級の受講を進め、2021年度に100%の受講率を達成しました※2。来期以降も新規採用者等に実施し、全社員取得を推進する計画です。同検定を通じて、障害者雇用の促進と定着を図るとともに、多様なお客様や取引先への接遇の向上を目指します。

※1 高齢者や障害者、ベビーカー利用者、外国人など、多様な方々に向き合うためのマインドとアクションを身につけるための検定
※2 育児休業者、長期休業者、海外駐在等を除く5,430名が対象
※3 住友林業及び特例子会社スミリンウッドピースと グループ適用会社スミリンビジネスサービスの合算値

ユニバーサルマナー検定におけるグループワークの様子（2019年11月）

障害者雇用率
2021年12月末日時点
（単体※3）

2.38%

障害者雇用の状況（単体）

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
障害者雇用率（%）	2.32	2.40	2.25	2.38

※ 2019年度までは各年度の3月31日時点、2020年度以降は決算期の変更により12月31日時点で算出
※ 特例子会社スミリンウッドピース及びグループ適用会社スミリンビジネスサービスを含んで算出

障害者雇用の積極的な推進を目指して －スミリンウッドピース－

愛媛県新居浜市にあるスミリンウッドピース社は、原木シイタケ栽培や、木工製品の製作・加工、印刷などを行うグループ会社です。2017年4月には「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく特例子会社認定を受けました。設立時5名だった障害者雇用者数も、業務を拡大する中で雇用を推進し、2021年12月時点で12名に増えています。今後もさらなる雇用促進と事業の安定を図っていきます。

木工製品加工の様子

スミリンウッドピース社員、優秀勤労障害者として受賞

スミリンウッドピース社の社員が、令和3年度障害者雇用優良事業所等表彰で優秀勤労障害者として高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長努力賞を受賞しました。スミリンウッドピース社は前年度にも別の社員が障害者雇用月間ポスター原画コンテストで理事長奨励賞を受賞しており、同機構からの表彰は2年連続です。

障害者雇用優良事業所等表彰は障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため、障害者を積極的に多数雇用した事業所や模範的職業人として長期に勤続している優秀勤労障害者に対しその努力と功績を称えるものです。

活躍する障害者と企業を表彰する2021Champions of Inclusion賞

米国のグループ会社であるキャニオン・クリーク社（CCC社）と、同社に勤務する社員が、2021年10月、障害者の就労・自立を支援する非営利団体AtWork!から「2021Champions of Inclusion賞」を受賞しました。製造事業は多くの雇用を必要とするため、地域社会との結びつきが深い事業です。CCC社は今後も地域住民から「働きたい」と思われる魅力的な会社を目指していきます。

定年再雇用と選択型定年制度の導入

選択型定年制度の導入

住友林業は、2020年4月より、「選択型定年制度」を導入し、定年を65歳到達年度末（人事年度末3月31日）まで延長するとともに、本人の希望により満60歳の誕生日の前日まで定年を繰り上げることができる制度を導入しました。

65歳到達前に定年退職を選択し、出勤日数を減らすなど柔軟な働き方を希望する場合は、有期雇用契約（再雇用）によって働き続けることも可能です。

選択型定年制度導入前の定年再雇用率は、年度によるばらつきがあるものの、平均して80%前後で推移してきましたが、選択型定年制度導入後、2020年度は91.9%（うち定年再雇用１人）、2021年度は93.3%（うち定年再雇用４人）が60歳以降の雇用継続を選択しており、60歳以上の安定雇用に結びついています。

定年再雇用

2006年度より定年再雇用制度を導入し、勤続10年以上で特定の資格や経験があること、本人に再雇用の意思があることなどを条件に、60歳で定年退職した社員を最長満65歳到達年度末まで再雇用してきました。定年が一律60歳であった2020年4月以前は、毎年60歳到達者の約8割が再雇用を希望し、再雇用を希望した社員の初年度再雇用率は100%を達成してきました。2020年4月以降、選択定年後再雇用を希望する人に対しても、再雇用率100%を達成しています。

シニア人財バンクセンター

2018年4月より「シニア人財バンクセンター」制度を設け、会社が必要とし、本人に再雇用延長の意思がある場合、定年再雇用の上限年齢であった満65歳到達年度末以降も70歳まで再雇用契約を延長することが可能になりました。さらに選択型定年制度が導入された2020年4月からは上限年齢を撤廃し、70歳以降の再雇用契約も可能になりました。

これまでに58名がシニア人財として登録され、2022年1月1日現在40名が就業中です。

再雇用希望申告制度

住友林業は、育児や介護など、やむを得ない事由で退職する社員の再雇用ニーズに応えること、優秀な人財を確保することなどを目的に、「再雇用希望申告制度」を運用しています。これは社員が自己の都合により退職する際、勤続3年以上などの一定の申告可能要件を満たしていれば、将来における会社への再雇用を希望することができる制度で、これまでに288件の申請を受け付け、7名が再雇用されています。

退職事由が解消され、再雇用の申し出があった場合には、会社が雇用の必要性や本人の能力を勘案し、再雇用の選考を行います。また、退職から3年未満で再雇用となった際には、退職時の職能等級を引き継ぐことができます。

非正規雇用社員の正社員登用

近年、雇用形態による格差問題と関連して派遣制度の規制が強化される傾向にあります。住友林業では、有能な社員を登用するため派遣社員を「有期雇用社員（呼称：パートナー社員）」としての直接雇用へと転換できる制度を設けています。さらにパートナー社員から正社員に登用する制度も実施しており、2022年度は13名を正社員として登用しています。

また、障害者雇用枠で入社した有期雇用社員（呼称：チャレンジド社員）から正社員への登用制度も実施しています。

パートナー社員の正社員登用数

2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
12名	14名	12名	17名	13名

※ 各年度4月1日時点

チャレンジド社員の正社員登用数

2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
0名	2名	1名	0名	1名

※ 各年度4月1日時点

ダイバーシティ&インクルージョン

住友林業グループのダイバーシティ&インクルージョン

基本的な考え方

住友林業グループでは、行動指針の一つとして「多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくります」を掲げ、社員の雇用・処遇機会均等や多様性の尊重はもちろん、人権に関する国際規範に基づき、女性、子ども、先住民、マイノリティー、社会的弱者を含む、あらゆる人びとの人権を尊重することを「住友林業グループ倫理規範」に定めています。

また、「働く人が活き活きできる環境づくり」をサステナビリティに関する重要課題の一つとして定め、その具体的な戦略・目標である中期経営計画サステナビリティ編において、管理部署の年度活動方針や施策に落とし込みマネジメントを行っています。

さらに、採用活動においても応募者の志向や意欲を重視し、学歴や性別などで選考方法を分けることはありません。海外グループ会社では、人種や性別にかかわらず、現地採用を積極的に推進し、優秀な人財の雇用、管理職への登用を行っています。

なお、社員の懲戒、解雇については、コンプライアンス違反などがあった場合には、就業規則にのっとり適切に対処し、不当な解雇ができない仕組みを構築しています。

近年、日本国内では少子高齢化などを背景に人財の確保が経営における大きな課題の一つとなっています。住友林業では、こうした考え方を採用活動においてしっかりと発信するとともに、多様な働き方や女性社員の活躍を支援する制度を拡充することで、次代を担う優秀な人財の確保に努めています。

関連情報はこちら

› 住友林業グループ倫理規範

推進体制

人事部内の独立組織として、「働きかた支援室」では各部署と協力して、女性社員や定年再雇用者、障害のある社員など、多様な社員の活躍を支援し、ダイバーシティを推進しています。

執行役員兼務取締役及び各本部長で構成され、執行役員社長が委員長を務める、ESG推進委員会において、中期経営計画サステナビリティ編の中で進捗管理などを行っています。

ダイバーシティ&インクルージョン

住友林業グループのダイバーシティ&インクルージョン

基本的な考え方

住友林業グループでは、行動指針の一つとして「多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくります」を掲げ、社員の雇用・処遇機会均等や多様性の尊重はもちろん、人権に関する国際規範に基づき、女性、子ども、先住民、マイノリティー、社会的弱者を含む、あらゆる人びとの人権を尊重することを「住友林業グループ倫理規範」に定めています。

また、「働く人が活き活きできる環境づくり」をサステナビリティに関する重要課題の一つとして定め、その具体的な戦略・目標である中期経営計画サステナビリティ編において、管理部署の年度活動方針や施策に落とし込みマネジメントを行っています。

さらに、採用活動においても応募者の志向や意欲を重視し、学歴や性別などで選考方法を分けることはありません。海外グループ会社では、人種や性別にかかわらず、現地採用を積極的に推進し、優秀な人財の雇用、管理職への登用を行っています。

なお、社員の懲戒、解雇については、コンプライアンス違反などがあった場合には、就業規則にのっとり適切に対処し、不当な解雇ができない仕組みを構築しています。

近年、日本国内では少子高齢化などを背景に人財の確保が経営における大きな課題の一つとなっています。住友林業では、こうした考え方を採用活動においてしっかりと発信するとともに、多様な働き方や女性社員の活躍を支援する制度を拡充することで、次代を担う優秀な人財の確保に努めています。

関連情報はこちら

› 住友林業グループ倫理規範

推進体制

人事部内の独立組織として、「働きかた支援室」では各部署と協力して、女性社員や定年再雇用者、障害のある社員など、多様な社員の活躍を支援し、ダイバーシティを推進しています。

執行役員兼務取締役及び各本部長で構成され、執行役員社長が委員長を務める、ESG推進委員会において、中期経営計画サステナビリティ編の中で進捗管理などを行っています。

ダイバーシティ&インクルージョン

人財育成

基本的な考え方

住友林業は、「自立と支援」を人財育成のキーワードとしており、高い士気と誇りを持つ社員の成長を支援し、自由闊達な社風を醸成することで、経営理念を実現することを基本方針としています。

推進体制

人事部スミリンビジネスカレッジ

住友林業に在籍する、新入社員からミドルマネジメント層・経営層までを対象とし、「1.住友の事業精神に基づく経営の理解と習得」「2.ビジネススキルの習得」「3.海外人財の育成」「4.経営者の育成」「5.ノビノビ、イキイキ働くことができる職場風土の実現」に取り組んでいます。

また、グループ経営を推進するための「6.グループ社員の一体感の醸成、人財育成」にも取り組んでいます。

住宅・建築事業本部人財開発部

住宅・建築事業本部所属員（営業・設計・インテリア・生産・総務・本部スタッフ）を対象に、「お客様視点」と「プロ意識」を基軸とした実践的研修を行っています。

また、住宅・建築事業本部が主管するグループ各社と連携を密にし、各社の研修をサポートしています。

グループ各社、各部門

それぞれの分野での必要なスキル教育を実施し、各々の事業領域におけるプロフェッショナルを育成する研修を実施しています。

人財育成体系の整備

人事部スミリンビジネスカレッジ（SBC）では、「自ら学び、本質を考え、行動する社員の育成」、「ノビノビ、イキイキ働くことができる職場風土の実現」を掲げ、「階層型」「選抜型」研修のみならず「自己啓発型」研修のプログラムを増やし、社員の自主性を重んじた能力開発を図っています。

1. 住友の事業精神に基づく経営理念の理解と習得

住友グループの歴史と事業精神を学ぶため、旧別子銅山の遺跡と当社保有山林を訪問する四国山林研修を実施し、新卒・キャリア入社の社員が全員参加しています。2021年度は180名（単体136名、グループ会社44名）が参加しました。

また、eラーニングにおいて、住友林業の歴史と当社の経営理念プログラムの教育を行い、グループ会社の全社員が毎年受講しています。

2. ビジネススキルの習得

自己啓発型研修では、社員の自主性を重んじた学びの支援を行っています。

ビジネススキル・知識等の習得を目的としたe-ラーニング・通信教育を実施するとともに、社員自らが探した外部研修の受講に対して5万円を補助する制度を設けています。2020年度は延べ372名が受講し、2021年度は642名が受講。階層型研修の充実にも注力しました。

業務の拡大を通じた生産性向上を目的として、事務職を事務企画職に職種変更し、経営総合職への昇格制度を2020年4月に新設したことに伴い、新任マネージャー17名に対しオンライン研修を実施しました。

また、評価制度を定着活用するための評価者研修を実施しています。2020年度は293名を対象に実施し、2021年度は新任評価者を中心に66名に実施しました。

さらに、管理職のマネジメント能力の向上を目的に実施している多面評価において、2021年度より、初めて被評価者となった185名を対象に、評価結果を正しく理解し実践するための多面評価フィードバックワークショップを実施しました。

住宅・建築事業本部の62名の全支店長に対して、住宅支店長ワークショップを人財開発部と共同で実施し、支店でのビジョン設定から戦略構築、拠点責任者としての心構えを、支店長同士の対話を交えながら伝え、マネジメント力の向上を図っています。

3. 海外人財の育成

拡大する海外での事業運営に資する人財を育成するため、海外勤務を希望しかつ業務成績に優れた社員に対し、長年海外関係業務（海外駐在を含む）を担当した社員が、1対1で指導する海外人財育成プログラムを実施しています。指導内容は英語学習を主とし、今期はインドネシア語学習を加え、受講社員一人ひとりのレベルと勤務内容に合わせたオリジナルのプログラムを設計し進捗をフォローする他、簿記や会計の勉強を促しています。将来的な海外赴任を見据えた海外関係業務を担当する最低限の知識（英語をはじめとする語学や会計関係）を取得した者、あるいは、自己啓発でそのレベルに達すると判断された者より修了となります。2018年度から累計で65名が卒業し、2021年度は41名が参加しています。（2021年12月1日現在の海外駐在員は104名：渡航準備含）

4. 経営者の育成

35歳以上の社員を対象に選抜研修を実施しています。2020年度は8プログラムに31名が参加し、2021年度は29プログラムに140名が参加しました。

5. ノビノビ、イキイキ働くことができる職場風土の実現

自由闊達でエンゲージメントが高く、社員がノビノビ、イキイキ働くことができる職場風土の実現を目指し、2021年度に住宅・建築事業本部では「三ツ星プロジェクト」、木材建材事業本部では「New Value Creationプロジェクト」を開始しました。

「三ツ星プロジェクト」は、三ツ星店のように社員一人ひとりが活力に溢れ、お客様から高い評価を受け、地域に根差し愛される支店を目指すもので、パイロット2支店の社員25名が参加し、半年間にわたるワークショップを実施。研修で得た知見は即座に業務に活かされています。参加したメンバーは、このプロジェクトを「必要な取り組み」「意識、行動が変わった」「中期的な業績向上につながると思う」と評価しました。今後は順次62支店への拡大を図ります。

「New Value Creationプロジェクト」は、新たな価値の創出を検討し、フロンティアスピリット、起業家精神を醸成するもので10名の社員が参加し、半年間にわたるワークショップを行いました。最終的な事業提案は、2022年度より実行する予定です。

6. グループ会社社員の一体感の醸成、人財育成

新入社員研修をグループ共通のプログラムで実施することで、グループ全体の一体感の醸成と社会人への意識改革を図っています。2021年度は、プログラム内容を統一の上、各社ごとにオンライン研修を行うとともに、一部のプログラムについてはグループ会社をオンラインで結び実施し、258名が参加しました。

その他、自己啓発セミナー、グループ交流の研修等、目的を共有するグループ会社が参加し、2021年度は26名の社員が参加しました。

また、グループ社員が共有する学びのツールとして、e-ラーニングシステムを展開し、住友林業の歴史・事業精神・経営理念の理解、ビジネススキル・知識習得等の118講座を国内グループ会社社員が共有し学んでいます。

人事部SBC研修体系（2021年度）

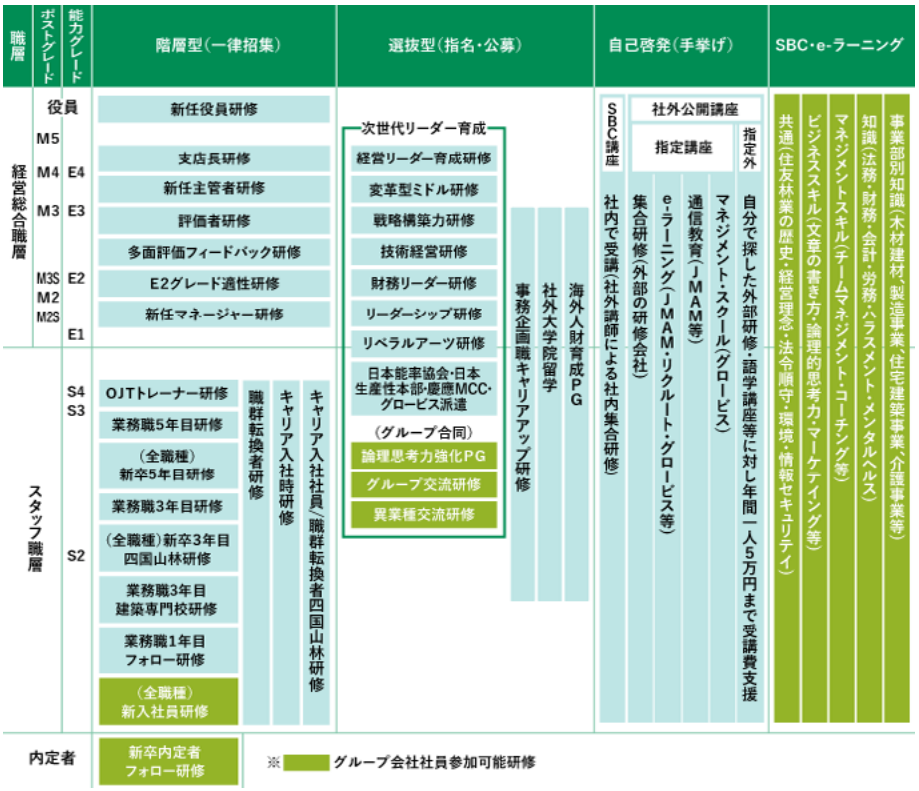

主な研修プログラム受講者数（2021年度）※

研修プログラム	受講者数（単体）（名）	受講者数（グループ会社）（名）	計
階層型研修（20講座）	843	0	843
選抜型研修（30講座）	175	3	178
自己啓発型研修（117講座）	642	7	649
e-ラーニング（必須6講座）	5,159	6,505	11,664

※ 2021年1月1日～12月31日

研修受講時間・研修関連費用（単体）

	2018 年度	2019 年度	2020 年度※1	2021 年度
従業員1人あたりの研修受講時間（時間）	13.6	18	10.5	13.0
従業員1人あたりの研修関連費用支出（円）	97,000	102,000	59,000（77,000）※2	77,473※3

※1 2020年度の集計対象期間は2020年4月～12月（決算期変更に伴い9ヵ月）
※2 ( )内は2020年1月～12月の参考集計値
※3 2021年度研修関連費用（単体）は394百万円

資格取得・社外教育の支援

住友林業では、「資格取得・社外教育支援規程」にて社員が資格を取得する際や社外教育機関を利用する際の支援について定め、自立的な能力開発とキャリア形成を推進しています。

資格取得支援としては、業務において取得が必要なものの他、能力開発の観点から取得を奨励するものについて、資格ごとに支援範囲を定めています。

特に1級建築士試験に合格し、1級建築士免許を取得した社員には、一時金として最大50万円を支援しており、2021年度は25名が対象となりました。2級建築士免許についても、人財開発部の指導のもと2021年度は58名が取得しました。

住友林業ホームテックでは、2021年度に社内資格制度「構造診断マスター」を導入しました。第1回目試験は、全国14拠点で240名の社員が受験し、103名の合格者を確定しています。社内資格制度は、社員の自己研鑽意欲の促進と法令順守、品質管理の向上につなげることを目的としています。

住宅・建築事業本部人財開発部の取り組み

教育・育成方針に基づき、研修をはじめとする様々な取り組みを行っています。中でも若手社員には3年目終了時までの自立を目指し、「考えさせる」ことを重視した育成を実施しています。OJTにおいては、トレーナーとの連携を強化するとともに、OJT強化の手法として反転学習の手法を取り入れており、研修がより実践的なフォローアップの場となることによる早期習得を目指しています。

定期研修前の反転学習における事前学習の動画配信を行うため、動画教材の内製化を開始しました。360度動画においては、情報をクリックするとテキストなどが表示される情報ホットスポット、クイズ、知識確認モジュールなどのインタラクティブな要素が数多くあり、受講者のエンゲージメントと定着率を高めることに寄与しています。またLMS（学習管理システム）との連携も進め、各社員の学習状況の管理に加え、スキル把握を進め社員のデータを蓄積していくことで、将来的な人事戦略や人財マネジメント等、中長期を見据えた取り組みを進めています。

動画活用した反転学習

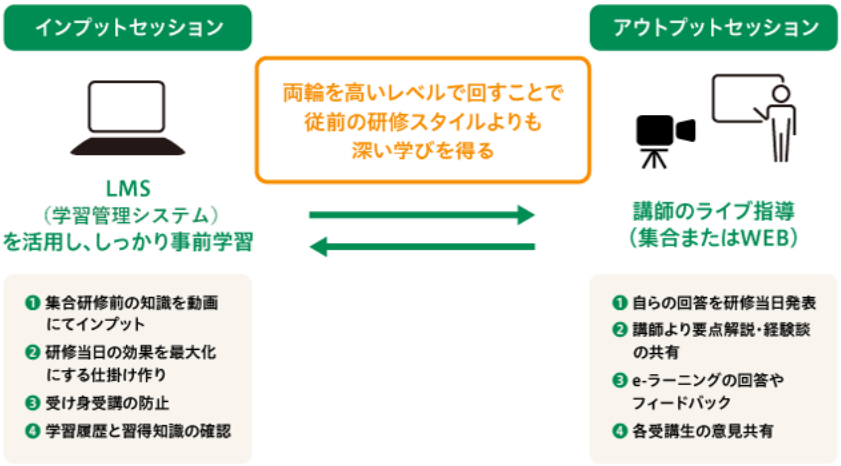

LMSの活用イメージ

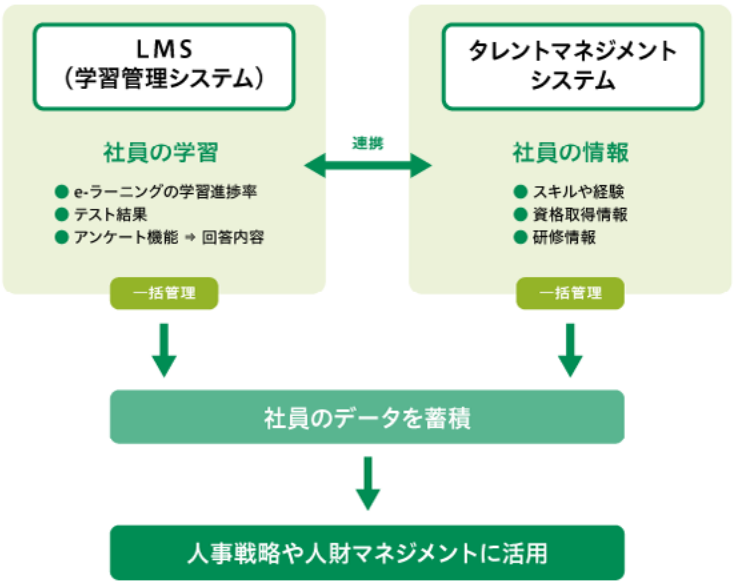

反転学習のフローイメージ

また、若手及び中間層の社員に対するOJTを確実に機能させるため、管理職ならびに次期管理職に対してマネジメント能力・商品知識・人財育成能力の養成を行い、効率的な働き方の支援や指導にも力を入れています。

育成期間中で特に研修機会の多い1年目研修の教材にペーパーレスシステムの導入を行い、研修時のタブレット支給を開始しました。本システムを活用することで、研修中も電子テキストへ重要事項の書き込みを行う等、加筆・保存ができるようになりました。受講生においては、研修終了後もタブレットを用いることで、場所を問わない復習や教材の活用などが可能になりました。

2020年より、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でWEBを活用した研修を多く実施しています。WEB研修は、受講生の移動が削減され、生産性の高い講義を実現できます。従前の研修と異なり、短時間の研修を複数日設ける等、研修の運営手法の選択肢も増え、研修カリキュラムの構成に大きく寄与しています。対面型研修のほうがより大きな研修効果が得られる講義もあることから、今後はWEB研修活用に加えて、小規模な対面型研修とWEB研修を融合させたハイブリッド型の研修運営手法も確立させ、より生産性を向上させた研修の構築を進めます。

小規模化した対面型研修とWEB研修を融合させたハイブリッド型の研修

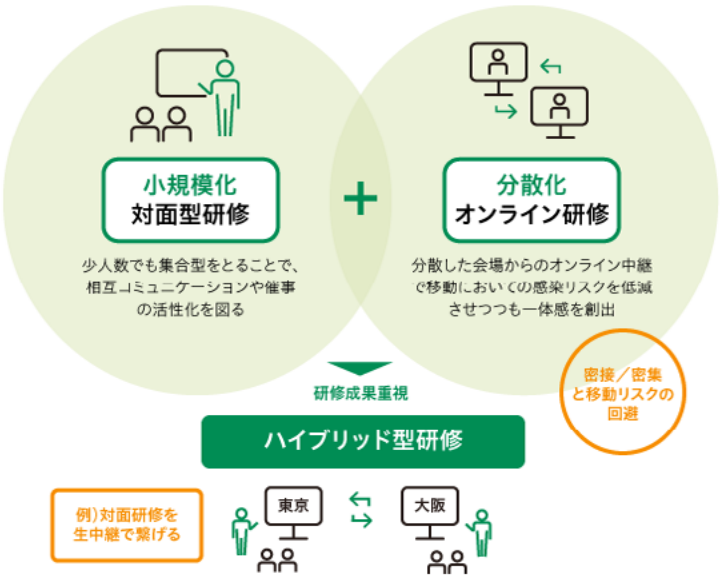

かねてより取り組んでいるVR動画を活用した研修は、非常に効果を発揮しました。現場での研修に加え、受講生が様々な仮想体験をすることで建築に必要な知識を素早く、また環境に左右されず習得することができ、実際の現場で受講しているような感覚を通じて業務プロセスの理解を深めています。また、生産性の高いVR研修をグループ全体に広げるとともに、教材の内製化による研修運営における費用対効果を上げていくことを目標としています。

装着したヘッドマウントディスプレイへ投影される動画を視聴しての研修

さらに現在、住宅営業職で実施している営業トーク分析においては、お客様との商談内容をAIで客観的分析を行うことで、接客力を効率的で効果的に伸ばすことを目標としています。今後、より多くの接客分析を行い、住友林業のトークモデルの確立と個々のスキルアップにつなげていきます。

資格取得の推進

住友林業では業務上必要な資格の取得支援を行い、有資格者を確保することで、社員のスキルアップ及びお客様満足度の向上につなげています。直近の支援実績は以下の通りです。

宅地建物取引士

	2020年度	2021年度
受験者数	198名	142名
合格者数 (営業職取得数)	24名 (414)	25名 (440)
合格率	12%	18%

2級ファイナンシャルプランナー

	2020年度	2021年度
受験者数	150名	120名
合格者数 (営業職取得数)	25名	40名 (260)
合格率	17%	33%

一級建築施工管理技士

		2020年度	2021年度※
1次試験（学科）	受験者数	52名	-
	合格者数	40名	-
	合格率	77%	-
2次試験（実地）	受験者数	56名	-
	合格者数	38名	-
	合格率	68%	-

※ 2021年度は資格取得支援なし

二級建築士・一級建築士（学科）

		2020年度	2021年度
二級建築士	学科合格率	100%	100%
	製図合格率	89%	84%
一級建築士（学科）	学科合格率	27%	-

住友林業では設計力の向上を目的とした研修に力を入れています。設計担当者全員の事前図面チェックにより、当社の設計傾向や課題を抽出し補強することで、「設計力」「プレゼン力」「接客対応力」の向上を図り、他社に負けない強い設計集団としていきます。さらに今後、インテリア職との連携も図り、「プレゼン力」「接客対応力」「トータルコーディネート提案」の向上につなげ、インテリアを含めたチーム展開への実施を検討、予定しています。その他、中大規模にも耐えられる技術者への育成も同時に検討していきます。

木造住宅建造技術の継承

日本の伝統的な木造軸組構法の良さを活かした家づくりを残していくために、次世代への技術・技能の継承が課題となっています。

住友林業では、1988年に企業内訓練校として、千葉県知事認定の教育機関である「住友林業建築技術専門校」を設立し、大工職を目指す住友林業ホームエンジニアリング株式会社の新入社員に対し、1年間の訓練カリキュラムを実施しています。建築関連学科としては概論、構造、製図、工法、材料、監理などの座学から、工具類操作や手入れ、伝統的な技法である墨付けや規矩（きく）術、加工、安全作業、模型実習、実棟実習、パソコン操作などの実技を学び、修了時には2級大工技能士取得を目指しています。また、訓練の修了後は全国各地の事業所に配属されますが、数年後にリターン研修として和室研修や1級大工技能士取得準備研修が7〜10日間用意されています。

2021年度は69名の入校者を迎えました。

建方の実習の様子

「住友林業建築技術専門校」入校者と実績

	2018 年度（31期生）	2019 年度（32期生）	2020 年度（33期生）	2021 年度（35期生）
入校者数（名）	69	57	61	69
修了者数（名）	68	55	60	-
2級大工技能士取得者（名）	62	55	60	-

ダイバーシティ&インクルージョン

社員とのコミュニケーション

基本的な考え方

住友林業は、社員が誠実さと思いやりを持っていきいきと仕事ができるよう、自由闊達に意見を述べ合う雰囲気づくりに努めています。また、一人ひとりの個性を尊重し、成果や努力に正当な評価が行われる風土の中で、共に成長していくことを目指しています。

人事評価や業務遂行におけるコミュニケーション

住友林業は、人事評価を通して人財を育成・開発することを主眼に、全ての社員を対象に評価結果をフィードバックしています。半年に一度、上司と面談を行い、目標の設定と評価結果について説明を受ける機会を必ず設けています。

また、経営総合職の社員のマネジメント能力を評価し、スタッフ層が自ら考えて行動する力を育て、短期業績に加えて長期的な会社の発展や社員の成長を実現するため、2019年度より「バリュー評価」を導入しました。「バリュー評価」では、「バリュー」を会社の経営理念・行動指針や経営課題を十分に理解し、倫理規範を遵守したうえで将来的な会社の発展に貢献するものと定義しています。さらに、バリュー評価をより具体的で分かりやすい仕組みとするため、2022年1月より「NEWバリュー評価」として評価制度の一部改正を行いました。企業価値の向上や新たな付加価値の創出に向けて自分自身が何をするのか、主体的に考え、失敗を恐れずに挑戦していくことを評価する仕組みとしています。

多面評価制度（360度評価）については、2021年度は経営総合職の社員のうち、組織のマネジメントを担う社員、及びマネジメント職を目指す社員を対象に実施しました。この評価結果から、「現在の状態を正しく認識（＝気づき）」し、具体的なマネジメント行動につながるヒントを得て、自身のアクションプランを描き、実践につなげられるよう、本人にフィードバックしています。また、所属組織の責任者にも評価結果をフィードバックし、本人への指導や評価の参考としています。

勤続年数が10年、20年に達した社員に対しては、長年の会社への貢献をねぎらい、永年勤続表彰を行っています。また、年に一度、人事部にて、全社員に仕事や職場についての所見や異動の希望、家族状況などについて自己申告の形で直接聞き取りを行っています。

カジュアルフリーディスカッション

住友林業グループでは2007年度から社長と社員のコミュニケーションの場として「カジュアルフリーディスカッション」を定期開催しています。

ディスカッションの様子を動画編集し配信

2021年度も住友林業グループ内から若手社員を中心に参加者を募り、ディスカッションを2回開催しました。1回目は「私達が大切にしていること」をテーマに仕事とプライベートで大切にしていること共有し合いました。2回目は社長をはじめ登山好きが集まり「山」をテーマに語り合いました。その様子を撮影し、動画で配信することで普段見ることができない、社長のプライベートな一面を多くの社員が垣間見ることができる回となりました。経営者と社員が直接対話でき、グループ間のコミュニケーションを活発化させる活動として2022年度も継続する予定です。

社員意識調査

2021年7月から8月にかけて、住友林業は11回目となる社員意識調査を実施しました。

調査は「仕事／業務負荷／職場／上司／評価・処遇・能力開発／キャリア／経営・ビジョン／お客様志向／コンプライアンス／満足度／意識行動」の11カテゴリ、全91問について聞き取りを行いました。

対象者は正社員及び有期雇用社員5,009名で回答率は93.1％でした。

調査の結果、「当社で働いていることに満足している」という設問に対して「まったくその通り・どちらかといえばその通り」と回答した社員の割合は78.2％でした。経年で向上している項目としては「当社の将来について明るい見通しを持っている」や「ダイバーシティ推進に対する職場の意識が向上してきている」「職場は育児・介護に協力的である」などがあげられ、ダイバーシティ＆インクルージョンの取り組みが浸透してきていることが表れているといえます。

また、この調査は国内の住友林業グループ26社と合同で実施しており、住友林業を含む全対象者は正社員・有期雇用社員を含む社員（一部パート社員を含む）12,246名、回答率は88.5％でした。

今後も国内の住友林業グループ共通の調査を毎年実施し、経年変化を把握していく予定です。

社員意識調査回答率（住友林業）

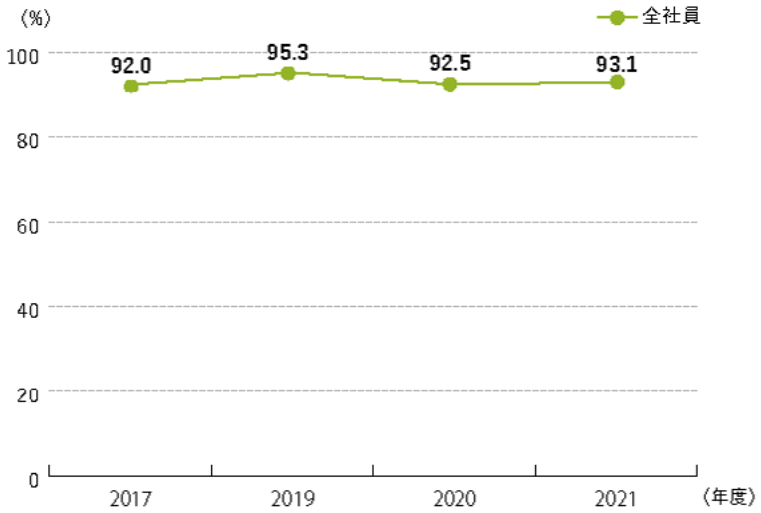

社員意識調査による社員満足度の推移（住友林業）

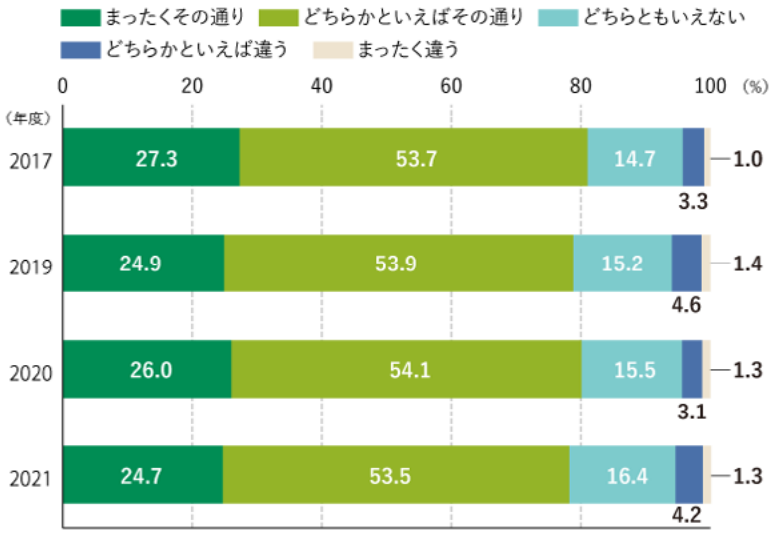

労働組合との関わり

住友林業では、2022年1月1日現在、労働協約で定められている対象社員の100%（3,889名）が労働組合に加入しています。

労働組合加入率（単体）

100%

会社と住友林業労働組合が締結する労働協約において、会社は組合活動の自由と団体交渉権を認め、組合員の生活の安定と労使双方の委員で構成する「経営懇談会」を設置して賃金規定を含む労働条件の維持改善に努めることを約束しています。

2021年度は労使協議を18回実施し、2020年度に引き続き長時間労働の削減やテレワークなど働き方の見直しについて対策を検討しました。

ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランス

基本的な考え方

住友林業は、多様な働き方を認め社員がやりがいを持って仕事に取り組み、さらに社員一人ひとりの生活を充実させる職場を目指して、育児・介護諸関連制度の運用や女性活躍推進、時間外労働の削減などに取り組んできました。

人事部内に「働きかた支援室」を設置し、育児や介護、キャリアサポート、メンタルヘルス、定年再雇用などの働き方・キャリアに関する支援窓口を集約。社員が従来以上に相談しやすい体制を整えて、多様な働き方をサポートしています。

また、長時間労働の削減と生産性向上を目的として、フレックスタイム制度や勤務間インターバル制の導入、勤務時間のみなし労働時間制度から実カウント制への移行、時間あたりの生産性評価の導入などを行っています。

長時間労働による疲労の蓄積で健康を害することを防ぐとともに、時間に対するコスト意識を高め、またワーク・ライフ・バランスを実現することで、社員のモチベーションと生産性を向上させることを目的としています。

長時間労働削減の取り組み

住友林業では、長時間労働を放置することは、労働災害発生やブランドイメージ低下を誘発し、将来的な労働力不足につながりかねない大きな経営リスクだと認識しています。

2019年度より、住友林業グループ中期経営計画サステナビリティ編において、2021年度までの重点目標に「働き方改革による長時間労働の削減」を定め、取り組みを推進しています。国内関係会社も含め、各本部において、その達成状況を年度ごとに確認しています。

住友林業では、中期経営計画サステナビリティ編において策定した目標に加え、各拠点独自の働き方改革目標と行動計画、半期ごとの振り返りを専用システムに入力し、管理しています。各拠点の業務内容、定休日や地域特性、人員構成など、それぞれの状況にフィットした取り組みを進められるようにしています。

また、毎月、各部署の平均所定外労働時間及び管理職も含めた部下の所定外労働時間を各部の責任者に通知して、長時間労働削減の意識付けを強化しています。

特に、住宅・建築事業本部では、注文住宅の販売・施工において、お客様との密なコミュニケーションが欠かせず、結果として長時間労働になりやすい状況にあります。

そのため、各支店に「働き方向上委員会」を設置し、それぞれの支店でノー残業デーの実施等、工夫した長時間労働削減の取り組みを実行しています。

勤務制度や業務フロー改革など、支店単位での実施が難しいものについては、住宅・建築事業本部内で制度提案し、長時間労働削減運動を継続・実施しています。

関連情報はこちら

多様な発想と働きがいで活力を生む職場づくり

所定外労働時間
2021年度（2021年1月―12月）成果
（2013年度比）（単体）
33%減

2021年度目標
所定外労働時間
（2013年度比）（単体）
32%減

人事制度の改定

2017年度には、人事制度の改定を行い、時間外労働時間をみなし労働時間制から実カウント制へと移行するとともに、フレックスタイム制度や勤務間インターバル制、時間あたりの生産性評価を導入し、長時間労働削減と生産性向上を推進しています。

実カウント制への移行と生産性評価の導入は、時間によるコスト意識を高めて、長時間労働を削減し、仕事の質と生産性を高めることを主な目的としています。

また、フレックスタイム制度では、1ヵ月の総労働時間を定め、1日の労働時間をフレキシブルにすることで、業務時間全体の平準化に取り組んでいます。

さらに、勤務間インターバル制では、前日の終業時刻から翌日の勤務開始まで11時間の休息時間をとることとし、休息時間が始業時刻またはコアタイムに及ぶ場合は、勤務を免除し働いたものとみなします。これにより過重労働の防止や社員の健康の保持増進を目指します。

年次有給休暇取得の促進

住友林業では、リフレッシュ休暇や夏季休暇を含めて年間14日以上の計画的な年次有給休暇取得を推奨し、拠点ごとの年次有給休暇取得実績一覧を社内WEBサイトに公開するなど、年次有給休暇の取得を促進してきました。

半日単位や時間単位の年次有給休暇制度も導入し、休暇を取得しやすい環境を整備しています。

また、住宅・建築事業本部では、全部署が休業する計画年休を設定しています（原則年4日）。

有給休暇取得率
（2021年）
（単体）
64.1%

こうした取り組みにより、2021年の年次有給休暇の取得率は64.1%でした。

2022年からの3カ年は、「年次有給休暇取得率平均70%以上」を中期経営計画サステナビリティ編に掲げ、この取り組みをさらに進めていきます。

年次有給休暇取得率の実績

	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年
年次有給休暇取得率（%）	47.4	53.2	60.2	60.7	64.1

※ 各年の年次有給休暇取得日数をその付与日数で除して算出

リフレッシュ休暇・ファミリーフレンドリーデー休暇制度

住友林業では、心身の健康を保ち、精力的に業務に取り組めるよう、休暇を取得したい時に取得できる職場環境づくりを進めています。その一環として、夏季休暇・年末年始休暇とは別に、本人の予定に合わせた連続休暇を「リフレッシュ休暇」として取得を奨励。2019年よりリフレッシュ休暇日数を従前の「3日」から「5日」へ変更し、年次有給休暇の連続取得を奨励し、より取得しやすい環境を整えました。

また、住宅・建築事業本部の支店では、火・水曜日が定休日となっていますが、お客様と土日に商談をすることが多く、社員が家族の行事などへ参加するための休暇を取得しづらい場合もあります。そこで、土日のうち月1日は休暇を取得し、家族との時間や趣味の時間に充てる「ファミリーフレンドリーデー休暇」を整備。支店内での社員間の業務分担や打ち合わせスケジュールの調整を促し、土日の休暇取得がしやすい職場環境整備を進めています。

リフレッシュ休暇・ファミリーフレンドリーデー休暇制度の利用実績（単体）

	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年
リフレッシュ休暇取得率（%）	32.1	43.7	31.3	31.3
ファミリーフレンドリーデー休暇取得率（%）	28.7	36.8	30.5	26.6

育児中の働き方支援

住友林業は、次世代育成支援対策推進法が施行された2005年に第1期行動計画を策定し、それ以降継続し、現在は第8期行動計画（2022年4月1日～2024年12月31日）について取り組みを進めています。

第7期は、育児中の女性社員はもとより、社員全員がワーク・ライフ・バランスを実現させ、より活躍できる職場環境を整えるために、下記の3つを目標に掲げ、実行しました。

1. 場所に捉われない働き方を選択可能とするため、テレワークに関する制度や環境の整備を促進する。
2. 社員のキャリア形成等を支援するための相談体制を整備する。
3. 住生活にかかわる会社に勤める社員として貴重な生活経験となる育児や家事に、男女関わらず積極的に関われる環境づくりを行う。

関連情報はこちら

住友林業株式会社 次世代育成支援対策推進法 第8期行動計画

「業務変革委員会」の取り組み

住友林業は、2019年4月より、取締役副社長を委員長とし、本社・本部の責任者を委員とする業務変革委員会を発足。アンケートや提案箱から社員の声を吸い上げ、業務改革・働き方改革関連の全社テーマに取り組み、テレワークの推進やペーパーレス化、検印手続きの見直し等を進めてきました。今後も社員の業務の見直し、効率化を進めていきます。

「家族の職場参観日」の開催

住友林業は、2014年7月より、社員の家族が職場を訪問するイベント「家族の職場参観日」を開催しています。このイベントは、社員を支える家族に感謝の気持ちを表現するとともに、家族の仕事への理解、社員間の相互理解を促進し、いきいきと働くことができる職場環境づくりを目的にしています。

毎年夏に、これまでに18拠点で開催し、149組433名の社員とその家族が参加しています（2020～2021年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により中止）。朝礼参加やお子さんたちが木製台紙に名前を書いて作った名刺の交換、職場の同僚への「お仕事インタビュー」などの定番プログラムの他、各拠点で工夫を凝らして開催しています。

男性社員の育児参加促進

子どもが生まれた社員に支給している「子育て支援一時金」の支給申請の際に、男性社員に対して「育児関連制度利用者希望調査票」の提出を必須としています。この調査票は、申請者の上司が、部下の育児関連制度の利用希望を聞き取り、制度活用のための指導や配慮についてのコメントを記入し、申請するしくみです。これにより、男性社員の育児参加について、職場の理解が進むとともに、促進につながり、2021年度は62名が育児休業を取得しました。

主な育児支援制度（2021年度）

制度	内容
育児休業	子が2歳到達直後の3月31日までの期間内で、休業を取得することが可能。男性社員の場合、理由を問わず2回まで取得可能。育児休業開始当初5日迄は給与全額支給
配偶者の出産休暇	配偶者の出産から２週間以内に５日間取得可能。給与全額支給
勤務時間の短縮等の制度	子が小学校6学年末を迎えるまでの間、短時間勤務、週休3日制、所定外労働免除、法定時間外労働の制限、深夜業の制限の利用が可能
フレックスタイム制のコアタイム短縮	子が小学校6学年末を迎えるまでの間、コアタイムの終了時刻を30分単位で1時間まで短縮できる
子の看護休暇及び行事休暇	小学校6学年末までの子が病気やけがをした場合、子が1人の場合は年10日、2人以上の場合は年15日、30分単位で休暇を取得することが可能（100％給与支給）。そのうち5日（子が2人以上の場合は10日）までは、子の行事のために利用可能。子が2人以上の場合に行事のために5日以上利用した場合でも、看護のために10日まで利用することが可能（ただし、15日を超えた分は無給）

育児支援制度

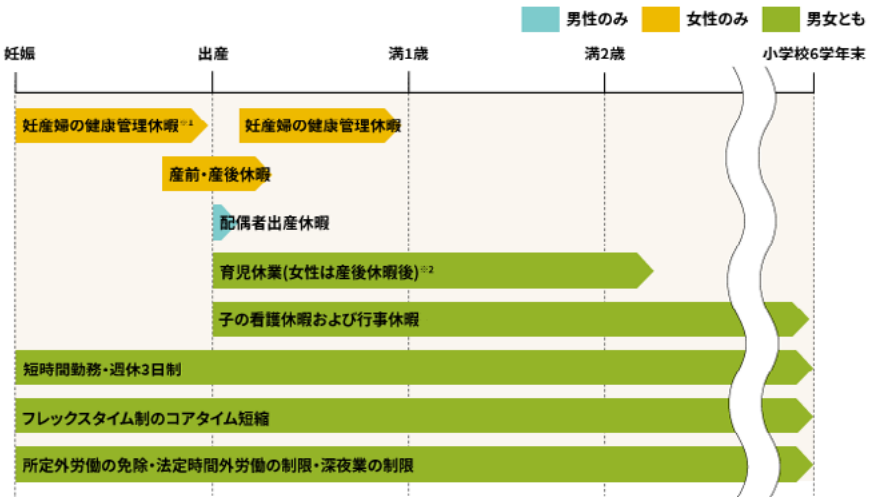

※1 妊娠中または産休・育休復帰後で出産後1年未満
※2 2歳到達直後の3月31日までの期間。準備保育の理由に限りさらに14日間を加えた期間まで可能

育児休業者座談会実施

住友林業は、2022年3月、育児休業復職予定者を参加者としたオンライン座談会を実施しました。復職前の不安を解消することや、育児者同士のネットワーク構築につながっています。

育児休業復職者と上司のペアセミナーの実施

住友林業は、2021年11月と12月に育児休業からの復職者とその上司、配偶者を対象にペアセミナーを実施しました。セミナーでは、出産・育児を取り巻く社会情勢、仕事と育児の両立、今後のキャリア等についての講義や育児中の先輩社員のパネルディスカッション、参加者同士のグループディスカッションを行いました。育児者が仕事と育児、キャリアをいずれも両立していくために、上司、本人それぞれがどのような行動をとっていくべきか改めて考える機会になりました。

介護中の働き方支援

住友林業では、家族の介護をしながら仕事をする社員の支援を行っています。対象家族1人につき365日の休業を取得できるように「介護休業」を改定し、フレックスタイム制度、短時間勤務、週休3日の勤務形態も可能にしました。なお、2021年1月からのフレックスタイム制度の全社員適用（裁量労働制社員を除く）に合わせ、介護の理由により、コアタイムを短縮できるようフレックスタイム制度を改定しました。また、年10日の休暇を30分単位で取得できる「家族の介護休暇及び傷病休暇」も整えています。

2021年には仕事と介護を両立するための基本的な知識や情報、高齢者施設や介護サービスの基本などを記載したガイドブックを作成し、社員への情報提供を行っています。

主な介護支援制度（2021年度）

制度	内容	利用実績
介護休業	家族を介護する社員が対象家族1人につき複数回、通算365日の休業を取得することが可能	介護理由の制度利用者：延べ1名（週休3日制） 介護休業者：2名
勤務時間短縮等の制度	短時間勤務、週休3日制、所定外労働の免除、法定時間外労働の制限、深夜業の制限の利用が可能	
	フレックスタイム制適用の社員は、コアタイムの終了時刻を30分単位で1時間まで短縮可能	
家族の介護休暇及び傷病休暇	家族を介護する社員が年10日の休暇を30分単位で取得することが可能（要介護状態の家族が2人以上の場合は年5日を追加）。年10日のうち5日までは、家族の傷病のために利用が可能	

介護支援制度利用実績（単体）

	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年
介護休業者数（名）	1	1	2	2
介護理由の制度利用者数（名）（延べ人数、フレックスタイム制度、短時間勤務など）	3	4	4	1

仕事と介護の両立支援セミナーの実施

住友林業では、2021年12月に「仕事と介護を両立させる秘訣」と題したオンラインセミナーを開催しました。介護のために仕事をあきらめるのではなく、日常の生活の中で両立できる環境をつくり、心身ともに健康で活躍していくためのヒントを得てもらうことが目的です。

すでに家族の介護をしている人や準備を始めたい人、部下や同僚のために学んでおきたい人など、約150名が受講しました。セミナー後、希望者にはセミナー講師による個別相談会を開催しました。

今後も継続してセミナーや相談会を開催し、仕事と介護の両立を支援していきます。

テレワークへの取り組み

住友林業では、通勤時間が削減でき、それにより生まれた時間を仕事や家庭生活に活かせることや、自宅の静かな環境で集中して業務を行えることなどから、2009年度より在宅勤務制度を導入しています。

2018年度からは、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、内閣官房、内閣府と東京都及び関連団体、企業が連携し働き方改革を推進する「テレワーク・デイズ」の取り組みに、特別協力団体として参加してきました。期間中、約300名の社員がテレワークを実施し、この取り組みを通じて在宅勤務やモバイル機器活用の効果をより多くの社員に実感してもらうことで、テレワークに対する理解を促し定着を図ってきました。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症への対応を機に全社員がテレワークを実施できる環境を整備し、サテライトオフィスの利用も開始しています。

2021年1月からは、フレックスタイム制度を改定し、全社員へ適用（管理監督者、裁量労働制社員及びパートナー社員を除く）することで、時間と場所にとらわれない働き方を進めています。

また、2022年1月に、従来の在宅勤務規程を廃止し、サテライトオフィス勤務及びモバイル勤務の定めを加え、対象者を拡大したテレワーク規程を新設しました。新型コロナウイルス禍における全社的なテレワークの経験を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスの向上と、生産性向上を目的として整備したもので、週2日まで全社員が利用できます。週3日以上の利用については申請することで実施できるようにしています。

今後もIT 環境整備と ICT活用による生産性の向上などの促進とともに、さらなる活用を検討していきます。

勤務地の希望を申告する制度

住友林業は、結婚または配偶者が転居を伴う転勤をした場合にも勤務を継続できるよう、結婚と配偶者の転勤の理由に限り、本人が希望する地域への異動を配慮する制度を2008年度に整備しました。

2014年度には、申請理由に新たに「育児」を加え、育児と仕事の両立のために配偶者との同居を希望する場合にも異動を配慮。また「介護」を理由に異動希望を申告できる制度も新設するなど、仕事と育児、介護の両立のために勤務地に制限がある場合にも異動を配慮しています。

これらの制度を利用して、2021年12月末までに累計で46名が異動しました。

さらに、育児や介護、自身の疾病などのやむを得ない理由により、現在の勤務地から転居を伴う異動の無い働き方を希望する社員に対して、申請認可制によりコースを設けており、それぞれの事情に応じた働き方ができるようにしています。

ワーク・ライフ・バランス

健康経営の推進

基本的な考え方

住友林業グループは、企業において、社員の健康保持・増進を図ることは、社員一人ひとりの幸福に資することはもとより、生産性の向上や仕事の効率化にもつながると考えています。この考えに基づき、2021年10月1日、「住友林業グループ健康経営宣言」を制定しました。

住友林業では、人事部働きかた支援室 ヘルスケア推進チームに、臨床心理士、保健師を配置し、様々な制度、施策を行っています。

住友林業グループ健康経営宣言

住友林業グループは、グループを構成する従業員一人ひとりが「木と生きる幸福」を実感しながら、健康にいきいきと働けるよう、すべての従業員とその家族の心と体の健康保持、増進に努めることを宣言します。

- 定期健康診断等の結果を従業員と共有し、心と体の健康課題とその対策に取り組みます。
- 従業員はもとより、その家族にも利用可能な健康施策を積極的に取り入れます。
- 安全衛生に関する法令及び諸規則を順守し、安全の向上及び健康の保持増進に取り組みます。

代表取締役 社長 光吉 敏郎

関連情報はこちら

› 住友林業グループ 健康経営推進体制

社員の健康保持・増進への取り組み

住友林業グループでは、新入社員研修での健康管理セルフケア研修をはじめ、イントラネット上で、健康に関するイベントの案内やコラムを発信するなど、社員の健康保持・増進への取り組みを行っています。

2021年度は新たな試みとして、ウォーキングイベントを春と秋の2回開催しました。これは、日ごろの運動不足の解消や社員同士のコミュニケーションの促進を目的としたものです。春は住友林業のみ、秋は参加表明をした住友林業グループ5社を含めて開催しました。また、睡眠、食事、運動といった面からの生活習慣の改善及び生産性の向上を目的とした健康LIVEセミナーを実施しました。オンラインでの開催で、グループの社員同士がコミュニケーションを図る良い機会にもなりました。

さらに、衛生管理担当者向けの実務セミナーを6月と12月の2回オンラインで実施しました。これは、全国の総務責任者・衛生管理実務担当者、グループ会社担当者を対象に実務に関する関連法令や社内ルールをレクチャーし、実務面での再確認を行うものです。セミナー中は、チャットで参加者同士が各拠点での取り組み・工夫事例をシェアし、共に学びあえる有意義な時間となりました。

ウォーキングイベント、健康LIVEセミナー、衛生管理担当者向けの実務セミナーは今後も継続的に実施していきます。

疾病予防に重要な定期健康診断においては予約システムを利用し、受診率100%を保っています。また、50名以下の拠点にも産業医を選任するなど、人数の少ない拠点勤務者も、定期健診、ストレスチェックの事後措置や過重労働時等に、産業医面談、保健師面談を実施できる体制をとっています。

さらに、海外赴任者については、赴任前及び帰任時に健康診断結果のチェックを行うとともに、本人と面談し、健康状態の聞き取りやアドバイスなどを行っています。

メンタルヘルスケア

メンタルヘルスケアの実践

住友林業では、厚生労働省が策定した「労働者の心の健康保持増進のための指針」に基づき、メンタルヘルスについて「セルフケア」「ラインによるケア」「事業場内産業保健スタッフなどによるケア」「事業外資源によるケア」の4つのケアを実践しています。

新任主管者ラインケア研修

臨床心理士の資格を有する社員が、社外提携EAP※機関と連携しながら、メンタル不調者へのフォローや復職支援に取り組んでいます。

2019年度より社外提携EAP機関を変更し、管理職相談窓口を新設することで、よりラインケアをサポートする体制となりました。また、従業員のみならず従業員の家族からの相談も可能とすることや、英語や中国語にも対応が可能になったことで、幅広く従業員のケアができるようになっています。

復職にあたっては、リハビリ出社制度を設け、個々人の状態に合わせて段階的に勤務時間や業務負担を調整し、心身を働く環境に慣らしていけるようリハビリプランを作成し、実行しています。

休業時には「メンタル休業ガイドブック」を本人に配布し、休業中の過ごし方や休業に関する社則等を載せ、休業中の不安軽減を図るとともに、上司に対しても「管理職のためのガイドブック」を配布し、その時々にあった対応方法などの情報を提供しています

※ EAP：Employee Assistance Programの略語。従業員支援プログラムと呼ばれる職場のメンタルヘルスケアサービス

ストレスチェックの活用

2015年12月に労働安全衛生法の改定に伴い義務化されたストレスチェックを、他に先がけて、2013年度から継続実施しています。全社員（産休・疾病療養などによる長期休業中社員等を除く）を対象にWEBサイト等を利用し、メンタル不調の予防に役立てています。

2021年度は、重点施策の検証や職場環境の改善のため、ストレスチェックの項目の中に仕事のパフォーマンスに影響することがあった疾病や症状等健康上の理由や心理的安全性を測る項目を追加しました。また、事後措置として、各拠点に個別の組織分析結果表を配布し、よりいきいきとした職場環境づくりに対する意識を高める「ストレスチェック結果フィードバック研修」を全主管者に実施しました。課題のある部署に対しては個別コンサルテーションを行ない、職場環境改善を図りました。また、e-ラーニングに「ヘルスケア」というカテゴリーを新設し、社員一人ひとりがより健康な心身を養うためのコンテンツを充実させ、ヘルスリテラシーの向上を目指しています。

関連情報はこちら

› 人権尊重の取り組み

メンタルヘルスケア予防対策の実績

	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年
ストレスチェック回答率（%）	91.6	93.3	96.4	94.5

労働安全衛生

労働安全衛生マネジメント

基本的な考え方

住友林業グループは、企業活動における労働安全衛生活動の更なる向上を図るため、2021年8月、「住友林業グループ労働安全衛生方針」を制定しました。方針の実践を通じ、「SAFETY FIRST（セーフティファースト）」という基本的な考えのもと、健全な職場を実現し、安全で健康的な職場環境の維持に努めます。

また、この方針に沿って企業経営の基盤として労働安全衛生活動に日頃から取り組むことを社員一人ひとりに求めています。

方針には、グループ社員を対象とした品質に関する価値観や行動に関するアンケートや、社内役員・主管者、主要取引先へのインタビューを通じて抽出された、品質向上に対するステークホルダーからの期待が反映されています。

さらに、住友林業では社員が安全で健康に働くことができる職場環境づくりを目指し、「安全衛生管理規程」を定めています。この規程の中で、規模に関わらず各事業所に総括安全衛生管理者などを設置することを定め、設置状況や衛生委員会の開催状況を毎年確認しています。

住友林業グループ労働安全衛生方針

住友林業グループは、「SAFETY FIRST（セーフティファースト）」という基本的な考えのもと、健全な職場を実現し、安全で健康的な職場環境の維持に努めます。

1. **全員参加による安全衛生活動**
   当社グループの事業に関わる全員が自覚を持って安全衛生活動に取り組みます。
2. **コンプライアンスの徹底**
   労働安全衛生関係法令や安全基準等を遵守します。
3. **リスクの低減と健全な職場の実現**
   職場に潜むリスクを洗い出し、継続的改善を図ることにより、健全な職場を実現します。
4. **先進技術や省人化による安全の実現**
   人財不足や技術伝承の課題に対して、先進技術の導入や省人化を積極的に推進し、安全な職場を実現します。
5. **認め合う文化の醸成**
   安全衛生活動のプロセスや成果を互いに尊重する文化を醸成し、安全衛生活動へのモチベーションを向上させます。
6. **安全衛生教育を通じた人財の育成**
   全員が安全衛生教育を受け、健全な職場づくりを担う人財の育成に積極的に取り組みます。
7. **積極的なコミュニケーションの推進**
   ステークホルダーを含め、相互の対話を積極的に行うことにより、良好な人間関係を構築し心理的安全性の確保に努めます。

代表取締役 社長 光吉 敏郎

労働安全衛生のマネジメントシステム

推進体制

住友林業グループは、製品及びサービスの品質を継続的に改善すること、労働災害を撲滅させることを目的に、社長直属の組織である「品質・安全マネジメント室」を設置しています。国内外グループ全体への指導・助言や、品質及び労働安全衛生マネジメント体制を整備・強化しています。併せて、グループ全体に関わる重要な労働安全衛生の事案については、ESG推進委員会において審議・報告しています。2021年度は、国内外グループ62社の安全管理体制について実態を調査し、ESG推進委員会等で報告しました。

住友林業における安全衛生に関する事項は人事部が管理し、人事部長は事業所に対する安全衛生管理上の指導、援助を行い、安全衛生管理体制の確立を図っています。また、各事業所の責任者を委員長とし、衛生管理者、産業医、労働組合員などをメンバーとする衛生委員会を各事業所に設置し、毎月1回開催した内容を社内イントラネットに掲示することで情報共有と啓発を図っています。

森林事業、製造事業、環境・エネルギー事業、住宅事業などの各事業においては、事業特性を踏まえた安全衛生管理に関する方針やマニュアルを個別に定め、現場での災害の防止や作業員の健康確保を目指しています。

社内浸透・教育

「労働安全衛生方針」制定に伴い、グループ社員のより深い認識と理解を促進するため、住友林業の各職場、各支店・各事業所及び国内外のグループ会社の各事業所・工場等にポスターを配布しました。社長自らの労働安全衛生と品質に対する住友林業グループ全体に係る想いを表現した標語ポスターです。「SAFETY FIRST（セーフティファースト）」は「安全第一」を意味し、グループの全事業、全職種に当てはまる標語になっています。社員の目に留まりやすい場所に方針ポスターを掲示することに加え、「住友林業グループ労働安全衛生方針」を住友林業グループ手帳や社内イントラなどを用いることで全社員へ継続的に浸透を図っています。

住友林業グループ　「SAFETY FIRST（セーフティファースト）、ZERO DEFECTS(ゼロディフェクト)」　標語ポスター

ISO45001認証取得と人財育成

住友林業グループは、ISO45001労働安全衛生マネジメントシステムの認証取得やISO45001「自己適合宣言」※を推進しています。内部監査の実施や導入検討会社への研修会などを支援するとともに、グループ社員を含めた内部監査員研修を実施し、人財の育成にも努めています。2021年度はISO45001内部監査員養成講習会を開催し、37人が修了しました。また、イントラネットを通じe-ラーニングサイトにおいて「労働安全衛生・品質」講座を設置し、労働安全衛生管理の基礎講座とISO45001マネジメントシステムの講座を新たに開講し、安全衛生教育を推進しています。今後もグループ全体への指導・助言を行うことにより、安全体制の強化を進めていきます。

なお住友林業グループの製造事業における労働安全関連の認証取得割合は31.4%（売上高ベース）になっています。

※自己適合宣言：ISOに基づくマネジメントシステムを自社で構築、運用、適合していることを宣言すること

グループ各社の労働安全関連認証取得状況

グループ会社	国	認証の種類	取得年月	更新年月
住友林業 環境・エネルギー部門	日本	ISO45001:2018	2021年8月	-
住友林業クレスト	日本	ISO45001:2018	2013年2月	2022年2月
リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）	インドネシア	ISO45001:2018	2019年3月	2021年7月
クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）	インドネシア	ISO45001:2018	2020年1月	-
ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）	ニュージーランド	ISO45001:2018	2019年10月	-

労働災害に関する目標と実績

住友林業グループ中期経営計画サステナビリティ編において、2024年度までの重点目標を「労働災害件数ゼロ」と定めて取り組みを推進しています。住友林業グループでは、この重点目標の達成を目指し、各本部においてもサステナビリティにおける重点施策を定め、その達成状況を年度ごとに確認しています。

労働災害の発生状況（単体）※1 ※2

	2018 年度	2019 年度	2020 年度※5	2021 年度
労働災害件数（件）※3	2	1	1	2
休業災害度数率※4	0.2	0.2	0.29	0.19
職業性疾病度数率	0	0	0.29	0

※1 2020年度以降の集計期間は各年1月～12月、2019年度以前の集計期間は各年4月から翌年3月
※2 死亡にいたる労働災害は2020年度に1件
※3 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示（休業補償給付申請中の件数を含む）
※4 休業災害度数=休業1日以上の労働災害による死傷者数÷延実労働時間数x1,000,000
※5 労災認定により、2020年度の値を遡及修正しています

労働安全衛生

森林事業における労働安全衛生

国内森林事業における取り組み

住友林業グループは、日本国内で約4.8万ヘクタールの社有林を管理しています。これら森林においては、植栽、下刈り、除伐、間伐及び皆伐などの作業を委託した方々の労働災害を防止するために、社員による安全パトロールに加え、山林事業所ごとに「労働安全大会」を上期・下期の年2回実施しています。

安全大会の様子（大阪事業所）

労働安全大会では、林業分野の災害に多く見られる事例を参考にした労災防止教育や、環境教育、救命救急分野などの専門家による講義、現地での安全指導などの啓発活動を強化しています。

2021年度の安全衛生大会は新型コロナウイルス感染症の影響により、紋別山林事業所で1回、大阪事業所で1回の実施となり、合計4社（参加人数：12人）の取引先が参加しました。林業労働災害の発生状況、森林施業における労働安全対策、熱中症予防、気候変動における森林・林業などの様々なテーマを関係者と共有し、相互理解を深めました。

2021年度は、住友林業社有林の作業現場において、労働者災害補償保険法における休業補償給付対象の災害が2件発生しました。災害発生後は、当該の請負業者と再発防止に向けた対策を迅速に協議・確認した他、労働安全大会を通じて他の請負業者にも注意を促しています。

住友林業社有林の作業現場において発生した請負業者の労働災害件数

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
4件	1件	1件	2件

※ 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示
※ 2020年度以降の集計期間は各年1月～12月、2019年度以前の集計期間は各年4月から翌年3月

山林部 労働安全衛生管理体制図

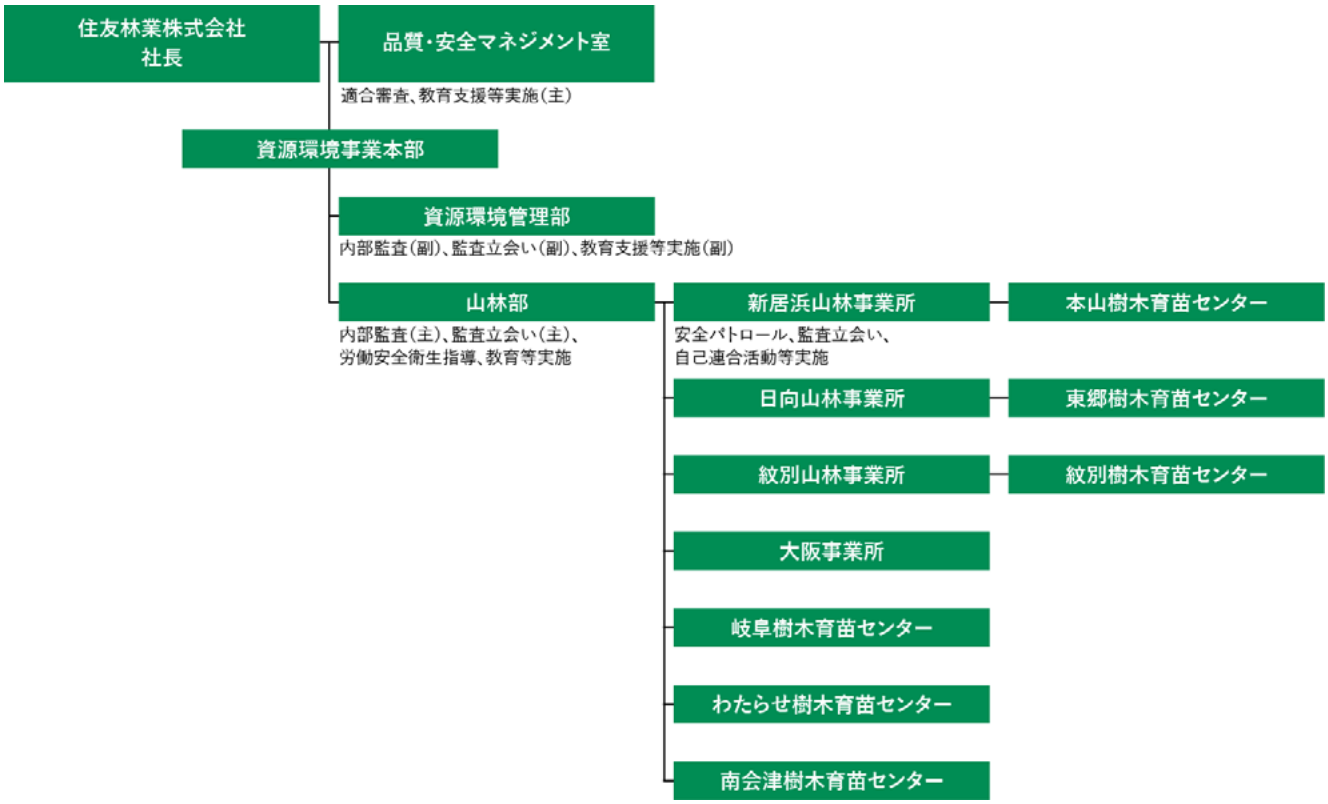

ISO45001自己適合宣言の取り組み

国土面積の約800分の1に相当する国内社有林の森林経営を担う山林部では、住友林業独自の労働安全管理マニュアルの作成、機械化、 苗木資材運搬用のドローン導入など請負事業者と連携しながら労働災害の予防啓発に取り組んできました。 日本における林業の労働災害発生率は全産業の中で最も高く、さらなる安全活動の取り組み強化と安全への意識向上のため、2021年度にISO45001労働安全衛生マネジメントシステムを導入し、山林部本社と新居浜山林事業所で「自己適合宣言」を行いました。今後は、さらに社有林事業や苗木事業の安全衛生管理強化を図るため、外部審査機関による認証取得を目指しています。

社有林内で伐採請負業者が重機で集材している様子（新居浜山林事業所）

海外森林事業における取り組み

住友林業グループは、海外で約23万ヘクタールの植林地を保有管理しています。労働災害を防止するために、海外植林会社（オープン・ベイ・ティンバー（OBT）社 、 マヤンカラ・タナマン・インダストリ（MTI）社 、 ワナ・スブル・レスタリ（WSL）社、クブ・ムリア・フォレストリ（KMF）社、タスマン・パイン・フォレスト（TPF）社）の全社でオペレーターの安全装備装着を徹底するとともに、定期的な安全講話や朝礼等を通じた安全・衛生意識喚起を実施しています。

各社においては、①作業前の装備確認の徹底、②伐採請負会社との定期ミーティングにおける安全管理や事故発生時の即時報告に関する注意喚起の実施、③労働安全の専門家による自社及び伐採請負会社のHEALTH & SAFETYに関するアセスメントの実施、④担当社員による現場訪問を通じた注意喚起等を実施しています。

2021年度は、作業者の不注意や現場周囲の安全確認不足が多発したことにより、2020年度より労働災害が13件増加しました。チェーンソー取り扱い者の不注意による災害の件数が最も多く、再発防止策として、チェーンソー取扱者に対する労働安全衛生講習会の実施や安全啓発の強化等を行いました。

作業現場において発生した請負業者の労働災害件数

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
1件	3件	3件	15件

※ 日本の労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数（休業労災4日以上）を開示

海外植林地における新型コロナウィルス感染症対策

海外各植林地では、新型コロナウイルス感染症対策として各社内独自のガイドラインを策定し、感染症対策を行ってきました。手洗いうがいやマスクの着用といった基本的な対策だけでなく、地域医療を支えるクリニックや人との接触の多い商店スタッフ、幹部職員に対する毎月の抗原検査を実施しています。

集団ワクチン接種の様子

インドネシアのWSL社、MTI社及びKMF社においては、新型コロナウイルス感染症対策に関する独自のガイドラインを策定し、感染対策を行ってきました。

西カリマンタン州ポンティアナックの本社においては、必要最低限の交代出社、ジャカルタの事務所では、行政の規制を上回る対応で完全テレワークを実現しました。植林事業地においては人の出入りを厳しく管理することで、社員やコントラクターへの感染防止に努めました。さらに、社員による手作りマスクの製作及び事業地従業員への配布も実施しました。

パプアニューギニアのOBT社では、保健局の移動、宿泊等を手配することで、地域住民の遠隔地での集団ワクチン接種を支援しました。

自由な移動や帰省が出来ない中で事業を行うことは、多くの社員にとって非常に大きな負担を伴います。しかし、これまで以上にコミュニケーションを取り、互いに励まし合うことで、全社員が一丸となって新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組んでいます。

労働安全衛生

環境エネルギー事業における労働安全衛生

環境エネルギー事業における取り組み

環境エネルギー事業の燃料チップ工場において、従業員及び所内に出入りするお取引先の方々の労働災害を防止するために、社員による安全パトロールに加え、年に1回環境・エネルギー部及び品質・安全マネジメント室による内部監査を実施し、作業現場における改善及び是正を行っています。

2021年度、 環境エネルギー事業の作業現場において、労働者災害補償保険法における休業補償給付対象の災害が3件発生しました。災害発生後は、当該の請負業者及び委託業者と再発防止に向けた対策を迅速に協議・確認した他、「安全衛生協議会」を通じて他の請負業者にも注意を促し、再発防止の周知・徹底を行いました。

環境エネルギー事業の作業現場において発生した従業員及び請負業者含む労働災害件数

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
0件	0件	3件	1件

※ 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示
※ 2020年度以降の集計期間は各年1月～12月、2019年度以前の集計期間は各年4月から翌年3月

環境エネルギー事業における安全衛生管理体制

連結子会社の紋別バイオマス発電所、八戸バイオマス発電所、オホーツクバイオエナジー、みちのくバイオエナジー、ジャパンバイオエナジー、及び持分法適用会社である川崎バイオマス発電所、苫小牧バイオマス発電所、苅田バイオマス発電所の安全衛生について、統括管理を行っています。月例会議で労災発生報告と再発防止の共有を図るとともに、四半期毎に防災訓練・消防設備定期点検・安全研修実施有無の進捗確認を行っています。例えば、トラック停止位置を運転手がミラー越しに確認できるよう天井にレーザーライトを設置しました。トラックの背後に誘導員を立たせた際の事故のリスクを洗い出し、対策を行っています。

安全衛生リスクアセスメントの様子

「ISO45001：2018」認証取得

2020年2月にジャパンバイオエナジーがISO45100自己適合宣言※を実施しました。2021年8月、ジャパンバイオエナジーと同社の管理担当部署の資源環境事業本部　環境エネルギー部と本社事務局の品質・安全マネジメント室の3組織が合同で、住友林業の環境・エネルギー部門として「ISO45001：2018」を取得しました。ISO45001は、「国際標準化機構（ISO）」が2018年3月に発効した労働安全衛生マネジメントシステムに関する国際規格で、労働災害の可能性やそれに伴う経営リスクの低減を目的としています。

ISO45001のスキームを活用することで労働安全衛生の管理体制が体系化され、早期課題発見と対処、効果的な防止策の実施が可能になります。労働災害が減少すれば、それに伴う人的・経済的なコストの削減につながります。

ISO45001現場審査の様子

※ 自己適合宣言：ISOに基づくマネジメントシステムを自社で構築、運用、適合していることを宣言すること

労働安全衛生

製造事業における労働安全衛生

国内製造事業における労働安全衛生

住友林業クレストでは、労働安全衛生方針として社員及び協力会社に対して「災害ゼロから危険ゼロ」を目指した職場環境を提供することを掲げています。その実現に向けて、全員で継続的改善ができる体制づくりに取り組んでおり、各工場では社員が主体的にヒヤリ・ハット報告（2021年度：410件／506名）を安全衛生委員会内で報告するなど、職場の小集団活動（TPM活動）を通じて意見を出し合い、PDCAの管理サイクルを回すことで、生産活動の効率化と同時にリスクの低減を進めています。

こうした活動により、2021年度の労働災害件数は0件でした。今後も住友林業グループの「SAFETY FIRST（セーフティファースト）」、つまり安全はすべてに優先するという基本的な考えの下、健全な職場を実現し、安全で健康的な職場環境の維持に努めます。

安全目標

1. **労働災害ゼロの達成に向けた安全衛生活動**
   継続的な安全教育による危険予知能力の向上、フォークリフトの安全対策基準の作成及び実施、ヒヤリ・ハット及び改善提案の吸い上げ及び実施、リスクアセスメントの徹底およびリスクの潰し込み
2. **適切な作業環境の維持**
   作業環境測定／健康診断（特殊健診を含む）／熱中症対策の計画、新型コロナウイルス対策
3. **火災予防のための施策項目**
   火災予防を目的とした設備点検とその計画作成及び実施
4. **内部・外部のニーズと期待にもとづく課題の考慮**
   長時間労働の削減、交通安全教育、など

安全衛生管理体制

労働安全衛生マネジメントシステム（OH&S-MS）の運用においてISO45001を認証取得しています。各工場のOH&S-MS推進担当者を中心として目標達成に向けた取り組みや進捗管理を行っています。事務局である安全環境部では各工場の取りまとめや、住友林業グループの海外製造会社と安全衛生に関する情報の共有をすることで職場の安全確保に努めています。

安全衛生管理体制としては、労働安全衛生法に基づき各工場で総括安全衛生管理者等を選任し、このメンバーを中心とした安全衛生委員会を月に1度開催しています。安全衛生委員会では過去に発生した労働災害事例やヒヤリ・ハット報告、交通安全教育を実施しています。

国内の木質建材製造事業における労働災害件数

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
0件	0件	1件	0件

※ 日本の労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示
※ 2020年度以降の集計期間は各年1月～12月、2019年度以前の集計期間は各年4月から翌年3月

安全衛生改善活動など

各工場では、定期的に職場の安全パトロールを行い、リスクを抽出し改善に努めています。抽出されたリスクによってはヒヤリ・ハットやリスクアセスメントの対象に挙げ、他部署への水平展開や根本的な安全対策を実施し、事故発生の防止を図っています。

設備の新規導入や生産ラインの変更などを行う際には、社員の危険や健康障害を未然に防止する目的としてリスクアセスメントを実施しています。設備や作業に伴う危険源を特定し評価したリスクレベルを低減させるため、対策を実施することで職場の安全確保に努めています。

発生した労働災害の事例を分析すると、定常作業では想定されない行動により、危険源と認識されていないことで安全対策が不十分であったために発生したものが見受けられます。様々な視点から危険源を抽出し、潜在的なリスクを発見できるよう危険に対する感度を上げていく必要があります。

フォークリフト作業に伴う労働災害では重大な被害となるケースが多いことから、重点的に改善活動に取り組んでいます。2020年12月からはフォークリフト安全対策検討会議を毎月開催し、これまで実施してきた安全教育などのソフト対策に加え、ブザー音量の見直しや歩行者との動線分離などのハード対策についても検討し、より安全な職場環境の整備を目指しています。

住友林業クレストではTPM（TOTAL PRODUCTIVE MAINTENANCE:全員参加の生産保全）活動に取り組んでいます。「全員参加」「自主保全」「ロス・ゼロ」の3つを根幹として、製造に携わる全てのスタッフが例外なく役割を持って、当事者として取り組む組織になっています。ヒヤリ・ハット、安全遵守等、安全活動の実施により、労働災害ゼロを目指すことを重点目標の一つとし、日々の活動に取り組んでいます。

歩車分離用安全柵の設置

安全教育／研修など

社員が工場に配属される際には安全教育を実施し、保護具着用の目的や安全作業のためのルールなどを教育することで安全への意識付けを行っています。また、フォークリフト、刃物などの回転体といった危険性の高い設備などを扱う作業では、外部講師による講習や安全体感研修を実施し、定常作業における危険性を再認識させています。

海外製造事業における労働安全衛生

「SAFETY FIRST（セーフティファースト）」という基本的な考えの下、健全な職場を実現し、安全で健康な職場環境の維持に努め、「人命尊重と安全第一の製造現場作り」を基本方針として、海外製造会社全社一丸となって取り組んでいます。特に、リスクアセスメントとKYT（危険予知トレーニング）に注力した活動を展開し、工場間で事例や活動を共有して、全社の安全な職場環境の実現を目指しています。

安全目標

海外製造会社では、重大労働災害(休業4日以上)の撲滅を安全目標とし、重点取り組みとして「フォークリフト事故の撲滅」「刃物などの回転体による事故の撲滅」を目標に安全衛生活動を推進しています。

安全衛生管理体制

海外製造会社に安全衛生担当を配置し、安全衛生委員会を毎月開催して、発生した労働災害に関する報告と対策立案、安全パトロールやヒヤリ・ハットで報告された不安全箇所及び不安全行動に対する原因分析と対策立案、各種安全改善活動及び危険予知訓練(KYT)やリスクアセスメントの活動の状況を確認しています。

また、住友林業による定期的な安全監査を実施し、各製造会社の安全衛生管理体制を確認しています。2021年度は、新型コロナウイルス禍により現地での実地監査が行えず、テレビ会議システムを活用したリモート形式の安全監査を実施しました。2022年度は、実地監査ができない場合は、ウェアラブルカメラも活用する等、さらに充実したリモート安全監査を推進していきます。

海外製造事業における労働災害件数

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
10件	9件	12件	8件

※ 日本の労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数（休業労災4日以上）を開示
※ ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）、クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）、アスト・インドネシア（ASTI）、シナール・リンバ・パシフィック（SRP）、キャニオン・クリーク・キャビネット（CCC）、ヴィナ・エコ・ボード（VECO）の6社（連結対象会社）の合計

安全衛生の改善取り組み

重点取り組み活動の内容は以下の通りです。

①フォークリフトによる労働災害事故撲滅活動
ハード対策として、フォークリフト安全機能（走行速度制御、ブザー音量、後進時のラインマーク表示機能）の整備やフォークリフトと人の動線分離等、ソフト対策としては、荷役時の共同作業の廃止やフォークリフト周辺作業者への安全教育等、ハードとソフトの双方の安全改善活動を推進しています。

②刃物等の回転体による労働災害事故撲滅活動
安全カバーの設置、回転体に対する改善処置（停止後の惰性回転時の事故防止の為のブレーキ機能の導入等）を進め、併せて安全作業標準の整備と安全教育を行っています。
その他、基本的な活動として、危険源を撲滅するための「リスクアセスメント」と、人に危険な行動をさせないようにする「危険予知訓練」（KYTの4ラウンド法)を実施し、活動の内容を製造会社間で共有しています。

インドネシア製造会社の現地社員による危険予知訓練の様子

安全衛生教育

海外製造会社において、安全衛生年間計画表に基づき安全衛生教育訓練を実施し、住友林業にて毎月実施状況を確認し、フォローしています。

また、海外製造会社の日本人駐在員及び駐在予定者を対象に「ゼロ災害全員参加運動」「危険予知訓練」「リスクアセスメント」等のe-ラーニング講座を設定し、教育を行っています。

住友林業グループ 製造事業　安全大会を開催

2022年3月、「労災防止活動の活性化」「安全衛生に対する意識向上」を目的とし、日本・インドネシア・ベトナム等の製造拠点をオンラインでつなぎ、住友林業及びグループ国内外製造会社が集う安全大会を開催しました。

大会では、2022年の活動方針の確認をはじめ、グループで過去に発生した労災・火災の振り返りや各社の安全取り組みの事例共有、優れた安全への取り組みに対する表彰を行いました。さらに、安全中央労働災害防止協会に講義いただき、安全衛生に対する意識向上を図りました。

このような規模での開催は初となり、各社にとっても大きな刺激となりました。今後も大会を継続することで、重大災害の撲滅を目指し、グループの安全文化の醸成に努めていきます。

安全大会の様子

労働安全衛生

建築現場における労働安全衛生

国内建築現場での安全衛生

住友林業では、現場での安全衛生を第一に施工を行っています。そのために住友林業グループ社員はもとより、現場での施工業者など「住友林業の家」に携わる作業者全員に安全衛生に関する情報と注意喚起事項の周知を徹底し、安全知識と安全意識の向上について指導しています。

建築現場の安全確認

住宅・建築事業本部では期初に、前期の災害発生状況、安全衛生管理推進状況ならびに関係法令の遵守等、現状を踏まえ、住宅・建築事業本部長名により「安全衛生管理方針」を策定し、周知を行っています。また基本方針として、「安全文化の浸透」を掲げ、「法令遵守」「安全衛生教育の推進」「労働災害の撲滅」の三つを主要取り組みとしています。

「安全第一」の認識を常に周知・啓発することで、「安全文化の浸透」を図り、支社・支店・工事店が年度の重点管理目標を策定し、「墜転落」「工具」「転倒」「重機」「熱中症」による5大災害の撲滅を図ることとしています。

住宅・建築事業現場における安全衛生管理体制

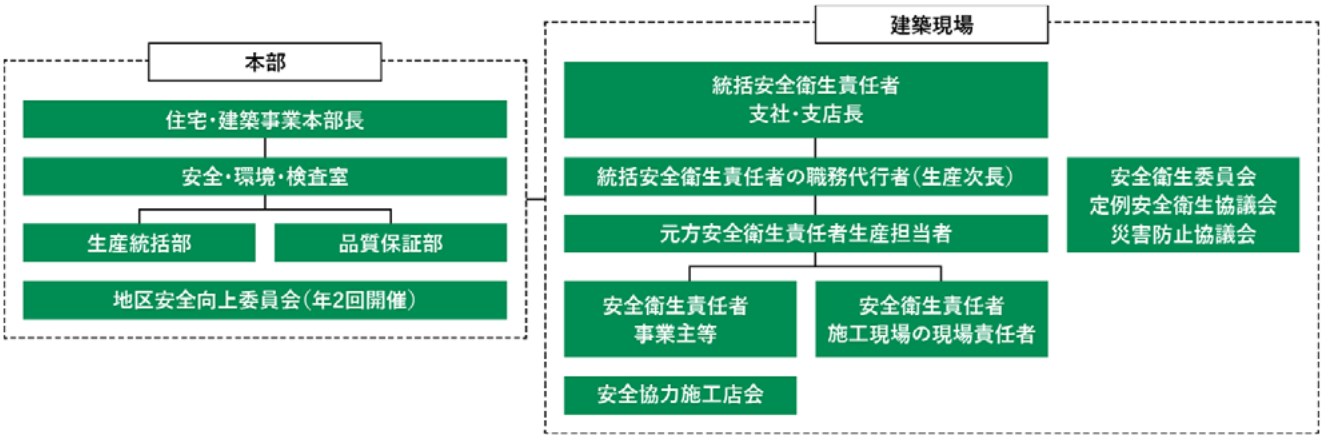

住宅の施工現場における請負業者の労働災害発生状況※4

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
労働災害件数※1	9件	20件	21件	24件
1000棟率※2	1.12	2.56	2.62	2.77
休業災害度数率※3	2.79	4.13	5.12	3.49
職業性疾病度数率	0	0	0	0

※1 休業4日以上の労働災害件数(一人親方含む、通勤災害除く)を開示
※2 1000棟率=1000棟当りの休業4日以上の労働災害件数
※3 休業災害度数=休業1日以上の労働災害による死傷病者数÷延労働時間数x1,000,000
※4 2020年度以降の集計期間は各年1月～12月、2019年度以前の集計期間は各年4月から翌年3月

関連情報はこちら

> 労働災害の発生状況

> 第三者保証マークについて

労働安全衛生意識の向上を図る研修

住宅・建築事業本部、各支社、支店では、安全衛生パトロールや本部の安全品質検査の結果報告・フィードバックを定例安全衛生協議会内で実施しています。さらに、安全衛生管理者、建築現場の安全衛生責任者（請負事業者）・各職種の職方を対象に、具体的な事例を交えた安全衛生に係わる教育を実施。墜落制止用器具(フルハーネス型安全帯)や、丸のこやグラインダー※など、手軽で使いやすい反面、誤った使用法により事故につながりやすい電動工具による作業の安全確保を目的とした特別教育(労働安全衛生法第59条3項)を社内講師により実施しています。

丸のこ特別教育

2022年1月より装着が義務化されるフルハーネス型の安全帯の特別教育に関しては過去3年間で自社開催数208回、受講人数7149人を達成しました。さらに2022年度は新たに三つのオリジナル安全衛生教育(丸のこ・釘打機取り扱い従事者教育、建設業の一人親方に対する安全衛生教育、職長・安全衛生責任者能力向上教育)を追加して実施する予定です。

外部機関で受ける一般的な特別教育と比べ、より住友林業の住宅の施工現場の安全衛生に対し実践的な知識を身に付けることができます。

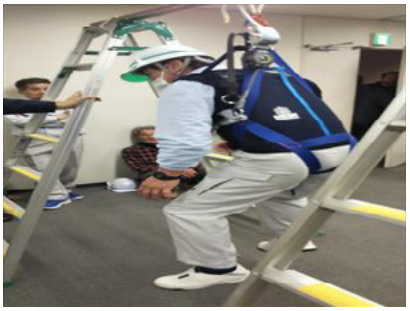

フルハーネス型特別教育

※ グラインダー：電気工具を使用し、研削砥石を回転させることにより加工切断する工具

特別教育の開催状況

項目名	2019年度		2020年度		2021年度	
	開催数	受講人数	開催数	受講人数	開催数	受講人数
職長・安全衛生責任者教育	7	154	2	77	1	21
丸のこ取扱い作業者に対する安全教育	6	132	4	124	8	218
自由研削用といしの取替え等の業務特別教育	6	131	7	171	9	242
足場の組立て等の業務特別教育	2	38	1	14	1	1
フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	26	1,203	88	3,084	94	2,862
計	47	1,658	102	3,470	113	3,344

新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染防止対策として、「新型コロナウイルスの現場対応ガイドライン」を策定し現場作業が継続できる環境を維持するための取り組みを行っています。また、ポスターを作成し、現場に掲示して常に関係者に注意喚起を行っています。

感染予防対策

1. 現場への石鹸、手指消毒液、マスク等の設置
2. 手洗い、うがい、咳が出る場合のマスクの着用などの励行
3. 複数の職方で内部作業する場合やお客様が入場された場合の換気とマスクの着用
   特に内部作業時は、換気に留意し新鮮な空気の入替を実施
   外部吹付け工事等、窓を開けて換気が出来ない場合は、内部作業工程を調整

注意喚起ポスター

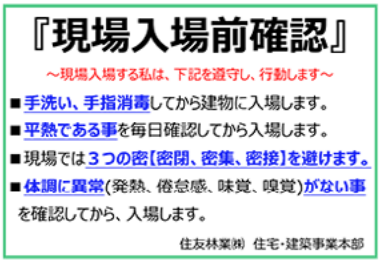

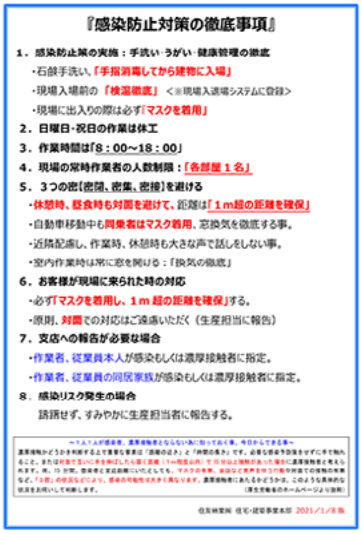

施工業者への安全衛生指導

住友林業では、安全衛生や環境についての情報やトピックスを掲載した「安全・環境・検査室情報」を毎月発行し、支社・支店や施工業者に対して繰り返し周知することにより、災害の防止やリスク回避ができるようにしています。

全国の工務店や解体工事店に対しては、安全に関する指導・教育を実施。前述した特別教育をはじめ、現場で働く作業員に直接指導することにより、「安全文化の浸透」という住友林業の指導内容を理解してもらい、現場の安全や環境への取り組みを進めています。

支社、支店では、安全衛生を推進し労働災害の発生を防止することを目的として発足した安全衛生協議会を毎月開催し、現場の安全衛生パトロールによる現場状況の確認と改善指導等、施工業者の安全意識・知識が向上するよう指導を行っています。

さらに、2018年度からは、地区安全向上委員会を発足し、本部と支社・支店との連携をより強化することで、安全に関する本部の方針・施策が、現場（施工業者）へ周知徹底され、確実に実行できる体制づくりを進めています。

製品・サービスの安全及び品質管理

製品・サービスの安全及び品質マネジメント

基本的な考え方

住友林業グループは、企業活動における品質の更なる向上を図るため、2021年8月、「住友林業グループ品質方針」を制定しました。方針の実践を通じ、「ZERO DEFECTS（ゼロディフェクト）」を追求し、新たな取り組みにチャレンジすることにより、お客様の感動を生み、信頼される商品・サービスを提供します。

また、この方針に沿って企業経営の基盤として品質向上のための活動に日頃から取り組むことを社員一人ひとりに求めています。

方針には、グループ社員を対象とした品質に関する価値観や行動に関するアンケートや、社内役員・主管者、主要取引先へのインタビューを通じて抽出された、品質向上に対するステークホルダーからの期待が反映されています。

住友林業グループ品質方針

住友林業グループは、「ZERO DEFECTS（ゼロディフェクト）」を追求し、新たな取り組みにチャレンジすることにより、お客様の感動を生み、信頼される商品・サービスを提供します。

1. **全員参加による品質の向上**
   当社グループから生み出されるすべての商品やサービスは品質そのものであるという認識のもと、全員が自覚を持って品質の向上に取り組みます。
2. **お客様満足度の向上**
   組織として品質リスクを洗い出し、仕組みやルールを継続的に改善することにより、お客様満足度の向上を図ります。
3. **コンプライアンスの徹底**
   お客様からの要求事項、関係法令、自主基準等を遵守します。
4. **デジタル化・省力化の推進**
   社会構造の急激な変化に対応するため、積極的にデジタル化・省力化を推進し、職場の負荷を軽減することで品質の向上に努めます。
5. **品質の維持・向上を担う人財の育成**
   品質の維持・向上のための教育を行うことにより、当社グループの財産であるノウハウを次の世代に伝承します。
6. **コミュニケーションの推進**
   当社グループの仕組みやシステムを有効に活用し、お客様をはじめとする全てのステークホルダーと積極的にコミュニケーションを図ります。

代表取締役 社長 光吉 敏郎

品質のマネジメントシステム

推進体制

住友林業グループでは、お客様に提供する製品・サービスの品質の継続的な向上を図るため、品質のマネジメントシステム認証であるISO9001の取得を進めています。

住友林業グループは、製品及びサービスの品質を継続的に改善すること、労働災害を撲滅させることを目的に、社長直属の組織である「品質・安全マネジメント室」を設置しています。国内外グループ全体への指導・助言や、品質及び労働安全衛生マネジメント体制を整備・強化しています。併せて、グループ全体に関わる重要な品質の事案については、ESG推進委員会において審議・報告しています。2021年度は、国内外グループ62社の品質管理体制について実態を調査し、ESG推進委員会等で報告しました。

社内浸透・教育

「品質方針」制定に伴い、グループ社員のより深い認識と理解を促進するため、住友林業の各職場、各支店・各事業所及び国内外のグループ会社の各事業所・工場等にポスターを配布しました。社長自らの労働安全衛生と品質に対する住友林業グループ全体に係る想いを表現した標語ポスターです。「ZERO DEFECTS（ゼロディフェクト）」は、「不具合・不良・不備ゼロ」を意味し、グループの全事業、全職種に当てはまる標語になっています。社員の目に留まりやすい場所に方針ポスターを掲示することに加え、「住友林業グループ品質方針」を住友林業グループ手帳や社内イントラなどを用いることで全社員へ継続的に浸透を図っています。

住友林業グループ　「SAFETY FIRST（セーフティファースト）、ZERO DEFECTS(ゼロディフェクト)」　標語ポスター

ISO9001認証取得と人財育成

住友林業グループは、ISO9001マネジメントシステムの認証取得やISO9001「自己適合宣言」※を推進しています。内部監査の実施や導入検討会社への研修会などを支援するとともに、グループ社員を含めた内部監査員研修を実施し、人財の育成にも努めています。2021年度はISO9001内部監査員養成講習会を開催し、51名が修了しました。

また、イントラネットを通じeラーニングサイトにおいて「労働安全衛生・品質」講座を設置し、ISOマネジメントシステムの基礎講座とISO9001マネジメントシステムの基礎講座を新たに開講し、品質向上のための教育を推進しています。今後もグループ全体への指導・助言を行うことにより、品質向上のための体制を整備・強化し、品質に関する人材育成への取り組みを進めていきます。

なお、住友林業グループの製造事業における品質関連の認証取得割合は80.7%（売上高ベース）になっています。

※自己適合宣言：ISOに基づくマネジメントシステムを自社で構築、運用、適合していることを宣言すること。

グループ各社の品質マネジメントシステム（ISO9001）認証取得状況

会社名	国	認証の種類	取得年月	更新年月
住友林業 住宅・建築事業本部 建築事業部 建築企画部	日本	ISO9001:2015	2015年9月	2021年8月
住友林業クレスト	日本	ISO9001:2015	1999年3月	2019年11月
住友林業緑化 環境緑化事業部	日本	ISO9001:2015	2002年9月	2020年9月
住友林業緑化 農産事業部	日本	ISO9001:2015	2020年3月	-
住友林業ホームエンジニアリング	日本	ISO9001:2015	2006年3月	2021年3月
住友林業ホームテック	日本	ISO9001:2015	2017年3月	2020年3月
コーナン建設※1	日本	ISO9001:2015	2011年9月	2020年3月
ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）	ニュージーランド	ISO9001:2015	1993年7月	2019年10月
クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）	インドネシア	ISO9001:2015	1997年9月	2019年9月
リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）	インドネシア	ISO9001:2015	2003年6月	2022年3月
アスト・インドネシア（ASTI）第一工場	インドネシア	ISO9001:2015	2002年10月	2020年10月
アスト・インドネシア（ASTI）第二工場	インドネシア	ISO9001:2015	2022年1月	—
ヴィナ・エコ・ボード（VECO）	ベトナム	ISO9001:2015	2014年3月	2020年3月
キャニオン・クリーク（CCC）	米国	ISO9001:2015	2003年8月	2022年3月

※1 2021年1月に当社グループ会社化

グループ各社の製品認証取得状況

グループ会社	国	認証の種類	認証更新年月
ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）	ニュージーランド	JAS（LVL）	2021年6月
		JIS認証:（MDF）	2021年6月
		CARB認証（MDF）※2	2021年12月
		EPA認証（MDF）※2	2021年8月
クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）	インドネシア	JAS（合板、LVL、集成材）	2021年8月
		Q-Mark（ドアブランクス）	2021年6月
		CARB認証（PB）	2021年10月
		EPA認証（PB）	2021年10月
		CARB認証（合板）	2021年10月
		EPA認証（合板）	2021年10月
		CE Marking（合板）	2021年7月
リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）	インドネシア	JIS認証:（PB）	2022年3月
		CARB認証（PB）	2022年2月
		EPA認証（PB）	2022年2月
シナール・リンバ・パシフィック（SRP）	インドネシア	JAS（フローリング／集成材）	2021年11月
ヴィナ・エコ・ボード（VECO）	ベトナム	CARB認証（PB）	2021年7月
		EPA認証（PB）	2021年7月
		JIS認証:2014（PB）	2018年12月

※2 カリフォルニア州大気資源局（CARB）、米国環境保護庁（EPA）の定める特定木質製品からのホルムアルデヒド放散量規制

製品・サービスの安全及び品質管理

製造事業における製品の安全・品質管理

基本的な考え方

法的要求事項やお客様のご要望に応え、企画・製品開発から生産・販売に至るまでの事業活動の各段階で、PDCA管理サイクルを用いて、製品安全性と品質の確保・向上に取り組んでいます。提供する製品・サービスの品質向上のために、「継続的な改善」を進めています。

国内製造事業の製品安全・品質管理

製品安全・品質管理に関する取り組み

住友林業クレストでは、ISO9001に基づき品質方針を制定。各工場・部門では、この品質方針に沿って具体的な品質目標と展開活動計画を策定し、安全性の維持、品質及び顧客満足度の向上に取り組んでいます。

品質マネジメントシステムISO9001の2015年版での運用に際し、実務との連動強化することで品質とサービスの向上に努めていきます。

関連情報はこちら

› 住友林業グループ品質管理方針

住友林業クレストの品質目標

住友林業クレストでは、ISO9001のトップマネジメントレビューのアウトプットに基づき、2022年度の品質目標を次のように掲げています。

1. ミス系クレームの削減
2. 開発のリスク度合いに応じたリスクアセスメントの実施
3. 変化点管理の徹底
4. デザインレビュー時の試験を含めた確認項目の見直し
5. 省施工部材開発と施工検証の実施

製品安全・品質管理体制

住友林業クレストでは、原材料の選定から加工・塗装までの一貫した生産ラインで、専任の品質管理担当者が商品ロットごとにサンプリング検査を実施しています。JISやJAS等の規格を守るとともに、独自の品質基準を設けることでワンランク上のクオリティを実現しています。加えて、住友林業クレストの4工場では、製造品目に合わせた品質検証設備を整えています。さらに、住友林業グループの研究機関・筑波研究所とも連携し、厳しい使用環境における耐久性試験などを実施。10年、20年先までを見越した品質管理を行っています。

住友林業クレストでは、品質情報管理システムを活用し、お客様からのご意見やご要望を生産現場に反映するしくみを構築しています。また、製品の安全と品質に関する重大な不具合情報を入手した場合に緊急連絡網を通じて担当者から社長まで2時間以内に報告が届く体制を整えており、情報を活かしたものづくりを実施しています。

品質マネジメントシステム

住友林業クレストでは、全国にある工場のISO9001を統合し、運用しています。品質方針に基づき品質マネジメントシステムのPDCAサイクルを回していくために、内部監査を全工場で年2回、外部監査を年1回実施し、そのレビューを重ねていくことで厳密な工程管理体制を構築し、高品位な製品を製造しています。

製品認証

住友林業クレストでは、安心できる住まいを提供するため、4VOC※やホルムアルデヒドの放散基準に適合した木質建材を供給するとともに、その品質・性能を保証するためにJAS認定や大臣認定などを取得しています。また、大臣認定により防火性能を保証した商品や、SIAA（抗菌製品技術協議会）による抗菌・抗ウイルスの性能を担保した商品もリリースしています。

※4VOC：建材から放散される①トルエン、②キシレン、③エチルベンゼン、④スチレンのこと

品質目標に基づく品質改善活動の推進

住友林業クレストでは、各工場に専任の品質管理担当者を配置し日々の品質管理に努めるとともに、各工場・部門で掲げた品質目標をターゲットに品質改善活動を推進しています。また、各工場及び協力工場の管理体制の強化と維持に努めています。作業標準・QC工程表の遵守によるヒューマンエラー対策などを実施しており、ミスクレームは2018年度比で40%以上削減できています。さらに、品質の維持向上を目的に各工場の品質管理担当者が他工場の品質監査を相互に行う活動を行っています。

工場での品質チェック

顧客ニーズへの対応・商品開発・サービス

住友林業クレストでは、見た目の美しさはもちろん、施工のしやすさから住み心地まで、お客様のご要望に沿う空間全体のトータル・クオリティを追求しています。天然素材としての木の良さを知り尽くした住友林業クレストならではの開発力を活かし、お客様に満足いただける”本物志向”の商品開発を心掛けています。

バルサを活用した、軽く、安く、デザイン性の高い「木製防火戸」

住友林業クレストは、世界一軽い木材といわれている「バルサ」を活用し、従来製品に比べ、軽くて割安かつデザイン性の高いオリジナル木製防火戸を販売しています。 本製品は、防火戸の設置が求められる都市部の3・4階建て建築物や、異なる用途が混在する病院併設住宅等のニーズに対応したものです。また、バルサ材は当社のグループ会社であるクタイ・ティンバー・インドネシア社（KTI）が苗木から育成した植林木を利用しており、環境にも配慮した製品となっています。

バルサを活用したオリジナル木製防火戸

海外製造事業の製品安全・品質管理

製品安全・品質管理に関する取り組み・体制

海外製造会社では、ISO9001に基づき、品質方針に沿って具体的な品質目標と活動計画を策定し、品質及び顧客満足度の向上に取り組んでいます。また、JISやJAS等の製品認証を取得し、それらの認証要件に沿って品質管理に関する方針や基準を定めています。この方針・基準に沿って製品の品質管理を行ない、外部機関による認証監査や定期的に実施する内部監査により品質管理体制の継続的改善を行っています。

製品安全性や品質については、お客様とのコミュニケーション、フィードバックを重視し、特に安全性や品質要求の厳しい日本向け製品を生産する中で、全社的な品質基準の更なる向上、安定化を図っています。

品質管理体制

海外製造会社では、ISO9001に基づき品質管理体制を構築しています。品質会議を毎月開催し、発生した品質クレームの報告及び対策や、工程内不良や最終製品の不良に対する原因と対策、品質改善活動の共有等を実施しています。

住友林業は、日本のお客様とのコミュニケーションの橋渡しや、JIS認証やJAS認証の維持状況などコンプライアンス遵守状況をモニタリングしながら必要な認証維持の支援等を行っています。また、住友林業グループの研究機関・筑波研究所が、商品開発や品質改良のための基礎試験や製造技術に関する助言や支援を行っています。

関連情報はこちら

› グループ各社の品質マネジメントシステム（ISO9001）認証取得状況
› グループ各社の製品認証取得状況

製品・サービスの安全及び品質管理

住宅・建築事業における製品の安全・品質管理

基本的な考え方

住友林業では、「社会的資産」となる高品質で長寿命な住宅を普及させることが、豊かな社会づくりのために重要な役割であると考えています。こうした考えの下、住宅・建築事業においては「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が2009年6月に施行されたことを機に、2009年度に製品安全・品質管理に関する基本方針を策定しました。

住宅・建築事業の製品安全・品質管理に関する基本方針

- 安心して住むことができる建物の基本性能の向上
- ライフスタイルの変化に応じて住まいを楽しむことができる空間の可変性の向上
- 長期にわたる維持管理をサポートするメンテナンスプログラムの充実
- 現場不具合情報の把握と迅速な対処方法の情報共有

住友林業は、耐震性・耐久性・断熱性能の向上、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）やユニバーサルデザインの推進、維持管理のたやすさ、防犯性能・防火性能の向上など、様々な面から住宅の性能を高めることで、お客様が長く安心・快適に暮らせる住まいを提供しています。

住宅・建築事業における製品安全・品質管理

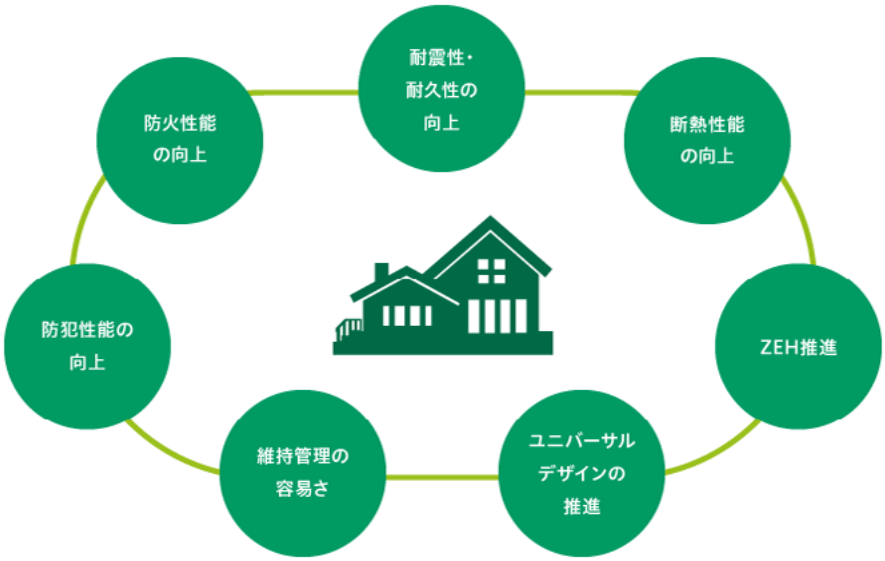

設計性能評価

お客様の安心・安全、そして資産価値向上につなげるために、住宅性能表示制度※1の利用を積極的に推進しています。2021年度における住宅性能表示制度の実施率※2は、設計性能評価で99.5%、建設性能評価で99.3%となり、長期優良住宅の認定取得率は94.9%となりました。

※1 お客様が客観的に住宅の品質・性能を判断できるよう、第三者機関が設計時の「設計性能評価」と建設完了時の「建設性能評価」を提供するしくみ
※2 住宅・建築事業本部における増改築を含む戸建住宅の全着工棟数に対する申請数比率（2021年1月1日～2021年12月31日の設計・建設性能評価申請が対象）

住宅性能表示制度の実施率※

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
設計性能評価	99.0%	99.1%	99.4%	99.5%
建設性能評価	98.4%	98.8%	99.3%	99.3%

※ 2020年度の集計期間は2020年4月から2020年12月、2019年度以前の集計期間は各年4月から翌年3月

長期優良住宅認定

住友林業では、「住友林業の家」の標準仕様として、「長期優良住宅※1」の認定条件※2を全て最高等級（「住宅性能表示制度」の評価を適用）でクリアすることを設定しています。商品開発から施工、アフターサポートに至る製品安全・品質管理体制を確立することで、高品質でトータルバランスに優れた住まいを提供しています。

※1 ストック型社会の実現に貢献する住宅の普及を目的にした国土交通省が定める長寿命住宅の認定制度
※2 戸建住宅では住宅性能表示制度に基づき、耐久性、耐震性、メンテナンス性、省エネルギー性などを評価

長期優良住宅認定取得率※

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
長期優良住宅認定取得率	93.8%	94.4%	94.7%	94.9%

※ 2020年度の集計期間は2020年4月から2020年12月、2019年度以前の集計期間は各年4月から翌年3月

長期優良住宅の基準と「住友林業の家」の標準性能

認定の種別		認定の条件	住友林業の家の標準性能
耐久性	長持ちする家であること	劣化対策等級 3 定期的な点検を可能とする措置	最高等級 3 に対応
耐震性	地震に強い家であること	耐震等級 2 以上	最高等級 3 に対応
メンテナンス性	メンテナンスしやすい家であること	維持管理対策等級 3	最高等級 3 に対応
省エネルギー性	断熱性能等が確保されている家であること	省エネルギー対策等級 4	最高等級 4 に対応

※ 等級の数字が大きくなるほど評価は高くなる

製品安全・品質管理のしくみ

- 消費者ニーズやオーナーアンケートを基に、新たな技術や部材、住宅商品、ライフスタイル提案などを開発
- 住宅・建築事業本部と筑波研究所が共同で実証棟実験や試作品検証を行い、保証内容に至るまでお客様の声を活かした商品づくりを推進

- 契約時と実施設計段階において、独自システムを使用して意匠・構造をチェック

専属の設計士が担当

- 全ての資材について毎月1回実施する「部材採用会議」でデザインレビューを実施。筑波研究所と部材採用会議が定めた採用基準・品質基準をクリアしていることを部材ごとに確認
- 部材採用会議にて認可し、実際に現場で使用後（約2年後をめどに）、再度デザインレビューを行い、計画通りの出荷数量かどうか、品質面で不具合がないかどうかを確認

- 独自の現場管理システムによって、各建物の施工情報、工程管理、品質管理、安全管理の最新情報を一元的に管理・共有
- 基礎・構造・木工事完了・竣工など各現場作業者、協力施工業者管理者、工事監理者が、工事現場においてチェックポイントを検査し、施工管理記録書によって検査管理を実施。さらに、検査・管理状況を本部検査部門がチェック

施工管理

- 住宅の引渡し後30年間、無料で定期点検を実施。30年目以降は、維持保全計画書に基づく有料メンテナンス工事を実施し、10年ごとに建物保証を延長することで無料の定期点検を60年目まで継続、大切な住まいを長持ちさせるため、60年間にわたってサポート
- リフォームを含むメンテナンス提案、メンテナンス履歴管理などを通じてお客様をサポートする「60年メンテナンスプログラム」を構築

定期点検

リフォーム

- 耐震補強などに使用するオリジナル部材は筑波研究所で性能や信頼性を検証。さらに、一般財団法人日本建築防災協会の技術評価を取得することで、「耐震改修」を促進

耐震住宅

阪神・淡路大震災、東日本大震災、近年では熊本地震をはじめ各地でも大きな地震が発生し、甚大な被害をもたらしました。また、南海トラフでの大地震も予測されるなど木造住宅の耐震化への需要は年々増してきています。

お客様の耐震化へのニーズにお応えするために、住友林業ホームテックでは、既存の床と天井を撤去処分せずに設置できるなど、高強度・高施工性があり、また、建物の断熱性能などの諸性能を損なわずに耐震化ができるオリジナル工法を開発しています。

「K型筋かい」「ハイパーパネル」の開発

「K型筋かい（筋かいパネル）」本耐力壁は、厚み24mmの構造用合板を用い、厚み75mmのグラスウール断熱材を納めることが可能です。軽量であるため施工性も良く、本工法は、一般財団法人日本建築防災協会の技術評価を取得しています（標準タイプの壁基準耐力6.0KN/m^2）。

「ハイパーパネル」は、既存の床と天井を撤去処分せずにその間の石膏ボードだけ撤去することで撤去作業を減らし、ハイパーハードT（吉野石膏株式会社）という高強度ボードを3等分して貼ることにより1枚のボードをそのまま貼るより施工性を向上させています。ボードを3等分して貼ることで、ボードが割れずに粘り強さも発揮します。本工法も、一般財団法人日本建築防災協会の技術評価を取得しています（標準タイプの壁基準耐力6.9KN/m^2）。

今後は、建物が大地震を受けたときにできる限り損傷を軽減させる、新しい制震装置を開発する予定です。

筋かいパネル

ハイパーパネル

BF（ビッグフレーム）構法

住友林業では、2005年に3階建て商品として「BF（ビッグフレーム）構法」の販売を開始し、2008年10月には2階建て商品、2015年に4階建てが可能な耐火仕様商品に展開しています。その後、お客様の災害などに対する意識向上から、さらに進化を遂げて高い耐震性を強みとしてきたBF構法が顧客ニーズとマッチし、今では住友林業の主力商品となっています。

高層ビルにも用いられるラーメン構造を、木造住宅において日本で初めて木質梁勝ちラーメン構造として実現したのが、住友林業オリジナルのBF構法です。

ラーメン構造は、柱と梁を強固に一体化する剛接合により、地震や暴風といった水平力に抵抗する構造です。BF構法では一般的な105mm角の柱の約5本分に相当する560mm幅の大断面の集成柱「ビッグコラム」と、構造材に埋め込まれ、金属相互の接合による「メタルタッチ接合」の組み合わせにより、堅固なラーメン構造を実現しています。

ビッグコラムは「メタルタッチ接合」により梁や基礎が強固に接合され、壁倍率22.4（倍/m）相当の許容水平耐力を発揮。耐震性を確保しながら、大空間・大開口を両立することができます。

また、オリジナル技術を様々に展開・応用することで、さらに多彩な設計条件への対応を可能とします。接合金物を2倍にした「ツインボルトコラム（壁倍率33.6倍/m相当）」やビッグコラムを2本重ねて配置した「ダブルビッグコラム（壁倍率44.8倍/m相当）」により制約の多い土地でも間取りの自由度が高まり、開放感が広がります。さらに、大スパン梁「プレストレストティンバー」により複数台駐車可能のビルトインガレージや大空間のリビングの実現、併用住宅など設計自由度が高まります。

住友林業ではBF構法の構造躯体（くたい）とともに、実物大の検証モデルで振動実験を行い、万一の大地震を想定した耐震性能を検証しています。

BF構法の3階建て実物大の検証モデルでは、東日本大震災の最大加速度2,699galの揺れに耐え抜き、巨大地震への強さを実証しました。さらに、震度7クラスの東日本大震災を2回と、阪神・淡路大震災を20回、計22回加振するという過酷な実験にもねばり強さを発揮。さらに、巨大地震と強い余震が繰り返し発生することも想定し、震度4から6弱を224回、合計246回もの加振を実施。震度4から6弱、そして震度7クラスという厳しい加振の繰り返しにも、構造躯体の耐震性が維持され続けることを確認しています。

このように、BF構法は安心感をもたらす強靱な構造と、広々とした気持ちのよい空間を可能にする自由度の高い設計で、お客様の多様なニーズにお応えします。

一般的な柱の5倍以上の幅をもつ強靱なビッグコラム

金属相互の接合「メタルタッチ接合」により堅固なラーメン構造を実現

ユニバーサルデザインの推進

住友林業では、住む方の安全性を高めるための取り組みとして、業界に先駆けて引き戸や開き戸といった全ての室内建具にソフトクローザーを設置しています。また、居室やホールまわりの内壁出隅部、腰壁出隅部をR形状の仕様とするとともに、フロアに段差をつくらないオールフラット化を標準仕様にしています。将来的に車いすや介助が必要となる場合を想定し、介助用車いすが使用できる780mmの廊下幅を標準仕様とし、玄関へのスロープやホームエレベーターの設置など、自由設計によりお客様の要望に柔軟に対応しています。

また、日常的に手を触れることの多い玄関・階段・トイレの手すりについては抗ウィルス仕様を採用し、調理スペースに近い、キッチン前の笠木は抗菌仕様とするなど、適材適所でウィルスや菌の対策も行っています。

さらに、視認性の高い階段の開発や、ヒートショックやハウスダストを軽減し温度差のない快適な空間を実現する全館空調システム「エアドリームハイブリッド」、住友林業ならではの木質内装と間接照明による眠りに適した室内環境で睡眠改善効果をもたらす快適な寝室空間など、様々なお客様のニーズにお応えできるような住まいのデザインに力を入れています。

段差の視認性の高い階段。
2010年度キッズデザイン賞受賞

通常の階段より更に視認性を高めた、樹脂目地階段セイフティータイプ。
2012年度キッズデザイン賞受賞

木の間接照明による睡眠改善効果と疲労軽減効果。
2016年度キッズデザイン賞受賞（調査・研究、リサーチ部門）

製品・サービスの安全及び品質管理

木化事業における製品の安全・品質管理

木化事業における製品安全・品質管理に関する取り組み

住友林業は、商業施設や公共施設など住宅以外の分野でも幅広く木造化・木質化を提案する「木化事業」を推進しています。住宅・建築事業本部 建築事業部の木化事業では、建築物の木造化・木質化を通して、利用者への健康配慮、安全、安心及び高品質の建築物を提供し、お客様の期待にこたえるため、2015年9月にISO9001を取得しました。各施工現場では、具体的な品質目標と展開活動計画を策定し、安全性の維持・品質の向上に取り組んでいます。

関連情報はこちら

› 住友林業グループ品質方針

木化事業における製品安全・品質管理体制

住宅・建築事業本部 建築事業部の木化事業では、品質方針のもとで品質管理体制を整備し、厳密な工程管理体制を構築しています。また、ISO9001で設定された品質マネジメントシステムのPDCAサイクルを回していくために、内部監査を施工現場で年に2回実施しています。より良い品質の施工を提供することにより、ウッドデザイン賞やグッドデザイン賞を受賞するなど外部から高い評価をいただいています。

2021年度　受賞履歴

- 令和3年度木材利用優良施設コンクール 林野庁長官賞
  建築物名称：桐朋学園宗次ホール
  施工者：前田建設・住友林業共同企業体
  受賞日：2021年10月29日
- ウッドデザイン賞2021 ライフスタイルデザイン部門
  建築物名称：桐朋学園宗次ホール
  施工者：前田建設・住友林業共同企業体
  受賞日：2021年12月8日
- ウッドデザイン賞2021 ライフスタイルデザイン部門
  建築物名称：てのべたかだや／マル勝高田商店
  施工者：住友林業株式会社、株式会社マル勝高田商店、graf
  受賞日：2021年12月8日
- ウッドデザイン賞2021 ハートフルデザイン部門
  建築物名称：道後温泉 葛城 琴の庭
  施工者：住友林業・BRC特定建設工事共同企業体
  受賞日：2021年12月8日

関連情報はこちら

› 社外からの評価

お客様とのコミュニケーション

住宅・建築事業における取り組み

基本的な考え方

住友林業は、住宅購入を検討されるお客様に有用･有益な情報発信を行い継続したコミュニケーションを通して、理想の家づくりの提案を行っています。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、デジタルコンテンツでの情報発信が主軸となっています。家づくりの情報発信として気軽に閲覧可能なSNSを通じたLIVE配信による実例紹介や、「住友林業の家」の特長である木質感をはじめ、テクノロジーや性能、ZEH、設計力をいつでも好きな場所で閲覧できるWEBコンテンツ「MYHOME PARK」を公開し、デジタルコンテンツによるコミュニケーションを強化しています。

また、木質豊かな素材などを実際の目で見て、触れて確認することができるショールームや展示場、完成住宅や構造現場のご案内は感染対策を十分に施したうえで個別に行っています。

日本の住宅政策は、長期優良住宅及びZEHの普及促進を掲げ、「いいものを作り、きちんと手入れを行い、長く大切に使っていただく」ストック重視に転換しています。住友林業は、オーナーの皆様に末永く快適な住まいを維持・継続してもらうために、家のメンテナンスを含む設備の入れ替え、外装工事等のご提案を適時案内しています。全国各拠点で行っているオーナーズイベントの開催など、継続したコミュニケーションを通じて相談や問い合わせなどのきっかけをつくり、お客様の快適な暮らしを長期的にサポートすることで資産価値の維持を図っています。

専任チームがお客様の理想の住まいを実現

住友林業では、理想の家づくりを実現するための「お申込み制度」を設けています。

お申し込みいただくと、営業担当者、設計担当者、インテリア担当者、生産担当者、外構担当者などからなる家づくりのお客様専任チームを編成し、外観や間取り、インテリア、外構などについて打ち合わせを開始します。ご予算、家族構成、ライフスタイル、こだわりなど、住まいに関するご要望をじっくり伺い、それぞれの専門知識をもった担当者が、総力をあげて理想の住まいを実現するためのお手伝いをします。

また、お客様を実際の建築中の現場や完成住宅へ感染対策を十分に施したうえで個別にご案内し、リアルな住宅をイメージしていただくことで、理想の家づくりを実現していきます。WEBサイト「MYHOME PARK」では、実際の建築中現場や完成現場をご紹介する動画を掲載しており、ご自宅でも住友林業の家づくりを実感いただけます。

多様なニーズやライフスタイルに合わせた住宅の販売

住友林業は、初めて住まいを取得する一次取得者層、共働き世帯、子育てを終えて二人暮らしの住まいを計画する夫婦等、幅広いお客様に向けて住宅提案を行っています。

共働き家族向け注文住宅「DUE CLASSO(ドゥーエ クラッソ)」は、効率的かつ家族が参加しやすい動線や間取り、収納アイデア、最新機器などにより、「サク家事（さくっと家事のはかどる提案）」「トモ家事（家族でともに楽しく家事をする提案）」「シン家事（最新技術で家事をサポート）」を提案し、家族が協力し合うことで創出される大切な時間を豊かに過ごす工夫を盛り込んでいます。仕事と家事を両立し、ゆとりある暮らしを実現する住まいです。

また、「Forest Selection BF」は、厳選された1,000を超えるプランそれぞれに、住友林業ならではの暮らしのアイデアが凝縮され、豊富な選択肢の中からお客様のニーズやライフスタイルに合わせた住まいをお選びいただけます。

各商品ともZEH仕様を推進し“暮らしの環境”と“地球環境”を大切にする住まいを提供しています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生活様式の変化に応じて、自宅での働き方や過ごし方、健康や清潔への配慮といった新しい日常を快適に過ごしていただくために、集中力やリラックス効果など、木の力を存分に活かした多彩な設計力で理想の住まいをご提供します。

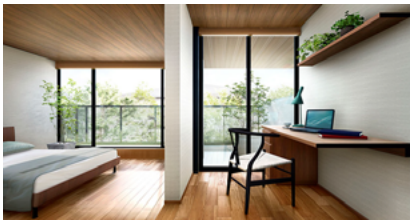

New everyday

展示場・ショールーム

住友林業は、約280ヵ所の展示場や約80ヵ所のショールームを全国に展開しており、この他、東京･大阪･名古屋に「住友林業の家」の技術や性能面での特長を訴求することに特化した「テクノロジー展示場」もあります。新型コロナウイルス感染症の影響が続く状況下では、各展示場・ショールームで感染予防策の徹底とともに、来場予約を推奨することで密な空間を避ける等、お客様に安心してご覧いただける環境を整えています。また、オンラインでのご相談も実施しています。

展示場

展示場ではお客様のニーズに合った住まいの魅力を体感できるよう、平屋・2階・3階建ての豊富な展示場を用意しています。

1. **木の魅力あふれる上質な空間**
   住友林業の展示場では、フロア材に国内や世界で名高い銘木をふんだんに使用するとともに、壁や天井、建具も良質な木質部材でデザインすることで、圧倒的な木質空間を体感できます。厳選された木材を、熟知した職人の手によって進化させた木質内装材は「PRIME WOOD」として、実際の空間の中でしか感じることができない上質な雰囲気を味わうことができます。
2. **暮らしやすさを考えた設計提案**
   住まいは構造の強さはもちろん、そこで暮らしていくご家族にとっては、住み心地のいい間取りや家事動線、収納計画などが大切です。展示場では、住友林業が提案する間取りの工夫や家事のしやすさなどをご自身の目で確かめることができます。例えば、お子さまがいるご家族は子育てのしやすい間取りや子ども部屋、スタディコーナーなど、お子さまの成長をイメージしながら検討することができます。また、集中力を高めるという木の効能を活かしたワークスペースもご体感いただくことができます。
3. **環境に配慮した設計と最新機器**
   住友林業では、「涼温房（りょうおんぼう）」という設計の工夫をしています。これは、自然の心地良さを住まいに採り入れて、冷暖房機器に頼りきらない暮らしを目指すものです。展示場では、南北に抜ける風の通り道、深い軒で夏の日差しをさえぎる設計の工夫などを実際に確かめられます。また、太陽光発電システムや家庭用燃料電池、HEMSなどの最新環境機器や、全館空調システムを装備している展示場もあります。

2021年6月オープンの吉島展示場（広島支店／広島）

ショールーム

住友林業のショールームは、各部材や設備機器の実物を体感しながらご確認できます。システムキッチンやバスルーム・洗面台などの水回りの設備をはじめ、カーテンや壁紙、内装材、家具、外壁や玄関ドアなどの外装部材を豊富にそろえています。見て触って比較しながら、住まいのイメージを具体的に検討できます。

1. **最新設備のバリエーションを多数展示**
   システムキッチンは複数のメーカー製品を展示。シンクトップをはじめ、扉の色、質感などメーカーごとに異なるデザインの特徴はもちろん、収納スペースや使い勝手などを比較しながら検討できます。また、バスルーム、洗面台等も多数展示しており、普段の生活での家事のしやすさなどを思い描きながら水回りを確認できます。
2. **インテリアや外観イメージをトータルコーディネート**
   様々なニーズにお応えできるよう、豊富な色・柄のカーテンや壁紙をはじめ、床材、建具、家具、照明などを豊富に展示。お客様がイメージされるインテリアに合わせて、室内の雰囲気をより具体的に検討できます。また、玄関ドアや外壁など外観イメージの決め手となる外装部材も豊富に取りそろえており、住まい全体をトータルでコーディネートできます。
   木は樹種ごとに色あいや木目が異なり、個性豊かな風合いを醸し出します。ショールームには、床材をはじめとする多数の内装部材や外装部材をご用意。カタログやホームページでは分からない触り心地や質感など、その違いを実際に肌で感じながら確かめられます。
3. **住まいの構造や最新の環境機器も展示**
   住まいの構造を分かりやすく展示しています。独自の「BF構法」が特徴で、一般的な柱の約5倍の太さの主要構造材を強力な金属で固定する構法で、高い耐震性・耐風性を備えており、その強さを実感することができます。また、太陽光発電など最新の環境機器も展示しています。

宇都宮ショールーム

福岡ショールーム

テクノロジー展示場の展開

「住友林業の家」の技術や性能面での特長を訴求することに特化した「テクノロジー展示場」を展開しています。日本初の木質梁勝ちラーメン構造で、住友林業のオリジナル構法「ビッグフレーム（BF）構法」の構造面での特長や、木の家の優れた性能を分かりやすく説明するため、目で見て直接触れて、納得いただけるように展示物や展示方法に工夫を凝らしています。

2020年度に引き続き、2021年度も新型コロナウイルス感染症の影響が続く状況下でしたが、東京、大阪、名古屋のテクノロジー展示場へ累計2,552組のお客様に来場いただきました。

テクノロジー展示場の外観

「お客様の声」の尊重と活用

お客様優先の取り組み

住友林業は、グループ全体のお客様相談窓口として、お客様相談室を設置しています。近隣住民の方を含むお客様のご意見や苦情を各担当部署や経営層に伝え、改善につなげることで、お客様最優先の行動をさらに向上させることが同室の重要な使命です。また、お客様の感動を生む、高品質の商品・サービスを提供するため、各事業部門やグループ会社と定期的に会議やワーキングを設けて情報共有を図り、問題点や対応事例については討議・検証し、具体的な施策としてまとめています。 施策は、グループ内に展開するとともに、定期的に実施状況や効果を検証し、見直しや改善を加えるなど、PDCAサイクルに沿った対応を行っています。

さらに、社員の意識啓発を図るために、日常的に実践できるお客様満足向上のための工夫や「あなたのキラリ」と称した心温まる事例の紹介などを、社内WEBサイトを活用し、定期的に社内やグループ会社に発信しています。「あなたのキラリ賞」の選考は毎年実施し、お客様が喜ばれた感動や気づきをグループ社員に公開しています。社員同士で感想を述べ合うことで、グループ全体の共有財産として蓄積されていきます。また、不具合の再発防止のために、寄せられたお客様の声やご意見、ご相談の内容及びその分析結果、対応などを定期的に公開しています。加えて、社内研修の支援やグループ会社との個別協議も実施しています。

「住友林業コールセンター」の運営

住友林業は、お客様のライフラインの緊急手配などにも迅速に対応できるよう、全国統一の補修専用窓口としてフリーコールで24時間365日依頼を受け付ける「住友林業コールセンター」を設けています。この窓口をお客様に広くご利用いただけるよう、引渡し時に電話番号を記載したマグネットカードの配布や、オーナー専用WEBサイト・情報誌などでお知らせしています。

現在、センターは東京と沖縄に設置しており、2拠点をネットワークで結ぶことで、全国統一のフリーコールを実現し、ご連絡いただいたお客様の待ち時間を短縮させています。また、新型コロナウイルス感染症拡大の防止とオペレーターの職場環境の改善のため事務所の移転・増床を実施しました。2021年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で新品への交換が困

難な商品が多数発生し、部品交換、代替商品で対応しました。お客様からのご依頼やご相談に実行可能な対応を行い、お客様満足度の向上に努めました。

住友林業コールセンターお問い合わせ内訳（推移）※

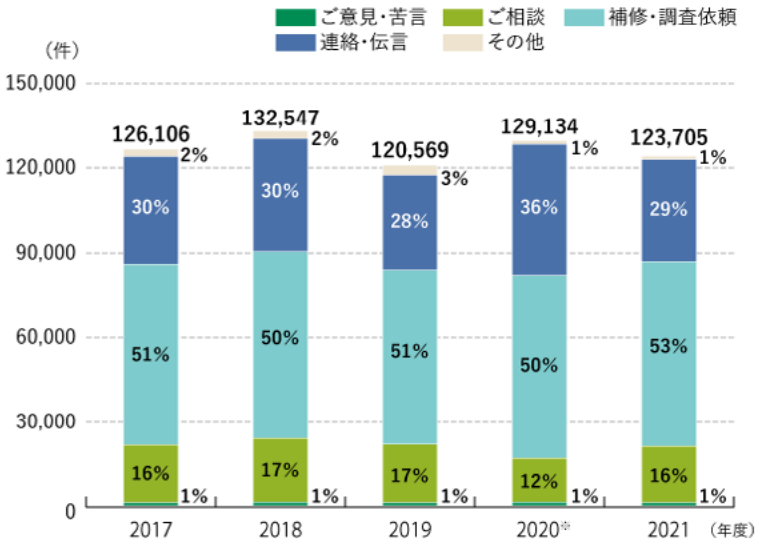

※ 2020年度以降の集計期間は各年1月から12月、2019年度以前の集計期間は各年4月から翌年3月

お客様アンケートの実施

住友林業ではお客様に一層の満足とサービスをお届けするため、入居時、2年目、10年目の3回にわたってアンケートを実施し、オーナーの皆様からのご意見やご感想をいただいています。

アンケートは、主に仕様・設計、各種部材・設備機器、各担当者の対応などについてお答えいただき、その結果を統計的に処理・分析し、商品開発や社員教育に活用しています。

アンケートに寄せられたコメントは、お客様の生の声であり、その声を社内関係部署にて共有することで、満足度向上に努めています。

営業・設計・インテリア・生産・外構の担当ごとに決められた項目について、満足と回答された割合を支店単位で集計し、ランキングにします。ランキング結果は3ヵ月ごとに本部から各支店へフィードバックをしています。各支店は、結果を基に都度施策の見直しを行うことで、お客様満足度向上を目指しています。

2021年度のアンケートの満足度は、入居時97.4%、2年目95.7%でした。また、住友林業ではさらなる満足度向上を目的とし、住宅業界では先駆けとなるNPS（ネット・プロモーター・スコア）※を採用しています。

今後、NPS調査分析によりお客様の声をさらに活かし、お客様の感動を生む、高品質の商品・サービスを提供し続けていきます。

※ 顧客ロイヤルティー（企業やブランドに対する「信頼」や「愛着」の度合い）を測る新しい指標

お客様への情報発信

WEBサイトの運営・情報誌の発行

「住友林業の家」のオーナーの皆様とのコミュニケーション、アフターフォローの場として、オーナー専用WEBサイト「clubforest」を設置し、2021年12月時点で約145,000名のオーナーの皆様に会員登録していただいています。

同サイト内では、工事進捗に合わせた建築中現場の写真、「住友林業の家」に合わせた商品の通販、建物の補修依頼の24時間受付窓口など様々なコンテンツを通じて、オーナーの皆様の暮らしをより楽しく、より快適にするために役立つ情報を提供しています。

また、情報誌「すてきな家族」を年2回発行。リフォームや土地活用などグループ会社の取り組みも含め、住まいや暮らしに関する情報を提供しており、2021年度は各号とも約31万部発行しました。

情報誌「すてきな家族」2021年春夏号

「clubforest」内、工程確認ページ

情報誌「すてきな家族」2021年秋冬号

お客様とのコミュニケーション

生活サービス事業における取り組み

事業を通じた超高齢社会への貢献

日本の高齢化率は2010年に超高齢社会に突入した後も上昇を続け、2020年10月には28.8%※に達し、2025年には30%を超えると推測されています。急速に進む超高齢社会への対応は、日本の最重要の社会課題の一つとなっています。また、少子高齢化に伴う人口の東京一極集中・地方の過疎化は全国的な課題となっています。住友林業はこれらの課題解決に貢献するための取り組みを推進しています。住宅・建築事業で培った快適な住空間を創造するノウハウを活かし、高齢者に向けた安心・安全な住環境の提供を中心に、いきいきとして不安のない生活を長く続けていただくための様々なサービスを展開し、質・量両面での拡充に努めています。

※ 2021年版「高齢社会白書」より

お客様ニーズに応え、サービスを拡大

住友林業グループは、スミリンフィルケア社とスミリンケアライフ社を通じて、高齢者向けの介護サービスを提供しています。

高齢者向け介護サービス事業

スミリンフィルケア社は、介護保険基準を上回る職員配置を行い、ご入居者一人ひとりにきめ細かなサービスを提供しています。2021年12月現在、介護付き有料老人ホームは6施設、提供居室数は766室です。併せて同社ではデイサービスセンター3施設の運営を行っています。

スミリンケアライフ社は、これまで神戸市内に自立と介護の混合型の大規模介護付き有料老人ホーム3施設を展開してきました。介護保険基準の2倍以上のスタッフを配置し、24時間常駐の看護スタッフと全施設に併設された医療機関が連携し高度なサービスを提供。その質は外部機関からも高く評価されています。2020年5月には、兵庫県西宮市に総戸数309戸の住宅型有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）「エレガーノ西宮」を開設しました。エレガーノ西宮を合わせると提供居室数は4施設で998室となります。併せて同社は、訪問看護・訪問介護・通所介護など在宅ケアサービスを提供するサービスステーションを7ヵ所展開しています。

グランフォレスト学芸大学

提供居室数
2024年度目標

1,842室

提供居室数
2021年度実績

1,764室

このように住友林業グループの質の高いサービスをより多くのお客様へ届けるため、近年提供室数の拡大を進めています。中期経営計画サステナビリティ編において提供居室数を1,842室に拡大することを目標として掲げており、2021年度は2社合計で提供居室数1,764室となりました。

2020年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が国内外で続いていますが、感染防止に最大限注力するとともに、ご入居者への適切なケア、高品質なサービス提供を維持できるよう努めています。

お客様目線での健康寿命の延伸に向けた取り組み
－ICTを活用した健康サポートサービスの提供－

団塊の世代が全て後期高齢者に到達する2025年以降、要介護高齢者が急増することが予想されています。そのような中、高齢者のADL（日常生活動作）の維持や健康寿命の延伸に向けた様々な取り組みが注目されています。

スミリンフィルケア社では、2016年度以降、ICTを活用したご入居者見守りシステム「ライフリズムナビ※+Dr.」の導入を進めています。これによりベッドセンサー、人感センサー、温湿度センサーなど複数のセンサーからの情報を解析し、居室内環境や居室内のご入居者の睡眠状態、居室内での活動状況を詳細にリアルタイムに把握し、データ化することができるようになりました。

これら「見える化」されたご入居者データは、転倒防止やご入居者の状況把握に役立ち、データに基づき効果的にご入居者の健康状態の維持・改善につなげることが可能になりました。さらに、介護記録システムやナースコールと組み合わせて機能させることにより、ご入居者からの情報を職員間で情報共有・連携でき、ご入居者の変化に対して迅速に対応できるようになった他、職員の負担軽減にもつながっています。

このような取り組みにより新型コロナウイルスの影響による営業活動の制限を受けながらも、2021年度末時点で平均入居率が96.3%と高水準の入居率を維持してます。

※「ライフリズムナビ」はエコナビスタ株式会社の登録商標

住友林業グループの住環境、介護ノウハウを結集した高齢者の住まい
－「エレガーノ西宮」－

エレガーノ西宮では、自社運営の介護保険事業所を併設しています。自立している方から要支援、要介護状態の方まで幅広く入居可能で、介護を必要とする状態になっても安心して暮らせる体制を整えています。それぞれの方が毎日をいきいきと過ごすために、様々な工夫を凝らしています。

エレガーノ西宮外観

館内随所に住友林業グループの住環境ノウハウを活用しています。日々の食事を提供する吹き抜けのダイニングルームには、木の温もりを感じながらご家族と食事を楽しめる和風のプライベートダイニングを設置。外構とプロムナード（遊歩道）は住友林業緑化による設計協力のもと、移り行く四季を身近に感じ

られるデザインを取り入れました。要介護者向けケアフロアのテラスには、車いすの方でも座りながら園芸を楽しめる花壇があり、誰でも緑を楽しめます。介護居室には木と間接照明で快適な睡眠を促す床頭台（しょうとうだい）（筑波研究所で研究開発成果を活用）を設置しています。また、全戸に緊急コールとWi－Fiを完備し、安心・安全・快適な住まい環境を整えています。

医療サポートをさらに充実させ、認知症早期発見を目的としたMRIによる脳ドックと、ガン早期発見につながる腫瘍マーカーを全ご入居者に用意しました。また、ご入居者の健康を維持するため、エクササイズルームには、水力でマッサージを行うウォーターベッドをはじめ、シニアに適した様々な予防トレーニングマシンを設置、スポーツインストラクターのレッスンも受けられます。

文科系プログラムでは囲碁、麻雀、陶芸、水彩画、書道、フラワーアレンジメントなどの提供もしています。熟練した技術を持つ専門家が講師となり、初心者や要介護者も技術レベルや身体状況に応じて複数の時間枠から選択できます。神戸女学院大学と提携し、同大学音楽学部の学生・大学院生による定期コンサートを行います。また、全戸に緊急コールとWi-Fiを完備し、安心・安全・快適な住まいをご準備しました。

このようにスミリンケアライフ社では、ご入居者一人ひとりが個性的で充実した日々を送れるよう、住環境の充実を図るとともに、介護・看護スタッフや外部医療機関、専門講師や管理栄養士、ケアマネジャーなどが一体となり質の高いサービスの提供を進めています。

吹き抜けの「ダイニングルーム」

車いすの方でも気軽に緑を楽しめる「屋外テラス」

地方創生に資する事業の取り組み

地方創生に資する事業の取り組み

事業を通じた地方創生への貢献

住友林業グループは、グループのリソースや既存事業を融合させながら、社会・環境課題の解決にアプローチすることで、公益的価値の創出を目指しています。

事業を通じた地方創生への貢献

住友林業グループは、地方創生につながる新規事業として、三重県多気町にオープンした日本最大級の商業施設「VISON（ヴィソン）」の宿泊事業に参画しています。住友林業とH.I.S.ホテルホールディングス株式会社、株式会社アクアイグニスの3社が出資するヴィソンホテルマネジメント株式会社は、2021年に「HOTEL VISON （ホテルヴィソン）」、「旅籠ヴィソン」を開業しました。

HOTEL VISON外観

VISON HOTELSは豊かな山海の幸に恵まれた三重県多気町の癒・食・知を体験できる日本最大級の商業複合施設「VISON」に隣接しており、ヴィラ6棟、ホテル棟155室、旅籠棟40室の計201室の構成となっています。宿泊のお客様は「VISON」内の様々な飲食・物販店や温浴施設を利用でき、施設内だけで旅を総合的に楽しめます。住友林業グループは産官学一体の地域活性化事業である本プロジェクトを循環型の地域社会・街づくりのモデルとして位置付けています。宿泊施設の開発・運営で観光客などの交流人口を拡大し、地域経済の活性化と新たな雇用創出に結びつけます。これを契機に、その地域が持つ固有の資源・文化を有効活用しながら既存事業のノウハウを総合的に用いて、地方創生への取り組みを推進します。

関連情報はこちら

› HOTEL VISON （ホテルヴィソン）

リフォームによる資産価値向上

住友林業グループは熊谷組のグループ会社ケーアンドイー株式会社と協業し、雪梁舎美術館の収蔵庫の増築を完了させました。雪梁舎美術館はホームセンターを全国展開する株式会社コメリが財団法人美術育成財団「雪梁舎」を設立し、1994年に新潟市で開館した純和風美術館です。開館当時コメリの社長だった捧賢一氏が、自ら美術品を収集した作品が展示されています。当初、この土地にホームセンターをつくる予定で進めていましたが、親鸞聖人の「焼鮒」旧跡地であることが分かり、大切な場所を守るため日本庭園を造り、美術館を建てることとなりました。

雪梁舎美術館は、日本国内で活躍する若い精鋭作家の発掘を目的に「雪梁舎フィレンツェ賞展」を毎年開催し、芸術文化の振興と芸術家の育成に向けた活動を行っています。収蔵スペースの不足もあり、美術館東側の蓮池上での収蔵庫の増築依頼を受け、全国的にもまれな「池上の建築」が実現しました。外観は、既存建物の合わせて忠実に再現された「なまこ壁」や印象的な軒先、内装は無垢の桐材をふんだんに使用した調湿効果のある空間となっています。特殊な環境下ではありましたが、9か月超の工事の末、完成に至りました。

外観

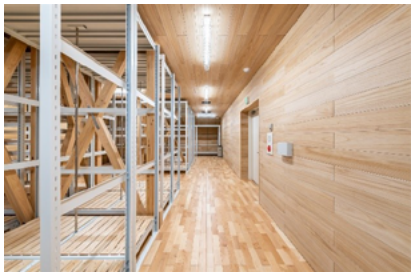

屋内

家具提案

サプライチェーンマネジメント

サプライチェーンマネジメント

基本的な考え方

住友林業グループは、事業におけるサプライチェーン上の人権や環境問題の解決に向けた責務があると認識するとともに、市場における森林認証材の普及を推進することで、サプライチェーン全体での持続可能な社会の実現に貢献していきます。調達においては2015年に、従来の「木材調達理念・方針」を「住友林業グループ調達方針」に改訂し、2017年にはサプライチェーンも対象とした「住友林業グループ倫理規範」を策定するなど、グループ全体での取り組みを強化しています。

住友林業グループ調達方針

住友林業グループは、2005年に「木材調達基準」、2007年に「木材調達理念・方針」を定め、責任ある木材調達活動を実施してきました。さらに、2015年には、木材以外の金属及び窯業建材、樹脂製品など建材資材を含むあらゆる調達物品に対象範囲を広げ「住友林業グループ調達方針」に改訂し、現在はこの方針に基づき経済・社会・環境に配慮した調達活動を行っています。

住友林業グループ調達方針

住友林業グループは、再生可能な資源である「木」を活かした事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献するため、以下の方針に基づき経済・社会・環境に配慮した調達活動を行います。

1. **合法で信頼性の高いサプライチェーンに基づく調達**
   法令や社会規範を遵守し、調達先との相互理解と信頼関係に基づく調達活動を行います。また、高品質の商品・サービスを提供するために、調達先と協力してサプライチェーン全体に健全で公正な調達活動を働きかけます。
2. **公正な機会と競争に基づく調達**
   国内外のすべての調達先に公正な取引の機会を提供します。調達先の選定においては、企業としての信頼性や技術力、調達品の品質・経済性・納期・環境性能、人権や労働者の基本的権利の擁護や腐敗防止、その他CSR（企業の社会的責任）への取組み等の観点から総合的に判断します。
3. **持続可能な木材および木材製品の調達**
   再生可能な資源である「木」を積極的に活用するために、木材および木材製品の調達については、調達先と協力して以下の項目の実践に努めます。
   - 持続可能な森林経営が行われている森林からの調達を進めます。
   - 調達する木材および木材製品のトレーサビリティの信頼性向上に努めます。
   - 伐採国・地域における法令等の遵守に加えて、生物多様性や保護価値の高い森林の保全、森林と共存する地域の文化、伝統、経済を尊重します。
4. **コミュニケーション**
   調達の透明性を確保するために、適正な情報開示を行います。また、ステークホルダーとの対話を調達活動の改善に役立てます。

代表取締役 社長 光吉 敏郎

グリーン調達ガイドライン（抜粋）

評価項目

①. 企業活動評価（サステナビリティ取り組み評価）

a. 環境面

ア. 環境共生に関する方針を策定すること。
イ. 環境共生の推進部署及び責任者を設置すること。
ウ. 環境共生に関する方針について社員に対して周知徹底を図ること。
エ. 事業運営に関わる環境法規制を把握し、順守を確認していること。
オ. 水資源の適正利用を推進し、水使用量を把握すること。
カ. 有害物質（特定化学物質、放射性物質、生物学的物質を含む）を使用している場合、管理マニュアルや法律などに基づいた保管、取り扱い、処理を行うこと。
キ. 法規制に基づき、廃棄物の適切な管理及び処理を行うこと。
ク. エネルギーの適正利用を推進し、温室効果ガス排出量を把握すること。
ケ. 温室効果ガスの削減計画を策定すること。
コ. 生物多様性、生態系の保全に努めること。

b. 社会面

(a).CSR(社会的責任)全般

ア. CSR（社会的責任）取り組みの方針・規範を策定すること。
イ. CSR（社会的責任）取り組みの推進部署及び責任者を設置すること。
ウ. CSR（社会的責任）方針・規範の教育、啓発活動を社員に対して行うこと。

(b).人権

ア. 人権に関する方針・規範を策定すること。
イ. 人権に関する取り組みの推進部署及び責任者を設置すること。
ウ. 人権に関する方針の教育、啓発活動を社員に対して行うこと。
エ. 各種ハラスメントを禁止、社内に周知徹底を図っていること。
オ. 強制労働、児童労働を禁止し、社内に周知徹底を図ること。
カ. 法令に定められている社員の労働時間を適切に管理すること。
キ. 労働に対して法令に基づく最低賃金を踏まえた適切な賃金を支払うこと。
ク. 社員が匿名でハラスメント、体罰等を会社に通報する仕組みを設けること。
ケ. 人種、年齢、宗教、国籍、性別などの差別を禁止し、社内に周知徹底を図ること。
コ. 法規に従い、労働者の結社の自由や団体交渉権を認めること。
サ. すべての社員に差別なく、職務にあった技能開発・研修などの人材育成機会を提供すること。

(c).労働安全衛生

ア. 労働安全衛生に関する方針・規範を策定すること。
イ. 労働安全衛生に関する取り組みの推進部署及び責任者を設置すること。
ウ. 労働安全衛生に関する方針の教育、啓発活動を社員に対して行うこと。

エ. 安全で健康的な職場環境の維持に努めること。
オ. 社員の心身の健康管理、労働災害や労働疾病の削減など適切な職場の安全管理を行うこと。
カ. 緊急時や災害時などに備え、社員の安全を守るための対策を講じ、社内に周知徹底を図ること。

(d).倫理
ア. 贈賄や横領などの腐敗行為を防止し、社内に周知徹底を図ること。
イ. 法令及び国際的ルールに基づき、知的財産を保護するため、社内に周知徹底を図ること。
ウ. 社員及び取引先に、法令違反に対しての通報窓口を設置すること。
エ. 責任ある調達方針を策定すること。
オ. 優越的地位の濫用を禁止し、公正かつ自由な競争を促進し、社内に周知徹底を図ること。
カ. 反社会的勢力に対して毅然とした対応を行うこと。

(e).情報セキュリティ
ア. 個人情報は、事前に了解を得た範囲で取得・使用し、情報が漏えいしたり、不適切な利用がされないように、適切に管理すること。
イ. 第三者から受領した機密情報の取り扱いに十分注意し、適切な管理を行うこと。
ウ. コンピュータ・ネットワークに関して、情報セキュリティ対策を講じること。

(f). 製品安全
ア. 製品・サービスを市場に供給する際に、品質および安全の確保と向上に努めること。

(g).サプライチェーン
ア. 調達先に人権などの社会面、環境面の取り組みを重視するように要請すること。

(h).社会貢献
ア. 地域社会と良好な関係を維持し、地域社会に貢献する活動を推進すること。

②. 商品評価

a. 共通項目
(a).必須項目
ア. 「別表１.住友林業禁止化学物質リスト」であげている禁止化学物質を使用していないこと。
イ. 施工時および使用時に有害物質の溶出がないこと。
ウ. 施工時および使用時に有害物質を含む粉塵の発生がないこと。
エ. 焼却時、硫黄酸化物などの有害ガスが発生しないこと。

(b).努力項目
ア. 梱包材に塩化ビニルや発泡スチロールが使用されていないこと。
イ. 梱包材の使用を必要最低限に留めていること（梱包材削減の努力をしていること）。
ウ. 複合品の場合、容易に廃棄出来るように、素材別に分離可能な方策がとられていること。
エ. 組立製品の場合、長寿命化を図るため、部品・部材の交換が容易であること。
オ. メンテナンスプログラム（点検、補修、部品の交換時期・方法）が明確であること。
カ. 使用後にリユース、リサイクルが可能なこと。

キ. 梱包材がリユースあるいはリサイクルが可能なこと。
ク. 長寿命化となる処理や材料を使用していること。

サプライチェーンマネジメントに関する目標と実績

中期経営計画サステナビリティ編において、「持続可能なサプライチェーンの構築」を掲げ、特にサプライチェーンにおける「サステナビリティ調達調査」に関する取り組みを目標化し推進しています。

具体的な2021年度計画として、輸入木材製品仕入先におけるサステナビリティ調達調査実施率100%、国内住宅部門のサプライチェーンにおけるサステナビリティ調達調査実施率80.0%を掲げています。

2021年度の実績は、輸入木材製品仕入先におけるサステナビリティ調達調査実施率100%、国内住宅部門におけるサステナビリティ調達調査実施率98.0%となり、目標を達成しました。

サプライチェーンマネジメント

流通事業における取り組み

基本的な考え方

住友林業グループは、再生可能な資源である「木」を活かした事業活動を通じて持続可能で豊かな社会の実現に貢献するため、2005年に「木材調達基準」、2007年に「木材調達理念・方針」を定め、責任ある木材調達活動を実施してきました。合法かつ持続可能な木材をお届けするため、責任ある木材調達を行っています。

2015年には、木材以外の金属及び窯業建材、樹脂製品など建材資材を含むあらゆる調達物品に対象範囲を広げ「住友林業グループ調達方針」に改訂し、現在はこの方針に基づき経済・社会・環境に配慮した調達活動を行っています。

住友林業グループの持続可能な木材調達への取り組みは気候変動要因として「森林減少」への懸念が高まっていることを受け、独自に導入した「木材調達デューディリジェンス」で対応してきました。2019年5月にアクションプランを新たに策定、強化した持続可能性の評価基準の運用を開始しました。

合法性の担保を大前提に以下のいずれかに該当するものを、「持続可能な木材及び木材製品」と定義します。

持続可能 = 環境面：森林減少に寄与しないこと
　　社会面：労働安全・強制労働・先住民の権利など人権側面での侵害が認められないこと

1. 森林認証材及び認証過程材：FSC、PEFC、SGEC
　（CoC連鎖に関わらず出材時の認証を重視した材で認証材への移行を促す）
2. 植林木材
3. 天然林材で、その森林の施業、流通が「持続可能である」と認められるもの
　（転換林由来の材＝森林をオイルパーム農園等に転換する際に伐採される天然林材は、これに含まれない）
4. リサイクル材

木材調達マネジメントの推進体制

住友林業グループは、住友林業サステナビリティ推進担当役員（取締役専務執行役員）を委員長とし、木材を調達している各調達部門の管理責任者で構成する「木材調達委員会」を設置。木材の調達基準や違法伐採のリスク評価など、グループ全体の木材調達に関する重要な事項を審議しています。

木材調達委員会会議風景

2021年度は、4回の木材調達委員会を開催し、審査対象となる全192社の直輸入調達先及び海外グループ会社（流通）が取引する調達先社について合法性の確認と「サステナビリティ調査」を実施しました。対象については新規取引先・継続取引先も含め、定期的に（年1回、もしくは2年に1回）合法性・持続性の確認を行っています。

持続可能な木材及び木材製品の調達の取り組み

調達方針に基づいた取り組みの推進

調達方針

住友林業グループは「住友林業グループ調達方針」に基づいて木材の合法性確認や生物多様性保全、労働慣行、人権及び地域社会への配慮を含む持続可能な木材調達を実践するために、木材の調達に関するデューディリジェンスを行っています。

木材調達の合法性の確認

木材調達のデューディリジェンスでは、木材建材事業本部、住宅・建築事業本部、グループ会社の各木材調達部門において、調達先が合法的に伐採された木材、または合法的に伐採された木材のみを原料とする木材製品を供給できることを確認します。各調達担当が木材調達デューディリジェンスマニュアルに従い、下記の情報を収集し、地域・樹種ごとに定められた関連書類を照合して、伐採地までのトレーサビリティを確認します

番号	項目名称
1	サプライヤー名称
2	サプライヤー所在地
3	木材の種類
4	木材製品を構成する樹種
5	木材製品を構成する樹木が伐採された国または地域
6	年間の調達量（重量、面積、体積または数量）
7	販売先が法人の場合、その名称と所在地
8	サプライヤーアンケート等の結果、訪問記録等
9	伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

これらの情報を基に、国や地域、樹種や木材の種類ごとに、「木材調達委員会」で定めた木材調達に関わる違法伐採リスクの評価基準に照らして、リスク評価を行います。リスク区分は、A（低リスク）、B（中リスク）、C（高リスク）としています。B（中リスク）、C（高リスク）と評価された木材及び木材製品については、伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類の確認だけに頼るのではなく、必要に応じて住友林業のスタッフによる現地調査を行い、伐採地までのトレーサビリティの確認を実施しています。2021年度はリスク区分A 50社、リスク区分B 25社、リスク区分C 117社について審査を実施しました。

2021年度地域別木材&木材製品輸入状況（2021年1月～12月実績）

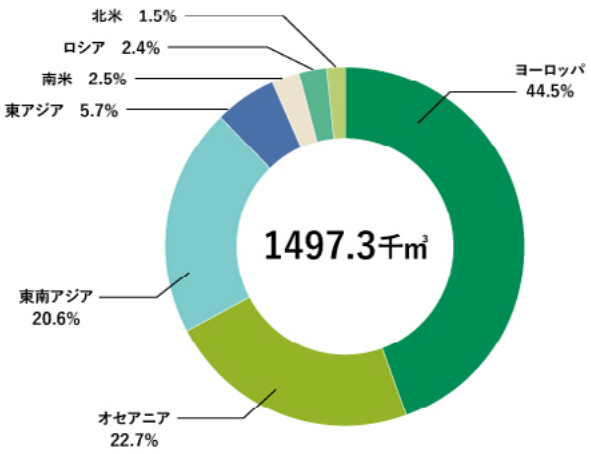

生物多様性保全、労働慣行及び人権、地域社会への配慮

調達する木材製品について、調達先への「サステナビリティ調達調査」の実施や現地踏査、ヒアリングなどで以下の事項を確認しています。

- 供給品やその原材料の調達地域に労働者及び地域住民の権利侵害が存在しないかどうか。またその場合、労働者及び地域住民の権利に配慮した伐採が行われていることを確認しているかどうか。
- 供給品やその原材料の調達地域に保護価値の高い森林が含まれていないかどうか。またその場合、保護価値の高い森林に配慮した伐採が行われていることを確認しているかどうか。

レビュー

各調達部門はこれらの取り組みの進捗状況を「木材調達委員会」に報告し、サプライチェーンにおける継続的改善を促しています。2021年度は中期経営計画サステナビリティ編2021の最終年度として、持続可能な木材調達100%の達成に向け、取引先の調達の精査を強化したほか、PKSやペレット等木質、バイオマス燃料の持続可能性に対するデューデリジェンスの整備を行いました。

木材調達におけるデューデリジェンス

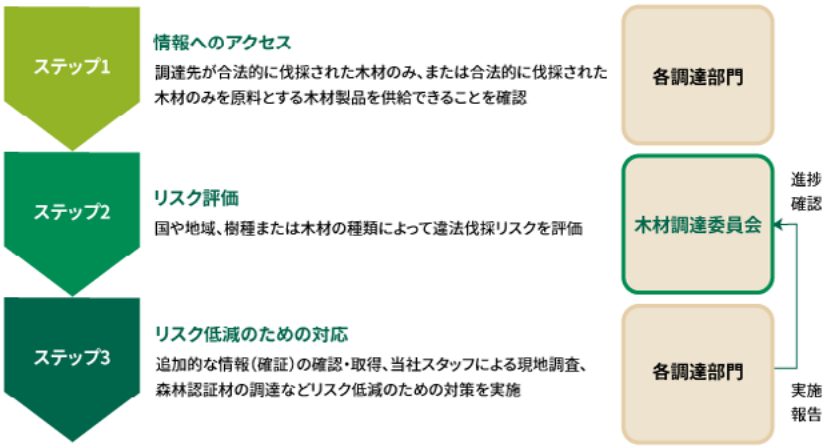

木材製品における持続可能性の取り組みの進捗

中期経営計画サステナビリティ編2021では、合法性が担保できた場合であっても、「持続可能な木材及び木材製品」の定義に沿わないものについては、代替材（天然林択伐材や植林木）への移行を進め段階的に取り扱いを停止する計画を立てました。

2021年度の持続可能な木材及び木材製品の取扱比率は通年で97.8%でした。調達基準に適合していないお取引先との対話等を重ね、持続可能性の確認ができないサプライヤーは2021年9月に契約を停止し、契約ベースで持続可能な木材及び木材製品の取扱比率100%を達成しました。今後も持続可能な木材調達を徹底していきます。

持続可能な木材及び木材製品の取扱比率
2021年度実績

97.8%

持続可能な木材及び木材製品の取扱比率
2021年度目標

100%

関連情報はこちら

> （第三者保証マーク）について

木材調達担当者教育

インドネシア・マレーシアにおける木材生産と持続的森林管理について

森林減少に関する懸念がグローバルに高まっている中、南洋材の調達に対する企業の取り組み姿勢が注視されています。そこで、2018年10月31日、南洋材及びその他輸入木材を扱う国際流通営業部の責任者・担当者計32名が参加し、「インドネシア・マレーシアにおける木材生産と持続的森林管理のための取り組み」と題するセミナーを開催しました。同セミナーでは、両国の木材合法性証明システムのしくみや認証材の現状、持続可能な森林管理についての最新情報を学びました。

IGES（公益財団法人地球戦略研究機関）
リサーチマネージャー 鮫島弘光氏による講演

森林認証制度について

住友林業グループが、持続可能な木材・木材製品の取り扱いを拡大していく中で定義した「持続可能な木材及び木材製品」の一つである森林認証材に関する制度について、最新の情報を共有するために2020年2月18日木材調達委員会の委員をはじめ、木材調達の担当者などを中心とする16名が参加し、「森林認証セミナー」と題するセミナーを開催しました。その中で、FSC、PEFC、SGECの各認証制度の歴史やFM（エフエム）認証及びCoC（シーオーシー）認証についての最新情報を学びました。

一般財団法人 日本ガス機器検査協会
森林・EPA グループ
FSC-CoC審査員・認証員
片瀬健太郎氏による講演

ESG投資の最近の動向とその本質

投資家から企業へのESG投資が脚光を浴びるにつれ、木材・木材製品の調達においては、サプライヤーに対するデューディリジェンスの取り組みがますます注目されています。そこでESG投資に造詣の深い高崎経済大学教授水口剛氏を講師に招き、2020年11月27日「ESG投資の最近の動向とその本質」と題するセミナーを開催しました。このセミナーでは「ESG投資をなぜするのか」についてその本質（背景にある大きな流れ）について学びました。

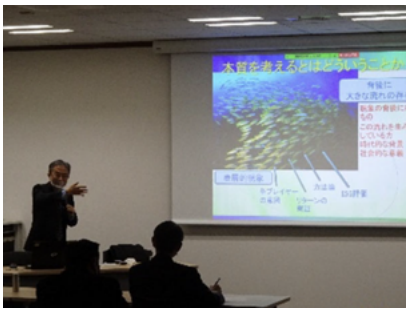

高崎経済大学経済学部教授
水口 剛氏による講演

金融の視点から見る持続可能な木材調達

近年、民間金融機関や機関投資家がサステナブルファイナンス（持続可能な社会を実現するための金融）を拡大させており、特にESG投資額やグリーンボンド等の発行額が増加しています。民間金融機関や機関投資家は企業による土地転換、過剰伐採が原因での森林面積の減少及び森林劣化への対応、持続可能な木材調達への取り組みなどに注目しています。

住友林業では、2021年12月16日に公益財団法人世界自然保護基金（WWF）ジャパン金融グループ長橋本務太氏を講師に迎え、「金融の視点から見る持続可能な木材調達」と題し、セミナーを行いました。今回は木材調達委員会の委員のほか社内の関係部署にも案内を行い、会場20名に加えてオンラインで64名、合計84名が参加しました。同セミナーでは、COP26の主な成果の概要、金融機関のESG投融資方針における森林の考え方、金融の視点から見る森林認証、TNFD(自然関連財務開示タスクフォース）などについての最新情報を学びました。

NGO等外部ステークホルダーとのエンゲージメント強化

アクションプラン策定・実施にあたり、社会的要請に真摯に耳を傾け、より責任ある調達を推進するため、2019年7月に、環境NGO、ESG領域の専門家、研究者らを迎え、ステークホルダーダイアログを実施しました。

ダイアログ会議風景

「持続可能な木材及び木材製品の調達100%」の達成に向けたアクションプランを開始してから約1年半が経過した2020年12月に、環境NGO、ESG領域の専門家、研究者らを迎え、ステークホルダーダイアログを実施しました。

当日は、世界自然保護基金（WWF）ジャパン、FoE Japan、地球・人間環境フォーラム、地球環境戦略研究機関、レインフォレスト・アクション・ネットワーク、高崎経済大学からの有識者の皆さまが参加。前回の内容の振り返りを行った後に、「サステナビリティ調達調査」の実施状況、持続可能な森林からの木材及び木材製品の取扱い比率の状況と課題について議論しました。

「サステナビリティ調達調査」の実施を通じて、改善要請が必要となる調達先が見られなかった結果に対しては、「スコアが最低基準に近い調達先に積極的にアプローチするなど、要求項目のさらなる浸透を図ることが望ましい」、持続可能な森林からの木材及び木材製品の取り扱いの状況については、「より実情を各ステークホルダーに伝えるために、現状の比率のみの開示だけではなく、それに至るまでのプロセスの説明を加えた方がよい」、また、農産物生産による森林減少を排除するために、イギリスなどで転換林由来の材に関する法規制の導入などが検討されている中で、「先立って民間企業として調達基準の中に『転換林由来の材を排除すること』が明記されたことは高く評価する一方で、業界全体での取り組みを推進していくために、活動を対外的に周知していくことも重要だ」といったご意見をいただきました。

今後も、いただいたご意見を踏まえ、「持続可能な木材及び木材製品の調達100%」の達成に向け、取り組みを展開していきます。

木材調達における現地調査

ルーマニアの木材調達について

近年ルーマニアの森林管理と木材生産について、複数の環境団体から原木の伐採が適切であるか懸念が指摘されています。2017年4月に木材調達委員会メンバーが現地調査を行いました。まずはルーマニアの環境・水・森林省訪問をはじめ、在ルーマニア日本大使館及びASFOR（ルーマニア林業協会）などとの面談を通じ、現地の状況に関する情報を収集しました。次にサプライヤーの製材工場と実際にその工場に搬入される丸太の代表的な伐採地を視察しました。製材工場では、許可量を超えて持ち込まれた丸太は使用せずに分別管理を徹底し、林業当局に報告するなど原料丸太の工場受け入れ時に輸送許可文書とトレーラーに積まれた丸太を適切にチェックしていることを確認しました。伐採地ではフォレストレンジャーから森林管理の説明を受け、実際にフィールドでハンマー打刻印による伐採木管理とトレーラー積載時のプロセスを確認しました。加えてルーマニア政府が管轄する森林保全エリアを視察し、希少な森林生態系を保護する努力が払われます。

まだ雪が残る伐採地の視察

トレーラー積み込み時のチェック

タブレット端末を活用して工場受け入れ時に適切にチェック

許可書に対して過積載だった丸太の分別管理

インドネシアでのコンクリート型枠用合板について

近年、インドネシアで生産される合板について、その原材料である原木の伐採が適切であるか複数の環境保護団体から懸念が指摘されています。インドネシアでは、SVLK（木材合法性保証システム）とよばれるしくみがあり、木材製品輸出業者は国家認定委員会が承認した独立評価認定機関が発行するSVLK事業者認証を取得し登録する必要があります。その上で、上記の独立評価認定機関が原木の伐採から工場での木材加工、輸出に至るサプライチェーンの合法性を確認した旨を明記した木材合法性証明文書（V-Legal Document）を取得します。住友林業は、調達先であるコンクリート型枠用合板製造工場などを2018年7月に現地調査しました。伐採地近くの土場では、QRコードの付いたタグが丸太に添付されておりインドネシア環境林業省のホームページ上及び文書（V-LEGAL）で伐採地情報が確認できること、さらにそれら丸太が工場に運ばれた後にも、工場土場で同様にタグQRコードからホームページ上またはV-LEGALで確認し、輸送過程及び伐採地までさかのぼれます。

工場土場にて丸太に貼られたタグを確認

中間土場でタグを確認

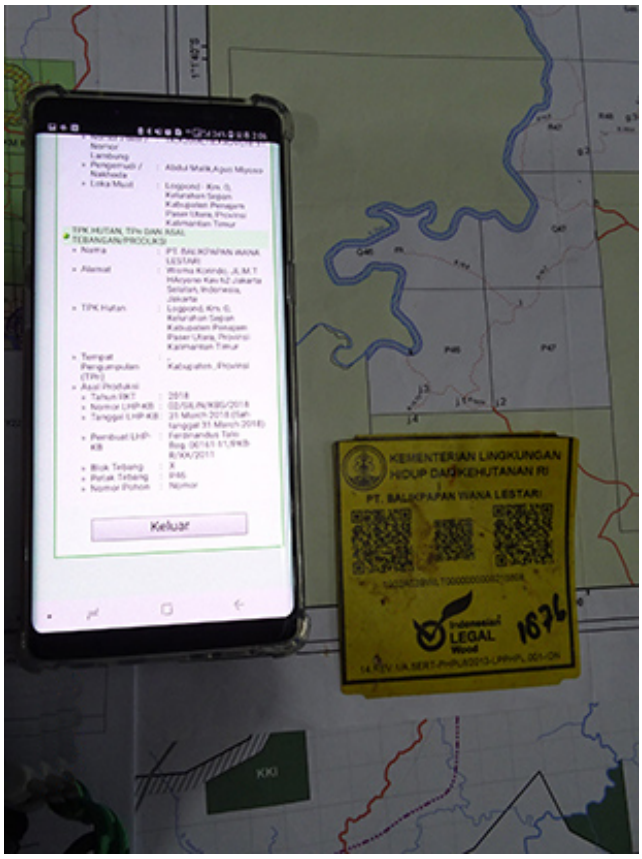

伐採会社にてタグ情報から伐採地を確認（1）

伐採会社にてタグ情報から伐採地を確認（2）

オリンピック関連施設建設において使用されたコンクリート型枠用合板に関連し、2018年11月、住友林業と取引関係にあるサプライヤーが原材料として使用した原木が、オリンピック調達基準に適合していないおそれがあるという指摘が、環境NGOより同大会組織委員会が設けた通報受付窓口に提出されました。住友林業はその指摘に対して、関連書類などの提示によりそのような原木はサプライチェーンに含まれていないことを同大会組織委員会に説明しました。その結果、大会組織委員

会としてこの指摘は事実と異なるとの結論がなされ、通報受付には該当しないとして、2019年2月、同大会ホームページ上に公開されています。

2021年11月にも関連施設を建設した東京都オリンピック・パラオリンピック準備室に対して同様の指摘がありました。住友林業はオリンピック調達基準に準拠していることを改めて東京都に説明しました。

マレーシア・サラワク州の合板について

インドネシアと同様に近年、マレーシア・サラワク州ではその原材料である原木の伐採が適切であるか環境保護団体から懸念が指摘されています。同州では違法伐採の排除を目的に2003年にサラワク林業公社（Sarawak Forest Corporation）が設立され、その後米国、EU、オーストラリアなどの違法伐採木材排除の流れを受け、2015年にサラワク州木材合法性確認システム（STLVS：Sarawak Timber Legality Verification System）を作り違法伐採排除のより一層の強化を進めています。住友林業は2019年9月に調達先の一つである合板製造工場を現地調査し、主として伐採現場から工場土場までのSTLVSの運用が適切に実施されているか確認しました。

STLVSの要件である伐採詳細計画図・伐採対象木一覧表等により、工場に入荷した丸太から伐採地林区まではロイヤリティ納付オレンジタグ（国内加工用）、白タグ（丸太生産用）、森林局による刻印、関連する移動許可証等によりトレース（追跡）が可能であることが確認できました。また、合板製品の輸出に必要な輸出申告書（K2）の裏面に州森林局担当職員のサインがあることでSTLVSの全ての基準が満たされていることになります。

ログポンドに堆積された合板用丸太

丸太生産用タグ（白色）とロイヤリティ用タグ（オレンジ色）（於ログポンド）

合板製造工場内土場に堆積された丸太

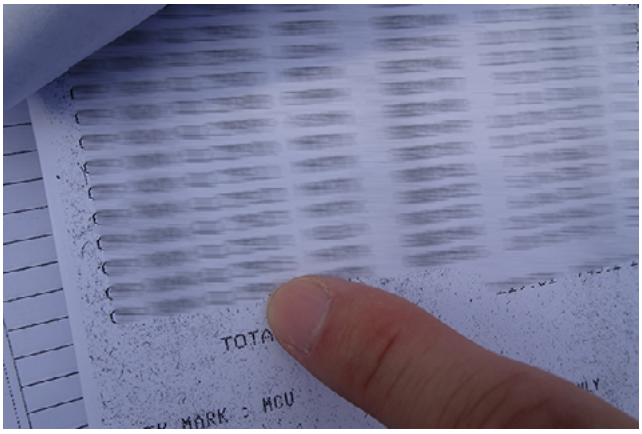

丸太入荷表に記載されたロイヤリティ番号を確認

森林認証材の促進

住友林業グループは、調達先と共に信頼できるサプライチェーンを構築して持続的な木材の調達に努めていますが、持続的な森林経営が行われている森林からの木材であることを確認する指標の一つとして、第三者認証である「森林認証制度」を支持・活用しています。

また、自ら森林認証を取得し、市場や消費者に森林認証材を提供することにより、その普及に貢献できると考えています。

住友林業グループの認証状況は、FM（エフエム）認証（森林認証制度）が229千ヘクタール、CoC（シーオーシー）認証は9組織となっています。

住友林業グループにおける森林認証取得状況／CoC（シーオーシー）認証※（FSC-C113957）

組織名	認証制度	取得（含更新）年月日	認証番号	認証機関
住友林業 木材建材事業本部	FSC	2019年11月1日	JIA-COC-190013/ JIA-CW-190013	(財)日本ガス機器検査協会（JIA）
	PEFC	2017年12月14日	CEF1201	(財)日本ガス機器検査協会（JIA）
住友林業 木材建材事業本部 住宅・建築事業本部 建築部	SGEC	2017年1月24日	JIA-W045	(財)日本ガス機器検査協会（JIA）
住友林業 木材建材事業本部 北海道支店 住宅・建築事業本部 資材開発部	SGEC	2017年10月1日	JAFTA-W038	日本森林技術協会（JAFTA）
住友林業フォレストサービス	SGEC	2021年12月1日	JAFTA-W017	日本森林技術協会（JAFTA）
住友林業クレスト	FSC	2020年9月15日	SGSHK-COC-006693	SGS
NPIL（ニュージーランド）	FSC	2019年6月21日	SAI-COC-001290/ SAI-CW-001290	SAI Global Assurance
KTI（インドネシア）	FSC	2021年12月3日	SA-COC-012758	Soil Association
RPI（インドネシア）	FSC	2016年4月26日	TT-COC-004325	BM TRADA
SFインドネシア	FSC	2021年12月7日	SA-COC-012757	Soil Association
SFシンガポール	FSC	2018年1月28日	NC-COC-005542/ NC-CW-005542	Prefferd by Nature
SF大連	FSC	2021年1月20日	SCS-COC-008230	SCS Global Services

※ COC（CHAIN OF CUSTODY）認証は、林産物の加工・流通過程に関与する事業者を対象とした制度。加工・流通の各プロセスで、認証を受けた森林から産出された林産物（認証材）を把握するとともに、非認証材のリスク評価が行われていることを認証し、一連のプロセスに携わる全事業者がCOC認証を受けている場合、製品に認証マークを表示できる

代表的な森林認証制度

FSC（Forest Stewardship Council®）（FSC-C113957）

環境団体、林業者、木材取引企業、先住民団体、地域林業組合などの代表者から構成される団体で、1993年にWWF（世界自然保護基金）を中心に設立。森林認証制度の運用主体の草分け的存在。

環境影響や地域社会、先住民族の権利などを含む10原則70基準に沿って、FSCが認定した認証機関が審査を実施することになっている。最近では、国や地域の状況にある程度合わせた国別基準や小規模経営者向けの審査手順など、多様な森林や所有者をカバーできるしくみができている。

PEFC（Programme for the Endorsement of Forest Certification）

欧州11ヵ国の林業団体が、各国の制度を相互承認する組織として1999年に設立。個別の森林管理についてPEFCが直接認証するのではなく、149ヵ国が集まって策定された「政府間プロセス」という基準を採用しているPEFCの規格要求を満たしているとPEFCが認めた場合、その国独自の森林認証制度をPEFCが承認する制度。2003年に非ヨーロッパ諸国の参加もあり、旧名（Pan European Forest Certification Schemes）から「PEFC森林認証プログラム」（Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes）に改称して以降、急速に拡大し、認証面積では世界最大となっている。

SGEC（Sustainable Green Ecosystem Council：緑の循環認証会議）

豊かな自然環境と持続的な木材生産を両立する森林管理について保証する。日本独自の自然環境・社会慣習・文化を尊重して7つの基準に基づいて審査される。CoC認証も実施している。2014年11月にPEFCに加盟し、2015年3月にPEFC相互認証申請を行い、2016年6月に相互承認が認められた。

クリーンウッド法への円滑な対応

日本や原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材の利用を促し、環境破壊につながる違法伐採材が流通しない市場を形成することを狙いとする「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称クリーンウッド法）が2017年5月に施行されました。住友林業では、輸入販売を行っている木材建材事業本部が、国内第1号として2017年11月22日付で第一種登録木材関連事業者の登録を行いました。また同事業本部は、2018年8月1日付で、第ニ種登録木材関連事業業者を登録しました。続いて住友林業フォレストサービスが、2018年2月20日付で第一種及び第二種登録木材関連事業者として登録。さらに、第二種登録木材関連事業者として住宅・建築事業本部（2018年3月16日付）と住友林業クレスト（2018年5月9日付）が登録しており、グループ全体で合法的な木材の調達を実施し、年度ごとに求められる報告を行っています。

登録木材関連事業者	種別	登録年月日	登録番号	登録実施機関
木材建材事業本部	第一種、第二種登録 木材関連事業者	2017年11月22日	JIA-CLW-Ⅰ Ⅱ 17001号	（一財）日本ガス機器検査協会
住宅・建築事業本部 資材物流部	第二種登録木材関連 事業者	2018年3月16日	HOWTEC-CLW-Ⅱ 0001号	（公財）日本住宅・木材技術センター
住宅林業フォレストサービス	第一種、第二種登録 木材関連事業者	2018年2月20日	日林協-CLW-Ⅰ Ⅱ-3号	（一社）日本森林技術協会
住友林業クレスト	第二種登録木材関連 事業者	2018年5月9日	JIA-CLW-Ⅱ 18002号	（一財）日本ガス機器検査協会

JBIBへの参画

生物多様性の保全を目指して活動する企業団体である一般社団法人企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）に会員企業として参画し、2021年度はWWFといった環境NGOとの対話や、COP15についての情報収集などを通じて知見を深めました。

取引先とのコミュニケーション

木材・建材流通事業では、地域産業であるという事業特性を踏まえて、各地域で木材・建材の調達先・販売先と緊密なコミュニケーションを図っています。

木材建材事業本部の取引先との主なコミュニケーション活動

名称・規模	内容
スミリン会 会員数：872社（2021年7月現在）	木材・建材流通事業の取引先とのコミュニケーションの場として、全国各地に設立しています。研修会や情報交換会を各地で年2回～3回実施し、会員相互の親睦を深めるとともに、商品の研究開発と生産流通の発展、業界全体の向上などを目指しています。
「建材マンスリー」の発行 発行部数：毎月約4,000部	半世紀以上の歴史を持つ月刊誌で、木材・建材、住宅業界などに関する様々な情報やトピックスを、独自の視点でタイムリーに発信しています。

電納言（納品書・請求書電子送信サービス）

木材建材事業本部では、2016年10月に、従来の紙で送付していた納品書・請求書をWEBサイトにアクセスしていただくことで電子的に受領していただく「電納言」のサービスを開始しました。

電納言を活用することの利点として以下が挙げられます。

1. 週に数回、何時に届くか分からなかった納品書・請求書が、当社が発行した翌日朝には受領可能となり、販売先様のペースで作業を行い、納品書処理業務が平準化。
2. 納品データをExcelで販売先様が見やすいように並び替えることで、納品内容の照合作業が効率化。
3. 納品書は電納言で10年間保存し、様々な検索が可能となるため、保管業務が不要となり、販売先様の業務効率化・コスト削減に貢献。

さらに新型コロナウイルス禍では事務所にいなくても当社納品データを確認することが可能である点もメリットとして加わり、2021年度時点で約680社のお取引先が利用しています。

サプライチェーンマネジメント

製造事業における取り組み

基本的な考え方

住友林業グループ製造事業では、日本国内の国産材をはじめ、北米の広葉樹、ニュージーランドやインドネシアの植林木など、調達先にサステナビリティ調達調査や現地踏査などのご協力をいただきながら責任ある調達活動を推進しています。

原材料の調達にあたり、新しい原材料であれば森林認証材や植林木の利用を促進すること、従来使用している原材料であれば調達先に住友林業グループ調達方針を理解・実践いただくことにより、合法かつ持続可能性に配慮した原材料の調達を推進しています。

持続可能な木材調達の推進

インドネシアにおける生産拠点の一つであるクタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）社では、原材料に占める植林木の割合を高めていくため、現地植林共同組合と協働して、持続可能な植林地経営のしくみづくりに取り組んでいます。

植林地風景

KTI社は、1999年よりファルカタ等の早生樹の植林に着手。地域住民に無償で苗木を配布し、住民が持つ土地に植林して育ててもらい、成木したら木材として同社が市場価格で買い取り保証をする「社会林業」のしくみにより、環境・社会・経済の両立を目指してきました。また、KTI社が支援する植林共同組合KTI（KBM-KTI）、KTI（KAM-KTI）が所有する山林においてFSC-FM認証※を取得しました。

今後KTI社は、より多くの取引先の要望に応えるため認証面積の拡大も視野に入れながら、持続可能な木材調達を行い、環境価値の高い製品の製造・販売の拡大に注力します。

※ KAM-KTI：FSC-C023796、KBM-KTI：FSC-C133562

持続可能な木材の利用

シナール・リンバ・パシフィック（SRP）社は、環境に配慮した持続可能な木材を使用しながら、良質で意匠を統一した木質内装材（床、階段、カウンター等）の製造を行い、「住友林業の家」を中心に商品を供給しています。主原材料である木材においては、持続可能な木材のみを調達し、植林木利用を促進しています。

木材保管倉庫

2021年度、使用した木材全体の約70%を北米から輸入しており、北米からの輸入材は全て、持続可能な森林経営を推進するAHEC（アメリカ広葉樹輸出協会）、QWEB（ケベック木材製品輸出振興会）の加入企業からの合法材となっています。

その他、インドネシア国内の森林公社（プルフタニ）などから植林木、SVLK（インドネシア合法証明制度）を受けた材料のみを調達しています。

今後も、責任ある木材調達に徹し、合法性・持続可能性が確認された木材を使用した付加価値の高い製品の製造・販売に努めます。

サプライチェーンマネジメント

住宅・建築事業における取り組み

基本的な考え方

住友林業グループの住宅・建築事業においては、持続可能な資材調達は経営の重要課題です。住宅建築に使用する構造材、羽柄材※については、住友林業の木材建材事業本部を通じて調達し木材の合法性、持続可能性の確認を行っています。また、2017年5月より施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」への円滑な対応を進め、住宅・建築事業本部は2018年3月に「第二種登録木材関連事業者」の登録を行いました。住設機器、断熱材、樹脂部材などの建材は、「住友林業グループグリーン調達ガイドライン」に沿って調達活動を進めています。

※ 構造材とは木造住宅の土台、柱、梁などの構造に使われる木材。羽柄材とは、木造住宅において構造材を補う材料や下地材のこと

関連情報はこちら

> 住友林業グループ調達方針

グリーン調達・サステナビリティ調達

住友林業グループは、2002年に「グリーン調達ガイドライン」を策定しました。このガイドラインは「仕入先企業の環境への取り組み姿勢（企業活動評価）」と「商品がそのライフサイクルの中で環境に与える負荷の大きさ（商品評価）」の二つの側面から商品調達の基準を定めています。

2013年及び2020年に「グリーン調達ガイドライン」を改訂し、「企業活動評価」に労働安全衛生や人権の尊重など、より広範にサステナビリティに関する取り組み状況を確認する項目を拡大しています。

関連情報はこちら

> グリーン調達ガイドライン（抜粋）

責任ある資材調達における環境配慮・合法性確認

住友林業グループの住宅・建築事業における資材は、「グリーン調達ガイドライン」に則って調達しています。

新規資材採用時や資材改定時には、資材の仕様・規格や品質基準を定めた「製品仕様書」と共に、「グリーン調達調査票」及び「廃棄方法確認書（製品、梱包）」を作成します。「グリーン調達調査票」では、新規部材採用時にVOC（揮発性有機化合物）の発生がないことや、防虫剤等の使用においては認定薬剤を使用していることを確認しています。木材を使用した資材についてはクリーンウッド法に基づいて調達した木材の合法証明書等を確認します。「廃棄方法確認書（製品、梱包）」では、端材の分類、処理法、処理施設等を確認します。

各書類は2部作成し、当社とサプライヤーそれぞれで保管するようにしています。

調達先とのコミュニケーション／取引先評価

全国各地に建築現場を持つ住宅・建築事業は、多くの取引先との協力が不可欠です。住友林業グループの品質向上や環境保護の考えを共有するためにも緊密なコミュニケーションが重要だと考えています。

住宅・建築事業本部の取引先との主なコミュニケーション活動

名称・規模	内容
「サプライヤー評価基準書」による評価とフィードバック実施率：100%（2021年度）	住宅・建築事業での資材供給先（現場備品メーカー、プレカット工場、建材納材店など、サッシセンターを除くサプライヤー）に対し、資材の種類ごとに、毎年、企業内容や品質、価格、納期、環境対応、サービス等の項目を評価し、取引内容の改善に役立てられるように評価結果をフィードバックしています。
	2021年度のフィードバックは、249件実施し、実施率は100%です。
	評価の一環として、今まで定期的にサプライヤーの工場監査を実施していますが、2021年度は前期に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大が終息せず、お取引先の工場への訪問は緊急事態宣言後に実施しました。WEBを活用したお取引先の工場スタッフ・品質管理スタッフとのコミュニケーションも合わせて行いました。
	資材の性能品質が担保されることなく損なわれた状態で建物が建築された場合、人や建物への様々な影響リスクが発生することになるため、当社では、調達する資材が当社の要求品質どおりに製造されているか等、品質管理に主眼を置いた工場監査手法を策定しています。

責任ある資材調達

住宅・建築事業本部は、従来の新規お取引先を対象とした「グリーン調達調査」に加え、2019年度より年1回、既存の建材・住宅設備のお取引先に対する「サステナビリティ調達調査」を新たに開始しました。この調査は、建材・住宅設備メーカーなどのお取引先を対象としています。2019年度は42社（前年度の年間仕入れ額の86.0%）を対象に実施しましたが、2020年度は、お取引先86社（前年度の年間仕入れ額の97.3%）に拡大しました。各お取引先の社会面・環境面などへの取り組み状況と、木材調達の持続可能性に関連する全53項目のアンケート調査を実施しています。

2021年度の調査にあたっては、前年度と同じ対象先86社(前年度の年間仕入れ額の98.5%）への調査としたため、2021年8月に任意参加によるサステナビリティ調査説明会を開催しました。当日は約40名に参加いただき、「住友林業グループ倫理規範」「住友林業グループ調達方針」などの責任ある調達に関する考え方を共有し、相互理解の促進を図りました。

回答率も昨年に続き100%となりました。お取引先の調査項目への回答を踏まえ、S、A、B、Cの4ランクで評価を行いました。昨年度より、Sランク企業は、8社が増え、全体の72%を占めています。Cランク企業は、2社が減り、取り組み状況の改善を促していくため、全ての対象となるお取引先にフィードバックを実施しました。

調査を通じ、多数のお取引先が当社の責任ある調達の考え方へのご理解をいただいていることを確認できました。一方で、期待される評価に達していないお取引先も見られ、サプライヤー評価会議における改善へ向けた議論を踏まえて、調査対象取引先にもフィードバックを行っています。今後も、改善につなげていただくために継続的なフォローアップを実施していきます。

サステナビリティ調達調査説明会風景

国内住宅部門
サプライチェーンにおける
サステナビリティ
調達調査実施率（%）

98.5%

関連情報はこちら

> （第三者保証マーク）について

2021年度サステナビリティ調達調査結果（100点満点）

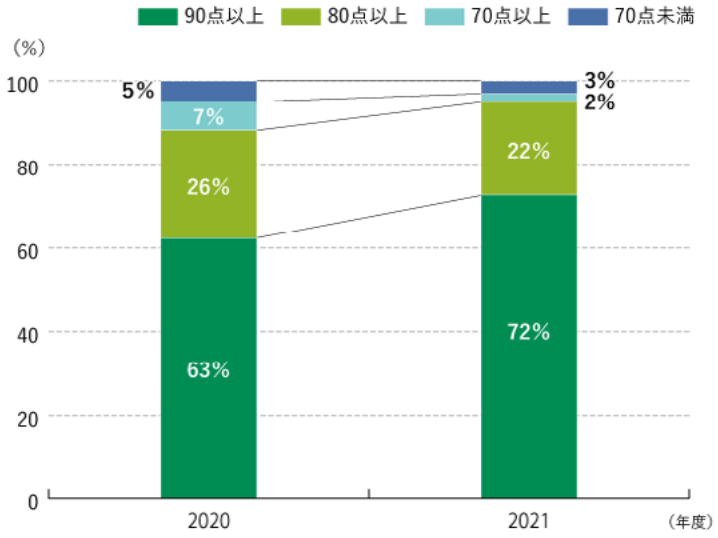

住宅・建築事業での木材及び木材製品における持続可能性への取り組み

気候変動要因として「森林減少」への懸念が高まっています。住宅・建築事業本部では、住友林業グループの調達方針の中でも特に住宅に使用する木材について、木材の合法性確認、人権、労働安全衛生の遵守、生物多様性保全、地域社会への配慮などを含む持続可能な木材調達を実践するため、2019年5月に公表した中期経営計画では、新たに主要構造材における持続可能木材使用率を100%とすることを目標に掲げました。

2021年度は住友林業の戸建住宅の主要構造材における同比率100%を達成することができました。

関連情報はこちら

› 持続可能な木材及び木材製品の考え方

主要構造材における持続可能木材利用率（%）2021年度実績	主要構造材における持続可能木材利用率（%）2021年度目標
100%	100%

社会貢献

社会貢献活動の推進

基本的な考え方

住友林業グループは、９つの重要課題の一つに「事業を営む地域の人々の暮らしの向上」を掲げており、事業のプロセスにおいても、地域貢献や地域の社会福祉などへの配慮を行っています。また、事業との関連性の高い森や木に関することを軸に、職場、次世代教育等の分野を中心にグローバルに展開しています。

森林での体験学習や途上国での寺子屋建設への協力など、小中学生への教育に力を入れている他、災害を受けた森林や各地の名木・貴重木の再生などの活動も積極的に推進しています。また、社員個人が地域社会でボランティア活動に取り組みやすい職場環境を整えています。

関連情報はこちら

> 国内における社会貢献活動事例

> 海外におけるコミュニティー開発・地域貢献活動事例

社会貢献活動に関わる寄付

寄付の分野別割合（2021年度）

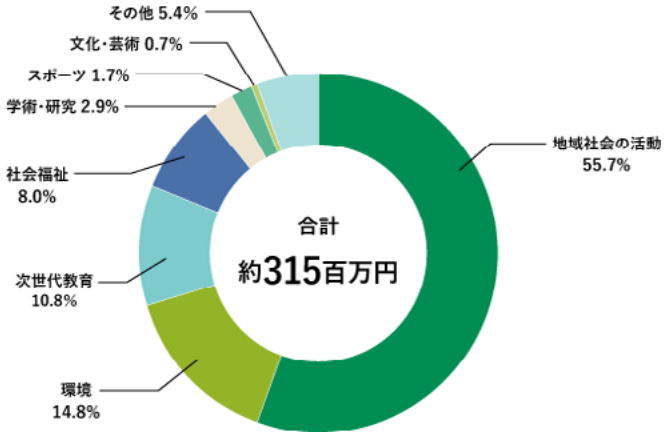

社会貢献活動費

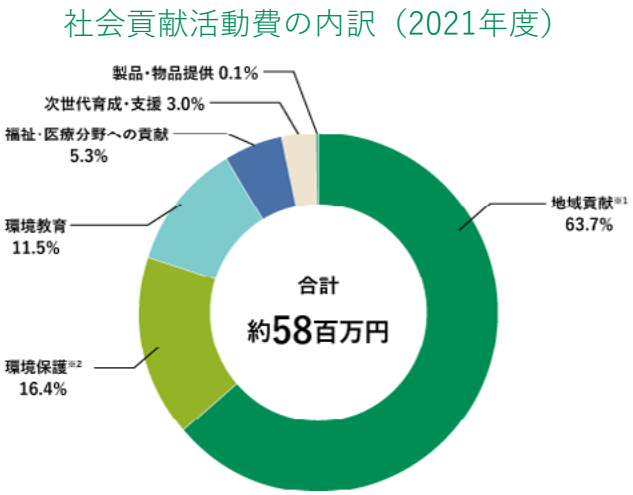

※1 富士山「まなびの森」運営費など
※2 地域清掃活動やフォレスターハウス運営費など

ボランティア休暇制度

住友林業は、社員のボランティア活動を支援するため、年間通算5日までの休暇取得を認める「ボランティア休暇制度」を2011年に整備しました。

また、東京2020大会（オリンピック・パラリンピック）開催に伴い、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が募集する大会ボランティアに参加する場合に限り、現行の「ボランティア休暇」年5日の取得に加え、10日間の休暇（無給）を取得できるようにしました。2021年度は、東京2020大会のボランティア参加における利用者を含め、6名の社員がボランティア休暇を取得しました。引き続き社員のボランティア活動の支援を行っていきます。

公共政策への提言

住友林業グループは、政府や自治体、産業界などと連携・協力し、深刻化する環境問題や社会的課題の改善・解決に向けた提言を行っています。

主な公職（2022年3月31日現在）

団体名	役職	当社での役職	氏名
内閣府 地方分権改革有識者会議	議員	代表取締役会長	市川 晃
人事院交流審査会	委員	代表取締役会長	市川 晃
第33次地方制度調査会	会長	代表取締役会長	市川 晃

団体名	役職	当社での役職	氏名
公益社団法人 経済同友会	副代表幹事・業務執行理事	代表取締役会長	市川 晃
一般社団法人 日本木造住宅産業協会	代表理事	代表取締役会長	市川 晃
一般社団法人 住宅生産団体連合会	代表理事	代表取締役会長	市川 晃
一般財団法人 住宅生産振興財団	理事	代表取締役会長	市川 晃
日中建築住宅産業協議会	理事・副会長	代表取締役会長	市川 晃
株式会社日本建築住宅センター	社外取締役	代表取締役会長	市川 晃
一般社団法人 優良ストック住宅推進協議会	副会長	代表取締役会長	市川 晃
一般社団法人 日本経済団体連合会	常任幹事	代表取締役会長	市川 晃
経団連自然保護協議会	副会長	代表取締役会長	市川 晃
東京商工会議所	常任顧問	代表取締役会長	市川 晃
東京商工会議所 日本ニュージーランド経済委員会	委員長	代表取締役会長	市川 晃
一般財団法人 日本インドネシア協会	理事	代表取締役会長	市川 晃
岐阜県立森林文化アカデミー	特別招聘教授	代表取締役会長	市川 晃
一般社団法人 日本ウッドデザイン協会	副会長	代表取締役会長	市川 晃
公益社団法人 経済同友会「持続可能な開発目標（SDGs）研究会」	副委員長	代表取締役副社長	佐藤 建
一般社団法人 医療みらい創生機構	理事	代表取締役副社長	佐藤 建
一般社団法人 日本ツーバイフォー建築協会	理事	常務執行役員	高橋 郁郎
株式会社日本建築住宅センター	経営協議員	常務執行役員	高橋 郁郎
一般社団法人 国際建築住宅産業協会	代表理事・会長	最高顧問	矢野 龍
公益財団法人 都市緑化機構	代表理事・会長	最高顧問	矢野 龍
林業復活・地域創生を推進する国民会議	副会長	最高顧問	矢野 龍
住宅・建築・都市分野国際交流協議会	理事・会長	最高顧問	矢野 龍
東京商工会議所	特別顧問	最高顧問	矢野 龍

団体名	役職	当社での役職	氏名
やまぐち産業戦略会議	産業戦略アドバイザー	最高顧問	矢野 龍
公益財団法人 関西フィルハーモニー管弦楽団	評議員	最高顧問	矢野 龍
一般社団法人 住宅生産団体連合会 環境委員会	委員長	顧問	能勢 秀樹
一般社団法人 住宅生産団体連合会 国際交流委員会	委員長	顧問	能勢 秀樹
一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構	理事	顧問	能勢 秀樹
一般社団法人 国際建築住宅産業協会	運営委員会委員長	顧問	能勢 秀樹
一般社団法人 日本木造住宅産業協会	運営委員会委員長	渉外室 部長	梅木 孝範
一般社団法人 日本ウッドデザイン協会	代表理事	渉外室 部長	関本 暁
一般財団法人 日本緑化センター	評議員	森林・緑化研究センターセンター長	中村 健太郎
公益社団法人 国土緑化推進機構	理事	山林部長	寺澤 健治
公益財団法人 森林文化協会	理事	渉外室 部長	若林 弘之
NPO法人 日本・パプアニューギニア協会	理事	資源環境事業本部長	西川 政伸

各種団体などへの費用※1 ※2

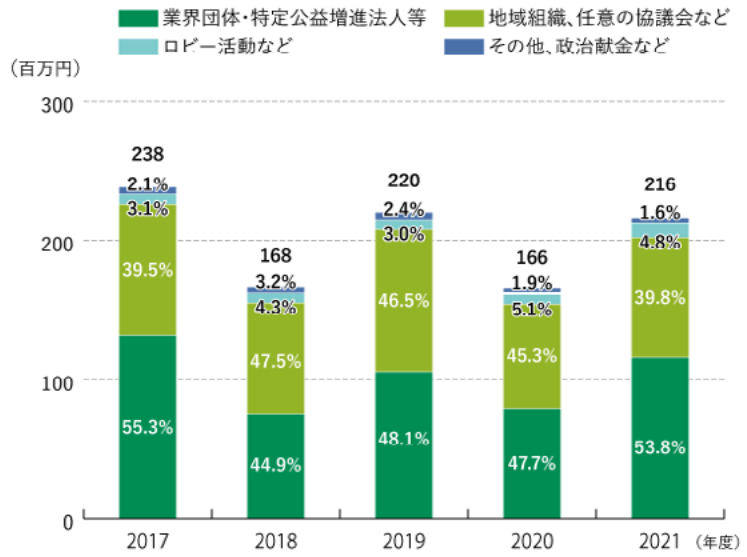

※1 2020年度の集計期間は2020年4月～12月
※2 2019年度以前の集計期間は各年4月～翌年3月

社会貢献

国内における社会貢献活動事例

富士山「まなびの森」プロジェクト

台風により甚大な風倒被害を受けた富士山2合目に広がる国有林を元の豊かな自然に戻すため、住友林業設立50周年の記念事業として、1998年に開始した富士山「まなびの森」プロジェクトを継続しています。現在は、植栽したエリアの調査区で樹木の成長状況を「見える化」しながら、「まなびの森」自然林復元を見守っています。

2021年度はボランティアの参加や環境教育の実施などにより、社内外の延べ1,449名が「まなびの森」を訪れました。

冊子『富士山「まなびの森」20年の歩み』

森林（もり）づくりボランティア活動

1998年のプロジェクト開始以来、これまでに約3万本の地域固有の樹木の苗を植樹、延べ28,000人以上のボランティアが参加して、植樹と育林活動を進めてきました。

これまでの風倒被害林の森林づくり作業は、ヘキサチューブの撤去完了をもって一段落となり、2019年度からは森林づくり活動に必要なモニタリング調査である樹木調査を開始しました。樹木調査の3年目として、樹木医などの指導・協力の下、4日間で延べ79名のボランティアが参加し、約1,800m^{2}に植樹された475本の樹木の記録がデータベース化されました。

これまでボランティアによって植樹された樹木の成長を「見える化」することにより、より森林に親しみながら学べる場所「まなびの森」へとシフトしていきます。

社員参加ボランティア

森林再生ボランティアの推移※

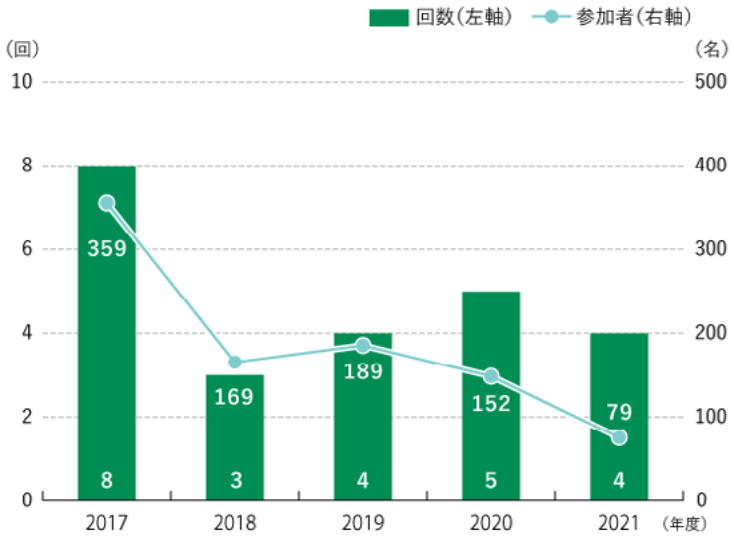

※ 2020年度以降の集計期間は各年1月から12月、2019年度以前の集計期間は各年4月から翌年3月

環境学習支援プロジェクト

2006年度からはNPO法人ホールアース研究所と連携し、地元小中学校の児童・生徒を対象とする「環境学習支援プロジェクト」を継続しています。活動内容は樹木や野生生物の足跡など生息痕跡の観察や五感を使ったゲームなどで、これらの自然を見つめ直す機会を通じて自然の大切さを知ってもらい、新しい自然との共存関係を考えてもらうことを目的としています。2021年度は14校1,101名の児童・生徒を招待しました。2021年度にはこれまで招待した児童・生徒数の累計が12,000名を超えました。

環境学習支援プロジェクト

環境教育プログラムの推移※

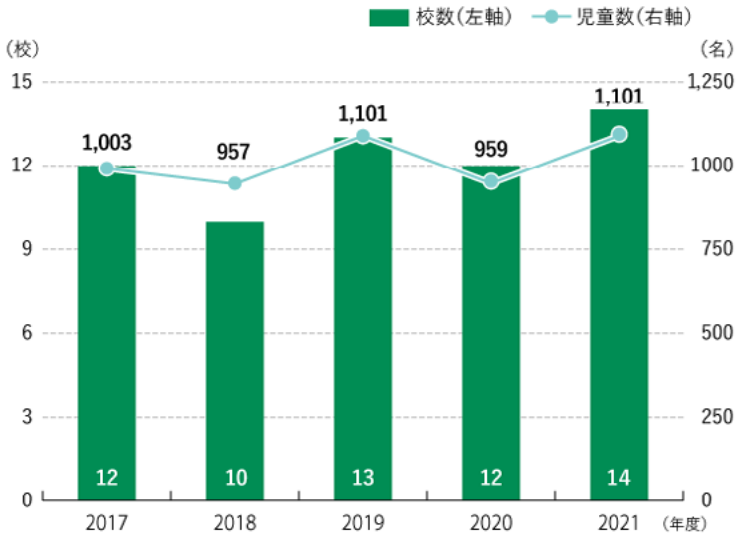

※ 2020年度以降の集計期間は各年1月から12月、2019年度以前の集計期間は各年4月から翌年3月

植生モニタリングと鳥獣・昆虫生息調査

自然林の回復状況をモニタリングするため、東京農工大学植生管理学研究室の協力の下、2000年から「植生調査」を行っています。併せて日本野鳥の会南富士支部の協力の下、「鳥獣生息調査」も同じ年に開始しました。

「植生調査」では、植樹したブナやケヤキなどとともに、台風被害後に自然に芽生えたミズキ、キハダなども順調に成長していることが確認できています。この20年で、樹木が大きくなったばかりでなく、森林の構成種全体が回復してきていることが分かりました。

また「鳥獣生息調査」では、倒木が撤去されて土の見える環境から次第に草原、森林へと姿を変えていく中で、草原性のキジやモズが減少し、森林性の鳥であるキビタキやヤマガラを観察する機会が増えました。鳥類の生態からも、森林が順調に回復していることが分かっています。

2019年度からは、常葉大学名誉教授の協力の下、「昆虫生息調査」を開始しています。

森を育てるには悠久の月日が必要で、「まなびの森」も100年の計画です。100年先の未来も継続していけるよう、森づくりや環境活動を通じて、一人でも多くの人に自然の大切さを知っていただく活動を続けていきます。

風倒跡地の植生変化

（2001年）

（2008年）

（2016年）

関連情報はこちら

> 富士山「まなびの森」

植樹活動「奥松島自然再生ボランティア」

住友林業は東日本大震災発生後の2012年に宮城県東松島市と「復興まちづくりにおける連携と協力に関する協定」を締結し、復興に向けて尽力しています。東松島市は津波で被害を受けた野蒜（のびる）海岸付近の洲崎地区で、湿地再生による観光復興を目指しています。住友林業はその活動の一環として2017年度から試験的に植樹活動を開始しました。土壌調査で酸性度が強いことが判明したため、植林に適した樹種の選定や植樹方法等を検討。加えて、（国研）森林総合研究所ら第三者の意見も参考に植樹計画を策定しました。
地域の皆さまにも協力いただきながら苗木が順調に生育していることが確認できたため、2019年度より東松島市の野蒜（のびる）海岸沿いの「奥松島絆ソーラーパーク」近くで本格的に植樹活動「奥松島自然再生ボランティア」を始めました。

植樹活動の集合写真

植樹の様子

2021年は植樹活動を2回実施し、合計213名が参加しました。地域の皆さま、東松島市立宮野森小学校児童、住友林業の協力工事店、住友林業グループ社員が協力して、マルバシャリンバイ、抵抗性アカマツ、抵抗性クロマツ、ヤマザクラ、トベラの5種類の地域性植物880本を植樹しました。本ボランティア活動では、植樹の他、2020年までに植樹したエリアの苗木が大きく育つように下草刈りを実施しました。宮野森小学校3年生への環境学習も行い、地域と共に中長期的な活動に取り組んでいます。
試験的に植樹活動を開始した際の土壌調査で酸性度が強いことが示唆されてから、中和剤としてカキ殻粉砕物を使用し、植樹を行っています。2022年3月開催、森林立地学会主催の公開シンポジウムでは、「津波防災のため整備された防潮堤のり面における自然再生の取り組み：酸性土壌への植樹活動とその後」という表題にて、カキ殻粉砕物による中和効果について筑波研究所が講演を行

いました。今後も、土壌と植栽木のモニタリング調査を継続し、強酸性土壌の影響に留意しながら植樹活動を行っていきます。

地域社会との協働

住友林業グループでは、事業を展開する周辺地域の生物多様性保全や地域社会に密着した活動を、地域の皆さまと共同で行っています。

群馬「まなびの森」での森林整備活動

住友林業と群馬県は、2012年に「県有林整備パートナー事業実施協定」を締結し、県と共同で赤城山山麓の森林整備を進めています。

群馬県は前橋市管内にある赤城の森を保有し、企業・団体と協力して、県有林の整備と保全を進めています。住友林業群馬支店は森林整備活動として、例年群馬「まなびの森」を実施しています。地元森林組合の協力の下、ヒノキの苗木の植樹や間伐などを行う活動です。2021年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により活動は中止となりましたが、これまで社員及び協力工事店とその家族、またオーナーご家族などが参加いただいています。

群馬まなびの森

「かながわプラごみゼロ宣言」に賛同

海洋プラスチックごみの問題は、海洋の生態系や人間の生活に大きな影響を与えるものとして、国際的に非常に重要な環境問題として認識されています。2019年2月神奈川県下の営業支店（住宅・建築事業本部 横浜支店・横浜北支店・神奈川西支店・湘南支店・東京南支店）が「かながわプラごみゼロ宣言※」に賛同しました。2021年は新型コロナウイルス感染症の影響で活動は中止となりましたが、その一環として、例年、横浜、湘南支店を主管とする工事店と合同で、ビーチクリーン活動を実施しています。プラスチックごみだけではなく、注射器や古タイヤなども落ちており、改めて環境に目を向ける良いきっかけとなっています。

※ SDGs未来都市である神奈川県は、由比ガ浜に打ち上げられたシロナガスクジラの赤ちゃんの胃の中からプラスチックごみが発見されたことを「クジラからのメッセージ」として受け止め、2018年9月、持続可能な社会を目指すSDGsの具体的な取り組みとして「かながわプラごみゼロ宣言」を公表。プラスチック製ストローやレジ袋の利用廃止・回収などの取り組みを市町村や企業、県民とともに広げていくことで2030年までの可能な限り早期に「プラごみゼロ」を目指す

辻堂海岸の清掃の様子（湘南支店）

かながわプラごみゼロ宣言ロゴ

かながわプラごみゼロ宣言　私たち一人ひとりの行動が、未来につながる。SDGs 未来都市 神奈川県

森林総合教育の出前プロジェクト

住友林業は2021年10月に、岐阜県立森林文化アカデミー（monoris※1）と連携して森林総合教育の出前プロジェクト「morino de van（森の出番）」を開始しました。自然観察、火起こし体験、触れる森の博物館など多岐にわたる、森を総合的にとらえたプログラム体験をヴァルトカー※2で出前する取り組みです。

monorisと自然体験プログラムを共同開発し、monorisは指導者の提供・育成やプログラム機材の手配・運用を行い、住友林業はヴァルトカーや社有林材を用いた木箱や製材後に発生する端材の寄贈を行いました。

出前授業による自然体験プログラムで全ての人と森がつながり「共生」する社会の実現を目指します。

※1 morinos：岐阜県立森林文化アカデミーの中にある森林総合教育センターの愛称。全ての人と森をつなぎ森と暮らす楽しさと森林文化の豊かさを次の世代に伝えていくことを目的としている
※2 ヴァルトカー：「森の車」の意味。ヴァルト（WALD）はドイツ語で森を意味する

ヴァルトカー

木箱

名木・貴重木を後世に受け継ぐ技術の開発

住友林業は、各地の名木・貴重木を後世に受け継ぐため、所有者からのご依頼により、従来の技術である接ぎ木や挿し木に加え、最新の技術であるバイオテクノロジーを活用することで、名木・貴重木の花や葉といった性質をそのまま受け継いだ苗木を増殖し、名木・貴重木を後世に受け継ぐことに力を注いでいます。また、樹木のDNAデータベースを構築し、高度な個体識別も進めています。

組織培養増殖に成功した盆梅（ぼんばい）の培養物・苗を展示

「長浜盆梅展」で、組織培養で増殖した梅のフラスコ苗と培養苗を展示しました。展示したのは、樹齢350~400年の貴重な盆梅※である「不老」と「芙蓉峰（ふようほう）」と、北野天満宮のご神木の飛梅「紅和魂梅」から組織培養で増殖したフラスコ苗と培養苗です。「不老」・「芙蓉峰」の苗の展示は2021年に続き2度目、「紅和魂梅」の苗は初めてのお披露目となります。

培養物と苗は、温度管理された無菌室で育成されており、通常公開されることはありません。今回は、温度管理に細心の注意を払う仕組みを作り、特別に展示を実現しました。時代を超えて引き継がれる盆梅と最先端技術であるバイオテクノロジーをたくさんの方にご覧いただきました。

※盆栽の梅

■長浜盆梅展

滋賀県長浜市の慶雲館で1952年から始まった歴史・規模ともに日本一の盆梅展。約300鉢の中から開花時期に合わせて入れ替えし、常に見頃の盆梅を約90鉢展示しています。2022年1月9日から3月10日の日程で開催しました。

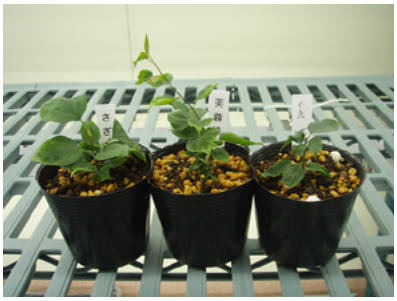

盆梅の苗

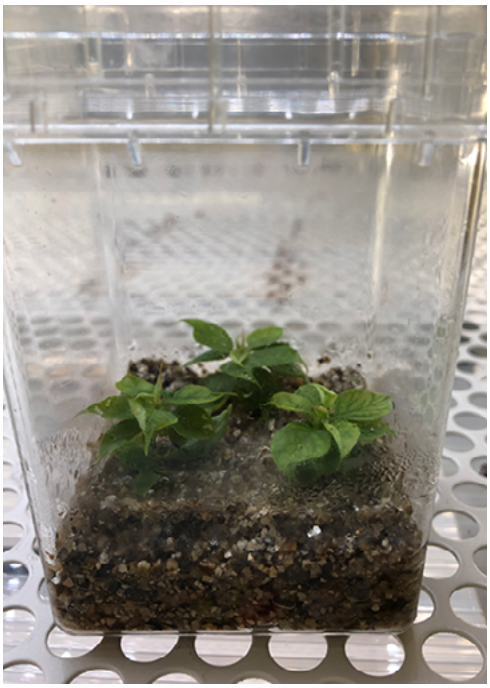

盆梅の培養物

奥村土牛《醍醐》ゆかりの桜を山種美術館に記念植樹

住友林業は2021年10月に、組織培養により苗木増殖した醍醐寺「太閤しだれ桜」を山種美術館に寄贈しました。豊臣秀吉が「醍醐の花見」をしたことで知られる京都・総本山醍醐寺の「太閤しだれ桜」は、樹齢約170年といわれる名木で、山種美術館と縁の深い日本画家・奥村土牛が代表作《醍醐》に描いたことから、「土牛の桜」ともよばれています。

山種美術館の「【開館55周年記念特別展】　奥村土牛　―山﨑種二が愛した日本画の巨匠　第2弾―」開催に合わせて、2021年11月15日に植樹式を行いました。

次世代育成教育

文部科学省指定校 愛媛県立松山東高等学校への企業研究セミナー実施

2014年から文部科学省が実施する高等学校等のリーダー育成に資する教育課程等の改善、研究開発事業（質の高いカリキュラムの開発・実践、体制整備により、将来のリーダーとなる人材を育成）の一環として、愛媛県立松山東高等学校の生徒が住友林業グループ発祥の地である愛媛県新居浜市を訪問し、毎年セミナーを受講しています。なお、2021年度も新型コロナウイルス感染症の影響のため、2020年度に引き続き中止となりました。

2014年度～2018年度	スーパーグローバルハイスクール事業
2019年度～	地域との協働による高等学校教育改革推進事業

セミナーでは、新居浜事業所での住友林業グループの事業紹介及び海外駐在経験者の体験談などの座学と旧別子のフォレスターハウスでのフィールドワークの2部構成で行い、住友林業の330余年に及ぶ歴史と受け継がれる企業精神が、現在の海外での事業展開に寄与していることを学んでもらっています。

また、2014年度と2015年度はジャカルタ事務所に生徒が訪問し、インドネシアでの住友林業の事業展開を見聞しています。

一連の活動を通して住友林業は、文部科学省「高等学校等のリーダー育成に資する教育課程等の改善、研究開発事業」に賛同・協力しています。

他企業の社会貢献活動支援

「BAUM　オークの森」での植樹活動をサポート

住友林業は、株式会社資生堂のブランド「BAUM（バウム）」が岩手県盛岡市の「BAUM　オークの森」で実施した植樹活動をサポートしました。初年度となる2021年は、住友林業が調達した約600本のオーク（ナラ）の苗木が植樹されました。

植樹の様子

「樹木との共生」をテーマに掲げる資生堂のブランド「BAUM（バウム）」は、「樹木の恵みを受け取るだけではなく、自然に還していく」というブランドの思想を持っています。パッケージの木製パーツに使用するオーク（ナラ）の苗木をBAUM店舗内で育成し、育てた苗木を植樹し森林資源の循環を実現します。住友林業はBAUMが誕生した2020年6月より店舗内で育てる苗木の提供・メンテナンスや店舗内で育った苗木の植樹に向けたさらなる育成など、同ブランドの活動をサポートしています。

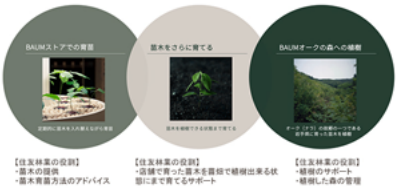

社会貢献

海外におけるコミュニティー開発・地域貢献活動事例

事業を展開する地域社会への貢献

住友林業グループでは、事業を通じて地域の持続可能な発展に貢献することを目指し、海外での事業の開始や拡大の際には、「環境に配慮する」ことと同時に、「地域経済の活性化や雇用の促進を図り、地域社会と共生する」ことを方針に掲げています。

インドネシアでの活動

「KTI教育財団」を通じた子どもたちへの支援

インドネシアのクタイ・ティンバー・インドネシア社（KTI）では、2000年、創立30周年事業として教育を通じたインドネシア国民の生活向上、社会活動の実施を目的に「KTI教育財団」を設立しました。主に工場が所在する東ジャワ州プロボリンゴ市周辺の貧困家庭の子どもたちへの教育支援、公立学校への教育器具の提供などをしています。2021年度は、地元地域の学校に対して、学習机・椅子・黒板等の提供、貧困家庭の子どもへの学習用具や教科書の提供など、IDR123,338,200（約94万円）を支出しました。

孤児院の学童へ制服を提供

「プロジェクトEARTH」の取り組みを通したコミュニティー開発

住友林業は、「住友林業の家」の主要構造材に使用する木の伐採から搬出・製材・運搬・施工において排出される二酸化炭素（約6万トン）をインドネシアに植林することでオフセットする「プロジェクトEARTH」に2009年より取り組んできました。このプロジェクトは、国立公園内の荒廃地の生態系回復を目的とした「環境植林」と、持続的な森づくりと地域貢献を一体として行う「住民協働型産業植林」の二つを組み合わせています。

過酷な自然環境と森林火災との闘い「環境植林」

インドネシアの東ジャワ州に位置するブロモ・トゥンガル・スメル国立公園において、2009年度から2016年度にかけて、植林面積は約700ヘクタール、植栽本数は補植を含めて約110万本に及ぶ植林を行いました。2010年には同国立公園内のブロモ山が噴火し、火山灰や火山性ガスで植林木が被害を受けました。2014年11月、厳しい乾期の終わりに大きな森林火災が発生し、2013年までに植栽した約400ヘクタールのうち、ほとんどのエリアが焼失しました。再度の植林、幅6m、総延長20kmに

及ぶ防火帯の設置、防火用水・消火設備の整備、乾期の24時間パトロールを実施しましたが、2019年10月にも国立公園内各所で多くの森林火災が発生し、植林エリアのうち約470ヘクタールが再び火災被害を受けました。

植林を完了した2017年度以降も植林地の管理を継続し、国立公園とのプロジェクト実施に関する合意の満了により、2020年3月に環境植林サイトを国立公園に移管しました。現在は、国立公園が植林地の維持管理を行い、生態系の回復が図られています。

2021年12月には、東ジャワ州ルマジャン県のスメル山で噴火が発生しました。火口部から10㎞圏内に位置する植林地（面積約20ヘクタール）で、降灰被害を受けましたが、植生回復には、大きな影響はありません。

木を植えたいという地元の人たちに寄り添う「住民協働型産業植林」

インドネシアの東ジャワ州スメル山麓にあるルマジャン県を皮切りに、2010年から2017年度にかけて住民協働型の産業植林を延べ面積約3,800ヘクタール実施しました。植林した木は成長すると伐採して販売し、地域経済を潤します。住友林業グループのクタイ・ティンバー・インドネシア社（KTI）が現地活動を担当し、将来の丸太の買い取りを約束して、住民が安心して植林できる環境を整えました。また、植林活動だけでなく、植林の際に必要となる道路など地域の生活インフラの整備に加えて、地元小学校や幼稚園への学習用具の寄付、村落内に共同トイレの設置などを行いました。

2017年度の植林完了後、育林・再植林活動がKTI社と参画住民に移管され、現在は参画する住民自身が育林や伐採・KTI社による無償の苗木の提供を受けて再植林を行っています。2018年度は92万本、2019年度は68万本、2020年度は57万本、2021年度は54万本の苗木がKTI社から地域住民に提供されました。

プロジェクトの対象期間に引き渡した住宅は66,891棟で、CO_2固定の目標は約40万トンです。植林してから10年たった時点のCO_2推定固定量の累計は43万トン※で、1棟あたり6トンの二酸化炭素固定の目標を達成する見込みです。

住友林業は、インドネシアのKTI社と共に、木を植えたいという地元の人たちのサポートに努めていきます。

※ 火災等の災害リスクが高いことが判明した環境植林のCO_2固定量は含めない

住民協働型産業植林の植林面積とCO$_2$固定推定量

年度	対象棟数	目標CO$_2$固定量	植林面積（ha）	CO$_2$固定推定量
2009	3,014	18,084	0	0
2010	8,435	50,610	740	68,734
2011	9,253	55,518	588	63,115
2012	9,407	56,442	702	58,419
2013	9,781	58,686	505	62,854
2014	9,350	56,100	482	61,645
2015	8,759	52,554	408	62,161
2016	8,892	53,352	406	55,273
合計	66,891	401,346	3,831	432,202

※ CO$_2$固定推定量は植林してから10年時点の植林木の推定材積量から所定の方法で計算をした推定値

関連情報はこちら

› 社会貢献型植林活動

› ニュースリリース「KTI社の植林共同組合がFSC森林認証を新たに取得」

防火用水の維持管理

防火対策チーム

伐採・搬出される植林木

社会林業による地域貢献

合板や木材加工品の製造・販売を行うクタイ・ティンバー・インドネシア社（KTI）では、地域住民に無償で苗木を配布し、住民が持つ土地に植林して育ててもらい、成木した後、木材として同社が市場価格で買い取り保証をする「社会林業」により、地域経済及び地域の緑化に貢献しています。

関連情報はこちら

› 持続可能な木材調達の推進

寄付された苗木

苗木無償配布と丸太買い取り保証

海外植林における地域伝統文化の尊重

インドネシアの植林事業では、地域住民が行う伝統行事に対して資金的支援を行うなど、地域社会の伝統文化を尊重する取り組みを行い、地域の伝統文化への理解を深めています。

持続的な泥炭地利用のための技術開発

インドネシア・西カリマンタン州における大規模植林事業を通じ、地域と共同した森林技術開発に努めています。

関連情報はこちら

インドネシア西カリマンタン州における植林事業（産業植林）

インフラ整備と事業地近隣での基礎教育支援、医療支援

インドネシアで大規模な植林事業を展開するマヤンカラ・タナマン・インダストリ（MTI）社では、地域社会の持続的な発展を重要な経営課題と位置付け、教育、医療・衛生、インフラ整備、農業を通した生計向上などの分野において、地域住民のニーズに応じた活動を実施しています。

本植林事業は、産業の少ない地域社会にとっては貴重な雇用の場となります。特に苗木生産においては、地元で雇用の機会が少ない女性にも活躍の場を創出しています。

これまでに、事業地内の集落に浄水装置を設置し、住民のための安全な生活用水が供給できるようになりました。また、施設や先生が不足している地元小学校の増築や教師派遣を通した基礎教育支援、さらにクリニックを運営し周辺住民を無料診療するなどの医療支援にも取り組んでいます。

2018年度には、事業を通して開発してきた水位管理技術の、周辺集落における洪水対策への応用を開始しました。メンテナンスが容易で、効果的に水位調整できるインフラを周辺村落に提供しています。

2020年度には、新型コロナウイルス感染症の影響によりインドネシア全土でマスクの入手困難が続く3月末より、社員の健康・安全を守るためにマスク製作・配布チームを立ち上げ、洗濯して再利用可能な布製マスクを社員自らの手で製作しました。製作したマスクは社員への配布の他、地元の病院や周辺住民への寄贈も行われました。

MTIのクリニックにおける地域住民の年間延べ利用人数※

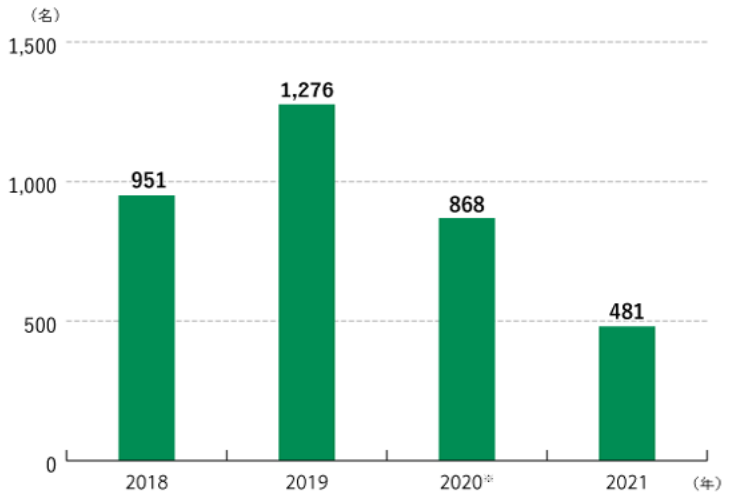

※ 2020年度以降の集計期間は各年1月から12月、2019年度以前の集計期間は各年4月から翌年3月

パプアニューギニアでの活動

社会インフラ整備

パプアニューギニアのオープン・ベイ・ティンバー社（OBT）は、1984年より植林事業を展開し、地域の経済発展に大きく貢献してきました。2007年4月に住友林業のグループ会社となり、植林木資源の健全な拡充と有効活用を進めています。

パプアニューギニアは政府による社会インフラ整備が十分ではないため、OBT社独自で社員や地域住民が利用できる診療所やスーパーマーケットを運営しています。近隣の村々では、OBT社の看護師による巡回を定期的に実施し、乳児健診や病人へのアドバイス、啓発活動を実施しました。また、大型病院への患者移送も実施しています。

オープンベイ診療所には昼夜を通してOBT社で雇用しているヘルスワーカーが常勤しており、一般的な医療処置・分娩や薬剤の支給、及び入院患者の受け入れや重症患者の大型病院への陸海上移送まで行っています。

患者には社員とその家族だけでなく、遠方から治療を受けに来る人も多く含まれています。

また新型コロナウイルス感染症への対応として、手洗い場の設置や住民への公衆衛生に関する研修機会の提供など、様々な取り組みを実施しました。パプアニューギニアではこれまで一般的とは言い難かった「手洗い」「うがい」の徹底と、室内での「マスク着用」が習慣化されるなど取り組みの成果が見られます。OBT社の手配によって実現した集団新型コロナワクチン接種の際には、州の保険局職員による新型コロナウイルスとワクチンの説明を実施し、説明に納得した方に対して接種を行いま

した。保健局からOBT社が官民一体となっての新型コロナウイルス感染症対策を強力にサポートしていることに対して感謝されています。

OBT社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるロックダウン下で滞りがちな、政府から支給される医薬品・衛生用品類をオープンベイの診療所及び周辺地域の診療所へ輸送する支援の他、教科書、教材を地元の小学校に配布する支援なども実施しています。

オープンベイ診療所全景

保険局によるワクチン接種説明の様子

赤十字の新型コロナウイルス感染症研修の模様

事務所前に設置した手洗い場の様子

米国での活動

住宅事業を通じた社会貢献活動

2015年より、年に一度社員がボランティア活動に参加する「メインビュー・デイ」を設けて、継続的な慈善活動を行うとともに、社会に還元することを重視する同社の理念を見つめ直す機会としています。

2019年のメインビュー・デイでは、ワシントン州でホームレスの人びとなどに住宅支援を行うNPO「Low Income Housing Institute（LIHI）」が主催する小規模住宅群建設のボランティア活動に参加しました。ワシントン州内には約40,000人のホームレスが生活し、そのうち7,000人以上が子どもと暮らしていると言われています。そのような環境下にある家族に向け、電気・暖房設備が整った小規模の住宅を建設。メインビュー社従業員も困難に直面している人びとのために少しでも快適な住まいを提供したいという想いで、住宅内外のペイントや玄関ポーチの製作、外構清掃などを行いました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、2年ぶりに開催された2021年メインビュー・デイでは、メインビュー社が自社造成を計画しているキング郡カーネーション市にある高齢者向けコミュニティセンターでのボランティア活動に参加しました。住友林業グループ会社のキャニオン・クリーク社から提供されたキャビネット一式の設置・施設内の清掃、植栽、老朽家屋の解体作業等を行いました。

建設作業に参加するメインビュー社の社員

施設の修繕・清掃をするメインビュー社員

完成したキャニオン・クリーク社のキャビネット

外構清掃・植栽後の施設風景

クレセント社は、世界70ヵ国以上で住宅支援を行う国際的なNPOである「Habitat for Humanity」が主催する様々なプログラムに参加しています。

2021年はクレセント社の社員48名が、米国ノースカロライナ州シャーロットにおいて既存住宅を対象に修繕工事を行うプログラム（Critical Home Repair）に参加し、対象となる4住宅の塗装工事を実施しました。当プログラムは、築年数の古さから

老朽化が進み、強度補強や安全性の確保が必要な住宅を対象に、修繕費用の拠出が困難な住民を支援する取り組みです。

住友林業グループではこの他にもDRB社、エッジ社、マークIII社がHabitat for Humanityへの寄付を行い、住宅支援活動に協力しました。

塗装工事を実施するクレセント社の社員

環境保護活動への参加

クレセント社は2021年、米国ノースカロライナ州シャーロット周辺の土地・環境の保全を目的とするCatawba Lands Conservancyと共同で、Catawba川周辺の侵入生物種の駆除とごみ拾い活動を実施しました。当日は、クレセント社の社員45名が参加し、在来植物や環境生態の保護に取り組みました。クレセント社は今後も環境促進活動を積極的に実施していく予定です。

活動に参加したクレセント社の社員

活動の様子

社会福祉活動への参加

クレセント社は、社会福祉活動にも精力的に取り組んでいます。

2021年には、クレセント社の社員20名が、主に寄付された食料を必要とされる場所に配送するボランティア活動を行うSecond Harvest Food Bank of Metrolinaを訪問し、700食分の栄養キットの箱詰め作業を行いました。

また、クレセント社の社員25名が、米国ノースカロライナ州シャーロットに位置するBerryHill公立学校を訪問し、本の読み聞かせや花壇の清掃、土の入替などのボランティア活動を実施しました。

Second Harvest Food Bank of Metrolinaで実施した箱詰め作業の様子

BerryHill公立学校で実施したボランティア活動の様子

製造時に発生する端材を提供し、木製玩具などを寄付

米国でキャビネット製造と販売を行うキャニオン・クリーク社（CCC）では、玩具寄付を行う地元慈善団体に製品製造の際に発生する木材の端材を提供し、木製玩具やパズルを児童保護施設や児童病院に寄贈するなどし、地域へ貢献しています。2020年度に続いて、2021年度についても新型コロナウイルス感染症の影響により活動できませんでしたが、継続して取り組んでいきます。

寄付された電車などの木製玩具

玩具を製作する慈善団体の方々

豪州での活動

戸建住宅の建築・販売を行っているヘンリー社は、2021年、宅地開発業者や部材業者などの協力を得て建設した分譲住宅1棟を販売し、その収益を寄付しました。この活動には土地の提供から設計、積算、部材製造・調達、工事管理、建築などに、取引先からも多くの方々が参加し、メルボルン北部のウォラートに2階建て住宅を建設。チャリティーオークションで落札さ

れ、ヘンリー社はその全額を小児病院に寄付しました。1993年の開始以来、オークションによる寄付総額は17.16百万豪ドル（1,424.3百万円）にのぼり、病に苦しむ子どもたちの医療費などに使用されています。

チャリティーオークションで販売された住宅の内装

ニュージーランドでの活動

地域の災害防止、レスキュー活動へ貢献

TPF社は、ニュージーランドの消防組織であるFire and Emergency New Zealand（FENZ）や近隣林業会社などと連携し、地域の一体的な防火／消化活動に貢献しています。具体的には消防車等の消化設備を拠出しFENZ主体の地域消防団に運用してもらうことで、地域の山火事の防止／消火活動に役立てています。
また、FENZ主催の防災訓練への参加をはじめ、初級山林火災消化研修を受講するなど、TPF社社員と伐採請負会社の防災意識、能力向上に向けた取り組みを進めています。

また、TPF社は2017年以来毎年Nelson Marlborough Rescue Helicopter Trustにスポンサーとして活動資金を拠出しています。同団体は、地域内で発生した自然災害やレジャー中の事故等に対し、年間約500回、緊急ヘリを出動させています。同団体のヘリコプターにはTPFのロゴが掲載されています。

TPF社が拠出した消防車両

Nelson Marlborough Rescue Helicopter Trustのヘリコプターと操縦士、救急救命士

Teapot Valleyエリアの天然林再生プロジェクトが開始

2021年より、2019年2月に発生したTPF社山林内Pigeon Valley火災で被災した天然林の再生プロジェクトを開始しました。Teapot Valleyは同火災で最も被害を受けたエリアの一つであり、同エリアには希少な樹木や湿地が広がっていました。このプロジェクトはニュージーランド政府の10億本植林プロジェクトの一環として約4年にわたり政府主導で実施されます。TPF社は資金面、オペレーション面で参画しています。2021年は植林の前作業として枯れ木の除去作業等を行いました。

ミャンマーでの活動

寺子屋校舎建築支援

住友林業は、ミャンマーで寺子屋を建築する「ミャンマー寺子屋応援チーム」の発起人と事務局を務めています。2014年に開始したこの活動は、趣旨に賛同いただいた企業や個人の寄付により毎年1校建築することを目標としており、これまでに6校の寺子屋が完成しました。完成後は、賛同企業からの参加者と共に、現地にて開校セレモニーを毎年実施しており、子どもたちとの交流の機会を持っています。

2021年度は新型コロナウイルス感染症などの影響を受け、建築が延期となりましたが、今後も「ミャンマー寺子屋応援チーム」として継続して支援していきます。

関連情報はこちら

› ミャンマー寺子屋応援チーム 動画

建替前の寺子屋の様子

建て替えた寺子屋とセレモニー参加者

「ミャンマー寺子屋応援チーム」による寺子屋建築の実績

寺子屋名	完成時期	建築地域	児童数	賛同者
ウィチュエー トゥピィ寺子屋小・中学校	2014年10月	ヤンゴン市ミンガラドーン区	約260名	18社4個人
ピィンニャー ティンギー尼寺子屋小学校	2015年11月	ヤンゴン市ミンガラドーン区	約130名	18社4個人
ミィッター・ヤウンチー尼寺子屋小学校	2016年11月	ヤンゴン市南ダゴン区	約140名	19社5個人
シュエピィ・パレーミィン寺子屋小・中学校	2018年3月	マンダレー市アウンミェターザン区	約520名	20社6個人
アウン・ミンガラー寺子屋小・中学校	2019年1月	マンダレー市ピィジータクン区	305名	19社6個人
カウンミャッ・ヤダナー寺子屋小・中学校	2020年1月	マンダレー市ピィジータクン区	338名	15社

社会性関連データ

社会性関連データ

従業員関連基礎情報

従業員数

（単位：名）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
単体	4,824	4,914	5,073	5,091
連結	19,159	19,332	20,562	21,254

従業員数の内訳（単体）

（単位：名）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
マネジメント階層	2,164	2,193	2,323	2,407
スタッフ階層	2,458	2,480	2,511	2,438
有期雇用社員	119	152	151	153
受入出向	83	89	88	93
合計	4,824	4,914	5,073	5,091

従業員数の内訳（国内子会社）

（単位：名）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
マネジメント階層	1,460	1,725	1,675	1,982
スタッフ階層	4,440	4,400	5,660	5,616
有期雇用社員	818	788	1,041	520
受入出向	218	196	191	219
合計	6,936	7,109	8,567	8,337

従業員数の内訳（年齢別・単体）

（単位：名）	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
30歳未満	860	887	985	917
30～50歳	2,875	2,599	2,534	2,461
50歳超	1,089	1,428	1,554	1,713

新卒採用者数※（単体）

（単位：名）		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
住宅営業職	男性	90	59	86	18
	女性	17	15	20	3
建築技術職	男性	40	28	29	27
	女性	12	9	12	15
業務職	男性	28	35	28	33
	女性	11	7	14	9
一般職	男性	0	0	0	0
	女性	12	14	16	1
合計	男性	158	122	143	76
	女性	52	45	62	28
合計		210	167	205	104

※ 各年度4月1日時点での新卒採用者数より算出

雇用

平均年間給与（単体）

2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
8,593,312円	8,587,314円	8,699,028円	8,723,534円

男女別平均年間給与（単体）

2021年度	マネジメント階層（基本給）	マネジメント階層（基本給＋賞与等）	スタッフ階層
男性	6,867,216円	10,523,172円	3,678,672円
女性	6,194,484円	9,261,096円	3,292,452円

年間給与の中央値（単体）

2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
8,575,196円	8,575,196円	8,702,767円	8,730,623円

平均勤続年数※（単体）

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
男性	15年11ヵ月	16年3ヵ月	16年4ヵ月	17年
女性	11年4ヵ月	11年6ヵ月	11年4ヵ月	11年8カ月

※ 年度末で算出（2019年度以前は各年度の3月31日時点。2020年度以降は決算期の変更により12月31日時点）

離職率※1（単体）

	2018 年度	2019 年度	2020 年度※3	2021 年度
自己都合離職率（%）	2.3	2.3	1.6	2.4
離職率※2（%）	2.7	2.5	1.8	2.7

※1 各年度の退職者数を期初の人員数で除して算出、人員数には役員・受入出向・交流派遣を含まず、関係会社への出向者を含む
※2 自己都合退職を含む、定年退職と期間満了は含まない
※3 2020年度の集計対象期間は2020年4月～12月（決算期変更に伴い9ヵ月）

関連情報はこちら

〉（第三者保証マーク）について

離職率※1（国内子会社）

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
自己都合離職率（%）	-	-	3.0	6.3
離職率※2（%）	-	-	4.3	6.4

※1 各年度の退職者数を当該年度の4月1日時点の人員数で除して算出
※2 自己都合退職を含む

離職率※1（海外子会社）

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
自己都合離職率（%）	-	-	9.1	13.2
離職率※2（%）	-	-	13.2	16.9

※1 各年度の退職者数を期初の人員数で除して算出
※2 自己都合退職を含む

ダイバーシティ

女性採用・雇用の状況（単体）

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
女性従業員比率※1（%）	21.0	21.6	22.0	22.6
女性管理職比率※1（%）	3.7	4.2	4.8	5.6
女性新卒採用比率※2（%）	24.8	26.9	30.2	26.9

※1 2019年度以前は各年度の3月31日在籍人員により算出。2020年度以降は決算期の変更により12月31日在籍人員により算出
※2 女性新卒採用比率は各年度4月1日入社人数により算出

関連情報はこちら

〉（第三者保証マーク）について

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
女性上級管理職比率	2.1	2.7	2.7	2.7
女性一般管理職比率	3.2	5.1	6.3	7.1
事業部門の女性管理職比率※1 ※2（%）	-	-	3.2	3.9
研究開発・技術職に占める女性比率※1（%）	-	-	9.5	11.7

※1 2019年度以前は各年度の3月31日在籍人員により算出。2020年度以降は決算期の変更により12月31日在籍人員により算出
※2 比率には人事やIT、法務等のサポート機能を担う部門は含まない

女性採用・雇用の状況（国内子会社）

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
女性従業員比率※1（%）	32.0	32.7	32.4	34.4
女性管理職比率※1（%）	6.0	6.1	7.1	8.4
女性新卒採用比率※2（%）	43.5	45.7	43.4	35.1

※1 女性従業員比率と女性管理職比率は、各年度の3月31日在籍人員により算出
※2 女性新卒採用比率は各年度4月1日入社人数により算出

女性雇用の状況（海外子会社）

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
女性従業員比率※1（%）	32.0	30.2	30.8	30.0
女性管理職比率※1（%）	16.0	17.1	19.5	20.9
女性採用比率※2（%）	-	-	38.7	32.8

※1 女性従業員比率と女性管理職比率は、各年度の12月31日在籍人員により算出
※2 女性採用比率は各年度1～12月の入社人数により算出

障がい者雇用の状況※（単体）

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
障がい者雇用率（%）	2.32	2.40	2.25	2.38

※ 2019年度以前は各年度の3月31日時点、2020年度以降は決算期の変更により12月31日時点で算出

障がい者雇用の状況※（国内子会社）

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
障がい者雇用率（%）	1.45	1.75	1.76	1.77	1.85	2.04

※ 各年度6月時点

海外における現地採用率※

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
海外における現地採用率（%）	99.1	99.1	99.3	99.2

※ 連結子会社が現地で採用し、期末に在籍している従業員を各年度の期末の総従業員数で除して算出

研修と教育

研修受講時間・研修関連費用（単体）

	2018 年度	2019 年度	2020 年度※1	2021 年度
従業員1人あたりの研修受講時間（時間）	13.6	18	10.5 （13.0）※2	13.0
従業員1人あたりの研修関連費用支出（円）	97,000	102,000	59,000 （77,000）※2	77,473

※1 2020年度の集計対象期間は2020年4月～12月（決算期変更に伴い9ヵ月）
※2 ( )内は2020年1月～12月の参考集計値

ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランス関連制度の利用状況（単体）

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
育児休業取得者数（名）	男性	38	43	51 （58）※6	62
	女性	43	42	27 （40）※6	37
育児休業取得率※1（%）	男性	24.1	31.3	46.8 （40.3）※6	50.4
	女性	97.7	100	84.4 （95.0）※6	108.8
育児休業取得者の復職率※2（%）		96.2	98.7	96.1 （95.9）※6	99.1
短時間勤務制度利用者数※3（名）		61	58	74	83
在宅勤務制度利用者数※4（名）		49	63	-※5	-※5

※1 育児休業取得率=当該年度に育児休業を開始した人数／当該年度に子どもが生まれた人数
※2 育児休業取得者の復職率=当該年度の復職者／当該年度の復職者+育児休業から復職せず退職した人数
※3 育児・介護事由により利用可、短時間勤務制度利用者数と週休3日制度利用者数を加算
※4 育児・介護事由に限定せず利用可
※5 在宅勤務制度利用者数は、新型コロナウイルス禍において全社員在宅勤務環境を整え、実施したため記載無
※6 ( )内は2020年1月～12月の参考集計値

ワーク・ライフ・バランス関連制度の利用状況（国内子会社）

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
育児休業取得者数（名）	男性	6	8	16	28
	女性	73	83	72	95
育児休業取得率※（%）	男性	4.3	6.2	13.2	28.0
	女性	104.3	115.3	122.0	118.8

※ 育児休業取得率=当該年度に育児休業を開始した人数／当該年度に子どもが生まれた人数

有給休暇取得率（単体）

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
有給休暇取得日数（日）	10.1	11.5	11.6	12.3
有給休暇取得率※（%）	53.2	60.2	60.7	64.1

※ 有給休暇の付与が毎年1月のため、表内の数字は歴年の実績。有給休暇取得日数を有給休暇付与日数で除して算出

関連情報はこちら

> （第三者保証マーク）について

有給休暇取得率（国内子会社）

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
有給休暇取得日数（日）	8.7	10.6	10.3	11.2
有給休暇取得率※（%）	50.5	63.0	58.1	59.6

※ 有給休暇の付与が毎年1月のため、表内の数字は歴年の実績。有給休暇取得日数を有給休暇付与日数で除して算出

労働安全衛生

労働災害の発生状況（単体）※1 ※2

	2018 年度	2019 年度	2020 年度※5	2021 年度
労働災害件数（件）※3	2	1	1	2
休業災害度数率※4	0.2	0.2	0.29	0.19
職業性疾病度数率	0	0	0.29	0

※1 2020年度以降の集計期間は各年1月～12月、2019年度以前の集計期間は各年4月から翌年3月
※2 死亡にいたる労働災害は2020年度に1件
※3 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示（休業補償給付申請中の件数を含む）
※4 休業災害度数=休業1日以上の労働災害による死傷者数÷延実労働時間数x1,000,000
※5 労災認定により、2020年度の値を遡及修正しています

関連情報はこちら

> （第三者保証マーク）について

労使関係

労働組合の組織率（単体）※

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
労働組合の組織率（%）	100	100	100	100

※ 2022年度1月1日現在、対象社員3,889名。対象者の範囲は労働協約で定められている

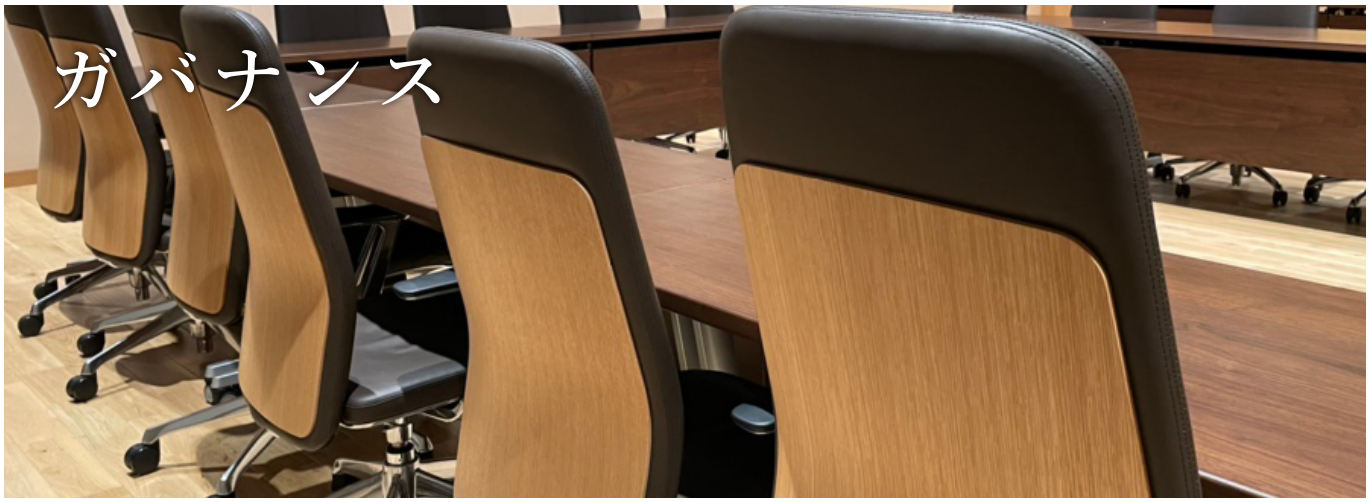

ガバナンス

426 コーポレートガバナンス

440 リスクマネジメント

449 コンプライアンス

454 税務

456 事業継続マネジメント

459 情報セキュリティ/DX

462 知的財産管理

463 責任ある広告・宣伝

465 株主還元とIR活動

ガバナンス

コーポレートガバナンス

基本的な考え方

住友林業は、「住友林業グループは、公正、信用を重視し社会を利するという『住友の事業精神』に基づき、人と地球環境にやさしい『木』を活かし、人びとの生活に関するあらゆるサービスを通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献します。」という経営理念の下、経営の透明性確保、業務の適正性・適法性の確保、迅速な意思決定・業務執行などに努めています。

また、これらの取り組みを通じて、コーポレートガバナンスのさらなる充実及び強化を図ることで、継続的に企業価値を拡大し、住友林業グループを取り巻く多様なステークホルダーの期待に応える経営を行っていきます。

関連情報はこちら

> 統合報告書

コーポレートガバナンスと内部統制

住友林業は、執行役員制度の導入により意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、社外取締役3名（男性1名、女性2名）を含む9名（男性7名/77.8%、女性2名/22.2%）の取締役で構成される取締役会が迅速な意思決定を行う体制としています。取締役会の議長を務める会長は執行役員を兼務せず、取締役会の監督機能の強化と執行役員の業務執行責任の明確化を図っています。また、取締役会の諮問機関として、取締役・監査役候補者及び執行役員の選任ならびに取締役及び執行役員の報酬等に関して意見表明を行う指名・報酬諮問委員会を設置し、意思決定の透明性及び公正性を確保しています。

さらに、住友林業は監査役会設置会社で、監査役は社内の重要会議に出席する他、グループ会社の監査役や内部監査部門との情報交換、監査役補助スタッフを指揮して行う監査業務などを通じて、取締役の業務執行を監督しています。

なお、2022年3月29日現在、取締役9名（うち社外取締役3名）、監査役5名（うち社外監査役3名）、執行役員20名を選任しています。社外取締役3名及び社外監査役3名については、証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。

関連情報はこちら

> コーポレートガバナンス基本方針 > コーポレートガバナンス報告書 > 役員一覧

コーポレートガバナンス体制

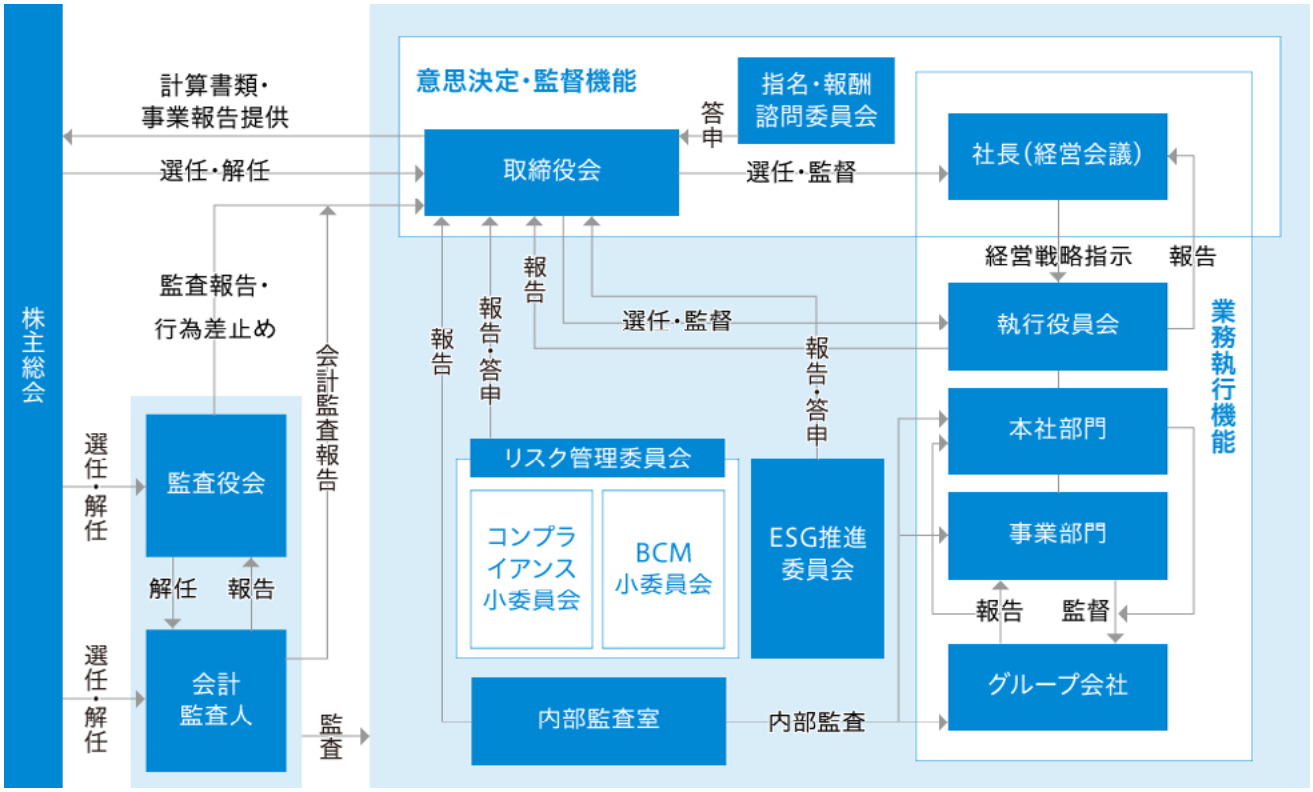

取締役会・経営会議

取締役会は原則として月1回開催し、取締役会附議基準による重要事項に関する意思決定・監督機能を担っています。具体的には、重要事項に関する意思決定と業績などの確認を行うとともに、各取締役からの報告を基にその職務執行状況を監督しています。取締役及び監査役は、原則として取締役会への出席率を75%以上確保することとしています。

また、重要事項について十分に事前協議するため、取締役会の前に社長の諮問機関である経営会議を開催しています。経営会議には執行役員を兼務する取締役の他、常勤監査役も出席し、原則として月2回開催しています。

本体制により、迅速な意思決定と監督と執行の分離を進め、取締役会の有効性を担保しています。2021年度は、取締役会を16回、経営会議を26回開催しました。

取締役一覧

地位※1	氏名	担当または重要な兼職の状況※1	取締役会※2	
			出席回数（回）	出席率（%）
代表取締役 会長	市川 晃	コニカミノルタ株式会社 社外取締役	16	100
代表取締役 社長 執行役員社長	光吉 敏郎	—	16	100
代表取締役 執行役員副社長	佐藤 建	生活サービス本部 管掌、 総務・秘書・渉外・人事・ITソリューション・知的財産・内部監査 担当、 株式会社熊谷組 監査役	16	100
取締役 専務執行役員	川田 辰己	資源環境事業本部 管掌、 経営企画・財務・コーポレート・コミュニケーション・サステナビリティ推進 担当	16	100
取締役 常務執行役員	川村 篤	木材建材事業本部 管掌、 筑波研究所 担当、 海外住宅・不動産事業本部長 委嘱	16	100
取締役 常務執行役員	髙橋 郁郎	住宅・建築事業本部長 委嘱	-	-
取締役（社外）	平川 純子	弁護士、 株式会社東京金融取引所 社外取締役	16	100
取締役（社外）	山下 泉	株式会社イオン銀行 社外取締役	16	100
取締役（社外）	栗原 美津枝	株式会社価値総合研究所 代表取締役会長、 中部電力株式会社 社外取締役、 株式会社日本政策金融公庫 社外取締役	13※3	100※3

※1 地位、担当または重要な兼職の状況は、2022年3月29日現在のものです
※2 2021年度における取締役会への出席回数・出席率を記載しています
※3 2021年3月30日に取締役に就任して以降の状況を記載しています

取締役会の構成

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、性別・国籍等の多様性を考慮し、住友林業グループの事業に関する豊富な経験や実績を有する者、会社経営あるいは産業・政策等に係る豊富な経験や実績を有する者または法律・会計等の専門性を有する者等、知識･経験･能力等において専門性及び多様性を備える構成とし、人数は17名以内としています。

役員のスキル・マトリックス

下表は、取締役及び監査役に対して、特に期待する専門性・経験を示しています。

		役職	企業経営	ESG サステナビリティ	グローバル	不動産開発 建築	財務・会計	法務 リスク管理 内部監査	IT・DX	産業政策
取締役	市川 晃	代表取締役 取締役会長	●	●	●		●	●	●	●
	光吉 敏郎	代表取締役 取締役社長 執行役員社長	●	●	●	●				
	佐藤 建	代表取締役 執行役員副社長	●	●			●	●	●	
	川田 辰己	取締役 専務執行役員	●	●	●		●			
	川村 篤	取締役 常務執行役員	●	●	●	●				
	髙橋 郁郎	取締役 常務執行役員		●		●				
	平川 純子	社外取締役		●	●			●		
	山下 泉	社外取締役	●	●	●		●		●	●
	栗原 美津枝	社外取締役	●	●	●		●			●
監査役	福田 晃久	常任監査役	●	●	●	●	●		●	
	東井 憲彰	監査役		●	●			●		
	皆川 芳嗣	社外監査役		●						●
	鐵 義正	社外監査役		●			●			
	松尾 眞	社外監査役		●	●			●		

取締役の指名手続

取締役候補者は、人格識見及び住友林業の経営に対する有用性を備えている者から、指名・報酬諮問委員会からの意見を踏まえ、取締役会で決定しています。また、取締役の略歴と兼任状況について、ホームページ上で公開しています。

> 役員一覧

取締役会の実効性分析・評価とその結果

1. 評価の方法

取締役会の実効性に関して、当年度は、自己評価・分析については、外部機関の助言を得ながら、全取締役及び全監査役を対象としたアンケートを実施（回答方法は、無記名方式として、外部機関に直接回答することで匿名性を確保）した他、当該アンケート結果に対する外部評価を実施しました。また、取締役会において、住友林業のコーポレートガバナンス基本方針で定められている取締役会の役割等にかかる実施状況の確認や、取締役及び監査役との意見交換を踏まえ、評価を行いました。

2. 評価の結果

- 1. による評価の結果、住友林業の取締役会は総じて実効的に機能していると評価しました。
- 昨年度の評価で課題として認識された案件への取り組みとしては、内部監査部門が内部監査に関する事項を直接取締役会に報告するレポートラインを構築するとともに、社外役員との間で意見交換会を実施することにより両者のさらなる連携強化を図った他、社外役員の再任基準が制定されたこと等を確認しました。
- 今後の課題としては、取締役会資料のさらなる改善等の取締役会運営の効率化、中期経営計画の進捗状況について取締役会で定期的にモニタリングすることを求める意見がありました。

住友林業は、今後も認識された課題の改善に継続的に取り組むことにより、取締役会の実効性のさらなる向上に努めてまいります。

監査役会

監査役会は、監査に関する重要事項を協議・決定しています。社外監査役3名を含む5名の監査役は、それぞれの経験を背景とした高い見識と多角的な視点に基づき、取締役の業務執行をチェックしています。2021年度は14回開催しました。

また、主要な子会社の監査役に適切な人材を選任し、当該各社における監査の実効性の向上と情報交換を目的として、住友林業の常勤監査役及び主要子会社の監査役をメンバーとするグループ監査役会を開催しています。2021年度は5回開催しました。

監査役一覧

地位※1	氏名	担当または重要な兼職の状況※1	取締役会※2		監査役会※2	
			出席回数（回）	出席率（%）	出席回数（回）	出席率（%）
常任監査役（常勤）	福田 晃久	—	16	100	14	100
監査役（常勤）	東井 憲彰	—	16	100	14	100
監査役（社外）	皆川 芳嗣	株式会社農林中金総合研究所 理事長、 農林中央金庫 経営管理委員	15	94	13	93
監査役（社外）	鐵 義正	公認会計士、 大和自動車交通株式会社 社外監査役	16	100	14	100
監査役（社外）	松尾 眞	弁護士、 株式会社カプコン 社外取締役（監査等委員）、 ソレイジア・ファーマ株式会社 社外監査役、 大正製薬ホールディングス株式会社 社外監査役	16	100	14	100

※1 地位、担当または重要な兼職の状況は、2022年3月29日現在のものです
※2 2021年度における取締役会・監査役会への出席回数・出席率を記載しています

社外役員に関する考え方

社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、以下の独立性基準及び兼職基準に基づき、判断しています。

① 独立性基準

以下の基準のいずれにも該当しない者について、独立性を有する者と判断します。

1. **会社の業務執行者**

住友林業、住友林業の子会社又は関係会社の業務執行取締役又は執行役員、支配人その他の使用人（以下「業務執行者」）

2. **コンサルタント等**

（1）住友林業又は住友林業の子会社の会計監査人である監査法人に所属する社員、パートナー又は従業員

（2）弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、住友林業又は住友林業の子会社から役員報酬以外に過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者

（3）法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティングファームその他のアドバイザリーファームであって、住友林業又は住友林業の子会社を主要な（過去3事業年度の平均でその連結総売上高の2%以上の支払いを住友林業又は住友林業の子会社から受けた）取引先とするファームの社員、パートナー、アソシエイト又は従業員

3. **大株主（被所有）**

住友林業の総議決権の10%以上を直接又は間接的に保有する者（法人の場合はその業務執行者）

4. **大株主（所有）**

総議決権の10%以上を住友林業又は住友林業の子会社が保有している法人の業務執行者

5. **取引先**

（1）販売先（主要な取引先）：住友林業の販売額が住友林業の連結売上高の2%以上である者（法人の場合はその業務執行者）

（2）仕入先（住友林業を主要な取引先とする者）：住友林業の仕入額が仕入先の連結売上高の2%以上である者（法人の場合はその業務執行者）

6. **借入先**

住友林業の借入額が住友林業の連結総資産の2%を超える借入先（法人の場合はその業務執行者）

7. **寄附先**

住友林業又は住友林業の子会社が、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は総収入の2%のいずれか高い額を超える寄附を行っている者（法人の場合はその業務執行者）

8. **親族**

本基準において独立性を否定される者（重要でない者（※）を除く）の配偶者又は二親等以内の親族

9. **過去要件**

1については過去10年間、2ないし7については過去5年間のいずれかの時点において該当していた者

10. **社外役員の相互就任関係**

住友林業又は住友林業の子会社の業務執行取締役、常勤監査役を社外役員として受け入れている会社の業務執行者、常勤監査役

※ 重要でない者とは、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、以下のとおりとする。
・各会社については、業務執行取締役、執行役員、支配人及び部長クラスの従業員以外の者をいう。
・法律事務所又は監査法人等のアドバイザリーファームについては、ファームの社員、パートナー及びアソシエイト以外の者をいう。

なお、社外取締役3名及び社外監査役3名は、上記の独立性基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者として、十分な独立性が確保されているものと判断しています。

② 兼職基準

（ⅰ）他の上場会社の取締役又は監査役を兼務する場合、兼職数は以下のとおりとする。
（ア）兼務先において業務執行取締役であるとき
住友林業以外に当該業務執行を行う会社1社のみ。
（イ）（ア）以外
住友林業以外に4社まで。
（ⅱ）取締役会又は監査役会への出席を75%以上確保できること

指名・報酬諮問委員会

取締役会は、その諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役・監査役候補者及び執行役員の選任、取締役・監査役・執行役員の解任、最高経営責任者及び執行役員の評価、取締役及び執行役員の報酬等の決定に関し、意見表明を求め、公正性・透明性を確保しています。指名・報酬諮問委員会は、会長、社長及び全ての社外役員（社外取締役3名及び社外監査役3名）から構成され、委員の過半数を社外役員、委員長は社外取締役が務めることとしています。

取締役の報酬は、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、指名・報酬諮問委員会からの意見を踏まえ、取締役会で決定しています。執行役員の報酬は、指名・報酬諮問委員会からの意見を踏まえ、取締役会で決定しています。

指名・報酬諮問委員会の委員一覧

	地位※1	氏名	指名・報酬諮問委員会※2	
			出席回数（回）	出席率（%）
委員長	取締役（社外）	平川 純子	2	100
委員	取締役（社外）	山下 泉	2	100
	取締役（社外）	栗原 美津枝	1※3	100※3
	監査役（社外）	皆川 芳嗣	2	100
	監査役（社外）	鐵 義正	2	100
	監査役（社外）	松尾 眞	2	100
	代表取締役 会長	市川 晃	2	100
	代表取締役 社長	光吉 敏郎	2	100

※1 地位は2022年3月29日現在のものです
※2 2021年度における指名・報酬諮問委員会への出席回数・出席率を記載しています
※3 2021年3月30日に取締役に就任して以降の状況を記載しています

リスク管理委員会

リスク管理委員会については、「リスクマネジメント／リスク管理体制」に掲載しています。

2021年度は、リスク管理委員会を4回、コンプライアンス小委員会を2回、BCM小委員会を2回開催し、取締役会への報告を4回実施しました。

関連情報はこちら

› リスク管理体制

ESG推進委員会

SDGs、TCFDの最終提言、及び人権問題への対応など、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）における中長期的な取り組みやその情報開示への要請が高まっていることから、2018年度よりESG推進委員会を設けています。

ESG推進委員会は、執行役員兼務取締役及び各本部長から構成され、執行役員社長が委員長を務めています。年4回開催する同委員会では、気候変動をはじめとする住友林業グループの持続可能性に関わる中長期的なESG課題に対する取り組みの立案・推進やリスク・機会の分析、SDGs達成に貢献する事業戦略を織り込んだ中期経営計画サステナビリティ編の進捗管理、行動指針・倫理規範などの運用状況と有効性のモニタリングを行っています。

また、委員会での議事内容については全て取締役会へ報告し、事業と社会課題の解決の一体化を図っています。

関連情報はこちら

› リスク管理体制

› TCFDへの対応

内部監査

住友林業は、グループの約200事業所を対象に、リスク評価を加味して、毎年約60拠点を選定し内部監査を実施しています。対象となる拠点は、「業務リスク」（業績・規模・事業の複雑性など）と「コントロールリスク」（リスクの管理体制）の2つの視点から優先順位を付けて選定しています。原則として現地へ赴き書類等の現物を確認し評価しますが、新型コロナウイルス禍で行動制限がかかる中でリモート監査（書面監査やビデオ会議）による面談を実施しました。また、監査用ソフトを導入してCAATs(Computer Assisted Audit Techniques：大容量のデジタルデータを抽出し、監査ツールを使って不正の有無等を検証する技法)に取り組む等、新型コロナウイルス禍を契機にDXを推進しています。

内部監査では、コンプライアンスの遵守をはじめとする業務の遂行状況や事務処理の管理状況を確認し、その結果を社長、内部監査担当執行役員、監査役の他、対象事業所の責任者と事業所を担当する執行役員・取締役に報告しています。また、指摘事項があった場合は、文書や四半期ごとのフォローアップなどで事業所における改善の取り組みを確認するとともに、社長、内部監査担当執行役員、監査役に報告しています。さらに、内部監査に関する計画及び結果についても、直接取締役会に報告している他、社外役員との間で内部監査に関する意見交換会を実施しています。

関連情報はこちら

› 統合報告書

役員報酬

住友林業は、法令に基づき各事業年度における取締役・監査役の役員報酬を開示しています。

取締役及び監査役の報酬等の総額

（2021年度）

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		例月報酬	非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）	業績連動報酬（賞与）	
取締役（社外取締役を除く）	463	267	31	165	6
監査役（社外取締役を除く）	48	48	−	−	2
社外取締役	35	35	−	−	3
社外監査役	30	30	−	−	3

※1 報酬が1億円以上の役員名とその金額は有価証券報告書において開示しています

※2 取締役の非金銭報酬の総額は、取締役（社外取締役を除く）6名に付与した譲渡制限付株式の割当てにかかる費用31百万円を記載しています

役員報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

住友林業は、長期ビジョン「Mission TREEING 2030」及び第83期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）を開始事業年度とする新たな3ヵ年中期経営計画の策定に合わせて、役員一人ひとりが中期経営計画達成に向けた意識付けをより高めることができる役員報酬制度の制定を目的として、2022年2月14日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行っています。

［取締役の報酬等］

基本方針

住友林業の取締役の報酬等は、以下の方針に基づき制度設計しています。

(a) 短期業績だけでなく、中長期的な業績・企業価値向上と連動性の高い制度とする。

(b) ESGと一体化した経営を推進する中で、新たに創出・提供する価値と連動した制度とする。

(c) 住友林業の株主価値との連動を意識した制度とする。

(d) 長期ビジョン達成に必要な人財を確保・維持できる報酬水準とする。

(e) 報酬決定プロセスにおける、透明性・客観性を担保する制度とする。

報酬水準

役員報酬の客観性、適正性を確保する観点から、住友林業の取締役の報酬等の水準は、外部専門機関の調査による他社水準を参考に、同規模企業群の中上位水準を志向して設定します。また、外部環境の変化等に応じて適宜見直しを行います。

報酬構成

住友林業の取締役の報酬は、(a)責任と役割に応じた固定報酬、(b)短期インセンティブとしての年次業績連動賞与、及び(c)中長期インセンティブとしての業績連動型譲渡制限付株式報酬の3種類の報酬構成とします。これにより、短期及び中長期の視点による経営への取り組みを促し、その成果に対して適切に報いることができる仕組みとしています。なお、独立した立場で経営の監督機能を担い、業務執行を担う立場にない社外取締役の報酬構成については、固定報酬のみとしています。

固定報酬の額の決定方針

以下の方針に基づき決定しています。

(a) 住友林業は取締役の役位別に、その責任と役割に応じて固定報酬の額を決定する。固定報酬は例月報酬とし、毎月一定期日に固定金額を定めて現金支給する。

(b) 社外取締役の報酬は、固定報酬としての例月報酬のみで構成し、報酬額はその責任と役割に応じて決定する。

(c) 取締役に対する報酬額（固定報酬及び年次業績連動賞与の合計額）は、株主総会の決議に基づき年額6億50百万円以内（うち社外取締役は年額60百万円以内）とする。

年次業績連動賞与の額の算定方法の決定方針

以下の方針に基づき決定しています。

(a) 住友林業は、短期インセンティブとして年次業績連動賞与を各対象取締役に支給する。

(b) 年次業績連動賞与の支給額は、役位別に定める標準賞与額に、各事業年度の基準利益（対象となる決算期における連結経常利益から退職給付会計に係る数理計算上の差異、及び非支配株主に帰属する当期純利益を除いた額）に比

例して変動する支給率を乗じて算出した金額を前提とし、総合的に判断して決定する。

(c) 住友林業は、退職給付会計に係る数理計算上の差異について単年度で一括して償却する方式を採用しているため、期末の株価変動、金利情勢等により当該数理計算上の差異が大きく変動した場合、業績に与える影響が大きいという特徴がある。そのため、退職給付会計に係る数理計算上の差異を除いた連結経常利益を、基準利益算定に際して用いる。

(d) 年次業績連動賞与の支給については、株主総会において承認された取締役に対する報酬額（固定報酬及び年次業績連動賞与の合計額）の枠内（年額6億50百万円以内（うち社外取締役は年額60百万円以内））で、社外取締役が委員長を務め、社外役員が構成員の過半数を占める指名・報酬諮問委員会の意見を踏まえ、取締役会で決定する。

業績連動型譲渡制限付株式報酬の額の算定方法の決定方針

以下の方針に基づき決定しています。

(a) 住友林業は、中長期インセンティブとして業績連動型譲渡制限付株式報酬を各対象取締役に支給する。

(b) 業績連動型譲渡制限付株式報酬は、各中期経営計画の期間中(3年間)の業績を支給水準に反映させる仕組みとしており、役位別に定める所定の標準株式報酬額が、対象期間中における、①TOPIX対比の住友林業株式時価総額成長率に連動する部分（役位別標準株式報酬額の2/3）と、②SBT（Science Based Targets）に基づく温室効果ガス排出削減目標の達成率に連動する部分（役位別標準株式報酬額の1/3）とで構成される。

(c) 各対象取締役への株式報酬額は、対象期間終了後に、各評価指標実績値を基に対象期間中の株式報酬累計額を算出し、指名・報酬諮問委員会の意見を踏まえ、取締役会において決定する。

(d) 1事業年度当たりの業績連動型譲渡制限付株式報酬として支給する金額については、株主総会の決議に基づき年額1億円以内で支給する。また同様に、1事業年度当たりの交付株式数については10万株以内とする。

報酬構成割合

取締役の固定報酬と変動報酬の構成割合は、基準利益が1,000億円の場合に、固定：変動＝60：40となるよう制度設計しています。具体的には、固定報酬60%、年次業績連動賞与（変動）25%、業績連動型譲渡制限付株式報酬（変動）15%となります。なお、社外取締役の報酬は、固定報酬のみとしています。

報酬ガバナンス

取締役の個人別の報酬額等役員報酬に関する事項は、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外役員（社外取締役3名、社外監査役3名）で構成する指名・報酬諮問委員会（委員総数8名）の意見を踏まえ、取締役会で決定します。

報酬の没収等

対象取締役による非違行為等が取締役会で確認された場合、業績連動型譲渡制限付株式報酬の支給制限又は返還を求めることができます。

業績連動報酬の算定方法

a. 年次業績連動賞与（短期インセンティブ報酬）

短期インセンティブ報酬としての年次業績連動賞与の支給額は、役位別に定める標準賞与額に、各事業年度の基準利益（対象となる決算期における連結経常利益から退職給付会計に係る数理計算上の差異、及び非支配株主に帰属する当期純利益を除いた額）に比例して変動する支給率を乗じた金額を前提として、総合的に判断して決定します。支給額の算定式は以下のとおりとします。

＜算定式＞

賞与支給額＝役位別の標準賞与額×支給率※

※支給率は下限0%～上限180%とします

b. 業績連動型譲渡制限付株式報酬（中長期インセンティブ報酬）

中長期インセンティブ報酬としての業績連動型譲渡制限付株式報酬は、中長期的な株主価値向上を重視した経営を推進するため、中期経営計画期間中の企業価値向上に対するインセンティブとして、3年間の中期経営計画最終事業年度終了後に、対象取締役に対して、中期経営計画の達成状況に応じた譲渡制限付株式を付与する制度です。なお、当初の対象期間は、2022年1月1日から2024年12月31日までの3年間（以下、当初対象期間という）となります。

業績連動型譲渡制限付株式報酬は、2つの指標を用いて支給額を算定する仕組みとしており、その算定式は以下のとおりとします。

(a) 株式時価総額成長率連動報酬

住友林業の株式時価総額成長率とTOPIX成長率を比較し、株式市場における住友林業の相対的な評価を客観的に測り、報酬に反映することを目的としています。

＜算定式＞

役位別標準株式報酬額の2/3に相当する金額×支給率（中期経営計画期間中の住友林業株式時価総額成長率/同期間中のTOPIX成長率）※

※ 支給率は下限0%～上限120%とします

(b) サステナビリティ指標達成率連動報酬

支給率上限を100%に設定することで、住友林業がSBT（Science Based Targets ※1）に基づき定めた温室効果ガス排出削減目標※2が達成できなかった場合は、標準株式報酬額から目標達成状況に応じて支給される報酬額が減額される設計としており、目標達成に向けて、強いインセンティブが働く仕組みとしています。

＜算定式＞

役位別標準株式報酬額の1/3に相当する金額×支給率（SBTに基づく温室効果ガス排出削減中期経営計画目標の達成率）※3

※1 国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において採択された2016年 に発効したパリ協定（世界の気温上昇を産業革命前より2℃を十分に下回る水準に抑え、また1.5℃に抑えることを目指すもの）が求める水準と整合した5年 1-5年 先を目標年として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標のことです

※2 当初対象期間の温室効果ガス排出削減目標は、住友林業2017年度との比較で21.7%と定めています

※3 支給率は下限0%～上限100%とします

［監査役の報酬等］

監査役の報酬は、基本報酬としての例月報酬のみで構成しています。また、役員報酬の客観性、適正性を確保する観点から、第三者による国内企業を対象とした役員報酬調査結果を活用し、適切な報酬水準の設定を行うようにしています。

② 役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日及び決議の内容

- 取締役の固定報酬及び年次業績連動賞与の合計限度額は、2022年3月29日開催の第82期定時株主総会において年額6億50百万円以内（うち社外取締役は年額60百万円以内）と決議されています。
- 取締役（社外取締役を除く）の業績連動型譲渡制限付株式報酬の限度額は、2022年3月29日開催の第82期定時株主総会において、１事業年度当たり１億円を上限とする旨決議されています。
- 監査役の例月報酬の限度額は、2014年6月20日開催の第74期定時株主総会において、月額8百万円以内と決議されています。

ガバナンス

リスクマネジメント

リスク管理体制

住友林業では、グループ全体のリスクマネジメント体制を強化するため、「リスク管理基本規程」を制定し、住友林業の執行役員社長を住友林業グループのリスク管理最高責任者、本社管理部門及び各本部の担当執行役員をリスク管理責任者・本部リスク管理責任者、主管者をリスク管理推進者に選任しています。同規程においては、環境・社会・ガバナンス面のリスクを包括的に対象としています。

また、この規程に基づきリスク管理委員会を3ヵ月に1回開催し、その構成員である各執行役員が、管理対象リスクの洗い出し、分析及び策定した対応計画について共有・協議を行っています。この委員会の配下には、コンプライアンス小委員会及び事業継続マネジメント（BCM）小委員会を設置し、グループ横断的なリスクと位置づけるコンプライアンスリスク及び事業中断リスクについて、対応の実効性を高めるための活動を展開しています。これらの活動内容は取締役会に報告・答申し、経営層によるマネジメントレビューを実施するなど、業務執行に反映させる仕組みを整備しています。2021年度は、リスク管理委員会を4回、コンプライアンス小委員会を2回、BCM小委員会を2回開催し、取締役会への報告を4回実施しました。

「住友林業グループ倫理規範」に記載される環境・社会・ガバナンス面におけるリスク、新興リスクへの対応については、実効性を高めるための具体的な活動を展開しています。例えば気候変動については、国際的動向や各部の事業状況に鑑み、企業及び部門レベルで重大な財務影響を与えると考えられるリスクと機会を評価しています。2019年度以降、各事業部が連携してTCFDに基づくシナリオ分析を実施しています。

このように中長期的に重要と判断されたリスクは、「ESG推進委員会」においても協議され、「リスク管理委員会」の活動と同様に取締役会に報告・答申され、業務執行に反映されます。

関連情報はこちら

- コーポレートガバナンスと内部統制
- 事業継続マネジメント体制
- ESG推進委員会
- TCFDへの対応

住友林業グループのリスク管理体制図

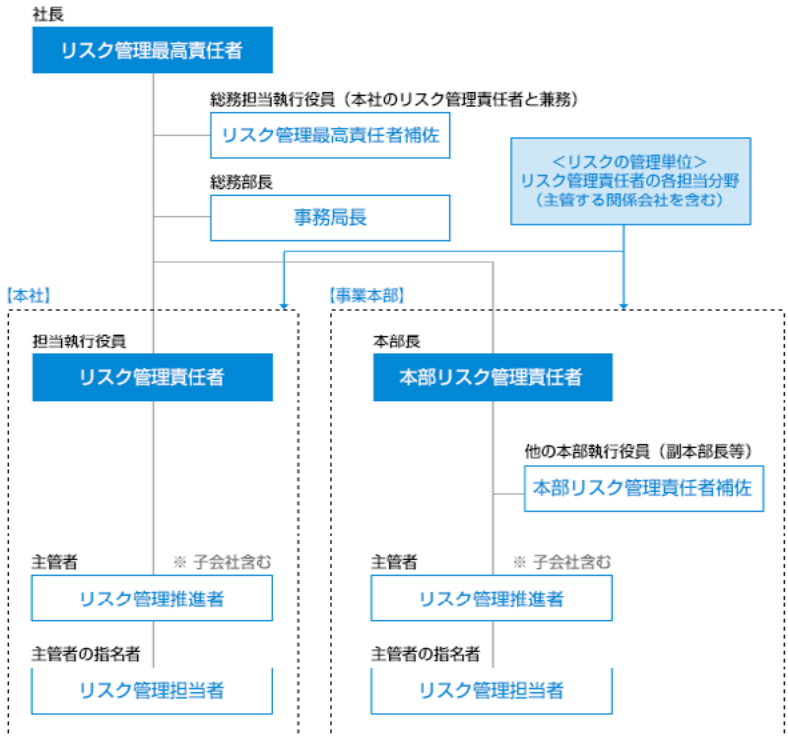

事業等のリスク

事業等リスクとしては、有価証券報告書に記載のとおり、以下を認識しています。

1. 国内外の住宅市場の動向に関するリスク
2. 法的規制等に関するリスク
3. 為替に関するリスク
4. 品質保証に関するリスク
5. 取引先の信用供与に関するリスク
6. 海外での事業活動に関するリスク
7. 保有・管理する山林や植林事業地に関するリスク
8. 情報漏洩に関するリスク
9. 退職給付会計に関するリスク
10. 気候変動に関するリスク
11. 自然災害等による緊急事態の発生に関するリスク

品質保証に関するリスク

リフォーム事業を行っている住友林業ホームテック（以下、「ホームテック」という）は2019年9月18日、戸建住宅の増築工事における建築基準法令への不適合（以下、「本件事案」という）について公表しました。ホームテックは、過去に愛知県、三重県及び岐阜県（以下、「東海3県」という）において戸建住宅の増築工事を請け負った物件の現地調査等を実施するとともに、2019年9月27日には社外の専門家を含む委員により構成される特別調査委員会を設置し、事実関係の調査、原因分析及び再発防止策の提言を依頼し、特別調査委員会から2020年8月11日に「報告書」（以下、「本報告書」という）を受領しました。

その内容を踏まえ、同月12日開催のホームテックの取締役会において、本件事案の原因の確認と再発防止策を決議し、対応を進めています。

1. **ホームテックによる調査結果の概要と進捗**

   ホームテックは、外部からの指摘によりホームテックが東海3県において増築工事を請け負った物件に建築基準法令に適合しないもの（以下、「法令不適合」という）があるとの疑いが生じたことから、リフォーム専門会社として事業を開始した1997年4月以降、東海3県において戸建住宅の増築工事を請け負った物件のうち、建築確認を受けたすべての物件（361件）を対象として、現時点で建築基準法令に適合しているか（以下、「法令適合性」という）を網羅的に調査いたしました。

   調査の結果、2022年3月31日時点で物件調査が完了した342件のうち215件で法令不適合が生じていることを確認しており、そのうち70件の改修工事が完了しております。これらの法令不適合は、いずれも増築後の建築物を建築基準法令に適合させるべき設計業務が適切に実施されず、法令に適合させるために必要な工事が設計に盛り込まれなかったために生じたものです。ホームテックは、確認された法令不適合について、速やかに必要な改修工事を実施するよう努めてまいります。

   また、本件事案の当社業績への影響につきましては、2020年6月23日に関東財務局長に提出した当社第80期有価証券報告書にて開示した連結財務諸表に既に織り込まれています。

2. **本件事案の原因**

   本報告書における本件事案の原因の分析及びホームテックが実施した物件調査の結果を踏まえ、ホームテックといたしましては、主に、次の（1）～（3）の問題が存在する状況に、（4）の問題が複合したことにより、東海3県の戸建住宅の増築工事の一部において法令不適合が発生するという事態が生じたものと考えております。

   （1）設計者の知識や経験不足及び法令適合性の確保に関する意識が低い状況にあったこと

   （2）設計業務の法令適合性の確保に関する組織的なチェックが行われていなかったこと

   （3）各支店における建築士事務所の技術的事項を総括する管理建築士による所属建築士の設計業務に対する監督機能が果たされない態勢にあったこと

   （4）設計図面の法令適合性確認について外部建築士事務所への業務委託が明確でなく、委託業務の成果物確認も十分ではなかったこと

3. **本件事案を踏まえた再発防止策**

   ホームテックは、本報告書における特別調査委員会の再発防止に関する提言を真摯に受け止め、以下の再発防止策の実行に努めてまいります。

   設計業務の法令遵守に関する意識の向上と知識の習得及び経験の蓄積

   設計の法令適合性の確保に関する組織的なチェック機能の強化

外部建築士事務所への業務委託の改善
本社と支店間のコミュニケーションの強化、技術情報の共有と蓄積

関連情報はこちら

› 有価証券報告書・内部統制報告書　› コンプライアンス　› 事業継続マネジメント

森林の違法伐採に関連するリスク

国際的に森林の違法伐採が重要な課題と認識される中、いくつかの国や地域では関係法令や規制の強化が進められています。日本においても2016年5月20日に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」が公布され、2017年5月20日に施行されました。合法伐採木材の利用推進に対応していくことは、社会の要請に応えるだけでなく、住友林業グループが持続可能な事業発展を継続していく上で大変重要なことです。2020年度の実績について住友林業グループが登録した部署・関係各社は、国が認定する各登録実施機関に対して報告を行いました。調達木材・木材製品の合法性に加え、近年では木材を生み出す森林の持続可能性が注目されるようになりました。天然林の森林でない土地（オイルパーム農園）への転換に伴って生じる木材は「転換材」と呼ばれています。これまでオイルパーム、大豆、ゴム、畜牛などコモディティの側から語られることが多かった森林の土地転換ですが、今や転換材は森林業界に持続可能性のリスクをもたらしています。

関連情報はこちら

› クリーンウッド法への円滑な対応　› サプライチェーンマネジメント

住友林業グループへの影響

住友林業グループが注意義務を怠って違法伐採木材を取り扱った場合は、木質資源を取り扱う住友林業の事業そのものを脅かす可能性があります。またそれだけではなく、企業イメージを損ね、損害賠償や売上高などの業績に直接的なダメージを与える可能性があります。

リスクへの対応

住友林業グループでは、日本国内の法整備に先駆け、再生可能な資源である「木」を活かした事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献するため、2005年に「木材調達理念・方針」を定め、2015年には木材以外の建築資材、製品原材料や商品の調達を含めた「住友林業グループ調達方針」に改訂しました。さらに2018年より「木材調達管理規程」「木材調達デューディリジェンス（DD）マニュアル」を策定するなど責任ある木材調達活動を実施してきました。2019年にはより持続可能な森林からの木材調達を推進するため、木材調達委員会を活用したデューディリジェンスの強化や持続可能な森林・木材の普及のためのアクションなどを軸とした、「アクションプラン」を策定し、運用を継続しています。

関連情報はこちら

› 流通事業における取り組み

バイオマス燃料における炭素会計に関するリスク

木材チップを燃料とするバイオマス発電は、古くから「カーボンニュートラル」でクリーンなエネルギーとされてきました。木質燃料を燃やすとメタン・一酸化窒素（N_2O）が発生するため、「GHGニュートラル」ではありませんが、現在はCO_2以外の排出量の報告のみが求められています。一方、SBTイニシアチブは、2021年4月に以下の基準改定を発表しました。

バイオエネルギー会計:
バイオ燃料やバイオマスの燃焼による直接排出、及びバイオエネルギー原料に関する炭素吸収量は、SBT設定や目標に対する進捗報告の際に、企業のインベントリと目標範囲に含めなければならない。バイオ燃料やバイオマスからの生物起源炭素排出量がニュートラルであると考えられる場合は、その前提条件の正当性について説明しなければならない。バイオエネルギー原料の使用によるN_2OとCH_4の排出についても同様に、企業のインベントリと目標範囲に含めなければならない。

イニシアチブからの詳細な情報は未だ得られておらず、バイオマスがクライメイト・ニュートラルとみなされる正当化の根拠となりうるものについてのガイダンスも示されていません。

住友林業グループへの影響

住友林業は、国内で5基の木質バイオマス発電所の運営に関わっており、2023年にさらに1基が運転を開始すると総発電量は251.6MWとなります。

現在バイオマス発電事業から報告しているメタンや一酸化窒素（N_2O）にCO_2排出量を加えることが義務づけられた場合、住友林業グループのSBT排出量削減目標は非常に難易度の高いものとなることが予想されます。

各地域/国における気候関連の規制の変更は予測不可能であり、炭素価格に追加的な税金が発生する場合には、企業にも追加的な支払いが発生する可能性があります。環境にやさしい企業という住友林業グループのコーポレートブランドイメージにも悪影響を与える可能性があります。

リスクへの対応

住友林業は、事業部門ごとの中期的なサステナビリティ目標に基づいて、GHG排出量の削減に引き続き取り組んでいきます。また、住友林業は、WBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）の森林ソリューショングループや、加盟しているCDPジャパンクラブを通じて、ロビー活動にもより取り組んでいきます。

IPCC「1.5°C特別報告書」に関するリスク

2018年10月に発行されたIPCC「1.5°C特別報告書」に基づき、SBTイニシアチブにより2019年4月、最新の基準が公表されました。新たなスコープ1、2の目標は、2°Cから、2°Cを大幅に下回るまたは1.5°Cへ変更されます。企業は、これらが最新の気候科学と一致していることを確認するために、5年ごとに目標をレビューする必要があります。遅くとも2025年末までに、現行の基準に基づき、更新された目標は2°Cをはるかに下回ることを目指す必要があります。

住友林業グループへの影響

2018年7月にSBT目標として承認された住友林業の目標は2°C目標として公表されており、5年ごとの目標見直しは遅くとも2022年7月を予定しています。

現在承認されている2030年度までに2017年度比21%削減という目標は、海外の製造施設に多額の投資を行い、再生可能エネルギーを購入する必要があり、すでに難易度の高い目標です。海外の製造施設に多額の投資を行い、再生可能エネルギーを購入する必要があります。更新された基準に合わせるためには、住友林業の各事業部門、特に製造業とバイオマスエネルギー発電事業は、更なるコストと投資への対応に直面しています。

リスクへの対応

エネルギー消費量削減のための現在の取り組みに加え、再生可能エネルギー源から電力を確保する取り組みを開始しました。その一つとして、過去に住友林業が販売した戸建住宅の太陽光発電パネルからの電力購入があります。日本のFIT法(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)のもと、住宅用太陽光発電システムの所有者は、早ければ2019年11月に有効期限を迎える10年契約を締結しています。現在の規制では、住友林業が各住宅用太陽光発電システムの所有者と直接契約することは許可されていませんが、同社は将来の計画と、社内で生成および消費される電力の一部からの「環境価値」の潜在的な利用について検討しています。

新規事業計画時のリスクチェック

住友林業では、新規事業やプロジェクトの計画にあたり、取締役会及び社長の諮問機関である経営会議で審議する全ての案件については、次の項目について、サプライチェーン全体を視野にリスクチェックを行っています。その結果、リスクが認識される場合は、そのリスクの内容と対策を報告し、実行の判断の参考としています。また、これらの会議では審議されない、各事業本部や各関係会社の権限で実行できる新規事業やプロジェクトについても、同様のリスクチェックを励行するようにしています。2021年度は15件の新規事業やプロジェクトが審議されました。

環境面	1. 温室効果ガス 2. 生物多様性保全（保護地域の確認を含む） 3. 廃棄物 4. 水資源 5. 土壌汚染 6. 騒音 7. その他
社会面	1. 取引先との関係 2. 強要や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗防止 3. 労働者などステークホルダーへの人権配慮 4. 労働者の多様性確保 5. 強制労働・児童労働の禁止 6. 適切な労働時間と賃金 7. 労働安全衛生 8. 地域社会への影響（住民や自治会、業界団体、NPO、市民団体、先住民等への配慮を含む）
法令遵守	-
全般	ビジネスモデル・商品・サービス、及びそれらに関わる事業者に対する外部団体等からの指摘の認識

住宅・不動産開発におけるリスクの把握と評価

住宅・不動産の開発にあたっては、その土地固有の地質的及び地理的なリスクを適切に把握することが重要です。住友林業グループでは、開発の検討段階から綿密な調査を実施するとともに、多段階のチェックにより問題がないことを確認したうえで事業実施の判断を行う体制を整備しています。

例えば海外における開発においては、開発地の選定後、外部の調査会社に地盤調査や環境調査を委託することで、客観的な視点でリスクを把握しています。また、現地関係会社の視点だけではなく、一定規模以上の案件に関しては住友林業本社による案件の精査、サステナビリティに関する独自のリスクチェック表を用いた環境・社会影響評価、住友林業本社の会議における経営層からのフィードバック等を経ることにより、多段階かつ多角的な視点でリスク分析を行い、問題がないと判断された案件のみを実行に移しています。

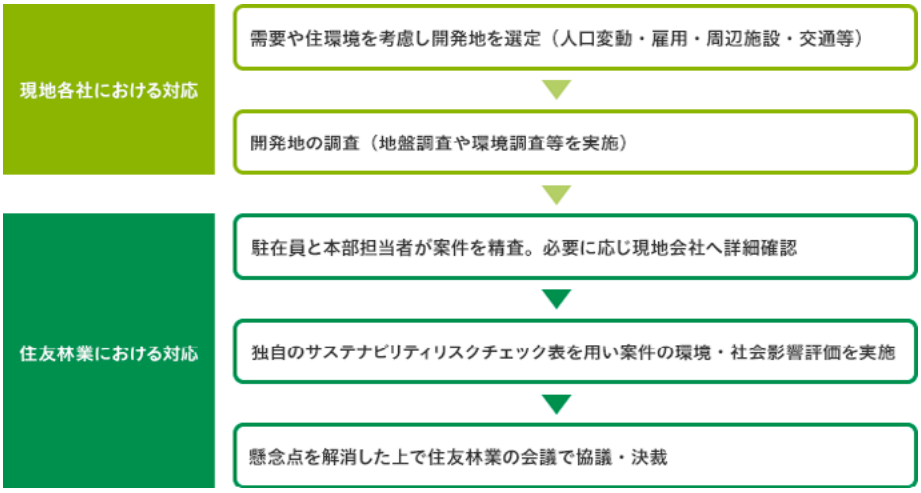

また、建設の段階においては、建設現場の労働災害のリスクが存在します。住友林業では、現地関係会社における労働安全衛生に関する規則の遵守や労災防止の取り組みに加え、事故発生時は住友林業本部にその内容が直ちに報告され、事態の迅速な把握と対策の立案・指示が行える体制を築いています。

リスク管理教育

住友林業グループ役職員のリスク感度を高め、文化として定着させるため、入社時にはリスク管理とコンプライアンスに関する研修を実施している他、グループの全役職員を対象に、毎年e-ラーニングを実施しています。

また、住友林業の社外取締役・社外監査役を含む役員を対象に、会社法やコーポレート・ガバナンス等に関する研修を定期的に実施しています。

さらに、「コンプライアンス小委員会」では、住友林業及びグループ各社のリスク管理担当者向けに、発生したリスク顕在化事例のうち、事業部門の枠にとどまらず共通して注意すべき事例を紹介・共有し、類似事例の再発防止につなげています。

リスクの迅速な把握と対応

住友林業グループでは、会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある緊急事態が発生した際、通常の報告ラインに加え、本社リスク管理部門を通じて経営層に情報を迅速かつ的確に伝達する「2時間ルール」を運用しています。これにより、迅速かつ最善の経営判断、初動対応を講じ、損失の回避や抑制を図っている他、報告事例を集約・蓄積し、再発防止や業務改善に役立てています。

また、広報部門と情報を共有し、重大な事態をステークホルダーに適時適切に開示する体制を整備しています。

2時間ルールとリスク情報の活用

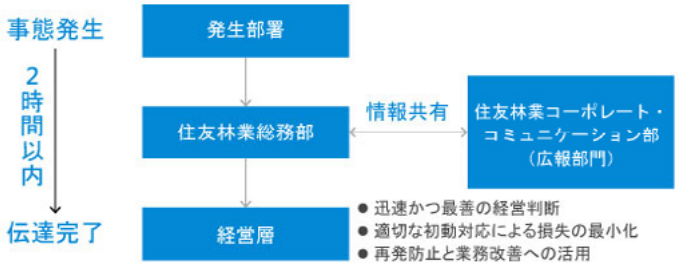

ガバナンス

コンプライアンス

基本的な考え方

住友林業グループでは、経営理念と行動指針を踏まえた上で、方針や規程の具体的な礎として「住友林業グループ倫理規範」を策定しました。これにより、住友林業グループは、グループ会社だけでなく住友林業のサプライヤーに対してもコンプライアンス、贈収賄などの腐敗防止、公正な取引、情報の機密性、健全な政治との関係性、人権の尊重などを求めていきます。

コンプライアンスの推進

住友林業グループでは、グループ横断的なコンプライアンスリスクに対応するため、「リスク管理委員会」の下部組織として、総務部長が委員長を務め、グループ会社の主管部門も含むリスク管理担当者で構成される「コンプライアンス小委員会」を設置しています。委員会では、建設業法をはじめ住友林業グループにとって重要な法令遵守のための管理体制やツールなどのグループ標準を定め、コンプライアンスリスクに効率的に対応しています。

2021年度は同委員会を2回開催し、次のような点検・周知活動を通じてコンプライアンス体制の継続的改善に取り組みました。こうした取り組みにより、グループ全体のコンプライアンス担当者のボトムアップ、目線合わせを図り、併せて危機意識を共有する機会としています。

- 建設業法、建築士法、宅建業法の順守状況に関する一斉点検
- 安全運転管理体制に関する一斉点検
- 下請法遵守状況に関する一斉点検
- 筑波研究所及びグループ各社特有の行政手続きや法令要求事項への対応状況の一斉点検
- 不正競争防止法・独占禁止法に関する解説と情報共有
- 改正予定の法令に関する解説と情報共有
  （公益通報者保護法、個人情報保護法、道路交通法など）

これらの活動は、四半期に一度、取締役会に報告・答申し、業務執行に反映させるしくみを整備しています。また、監査役や内部監査部門にも、毎月活動報告をしている他、特に重要なグループ共通の取り組みやリスク情報については、グループ監査役会を通じて各社監査役と共有しており、業務執行ラインの内外からのアプローチによるコンプライアンス推進体制を整備しています。

さらに、サプライヤーと協力して、「住友林業グループ調達方針」に基づき木材の合法性確認や人権、労働慣行及び生物多様性保全や地域社会への配慮を含む持続可能な木材調達活動を行うことを通してサプライチェーンにおけるコンプライアンスリスクに対応しています。木材建材事業本部、住宅・建築事業本部、各関連の木材及び木材製品調達部門の調達責任者を委員とする「木材調達委員会」（委員長：サステナビリティ推進担当取締役）は、2021年度は4回開催しています。サプライヤーのコンプライアンス意識の状況把握を含む「サステナビリティ調達調査」の回答結果や現地ヒアリング結果も同委員会で報告され、課題のあるサプライヤーに対しては是正要請等を実施しています。

コンプライアンス教育

住友林業グループでは、社員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるために、入社時に「守るべき」こととして、コンプライアンス全般や交通安全、情報セキュリティへの理解を図る研修を行っています。2021年度は新卒採用者258名、中途採用者（住友林業）82名に研修を実施しました。さらに、「新任主管者研修」など階層別の集合研修でもコンプライアンス教育を実施しています。

また、e-ラーニングに「リスク管理とコンプライアンス」、「情報セキュリティ」、ハラスメントなどに関する内容を含む「仕事と人権」といった講座を必修講座に定め、イントラネットを通じ派遣社員・アルバイトを含むグループ社員全員が毎年受講することを義務付けています。受講効果を測るテスト合格が修了の条件となっています。

コンプライアンス・カウンター

住友林業グループでは、日常の業務に潜んでいる不正の芽を早期に摘みとるための自浄機能を備えた職場環境づくりに取り組んでおり、「住友林業グループ倫理規範」で定められている贈収賄等汚職を含むコンプライアンス違反を報告する機能として2002年からコンプライアンス・カウンター（相談窓口）を設置しています。

窓口は、社内（総務部長）・社外（顧問弁護士）の2つを設け、電話や専用のメールアドレスにて相談・通報を受け付けています。相談・通報者の権利保護を関連規程や利用マニュアルに明記し社内WEBサイトにて公開するとともに、通報窓口連絡先（社内・社外）を記載したカードを、グループ会社を含む全社員や、協力工事店の社員など継続的に労務を提供する立場にある方々へ配布するなど、窓口を利用しやすい環境づくりに努めています。

2021年度は、不正行為が疑われる事案やハラスメントなど11件の相談が寄せられました。通報が寄せられた際には慎重に調査を実施し、コンプライアンス違反等の事実が確認された場合は必要な是正措置を講じています。また、当該是正措置の内容（懲戒事例を含む）及び通報内容は、モデルケース化して必要に応じて研修等で用いることで再発防止策につなげています。

住友林業グループがグローバルに事業展開している現状に鑑み、海外におけるコンプライアンス強化のため、総務部主導にて2019年10月から海外の主要グループ会社に対して共通の内部通報窓口を設置しました。なお、受付窓口には多言語対応が可能な外部業者を利用しており、英語・中国語・インドネシア語・ベトナム語・タイ語での通報が可能となっています。

コンプライアンス・カウンターの仕組み

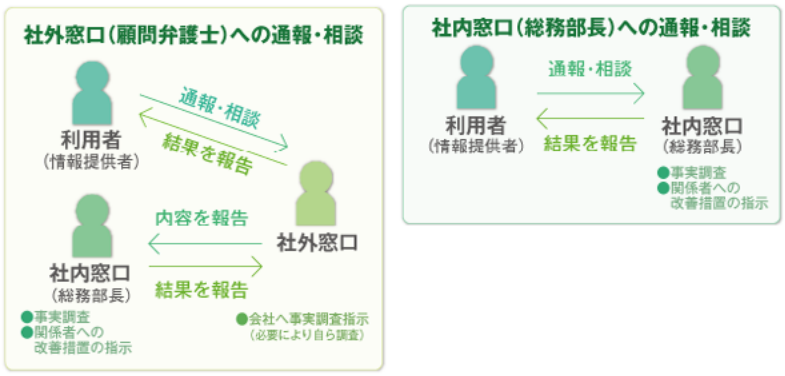

関連情報はこちら

> 相談窓口

コンプライアンスに関する監査

住友林業グループでは、内部監査において各事業所のコンプライアンスに係る事項を監査し、問題がある場合は是正または改善を指導してフォローアップを行っています。

関連情報はこちら

> 内部監査

贈収賄の防止

住友林業グループでは、国内外を問わず法令違反となる贈収賄行為を未然に防止することを目的に、贈収賄防止規程の制定を進めています。同規程においては、ファシリテーション・ペイメント（通常の行政サービスの円滑化のための少額支払）への注意や政治献金などの寄付についての条件・事前決裁を基本原則としたうえで、公務員等に対する金品その他の利益の供与の申し出、約束、実施、またはそれらの承認をしない旨を定めています。また、海外連結子会社においては、贈収賄防止に資するよう、「コミッション（販売手数料）チェックリスト」などの共通ツールの導入を進めています。2020年3月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外グループ会社への訪問が困難となる等の状況も生じましたが、オンラインで贈収賄防止の取り組み状況に関するヒアリングや研修を実施し、引き続きリスクの把握とグループ社員への教育に取り組んでいます。

上記の他、委託業者や代理店等の新規起用、契約更新に際しては、当該委託先等が贈収賄行為をするおそれのないことを適切に確認するとともに、他社との合弁にあたっては、汚職状況を含むデュー・ディリジェンスを適切に実施しています。

なお、2021年度は、贈収賄に関する違反は0件でした。

公正な競争及び適正な下請取引の推進

住友林業グループは、公正な競争を推進するため、「独占禁止法ガイドブック」を発行し、社内WEBサイト掲載やe-ラーニングなどを通じて、独占禁止法の趣旨・概要、競合他社との接触によるカルテルリスク、心構えなどを周知しています。なお、2021年度において独占禁止法に係る違反や問題発生はありませんでした。

また、住友林業グループの事業は、多くの取引先によって支えられていることを踏まえ、毎年、下請取引の適正化推進のため、下請法や建設業法における遵守状況の一斉点検を行っています。

政治献金に関する考え方

住友林業グループでは、健全な政治との関係を維持するため、住友林業グループ倫理規範において、「法令に基づき、健全で透明性のある政治との関係を維持します」と定めています。また、国内外グループ会社の社員一人ひとりに配布している「住友林業グループ倫理規範ガイドブック」において、政治献金については、「原則、担当部門のみが関係法令や社内規則に則って行う」こと、「やむを得ず行う場合は、十分な事前協議を担当部門と行う」ことを明記しています。

インサイダー取引の防止

住友林業グループでは、インサイダー取引を未然に防止するために、金融商品取引法その他関連法規を遵守しています。また、インサイダー取引防止規程により、役職員によるインサイダー取引の未然防止手続き、情報の管理・開示方法の明確化等を図り、証券市場における住友林業の社会的信用の維持・向上を図っています。さらに、日常的にインサイダー情報に触れる可能性のある役職員が住友林業の株式の売買等を行う場合、住友林業総務部長への事前確認を必須とする制度を設け、適切に運用しています。加えて、原則として年2回、インサイダー取引防止に関する注意喚起を役職員向けに通知している他、「インサイダー取引防止マニュアル」を発行し、社内WEBサイトを通じて周知徹底を図っています。

なお、2021年度のインサイダー取引に関わる違反や問題発生はありませんでした。

反社会的勢力の排除

住友林業グループは、反社会的勢力に対しては、妥協を許さず、毅然とした態度で対応することをグループの基本方針として倫理規範に定めています。総務部を対応統括部署として、警察、弁護士などの外部専門機関と連携して組織的に対応することとし、反社会的勢力に関する情報を収集し、必要に応じて注意喚起の指導を行っています。また、各都道府県の暴力団排除条例施行に伴い、住友林業グループ各社が第三者と締結する契約書に、反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むことを定型化するなど、適切な対応を行っています。

また、すでに契約書を締結している取引先も含め、全ての取引先との間で、当該取引先だけでなく、その親会社・子会社・下請先などについても反社会的勢力でないことの表明保証の取りつけを行っています。

交通事故・違反の防止

住友林業グループでは、国内で業務に使用する車両が約5,000台に及ぶことから、交通事故・違反のリスクに対応するため、安全運転管理体制のグループ標準化を推進しています。

具体的には、関連規程の整備、事故報告書式の統一、運転記録証明書※の取得などに加え、運転者及び車両に関する基本情報（免許・違反歴・車検・保険など）を一元管理する「安全運転管理システム」を主要なグループ会社にも展開し、法定業務の履行や運転者の指導を適時適切に行うための体制を整備しています。

また、住友林業グループでは、毎月の交通事故発生状況の分析結果を各組織に共有し、事故発生防止対策の立案、啓発活動につなげています。

さらに、運転技術や経験の不足などにより事故リスクの高い新入社員に対しては、自身の性格と運転行動について理解する運転適性診断や、日常点検・基本走行・スラローム走行といった実車学習など、安全運転への意識をより高める研修を実施しています。

※ 自動車安全運転センターが発行する違反や行政処分などの運転経歴に関する証明書

ガバナンス

税務

基本的な考え方

住友林業グループの全ての役員及び社員は、法令、社会的規範及び社内規則を遵守し、高い倫理観を持って行動します。事業を進めていく際の基本的な考え方として定めた「住友林業グループ 倫理規範」において、正確な記録に基づく公正な会計処理及び税務処理を行うことを明記し、国内外グループ会社の社員一人ひとりに配布しています。税務実務においても指針を整備し、社員に対する啓発などを通じ、税務コンプライアンスの維持・向上に努めています。

また、住友林業グループの9つの重要課題の一つに「強靭な事業体制の構築」を掲げ、税務を含む事業戦略とサステナビリティ戦略の連動を図っています。

税務ガバナンス体制

税務はグループ財務機能の一部であり、財務責任者である担当役員が責任を担っています。住友林業の経営企画部が税務に関する業務を管理し、専門の知識を有する税務担当社員を配置しています。国内外の税金の支払い状況や税務調査の状況を適時に把握し、適切な対応を図るとともに、それらの情報及びグループの税務課題等について速やかに担当役員に報告を行っています。

また、グループ全体を統括するリスク管理委員会において、税務を含むコンプライアンス・企業倫理に関連するリスクを「重点管理リスク」として、管理・モニタリングを実施しています。

関連情報はこちら

› リスク管理体制

› コンプライアンス・カウンター

税務リスクへの取り組み

税務リスクが高いと想定される取引については、十分な事前検討を行う体制を整備し、必要に応じて税務専門家に対して助言・指導などを依頼し、税務リスクの低減に努めています。なお、税負担の軽減措置は適切かつ効果的に利用し、税負担の適正化に努めていますが、法令等の趣旨を逸脱する解釈・適用による節税は行っていません。また、タックスヘイブンを租税回避目的で使用しません。

税務当局との関係

住友林業グループは税務当局との良好なコミュニケーションを維持するよう努め、誠意を持って真摯かつ事実に基づく説明・対応を行っています。問題点の指摘などを受けた場合には、税務当局の措置・見解に対する異議申し立て・訴訟等を行う場合を除き、直ちに問題点の原因を解明し、適切な是正及び改善措置を講じ、再発を防止しています。

ガバナンス

事業継続マネジメント

事業継続マネジメント体制

住友林業グループでは、自然災害や新型インフルエンザなど、企業の努力では発生の防止が極めて困難かつ本社機能へ重大な影響を及ぼしかねない事業中断リスクに対応するため、「BCM小委員会」を設置し、事業継続マネジメント体制（BCM体制）の周知や強化及び事業継続計画（BCP）の策定、見直し・改善、計画に基づく訓練などを実施しています。2021年度は、「BCM小委員会」を2回開催し、BCPの重要性を整理・理解する機会を設け、グループ全体での連携した対応がBCPの実効性に大きく影響することを説明することで、各組織の自律的かつ積極的な対応推進を促しました。

なお、2020年3月以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に対して、住友林業グループでは社長を本部長とする対策本部を設置して対応を進めてきましたが、2021年3月31日に全都道府県で緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、同日付で対策本部は解散し、通常のオペレーションの中で新型コロナウイルス感染症対策を継続しています。具体的には、社員が感染拡大防止のための特別措置や勤怠管理に関する不明点などを相談できるワンストップ窓口を設置している他、飛沫防止アクリルパーテーションの設置、不織布マスクや手指消毒液などの衛生用品を備蓄するなどの取り組みを実施しています。その他、2021年夏には、役職員及びその家族、関係工事店従業員等まで対象を広げた、新型コロナウイルス感染症ワクチンの職域接種を東京・名古屋・大阪の三会場で実施しました。

レジリエンス認証

住友林業は2021年7月31日、事業継続及び社会貢献に積極的に取り組んでいる事業者に与えられる「国土強靭化貢献団体認証（以下、レジリエンス認証）」を取得しました。

住友林業は「中期経営計画サステナビリティ編」に定める定性目標「リスク管理・コンプライアンス体制の強化」の達成状況評価指標の一つに「レジリエンス認証」取得を掲げ、2019年度よりBCM体制の見直しと改善に取り組んできました。また、東日本大震災以降、所属する一般社団法人日本木造住宅産業協会を通じて日本各地の自治体と防災・減災等に関する協定を結び、安心・安全なまちづくりに加えて、地域活性化、社会課題解決に取り組んでいます。これらのことが評価され、この度の認証取得に至りました。今後も、大規模災害やパンデミックによる事業の中断・復旧に伴う影響を最小化するため、レジリエンスを高める取り組みを加速させていきます。

社員の安全確保

住友林業グループでは、緊急事態発生時の対応原則として、社員及びその家族の安全確保を最優先事項に掲げています。このため、各組織における緊急連絡体制を整備するとともに、災害発生後の通信の集中や断絶が生じる前に、より多くの安否情報を得られるよう、災害に連動して自動発信される安否確認システムを国内グループ各社に導入しています。こうした複数ルートによる安否確認体制を整備している他、日頃から社員一人ひとりが備えるべき事項を「安否確認マニュアル」として分かりやすくまとめ定期的に周知しています。毎年、国内グループ各社において安否確認訓練も実施しており、2021年の訓練には、計15,332名が参加しました。

また、海外駐在員の安全確保のため、2019年から海外駐在員向けの安否確認システムを導入し、駐在国で地震、テロ、火山噴火等の緊急事態が発生した際には迅速に安否が確認できる体制も整備しています。

加えて、災害発生後の会社からの情報発信ツールとして、社外ネットワークからもアクセス可能な危機管理ポータルサイトを運用し、有事の際にも社員やその家族が様々な情報を得られる体制を構築することで、情報が行き届かないことによる二次災害等の防止に取り組んでいます。

安否確認マニュアル要約版

重要業務の継続に向けた取り組み

住友林業グループでは、2019年10月に「BCM規程」を制定し、「本社機能が停止する可能性がある危機事象」と「多数の住宅等において居住安全性を損なうような被害が同時に発生する可能性がある危機事象」を想定し、事業継続計画（BCP）を策定しています。当該BCPの中では、社員の安否確認、支払など具体的な重要業務を定め、東京・大阪の二拠点において重要業務を継続できる体制の構築、緊急用のIT機器の準備など影響の最小化に取り組んでいる他、緊急時の業務遂行にも必要となる各種システムやデータの遠隔バックアップを行うなどの対策も講じています。

各被災現場においては、本社本部との指揮命令系統が断絶している状況においても、責任者による臨機応変な判断・迅速な初動対応がなされる必要があるため、その対応力を高めるための「初動対応模擬訓練」を実施しています。この訓練は2011年から継続して実施しており、2020年は新型コロナウイルス感染症対策等の観点により実施を見送りましたが、2021年は研修形式をオンライン形式に変更し、計81名の拠点責任者・実務責任者を対象に訓練を実施しました。

また、巨大地震の発生による帰宅困難者の事務所滞在及び長距離の徒歩帰宅に備え、職場ごとに最低限配備すべき共通の標準防災備蓄品を定め、グループの全拠点に配備しています。特に、大量の帰宅困難者が発生すると想定されている大都市圏（首都圏・大阪市・名古屋市）の拠点では、3日間の職場滞在を想定した備蓄を行っています。

この他、新たなオフィスなどの選定時には、コストや利便性だけでなく、防災･減災の観点から、本社防災責任者が関与するとともに、事務機器の転倒防止やキャスターつき複合機の移動防止対策など、オフィス内の防災・減災対策に取り組んでいます。

サプライチェーンにおける事業継続強化の取り組み

住宅・建築事業においては、大災害によるサプライチェーンの寸断に備え、部材メーカーや工務店などの取引業者と施工物件の仕様や工程、現場の進捗状況などの情報を共有し、先行的な原材料の調達や製造を可能にすることで、事業中断リスクの低減に取り組んでいます。しかしながら、2020年に世界中に拡大した新型コロナウイルス感染症により、部材調達や施工物件の遅延の事態などに至りました。

こうした事態に鑑み、サプライヤーにおいて地震等の天災や火災等の事故が発生した場合に、サプライヤーから住友林業へ災害状況を報告する方法と履歴管理についてのシステム化を検討しています。また、そうした不測の事態に備える意味でも同一部材の原則2社以上購買体制（同一部材の生産拠点の2ヵ所以上を含む）の構築にも取り組んでいます。

なお、新型コロナウイルス感染症感染拡大による調達部材の遅延の対策については、短期的な備えとして遅延の発生した資材の各サプライヤーでの在庫の積み増し、中長期的には、単一国から他国にも生産拠点を設置する等、生産拠点の分散化によるリスク低減を図るべく、サプライヤーと協議していく予定です。

建材資材などの調達先については、取引継続の判断のために毎年実施しているサプライヤー評価に、被災時の代替供給ルートの確保体制など、事業継続性の項目を加えて審査しています。これらにより、今後も事業中断リスクのさらなる低減に取り組んでいきます。

お客様へのサービスの維持

東京・沖縄にコールセンターを設置し、24時間アフターサービスを受け付けしています。

また、災害で一方のセンターが被災した場合、もう一方のセンターが機能をバックアップするしくみを構築しています。災害対策システムにより各拠点の情報を一元管理することで、全国のオーナーの被災状況を共有し、災害や補修などの依頼に迅速に対応できるように取り組んでいます。

ガバナンス

情報セキュリティ/DX

情報セキュリティ方針

住友林業グループは、情報システムの機密性・完全性・可用性を確保するため、運用ルール面と技術面を相互補完させながら、セキュリティレベルの向上を図っています。特にお客様情報の保護については、最重要課題の一つであるとの認識のもと、ルールの周知に向けた社員教育を継続するとともに、周知度の検証を行っています。

運用ルール面では、国内のグループ会社を対象とする「住友林業グループ情報資産保護ガイドライン」を定めると同時に、このガイドラインに基づくチェックリストを作成。グループ各社の情報システム担当部門の責任者が情報セキュリティレベルの確認を毎年行っています。また、海外のグループ会社に対しても同レベルのガイドラインを展開しています。2022年度は、2021年度に策定した新たなセキュリティガイドラインをもとに、海外グループ会社のセキュリティレベルの更なる強化施策を順次実施していく予定です。

情報セキュリティに関する教育については、イントラネットを通じ派遣社員・アルバイトを含むグループ全従業員が毎年受講することを義務付けています。受講効果を測るテスト合格が修了の条件となっています。

技術面では、社外へ持ち出すパソコンに対する起動時の「暗号化」や、パソコンからのデータの書き出しを制限する仕組みを導入しています。

また、コロナ禍におけるテレワーク推進に伴うセキュリティリスク増大に対応し、DaaS※1環境の拡充及び強固なセキュリティ対策を施したVPN※2環境を構築、グループ会社全体へ展開しました。

なお、2021年度において情報漏えいやサイバーアタックなどの問題は発生していません。

※1 Desktop-as-a-Serviceの略。企業が提供する仮想デスクトップをリモート接続して利用すること
※2 Virtual Private Networkの略。インターネットなどに接続している利用者の間に仮想的なトンネルを構築し、プライベートなネットワークを拡張する技術

お客様のプライバシー保護（個人情報保護）

住友林業は、個人情報保護のために、個人情報保護方針や個人情報保護規程などの社内規程を整備している他、総務担当執行役員を「個人情報保護最高責任者」、各組織の長を「個人情報保護店部責任者」に任命し、各店部に「個人情報管理統轄者」を置くなど、本社から各事業所に至る保護体制を敷いています。

また、個人情報の取り扱いに関する相談窓口として、お客様相談室内に、「個人情報相談窓口」を設置。さらに、各組織の長・総務責任者などに対する集合研修、社員全員に対するe-ラーニング研修などの社員教育、ならびに業務委託先に対する意

識啓発を行い、個人情報漏えい事故の防止に努めています。e-ラーニング研修については、国内グループ各社社員も必須で受講しています。

関連情報はこちら

> 個人情報保護方針

情報セキュリティ管理体制

住友林業グループは、ITソリューションに関する統括責任者である担当役員のもと、 ITソリューション部長が、規程類の策定・管理、技術的対策の立案・実施、社員に対する教育・訓練、事故発生時の調査・対策などの情報セキュリティ施策を推進しています。情報セキュリティに関する社会的動向及び住友林業グループの施策の実行状況について、社長、管理部門担当役員及び各事業本部長が参加する「IT戦略委員会」において定期的な報告を行い、施策指示を受けています。

各部門の責任者は「情報セキュリティ推進責任者」として自部門の業務遂行を指導・管理しており、各部門に実務責任者である「情報セキュリティ推進担当者」を配置しています。

また、国内グループ会社の情報システム担当部門の責任者が参加する「関係会社IT担当者会議」を定期的に開催し、ガイドラインの周知・遵守徹底やセキュリティシステムの導入を推進しています。

さらに、全執行役員が常任委員であるリスク管理委員会において、重点管理対象項目として「外部からの攻撃等による機密情報流出リスク」を定め、予防や影響軽減に関する評価項目について、四半期ごとに、定期開催する委員会で共有・協議しています。これらの活動内容は、取締役会に報告・答申し、業務執行に反映させる仕組みを整備しています。

加えて、同委員会配下に設置された「BCM小委員会」において、グループの横断的なIT関連の事業中断リスクへの対応について、実効性を高めるための活動を展開しています。

なお、グループ内外の住宅CAD業務やシステム運用、バックオフィス業務などのBPO受託事業を行うDalian Sumirin Information Technology Service（大連ITS）社において、情報セキュリティマネジメントシステムISO27001を取得しています。

情報セキュリティ強化の取り組み

昨今、多発する個人情報漏えい事故や、標的型メール攻撃など、情報セキュリティに対する脅威が増していることから、2022年度もエンドポイントセキュリティ強化を進めるなど引き続きセキュリティ強化に対する投資を行います。インターネットからアクセス可能なシステム基盤については年1回以上疑似攻撃手法によるセキュリティ診断を実施しています。併せて、国内全従業員に対し、標的型メール攻撃訓練を実施しています。

また、住友林業情報システムに設置した情報セキュリティ室を中心に、サイバー攻撃に関する案件を中心とした社員からの相談対応の強化、従業者に対するセキュリティ意識教育（外部講師、オンサイト教育）の強化を行っています。

DXの推進

住友林業グループでは、「事業のデジタル化」「組織・働き方のデジタル化」「顧客関係のデジタル化」「社会・経済のデジタル化」の４象限でDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進しています。

事業のデジタル化

CADや建て方など住宅建築でのデジタル化による合理化を進めていきます。

組織・働き方のデジタル化

RPA※1やAI-OCR※2などの技術を活用して、伝票入力など単純業務の自動化を推進しています。

顧客関係のデジタル化

住友林業グループの各事業でのお客様情報を統合管理することで、お客様へ適切な情報やアプローチを行うなどデジタルマーケティングを推進していきます。

社会・経済のデジタル化

2021年に事業を開始したホームエクスプレス構造設計社の構造計算サービスの普及を進めていきます。

※1 Robotic Process Automationの略。PC 操作などをソフトウェアのロボットにより自動化する技術
※2 Artificial Intelligence-Optical Character Recognitionの略。 従来のOCR（光学文字認識）技術とAIとを組み合わせ、学習した内容に基づいてルールを見出して文字などを認識する技術

ガバナンス

知的財産管理

知的財産管理方針

特許権や商標権等の知的財産権の適切な保全及び活用が事業競争力に大きな影響を与え、また、知的財産権侵害等の不法行為が企業経営の重大なリスクの一つとなっています。住友林業グループは、事業競争力の維持・向上のために、事業の特性に応じて知的財産を保全し、あるいは必要に応じて他者の知的財産に適切に対処するなど、知的財産権の適正な管理に努めています。

知的財産管理体制

住友林業は、知的財産の管理部署として「知的財産室」を設置しており、弁理士資格を持つ社員も在籍しています。知的財産室では、会社の業績向上に資する目的から、社員を対象とした知的財産に関する知識・行動の教育、知的財産権の侵害・被侵害に関する法律相談、知的財産に関する各種契約締結の支援、筑波研究所・事業部門において創出された知的財産の出願・権利保全などを行っています。

知的財産教育

コンプライアンス及び知的財産リスクのマネジメントの観点から、知的財産の取り扱いに関する正しい知識や基本行動を体系的に身につけてもらうことを目的に、対象部門や内容を整理した体系的なプログラムに基づいて知的財産教育を実施しています。2021年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、集合形式の研修については感染防止策を講じた上で、筑波研究所、事業部門と関係会社の研究開発・営業企画担当者及び管理職を対象に、知的財産研修を５回実施し、他者の知的財産権の侵害防止というコンプライアンス及び知的財産リスクのマネジメントの徹底を図りました。

また、住友林業グループ社員全員が利用可能なe-ラーニングサイトにおいて、コンプライアンス面に重点を置いた知的財産に関する講座を掲載し、社員が常に受講可能な環境を整えています。本講座は、必須受講講座として、住友林業グループ社員全員が毎年受講することになっています。

ガバナンス

責任ある広告・宣伝

基本的な考え方

住友林業グループでは、「住友林業グループ倫理規範」に則り、著作権法、商標法、宅地建物取引業法、景品表示法などの関連法規遵守はもちろんのこと、様々なステークホルダーの視点を考慮し誤解や不快感を起こさない、正確で節度ある広告・宣伝を行っています。

法律・基準・規範の遵守の体制

住友林業は、法律・基準・規範遵守を徹底するため、コーポレート・コミュニケーション部、総務部法務グループ、知的財産室が連携して、必要に応じて広告の内容を確認・検証できる体制を整えています。

住友林業では、2021年度広告宣伝における各種法令への違反はありませんでした。また、関係部署と国内グループ会社の広告担当者を委員とする「ブランドコミュニケーション委員会」を隔月開催し、違反防止を含めた勉強会を行い、知識向上に努めています。これらの取り組みを通じて事前確認を徹底し、不確実な情報発信により誤解を招くことのないよう努めています。

社内リテラシー向上の取り組み

2021年度においては、「ブランドコミュニケーション委員会」のなかで、著作権法、肖像権、景品表示法、不正競争防止法、商標法に関する勉強会を開催、広告物を制作する部門の責任者及び実務担当者に対して広告・表示に関連する法律の内容把握、発生しやすい違反などについて注意喚起を行いました。

また、別途、四半期に一度WEB意見交換会を開催。WEBサイト管理のためのガイドラインを作成し、関係部署と国内グループ各社のWEBサイト担当に対して、個人情報の取り扱いなど、情報セキュリティ面についての説明・指導も行いました。

ブランドコミュニケーション委員会

ガバナンス

株主還元とIR活動

基本的な考え方

近年、機関投資家による企業評価のあり方が見直されています。その中で重視されているのが、エンゲージメント（目的を持った対話）です。企業価値向上に向けた戦略や取り組みについて、企業と株主・投資家との対話機会が増えています。日本国内でも、日本版スチュワードシップ・コードの制定以降、より幅広くエンゲージメントを推進する動きが広がっています。

住友林業グループも、企業価値への適切な評価や市場からの信頼獲得という観点から、エンゲージメントを重要視しています。非財務面も含めた幅広い情報を迅速かつ透明性を持って開示することで、経営方針や事業計画への理解を得ながら、重要なステークホルダーである投資家の意見や要望を経営陣に適時フィードバックし、持続的成長への施策につなげていきます。

株主への利益還元

利益還元・内部留保に関する基本方針

住友林業は、株主への利益還元を最重要課題の一つと認識し、これを継続的かつ安定的に実施することを基本方針としています。

今後においても、内部留保金を長期的な企業価値の向上に寄与する効果的な投資や研究開発活動に有効に活用することで、自己資本利益率（ROE）の向上と自己資本の充実を図るとともに、経営基盤、財務状況及びキャッシュ・フローなどのバランスを総合的に勘案しつつ、利益の状況に応じた適正な水準での利益還元を行っていきます。

2021年12月期の配当状況

2021年12月期は、期末配当金を1株あたり45円とし、中間配当金1株あたり35円と合わせて、通期1株あたり80円の配当としました。

株主分布（所有者別）（2021年12月末時点）

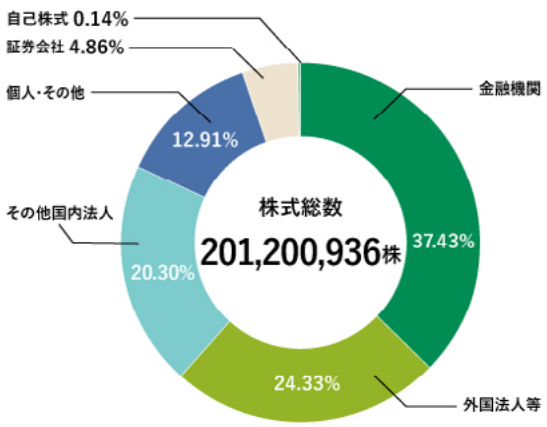

※ 所有者別分布状況は、表示単位未満を切り捨てて表示

情報開示・コミュニケーション

情報開示・コミュニケーションに関する基本方針

住友林業は、経営の透明性を高めるために積極的な情報開示を行っています。

株主総会では、分かりやすい報告・説明に努め、WEBサイトでは決算短信・ファクトブック・決算概要説明資料といった決算関連情報や住宅事業に関する月次受注情報など、豊富なIR情報を和文版・英文版にて開示しています。また、サステナビリティに関する詳細な取り組みについては、和文版・英文版をWEBサイトにて開示しています。

また、住友林業グループの最新情報をステークホルダーへお伝えするため、ニュースリリースを発信しています。2021年度は77件のニュースリリースを公開しました。

2017年度より、住友林業グループの企業価値向上に関する取り組みについて財務情報とESGに関連する非財務の両面から情報発信を強化すべく、「統合報告書」を発行しています。「統合報告書」以外にも「株主のみなさまへ（事業活動のご報告）」の他、「定時株主総会招集通知」も和文版・英文版を冊子及びWEBサイトで開示するなど、積極的な情報発信に努めています。

関連情報はこちら

> IR関連資料

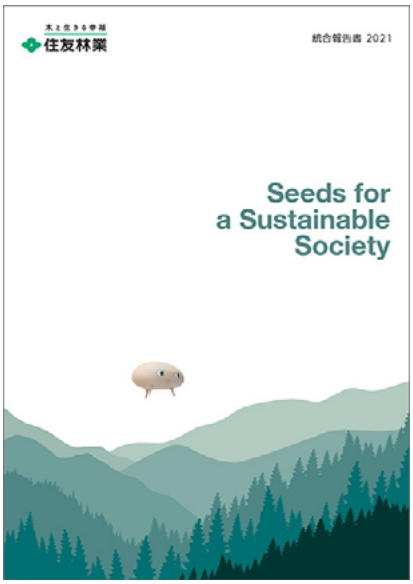

「統合報告書2021」

「株主のみなさまへ（第2四半期）」

株主・投資家との双方向コミュニケーション

関連情報はこちら

> IR基本方針・免責

株主総会

開催にあたっては、招集通知（和文版・英文版）の法定発送期限に先だつ早期発送やWEBサイトでの開示、電磁的方法（インターネット等）での議決権行使への対応などを通じて、より多くの株主にご参加いただき、議決権を行使していただけるよう努めています。

個別ミーティング

四半期ごとの決算発表後には、証券アナリストや機関投資家との個別ミーティングを開催しており、2021年度は国内・海外で合計215社と面談を実施しました。その他、スモールミーティングや現場説明会なども適宜開催していきます。

個人投資家向け説明会

個人投資家向け説明会を定期的に実施しています。2020年度及び2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響と、決算期の変更に伴い行いませんでしたが、2019年度は大阪、名古屋で実施し、多くの個人投資家の皆さまにご参加いただきました。説明会では、住友林業グループの事業内容に加え、グループの成長戦略を説明する他、展示ブースを設け、希望する個人投資家に向けて住友林業グループが展開する戸建注文住宅・賃貸住宅・リフォーム・有料老人ホーム・海外不動産などの紹介を行いました。

海外機関投資家・株主向けIR活動

海外の機関投資家・株主の皆さまに対しては、決算関連資料の英語版の配信などを行っている他、2021年度は、経営陣が米国、欧州、アジアの機関投資家・株主とオンラインミーティングを実施。業績や事業戦略などを説明するとともに、意見交換を行いました。

なお、より多くの対話機会を持つために、証券会社が主催するカンファレンスにも参加しています。

グリーンボンドの発行

住友林業グループでは、全ての活動において地球環境を意識した取り組みを推進しています。その一つとして、住友林業はグリーンボンド原則に則し、かつ大手評価機関よりセカンド・パーティ・オピニオンを取得した転換社債型新株予約権付社債（以下、「グリーンCB」）を2018年9月に100億円発行しました。これは、2016年度のニュージーランド山林資産の取得により減少した手元資金のリファイナンスを行うことが目的です。こうしたグリーンCBの発行は世界で初めての事例であり、この先進的な取り組みが高く評価され、Climate Bonds Initiativeが主催する「第4回Green Bond Pioneer Awards」の「New Products」部門を受賞しました。「Green Bond Pioneer Awards」を受賞するのは日本企業で初めてとなります。本取り組みは国内外におけるESG投資市場の活性化と裾野の拡大にも貢献しています。

関連情報はこちら

- 評価機関Vigeo Eirisによるセカンド・パーティ・オピニオン
- 環境面での便益：アウトプット及びインパクトの事後的推計

ポジティブ・インパクト・ファイナンスの融資契約締結

住友林業グループでは、中期経営計画における基本方針の一つに「事業とESGへの取り組みの一体化推進」を掲げ、SDGsへの貢献に注力しています。

2020年3月には、三井住友信託銀行株式会社と、国連環境計画・金融イニシアティブ※1が提唱するポジティブ・インパクト金融原則※2に即した「ポジティブ・インパクト・ファイナンス（資金使途を特定しない事業会社向け融資タイプ）」の融資契約を締結しました。これは住友林業のSDGsに貢献する取り組みが評価されたもので、本件借入については通常の融資と比べ金利水準が優遇されます。本件締結にあたって、株式会社日本格付研究所よりポジティブ・インパクト金融原則への準拠性、活用した評価指標の合理性について第三者意見※3を取得しています。

今後も、SDGsの目標達成に向けた取り組みをより一層強化し、中長期的な企業価値の向上を目指します。

※1 国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）：国連環境計画（UNEP）は、1972年に「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」の実行機関として設立された国連の補助機関。UNEP FIは、UNEPと200以上の世界の金融機関による広範で緊密なパートナーシップであり、1992年の設立以来、金融機関、政策・規制当局と協調し、経済的発展とESG（環境・社会・企業統治）への配慮を統合した金融システムへの転換を推進

※2 ポジティブ・インパクト金融原則：UNEP Fが2017年1月に策定。企業がSDGsの達成への貢献を開示し、銀行はそのプラスの影響を評価して資金提供を行うことにより、資金提供先企業によるプラスの影響の増大、マイナスの影響の低減の努力を導くもの。融資を実行する銀行は、責任ある金融機関として、指標をモニタリングすることによって、インパクトが継続していることを確認

※3 株式会社日本格付研究所のWEBサイトをご参照ください
https://www.jcr.co.jp/

関連情報はこちら

- 三井住友信託銀行が実施する住友林業株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る第三者意見

その他情報

470 社外からの評価

476 編集方針

478 新型コロナウイルス感染症に関する取り組み

479 SASB対照表

481 GRIスタンダード対照表／第三者保証報告書

社外からの評価

社外からの評価

2021年度の主な評価・表彰実績

近年、運用の投資基準として財務面だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮したESG投資への関心が高まっています。住友林業グループは、2022年3月時点で下記のESGに関連した評価・表彰を頂きました。

DJSI（Dow Jones Sustainability Indices）

米国ダウジョーンズ社が1999年に開発した、企業の環境・サステナビリティ格付けの中で最も信頼される格付けの一つ。Dow Jones Global Indexに含まれる世界の企業3,400社以上に対して、「経済」「環境」「社会」の3つの観点からアンケート調査が行われる。2021年11月に住友林業は「Dow Jones Sustainability World Index」の構成銘柄及び「Dow Jones Sustainability Asia Pacific Index」の構成銘柄に選定されました。「Dow Jones Sustainability Indices」シリーズへの選定は今回を含め14回目となりました。

Member of
Dow Jones
Sustainability Indices
Powered by the S&P Global CSA

S&Pグローバル社の「ゴールドクラス」に4年連続選定

住友林業株式会社は、世界的な社会的責任投資（SRI）評価会社である米S&Pグローバル社のサステナビリティ格付けで、最高評価の「ゴールドクラス」に4年連続で選定されました。S&Pグローバル社は世界の大手企業7,000社以上を対象に経済・環境・社会面での取り組みについて評価し、61業種それぞれ上位15%の企業を「持続可能性に優れた企業」として「サステナビリティイヤーブック2022」に掲載します。そのうち特に優れた企業をゴールドクラス・シルバークラス・ブロンズクラスとして格付けします。

Sustainability Award
Gold Class 2022
S&P Global

CDP2021「気候変動Aリスト」

住友林業は、持続可能な社会の実現を目指すNGOのCDPから、最高評価である「気候変動Aリスト」企業として6年連続で選定されました。2016年に評価基準が変更されて以来、6年連続で選定された日本企業は当社を含め4社のみです。

※CDPフォレストA－　CDPウォーターB

FTSE4Good Global Index

ロンドン証券取引所の子会社であるFTSE社による、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）に関する世界基準を満たす企業評価。2004年より継続選定

GPIFが選定した5つのESG指数構成銘柄に採用

FTSE Blossom Japan Index

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が2017年7月に選定した、日本株を対象とした指数の一つで、FTSE社によるESG評価指数

FTSE Blossom Japan Sector Relative Index

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が2022年3月に選定した、FTSE社によるESG指数の一つで、FTSE RussellのESG評価、カーボンインテンシティ（売上高あたりの温室効果ガス排出量）、企業の気候変動リスク・機会に対する経営姿勢の3つの観点で評価される選別型のESG総合指数

※ FTSE Russell (FTSE International Limited と Frank Russell Companyの登録商標)はここに住友林業が第三者調査の結果、FTSE Blossom Japan Sector Relative Index組み入れの要件を満たし、本インデックスの構成銘柄となったことを証します。FTSE Blossom Japan Sector Relative Indexはサステナブル投資のファンドや他の金融商品の作成・評価に広く利用されます

MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が2017年7月に選定した、日本株を対象とした指数の一つ。「MSCIジャパンIMIのうち 時価総額上位700銘柄」を親指数に、業種内で相対的にESGが優れた企業評価の指数

MSCI日本株女性活躍指数

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が2017年7月に選定した、日本株を対象とした指数の一つ。「MSCIジャパンIMIのうち 時価総額上位700銘柄」を親指数に、業種内で性別多様性に優れた企業評価の指数

※ MSCI指数への住友林業株式会社の組み入れ、及びWEBサイトにおけるMSCIのロゴ、商標、サービスマーク、指数名称の使用は、MSCI及び関係会社による住友林業株式会社の後援、推奨あるいは広告宣伝ではない。MSCI指数はMSCIの独占的財産。MSCI及びMSCI指数の名称とロゴは、MSCI及び関係会社の商標もしくはサービスマーク

S&P/JPX カーボンエフィシェント指数

日本取引所グループ、東京証券取引所及びS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが環境指数「S&P/JPXカーボン・エフィシェント指数」を共同開発し、公表を開始

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が、ESG 投資戦略のベンチマークとして環境指数「S&P/JPXカーボン・エフィシェント指数」を採用し、2018年度より選定

ブルームバーグ男女平等指数

住友林業は26日、ブルームバーグ社が発表した「2022年ブルームバーグ男女平等指数（GEI）」の構成企業に選定されました。GEI構成企業への選定は2年連続となります。GEIは企業のジェンダーに関する情報開示の透明性や男女平等に関する取り組み・実績を評価するための指標です。男女平等の観点から当社の取り組みが評価され、45の国と地域に本社を置く418社の1社として選定されました（日本企業は12社）

SOMPOサステナビリティ・インデックス

SOMPOアセットマネジメント株式会社によるESG評価。SOMPOリスクマネジメント株式会社の環境調査（通称「ぶなの森環境アンケート」）と、株式会社インテグレックスの社会・ガバナンス調査を基に決定される。2013年度より継続選定

その他

その他の評価・表彰実績

名称・主催	評価	対象企業・表彰者・在籍企業
林野庁	住友林業株が前田建設工業株式会社と共同企業体（JV）で設計・施工した桐朋学園宗次ホールが、令和3年度木材利用優良施設コンクールで林野庁長官賞を受賞しました。 https://sfc.jp/information/news/2021/2021-10-14.html	住友林業

名称・主催	評価	対象企業・表彰者・在籍企業
ウッドデザイン賞運営事務局	7年連続「ウッドデザイン賞2021」受賞 https://sfc.jp/information/news/2021/2021-10-27.html	住友林業
公益財団法人都市緑化機構	独立行政法人都市再生機構と『環境認証制度を用いた居住系屋外空間の有効活用に関する研究協定』を締結し、常盤平団地の緑地がSEGES「そだてる緑」部門Excellent Stage 2の認定を取得しました。 https://sfc.jp/information/news/2021/2021-04-14-02.html	住友林業緑化

名称・主催	評価	対象企業・表彰者・在籍企業
株式会社oricon ME	住友林業ホームサービスはオリコン顧客満足度ランキング」で、不動産仲介の「売却 マンション」および「購入 マンション」、「売却 戸建て」の3ランキングで第1位に選出されました。 <2021年 オリコン顧客満足度調査 不動産仲介 売却 マンション／購入 マンション／売却 戸建て 第1位> https://sfc.jp/information/news/2021/2021-09-01.html	住友林業ホームサービス
環境省	第3回「ESGファイナンス・アワード・ジャパン」の「環境サステナブル企業部門」において、「環境サステナブル企業」に選定されました。 	住友林業
全米住宅建設業者協会	NAHB（National Association of Home Builders：全米住宅建設業者協会）が主催するMultifamily Pillars of the Industry Awards 2021の2部門で最優秀賞を受賞しました。クレセント社のNAHBからの受賞は3年連続となります。 https://sfc.jp/information/news/2022/2022-02-28.html	Crescent Communities, LLC

編集方針

編集方針

編集方針

住友林業グループは、「サステナビリティレポート」をステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを図る重要なツールとして発行しています。

「サステナビリティ経営」を基本とし、E（環境報告）、S（社会性報告）、G（ガバナンス）での情報開示を充実させるとともに、「事業の全体像」のパートでは、事業活動におけるサステナビリティ経営をどのように実践しているか、各報告ページへの誘導を強化しました。

WEBサイト以外に、住友林業グループのサステナビリティへの特徴的な取り組みを中心に編集したハイライト冊子を発行し、読者の皆様の関心事にあわせてご活用いただけるようにしています。

また、株主・投資家ならびにステークホルダーの皆様に、年次業績と中長期的な企業価値向上に向けた取り組みをお伝えする冊子として「統合報告書」を発行しています。

住友林業グループの多様な取り組みをご覧いただき、ぜひご意見をお寄せください。

関連情報はこちら

サステナビリティレポート アンケートページ

統合報告書

報告対象組織

住友林業と連結子会社及び一部持分法適用会社を報告対象としています。なお、環境データは、特別な注記がない限り、国内外の関係会社を含めたグループ会社が集計の対象となります。対象組織範囲及び算定範囲は下記のとおりです。

※ 本文では、「住友林業」は住友林業株式会社を指し、「住友林業グループ」は国内・海外の連結子会社及び一部持分法適用会社を含む

関連情報はこちら

グループ会社一覧

環境データ集計の範囲と方法について（マテリアルバランス）

発行時期：2022年8月

報告対象期間：

国内&海外：2021年1月～2021年12月

※ 国内外の報告の一部に、それ以前からの取り組み及び2021年12月以後の活動と将来の見通しを含む
なお、データ集計期間が上記と異なる場合はその旨注記している
参考ガイドライン：「環境報告ガイドライン（2018年版）」（環境省）「ISO26000：2010 社会的責任に関する手引き」（（財）日本規格協会）「GRI Standards」（GRI）

※ 当社グループは、2020年度より決算期（事業年度の末日）を3月31日から12月31日に変更している。注記がない限り、これに伴い2020年度の国内の集計期間は2020年4～12月の9ヵ月間とする。

報告内容の信頼性の確保について

環境・社会側面のパフォーマンス指標についてKPMGあずさサステナビリティ株式会社の第三者保証を受けており、保証対象の指標には第三者保証マークを表示しています。

また、サステナビリティレポートに記載した取り組みの内容や実績データについては、担当部署において適切な測定及び集計方法を使用することで正確性の確保に努めるとともに、可能な限りその方法を開示しています。

新型コロナウイルス感染症に関する取り組み

住友林業グループでは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止の観点から、お客様、従業員、取引先等の皆様の安全・安心を最優先に取り組んでいます。

お客様、取引先に関する取り組み

関連情報はこちら

- 多様なニーズやライフスタイルに合わせた住宅の販売
- 展示場・ショールーム
- リフォームによる性能向上
- 調達先とのコミュニケーション／取引先評価

地域の支援等

関連情報はこちら

- 社会インフラ整備

住友林業グループ社員に関する取り組み

関連情報はこちら

- 森林事業における労働安全衛生
- 製造事業における労働安全衛生
- 建築現場における労働安全衛生
- テレワークへの取り組み
- 情報セキュリティ方針

住友林業グループへの影響

関連情報はこちら

- サプライチェーンにおける事業継続強化の取り組み
- 環境リスクの把握と対応

SASB対照表

SASB対照表

SASB対照表

SASBの森林管理（Forestry Management）業界のスタンダードのトピックについて、住友林業グループの取り組みを掲載している箇所を示しています。

サステナビリティ開示トピックおよび会計指標

トピック	会計指標	コード	該当情報
生態系サービス・影響	第三者の森林管理基準に認定された森林地帯の面積、各基準に認証された割合	RR-FM-160a.1	住友林業グループにおける森林管理・保有など面積 2021年度の海外管理森林面積等
	保全ステータスにある保護森林地帯の面積	RR-FM-160a.2	住友林業グループにおける森林管理・保有など面積 2021年度の海外管理森林面積等
	絶滅危惧種の生息地における森林地帯の面積	RR-FM-160a.3	保護地域などに関するコミットメント 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全
	森林地帯によって提供される生態系サービスからの機会を最適化するアプローチの説明	RR-FM-160a.4	持続可能な森林資源の活用
先住民族の権利	先住民の土地における森林地帯の面積	RR-FM-201a.1	-
	人権、先住民の権利、および地域社会に関するエンゲージメントプロセスとデューデリジェンスの実践の説明	RR-FM-201a.2	重要な人権リスクの特定と対応 生物多様性保全、労働慣行及び人権、地域社会への配慮

トピック	会計指標	コード	該当情報
気候変動への適応	気候変動によってもたらされる森林管理と木材生産の機会とリスクを管理する戦略の説明	RR-FM-450a.1	〉TCFDへの対応

活動指標

活動指標	コード	該当情報
事業体が所有や賃貸、管理している森林地帯の面積	RR-FM-000.A	〉住友林業グループにおける森林管理・保有など面積
総立木在庫	RR-FM-000.B	-
木材伐採量	RR-FM-000.C	〉2021年度の海外管理森林面積等

GRIスタンダード対照表／第三者保証報告書

GRIスタンダード対照表／第三者保証報告書

GRIスタンダード対照表

住友林業グループのサステナビリティレポートは、GRIスタンダードを参照しています。
以下の対照表は、関連する情報を含めたサステナビリティレポートの掲載・開示情報を記載しています。

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
組織のプロフィール（2016）			
102-1	a. 組織の名称		会社概要
102-2	a. 組織の事業活動に関する説明 b. 主要なブランド、製品、およびサービス。特定の市場で販売が禁止されている製品またはサービスがあれば、その説明を含める		会社概要 事業紹介 サービス一覧
102-3	a. 組織の本社の所在地		会社概要
102-4	a. 組織が事業を展開している国の数、および重要な事業所を所有している国の名称		グループ会社一覧
102-5	a. 組織の所有形態や法人格の形態		会社概要
102-6	a. 参入市場		会社概要 グループ会社一覧
102-7	a. 組織の規模		会社概要 業績・財務情報

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
102-8	a. 雇用契約（正社員と臨時雇用者）別の、男女別総従業員数 b. 雇用契約（正社員と臨時雇用者）別の、地域別総従業員数 c. 雇用の種類（常勤と非常勤）別の、男女別総従業員数 d. 組織の活動の相当部分を担う者が、従業員以外の労働者であるか否か。該当する場合、従業員以外の労働者が担う作業の性質および規模についての記述 e. 開示事項 102-8-a、102-8-b、102-8-cで報告する従業員数に著しい変動（観光業や農業における季節変動） f. データの編集方法についての説明（何らかの前提があればそれも含める）	6.4 6.4.3	〉社会性関連データ
102-9	a. 組織のサプライチェーンの説明。組織の活動、主要なブランド、製品、およびサービスに関するサプライチェーンの主要要素を含める		〉事業の全体像 〉サプライチェーンマネジメント
102-10	a. 組織の規模、構造、所有形態、またはサプライチェーンに関して生じた重大な変化		〉会社概要 〉業績・財務情報
102-11	a. 組織が予防原則や予防的アプローチに取り組んでいるか。またその取り組み方	6.2	〉リスクマネジメント 〉サプライチェーンマネジメント 〉人権尊重の取り組み 〉労働安全衛生マネジメント 〉環境リスクマネジメント 〉汚染の防止
102-12	a. 外部で作成された経済、環境、社会の憲章、原則その他のイニシアティブで、組織が署名または支持しているもののリスト	6.2	〉経営理念とサステナビリティ経営 〉中期経営計画サステナビリティ編と重要課題 〉SDGsへの貢献と重要課題 〉社会貢献活動の推進
102-13	a. 業界団体、その他の協会、および国内外の提言機関で組織が持っている主な会員資格のリスト	6.2	〉社会貢献活動の推進

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
戦略			
102-14	a. 組織とサステナビリティの関連性、およびサステナビリティに取り組むための戦略に関する、組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明	6.2	＞ トップコミットメント
102-15	a. 重要なインパクト、リスク、機会の説明	6.2	＞ トップコミットメント ＞ リスクマネジメント ＞ 環境リスクマネジメント ＞ TCFDへの対応 ＞ IR関連資料
倫理と誠実性			
102-16	a. 組織の価値観、理念、行動基準・規範についての説明	4.4	＞ 経営理念とサステナビリティ経営
102-17	a. 組織内外に設けられている次の制度についての説明 i. 倫理的行為および合法行為、ならびに組織の誠実性に関する助言を求める制度 ii. 非倫理的行為または違法行為、ならびに組織の誠実性に関する懸念を通報する制度		＞ 知的財産管理 ＞ コンプライアンス
ガバナンス			
102-18	a. 組織のガバナンス構造。最高ガバナンス機関の委員会を含む b. 経済、環境、社会項目に関する意思決定に責任を負っている委員会		＞ コーポレートガバナンス ＞ リスクマネジメント ＞ コンプライアンス ＞ 環境マネジメント体制
102-19	a. 最高ガバナンス機関から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会項目に関して権限委譲を行うプロセス		＞ コーポレートガバナンス ＞ リスクマネジメント ＞ コンプライアンス ＞ 環境マネジメント体制 ＞ 社員とのコミュニケーション
102-20	a. 組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会項目の責任者として任命しているか b. その地位にある者が、最高ガバナンス機関の直属となっているか		＞ コーポレートガバナンス ＞ リスクマネジメント ＞ コンプライアンス ＞ 環境マネジメント体制

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
102-21	a. ステークホルダーと最高ガバナンス機関の間で、経済、環境、社会項目に関して協議を行うプロセス b. 協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス機関への結果のフィードバックをどのように行っているか		＞ コーポレートガバナンス ＞ 株主還元とIR活動 ＞ 社員とのコミュニケーション
102-22	a. 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成		＞ コーポレートガバナンス
102-23	a. 最高ガバナンス機関の議長が組織の執行役員を兼ねているか否か b. 議長が執行役員を兼ねている場合、組織の経営におけるその者の役割と、そのような人事の理由		＞ コーポレートガバナンス
102-24	a. 最高ガバナンス機関およびその委員会メンバーの指名と選出のプロセス b. 最高ガバナンス機関のメンバーの指名と選出で用いられる基準		＞ コーポレートガバナンス
102-25	a. 利益相反の回避、対処のために最高ガバナンス機関が行っているプロセス b. 利益相反に関する情報をステークホルダーに開示しているか		＞ コーポレートガバナンス
102-26	a. 経済、環境、社会項目に関わる組織の目的、価値観、ミッション・ステートメント、戦略、方針、目標の策定、承認、更新に際して、最高ガバナンス機関と役員が果たす役割		＞ コーポレートガバナンス ＞ 環境マネジメント体制
102-27	a. 経済、環境、社会項目に関する最高ガバナンス機関の集合的知見を発展、強化するために実施した施策		＞ コーポレートガバナンス

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
102-28	a. 最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンスを評価するためのプロセス b. 当該評価の独立性が確保されているか否か、および評価の頻度 c. 当該評価が自己評価であるか否か d. 最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンス評価に対応して行った措置。最低限、メンバーの変更や組織の実務慣行の変化を含む		＞ コーポレートガバナンス
102-29	a. 経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントにおける最高ガバナンス機関の役割。デュー・デリジェンス・プロセスの実施における最高ガバナンス機関の役割を含む b. 最高ガバナンス機関による経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントをサポートするために、ステークホルダーとの協議が活用されているか否か	6.2	＞ コーポレートガバナンス ＞ リスクマネジメント
102-30	a. 経済、環境、社会項目に関するリスクマネジメント・プロセスの有効性のレビューにおける最高ガバナンス機関の役割		＞ コーポレートガバナンス ＞ リスクマネジメント
102-31	a. 経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会に関して最高ガバナンス機関が行うレビューの頻度	6.2	＞ コーポレートガバナンス ＞ リスクマネジメント
102-32	a. 組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルな項目が取り上げられていることを確認する機能を果たしている最高位の委員会または役職		＞ コーポレートガバナンス ＞ 中期経営計画サステビリティ編と重要課題
102-33	a. 最高ガバナンス機関に対して重大な懸念事項を伝達するために設けられているプロセス	6.2	＞ コーポレートガバナンス ＞ リスクマネジメント ＞ コンプライアンス ＞ 株主還元とIR活動

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
102-34	a. 最高ガバナンス機関に伝達された重大な懸念事項の性質と総数 b. 重大な懸念事項への対処、解決のために使われたメカニズム		＞ コンプライアンス
102-35	a. 最高ガバナンス機関および役員に対する報酬方針 b. 報酬方針におけるパフォーマンス基準と、最高ガバナンス機関および役員の経済、環境、社会項目における目標がどのように関係しているか	6.2	＞ コーポレートガバナンス
102-36	a. 報酬の決定プロセス b. 報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか否か、また報酬コンサルタントが経営陣から独立しているか否か c. 報酬コンサルタントと組織との間に存在するその他の関係		＞ コーポレートガバナンス
102-37	a. 報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め、また考慮しているか b. 考慮している場合、報酬方針や提案への投票結果	6.2	＞ コーポレートガバナンス ＞ 株主還元とIR活動
102-38	a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与所得者における年間報酬総額の、同じ国の全従業員における年間報酬額の中央値（最高給与所得者を除く）に対する比率		
102-39	a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与所得者における年間報酬総額の増加率の、同じ国の全従業員における年間報酬総額の中央値（最高給与所得者を除く）の増加率に対する比率		
ステークホルダー・エンゲージメント			
102-40	a. 組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループのリスト	6.2	＞ ステークホルダーエンゲージメント
102-41	a. 団体交渉協定の対象となる全従業員の割合		＞ 社会性関連データ
102-42	a. 組織がエンゲージメントを行うステークホルダーを特定および選定する基準	6.2	

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
102-43	a. 組織のステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ方法。種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメントの頻度を含む。また、特に報告書作成プロセスの一環として行ったエンゲージメントか否かを示す	6.2 6.7 6.7.4 6.7.5 6.7.6 6.7.8 6.7.9	ステークホルダーエンゲージメント
102-44	a. ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された重要な項目および懸念	6.2	流通事業における取り組み
報告実務			
102-45	a. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体のリスト b. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の記載から外れているか否か	6.2	IR関連資料
102-46	a. 報告書の内容および項目の該当範囲を確定するためのプロセスの説明 b. 組織が報告書の内容を確定する際、報告原則をどのように適用したかについての説明		中期経営計画サステナビリティ編と重要課題
102-47	a. 報告書の内容を確定するプロセスで特定したマテリアルな項目のリスト		中期経営計画サステナビリティ編と重要課題
102-48	a. 過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合、再記述の影響および理由		事業活動に伴う温室効果ガス排出 労働安全衛生マネジメント
102-49	a. マテリアルな項目および項目の該当範囲について、過去の報告期間からの重大な変更		編集方針 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題
102-50	a. 提供情報の報告期間		編集方針
102-51	a. 前回発行した報告書の日付		編集方針
102-52	a. 報告サイクル		編集方針
102-53	a. 報告書またはその内容に関する質問の窓口		アンケート
102-54	a. 組織がGRIスタンダードに準拠し、報告書を作成したことを表す主張		編集方針
102-55	a. GRIの内容索引		本対照表

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
102-56	a. 報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行の説明 b. 保証されていない事項、その根拠	7.5.3	第三者保証報告書
マネジメント手法（2016）			
103-1	a. その項目がマテリアルである理由の説明 b. マテリアルな項目の該当範囲 c. 該当範囲に関する具体的な制約事項		中期経営計画サステナビリティ編と重要課題 重要課題1 重要課題2 重要課題3 重要課題4 重要課題5 重要課題6 重要課題7 重要課題8 重要課題9
103-2	a. 組織がその項目をどのようにマネジメントしているかについての説明 b. マネジメント手法の目的に関する表明 c. マネジメント手法に次の要素が含まれている場合、各要素についての説明 i. 方針 ii. コミットメント iii. 目標およびターゲット iv. 責任 v. 経営資源 vi. 苦情処理メカニズム vii. 具体的な措置（プロセス、プロジェクト、プログラム、イニシアティブなど）		トップコミットメント サステナビリティに関わる各種方針・考え方 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題 重要課題1 重要課題2 重要課題3 重要課題4 重要課題5 重要課題6 重要課題7 重要課題8 重要課題9

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
103-3	a. 組織によるマネジメント手法の評価方法		中期経営計画サステナビリティ編と重要課題 重要課題1 重要課題2 重要課題3 重要課題4 重要課題5 重要課題6 重要課題7 重要課題8 重要課題9

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
経済パフォーマンス（2016）			
201-1	創出、分配した直接的経済価値	6.8.1 6.8.2 6.8.3 6.8.7 6.8.9	株主還元とIR活動 会社概要 有価証券報告書
201-2	気候変動によって組織の活動が受ける財務上の影響、その他のリスクと機会	6.5.5	環境リスクマネジメント TCFDへの対応 気候変動の緩和 気候変動への適応 事業活動に伴うエネルギー使用&再エネ導入 事業活動に伴う温室効果ガス排出
201-3	確定給付型年金制度の組織負担の範囲	6.8.7	IR関連資料
201-4	政府から受けた財務援助		
地域経済での存在感（2016）			
202-1	重要事業拠点における地域最低賃金に対する標準最低給与の比率（男女別）	6.3.7 6.3.10 6.4.3 6.4.4 6.8.1 6.8.2	

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
202-2	重要事業拠点における、地域コミュニティから採用した上級管理職の比率	6.4.3 6.8.1 6.8.2 6.8.5 6.8.7	
間接的な経済的インパクト（2016）			
203-1	インフラ投資および支援サービスの展開と影響	6.3.9 6.8.1 6.8.2 6.8.7 6.8.9	海外住宅・不動産事業＞ESGへの取り組み一体化推進 持続可能な森林経営 社会貢献活動の推進 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全
203-2	著しい間接的な経済影響（影響の程度を含む）	6.3.9 6.6.6 6.6.7 6.7.8 6.8.1 6.8.2 6.8.5 6.8.6 6.8.7 6.8.9	リスクマネジメント 海外住宅・不動産事業 環境リスクマネジメント TCFDへの対応
調達慣行（2016）			
204-1	重要事業拠点における地元サプライヤーへの支出の比率	6.4.3 6.6.6 6.8.1 6.8.2 6.8.7	
腐敗防止（2016）			
205-1	腐敗に関するリスク評価を行っている事業所の総数と比率、特定した著しいリスク	6.6.1 6.6.2 6.6.3	コンプライアンス
205-2	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	6.6.1 6.6.2 6.6.3 6.6.6	コンプライアンス

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
205-3	確定した腐敗事例、および実施した措置	6.6.1 6.6.2 6.6.3	＞ コンプライアンス
反競争的行為（2016）			
206-1	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により法的措置を受けた事例の総件数およびその結果	6.6.1 6.6.2 6.6.5 6.6.7	＞ コンプライアンス
税（2019）			
207-1	税務へのアプローチ	6.2	＞ 税務
207-2	税務のガバナンス、管理、およびリスクマネジメント	6.2	＞ 税務
207-3	税務に関連するステークホルダー・エンゲージメントおよび懸念事項への対処		＞ 税務
207-4	国別の報告		
原材料（2016）			
301-1	使用原材料の重量または体積	6.5.1 6.5.2 6.5.4	＞ マテリアルバランス ＞ 環境関連データ
301-2	使用原材料におけるリサイクル材料の割合	6.5.1 6.5.2 6.5.4	＞ 廃棄物削減とリサイクルのマネジメント ＞ ゼロエミッション達成のための取り組み
301-3	再生利用された製品と梱包材の割合	6.5.1 6.5.2 6.5.4	＞ 廃棄物削減とリサイクルのマネジメント ＞ ゼロエミッション達成のための取り組み
エネルギー（2016）			
302-1	組織内のエネルギー消費量	6.5.1 6.5.2 6.5.4	＞ マテリアルバランス ＞ 環境関連データ ＞ 事業活動に伴うエネルギー使用&再エネ導入
302-2	組織外のエネルギー消費量	6.5.1 6.5.2 6.5.4	＞ マテリアルバランス ＞ 環境関連データ ＞ 事業活動に伴う温室効果ガス排出

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
302-3	エネルギー原単位	6.5.1 6.5.2 6.5.4	
302-4	エネルギー消費の削減量	6.5.1 6.5.2 6.5.4 6.5.5	事業活動に伴うエネルギー使用&再エネ導入
302-5	製品およびサービスが必要とするエネルギーの削減量	6.5.1 6.5.2 6.5.4 6.5.5	気候変動の緩和
水と廃水（2018）			
303-1	共有資源としての水との相互作用		水資源の有効利用
303-2	排水に関連するインパクトのマネジメント		水資源の有効利用
303-3	取水		マテリアルバランス 環境関連データ
303-4	排水		マテリアルバランス 環境関連データ
303-5	水消費		マテリアルバランス 環境関連データ
生物多様性（2016）			
304-1	保護地域の内部や隣接地域または保護地域外の生物多様性価値の高い地域に所有、賃借、管理している事業サイト	6.5.1 6.5.2 6.5.6	生物多様性保全に関する方針と目標 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全
304-2	保護地域や保護地域外の生物多様性価値の高い地域において、活動、製品、サービスが生物多様性に対して及ぼす著しい影響の記述	6.5.1 6.5.2 6.5.6	緑化による環境都市への貢献 環境リスクマネジメント 生物多様性保全に関する方針と目標 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全
304-3	保護または復元されている生息地	6.5.1 6.5.2 6.5.6	緑化による環境都市への貢献 国内における社会貢献活動事例 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
304-4	IUCNレッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種で、組織の事業の影響を受ける地域に生息する種の総数	6.5.1 6.5.2 6.5.6	国内社有林・海外植林地の生物多様性保全
大気への排出（2016）			
305-1	直接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ1）	6.5.1 6.5.2 6.5.5	マテリアルバランス 環境関連データ 事業活動に伴う温室効果ガス排出
305-2	間接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ2）	6.5.1 6.5.2 6.5.5	マテリアルバランス 環境関連データ 事業活動に伴う温室効果ガス排出
305-3	その他の間接的な温室効果ガス（GHG）排出（スコープ3）	6.5.1 6.5.2 6.5.5	マテリアルバランス 環境関連データ 事業活動に伴う温室効果ガス排出
305-4	温室効果ガス（GHG）排出原単位	6.5.1 6.5.2 6.5.5	事業活動に伴う温室効果ガス排出
305-5	温室効果ガス（GHG）排出量の削減量	6.5.1 6.5.2 6.5.5	気候変動の緩和 事業活動に伴う温室効果ガス排出
305-6	オゾン層破壊物質（ODS)の排出量	6.5.1 6.5.2 6.5.3 6.5.5	環境リスクマネジメント
305-7	NOx、 SOx、およびその他の重大な大気排出	6.5.1 6.5.2 6.5.3	汚染の防止 環境関連データ
廃棄物（2020）			
306-1	廃棄物の発生と廃棄物関連の著しいインパクト		廃棄物削減とリサイクルのマネジメント
306-2	廃棄物関連の著しいインパクトの管理		廃棄物削減とリサイクルのマネジメント
306-3	発生した廃棄物		マテリアルバランス 廃棄物削減とリサイクルのマネジメント
306-4	処分されなかった廃棄物		廃棄物削減とリサイクルのマネジメント

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
306-5	処分された廃棄物		＞ マテリアルバランス
環境コンプライアンス（2016）			
307-1	環境法規制の違反	6.5.1 6.5.2 4.6	＞ 環境リスクマネジメント
サプライヤーの環境面のアセスメント（2016）			
308-1	環境クライテリアにより選定した新規サプライヤーの比率	6.3.5 6.5.1 6.5.2 6.6.6 7.3.1	
308-2	サプライチェーンにおける著しいマイナス環境影響（現実的、潜在的なもの）、および行った措置	6.3.5 6.5.1 6.5.2 6.6.6 7.3.1	＞ 流通事業における取り組み ＞ 製造事業における取り組み ＞ 住宅・建築事業における取り組み
雇用（2016）			
401-1	従業員の新規雇用者と離職者の総数と比率（年齢、性別、地域による内訳）	6.4.1 6.4.2 6.4.3	＞ 社会性関連データ
401-2	派遣社員とアルバイト従業員には支給せず、正社員に支給する給付（主要事業拠点ごと）	6.4.1 6.4.2 6.4.4 6.8.7	
401-3	出産・育児休暇後の復職率と定着率（男女別）	6.4.1 6.4.2 6.4.4	＞ 社会性関連データ
労使関係（2016）			
402-1	業務上の変更を実施する場合の最低通知期間（労働協約で定めているか否かも含む）	6.4.1 6.4.2 6.4.3 6.4.5	

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
労働安全衛生（2018）			
403-1	労働安全衛生マネジメントシステム		労働安全衛生マネジメント
403-2	危険性（ハザード）の特定、リスク評価、事故調査		労働安全衛生
403-3	労働衛生サービス		森林事業における労働安全衛生 建築現場における労働安全衛生
403-4	労働安全衛生における労働者の参加、協議、コミュニケーション		社員とのコミュニケーション 労働安全衛生 健康経営の推進
403-5	労働安全衛生に関する労働者研修		労働安全衛生 健康経営の推進
403-6	労働者の健康増進		健康経営の推進
403-7	ビジネス上の関係で直接結びついた労働安全衛生の影響の防止と緩和		労働安全衛生 健康経営の推進
403-8	労働安全衛生マネジメントシステムの対象となる労働者		労働安全衛生
403-9	労働関連の傷害		労働安全衛生マネジメント 社会性関連データ
403-10	労働関連の疾病・体調不良		労働安全衛生マネジメント 社会性関連データ
研修および教育（2016）			
404-1	従業員一人あたりの年間平均研修時間（男女別、従業員区分別）	6.4.1 6.4.2 6.4.7	人財育成 社会性関連データ
404-2	スキル・マネジメントや生涯学習のプログラムによる従業員の継続雇用と雇用終了計画の支援	6.4.1 6.4.2 6.4.7 6.8.5	ダイバーシティ＆インクルージョン 人財育成
404-3	業績とキャリア開発についての定期的評価を受けている従業員の比率（男女別、従業員区分別）	6.4.1 6.4.2 6.4.7	人財育成 社員とのコミュニケーション

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
ダイバーシティと機会均等（2016）			
405-1	ガバナンス組織の構成と従業員区分別の内訳（性別、年齢、マイノリティーグループその他の多様性指標別）	6.2.3 6.3.7 6.3.10 6.4.1	＞ コーポレートガバナンス ＞ 社会性関連データ
405-2	基本給と報酬総額の男女比	6.3.7 6.3.10 6.4.1 6.4.2 6.4.3 6.4.4	
非差別（2016）			
406-1	差別事例の総件数と実施した是正措置	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.6 6.3.7 6.3.10 6.4.3	＞ 人権尊重の取り組み
結社の自由と団体交渉（2016）			
407-1	結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされているかもしれないと特定された業務やサプライヤー、および当該権利を支援するために実施した対策	6.3.1 6.3.2 6.3.3 6.3.4 6.3.5 6.3.8 6.3.10 6.4.5 6.6.6	＞ 人権尊重の取り組み ＞ 社員とのコミュニケーション

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
児童労働（2016）			
408-1	児童労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、および児童労働の効果的な根絶のために実施した対策	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.3 6.3.4 6.3.5 6.3.7 6.3.10 6.6.6 6.8.4	〉流通事業における取り組み 〉製造事業における取り組み 〉住宅・建築事業における取り組み 〉人権尊重の取り組み
強制労働（2016）			
409-1	強制労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、およびあらゆる形態の強制労働を撲滅するための対策	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.3 6.3.4 6.3.5 6.3.10 6.6.6	〉流通事業における取り組み 〉製造事業における取り組み 〉住宅・建築事業における取り組み 〉人権尊重の取り組み
保安慣行（2016）			
410-1	業務関連の人権方針や手順について研修を受けた保安要員の比率	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.4 6.3.5 6.6.6	
先住民の権利（2016）			
411-1	先住民族の権利を侵害した事例の総件数と実施した措置	4.8 .3.1 6.3.2 6.3.4 6.3.6 6.3.7 6.3.8 6.6.7 6.8.3	〉人権尊重の取り組み

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
人権アセスメント（2016）			
412-1	人権レビューや影響評価の対象とした業務の総数とその比率	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.3 6.3.4 6.3.5	〉人権尊重の取り組み
412-2	人権方針や手順に関する従業員研修	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.5	〉人権尊重の取り組み
412-3	人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.3 6.3.5 6.6.6	〉流通事業における取り組み 〉人権尊重の取り組み
地域コミュニティ（2016）			
413-1	事業のうち、地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラムを実施したものの比率	6.3.9 6.5.1 6.5.2 6.5.3 6.8	〉国内森林資源の保全 〉コンサルタント事業 〉社会貢献型植林活動 〉国内における社会貢献活動事例 〉海外におけるコミュニティー開発・地域貢献活動事例 〉人権尊重の取り組み
413-2	地域コミュニティに著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を及ぼす事業	6.3.9 6.5.3 6.8	
サプライヤーの社会面のアセスメント（2016）			
414-1	社会に及ぼす影響に関するクライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率	6.3.5 6.6.1 6.6.2 6.6.6 6.8.1 6.8.2 7.3.1	

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
414-2	サプライチェーンで社会に及ぼす著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）および実施した措置	6.3.5 6.6.1 6.6.2 6.6.6 6.8.1 6.8.2 7.3.1	> 流通事業における取り組み > 製造事業における取り組み > 住宅・建築事業における取り組み > 人権尊重の取り組み
公共政策（2016）			
415-1	政治献金の総額（国別、受領者・受益者別）	6.6.1 6.6.2 6.6.4	> 社会貢献活動の推進
顧客の安全衛生（2016）			
416-1	主要な製品やサービスで、安全衛生の影響評価を行い、改善を図っているものの比率	6.7.1 6.7.2 6.7.4 6.7.5 6.8.8	> 製造事業における製品の安全・品質管理 > 住宅事業における製品の安全・品質管理
416-2	製品やサービスのライフサイクルにおいて発生した、安全衛生に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	4.6 6.7.1 6.7.2 6.7.4 6.7.5 6.8.8	
マーケティングとラベリング（2016）			
417-1	組織が製品およびサービスの情報とラベリングに関して手順を定めている場合、手順が適用される製品およびサービスに関する情報の種類と、このような情報要求事項の対象となる主要な製品およびサービスの比率	6.7.1 6.7.2 6.7.3 6.7.4 6.7.5 6.7.9	> お客様とのコミュニケーション > 住宅・建築事業における取り組み

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
417-2	製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制ならびに自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	4.6 6.7.1 6.7.2 6.7.3 6.7.4 6.7.5 6.7.9	
417-3	マーケティング・コミュニケーション（広告、プロモーション、スポンサー活動を含む）に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	4.6 6.7.1 6.7.2 6.7.3	責任ある広告・宣伝
顧客プライバシー（2016）			
418-1	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して実証された不服申立の総件数	6.7.1 6.7.2 6.7.7	情報セキュリティ/DX
社会経済面のコンプライアンス（2016）			
419-1	社会経済分野の法規制の違反により組織が受けた重大な罰金および罰金以外の制裁措置	4.6 6.7.1 6.7.2 6.7.6	

第三者保証報告書

第三者保証報告書

独立した第三者保証報告書

2022年8月2日

住友林業株式会社
代表取締役社長　光吉　敏郎　殿

KPMGあずさサステナビリティ株式会社
東京都千代田区大手町一丁目9番7号
代表取締役　斎藤 和彦

当社は、住友林業株式会社（以下、「会社」という。）からの委嘱に基づき、会社が作成したサステナビリティレポート2022（PDF版）（以下、「サステナビリティレポート」という。）に記載されている2021年1月1日から2021年12月31日までを対象とした マークの付されている環境・社会パフォーマンス指標（以下、「指標」という。）に対して限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社が定めた指標の算定・報告規準（以下、「会社の定める規準」という。サステナビリティレポートに記載。）に従って指標を算定し、表示する責任は会社にある。

当社の責任

当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準（ISAE）3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及びISAE3410「温室効果ガス情報に対する保証業務」に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主としてサステナビリティレポート上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- サステナビリティレポートの作成・開示方針についての質問及び会社の定める規準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める規準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定したスミリンケアライフ株式会社　エレガーノ甲南に対する現地往査の代替的な手続としての質問及び証憑等の文書の閲覧
- 指標の表示の妥当性に関する検討

結論

上述の保証手続の結果、サステナビリティレポートに記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める規準に従って算定され、表示されていないと認められる事項は発見されなかった。

当社の独立性と品質管理

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性及びその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質管理基準第1号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

以　上